

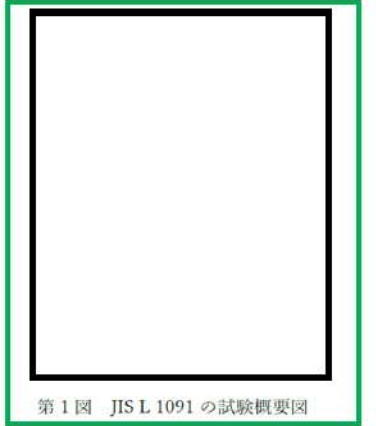



赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>2. JIS L 1091 の試験概要について</p> <p>JIS L 1091 の難燃性確認試験については第1図の試験装置を用いて、120秒間供試体を規定の条件の炎にさらし、燃焼面積、残炎・残じん時間、燃焼距離を測定し、難燃性に対する評価を行うものである。</p>  <p>第1図：JIS L 1091 試験概要図</p> <p>3. JACA No.11A-2003 の試験概要について</p> <p>JACA No.11A-2003 の難燃性確認試験については第2図の試験装置を用いて、ろ材試験片を、ガスバーナにより60秒間加熱し、燃焼時間、残炎・残じん時間、熔融滴下物による発火の有無、燃焼距離を測定し、難燃性に対する評価を行うものである。</p>  <p>第2図：JACA No.11A-2003 試験概要図</p>	<p>2. JIS L 1091 の試験概要について</p> <p>JIS L 1091 の難燃性確認試験については第1図の試験装置を用いて、120秒間供試体を規定の条件の炎にさらし、燃焼面積、残炎・残じん時間、燃焼距離を測定し、難燃性に対する評価を行うものである。</p>  <p>第1図 JIS L 1091 の試験概要図</p> <p>3. JACA No.11A-2003 の試験概要について</p> <p>JACA No.11A-2003 の難燃性確認試験については第2図の試験装置を用いて、ろ材試験片を、ガスバーナにより60秒間加熱し、燃焼時間、残炎・残じん時間、熔融滴下物による発火の有無、燃焼距離を測定し、難燃性に対する評価を行うものである。</p>  <p>第2図 JACA No.11A-2003 の試験概要図</p> <p>□ 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>【大飯】  <span style="color: blue;">■</span> 記載内容の相違              (女川実績の反映)</p> <p>【女川】  <span style="color: green;">■</span> 記載表現の相違</p> <p>【女川】  <span style="color: green;">■</span> 記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料41-1 添付資料4 泊発電所3号炉重大事故等対処施設における保温材の使用状況について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">参考資料4</p> <p style="text-align: center;">重大事故等対処施設の保温材の使用状況について</p> <p>1. 目的 「重大事故等対処施設」に使用している保温材が、審査基準の要求事項を満足することを、以下に示す。</p> <p>2. 保温材の要求事項について 審査基準の保温材に係る要求事項を以下に示す。</p> <p>2.1.2 安全機能を有する構築物、系統及び機器は、以下の各号に掲げるとおり、不燃性材料又は難燃性材料の使用した設計であること。ただし、当該構築物、系統及び機器の材料が、不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するもの（以下「代替材料」という。）である場合、もしくは、当該構築物、系統及び機器の機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難な場合であって、当該構築物、系統及び機器における火災に起因して他の安全機能を有する構築物、系統及び機器において火災が発生することを防止するための措置が講じられている場合は、この限りではない。</p> <p>(5)保温材は、ロックウール又はグラスウール等、不燃性のものを使用すること。</p>	<p style="text-align: right;">添付資料4</p> <p style="text-align: center;">女川原子力発電所 2号炉 重大事故等対処施設における保温材の使用状況について</p> <p>1. はじめに 女川原子力発電所2号炉において、「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」（以下「火災防護に係る審査基準」という。）の要求に基づき、重大事故等対処施設に使用する保温材について、不燃性材料又は難燃性材料の使用状況を確認した結果を示す。</p> <p>2. 要求事項 保温材については、「火災防護に係る審査基準」の「2.1 火災発生防止」の2.1.2に基づき実施することが要求されている。保温材の要求事項を以下に示す。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>2.1.2 安全機能を有する構築物、系統及び機器は、以下の各号に掲げるとおり、不燃性材料又は難燃性材料を使用した設計であること。ただし、当該構築物、系統及び機器の材料が、不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するもの（以下「代替材料」という。）である場合、もしくは、当該構築物、系統及び機器の機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難な場合であって、当該構築物、系統及び機器における火災に起因して他の安全機能を有する構築物、系統及び機器において火災が発生することを防止するための措置が講じられている場合は、この限りではない。</p> </div> <p>(5) 保温材は金属、ロックウール又はグラスウール等、不燃性のものを使用すること。</p>	<p style="text-align: right;">添付資料4</p> <p style="text-align: center;">泊発電所3号炉 重大事故等対処施設における保温材の使用状況について</p> <p>1. はじめに 泊発電所3号炉において、「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」（以下「火災防護に係る審査基準」という。）の要求に基づき、重大事故等対処施設に使用する保温材について、不燃性材料又は難燃性材料の使用状況を確認した結果を示す。</p> <p>2. 要求事項 保温材については、「火災防護に係る審査基準」の「2.1 火災発生防止」の2.1.2に基づき実施することが要求されている。保温材の要求事項を以下に示す。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>2.1.2 安全機能を有する構築物、系統及び機器は、以下の各号に掲げるとおり、不燃性材料又は難燃性材料を使用した設計であること。ただし、当該構築物、系統及び機器の材料が、不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するもの（以下「代替材料」という。）である場合、もしくは、当該構築物、系統及び機器の機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難な場合であって、当該構築物、系統及び機器における火災に起因して他の安全機能を有する構築物、系統及び機器において火災が発生することを防止するための措置が講じられている場合は、この限りではない。</p> </div> <p>(5) 保温材は金属、ロックウール又はグラスウール等、不燃性のものを使用すること。</p>	<p>【女川】 ■設備名称の相違</p> <p>【女川】 ■設備名称の相違</p> <p>【大飯】 ■記載方針の相違 (女川実績の反映:着色せず)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料41-1 添付資料4 泊発電所3号炉重大事故等対処施設における保温材の使用状況について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(参考)</p> <p>「当該構築物、系統及び機器の機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難な場合であって、当該構築物、系統及び機器における火災に起因して他の安全機能を有する構築物、系統及び機器において火災が発生することを防止するための措置が講じられている場合」とは、ポンプ、弁等の駆動部の潤滑油、機器躯体内部に設置される電気配線、不燃材料の表面に塗布されるコーティング剤等、当該材料が発火した場合においても、他の構築物、系統又は機器において火災を生じさせるおそれが小さい場合をいう。</p> <p>3. 保温材の不燃性材料使用状況の調査</p> <p>重大事故等対処施設に対する保温材は、何れも建設時より不燃性材料を使用するが、保温材を取替えていることを踏まえて、調査を実施した。</p> <p>不燃性の保温材は、平成12年建設省告示第1400号に定められたもの又は、建築基準法の不燃材料認定品とした。図1に保温材の不燃性確認フローを示す。</p> 	<p>(参考)</p> <p>「当該構築物、系統及び機器の機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難な場合であって、当該構築物、系統及び機器における火災に起因して他の安全機能を有する構築物、系統及び機器において火災が発生することを防止するための措置が講じられている場合」とは、ポンプ、弁等の駆動部の潤滑油、機器躯体内部に設置される電気配線、不燃材料の表面に塗布されるコーティング剤等、当該材料が発火した場合においても、他の構築物、系統又は機器において火災を生じさせるおそれが小さい場合をいう。</p> <p>3. 重大事故等対処施設の保温材について</p> <p>(1) 保温材の不燃性使用状況調査</p> <p>重大事故等対処施設に対する保温材は、機器設計仕様書にて不燃性材料を要求している。</p> <p>不燃性の保温材は、平成12年建設省告示第1400号<sup>*1</sup>に定められたもの、又は建築基準法の不燃材料認定品とした。</p>	<p>(参考)</p> <p>「当該構築物、系統及び機器の機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難な場合であって、当該構築物、系統及び機器における火災に起因して他の安全機能を有する構築物、系統及び機器において火災が発生することを防止するための措置が講じられている場合」とは、ポンプ、弁等の駆動部の潤滑油、機器躯体内部に設置される電気配線、不燃材料の表面に塗布されるコーティング剤等、当該材料が発火した場合においても、他の構築物、系統又は機器において火災を生じさせるおそれが小さい場合をいう。</p> <p>3. 重大事故等対処施設の保温材について</p> <p>(1) 保温材の不燃性使用状況調査</p> <p>重大事故等対処施設に対する保温材は、保温仕様書（設計図書）にて不燃性材料を要求している。</p> <p>不燃性の保温材は、平成12年建設省告示第1400号<sup>*1</sup>に定められたもの、又は建築基準法の不燃材料認定品とした。</p>	<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違              （女川実績の反映）</p> <p>【女川】</p> <p>■記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																									
<p>4. 保温材の不燃性適合状況調査結果</p> <p>保温材の不燃性確認フローに基づき調査した結果、使用する保温材は、何れも不燃性であることを確認した。調査結果を表1に示す。</p> <p>表1 保温材不燃性適合状況確認結果</p> <table border="1" data-bbox="112 359 663 518"> <thead> <tr> <th rowspan="2">保温材種類</th> <th colspan="4">使用部位</th> <th rowspan="2">フロー結果</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>配管</th> <th>弁、フランジ、サボート部</th> <th>機器類 (熱交換器、タンク、ポンプ)</th> <th>原子炉容器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ロックウール</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>①</td> <td>仕様規定*</td> </tr> <tr> <td>ケイ酸カルシウム 金属</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>①</td> <td>仕様規定*</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：&lt;平成12年建設省告示第1400号(不燃材料を定める件)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第九号の規定に基づき、不燃材料を次のように定める。</li> <li>・建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第108条の2各号(建築物の外部の仕上げに用いるものにあつては、同条第一号及び第二号)に掲げる要件を満たしている建築材料は、次に定めるものとする。</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 コンクリート</li> <li>二 れんが</li> <li>三 瓦</li> <li>四 陶磁器質タイル</li> <li>五 繊維強化セメント板</li> <li>六 厚さが3mm以上のガラス繊維混入セメント板</li> <li>七 厚さが5mm以上の繊維混入ケイ酸カルシウム板</li> <li>八 鉄鋼</li> <li>九 アルミニウム</li> <li>十 金属板</li> <li>十一 ガラス</li> <li>十二 モルタル</li> <li>十三 しっくい</li> <li>十四 石</li> <li>十五 厚さが12mm以上のせっこうボード (ボード用原紙の厚さが0.6mm以下のものに限る。)</li> <li>十六 ロックウール</li> <li>十七 グラスウール板</li> </ol>	保温材種類	使用部位				フロー結果	備考	配管	弁、フランジ、サボート部	機器類 (熱交換器、タンク、ポンプ)	原子炉容器	ロックウール	○	○	○	-	①	仕様規定*	ケイ酸カルシウム 金属	○	○	○	○	①	仕様規定*	<p>※1：&lt;平成12年建設省告示第1400号(不燃材料を定める件)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第九号の規定に基づき、不燃材料を次のように定める。</li> <li>・建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第108条の2各号(建築物の外部の仕上げに用いるものにあつては、同条第一号および第二号)に掲げる要件を満たしている建築材料は、次に定めるものとする。</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 コンクリート</li> <li>二 れんが</li> <li>三 瓦</li> <li>四 陶磁器質タイル</li> <li>五 繊維強化セメント板</li> <li>六 厚さが3mm以上のガラス繊維混入セメント板</li> <li>七 厚さが5mm以上の繊維混入ケイ酸カルシウム板</li> <li>八 鉄鋼</li> <li>九 アルミニウム</li> <li>十 金属板</li> <li>十一 ガラス</li> <li>十二 モルタル</li> <li>十三 しっくい</li> <li>十四 石</li> <li>十五 厚さが12mm以上のせっこうボード (ボード用原紙の厚さが0.6mm以下のものに限る。)</li> <li>十六 ロックウール</li> <li>十七 グラスウール板</li> </ol>	<p>※1：&lt;平成12年建設省告示第1400号(不燃材料を定める件)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第九号の規定に基づき、不燃材料を次のように定める。</li> <li>・建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第108条の2各号(建築物の外部の仕上げに用いるものにあつては、同条第一号及び第二号)に掲げる要件を満たしている建築材料は、次に定めるものとする。</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 コンクリート</li> <li>二 れんが</li> <li>三 瓦</li> <li>四 陶磁器質タイル</li> <li>五 繊維強化セメント板</li> <li>六 厚さが3mm以上のガラス繊維混入セメント板</li> <li>七 厚さが5mm以上の繊維混入ケイ酸カルシウム板</li> <li>八 鉄鋼</li> <li>九 アルミニウム</li> <li>十 金属板</li> <li>十一 ガラス</li> <li>十二 モルタル</li> <li>十三 しっくい</li> <li>十四 石</li> <li>十五 厚さが12mm以上のせっこうボード (ボード用原紙の厚さが0.6mm以下のものに限る。)</li> <li>十六 ロックウール</li> <li>十七 グラスウール板</li> </ol>	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■記載方針の相違 (女川実績の反映)</li> </ul> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■記載表現の相違</li> </ul>
保温材種類		使用部位						フロー結果	備考																			
	配管	弁、フランジ、サボート部	機器類 (熱交換器、タンク、ポンプ)	原子炉容器																								
ロックウール	○	○	○	-	①	仕様規定*																						
ケイ酸カルシウム 金属	○	○	○	○	①	仕様規定*																						

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料41-1 添付資料5 泊発電所3号炉重大事故等対処施設における建屋内装材の不燃性について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">参考資料5</p> <p style="text-align: center;">重大事故等対処施設の建屋内装材の不燃性について</p> <p>大飯発電所3/4号炉及び緊急時対策所の火災区域に施工された全ての建屋内装材について調査・試験を行い、建築基準法等の国内規制に基づく不燃性材料であることを確認した。</p> <p>なお、原子炉格納容器内部コンクリートの表面に塗布するコーティング剤は、不燃性材料であるコンクリートに塗布すること、重大事故等対処施設には、不燃性又は難燃性材料を使用することにより、審査基準2.1.2（参考）に記載されている、火災により著しく燃焼せず、加熱源を除去した場合はその燃焼部が広がらず、他の重大事故等対処施設及び設計基準事故対処設備において火災を生じさせるおそれが小さい設計とする。</p>	<p style="text-align: right;">添付資料5</p> <p style="text-align: center;">女川原子力発電所2号炉</p> <p style="text-align: center;">重大事故等対処施設における建屋内装材の不燃性について</p> <p>1. はじめに</p> <p>女川原子力発電所2号炉における、重大事故等対処施設を設置する建屋の内装材について、建築基準法等の国内規制に基づく、不燃性材料であることを確認する。</p> <p>2. 要求事項</p> <p>建屋内装材への不燃性材料の使用は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」（以下「火災防護に係る審査基準」という。）の「2.1火災発生防止」の2.1.2に基づき実施することが要求されている。</p> <p>火災防護に係る審査基準の記載を以下に示す。</p>	<p style="text-align: right;">添付資料5</p> <p style="text-align: center;">泊発電所3号炉</p> <p style="text-align: center;">重大事故等対処施設における建屋内装材の不燃性について</p> <p>1. はじめに</p> <p>泊発電所3号炉における、重大事故等対処施設を設置する建屋の内装材について、建築基準法等の国内規制に基づく、不燃性材料であることを確認する。</p> <p>2. 要求事項</p> <p>建屋内装材への不燃性材料の使用は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」（以下「火災防護に係る審査基準」という。）の「2.1火災発生防止」の2.1.2に基づき実施することが要求されている。</p> <p>火災防護に係る審査基準の記載を以下に示す。</p>	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■記載内容の相違（女川実績の反映）</li> <li>【女川】</li> <li>■設備の相違</li> </ul> <p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■記載方針の相違（女川実績の反映）</li> <li>【女川】</li> <li>■設備の相違</li> </ul> <p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■記載内容の相違（女川実績の反映）</li> </ul>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料41-1 添付資料5 泊発電所3号炉重大事故等対処施設における建屋内装材の不燃性について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1. 建屋内装材における国内規制内容</p> <p>建物の天井、壁、床に使用される内装材には、出火時の急速な火災拡大を防止するための防火規制が定められている。</p>	<p>2.1 火災発生防止</p> <p>2.1.2 安全機能を有する構築物、系統及び機器は、以下の各号に掲げるとおり、不燃性材料又は難燃性材料を使用した設計であること。ただし、当該構築物、系統及び機器の材料が、不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するもの（以下「代替材料」という。）である場合、もしくは、当該構築物、系統及び機器の機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難な場合であって、当該構築物、系統及び機器における火災に起因して他の安全機能を有する構築物、系統及び機器において火災が発生することを防止するための措置が講じられている場合は、この限りではない。</p> <p>(6) 建屋内装材は、不燃性材料を使用すること。</p> <p>(参考)</p> <p>「当該構築物、系統及び機器の機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難な場合であって、当該構築物、系統及び機器における火災に起因して他の安全機能を有する構築物、系統及び機器において火災が発生することを防止するための措置が講じられている場合」とは、ポンプ、弁等の駆動部の潤滑油、機器躯体内部に設置される電気配線、不燃材料の表面に塗布されるコーティング剤等、当該材料が発火した場合においても、他の構築物、系統又は機器において火災を生じさせるおそれが小さい場合をいう。</p> <p>3. 建屋内装材における国内規制内容</p> <p>建物の天井、壁、床に使用される内装材には、出火時の急速な火災拡大を防止するための防火規制が定められている。</p>	<p>2.1 火災発生防止</p> <p>2.1.2 安全機能を有する構築物、系統及び機器は、以下の各号に掲げるとおり、不燃性材料又は難燃性材料を使用した設計であること。ただし、当該構築物、系統及び機器の材料が、不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するもの（以下「代替材料」という。）である場合、もしくは、当該構築物、系統及び機器の機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難な場合であって、当該構築物、系統及び機器における火災に起因して他の安全機能を有する構築物、系統及び機器において火災が発生することを防止するための措置が講じられている場合は、この限りではない。</p> <p>(6) 建屋内装材は、不燃性材料を使用すること。</p> <p>(参考)</p> <p>「当該構築物、系統及び機器の機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難な場合であって、当該構築物、系統及び機器における火災に起因して他の安全機能を有する構築物、系統及び機器において火災が発生することを防止するための措置が講じられている場合」とは、ポンプ、弁等の駆動部の潤滑油、機器躯体内部に設置される電気配線、不燃材料の表面に塗布されるコーティング剤等、当該材料が発火した場合においても、他の構築物、系統又は機器において火災を生じさせるおそれが小さい場合をいう。</p> <p>3. 建屋内装材における国内規制内容</p> <p>建物の天井、壁、床に使用される内装材には、出火時の急速な火災拡大を防止するための防火規制が定められている。</p>	<p>【大飯】</p> <p>■記載内容の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【大飯】</p> <p>■記載内容の相違 (女川実績の反映)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料41-1 添付資料5 泊発電所3号炉重大事故等対処施設における建屋内装材の不燃性について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																													
<p>火災拡大には天井材及び壁材の寄与が大きく、床材の寄与は小さいことから、国内規制では下表のとおり「天井材及び壁材」と「床材」で規制内容が異なる。天井材及び壁材については建築基準法により、また、床材については消防法により規制されている。</p> <table border="1" data-bbox="168 323 607 550"> <tr> <td></td> <td>建築基準法 (第35条の2)</td> <td>消防法 (第9条の3)</td> </tr> <tr> <td>規制の種類</td> <td>内装制限</td> <td>防災規制</td> </tr> <tr> <td>規制の対象</td> <td>壁材、天井材</td> <td>床材 (じゅうたん等)</td> </tr> <tr> <td>規制適合品の分類</td> <td>不燃材料 準不燃材料 難燃材料</td> <td>防災物品</td> </tr> <tr> <td>認定(確認)方法</td> <td>試験による大臣認定 仕様規定</td> <td>試験による認定</td> </tr> </table>		建築基準法 (第35条の2)	消防法 (第9条の3)	規制の種類	内装制限	防災規制	規制の対象	壁材、天井材	床材 (じゅうたん等)	規制適合品の分類	不燃材料 準不燃材料 難燃材料	防災物品	認定(確認)方法	試験による大臣認定 仕様規定	試験による認定	<p>火災拡大には天井材及び壁材の寄与が大きく、床材の寄与は小さいことから、国内規制では第1表のとおり「天井材及び壁材」と「床材」で規制内容が異なる。天井材及び壁材については建築基準法により、また、床材については消防法により規制されている。</p> <p>第1表：規制内容比較</p> <table border="1" data-bbox="723 344 1294 579"> <tr> <td></td> <td>建築基準法 (第三十五条の二)</td> <td>消防法 (第八条の三)</td> </tr> <tr> <td>規制の種類</td> <td>内装制限</td> <td>防災規制</td> </tr> <tr> <td>規制の対象</td> <td>壁材、天井材</td> <td>床材 (じゅうたん等)</td> </tr> <tr> <td>規制適合品の分類</td> <td>不燃材料 準不燃材料 難燃材料</td> <td>防災物品</td> </tr> <tr> <td>認定(確認)の方法</td> <td>試験による大臣認定 仕様規定</td> <td>試験による認定</td> </tr> </table>		建築基準法 (第三十五条の二)	消防法 (第八条の三)	規制の種類	内装制限	防災規制	規制の対象	壁材、天井材	床材 (じゅうたん等)	規制適合品の分類	不燃材料 準不燃材料 難燃材料	防災物品	認定(確認)の方法	試験による大臣認定 仕様規定	試験による認定	<p>火災拡大には天井材及び壁材の寄与が大きく、床材の寄与は小さいことから、国内規制では第1表のとおり「天井材及び壁材」と「床材」で規制内容が異なる。天井材及び壁材については建築基準法により、また、床材については消防法により規制されている。</p> <p>第1表 規制内容比較</p> <table border="1" data-bbox="1355 368 1933 606"> <tr> <td></td> <td>建築基準法 (第三十五条の二)</td> <td>消防法 (第八条の三)</td> </tr> <tr> <td>規制の種類</td> <td>内装制限</td> <td>防災規制</td> </tr> <tr> <td>規制の対象</td> <td>壁材、天井材</td> <td>床材 (じゅうたん等)</td> </tr> <tr> <td>規制適合品の分類</td> <td>不燃材料 準不燃材料 難燃材料</td> <td>防災物品</td> </tr> <tr> <td>認定(確認)の方法</td> <td>試験による大臣認定 仕様規定</td> <td>試験による認定</td> </tr> </table>		建築基準法 (第三十五条の二)	消防法 (第八条の三)	規制の種類	内装制限	防災規制	規制の対象	壁材、天井材	床材 (じゅうたん等)	規制適合品の分類	不燃材料 準不燃材料 難燃材料	防災物品	認定(確認)の方法	試験による大臣認定 仕様規定	試験による認定	<p>【大飯】                  ■記載方針の相違                  (女川実績の反映)</p>
	建築基準法 (第35条の2)	消防法 (第9条の3)																																														
規制の種類	内装制限	防災規制																																														
規制の対象	壁材、天井材	床材 (じゅうたん等)																																														
規制適合品の分類	不燃材料 準不燃材料 難燃材料	防災物品																																														
認定(確認)方法	試験による大臣認定 仕様規定	試験による認定																																														
	建築基準法 (第三十五条の二)	消防法 (第八条の三)																																														
規制の種類	内装制限	防災規制																																														
規制の対象	壁材、天井材	床材 (じゅうたん等)																																														
規制適合品の分類	不燃材料 準不燃材料 難燃材料	防災物品																																														
認定(確認)の方法	試験による大臣認定 仕様規定	試験による認定																																														
	建築基準法 (第三十五条の二)	消防法 (第八条の三)																																														
規制の種類	内装制限	防災規制																																														
規制の対象	壁材、天井材	床材 (じゅうたん等)																																														
規制適合品の分類	不燃材料 準不燃材料 難燃材料	防災物品																																														
認定(確認)の方法	試験による大臣認定 仕様規定	試験による認定																																														
<p>2. 内装材の不燃性について</p> <p>重大事故等対処施設を設置する建屋の内装材は、建築基準法に基づく不燃材料若しくはこれと同等以上の性能を有することを試験により確認した材料、又は消防法に基づく防災物品若しくはこれと同等以上の性能を有することを試験により確認した材料を使用する設計とする。</p> <p>また、原子炉格納容器内部コンクリート表面に塗布するコーティング剤は、不燃材料であるコンクリート等に塗布すること、重大事故等に対処するための機能を有する機器等には、不燃性又は難燃性の材料を使用することにより、火災により著しく燃焼せず、加熱源を除去した場合はその燃焼部が広がらず、他の重大事故等対処施設及び設計基準事故対処設備において火災を生じさせるおそれが小さい設計とする。</p> <p>建屋内装材の不燃性については、下図のフローに基づき確認する。</p>	<p>4. 建屋内装材の不燃性について</p> <p>「3. 建屋内装材における国内規制内容」を踏まえ、建築基準法における不燃材料、準不燃材料及び消防法における防災物品として防火性能を確認できた材料を「不燃性材料」とする。</p> <p>また、国内規定に定められる防火要求において、試験により確認できた材料を「代替材料」と位置づける。(火災防護に係る審査基準2.1.2ただし書き及び(参考)の適用)</p> <p>なお、耐放射線性等の機能要求があり、代替材料の使用が技術上困難な場合で、不燃材料の表面に塗布されたコーティング剤については、不燃性材料の適用外とする。(火災防護に係る審査基準2.1.2ただし書き及び(参考)の適用)</p> <p>以上より、内装材の不燃性を第1図に基づき確認する。</p>	<p>4. 建屋内装材の不燃性について</p> <p>「3. 建屋内装材における国内規制内容」を踏まえ、建築基準法における不燃材料、準不燃材料及び消防法における防災物品として防火性能を確認できた材料を「不燃性材料」とする。</p> <p>また、国内規定に定められる防火要求において、試験により確認できた材料を「代替材料」と位置づける。(火災防護に係る審査基準2.1.2ただし書き及び(参考)の適用)</p> <p>なお、耐放射線性等の機能要求があり、代替材料の使用が技術上困難な場合で、不燃材料の表面に塗布されたコーティング剤については、不燃性材料の適用外とする。(火災防護に係る審査基準2.1.2ただし書き及び(参考)の適用)</p> <p>以上より、内装材の不燃性を第1図に基づき確認する。</p>	<p>【大飯】                  ■記載方針の相違                  (女川実績の反映)</p>																																													

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料41-1 添付資料5 泊発電所3号炉重大事故等対処施設における建屋内装材の不燃性について）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>大阪発電所3/4号炉</p> <p>※4 建築基準法上及び消防法上の試験              不燃性材料との同等性を確認する試験には、以下のものがある。              ・コーンカロリメータ試験              公的試験機関の「耐火性能試験・評価業務方法書」に規定された発熱性試験、評価方法により行われる試験              ・防炎試験              消防法施行令の「防炎防火対象物の指定等」及び消防法施行規則の「防炎性能の基準の数値等」に示される、じゅうたん等の試験</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p> <p>第1図 内装材の適合性判定フロー</p> <p>5. 内装材の認定，仕様規定の確認（ルートⅠ）              設計図書及び現地確認により，内装材における防火規制上の認定及び仕様規定への適合を確認した。なお，中央制御室のカーペットは，消防法施行規則第四条の三に基づき，第三者機関において防炎物品の試験を実施し，防炎性能を有することを確認した材料を使用する設計とする。</p> <p>6. 試験による内装材の適合性判定（ルートⅡ）              内装材のうち防火規制上の認定及び仕様規定への適合が確認できない材料については，建築基準法施行令第一条の六又は消防法施行令第四条の三に基づく試験により，不燃性材料の防火性能と同等以上（「代替材料」）であることを確認した。</p>	<p>泊発電所3号炉</p> <p>第1図 内装材の適合性判定フロー</p> <p>5. 内装材の認定，仕様規定の確認（ルートⅠ）              設計図書及び現地確認により，内装材における防火規制上の認定及び仕様規定への適合を確認した。なお，中央制御室のカーペットは，消防法施行規則第四条の三に基づき，第三者機関において防炎物品の試験を実施し，防炎性能を有することを確認した材料を使用する設計とする。</p> <p>6. 試験による内装材の適合性判定（ルートⅡ）              内装材のうち防火規制上の認定及び仕様規定への適合が確認できない材料については，建築基準法施行令第一条の六又は消防法施行令第四条の三に基づく試験により，不燃性材料の防火性能と同等以上（「代替材料」）であることを確認した。</p>	<p>相違理由</p> <p>【大阪】              ■記載方針の相違              （女川実績の反映）</p> <p>【大阪】              ■記載内容の相違              （女川実績の反映）</p> <p>【大阪】              ■記載内容の相違              （女川実績の反映）</p>



泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料41-1 添付資料5 泊発電所3号炉重大事故等対処施設における建屋内装材の不燃性について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>7. 不燃基材の仕様確認（ルートⅢ）</p> <p>管理区域の床、壁には耐放射線性及び除染性を確保すること、原子炉格納容器内の床、壁には耐放射線性、除染性及び耐腐食性を確保することを目的として、コーティング剤を塗布する設計としている。このコーティング剤は、建築基準法施行令第一条の六に基づく難燃性が確認された塗料であること、不燃性材料であるコンクリート表面に塗布されていることを確認することで、火災防護に係る審査基準2.1.2の（参考）に基づく「不燃材料表面のコーティング剤は、他の構築物、系統又は機器において火災が生じるおそれが小さい」に該当することから、不燃性材料の適用外とする。</p> <p>8. 内装材の不燃性判定結果</p> <p>建屋内装材の不燃性判定結果を第2表に示す。</p> <p>すべての建屋内装材は不燃性材料又は不燃性材料と同等であることを確認した。また、第2表に示す以外の内装材を設ける場合については、「6. 試験による内装材の適合性判定」、「7. 不燃基材の仕様確認」に基づく設計とする。</p>	<p>7. 不燃基材の仕様確認（ルートⅢ）</p> <p>管理区域の床、壁には耐放射線性及び除染性を確保すること、原子炉格納容器内の床、壁には耐放射線性、除染性及び耐腐食性を確保することを目的として、コーティング剤を塗布する設計としている。このコーティング剤は、建築基準法施行令第一条の六に基づく難燃性が確認された塗料であること、不燃性材料であるコンクリート表面に塗布されていることを確認することで、火災防護に係る審査基準2.1.2の（参考）に基づく「不燃材料表面のコーティング剤は、他の構築物、系統又は機器において火災が生じるおそれが小さい」に該当することから、不燃性材料の適用外とする。</p> <p>8. 内装材の不燃性判定結果</p> <p>建屋内装材の不燃性判定結果を第2表に示す。</p> <p>すべての建屋内装材は不燃性材料又は不燃性材料と同等であることを確認した。また、第2表に示す以外の内装材を設ける場合については、「6. 試験による内装材の適合性判定」、「7. 不燃基材の仕様確認」に基づく設計とする。</p>	<p>【大飯】</p> <p>■記載内容の相違                      (女川実績の反映)</p> <p>【大飯】</p> <p>■記載内容の相違                      (女川実績の反映)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料41-1 添付資料5 泊発電所3号炉重大事故等対処施設における建屋内装材の不燃性について）

大飯発電所3/4号炉						女川原子力発電所2号炉						泊発電所3号炉						相違理由												
内装材の不燃性判定結果						第2表 内装材の不燃性判定結果						第2表 内装材の適合性判定結果																		
種類	材料	使用箇所			判定ルート	判定結果	備考	種類	材料	使用箇所			判定ルート	判定	備考	種類	材料	使用箇所			判定ルート	判定結果	備考							
		天井	壁	床						天井	壁	床						天井	壁	床					天井	壁	床	天井	壁	床
塗料	ウレタン樹脂塗料		○		II	不燃性材料	塗料	珪酸塩樹脂系塗料	○	○	○	III	不燃性材料同等	コウリン <sup>®</sup> 剤 (0.07→1下地)	塗料	エポキシ樹脂系塗料	○	○	○	○	II	不燃性材料	不燃試験	【大飯】 ■記載内容の相違 (女川実績の反映)						
	合成樹脂エマルジョン塗料	○	○		I	不燃性材料		塩化ビニル樹脂系塗料	○	○		I	不燃性材料	不燃認定		合成樹脂エマルジョン系塗料	○	○		I	不燃性材料	不燃認定								
	エポキシ樹脂系塗料	○	○	○	III	適用除外 <sup>(注)</sup>		アクリルエマルジョン樹脂系塗料	○	○		I	不燃性材料	不燃認定		アクリル樹脂系塗料	○	○		I	不燃性材料	不燃認定								
	塩化ビニル樹脂塗料	○	○		I	不燃性材料		防塵塗料			○	II	不燃性材料	不燃性能試験		岩綿吸音板	○			I	不燃性材料	不燃認定								
	アクリルシリコン樹脂塗料	○	○		I	不燃性材料		不燃性能試験			○	II	不燃性材料	不燃性能試験		ケイ酸カルシウム板	○	○		I	不燃性材料	仕様規定								
内装材	石膏ボード	○	○		I	不燃性材料	不燃認定	アクリル単層弾性吹付 <sup>®</sup> 防水	○	○		IV	その他材料	※4	内装材	ケイ酸カルシウム板	○	○		I	不燃性材料	仕様規定	石膏ボード		○		I	不燃性材料	不燃認定	【女川】 ■使用材料の相違
	ケイ酸カルシウム板	○	○		I	不燃性材料	仕様規定	岩綿吸音板	○			I	不燃性材料	不燃認定		化粧石膏ボード	○			I	不燃性材料	不燃認定								
	クロス張（コンナート下地）	○	○		I	不燃性材料	不燃認定	石膏ボード	○	○		I	不燃性材料	仕様規定		化粧石膏ボード	○			I	不燃性材料	不燃認定								
	岩綿吸音板	○			I	不燃性材料	不燃認定	石膏ボード	○			I	不燃性材料	仕様規定		化粧石膏ボード	○			I	不燃性材料	不燃認定								
	陶磁器タイル		○	○	I	不燃性材料	仕様規定	石綿吸音板		○		I	不燃性材料	不燃認定		アルミスバンドレル	○			I	不燃性材料	仕様規定								
	タイルカーペット		○		I	不燃性材料	防火認定	石綿吸音板		○		I	不燃性材料	不燃認定		化粧スチールパネル	○	○		I	不燃性材料	仕様規定								
	塩化ビニルシート		○		I	不燃性材料	防火認定	フレイク <sup>®</sup> 板	○			I	不燃性材料	不燃認定		光幕天井	○			I	不燃性材料	不燃認定								
	ビニル床タイル		○		I	不燃性材料	防火認定	フレイク <sup>®</sup> シート			○	II	不燃性材料	防火性能試験		石貼		○		I	不燃性材料	仕様規定								
	アルミニウムはく張 <sup>®</sup> グラスウール保温板	○			I	不燃性材料	不燃認定	ビニル系床 <sup>®</sup> 防水		○		II	不燃性材料	防火性能試験		メラミン化粧合板	○			I	不燃性材料	不燃認定								
	化粧石膏ボード	○			I	不燃性材料	不燃認定	ラバー <sup>®</sup> 防水		○		II	不燃性材料	防火性能試験		塩化ビニル樹脂フィルム貼	○			I	不燃性材料	不燃認定								
							ビニルクロス（不燃認定品）		○		I	不燃性材料	不燃認定	ノシアズベストタイル		○		II	不燃性材料	不燃試験										
							ビニルクロス		○		IV	その他材料	※4	静電気帯電防止タイル		○		I	不燃性材料	防火認定										
							帯電防止ビニル床 <sup>®</sup> 防水			○	IV	その他材料	※4	磁器タイル		○		I	不燃性材料	仕様規定										
							長尺塩化ビニルシート			○	IV	その他材料	※4	耐水ボード		○		I	不燃性材料	不燃認定										
							アラスタック <sup>®</sup> 防水			○	IV	その他材料	※4	タイルカーペット		○		I	不燃性材料	防火認定										
														プラスチックボード	○			I	不燃性材料	仕様規定										
														ソフト福木		○		II	不燃性材料	不燃試験										

(注1) 判定ルートIII「技術基準に関する規則第十一条一項ロ(2)の適用（適用除外となる不燃材料の表面に塗布されたコーティング剤）」に該当

上表に示すとおり、すべての建屋内装材は不燃性材料または不燃性材料と同等材料である。

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">添付資料6</p> <p style="text-align: center;">女川原子力発電所 2号炉における 中央制御室の排煙設備について</p> <p>1. はじめに 「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」(以下、「火災防護に係る審査基準」という。)では、中央制御室のような運転員が常駐するエリアには、火災発生時の煙を排気するため排煙設備を設置することが要求されていることから、重大事故等対処施設である2号炉中央制御室に以下のとおり排煙設備を配備する。</p> <p>2. 要求事項 火災防護に係る審査基準の「2.2 火災の感知、消火」の2.2.1では、火災時に煙の充満等により消火活動が困難なところには、自動消火設備又は手動操作による固定式消火設備の設置が要求されている。一方、重大事故等対処施設である2号炉中央制御室については、通常運転員等が駐在しており、火災時に煙が充満しなければ迅速に消火活動が可能であることから、排煙設備を設置する。 火災防護に係る審査基準の記載を以下に示す。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>2.2 火災の感知、消火</p> <p>2.2.1 火災感知設備及び消火設備は、以下の各号に掲げるように、安全機能を有する構築物、系統及び機器に対する火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行える設計であること。</p> <p>(2) 消火設備</p> <p>① 原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するための安全機能を有する構築物、系統及び機器が設置される火災区域または火災区画であって、火災時に煙の充満、放射線の影響等により消火活動が困難なところには、自動消火設備又は手動操作による固定式消火設備を設置すること。</p> </div> <p>3. 排煙設備 2号炉中央制御室の煙を排気するため、建築基準法等に準じて排煙設備を配備する。以下に排煙設備の仕様を示す。</p>	<p style="text-align: right;">添付資料6</p> <p style="text-align: center;">泊発電所3号炉における 中央制御室の排煙設備について</p> <p>1. はじめに 「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」(以下、「火災防護に係る審査基準」という。)では、中央制御室のような運転員が常駐するエリアには、火災発生時の煙を排気するため排煙設備を設置することが要求されていることから、重大事故等対処施設である3号炉中央制御室に以下のとおり排煙設備を配備する。</p> <p>2. 要求事項 火災防護に係る審査基準の「2.2 火災の感知、消火」の2.2.1では、火災時に煙の充満等により消火活動が困難なところには、自動消火設備又は手動操作による固定式消火設備の設置が要求されている。一方、重大事故等対処施設である3号炉中央制御室については、通常運転員等が駐在しており、火災時に煙が充満しなければ迅速に消火活動が可能であることから、排煙設備を設置する。 火災防護に係る審査基準の記載を以下に示す。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>2.2 火災の感知、消火</p> <p>2.2.1 火災感知設備及び消火設備は、以下の各号に掲げるように、安全機能を有する構築物、系統及び機器に対する火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行える設計であること。</p> <p>(2) 消火設備</p> <p>h. 原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するための安全機能を有する構築物、系統及び機器が設置される火災区域又は火災区画であって、火災時に煙の充満、放射線の影響等により消火活動が困難なところには、自動消火設備又は手動操作による固定式消火設備を設置すること。</p> </div> <p>3. 排煙設備 3号炉中央制御室の煙を排気するため、建築基準法等に準じて排煙設備を配備する。以下に排煙設備の仕様を示す。</p>	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■記載内容の相違 (女川実績の反映)</li> <li>【女川】</li> <li>■設備名称の相違</li> </ul> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設備名称の相違</li> </ul> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■記載表現の相違</li> <li>【女川】</li> <li>■記載内容の相違</li> </ul> <p>実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準改正に伴う相違</p> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設備名称の相違</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3.1.2号炉中央制御室</p> <p>(1) 排煙容量</p> <p>中央制御室の排煙設備は、「建築基準法施行令第二百二十六条の三」に準じて、以下の容量以上の能力を有するものとする。</p> <p>排煙容量：812m<sup>3</sup>/min</p> <p>[中央制御室防煙区画のうち最大区画床面積：406m<sup>2</sup>]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>建築基準法における排煙容量の算出</p> <p>中央制御室防煙区画数：4 区画</p> <p>最大区画床面積       ：406 m<sup>2</sup></p> <p>排煙容量：最大区画床面積×2 m<sup>3</sup>/min/m<sup>2</sup>= 406m<sup>2</sup>×2m<sup>3</sup>/min/m<sup>2</sup>=812m<sup>3</sup>/min</p> <p>[建築基準法の要求排煙容量]</p> <p>120 m<sup>3</sup>/min 以上で、かつ、防煙区画部分の床面積 1 m<sup>2</sup>につき 1m<sup>3</sup>/min 以上 (2 以上の防煙区画部分に関わる排煙機にあつては、当該防煙区画部分のうち床面積の最大のものの床面積 1m<sup>2</sup>につき 2m<sup>3</sup>/min 以上)</p> </div> <p>(2) 排煙設備の使用材料</p> <p>排煙設備の排煙機及びダクトは、火災時における高温の煙の排気も考慮して以下の材料を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・排煙機：鋼製</li> <li>・ダクト：不燃材 (亜鉛鉄板)</li> </ul>	<p>3.1.3号炉中央制御室</p> <p>(1) 排煙容量</p> <p>中央制御室の排煙設備は、「建築基準法施行令第二百二十六条の三」に準じて、以下の容量以上の能力を有するものとする。</p> <p>排煙容量：360m<sup>3</sup>/min</p> <p>[中央制御室床面積：360m<sup>2</sup>]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>建築基準法における排煙容量の算出</p> <p>中央制御室防煙区画数：1 区画</p> <p>最大区画床面積       ：360 m<sup>2</sup></p> <p>排煙容量：最大区画床面積×1 m<sup>3</sup>/min/m<sup>2</sup>= 360m<sup>2</sup>×1m<sup>3</sup>/min/m<sup>2</sup>=360m<sup>3</sup>/min</p> <p>[建築基準法の要求排煙容量]</p> <p>120 m<sup>3</sup>/min 以上で、かつ、防煙区画部分の床面積 1 m<sup>2</sup>につき 1m<sup>3</sup>/min 以上 (2 以上の防煙区画部分に関わる排煙機にあつては、当該防煙区画部分のうち床面積の最大のものの床面積 1m<sup>2</sup>につき 2m<sup>3</sup>/min 以上)</p> </div> <p>(2) 排煙設備の使用材料</p> <p>排煙設備の排煙機及びダクトは、火災時における高温の煙の排気も考慮して以下の材料を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・排煙機：鋼製</li> <li>・ダクト：不燃材 (鋼製及びアルミ)</li> </ul>	<p>【大飯】</p> <p>■記載内容の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【女川】</p> <p>■設備名称の相違</p> <p>【女川】</p> <p>■設計の相違 中央制御室の床面積の相違による排煙設備容量の相違</p> <p>【女川】</p> <p>■記載表現の相違</p> <p>【女川】</p> <p>■設計の相違 中央制御室の防煙区画数および床面積の相違による排煙設備容量の相違</p> <p>【女川】</p> <p>■設計の相違 ダクト材質の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料41-1 添付資料6 泊発電所3号炉における中央制御室の排煙設備について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(3) 起動装置                      排煙設備の起動設備は、排煙設備の運転状況を確認するため、排煙設備<b>近傍</b>に<b>手動起動装置</b>を設置する。</p> <p>(4) 電源                      排煙設備の電源は、外部電源喪失を考慮し、非常用電源より供給する。</p>	<p>(3) 起動装置                      排煙設備の起動設備は、排煙設備の運転状況を確認するため、排煙設備<b>本体</b>に<b>手動起動用スイッチ</b>を設置する。</p> <p>(4) 電源                      排煙設備の電源は、外部電源喪失を考慮し、非常用電源より供給する。</p>	<p>【大飯】  <span style="color: blue;">■</span>記載内容の相違                      （女川実績の反映）</p> <p>【女川】  <span style="color: red;">■</span>設備の相違                      泊の排煙設備の起動装置は排煙設備本体付きのスイッチにて実施するため設置場所が異なる。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>参考資料8</p> <p>消火用の照明器具の配置図</p>	<p>添付資料7</p> <p>女川原子力発電所2号炉</p> <p>重大事故等対処施設における消火用非常用照明器具の配置図</p> <p>1. 概要</p> <p>建屋内の消火栓、消火設備現場盤の設置場所及び設置場所への経路には、移動及び消火設備の操作を行うため、現場への移動等の時間(最大約1時間程度(中央制御室での感知後、建屋内の火災発生場所に到達する時間約15分、消火活動準備約40分))に加え、消防法の消火継続時間20分及び火災以外の非常時も考慮して、8時間以上の容量の蓄電池を内蔵する照明器具を設置する設計とする。</p> <p>蓄電池内蔵型照明の配置を以下に示す。</p>	<p>添付資料7</p> <p>泊発電所3号炉</p> <p>重大事故等対処施設における消火用非常用照明器具の配置図</p> <p>1. 概要</p> <p>建屋内の消火栓、消火設備現場盤の設置場所及び設置場所への経路には、移動及び消火設備の操作を行うため、現場への移動等の時間(最大約1時間程度(中央制御室での感知後、建屋内の火災発生場所に到達する時間約25分、消火活動準備約5分))に加え、消防法の消火継続時間20分及び火災以外の非常時も考慮して、4時間以上の容量の蓄電池を内蔵する照明器具を設置する設計とする。</p> <p>蓄電池内蔵型照明の配置を以下に示す。</p>	<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【女川】</p> <p>■設備名称の相違</p> <p>【女川】</p> <p>■設計の相違 想定移動時間及び設置する非常用照明の蓄電池の容量の相違</p>

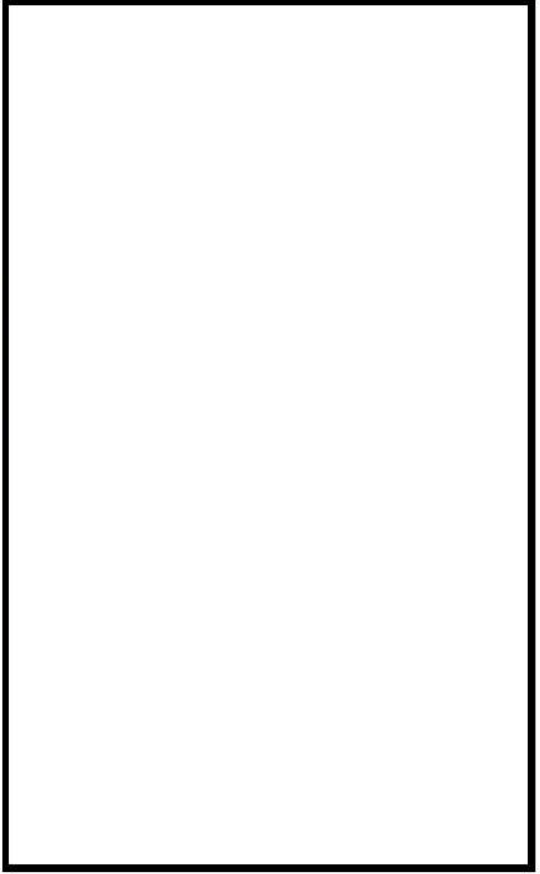
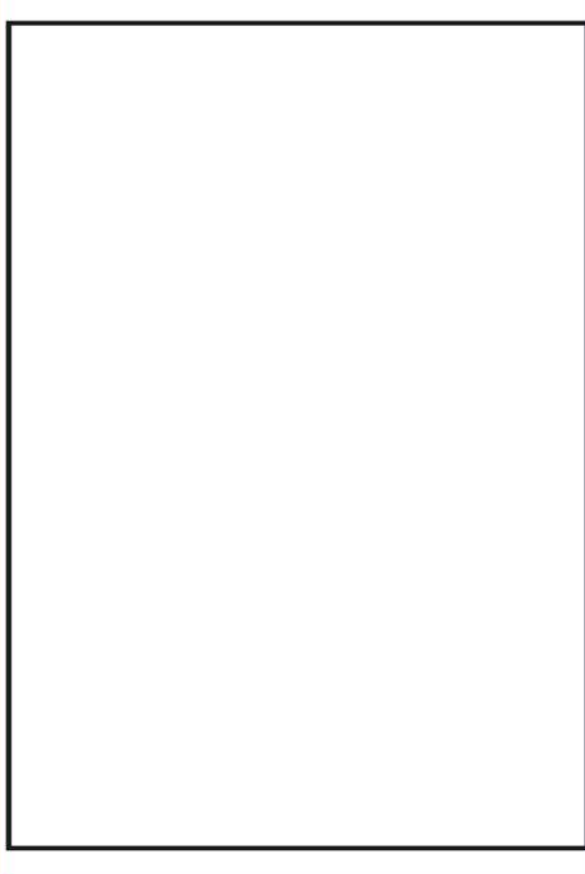


泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料41-1 添付資料7 泊発電所3号炉重大事故等対処施設における消火用非常用照明器具)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

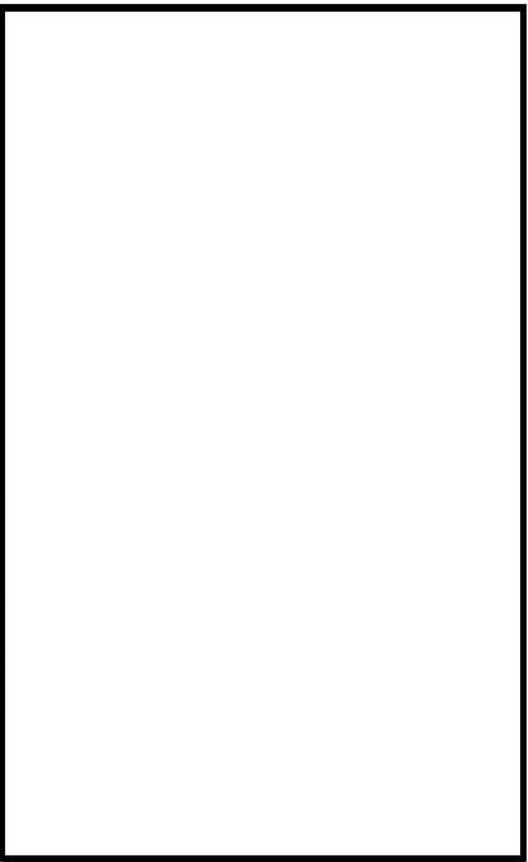
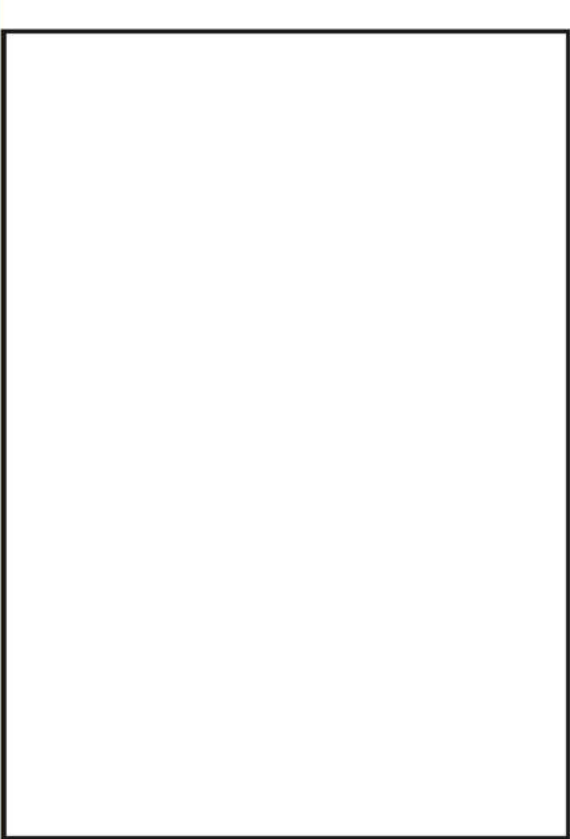
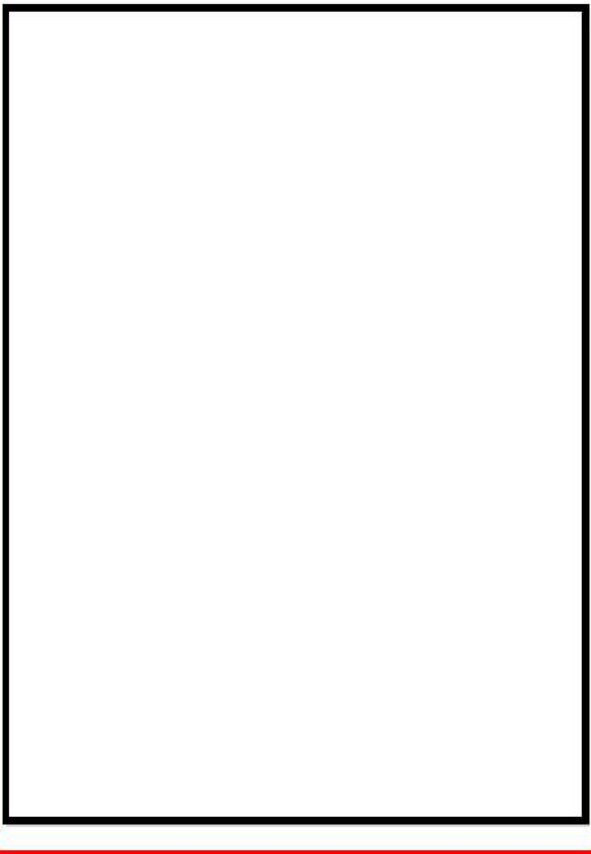

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; left: 10px; top: 200px;">大飯3, 4号機 照明配置図 (EL3.5m, 7.0m)</p> <div style="border: 2px solid black; width: 90%; height: 60%; margin: 10px auto;"></div>	<div style="border: 2px solid black; width: 90%; height: 60%; margin: 10px auto;"></div>	<div style="border: 2px solid black; width: 90%; height: 60%; margin: 10px auto;"></div> <p style="margin-top: 10px;"> <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 10px; vertical-align: middle;"></span> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。                 </p>	<p>【女川・大飯】</p> <p>■設計の相違</p> <p>建屋構造、機器配置及び設備の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

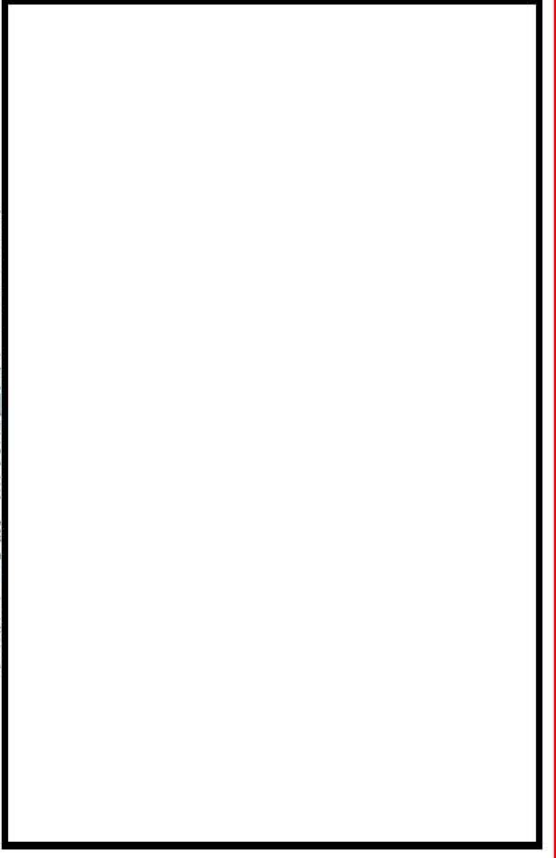
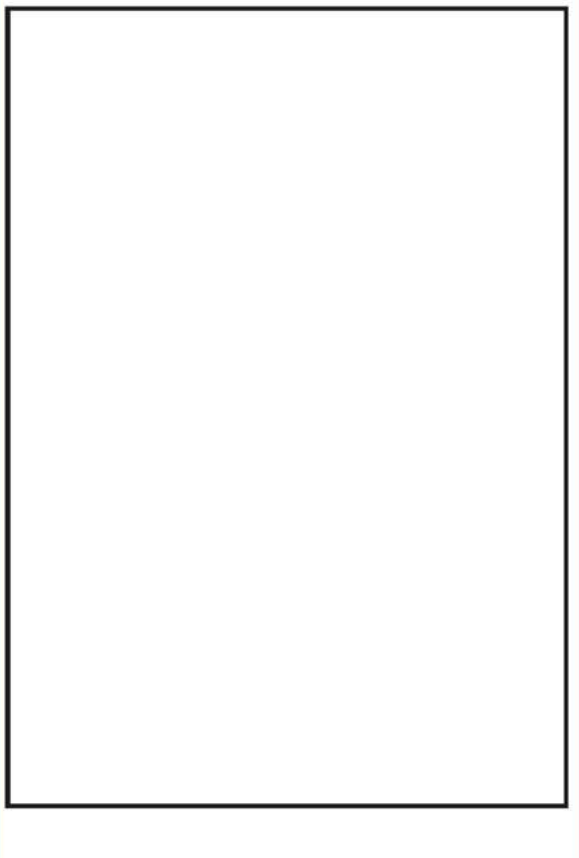
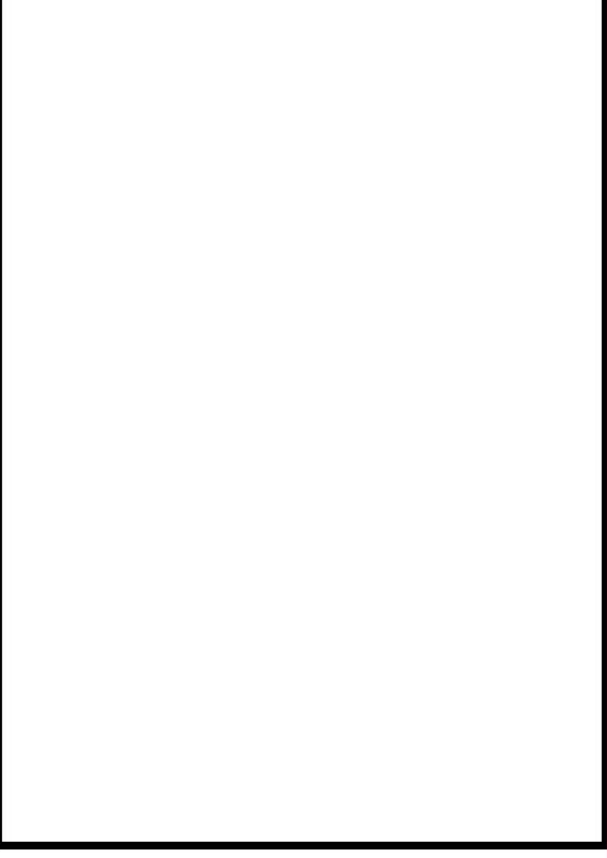
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">大飯3, 4号機 照明配置図 (EL10.0m)</p> 		 <p data-bbox="1355 1070 1937 1098">  枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。                 </p>	<p data-bbox="1973 153 2085 177">【女川・大飯】</p> <p data-bbox="1973 185 2152 276">                     ■設計の相違                      建屋構造、機器配置及び設備の相違                 </p>



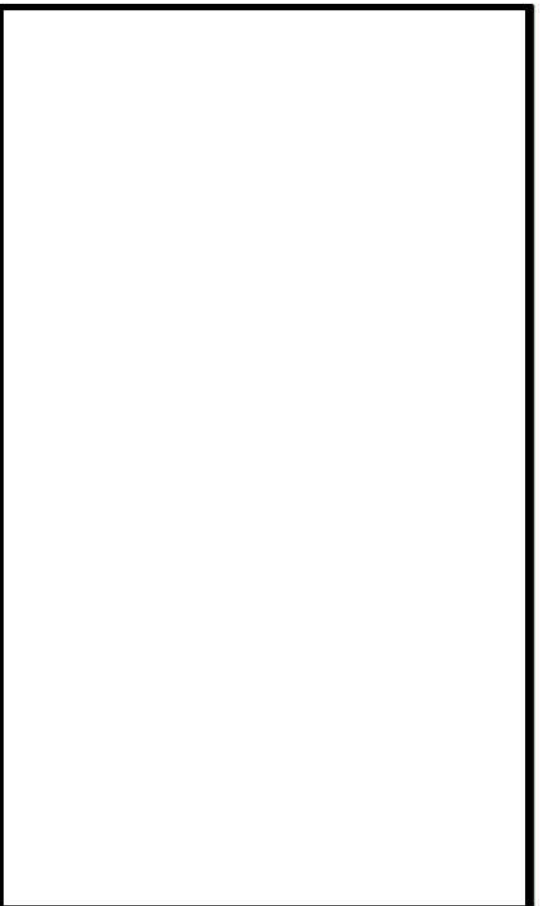
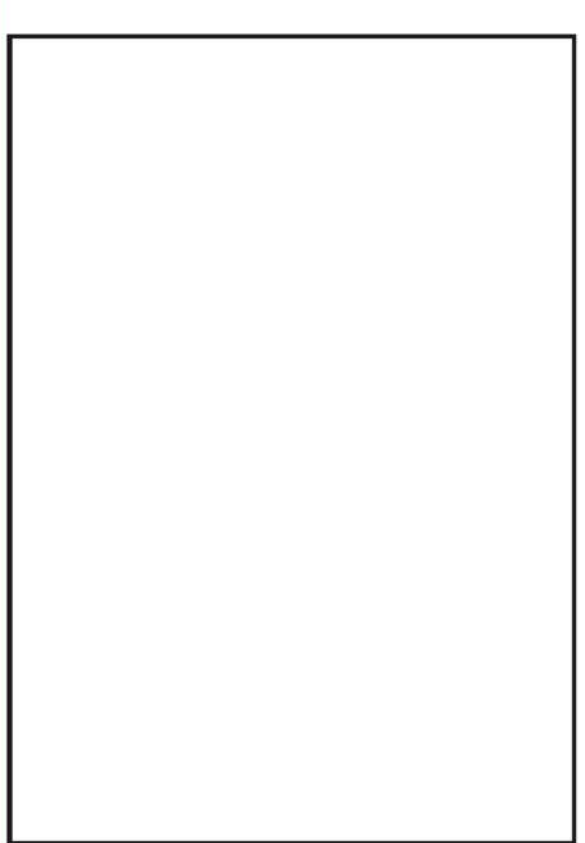
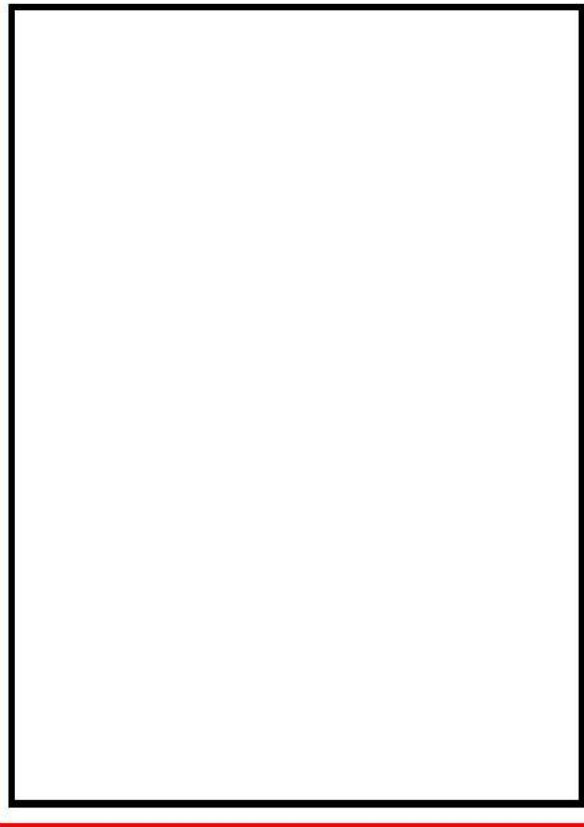

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">大飯3.4号機 照明配置図 (EL15.8m、17.1m)</p> 		 <p data-bbox="1357 1078 1946 1102">  枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。                 </p>	<p>【女川・大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 設計の相違</li> <li>建屋構造、機器配置及び設備の相違</li> </ul>

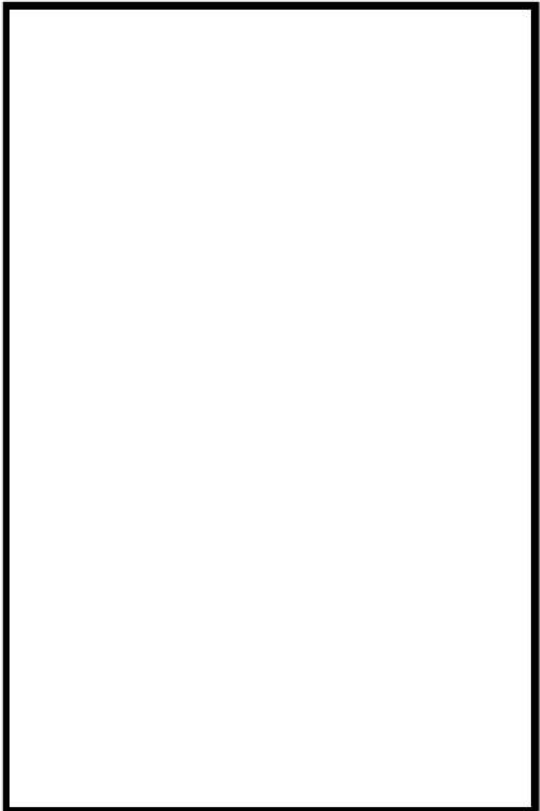
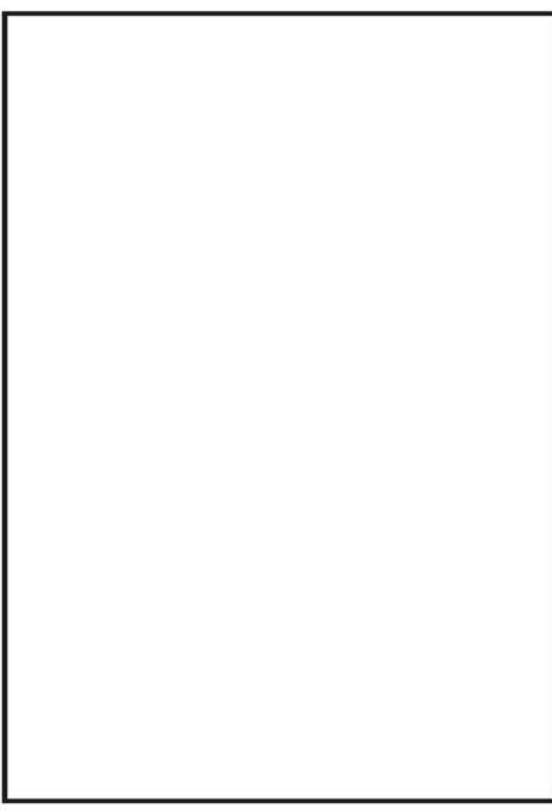
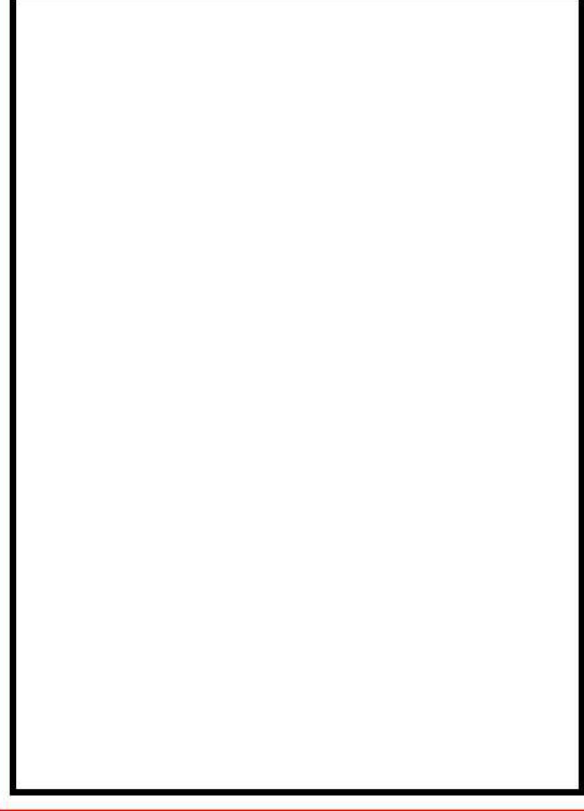

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">大飯3.4号機 照明配置図 (EL21.8m)</p> 			<p>【女川・大飯】</p> <p>■設計の相違</p> <p>建屋構造、機器配置及び設備の相違</p>
<p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">大飯3, 4号機 照明配置図 (EL26. 0m、26. 1m)</p> 		 <p data-bbox="1355 1045 1937 1077">  枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。                 </p>	<p data-bbox="1982 151 2094 175">【女川・大飯】</p> <p data-bbox="1982 183 2150 279">                     ■設計の相違                      建屋構造、機器配置及び設備の相違                 </p>

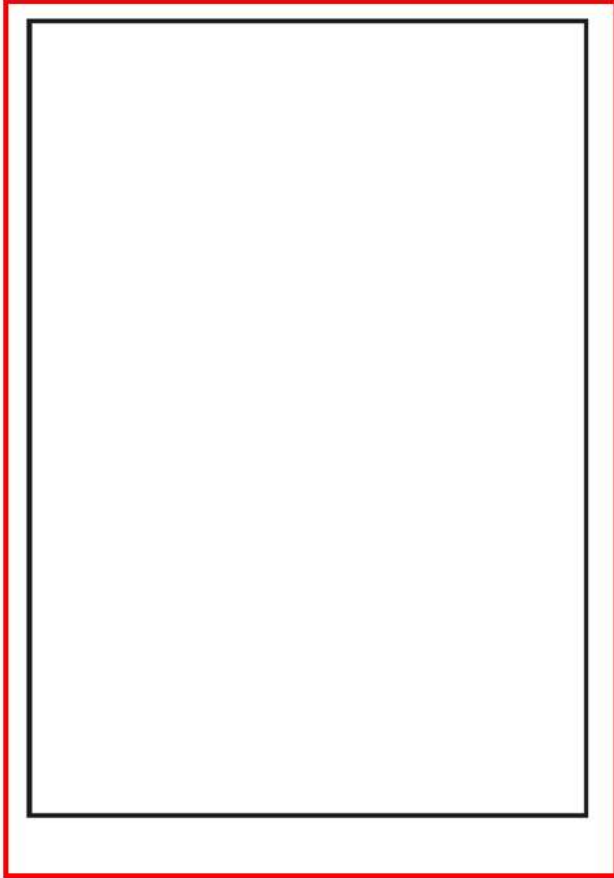
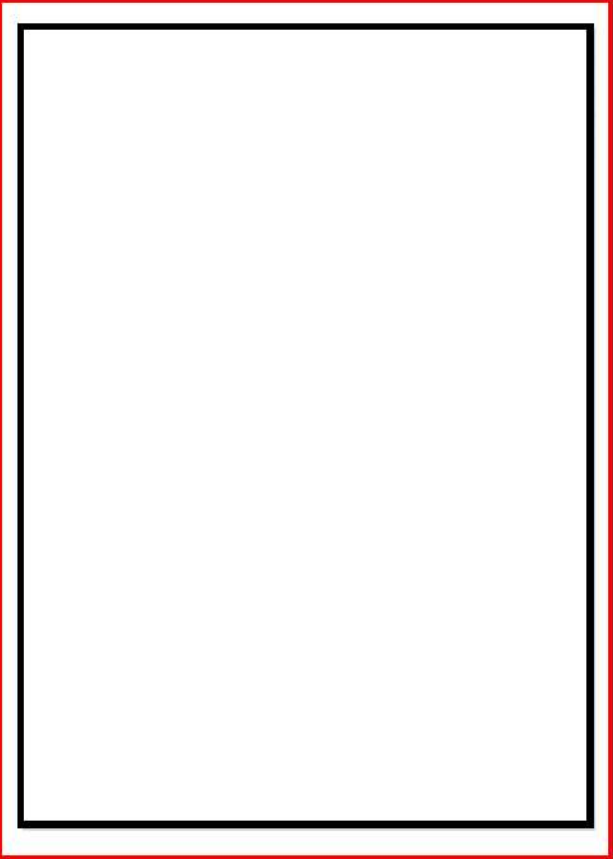
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)


大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; left: 10px; top: 50%; transform: translateY(-50%);">大飯3, 4号機 照明配置図 (EL33. 6m)</p> 		 <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">  枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。                 </p>	<p>【女川・大飯】</p> <p>■設計の相違                      建屋構造、機器配置及び設備の相違</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

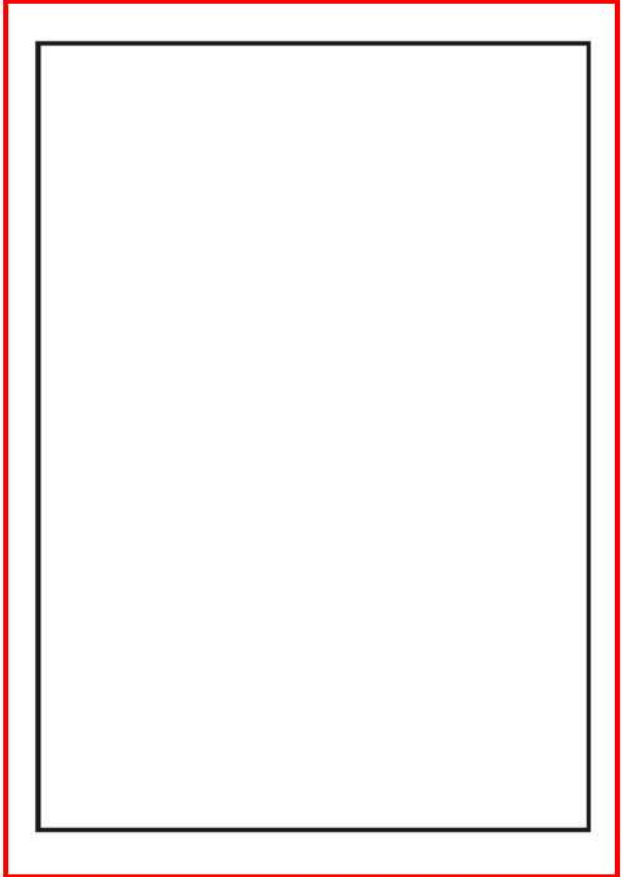
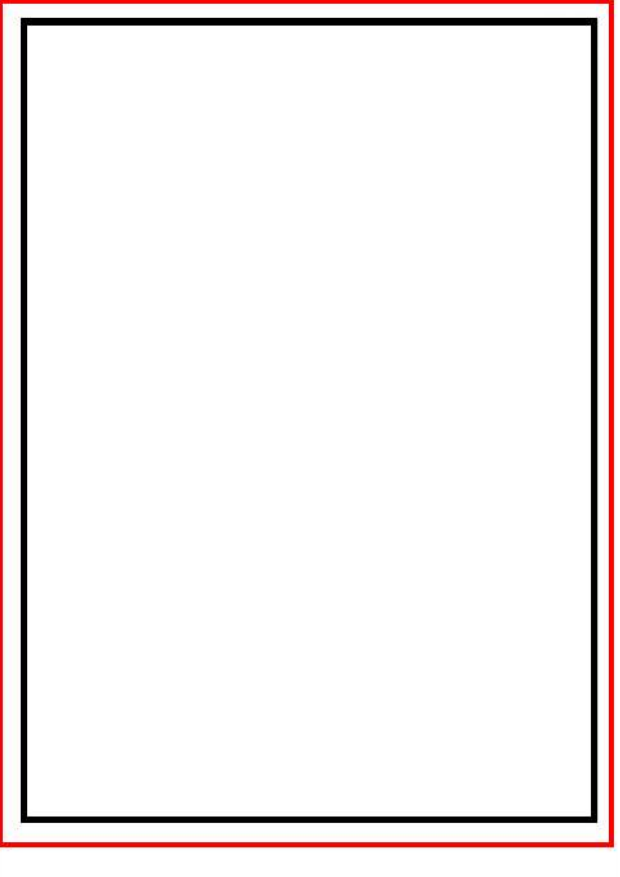

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料41-1 添付資料7 泊発電所3号炉重大事故等対処施設における消火用非常用照明器具)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

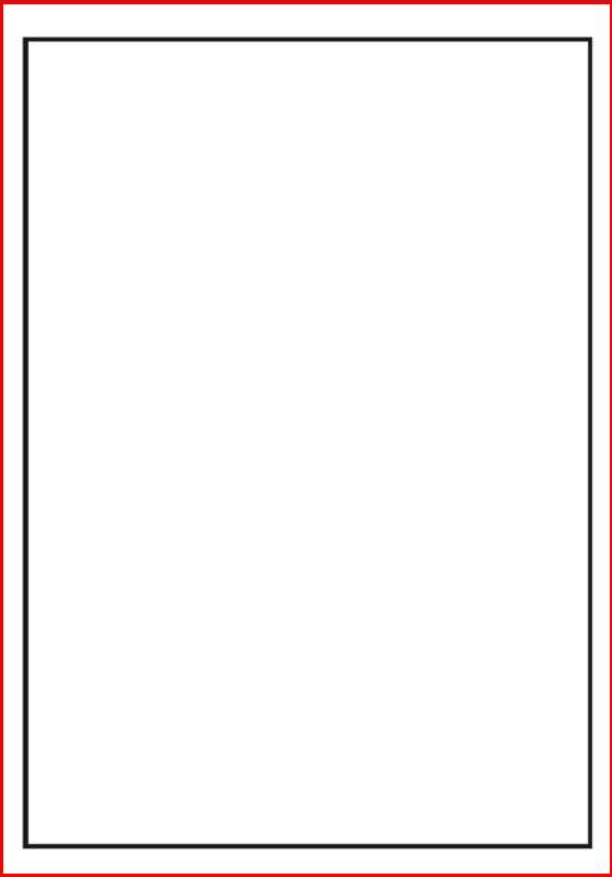
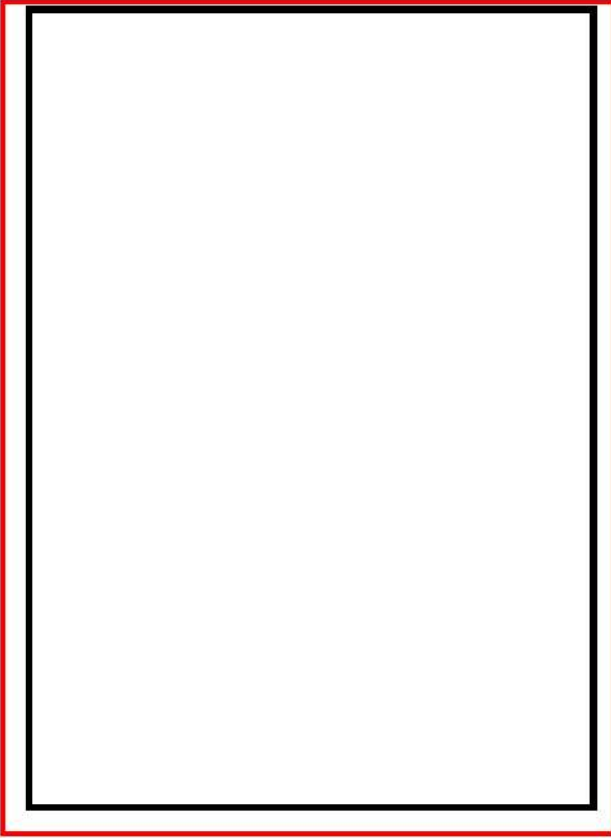
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【女川・大飯】</p> <p>■設計の相違                      建屋構造、機器配置及び設備の相違</p>

 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

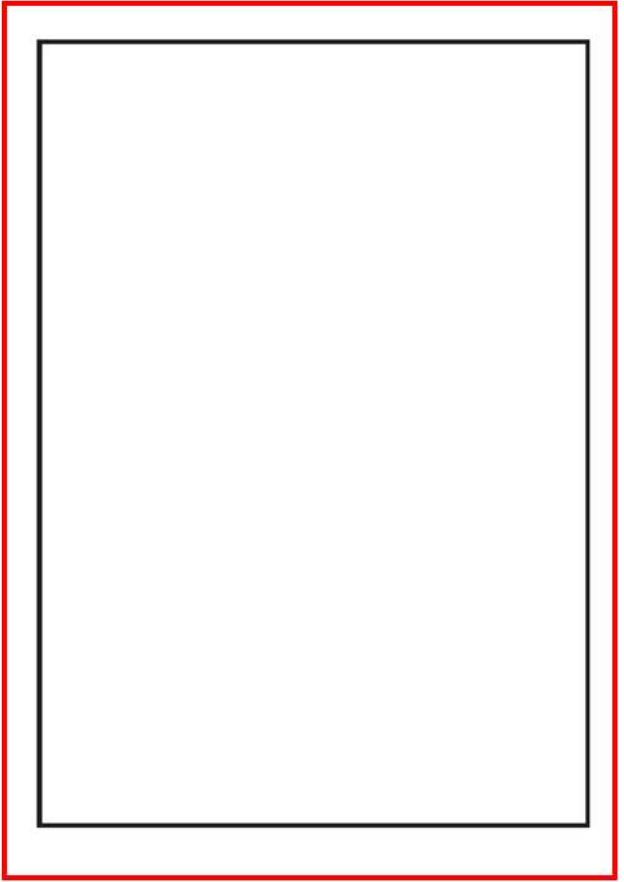
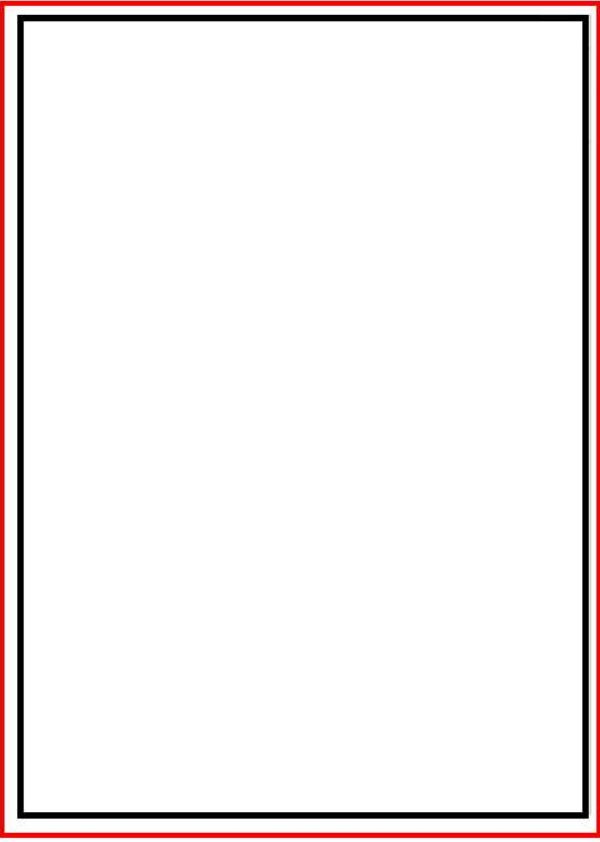
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p data-bbox="1361 1066 1937 1093">  枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。                 </p>	<p data-bbox="1977 156 2089 177">【女川・大飯】</p> <p data-bbox="1977 188 2150 277">                     ■設計の相違                      建屋構造、機器配置及                      び設備の相違                 </p>


赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【女川・大飯】                  ■設計の相違                  建屋構造、機器配置及び設備の相違</p>

 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

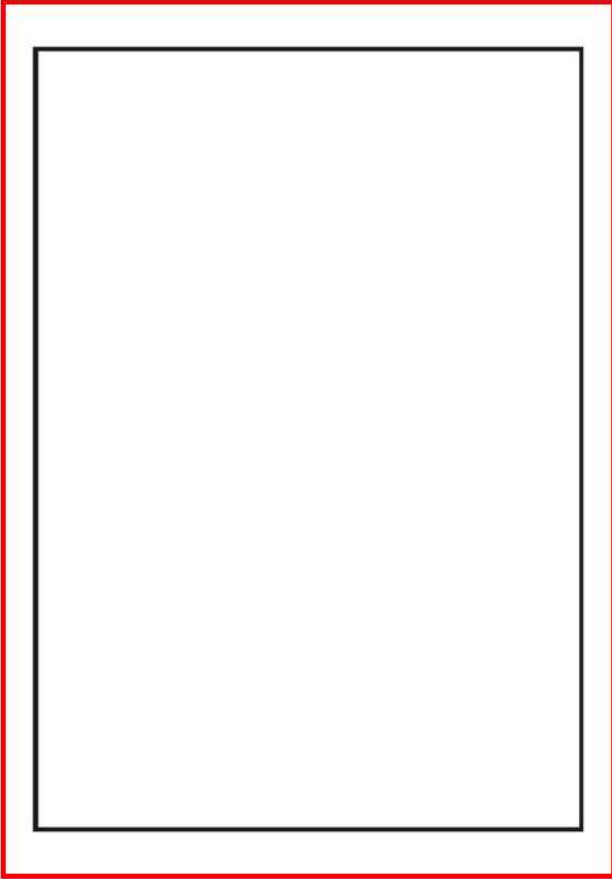
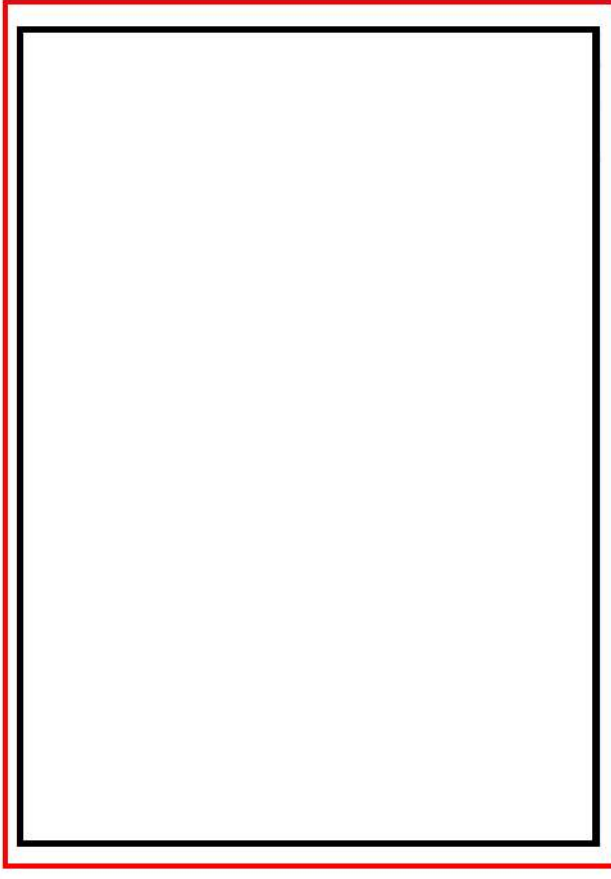

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【女川・大飯】</p> <p>■設計の相違</p> <p>建屋構造、機器配置及び設備の相違</p>

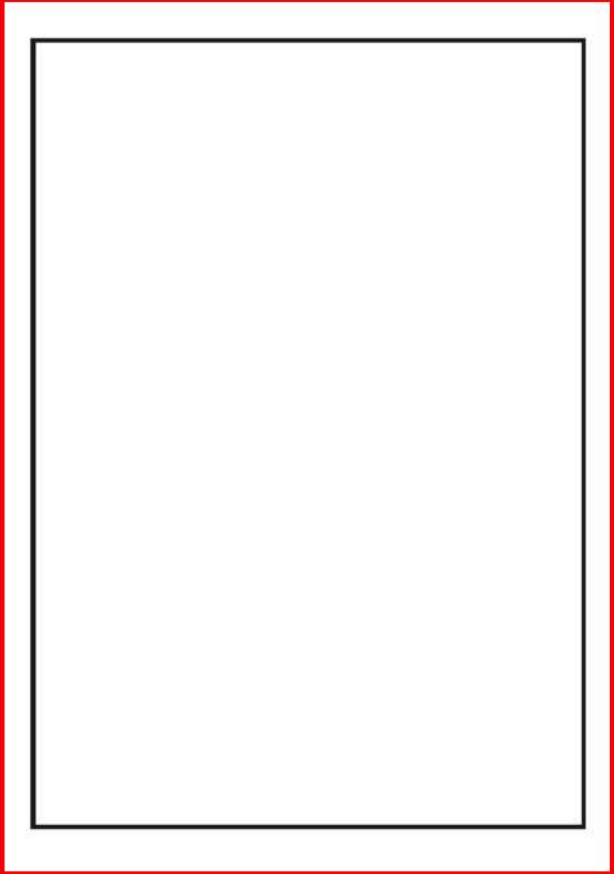
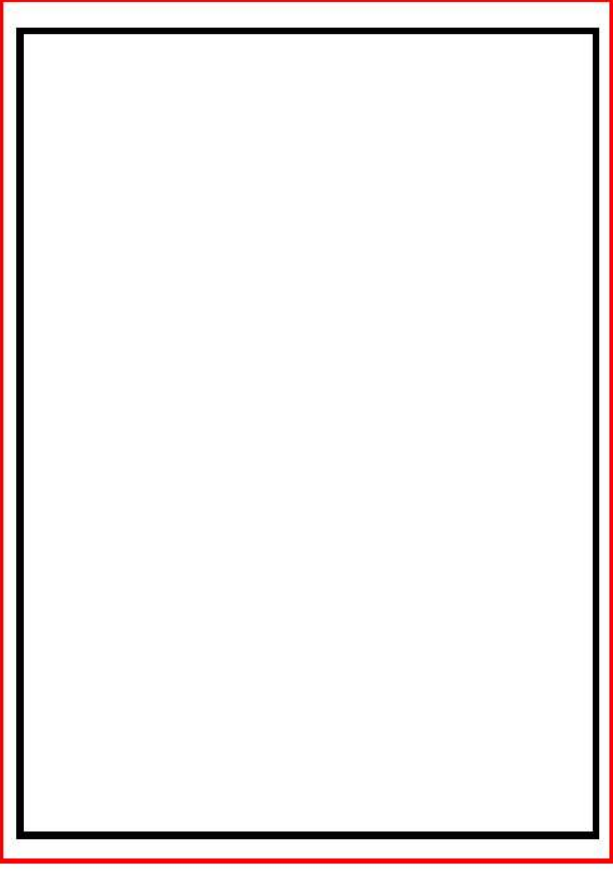

 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。



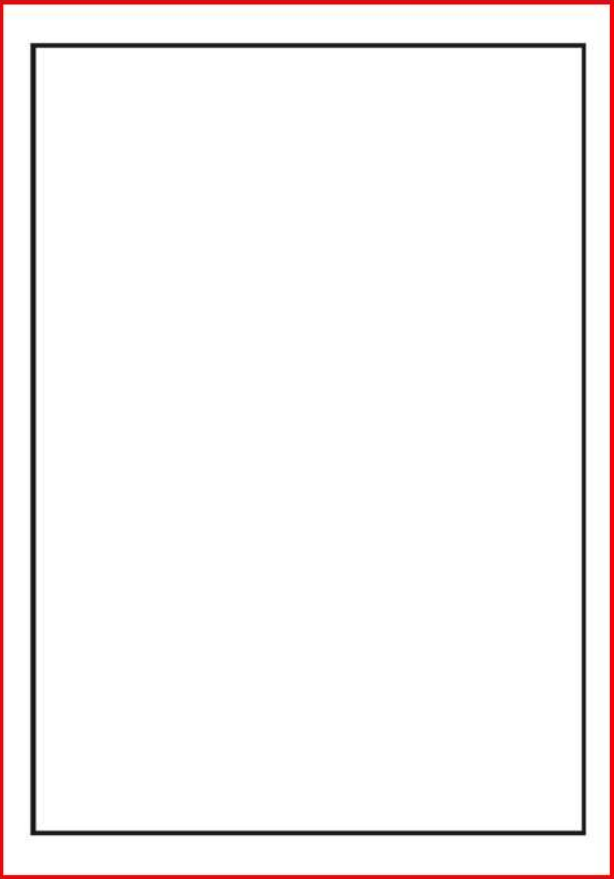
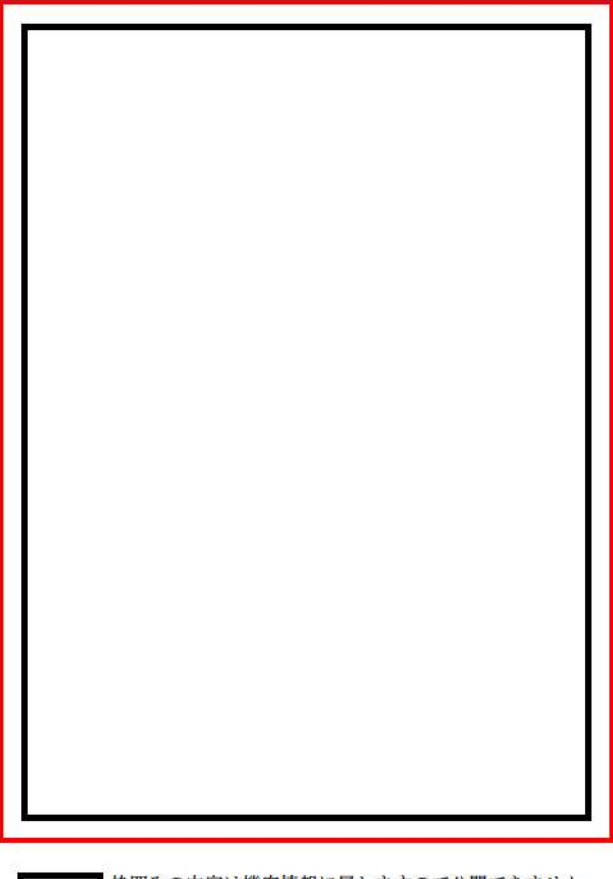

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【女川・大飯】                  ■設計の相違                  建屋構造、機器配置及び設備の相違</p>
 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。			

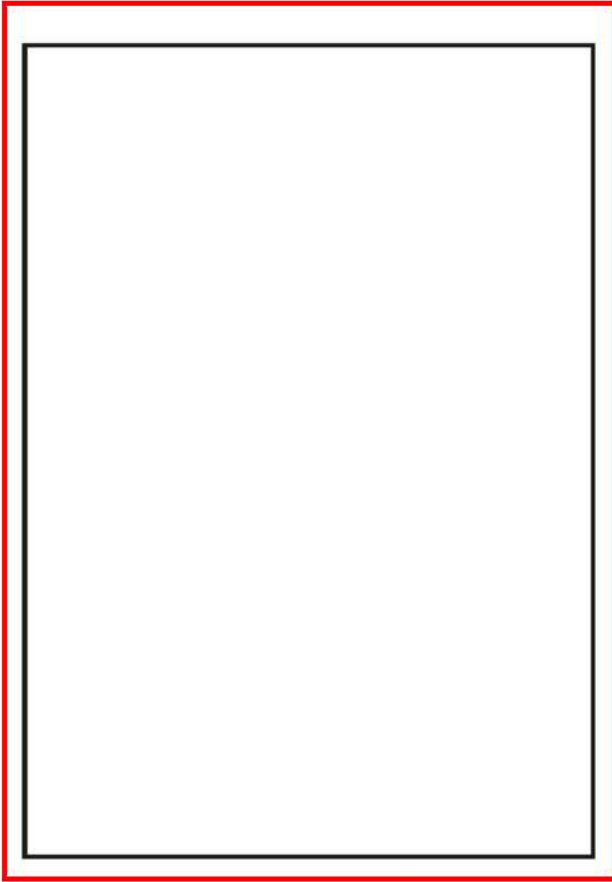
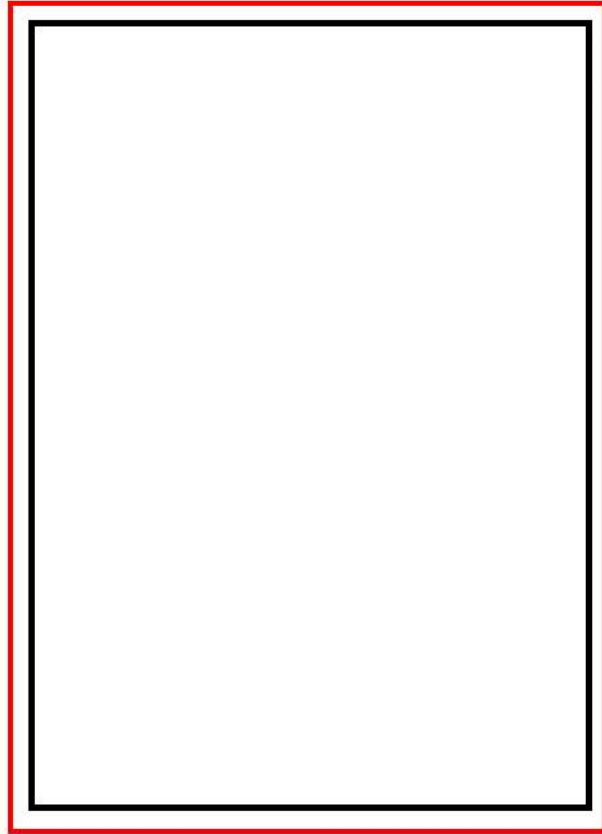
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)


大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【女川・大飯】                  ■設計の相違                  建屋構造、機器配置及び設備の相違</p>
		 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。	

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

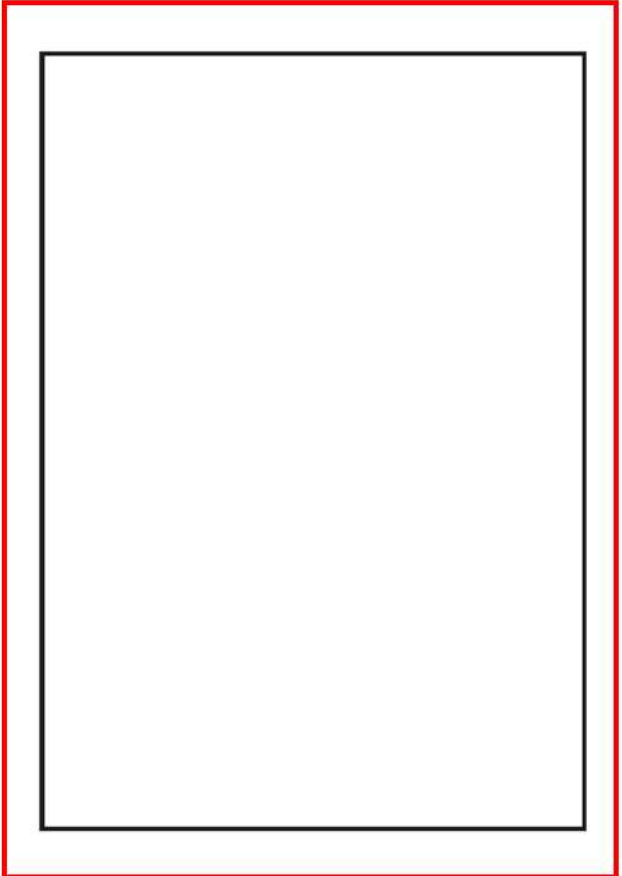
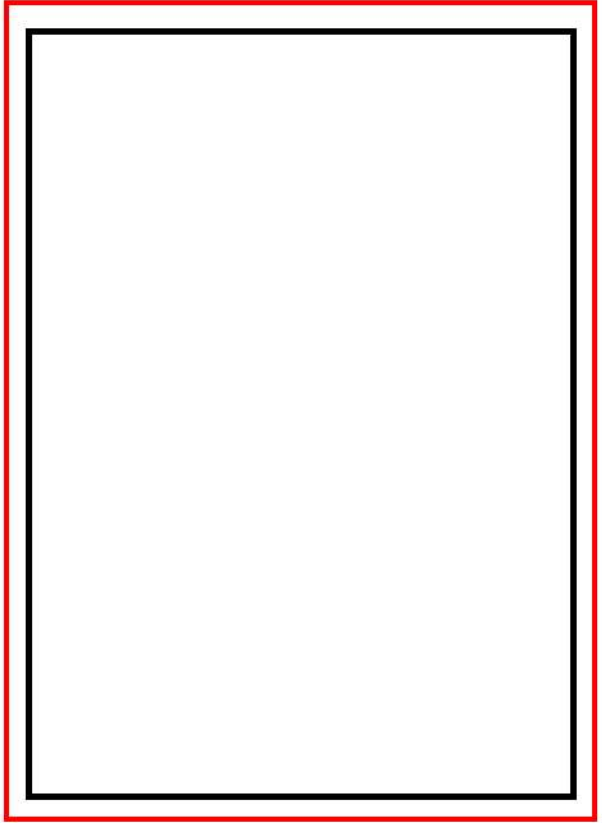
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【女川・大飯】</p> <p>■設計の相違                      建屋構造、機器配置及び設備の相違</p>
		 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。	


赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【女川・大飯】</p> <p>■設計の相違                      建屋構造、機器配置及び設備の相違</p>

 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【女川・大飯】</p> <p>■設計の相違</p> <p>建屋構造、機器配置及び設備の相違</p>

 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料41-1 添付資料7 泊発電所3号炉重大事故等対処施設における消火用非常用照明器具)

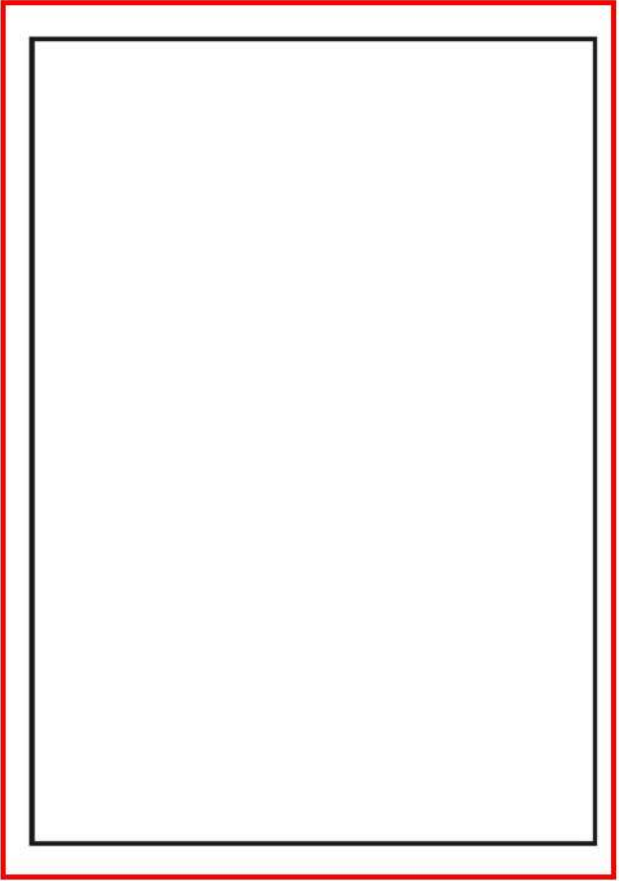
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div style="border: 1px solid black; width: 90%; margin: 10px auto; height: 400px;"></div>		<p>【女川・大飯】</p> <p>■設計の相違</p> <p>建屋構造、機器配置及び設備の相違</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料41-1 添付資料7 泊発電所3号炉重大事故等対処施設における消火用非常用照明器具)

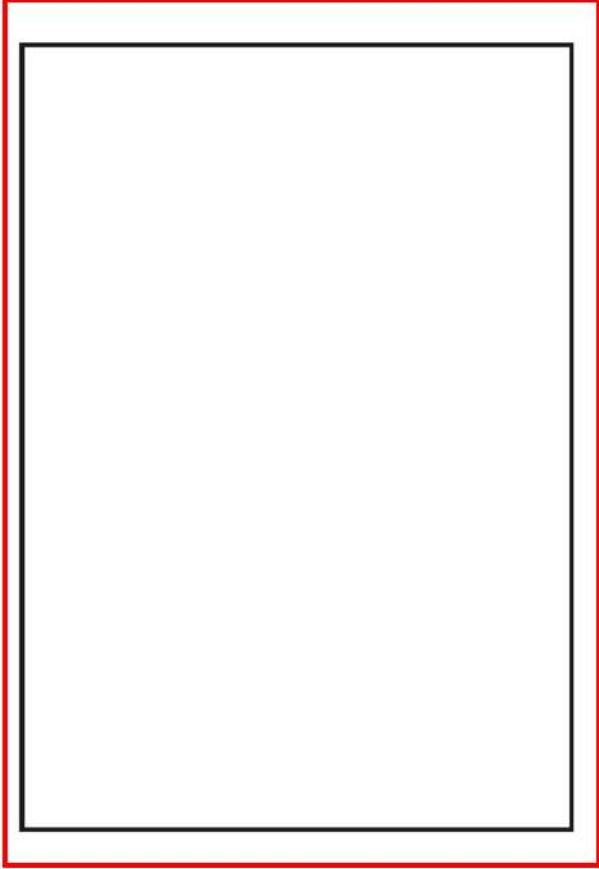
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【女川・大飯】</p> <p>■設計の相違</p> <p>建屋構造、機器配置及び設備の相違</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料41-1 添付資料7 泊発電所3号炉重大事故等対処施設における消火用非常用照明器具)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

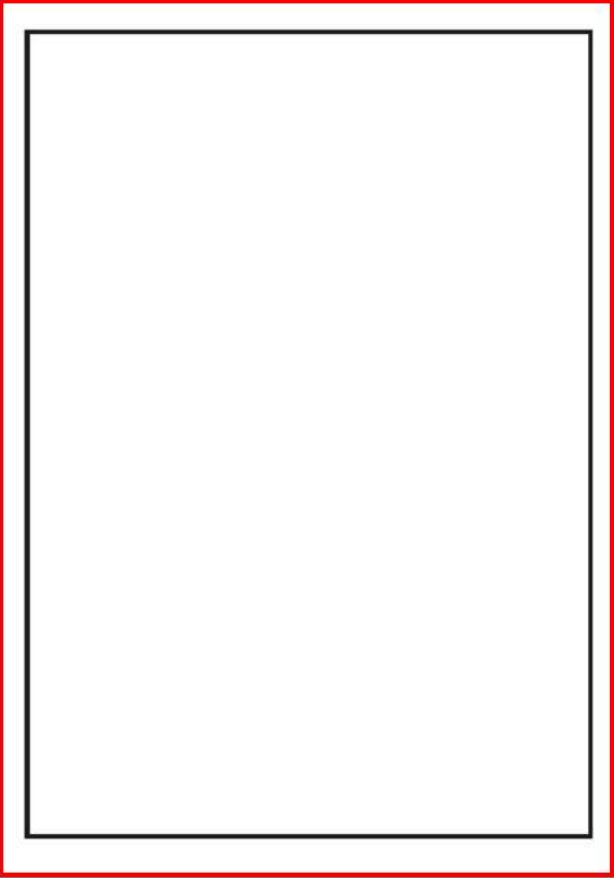
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【女川・大飯】</p> <p>■設計の相違</p> <p>建屋構造、機器配置及び設備の相違</p>



泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料41-1 添付資料7 泊発電所3号炉重大事故等対処施設における消火用非常用照明器具)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【女川・大飯】</p> <p>■設計の相違</p> <p>建屋構造、機器配置及び設備の相違</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料41-1 添付資料7 泊発電所3号炉重大事故等対処施設における消火用非常用照明器具)

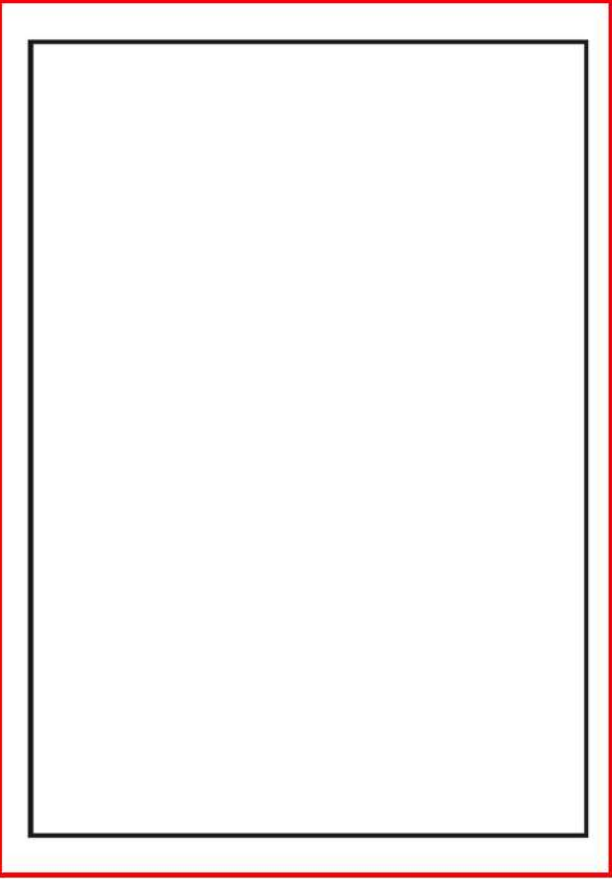
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div style="border: 1px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div>		<p>【女川・大飯】</p> <p>■設計の相違</p> <p>建屋構造、機器配置及び設備の相違</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料41-1 添付資料7 泊発電所3号炉重大事故等対処施設における消火用非常用照明器具)

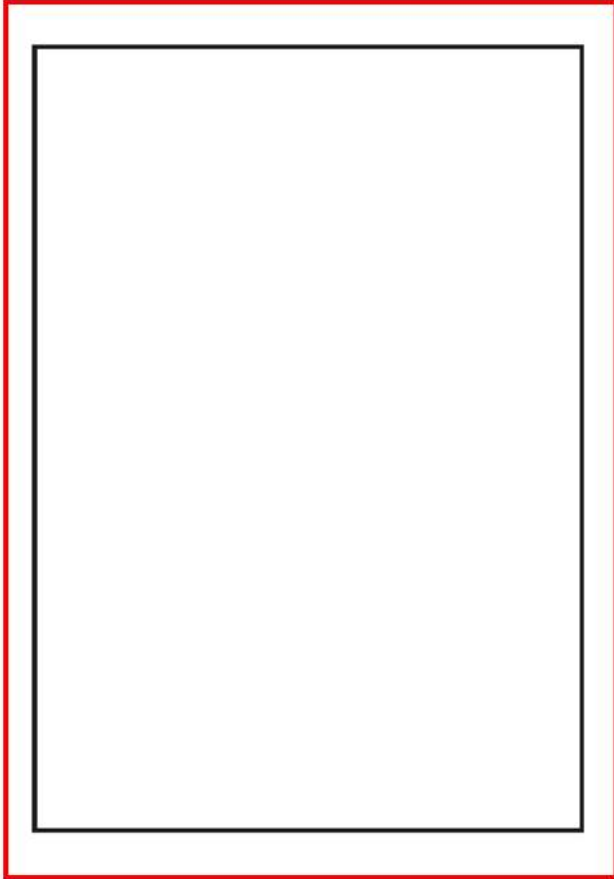
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【女川・大飯】</p> <p>■設計の相違</p> <p>建屋構造、機器配置及び設備の相違</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料41-1 添付資料7 泊発電所3号炉重大事故等対処施設における消火用非常用照明器具)

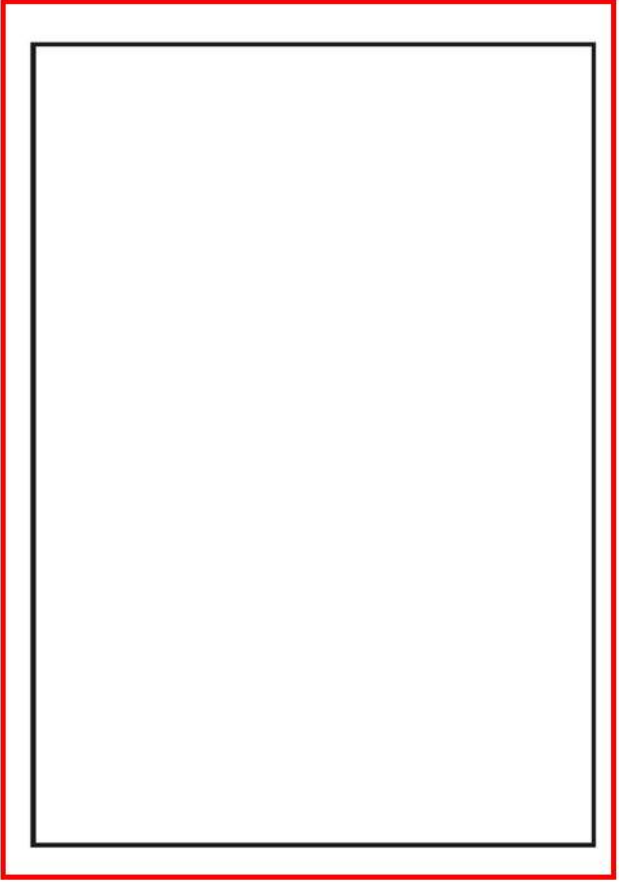
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【女川・大飯】</p> <p>■設計の相違</p> <p>建屋構造、機器配置及び設備の相違</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料41-1 添付資料7 泊発電所3号炉重大事故等対処施設における消火用非常用照明器具)

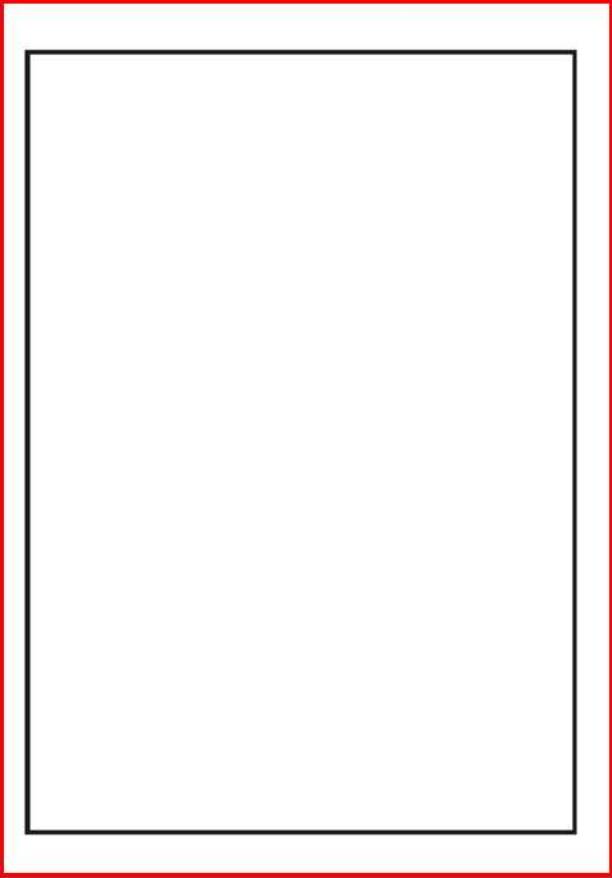
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【女川・大飯】</p> <p>■設計の相違</p> <p>建屋構造、機器配置及び設備の相違</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料41-1 添付資料7 泊発電所3号炉重大事故等対処施設における消火用非常用照明器具)

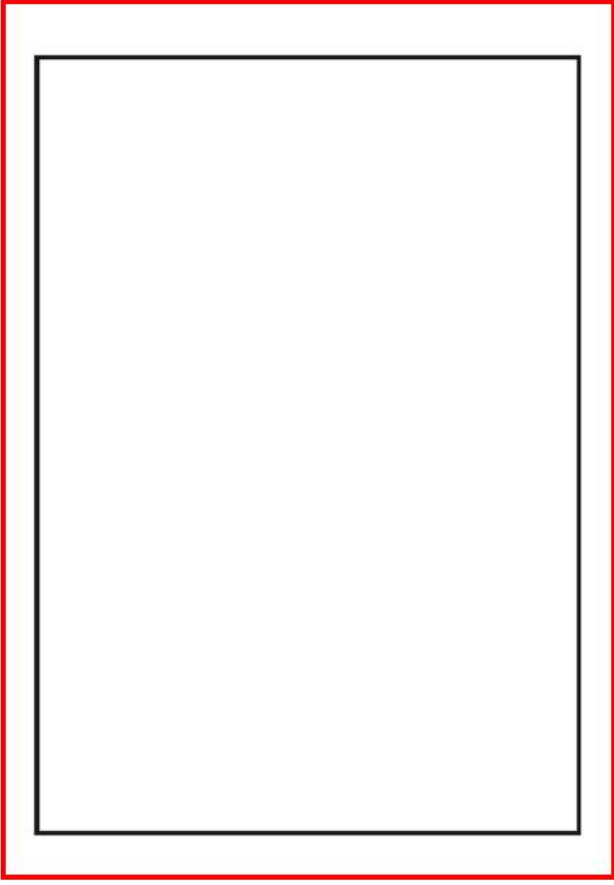
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【女川・大飯】</p> <p>■設計の相違</p> <p>建屋構造、機器配置及び設備の相違</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料41-1 添付資料7 泊発電所3号炉重大事故等対処施設における消火用非常用照明器具)

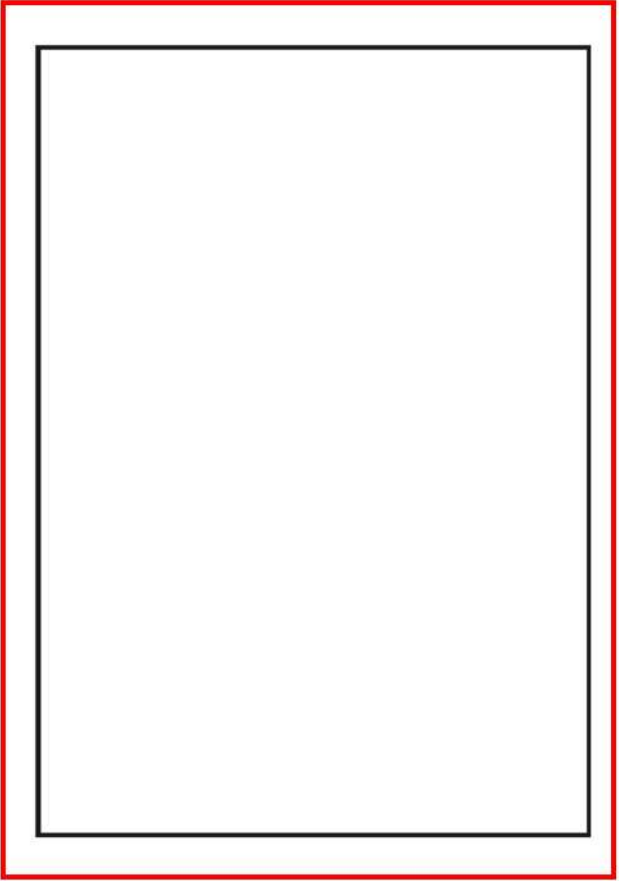
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【女川・大飯】</p> <p>■設計の相違</p> <p>建屋構造、機器配置及び設備の相違</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料41-1 添付資料7 泊発電所3号炉重大事故等対処施設における消火用非常用照明器具)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

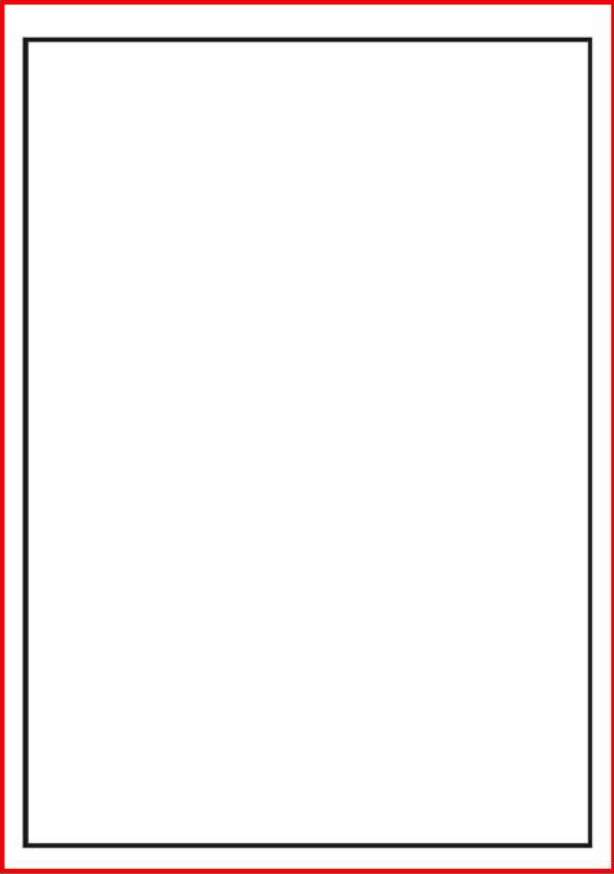
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【女川・大飯】</p> <p>■設計の相違</p> <p>建屋構造、機器配置及び設備の相違</p>



泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料41-1 添付資料7 泊発電所3号炉重大事故等対処施設における消火用非常用照明器具)

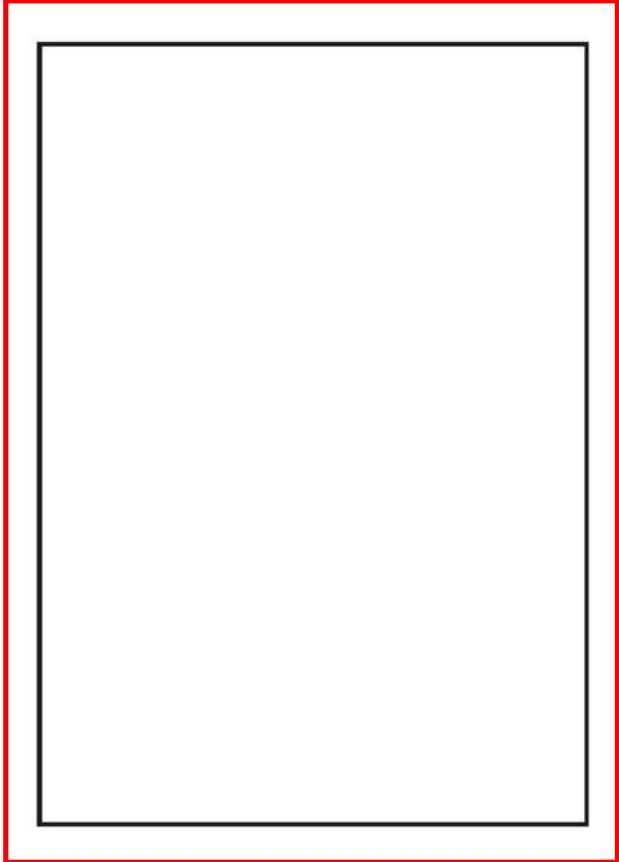
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【女川・大飯】</p> <p>■設計の相違</p> <p>建屋構造、機器配置及び設備の相違</p>

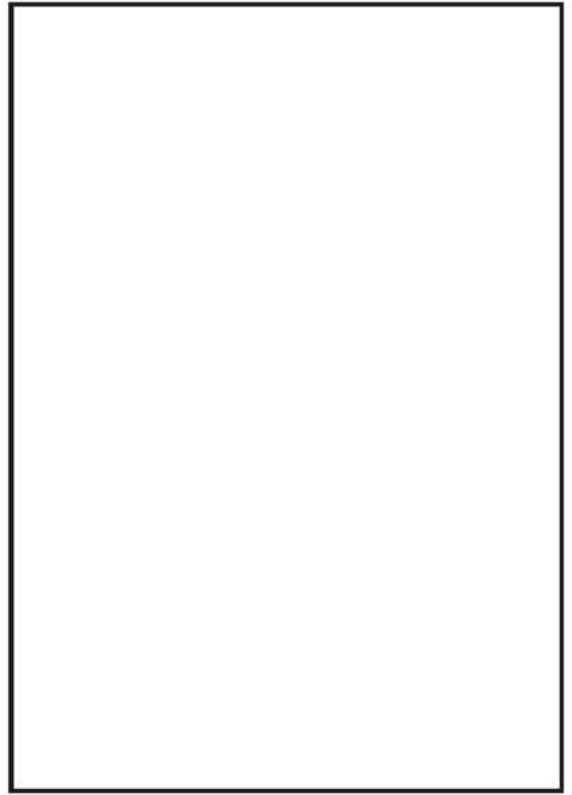
泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料41-1 添付資料7 泊発電所3号炉重大事故等対処施設における消火用非常用照明器具)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【女川・大飯】</p> <p>■設計の相違</p> <p>建屋構造、機器配置及び設備の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																								
	<div style="border: 2px solid red; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;">  </div>		<p>【女川・大飯】</p> <p>■設計の相違                      建屋構造、機器配置及び設備の相違</p>																																								
	<p style="text-align: center;">バッテリー内蔵型照明 仕様</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">仕様</td> <td>壁付 バッテリー内蔵 LED 照明</td> </tr> <tr> <td>出力電圧</td> <td>DC12V</td> </tr> <tr> <td>出力電流</td> <td>DC3.5A (最大)</td> </tr> <tr> <td>内蔵電池</td> <td>リン酸鉄リチウムバッテリー</td> </tr> <tr> <td>非常用 LED 仕様</td> <td>LED 消費電力：18W、LED 光束 1450lm</td> </tr> <tr> <td>非常照明動作時間</td> <td>付属 LED 照明を 8 時間以上点灯可能</td> </tr> <tr> <td>入力電圧</td> <td>AC210V</td> </tr> <tr> <td>内蔵電池充電方式</td> <td>定電圧一定電流充電方式</td> </tr> <tr> <td>充電電圧</td> <td>DC14V±10%</td> </tr> <tr> <td>充電電流</td> <td>DC 4A±10%</td> </tr> </table>	仕様	壁付 バッテリー内蔵 LED 照明	出力電圧	DC12V	出力電流	DC3.5A (最大)	内蔵電池	リン酸鉄リチウムバッテリー	非常用 LED 仕様	LED 消費電力：18W、LED 光束 1450lm	非常照明動作時間	付属 LED 照明を 8 時間以上点灯可能	入力電圧	AC210V	内蔵電池充電方式	定電圧一定電流充電方式	充電電圧	DC14V±10%	充電電流	DC 4A±10%	<p style="text-align: center;">バッテリー内蔵型照明 仕様</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">仕様</td> <td>バッテリー内蔵 LED 照明</td> </tr> <tr> <td>出力電圧</td> <td>DC24V</td> </tr> <tr> <td>出力電流</td> <td>DC687mA±10%</td> </tr> <tr> <td>内蔵電池</td> <td>リン酸鉄リチウムイオンバッテリー</td> </tr> <tr> <td>非常用 LED 仕様</td> <td>LED 消費電力：18W、LED 光束 2000lm</td> </tr> <tr> <td>非常照明動作時間</td> <td>付属 LED 照明を 4 時間以上点灯可能</td> </tr> <tr> <td>入力電圧</td> <td>AC100V-240V</td> </tr> <tr> <td>内蔵電池充電方式</td> <td>定電圧一定電流充電方式</td> </tr> <tr> <td>充電電圧</td> <td>DC10.8V±10%</td> </tr> <tr> <td>充電電流</td> <td>DC200mA</td> </tr> </table>	仕様	バッテリー内蔵 LED 照明	出力電圧	DC24V	出力電流	DC687mA±10%	内蔵電池	リン酸鉄リチウムイオンバッテリー	非常用 LED 仕様	LED 消費電力：18W、LED 光束 2000lm	非常照明動作時間	付属 LED 照明を 4 時間以上点灯可能	入力電圧	AC100V-240V	内蔵電池充電方式	定電圧一定電流充電方式	充電電圧	DC10.8V±10%	充電電流	DC200mA	<p>【女川】</p> <p>■設計の装置                      使用する照明器具の相違</p> <p>【大飯】</p> <p>■記載内容の相違                      (女川実績の反映)</p>
仕様	壁付 バッテリー内蔵 LED 照明																																										
出力電圧	DC12V																																										
出力電流	DC3.5A (最大)																																										
内蔵電池	リン酸鉄リチウムバッテリー																																										
非常用 LED 仕様	LED 消費電力：18W、LED 光束 1450lm																																										
非常照明動作時間	付属 LED 照明を 8 時間以上点灯可能																																										
入力電圧	AC210V																																										
内蔵電池充電方式	定電圧一定電流充電方式																																										
充電電圧	DC14V±10%																																										
充電電流	DC 4A±10%																																										
仕様	バッテリー内蔵 LED 照明																																										
出力電圧	DC24V																																										
出力電流	DC687mA±10%																																										
内蔵電池	リン酸鉄リチウムイオンバッテリー																																										
非常用 LED 仕様	LED 消費電力：18W、LED 光束 2000lm																																										
非常照明動作時間	付属 LED 照明を 4 時間以上点灯可能																																										
入力電圧	AC100V-240V																																										
内蔵電池充電方式	定電圧一定電流充電方式																																										
充電電圧	DC10.8V±10%																																										
充電電流	DC200mA																																										

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料41-1 添付資料7 泊発電所3号炉重大事故等対処施設における消火用非常用照明器具)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 設計の装置</li> </ul> <p>使用する照明器具の相違</p> <p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 記載内容の相違</li> </ul> <p>(女川実績の反映)</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料41-1 参考資料1 泊発電所3号炉重大事故等対処施設における潤滑油又は燃料油の引火点、室内温度及び機器運転時の温度について）

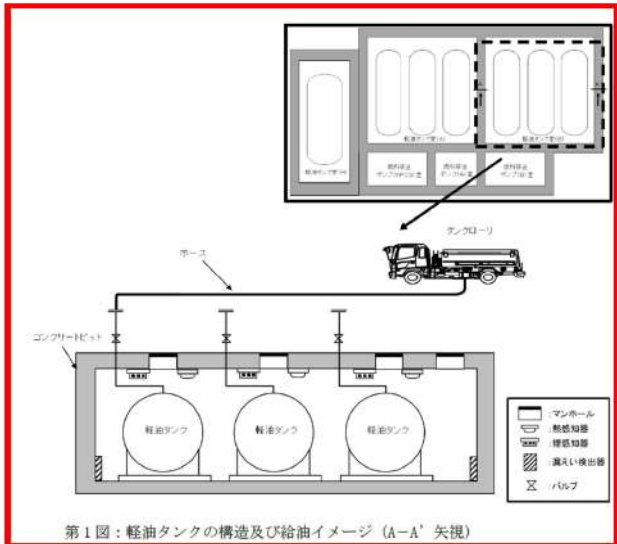
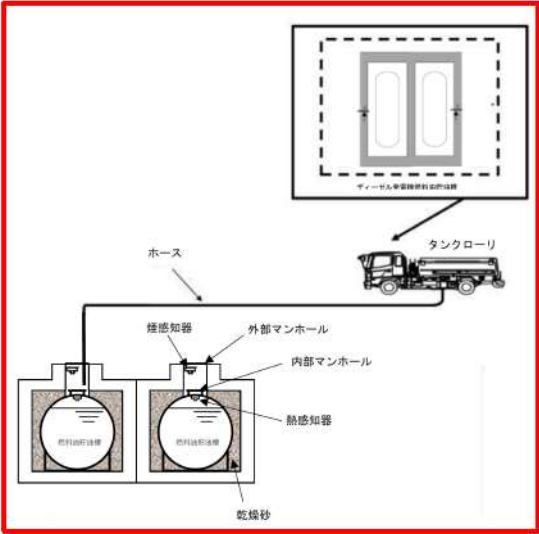
<p>大飯発電所3 / 4号炉</p> <p>参考資料2</p> <p>重大事故等対処施設の潤滑油及び燃料油の引火点、室内温度及び機器運転時の温度について</p> <p>1. はじめに                      火災区域内に設置する油内包設備に使用している潤滑油及び燃料油は、その引火点が油内包機器を設置する室内温度よりも十分高く、機器運転時の温度よりも高いため、可燃性蒸気とならないことを以下のとおり確認した。</p> <p>2. 潤滑油の引火点、室内温度及び機器運転時の温度                       火災区域内に設置する油内包機器に使用している潤滑油の引火点は約220～256℃であり、各火災区域の室内温度（空調設計上の上限値である室内設計温度：約40～50℃）及び機器運転時の潤滑油温度（運転時の最高使用温度：約66～115℃）に対し大きいことを確認した。                      下表に、主要な潤滑油内包機器に使用している潤滑油の引火点、室内温度及び機器運転時の温度を示す。</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p> <p>参考資料1</p> <p>女川原子力発電所 2号炉</p> <p>重大事故等対処施設における潤滑油又は燃料油の引火点、室内温度及び機器運転時の温度について</p> <p>1. はじめに                      重大事故等対処施設を設置する火災区域内にある油内包設備に使用している潤滑油及び燃料油は、その引火点が油内包機器を設置する環境温度よりも高く、機器運転時の温度よりも高いため、可燃性蒸気とならないことを以下のとおり確認した。</p> <p>2. 潤滑油又は燃料油の引火点、環境温度及び機器運転時の温度                      2.1. 常設代替交流電源設備                      2.1.1. 潤滑油の引火点、環境温度及び機器運転時の温度                      油内包機器に使用している潤滑油の引火点は270℃であり、ガスタービン発電機車内の環境温度（外気温40℃における運転中の発電機車内最高温度：約100℃）及び機器運転時の潤滑油温度（運転時の最高使用温度：165℃）に対し、大きいことを確認した。                       第1表に、主要な潤滑油内包機器に使用している潤滑油の引火点、環境温度及び機器運転時の温度を示す。</p>	<p>泊発電所3号炉</p> <p>参考資料1</p> <p>泊発電所 3号炉</p> <p>重大事故等対処施設における潤滑油又は燃料油の引火点、室内温度及び機器運転時の温度について</p> <p>1. はじめに                      重大事故等対処施設を設置する火災区域内にある油内包設備に使用している潤滑油及び燃料油は、その引火点が油内包機器を設置する環境温度よりも高く、機器運転時の温度よりも高いため、可燃性蒸気とならないことを以下のとおり確認した。</p> <p>2. 潤滑油又は燃料油の引火点、環境温度及び機器運転時の温度                      2.1. 常設代替交流電源設備                      2.1.1. 潤滑油の引火点、環境温度及び機器運転時の温度                      油内包機器に使用している潤滑油の引火点は200℃であり、代替非常用発電機車内の環境温度（外気温40℃における機器設備仕様上の最高温度：40℃）及び機器運転時の潤滑油温度（運転時の最高使用温度：109.5℃）に対し、大きいことを確認した。                       第1表に、主要な潤滑油内包機器に使用している潤滑油の引火点、環境温度及び機器運転時の温度を示す。</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】                      ■記載方針の相違                      （女川実績の反映：着色せず）                      【女川】                      ■設備名称の相違</p> <p>【女川】                      ■設計の相違                      使用する潤滑油の相違                      【女川】                      ■設備名称の相違                      【女川】                      ■記載表現の相違                      女川のガスタービン発電機は発電機車と制御車に別れて構成されているのに対し、泊の代替非常用発電機はディーゼルエンジンと制御盤を1台の車内に設置し構成しているため、制御盤の最高使用温度を環境温度と記載している。                      【女川】                      ■設備の相違                      運転時の最高使用温度の相違</p>
--	---	---	---

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料41-1 参考資料1 泊発電所3号炉重大事故等対処施設における潤滑油又は燃料油の引火点、室内温度及び機器運転時の温度について）

大飯発電所3 / 4号炉					女川原子力発電所2号炉					泊発電所3号炉					相違理由
表主要な潤滑油の引火点、室内温度及び機器運転時の温度					第1表：主要な潤滑油の引火点、環境温度及び機器運転時の温度					第1表：主要な潤滑油の引火点、環境温度及び機器運転時の温度					【大飯】 ■記載方針の相違 （女川実績の反映：着色せず） 【女川】 ■設備の相違 使用する潤滑油及び設備の相違  【女川】 ■記載表現の相違 ■設備名称の相違
潤滑油品種	潤滑油内包機器	引火点 [°C]	室内温度 [°C]	機器運転時の潤滑油温度 [°C]	潤滑油品種	潤滑油内包機器	引火点 [°C]	環境温度 [°C]	機器運転時の潤滑油温度 [°C]	潤滑油品種	潤滑油内包機器	引火点 [°C]	環境温度 [°C]	機器運転時の潤滑油温度 [°C]	
コスモタービンスーパーE32	余熱除去ポンプ、タービン動補助給水ポンプ、他	220	40	115	ガスタービン潤滑油	常設代替交流電機設備	270	100	165	ディーゼルエンジン油	代替非常用発電機	200	40	109.5	
コスモオルバス100	充電ポンプ、他	248	40	80											
コスモタービンスーパー68	制御用空気圧縮機、他	246	34	89											
コスモマリン4010	ディーゼル発電機、他	256	40	66											
3. 燃料油の引火点及び室内温度 火災区域内にて使用する燃料油であるA重油の引火点は約60℃であり、ディーゼル発電機室の室内設計温度である40℃に対し大きいことを確認した。					2.1.2. 燃料油の引火点及び環境温度 運転中はパッケージ換気ファンにより発電機車内を換気しているため、外気温40℃における運転中のガスタービン燃料供給部分付近は、軽油の引火点45℃以下となる。					2.1.2. 燃料油の引火点及び環境温度 運転中は機関付き冷却ファンにより発電機車内を換気しているため、外気温40℃における運転中の代替非常用発電機燃料供給部分付近は、軽油の引火点45℃以下となる。					

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉 参考資料2	泊発電所3号炉 参考資料2	相違理由
	<p>女川原子力発電所 2号炉 軽油タンク及びガスタービン発電設備軽油タンクの構造について</p> <p>1. 概要                      (1) 軽油タンク                      軽油タンクは、屋外地下貯蔵式の横置円筒型のタンクである。                      非常用ディーゼル発電設備軽油タンク (A) 系及び (B) 系は、タンク1基の容量が110m<sup>3</sup>であり、1ピット内にタンク3基 (合計容量330 m<sup>3</sup>) を連結して設置する設計である。また、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンクは、タンク1基の容量が170m<sup>3</sup>であり、1ピット内にタンク1基を設置する設計である。                      軽油タンクの概要及び給油イメージを第1図、概略系統図を第2図に示す。</p>	<p>泊発電所 3号炉 ディーゼル発電機燃料油貯油槽及び燃料タンク (SA) の構造について</p> <p>1. 概要                      (1) ディーゼル発電機燃料油貯油槽                      ディーゼル発電機燃料油貯油槽は、屋外地下貯蔵式の横置円筒型のタンクである。                      ディーゼル発電機燃料油貯油槽 (A) 系及び (B) 系は、タンク1基の容量が146kLであり、1ピットに1基ずつ合計2基 (合計容量292kL) を連結して設置する設計である。                      ディーゼル発電機燃料油貯油槽の概要及び給油イメージを第1図、系統概要図を第2図に示す。</p>	<p>【女川】                      ■設備名称の相違</p> <p>【女川】                      ■設備名称の相違</p> <p>【女川】                      ■設計の相違</p> <p>泊はA系B系それぞれに1ピット1基ずつ合計2基 (292kL) の貯油槽を有する設計。また、女川の高圧炉心スプレイ計ディーゼル発電設備軽油タンクと同等の燃料タンクは有していない。</p> <p>【女川】                      ■記載表現の相違</p> <p>【女川】                      ■設計の相違</p> <p>燃料タンクの構造及び構成の相違</p>
	 <p>第1図：軽油タンクの構造及び給油イメージ (A-A' 矢視)</p>	 <p>第1図：ディーゼル発電機燃料油貯油槽の構造及び給油イメージ (A-A' 矢視)</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

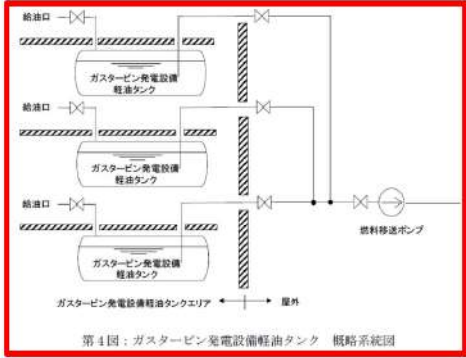
泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料41-1 参考資料2 泊発電所3号炉ディーゼル発電機燃料油貯油槽の構造について）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>第2図：軽油タンク燃料移送系 概略系統図</p>	<p>第2図：ディーゼル発電機燃料油貯油槽 系統概要図</p>	<p>【女川】  <b>■設計の相違</b>                      燃料タンクの構成及び                      系統の相違</p>
	<p>(2) ガスタービン発電設備軽油タンク</p> <p>ガスタービン発電設備軽油タンクは、屋外地下貯蔵式の横置円筒型のタンクである。</p> <p>ガスタービン発電設備軽油タンクは、タンク1基の容量が110m<sup>3</sup>であり、各ピットに1基ずつ、合計3基（合計容量330 m<sup>3</sup>）を連結して設置する設計である。ガスタービン発電設備軽油タンクの概要及び給油イメージを第3図、概略系統図を第4図に示す。</p>	<p>(2) 燃料タンク (SA)</p> <p>燃料タンク (SA) は、屋外地下貯蔵式の横置円筒型のタンクである。</p> <p>燃料タンク (SA) は、タンクの容量が約60kLであり、1基設置する設計である。</p> <p>燃料タンク (SA) の概要及び給油イメージを第3図に示す。</p>	<p>【女川】  <b>■設計の相違</b>                      燃料タンクの構成及び                      系統の相違</p>
	<p>第3図：ガスタービン発電設備軽油タンクの構造及び給油イメージ (A-A 矢視)</p>	<p>第3図：燃料タンク (SA) の構造及び給油イメージ (A-A 矢視)</p> <p>※ 燃料タンク (SA) については、今後の検討により変更となる可能性がある。</p>	<p>【女川】  <b>■設計の相違</b>                      燃料タンクの構成及び                      系統の相違</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第4図：ガスタービン発電設備軽油タンク 概略系統図</p> <p>2. 火災防護対策及びメンテナンス性について</p> <p>軽油タンク及びガスタービン発電設備軽油タンクは、危険物の規制に関する政令第13条に基づく地下タンク貯蔵所である。地下タンク貯蔵所はタンク周囲に乾燥砂をつめることが規定されているが、定期的にタンク本体及び付属配管の点検のためにタンク室内に入室可能な構造とすることから、危険物の規制に関する政令第23条に基づく申請により乾燥砂を不要な設計とするため、以下の対策を実施する。</p>	<p>2. 火災防護対策及びメンテナンス性について</p> <p>ディーゼル発電機燃料油貯油槽及び燃料タンク (SA) は、危険物の規制に関する政令第13条に基づく地下タンク貯蔵所である。地下タンク貯蔵所はタンク周囲に乾燥砂をつめることが規定されているため、ディーゼル発電機燃料油貯油槽及び燃料タンク (SA) の周囲に乾燥砂を敷き詰めている。</p> <p>ディーゼル発電機燃料油貯油槽及び燃料タンク (SA) は、以下の火災防護対策を実施する。</p>	<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊の燃料タンク (SA) は可搬型タンクローリーによる給油のため、ポンプによる移送配管がないことから、女川と同様な系統はないため記載していない。</p> <p>【女川】</p> <p>■設備名称の相違</p> <p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>設備構成の相違及び泊の燃料油貯油槽は政令第23条に基づく申請をせず、周辺に乾燥砂を敷き詰めている。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料41-1 参考資料2 泊発電所3号炉ディーゼル発電機燃料油貯油槽の構造について)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>・軽油タンク室内に異なる2種類の火災感知器(防爆型)を設置し火災を早期に発見する。</p> <p>・軽油タンク室内に漏えい検出器を設置し、軽油漏えいを早期に発見する。</p> <p>・定期的(月1回)に軽油タンク室を開放し、室内空気を局所排風機にて強制換気することにより可燃性蒸気の滞留を防止する。</p> <p>なお、軽油タンクエリアに入域するためのマンホールは止水対策を行うことにより、外部からの流入を阻止することで、溢水浮力による影響を防止する設計である。</p>	<p>・燃料油貯油槽及び燃料タンク(SA)外部マンホール内の空間部に煙感知器(防爆型)、燃料油貯油槽及び燃料タンク(SA)内に熱感知器(防爆型)の異なる2種類の火災感知器を設置し火災を早期に発見する。</p> <p>・燃料油貯油槽タンク室及び燃料タンク(SA)室内に漏えい検査管を設置し、定期的(週1回)に検査する。</p>	<p>【女川】                      ■設備名称の相違</p> <p>【女川】                      ■設計の相違                      設備構成の相違及び感知器の設置位置の相違。</p> <p>【女川】                      ■設備名称の相違</p> <p>【女川】                      ■設計の相違                      設備構成の相違及び泊の燃料油貯油槽は、危険物関する規則第23条第1項第2号に基づき、漏えい検査管を設け、定期的に検査を実施することとしている。</p> <p>【女川】                      ■設計の相違                      泊の燃料油貯油槽は、危険物関する政令第13条第1項第2号に基づき、地下タンクとタンク室の内側の間の空間を乾燥砂で敷き詰めていることから、強制換気はしてない。</p>

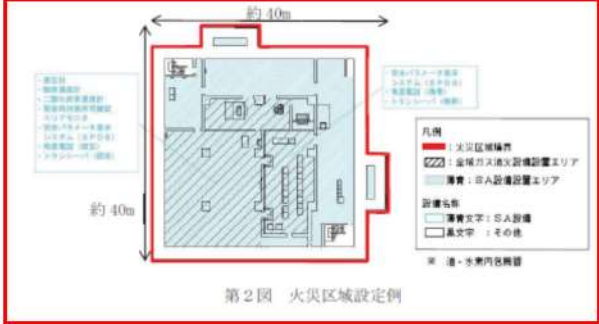
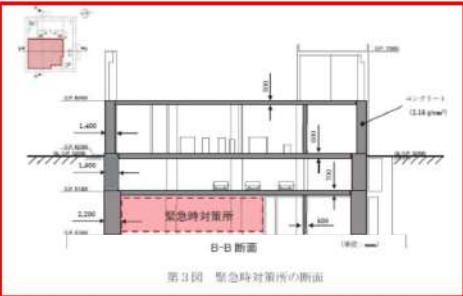
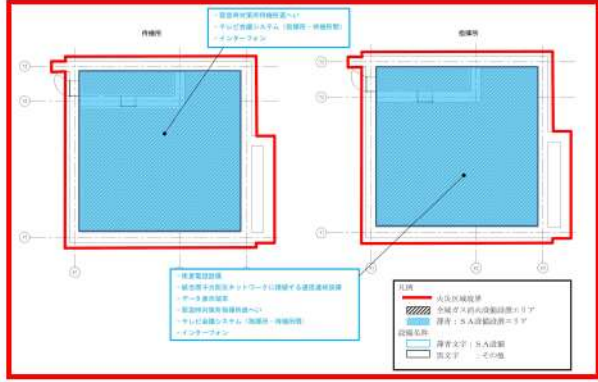
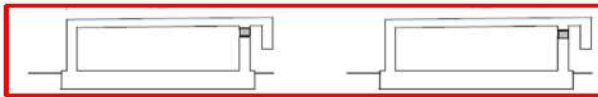
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉 参考資料3	泊発電所3号炉 参考資料3	相違理由																																																																																																				
<p>【対応資料なし】</p>	<p>女川原子力発電所 2号炉 緊急時対策建屋の火災防護対策の特徴について</p> <p>1. はじめに                  女川原子力発電所2号炉の緊急時対策建屋について、重大事故等に対処するために必要な機能を有する構築物、系統及び機器を火災から防護することを目的として、火災発生防止、火災の感知及び消火のそれぞれを考慮した火災防護対策を講じる。緊急時対策建屋の火災防護対策の主な特徴について以下に示す。</p> <p>2. 緊急時対策建屋の火災防護対策                  2.1. 火災防護対象機器                  火災による損傷の防止を行う重大事故等対処施設として、常設重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備及び当該設備に使用しているケーブルを火災防護対象とする。火災による損傷の防止を行う重大事故等対処施設を第1表に示す。</p> <div data-bbox="728 817 1326 1316" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>第1表：常設重大事故等対処施設一覧表 (建屋内) (1/2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条文</th> <th>系統機能</th> <th>主要設備</th> <th>対策①</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">61</td> <td rowspan="6">居住性の確保 (緊急時対策所)</td> <td>緊急時対策所</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>緊急時対策用遮断</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策用非常用送風機</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>緊急時対策用非常用送風機</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>緊急時対策用非常用給排気配管・弁【配管】</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>緊急時対策用非常用給排気配管・弁【配管】</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="6">61</td> <td rowspan="6">電源の確保 (緊急時対策所)</td> <td>緊急用高圧母線 2F系</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>緊急時対策用軽油タンク</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>緊急時対策用軽油移送系 配管・弁【燃料送給】</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>緊急時対策用高圧母線 J系</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ガスタービン発電機～緊急時対策用高圧母線 J系配線【電路】</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電線束接続口 (緊急時対策建屋)～緊急時対策用高圧母線 J系配線【電路】</td> <td>①</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注：以下の対策を実施する設計とする。                  ①火災防護に係る審査基準に基づき火災防護対策                  ②消防法又は建築基準法に基づく火災防護対策</p> </div>	関連条文	系統機能	主要設備	対策①	備考	61	居住性の確保 (緊急時対策所)	緊急時対策所	①		緊急時対策用遮断	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	緊急時対策用非常用送風機	①		緊急時対策用非常用送風機	①		緊急時対策用非常用給排気配管・弁【配管】	①		緊急時対策用非常用給排気配管・弁【配管】	①		61	電源の確保 (緊急時対策所)	緊急用高圧母線 2F系	①		緊急時対策用軽油タンク	①		緊急時対策用軽油移送系 配管・弁【燃料送給】	①		緊急時対策用高圧母線 J系	①		ガスタービン発電機～緊急時対策用高圧母線 J系配線【電路】	①		電線束接続口 (緊急時対策建屋)～緊急時対策用高圧母線 J系配線【電路】	①		<p>泊発電所 3号炉 緊急時対策所の火災防護対策の特徴について</p> <p>1. はじめに                  泊発電所3号炉の緊急時対策所について、重大事故等に対処するために必要な機能を有する構築物、系統及び機器を火災から防護することを目的として、火災発生防止、火災の感知及び消火のそれぞれを考慮した火災防護対策を講じる。緊急時対策所の火災防護対策の主な特徴について以下に示す。</p> <p>2. 緊急時対策所の火災防護対策                  2.1. 火災防護対象機器                  火災による損傷の防止を行う重大事故等対処施設として、常設重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備及び当該設備に使用しているケーブルを火災防護対象とする。火災による損傷の防止を行う重大事故等対処施設を第1表に示す。</p> <div data-bbox="1415 817 1908 1449" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>第1表：常設重大事故等対処施設一覧表 (建屋内)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条文</th> <th>系統機能</th> <th>主要設備</th> <th>対策 ①②</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">61</td> <td rowspan="4">居住性の確保 (緊急時対策所)</td> <td>緊急時対策所</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>緊急時対策用遮断機等</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策用非常用送風機</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>可搬型空気浄化装置配管・弁【配管】</td> <td>②</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">61</td> <td rowspan="2">電源の確保</td> <td>緊急時対策用ケーブル接続箱～緊急時対策用非常用送風機【配管】</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機燃料供給設備</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">62</td> <td rowspan="2">必要情報の提供</td> <td>ディーゼル発電機燃料供給設備</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機燃料供給設備</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="6">62</td> <td rowspan="6">通信設備 (緊急時対策所)</td> <td>緊急時対策用通信設備 (固定型)</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>緊急時対策用通信設備 (移動型)</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>インターフェース</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>テレビ会議システム (制御室・待機所内)</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>緩急用ネットワークを有した通信設備</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>緊急時対策用通信設備 (無線型)【通信】</td> <td>①</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注1：許容値を超過する設計を記載                  常設重大事故等対処施設は、今後の審査、検討により変更となる可能性がある。                  (注)：以下の対策を実施する設計とする。                  ①火災防護に係る審査基準に基づく火災防護対策                  ②消防法又は建築基準法に基づく火災防護対策</p> </div>	関連条文	系統機能	主要設備	対策 ①②	備考	61	居住性の確保 (緊急時対策所)	緊急時対策所	①		緊急時対策用遮断機等	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	緊急時対策用非常用送風機	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	可搬型空気浄化装置配管・弁【配管】	②		61	電源の確保	緊急時対策用ケーブル接続箱～緊急時対策用非常用送風機【配管】	①		ディーゼル発電機燃料供給設備	①		62	必要情報の提供	ディーゼル発電機燃料供給設備	①		ディーゼル発電機燃料供給設備	①		62	通信設備 (緊急時対策所)	緊急時対策用通信設備 (固定型)	①		緊急時対策用通信設備 (移動型)	①		インターフェース	①		テレビ会議システム (制御室・待機所内)	①		緩急用ネットワークを有した通信設備	①		緊急時対策用通信設備 (無線型)【通信】	①		<p>【女川】                  ■設備名称の相違</p> <p>【女川】                  ■設備名称の相違</p> <p>【女川】                  ■設備名称の相違</p>
関連条文	系統機能	主要設備	対策①	備考																																																																																																			
61	居住性の確保 (緊急時対策所)	緊急時対策所	①																																																																																																				
		緊急時対策用遮断	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																																																			
		緊急時対策用非常用送風機	①																																																																																																				
		緊急時対策用非常用送風機	①																																																																																																				
		緊急時対策用非常用給排気配管・弁【配管】	①																																																																																																				
		緊急時対策用非常用給排気配管・弁【配管】	①																																																																																																				
61	電源の確保 (緊急時対策所)	緊急用高圧母線 2F系	①																																																																																																				
		緊急時対策用軽油タンク	①																																																																																																				
		緊急時対策用軽油移送系 配管・弁【燃料送給】	①																																																																																																				
		緊急時対策用高圧母線 J系	①																																																																																																				
		ガスタービン発電機～緊急時対策用高圧母線 J系配線【電路】	①																																																																																																				
		電線束接続口 (緊急時対策建屋)～緊急時対策用高圧母線 J系配線【電路】	①																																																																																																				
関連条文	系統機能	主要設備	対策 ①②	備考																																																																																																			
61	居住性の確保 (緊急時対策所)	緊急時対策所	①																																																																																																				
		緊急時対策用遮断機等	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																																																			
		緊急時対策用非常用送風機	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																																																			
		可搬型空気浄化装置配管・弁【配管】	②																																																																																																				
61	電源の確保	緊急時対策用ケーブル接続箱～緊急時対策用非常用送風機【配管】	①																																																																																																				
		ディーゼル発電機燃料供給設備	①																																																																																																				
62	必要情報の提供	ディーゼル発電機燃料供給設備	①																																																																																																				
		ディーゼル発電機燃料供給設備	①																																																																																																				
62	通信設備 (緊急時対策所)	緊急時対策用通信設備 (固定型)	①																																																																																																				
		緊急時対策用通信設備 (移動型)	①																																																																																																				
		インターフェース	①																																																																																																				
		テレビ会議システム (制御室・待機所内)	①																																																																																																				
		緩急用ネットワークを有した通信設備	①																																																																																																				
		緊急時対策用通信設備 (無線型)【通信】	①																																																																																																				

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																				
	<p data-bbox="719 151 1176 167">前上頁：泊発電所緊急時対策所の火災防護対策の特徴について</p> <table border="1" data-bbox="719 167 1176 422"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>設備名称</th> <th>主要設備</th> <th>相違</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">03 必要な情報の取得</td> <td rowspan="2"></td> <td>緊急パワートラップ制御システム (自動)</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>無線通信設備 (固定型)</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="7">04 通報連絡 (緊急時対策所)</td> <td rowspan="7"></td> <td>緊急電話設備 (固定型)</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>緊急原子力防護ネットワーク (固定)</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>無線通信設備 (伝送機)</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>無線通信設備 (屋外アンテナ) (伝送機)</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>無線電話設備 (屋外アンテナ) (伝送機)</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>無線通信設備 (伝送機)</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有線 (機器内) (伝送機)</td> <td>①</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1008 391 1164 422">注：以下の項目は緊急時対策所から見て、                  女川原子力発電所緊急時対策所と同一の設備が                  設置されている。</p> <p data-bbox="719 454 918 486">2.2. 火災区域の設定</p> <p data-bbox="719 486 1332 622">緊急時対策建屋について、重大事故等対処施設と設計基準事故対処設備の配置も考慮して、火災区域を設定する。緊急時対策建屋の配置、火災区域設定例、緊急時対策所の断面についてそれぞれ第1、2、3図に示す。</p>  <p data-bbox="851 1029 1030 1045">第1図 緊急時対策建屋の配置</p>	項目	設備名称	主要設備	相違	備考	03 必要な情報の取得		緊急パワートラップ制御システム (自動)	①		無線通信設備 (固定型)	①		04 通報連絡 (緊急時対策所)		緊急電話設備 (固定型)	①		緊急原子力防護ネットワーク (固定)	①		無線通信設備 (伝送機)	①		無線通信設備 (屋外アンテナ) (伝送機)	①		無線電話設備 (屋外アンテナ) (伝送機)	①		無線通信設備 (伝送機)	①		有線 (機器内) (伝送機)	①		<p data-bbox="1350 454 1545 486">2.2. 火災区域の設定</p> <p data-bbox="1350 486 1971 622">緊急時対策所について、重大事故等対処施設と設計基準事故対処設備の配置も考慮して、火災区域を設定する。緊急時対策所の配置、火災区域設定例、緊急時対策所の断面についてそれぞれ第1、2、3図に示す。</p>  <p data-bbox="1523 1029 1792 1061">第1図 緊急時対策所の配置</p>	<p data-bbox="1982 454 2128 518">【女川】                  ■設備名称の相違</p>
項目	設備名称	主要設備	相違	備考																																			
03 必要な情報の取得		緊急パワートラップ制御システム (自動)	①																																				
		無線通信設備 (固定型)	①																																				
04 通報連絡 (緊急時対策所)		緊急電話設備 (固定型)	①																																				
		緊急原子力防護ネットワーク (固定)	①																																				
		無線通信設備 (伝送機)	①																																				
		無線通信設備 (屋外アンテナ) (伝送機)	①																																				
		無線電話設備 (屋外アンテナ) (伝送機)	①																																				
		無線通信設備 (伝送機)	①																																				
		有線 (機器内) (伝送機)	①																																				

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第2図 火災区域設定例</p>  <p>第3図 緊急時対策所の断面</p>	 <p>第2図 火災区域設定例</p>  <p>第3図 緊急時対策所の断面</p>	<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>緊急時対策所の構造の相違</p>
	<p>2.3. 火災の発生防止対策</p> <p>緊急時対策建屋の火災発生防止対策の主な対策箇所として、以下について示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時対策所軽油タンク</li> <li>バッテリー室 (緊急時対策建屋)</li> <li>緊急対策室換気設備</li> </ul>	<p>2.3. 火災の発生防止対策</p> <p>緊急時対策所の火災発生防止対策の主な対策箇所として、以下について示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時対策所換気設備</li> </ul>	<p>【女川】</p> <p>■設備名称の相違</p> <p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊の同等設備は緊急時対策所用発電機 (屋外) に軽油を供給する可搬型タンクローリーである。</p> <p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊の同等設備は全交流動力電源喪失時の代替電源である代替非常用発電機等であり、バッテリーは使用していない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由															
	<p>2.3.1. 緊急時対策所軽油タンクへの火災発生防止対策</p> <p>緊急時対策所軽油タンクは、堰を設置し、漏えいした燃料油が拡大することを防止する設計とする。</p> <p>緊急時対策所軽油タンクの火災により、重大事故等に対処する機能が損なわれないよう、緊急時対策所軽油タンクと重大事故等対策施設は、壁等の設置及び離隔による配置上の考慮を行う設計とする。</p> <p>緊急時対策所軽油タンクは、タンクの容量 (約 10m<sup>3</sup>×3 基) に対して、電源車 (緊急時対策所用) を7日間連続運転するために必要な量 (約 16.8m<sup>3</sup>) を考慮した容量を貯蔵する設計とする。</p> <p>2.3.2. バッテリー室 (緊急時対策建屋) の水素への火災発生防止対策</p> <p>水素を内包する設備を設置するバッテリー室 (緊急時対策建屋) は、非常用母線から給電される換気設備による機械換気を行うことにより水素濃度が燃焼限界濃度以下となるように設計する。(第2表) また、水素の漏えいを検知できるように水素濃度検出器を設置する設計とする。(第3表) バッテリー室 (緊急時対策建屋) は、充電時において蓄電池から水素が発生するおそれがあることから、当該区域に可燃物を持ち込まないこととする。</p> <p>また、バッテリー室 (緊急時対策建屋) の上部に水素濃度検出器を設置し、水素の燃焼限界濃度である 4vol% の 1/4 以下の濃度にて、中央制御室に警報を発報する設計とする。</p> <div data-bbox="719 1102 1169 1225" style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>第2表：水素を内包する設備を設置する火災区域の換気設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>水素を内包する設備を設置する場所</th> <th>換気設備</th> <th>耐震クラス</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>バッテリー (A) 室 (緊急時対策建屋)</td> <td>常・非常用送風機</td> <td>C (Se機能維持)</td> </tr> <tr> <td>バッテリー (B) 室 (緊急時対策建屋)</td> <td>常・非常用送風機</td> <td>C (Se機能維持)</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div data-bbox="719 1278 1169 1401" style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>第3表：水素濃度検出器の設置状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>水素を内包する設備を設置する場所</th> <th>水素検出方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>バッテリー (A) 室 (緊急時対策建屋)</td> <td>水素濃度検知器を設置</td> </tr> <tr> <td>バッテリー (B) 室 (緊急時対策建屋)</td> <td>水素濃度検知器を設置</td> </tr> </tbody> </table> </div>	水素を内包する設備を設置する場所	換気設備	耐震クラス	バッテリー (A) 室 (緊急時対策建屋)	常・非常用送風機	C (Se機能維持)	バッテリー (B) 室 (緊急時対策建屋)	常・非常用送風機	C (Se機能維持)	水素を内包する設備を設置する場所	水素検出方法	バッテリー (A) 室 (緊急時対策建屋)	水素濃度検知器を設置	バッテリー (B) 室 (緊急時対策建屋)	水素濃度検知器を設置		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊の同等設備は緊急時対策所用発電機 (屋外) に軽油を供給する可搬型タンクローリーであり、軽油タンクはない。</p> <p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊の同等設備は全交流動力電源喪失時の代替電源である代替非常用発電機等であり、緊急時対策所にバッテリーは設置していない。</p>
水素を内包する設備を設置する場所	換気設備	耐震クラス																
バッテリー (A) 室 (緊急時対策建屋)	常・非常用送風機	C (Se機能維持)																
バッテリー (B) 室 (緊急時対策建屋)	常・非常用送風機	C (Se機能維持)																
水素を内包する設備を設置する場所	水素検出方法																	
バッテリー (A) 室 (緊急時対策建屋)	水素濃度検知器を設置																	
バッテリー (B) 室 (緊急時対策建屋)	水素濃度検知器を設置																	

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>2.3.3. 緊急対策室の換気設備</p> <p>緊急対策室は、非常時には他エリアから隔離し、専用の非常用送風機により非常用フィルタを通じて外気を直接給気する設計としており、他エリアからの煙の影響を受けない設計とする。</p> <p>2.4. 火災の感知及び消火</p> <p>2.4.1. 感知設備選定の基本的な考え方</p> <p>重大事故等対処施設を設置する緊急時対策建屋の火災区域には、基本的に火災発生時に炎が生じる前の発煙段階から感知できる煙感知器を設置し、その他、蒸気及びガスの発生により煙感知器が誤作動する可能性のある火災区域には、熱感知器を設置する。</p> <p>さらに、「固有の信号を発する異なる種類の火災感知器」の設置要求を満足するため、既存の火災感知器に加えて熱感知器又は煙感知器を組み合わせて設置する。設置にあたっては、消防法に準じた設置条件で設置する。</p> <p>これらの組合せは、平常時の状況（温度、煙の濃度）を監視し、かつ、火災現象（急激な温度や煙の濃度の上昇）を把握することができるアナログ式とする。</p> <p>周囲の環境条件から、アナログ式の熱感知器又は煙感知器を設置することが適さない箇所の火災感知器等の例として以下を示す。なお、重大事故等対処施設を設置する火災区域のうち、建屋内に設置する火災感知器設備については作動した火災感知器を一つずつ特定できる機能を有する設計とする。</p>	<p>2.3.1. 緊急時対策所の換気設備</p> <p>緊急時対策所は、非常時には可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン及び可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットによる緊急時対策所への給気を停止し、手動ダンパにより隔離するとともに、空気供給装置により緊急時対策所を正圧化し、外気の流入を完全に遮断可能な設計としており、他エリアからの煙の影響を受けない設計とする。</p> <p>2.4. 火災の感知及び消火</p> <p>2.4.1. 感知設備選定の基本的な考え方</p> <p>重大事故等対処施設を設置する緊急時対策所の火災区域には、</p> <p>「固有の信号を発する異なる感知方式の火災感知器」の設置要求を満足するため、熱感知器と煙感知器を組み合わせる。設置にあたっては、消防法に準じた設置条件で設置する。</p> <p>これらの組合せは、平常時の状況（温度、煙の濃度）を監視し、かつ、火災現象（急激な温度や煙の濃度の上昇）を把握することができるアナログ式とする。</p>	<p>【女川】</p> <p>■設備名称の相違</p> <p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>換気設備の構成及び非常時の対応の相違</p> <p>【女川】</p> <p>■設備名称の相違</p> <p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊の緊急時対策所は指揮所、待機所でそれぞれ1つの建屋であり、複数の部屋を持つ女川の緊急時対策建屋とは異なる。</p> <p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊は感知器の追設はせず、初めから2種類の感知器を設置している。</p> <p>■記載表現の相違</p> <p>火災防護審査基準改正による相違</p> <p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊の緊急時対策所は、アナログ式の熱感知器及びアナログ式の煙感知器を設置することが適さない箇所がないため、当該の記載はない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>○蓄電池室</p> <p>蓄電池室は、蓄電池充電中に少量の水素を発生することから、換気空調設備を設置しており、安定した室内環境を維持しているが、万が一の水素濃度の上昇を考慮し、防爆型煙感知器及び熱感知器を設置する設計とする。</p> <p>防爆型の煙感知器及び熱感知器は非アナログ式しか製造されていないが、蓄電池室に設置する非アナログ式の防爆型煙感知器はアナログ式煙感知器と同様に、炎が生じる前の発煙段階から煙の早期感知が可能である。</p> <p>また、蓄電池室に設置する非アナログ式の防爆型熱感知器については、蓄電池室は換気空調設備により安定した室内環境を維持していることから、通常の熱感知器と同様、周囲温度を考慮した作動温度を設定することによって、早期の火災感知及び誤作動の防止を図る。</p> <p>2.4.2. 消火設備選定の基本的な考え方</p> <p>重大事故等対処施設を設置する緊急時対策建屋の火災区域は、基本的に「煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難となる火災区域」として設定し、自動消火設備（全域ガス消火設備）を設置し、消火活動が困難とならない火災区域については、消火器を設置する。</p> <p>①全域ガス消火設備</p> <p>消火活動が困難となる火災区域は、原則として全域ガス消火設備（ハロン1301）を設置する。（火災源は電源盤、油内包機器、水素内包機器）消火活動が困難となる火災区域のうち、緊急時対策所の全域ガス消火設備の起動回路は以下の設計とする。</p>	<p>2.4.2. 消火設備選定の基本的な考え方</p> <p>重大事故等対処施設を設置する緊急時対策所は、「煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難となる火災区域」として設定し、自動消火設備（全域ガス消火設備）を設置する。</p> <p>①全域ガス消火設備</p> <p>緊急時対策所は全域ガス消火設備（ハロン1301）を設置する。（火災源は電源盤）緊急時対策所の全域ガス消火設備の起動回路は以下の設計とする。</p>	<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊の同等設備は全交流動力電源喪失時の代替電源である代替非常用発電機等であり、緊急時対策所に蓄電池は設置していない。</p> <p>【女川】</p> <p>■設備名称の相違</p> <p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊の緊急時対策所は1つの火災区域のみであり、複数の部屋がある女川の緊急時対策建屋とは記載が異なる。</p> <p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊の緊急時対策所は1つの火災区域のみであり、複数の部屋がある女川の緊急時対策建屋とは記載が異なる。</p> <p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>想定する火災源の相違</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>・緊急時対策所 (緊急対策室, SPDS 室) 及び空調機械室は常時人がいない部屋となることから、全域ガス消火設備の起動回路は自動とする。</p> <p>・重大事故等が発生した場合は重大事故等対策要員が滞在することから、緊急時対策所 (緊急対策室, SPDS 室) 及び空調機械室の全域ガス消火設備の起動回路は手動とし、火災時には滞在する人員が消火器による消火を行う設計とする。</p> <p>②消火器                  消火活動が困難とならない以下の火災区域は消火器を設置する。                  a. 火災が発生したとしても煙が大気へ開放される屋外等の火災区域                  b. 設置される可燃物の状況等から、火災が発生した場合でも火災規模は小さく、煙の充満の可能性は低いと判断できる火災区域</p> <p>2.4.3. 火災感知器及び消火設備の部屋別設置状況                  緊急時対策建屋における火災感知器及び消火設備の部屋別設置状況について第4表に示す。また、緊急時対策建屋配置図について第4図に示す。</p>	<p>・緊急時対策所は常時人がいないことから、全域ガス消火設備の起動回路は自動とする。</p> <p>・重大事故等が発生した場合は重大事故等対策要員が滞在することから、緊急時対策所の全域ガス消火設備の起動回路は手動とし、火災時には滞在する人員が消火器による消火を行う設計とする。</p> <p>2.4.3. 火災感知器及び消火設備の設置状況                  緊急時対策所における火災感知器及び消火設備の部屋別設置状況について第2表に示す。また、緊急時対策建屋配置図について第4図に示す。</p>	<p>【女川】                  ■設備名称の相違</p> <p>【女川】                  ■設計の相違                  泊は緊急時対策所全域が自動起動の対象である。</p> <p>【女川】                  ■設備名称の相違</p> <p>【女川】                  ■設計の相違                  泊の緊急時対策所の火災区画は指揮所、待機所のみであり、消火困難箇所として全域ガス消火設備を設置することから、消火困難とならない区域はない。</p> <p>【女川】                  ■設計の相違                  泊の緊急時対策所は1つの火災区域のみであり、複数の部屋がある女川の緊急時対策建屋とは記載が異なる。</p> <p>【女川】                  ■設備名称の相違</p>




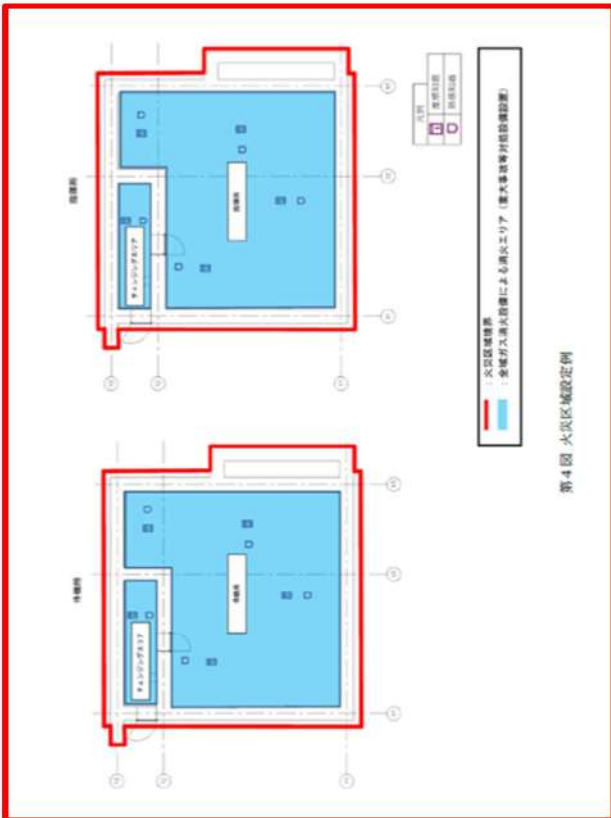
泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料41-1 参考資料3 泊発電所3号炉緊急時対策所の火災防護対策の特徴について)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>図号</th> <th>図名</th> <th>火災防護対策が必要な機器の有無</th> <th>火災感知器 (設計基準中の感知器の種類)</th> <th>火災感知器の設置場所</th> <th>消火設備</th> <th>消火方法</th> <th>消火設備の設置場所</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>E3-2-10</td> <td>風除室 (北側)</td> <td>無</td> <td>熱感知器 赤感知器②</td> <td>C</td> <td>粉末消火器</td> <td>手動</td> <td>設置 (消火器)</td> <td>天井高さ3m以上のため熱感知器及び赤感知器を設置</td> </tr> <tr> <td>E3-2-17</td> <td>避難はしご室</td> <td>無</td> <td>煙感知器</td> <td>C</td> <td>粉末消火器</td> <td>手動</td> <td>設置 (消火器)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>E3-4-1</td> <td>空調機室</td> <td>無</td> <td>煙感知器 熱感知器</td> <td>C</td> <td>全量ガス 消火設備</td> <td>自動</td> <td>C</td> <td>消火設備は消防法に基づき設置</td> </tr> <tr> <td>E3-4-2</td> <td>冷凍機室(給電ユニット室)</td> <td>無</td> <td>煙感知器 熱感知器</td> <td>C</td> <td>全量ガス 消火設備</td> <td>自動</td> <td>C</td> <td>消火設備は消防法に基づき設置</td> </tr> <tr> <td>E3-4-3</td> <td>電気品室(給電制御室)</td> <td>無</td> <td>熱感知器 赤感知器②</td> <td>C</td> <td>粉末消火器</td> <td>手動</td> <td>設置 (消火器)</td> <td>天井高さ3m以上のため熱感知器及び赤感知器を設置</td> </tr> <tr> <td>E3-4-4</td> <td>電気品室(給電制御室)</td> <td>無</td> <td>熱感知器 赤感知器②</td> <td>C</td> <td>粉末消火器</td> <td>手動</td> <td>設置 (消火器)</td> <td>天井高さ3m以上のため熱感知器及び赤感知器を設置</td> </tr> <tr> <td>E3-4-5</td> <td>U.S</td> <td>無</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>粉末消火器</td> <td>手動</td> <td>設置 (消火器)</td> <td>耐火壁がなく、可燃物等により可燃物を持ち込まない措置を講ずるため、コングリート製の壁で囲われていることから火災の影響は受けなかったため熱感知器を設置しない</td> </tr> <tr> <td>E3-4-6</td> <td>制御室前室</td> <td>無</td> <td>煙感知器 熱感知器</td> <td>C</td> <td>粉末消火器</td> <td>手動</td> <td>設置 (消火器)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				図号	図名	火災防護対策が必要な機器の有無	火災感知器 (設計基準中の感知器の種類)	火災感知器の設置場所	消火設備	消火方法	消火設備の設置場所	備考	E3-2-10	風除室 (北側)	無	熱感知器 赤感知器②	C	粉末消火器	手動	設置 (消火器)	天井高さ3m以上のため熱感知器及び赤感知器を設置	E3-2-17	避難はしご室	無	煙感知器	C	粉末消火器	手動	設置 (消火器)		E3-4-1	空調機室	無	煙感知器 熱感知器	C	全量ガス 消火設備	自動	C	消火設備は消防法に基づき設置	E3-4-2	冷凍機室(給電ユニット室)	無	煙感知器 熱感知器	C	全量ガス 消火設備	自動	C	消火設備は消防法に基づき設置	E3-4-3	電気品室(給電制御室)	無	熱感知器 赤感知器②	C	粉末消火器	手動	設置 (消火器)	天井高さ3m以上のため熱感知器及び赤感知器を設置	E3-4-4	電気品室(給電制御室)	無	熱感知器 赤感知器②	C	粉末消火器	手動	設置 (消火器)	天井高さ3m以上のため熱感知器及び赤感知器を設置	E3-4-5	U.S	無	—	—	粉末消火器	手動	設置 (消火器)	耐火壁がなく、可燃物等により可燃物を持ち込まない措置を講ずるため、コングリート製の壁で囲われていることから火災の影響は受けなかったため熱感知器を設置しない	E3-4-6	制御室前室	無	煙感知器 熱感知器	C	粉末消火器	手動	設置 (消火器)	
図号	図名	火災防護対策が必要な機器の有無	火災感知器 (設計基準中の感知器の種類)	火災感知器の設置場所	消火設備	消火方法	消火設備の設置場所	備考																																																																												
E3-2-10	風除室 (北側)	無	熱感知器 赤感知器②	C	粉末消火器	手動	設置 (消火器)	天井高さ3m以上のため熱感知器及び赤感知器を設置																																																																												
E3-2-17	避難はしご室	無	煙感知器	C	粉末消火器	手動	設置 (消火器)																																																																													
E3-4-1	空調機室	無	煙感知器 熱感知器	C	全量ガス 消火設備	自動	C	消火設備は消防法に基づき設置																																																																												
E3-4-2	冷凍機室(給電ユニット室)	無	煙感知器 熱感知器	C	全量ガス 消火設備	自動	C	消火設備は消防法に基づき設置																																																																												
E3-4-3	電気品室(給電制御室)	無	熱感知器 赤感知器②	C	粉末消火器	手動	設置 (消火器)	天井高さ3m以上のため熱感知器及び赤感知器を設置																																																																												
E3-4-4	電気品室(給電制御室)	無	熱感知器 赤感知器②	C	粉末消火器	手動	設置 (消火器)	天井高さ3m以上のため熱感知器及び赤感知器を設置																																																																												
E3-4-5	U.S	無	—	—	粉末消火器	手動	設置 (消火器)	耐火壁がなく、可燃物等により可燃物を持ち込まない措置を講ずるため、コングリート製の壁で囲われていることから火災の影響は受けなかったため熱感知器を設置しない																																																																												
E3-4-6	制御室前室	無	煙感知器 熱感知器	C	粉末消火器	手動	設置 (消火器)																																																																													
<p>※1 防煙型感知器を示す。                  ※2 非アナログ式感知器を示す。</p>																																																																																				

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>緊急時対策室 地下2階</p> <p>第4図 緊急時対策室配置図 (1/4)</p>	 <p>第4図 火災区域設定例</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>緊急時対策建屋 地下1階              第4図 緊急時対策建屋配置図 (2/4)</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>第4図 緊急時対策建屋配置図 (3/4)</p> <p>緊急時対策建屋 地上1階</p> <p>図中の建屋配置は、中央に大きな緑色の部屋があり、その周囲には黄色と青の部屋が配置されています。右側にはエレベーターホールと階段があります。左側には外部排気管の開口部があります。図の上部には「PN」のロゴと、火災防護対策に関する説明と凡例が記載されています。</p> <p>凡例：              赤線：水災区域              緑線：全棟が火災設備による耐火エリア (重大事故時等対応設備設置)              青線：耐火区画による耐火エリア (重大事故時等対応設備設置)              黄線：全棟が火災設備による耐火エリア (重大事故時等対応設備設置なし)</p> <p>設備名：              1. 緊急時対策建屋              2. 緊急時対策建屋              3. 緊急時対策建屋              4. 緊急時対策建屋              5. 緊急時対策建屋              6. 緊急時対策建屋              7. 緊急時対策建屋              8. 緊急時対策建屋              9. 緊急時対策建屋              10. 緊急時対策建屋              11. 緊急時対策建屋              12. 緊急時対策建屋              13. 緊急時対策建屋              14. 緊急時対策建屋              15. 緊急時対策建屋              16. 緊急時対策建屋              17. 緊急時対策建屋              18. 緊急時対策建屋              19. 緊急時対策建屋              20. 緊急時対策建屋              21. 緊急時対策建屋              22. 緊急時対策建屋              23. 緊急時対策建屋              24. 緊急時対策建屋              25. 緊急時対策建屋              26. 緊急時対策建屋              27. 緊急時対策建屋              28. 緊急時対策建屋              29. 緊急時対策建屋              30. 緊急時対策建屋              31. 緊急時対策建屋              32. 緊急時対策建屋              33. 緊急時対策建屋              34. 緊急時対策建屋              35. 緊急時対策建屋              36. 緊急時対策建屋              37. 緊急時対策建屋              38. 緊急時対策建屋              39. 緊急時対策建屋              40. 緊急時対策建屋              41. 緊急時対策建屋              42. 緊急時対策建屋              43. 緊急時対策建屋              44. 緊急時対策建屋              45. 緊急時対策建屋              46. 緊急時対策建屋              47. 緊急時対策建屋              48. 緊急時対策建屋              49. 緊急時対策建屋              50. 緊急時対策建屋              51. 緊急時対策建屋              52. 緊急時対策建屋              53. 緊急時対策建屋              54. 緊急時対策建屋              55. 緊急時対策建屋              56. 緊急時対策建屋              57. 緊急時対策建屋              58. 緊急時対策建屋              59. 緊急時対策建屋              60. 緊急時対策建屋              61. 緊急時対策建屋              62. 緊急時対策建屋              63. 緊急時対策建屋              64. 緊急時対策建屋              65. 緊急時対策建屋              66. 緊急時対策建屋              67. 緊急時対策建屋              68. 緊急時対策建屋              69. 緊急時対策建屋              70. 緊急時対策建屋              71. 緊急時対策建屋              72. 緊急時対策建屋              73. 緊急時対策建屋              74. 緊急時対策建屋              75. 緊急時対策建屋              76. 緊急時対策建屋              77. 緊急時対策建屋              78. 緊急時対策建屋              79. 緊急時対策建屋              80. 緊急時対策建屋              81. 緊急時対策建屋              82. 緊急時対策建屋              83. 緊急時対策建屋              84. 緊急時対策建屋              85. 緊急時対策建屋              86. 緊急時対策建屋              87. 緊急時対策建屋              88. 緊急時対策建屋              89. 緊急時対策建屋              90. 緊急時対策建屋              91. 緊急時対策建屋              92. 緊急時対策建屋              93. 緊急時対策建屋              94. 緊急時対策建屋              95. 緊急時対策建屋              96. 緊急時対策建屋              97. 緊急時対策建屋              98. 緊急時対策建屋              99. 緊急時対策建屋              100. 緊急時対策建屋</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>緊急時対策建屋 地上2階</p> <p>第4図 緊急時対策建屋配置図 (4/4)</p>		

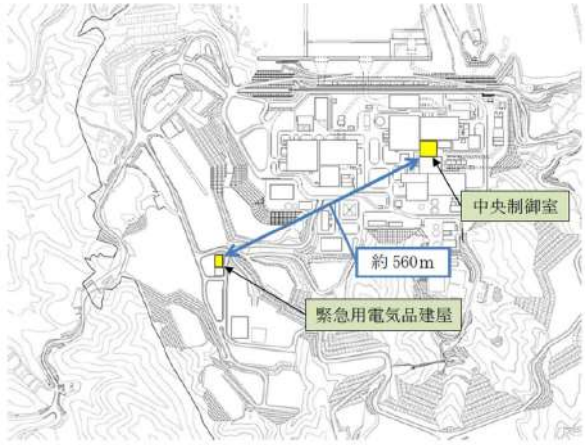
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料41-1 泊該当資料無1）

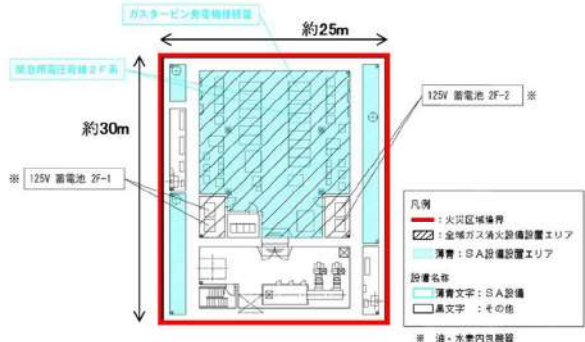
大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉 参考資料4 女川原子力発電所 2号炉 緊急用電気品建屋の火災防護対策の特徴について	泊発電所3号炉	相違理由																																																	
	<p>1. はじめに</p> <p>女川原子力発電所2号炉の緊急用電気品建屋について、重大事故等に対処するために必要な機能を有する構築物、系統及び機器を火災から防護することを目的として、火災発生防止、火災の感知及び消火のそれぞれを考慮した火災防護対策を講じる。緊急用電気品建屋の火災防護対策の主な特徴について以下に示す。</p> <p>2. 緊急用電気品建屋の火災防護対策</p> <p>2.1. 火災防護対象機器</p> <p>火災による損傷の防止を行う重大事故等対処施設として、常設重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備及び当該設備に使用しているケーブルを火災防護対象とする。火災による損傷の防止を行う重大事故等対処施設を第1表に示す。</p> <p>第1表：常設重大事故等対処施設一覧表（建屋内及び建屋外）（1/2）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条文</th> <th>系統機能</th> <th>主要設備</th> <th>対策<sup>①</sup></th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">57</td> <td rowspan="6">常設代替交流電源設備による給電</td> <td>ガスタービン発電機</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ガスタービン発電設備軽油タンク</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ガスタービン発電設備燃料移送配管・弁〔燃料流路〕</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ガスタービン発電機～非常用高圧母線2C系及び非常用高圧母線2D系電路〔電路〕</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ガスタービン発電機～緊急用低圧母線2G系電路〔電路〕</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">57</td> <td rowspan="2">可搬型代替交流電源設備による給電</td> <td>ガスタービン発電設備軽油タンク</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ガスタービン発電設備燃料移送配管・弁〔燃料流路〕</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">57</td> <td rowspan="2">可搬型代替直流電源設備による給電</td> <td>ガスタービン発電設備軽油タンク</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ガスタービン発電設備燃料移送配管・弁〔燃料流路〕</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">57</td> <td rowspan="2">代替所内電気設備による給電</td> <td>ガスタービン発電機接続盤</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>緊急用高圧母線2F系</td> <td>①</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><small>（注）以下の対策を実施する設計とする。  <sup>①</sup>火災防護に係る重要基準に基づき火災防護対策を講ずる。又は重要基準等に基づき火災防護対策を講ずる。</small></p>	関連条文	系統機能	主要設備	対策 <sup>①</sup>	備考	57	常設代替交流電源設備による給電	ガスタービン発電機	①		ガスタービン発電設備軽油タンク	①		ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ	①		ガスタービン発電設備燃料移送配管・弁〔燃料流路〕	①		ガスタービン発電機～非常用高圧母線2C系及び非常用高圧母線2D系電路〔電路〕	①		ガスタービン発電機～緊急用低圧母線2G系電路〔電路〕	①		57	可搬型代替交流電源設備による給電	ガスタービン発電設備軽油タンク	①		ガスタービン発電設備燃料移送配管・弁〔燃料流路〕	①		57	可搬型代替直流電源設備による給電	ガスタービン発電設備軽油タンク	①		ガスタービン発電設備燃料移送配管・弁〔燃料流路〕	①		57	代替所内電気設備による給電	ガスタービン発電機接続盤	①		緊急用高圧母線2F系	①			<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊は緊急用電気品建屋に相当する建屋はないため、本参考資料は作成していない。</p>
関連条文	系統機能	主要設備	対策 <sup>①</sup>	備考																																																
57	常設代替交流電源設備による給電	ガスタービン発電機	①																																																	
		ガスタービン発電設備軽油タンク	①																																																	
		ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ	①																																																	
		ガスタービン発電設備燃料移送配管・弁〔燃料流路〕	①																																																	
		ガスタービン発電機～非常用高圧母線2C系及び非常用高圧母線2D系電路〔電路〕	①																																																	
		ガスタービン発電機～緊急用低圧母線2G系電路〔電路〕	①																																																	
57	可搬型代替交流電源設備による給電	ガスタービン発電設備軽油タンク	①																																																	
		ガスタービン発電設備燃料移送配管・弁〔燃料流路〕	①																																																	
57	可搬型代替直流電源設備による給電	ガスタービン発電設備軽油タンク	①																																																	
		ガスタービン発電設備燃料移送配管・弁〔燃料流路〕	①																																																	
57	代替所内電気設備による給電	ガスタービン発電機接続盤	①																																																	
		緊急用高圧母線2F系	①																																																	



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																									
	<p>第1表：常設重大事故等対処施設一覧表（建屋内及び建屋外）（2/2）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条文</th> <th>系統機能</th> <th>主要設備</th> <th>対策<sup>①</sup></th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>57</td> <td>燃料補給設備</td> <td>ガスタービン発電設備軽油タンク ガスタービン発電設備燃料移送系配管・弁[燃料流路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>58</td> <td>その他</td> <td>6-2F-1 母線電圧 6-2F-2 母線電圧</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>60</td> <td>モニタリングガストの代替交流電源からの給電</td> <td>常設代替交流電源設備</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>61</td> <td>電源の確保（緊急時対策所）</td> <td>ガスタービン発電機 ガスタービン発電設備軽油タンク ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ ガスタービン発電設備燃料移送系配管・弁[燃料流路] ガスタービン発電機接続盤 緊急用高圧母線2F系 ガスタービン発電機～緊急時対策所用高圧母線「系電路」[電路]</td> <td>① ① ① ① ① ①</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><small>①：以下の対策を実施する設計とする。                  ②：火災防護に係る措置基準に基づき、当該設備材料の選定は、実施基準等に基づき、火災防護対策</small></p> <p>2.2. 火災区域の設定</p> <p>緊急用電気品建屋について、重大事故等対処施設と設計基準事故対処設備の配置も考慮して、火災区域を設定する。緊急用電気品建屋の配置、火災区域設定例についてそれぞれ第1、2図に示す。</p> <p>なお、ガスタービン発電機は「危険物の規制に関する政令」において空地が要求されない設備であるが、同令の「屋外タンク貯蔵所」とみなし、同令第十一条第二項で要求される空地の幅を参考にして建屋外壁から3m以上の幅の保有空地を確保する。</p>  <p>第1図 緊急用電気品建屋の配置</p>	関連条文	系統機能	主要設備	対策 <sup>①</sup>	備考	57	燃料補給設備	ガスタービン発電設備軽油タンク ガスタービン発電設備燃料移送系配管・弁[燃料流路]	①		58	その他	6-2F-1 母線電圧 6-2F-2 母線電圧	①		60	モニタリングガストの代替交流電源からの給電	常設代替交流電源設備	①		61	電源の確保（緊急時対策所）	ガスタービン発電機 ガスタービン発電設備軽油タンク ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ ガスタービン発電設備燃料移送系配管・弁[燃料流路] ガスタービン発電機接続盤 緊急用高圧母線2F系 ガスタービン発電機～緊急時対策所用高圧母線「系電路」[電路]	① ① ① ① ① ①			
関連条文	系統機能	主要設備	対策 <sup>①</sup>	備考																								
57	燃料補給設備	ガスタービン発電設備軽油タンク ガスタービン発電設備燃料移送系配管・弁[燃料流路]	①																									
58	その他	6-2F-1 母線電圧 6-2F-2 母線電圧	①																									
60	モニタリングガストの代替交流電源からの給電	常設代替交流電源設備	①																									
61	電源の確保（緊急時対策所）	ガスタービン発電機 ガスタービン発電設備軽油タンク ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ ガスタービン発電設備燃料移送系配管・弁[燃料流路] ガスタービン発電機接続盤 緊急用高圧母線2F系 ガスタービン発電機～緊急時対策所用高圧母線「系電路」[電路]	① ① ① ① ① ①																									

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第2図 火災区域設定例</p>		
	<p>2.3. 火災の発生防止対策</p> <p>緊急用電気品建屋の火災発生防止対策の主な対策箇所として、以下について示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ガスタービン発電設備</li> <li>・DC125V バッテリー室</li> </ul> <p>2.3.1. ガスタービン発電設備の火災発生防止対策</p> <p>ガスタービン発電機室は、側溝を設置し、漏洩した燃料油が拡大することを防止する設計とする。</p> <p>ガスタービン発電設備軽油タンクは屋外に設置されており、可燃性の蒸気が滞留することはない。</p> <p>ガスタービン発電設備軽油タンクは、タンクの容量（約330 m<sup>3</sup>）に対して、ガスタービン発電機を7日間連続運転するためにガスタービン発電設備軽油タンクとして必要な量（約254 m<sup>3</sup>）を考慮した容量を貯蔵する設計とする。</p> <p>2.3.2. DC125V バッテリー室の水素への火災発生防止対策</p> <p>水素を内包する設備を設置する DC125V バッテリー室は、常設代替交流電源設備から給電される換気設備による機械換気を行うことにより水素濃度が燃焼限界濃度以下となるように設計する。（第1表）また、水素の漏えいを検知できるように水素濃度検出器等を設置する設計とする。（第2表）</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由															
	<p>DC125V バッテリー室は、充電時において蓄電池から水素が発生するおそれがあることから、当該区域に可燃物を持ち込まないこととする。また、DC125V バッテリー室の上部に水素濃度検出器を設置し、水素の燃焼限界濃度である4vol%の1/4以下の濃度にて、中央制御室に警報を発報する設計とする。</p> <p>第1表：水素を内包する設備を設置する火災区域の換気設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>水素を内包する設備を設置する場所</th> <th>換気設備</th> <th>耐震クラス</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>DC125Vバッテリー（2F-1）室</td> <td>緊急用電気品建屋 送風機</td> <td>C (Ss機能維持)</td> </tr> <tr> <td>DC125Vバッテリー（2F-2）室</td> <td>緊急用電気品建屋 送風機</td> <td>C (Ss機能維持)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2表：水素濃度検出器の設置状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>水素を内包する設備を設置する場所</th> <th>水素検出方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>DC125Vバッテリー（2F-1）室</td> <td>水素濃度検知器を設置</td> </tr> <tr> <td>DC125Vバッテリー（2F-2）室</td> <td>水素濃度検知器を設置</td> </tr> </tbody> </table> <p>2.4. 火災の感知及び消火</p> <p>2.4.1. 感知設備選定の基本的な考え方</p> <p>重大事故等対処施設を設置する緊急用電気品建屋の火災区域には、基本的に火災発生時に炎が生じる前の発煙段階から感知できる煙感知器を設置し、その他、蒸気及びガスの発生により煙感知器が誤作動する可能性のある火災区域には、熱感知器を設置する。</p> <p>さらに、「固有の信号を発する異なる種類の火災感知器」の設置要求を満足するため、既存の火災感知器に加えて熱感知器又は煙感知器を組み合わせて設置する。設置にあたっては、消防法に準じた設置条件で設置する。</p> <p>これらの組合せは、平常時の状況（温度、煙の濃度）を監視し、かつ、火災現象（急激な温度や煙の濃度の上昇）を把握することができるアナログ式とする。</p> <p>周囲の環境条件から、アナログ式の熱感知器又は煙感知器を設置することが適さない箇所の火災感知器等の例として以下に示す。なお、重大事故等対処施設を設置する火災区域のうち、建屋内に設置する火災感知器設備については作動した火災感知器を一つずつ特定できる機能を有する設計とする。</p>	水素を内包する設備を設置する場所	換気設備	耐震クラス	DC125Vバッテリー（2F-1）室	緊急用電気品建屋 送風機	C (Ss機能維持)	DC125Vバッテリー（2F-2）室	緊急用電気品建屋 送風機	C (Ss機能維持)	水素を内包する設備を設置する場所	水素検出方法	DC125Vバッテリー（2F-1）室	水素濃度検知器を設置	DC125Vバッテリー（2F-2）室	水素濃度検知器を設置		
水素を内包する設備を設置する場所	換気設備	耐震クラス																
DC125Vバッテリー（2F-1）室	緊急用電気品建屋 送風機	C (Ss機能維持)																
DC125Vバッテリー（2F-2）室	緊急用電気品建屋 送風機	C (Ss機能維持)																
水素を内包する設備を設置する場所	水素検出方法																	
DC125Vバッテリー（2F-1）室	水素濃度検知器を設置																	
DC125Vバッテリー（2F-2）室	水素濃度検知器を設置																	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>○蓄電池室</p> <p>蓄電池室は、蓄電池充電中に少量の水素を発生することから、換気空調設備を設置しており、安定した室内環境を維持しているが、万が一の水素濃度の上昇を考慮し、防爆型煙感知器及び熱感知器を設置する設計とする。</p> <p>防爆型の煙感知器及び熱感知器は非アナログ式しか製造されていないが、蓄電池室に設置する非アナログ式の防爆型煙感知器はアナログ式煙感知器と同様に、炎が生じる前の発煙段階から煙の早期感知が可能である。</p> <p>また、蓄電池室に設置する非アナログ式の防爆型熱感知器については、蓄電池室は換気空調設備により安定した室内環境を維持していることから、通常の熱感知器と同様、周囲温度を考慮した作動温度を設定することによって、早期の火災感知及び誤作動の防止を図る。</p> <p>2.4.2. 消火設備選定の基本的な考え方</p> <p>重大事故等対処施設を設置する緊急用電気品建屋の火災区域は、基本的に「煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難となる火災区域」として設定し、自動消火設備（全域ガス消火設備）を設置し、消火活動が困難とならない火災区域については、消火器を設置する。</p> <p>①全域ガス消火設備</p> <p>消火活動が困難となる火災区域は、原則として全域ガス消火設備（ハロン1301）を設置する。（火災源は電源盤、水素内包機器）</p> <p>②消火器</p> <p>消火活動が困難とならない以下の火災区域は消火器を設置する。</p> <p>a. 火災が発生したとしても煙が大気に開放される屋外等の火災区域</p> <p>b. 設置される可燃物の状況等から、火災が発生した場合でも火災規模は小さく、煙の充満の可能性は低いと判断できる火災区域</p> <p>2.4.3. 火災感知器及び消火設備の部屋別設置状況</p> <p>緊急用電気品建屋における火災感知器及び消火設備の部屋別設置状況について第3表に示す。緊急用電気品建屋配置図について第3図に示す。</p>		

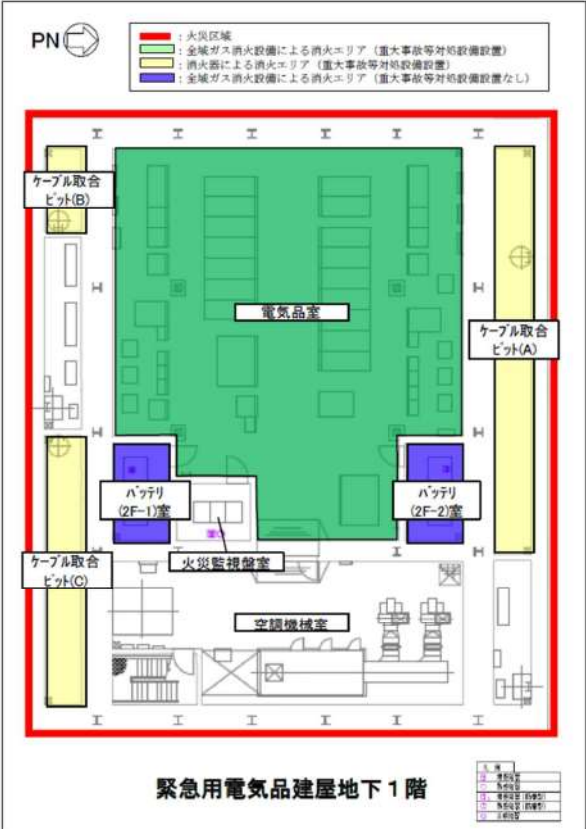
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料41-1 泊該当資料無1）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉						泊発電所3号炉		相違理由
第3表 火災感知器及び消火設備の部屋別設置状況について										
部屋番号	部屋名称	火災防護対策が必要な機器の有無	火災感知器(消防法要求の感知器は緑)	火災感知器の設置クラス	消火設備	消火方法	消火設備の設置クラス	備考		
E-1-1	E/C電機品庫	有	煙感知器 熱感知器	C (S1) 機動線降	手動消火器	手動	C (S1) 機動線降			
E-1-2	E/C空調機庫	無	煙感知器	C	手動消火器	手動	設備(消火器)			
E-1-3	EC120F パワテリ (2F-1) 庫	無	煙感知器 熱感知器	C	手動消火器	手動	設備(消火器)			
E-1-4	E/C水気配管庫	無	煙感知器	C	手動消火器	手動	設備(消火器)			
E-1-5	EC120F パワテリ (2F-2) 庫	無	煙感知器 熱感知器	C	手動消火器	手動	設備(消火器)			
E-1-6	アープル取合ボックス (A)	有	煙感知器 熱感知器	C (S1) 機動線降	手動消火器 又は 移動式消火設備	手動	設備(消火器)	煙が大気に放出されることから煙発生により消火活動が困難にならない。		
E-1-7	アープル取合ボックス (B)	有	煙感知器 熱感知器	C (S1) 機動線降	手動消火器 又は 移動式消火設備	手動	設備(消火器)	煙が大気に放出されることから煙発生により消火活動が困難にならない。		
E-1-8	アープル取合ボックス (C)	有	煙感知器 熱感知器	C (S1) 機動線降	手動消火器 又は 移動式消火設備	手動	設備(消火器)	煙が大気に放出されることから煙発生により消火活動が困難にならない。		
E-1-9	燃料庫	無	煙感知器 熱感知器	C	手動消火器	手動	設備(消火器)			
E-1-10	ポンパワテリ庫 (A)	無	煙感知器 熱感知器	C	手動消火器	手動	設備(消火器)			
E-1-11	ポンパワテリ庫 (B)	無	煙感知器 熱感知器	C	手動消火器	手動	設備(消火器)			
E-1-12	ガスタービン発電機庫	有	煙感知器 熱感知器	C (S1) 機動線降	手動消火器 又は 移動式消火設備	手動	設備(消火器)	壁がローリ構造となっており、火災時の煙が大気に放出されることから、煙発生により消火活動が困難にならない。		
E-1-2	B.S	無	—	—	手動消火器	手動	設備(消火器)	火災警報なく、可燃物を押さえない運用とする。コンクリートの壁で囲われていることから火災の影響は受けなかったため火災感知器を設置しない。		
E-1-3	B.S	無	—	—	手動消火器	手動	設備(消火器)	火災警報なく、可燃物を押さえない運用とする。コンクリートの壁で囲われていることから火災の影響は受けなかったため火災感知器を設置しない。		
部屋番号	部屋名称	火災防護対策が必要な機器の有無	火災感知器(消防法要求の感知器は緑)	火災感知器の設置クラス	消火設備	消火方法	消火設備の設置クラス	備考		
F-1-1	ガスタービン発電機軽油タンク (A)	有	煙感知器 熱感知器	C (S1) 機動線降	手動消火器 又は 移動式消火設備	手動	設備(消火器)	煙が大気に放出されることから煙発生により消火活動が困難にならない。		
F-1-2	ガスタービン発電機軽油タンク (B)	有	煙感知器 熱感知器	C (S1) 機動線降	手動消火器 又は 移動式消火設備	手動	設備(消火器)	煙が大気に放出されることから煙発生により消火活動が困難にならない。		
F-1-3	ガスタービン発電機軽油タンク (C)	有	煙感知器 熱感知器	C (S1) 機動線降	手動消火器 又は 移動式消火設備	手動	設備(消火器)	煙が大気に放出されることから煙発生により消火活動が困難にならない。		
F-1-4	ガスタービン発電機軽油タンク (D)	有	熱カメラ感知器 熱感知器	C (S1) 機動線降	手動消火器 又は 移動式消火設備	手動	設備	煙が大気に放出されることから煙発生により消火活動が困難にならない。		
注1 防塵型感知器を示す。 注2 非アログ式感知器を示す。										

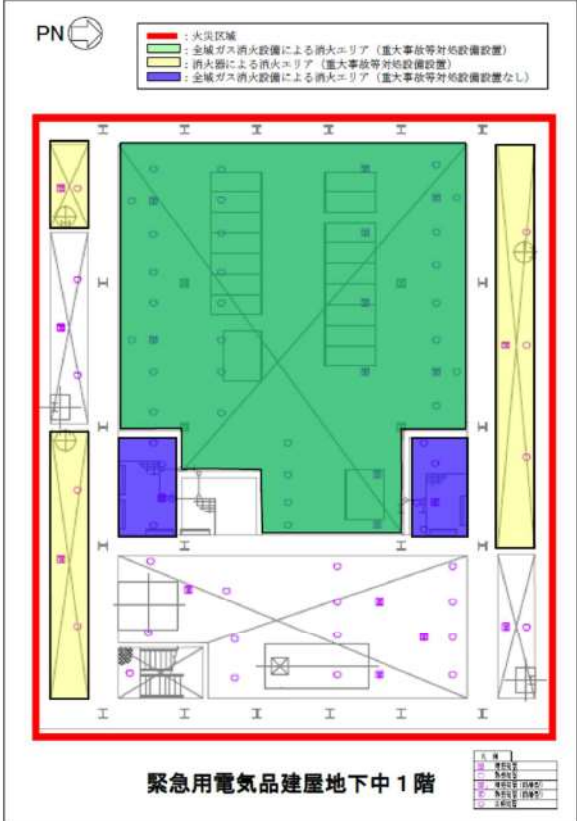
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料41-1 泊該当資料無1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>緊急用電気品建屋地下1階</p> <p>第3図 緊急用電気品建屋配置図(1/3)</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料41-1 泊該当資料無1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>緊急用電気品建屋地下中1階</p> <p>第3図 緊急用電気品建屋配置図(2/3)</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

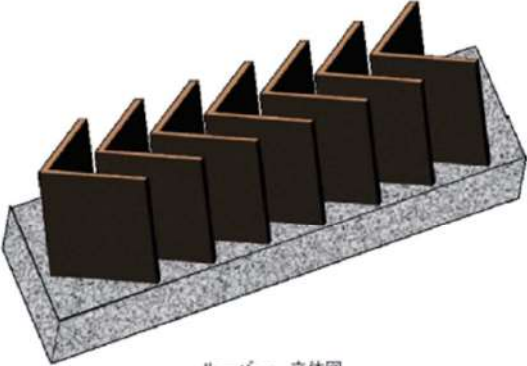
第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料41-1 泊該当資料無1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>緊急用電気品建屋1階</p> <p>第3図 緊急用電気品建屋配置図 (3/3)</p> <p>緊急用電気品建屋 北側立面図</p>		



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料41-1 泊該当資料無1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="974 518 1120 539">ルーバー 立体図</p> <p data-bbox="862 619 1209 639">第4図 緊急用電気品建屋ルーバー概要図</p>		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料41-1 参考資料4 泊発電所3号炉における水密扉の止水機能に対する火災影響について)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
【対応資料なし】	<p style="text-align: right;">参考資料 5</p> <p style="text-align: center;">女川原子力発電所2号炉における 水密扉の止水機能に対する火災影響について</p> <p>1. 概要 水密扉については、溢水発生時に安全機能を有する機器を防護することを目的として設置されている。しかしながら、水密扉のパッキンが難燃性であることから、火災時には止水機能の低下のおそれがある。これに対して「火災防護に係る審査基準2.2.3」の(参考)では火災時に考慮する消火用水供給系統からの放水による溢水が想定されることが求められているため、火災発生の状況と消火活動において放水される溢水に対して安全機能が確保されていることが必要となる。火災については単一火災と地震随伴火災が想定されることを踏まえ、水密扉が設置された箇所を整理し、安全機能への影響を評価する。</p> <p>2. 水密扉の設置箇所と火災発生時の影響について 水密扉については火災防護の観点からは、以下の火災区域又は火災区画の境界に設置される。                      ①固定式消火設備が設置された安全機能を有する火災区域又は火災区画                      ②可燃物量の評価により固定式消火設備の対象から除いた安全機能を有する火災区域又は火災区画                      ③安全機能を有しない火災区域又は火災区画(屋外を含む)</p>	<p style="text-align: right;">参考資料 4</p> <p style="text-align: center;">泊発電所3号炉における 水密扉の止水機能に対する火災影響について</p> <p>1. 概要 水密扉については、溢水発生時に安全機能を有する機器を防護することを目的として設置されている。しかしながら、水密扉のパッキンが難燃性であることから、火災時には止水機能の低下のおそれがある。これに対して「火災防護に係る審査基準2.2.3」の(参考)では火災時に考慮する消火用水供給系統からの放水による溢水が想定されることが求められているため、火災発生の状況と消火活動において放水される溢水に対して安全機能が確保されていることが必要となる。火災については単一火災と地震随伴火災が想定されることを踏まえ、水密扉が設置された箇所を整理し、安全機能への影響を評価する。</p> <p>2. 水密扉の設置箇所と火災発生時の影響について 水密扉については火災防護の観点からは、以下の火災区域又は火災区画の境界に設置される。                      ①固定式消火設備が設置された安全機能を有する火災区域又は火災区画                      ②可燃物量の評価により固定式消火設備の対象から除いた安全機能を有する火災区域又は火災区画                      ③安全機能を有しない火災区域又は火災区画(屋外を含む)</p>	<p>【女川】</p> <p>■設備名称の相違</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料41-1 参考資料4 泊発電所3号炉における水密扉の止水機能に対する火災影響について)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>2.1. 単一火災</p> <p>単一火災においては上記のいずれの区域からも火災の発生が想定される。対して、消火活動における消火水系統からの放水による溢水に関して、内部溢水影響評価ガイドでは、消火栓による消火活動が想定される場合について溢水を想定することとしている。①固定式消火設備を設置した火災区域又は火災区画の境界については、速やかに固定式消火設備により消火がなされ消火栓による消火活動は想定されない。</p> <p>また、②可燃物量の評価により固定式消火設備の対象から除いた安全機能を有する火災区域又は火災区画の境界においては、可燃物量が少量であり、いずれも金属製管体や電線管に覆われ、大規模火災の発生や煙の大量発生が考えにくいことから、十分な量の消火器による消火活動を行う設計であるため、消火栓による消火活動は想定しない。</p> <p>よって、火災時においても消火水による溢水は想定されず、溢水防護への影響は生じない。</p> <p>これらに対して、</p> <p>③安全機能を有しない火災区域又は火災区画の境界については消火栓による消火活動が想定されることから、火災発生区域の水密扉を含めた止水機能が喪失した状態で消火活動に伴う放水による溢水と安全機能への影響の有無を評価した。</p> <p>評価の結果、水密扉からの消火水の溢水により安全機能へ影響を及ぼす区域はないことを確認している。</p> <p>よって、単一火災において消火活動時の消火水による溢水に対して水密扉の機能が要求されるものはない。</p>	<p>2.1. 単一火災</p> <p>単一火災においては上記のいずれの区域からも火災の発生が想定される。対して、消火活動における消火水系統からの放水による溢水に関して、内部溢水影響評価ガイドでは、消火栓による消火活動が想定される場合について溢水を想定することとしている。①固定式消火設備を設置した火災区域又は火災区画の境界については、速やかに固定式消火設備により消火がなされ消火栓による消火活動は想定されない。</p> <p>よって、火災時においても消火水による溢水は想定されず、溢水防護への影響は生じない。</p> <p>これに対し、②可燃物量の評価により固定式消火設備の対象から除いた安全機能を有する火災区域又は火災区画及び</p> <p>③安全機能を有しない火災区域又は火災区画の境界については消火栓による消火活動が想定されることから、火災発生区域の水密扉を含めた止水機能が喪失した状態で、消火活動に伴う放水による溢水と安全機能への影響の有無を評価した。</p> <p>評価の結果、水密扉からの消火水の溢水により安全機能へ影響を及ぼす区域はないことを確認している。</p> <p>よって、単一火災において消火活動時の消火水による溢水に対して水密扉の機能が要求されるものはない。</p>	<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>安全機能を有する火災区域又は火災区画の消火栓使用想定との相違。泊は固定式消火設備を設置しない火災区域又は区画について消火器と消火栓を使用する設計であり、溢水評価を行い安全機能に影響がないことを評価している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>2.2. 地震随伴火災</p> <p>地震随伴火災としては耐震 B, C クラス機器の破損による火災が想定される。</p> <p>出火源となる耐震 B, C クラス機器については安全機能を有する火災区域又は火災区画に設置されたもの他に安全機能を有していない火災区域又は火災区画に設置されたものを含めて、隣接する火災区域又は火災区画への温度影響を評価した上で安全機能を有する火災区域又は火災区画に対して影響を及ぼすものは耐震性を確保する設計とする。</p> <p>これにより地震随伴火災の発生と隣接区域への影響を防止するとともに安全機能を有する火災区域又は火災区画で、万一、耐震 B, C クラス機器の破損による火災が発生した場合であっても、固定式消火設備が設置された火災区域又は火災区画では速やかに消火がなされること、固定式消火設備の設置対象から除いた安全機能を有する火災区域又は火災区画に設置された耐震 B, C クラス機器は可燃物量が少なく、消火器により速やかな消火が可能であることから、地震随伴火災により①, ②に示した安全機能を有する火災区域又は火災区画で水密扉の機能が喪失することはない。</p> <p>よって、水密扉の防護機能並びに安全機能に影響を及ぼす地震随伴火災は生じない。</p> <p>3. 消火設備の破損、誤動作又は誤操作について</p> <p>火災防護に係る審査基準 2.2.3 においては消火活動時の消火水の溢水の他に消火設備の破損、誤作動又は誤操作について内部溢水影響評価ガイドに沿って評価することが求められている。</p> <p>内部溢水影響評価ガイドにおいては、想定破損に対して他設備の健全性を仮定していること、また誤動作、誤操作については消火栓の元弁が手動弁であることから現場での意図した人為的な行為を除き、原因や状況が特定されない偶発的な事象であると考えられ、これらも想定破損と同様の考え方と考えられることから、水密扉によりこれらの溢水から安全機能を防護可能である。</p> <p>なお、消火設備の破損については地震による破損も考えられるが、2.2.に示すとおり、安全機能を有する火災区域に影響が考えられる耐震 B, C クラス機器については耐震性の確保により地震随伴火災の発生防止を図っていることから、水密扉の防護機能は保たれ、消火水配管の破損に伴う溢水によって安全機能への影響は生じない。</p>	<p>2.2. 地震随伴火災</p> <p>地震随伴火災としては耐震 B, C クラス機器の破損による火災が想定される。</p> <p>火災区域又は火災区画に設置される耐震 B, C クラス機器に地震による損傷に伴う火災が発生した場合においても、火災防護対象機器等の機能が維持される設計としており、安全機能を有する火災区域又は火災区画で、万一、耐震 B, C クラス機器の破損による火災が発生した場合であっても、①固定式消火設備を設置した火災区域又は火災区画の境界については、速やかに固定式消火設備により消火がなされ消火栓による消火活動は想定されない。よって、火災時においても消火水による溢水は想定されず、溢水防護への影響は生じない。</p> <p>それに対し、②可燃物量の評価により固定式消火設備の対象から除いた安全機能を有する火災区域又は火災区画及び③安全機能を有しない火災区域又は火災区画については消火栓による消火活動が想定されることから、火災発生区域又は区画境界の水密扉を含めた止水機能が喪失した状態で、消火活動に伴う放水による溢水と安全機能への影響の有無を評価した。</p> <p>評価の結果、水密扉からの消火水の溢水により安全機能へ影響を及ぼす火災区域又は火災区画はないことを確認している。</p> <p>よって、地震随伴火災において消火活動時の消火水による溢水に対して水密扉の機能が要求されるものはない。</p> <p>3. 消火設備の破損、誤動作又は誤操作について</p> <p>火災防護に係る審査基準 2.2.3 においては消火活動時の消火水の溢水の他に消火設備の破損、誤作動又は誤操作について内部溢水影響評価ガイドに沿って評価することが求められている。</p> <p>内部溢水影響評価ガイドにおいては、想定破損に対して他設備の健全性を仮定していること、また誤動作、誤操作については消火栓の元弁が手動弁であることから現場での意図した人為的な行為を除き、原因や状況が特定されない偶発的な事象であると考えられ、これらも想定破損と同様の考え方と考えられることから、水密扉によりこれらの溢水から安全機能を防護可能である。</p> <p>なお、消火設備の破損については地震による破損も考えられるが、消火水配管については耐震性の確保により地震による溢水の発生防止を図っていることから、消火水配管の溢水は想定されず、溢水防護への影響は生じない。</p>	<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>耐震 B, C クラス機器に対して、女川は耐震性を確保して地震随伴火災が発生しない設計、泊は地震随伴火災が発生しても固定式消火設備により機能が維持されること、及び固定式消火設備を設置しない火災区域又は区画において火災随伴火災が発生した場合は、水密扉を含めた止水機能が喪失した状態で安全機能へ影響が無い設計としており、相違がある。</p> <p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊は消火水配管の耐震性確保により地震による破損は想定しない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																		
	<p>4. まとめ</p> <p>火災区域又は火災区画毎の境界の水密扉と各火災並びに溢水について、安全機能への影響の有無を以下の第1表に整理する。</p> <p>水密扉については単一火災並びに地震随伴火災による火災とその際の消火活動に対する溢水に対して、安全機能を損なうものではない。</p> <p>第1表 水密扉の設置状況と各火災並びに溢水に対する影響一覧</p> <table border="1" data-bbox="721 430 1321 750"> <thead> <tr> <th rowspan="2">水密扉の設置箇所</th> <th colspan="2">単一火災</th> <th rowspan="2">地震随伴火災</th> <th rowspan="2">消火設備の破損、誤動作又は誤操作による安全機能への影響</th> </tr> <tr> <th>消火水の漏水想定</th> <th>水密扉の機能喪失による安全機能への影響</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安全機能を有する火災区域又は火災区画の境界</td> <td>固定式消火設備有</td> <td>—</td> <td>浸水が想定されないことから影響無し</td> <td>低耐震クラス機器の火災発生防止による機能確保</td> <td>水密扉により防護</td> </tr> <tr> <td>安全機能を有しない火災区域又は火災区画の境界</td> <td>固定式消火設備無(消火器による対応)</td> <td>—</td> <td>浸水が想定されないことから影響無し</td> <td>低耐震クラス機器の火災発生防止による機能確保</td> <td>水密扉により防護</td> </tr> <tr> <td>安全機能を有しない火災区域又は火災区画の境界</td> <td>固定式消火設備無</td> <td>有</td> <td>浸水評価の結果影響なし</td> <td>低耐震クラス機器の火災発生防止による機能確保</td> <td>水密扉により防護</td> </tr> </tbody> </table>	水密扉の設置箇所	単一火災		地震随伴火災	消火設備の破損、誤動作又は誤操作による安全機能への影響	消火水の漏水想定	水密扉の機能喪失による安全機能への影響	安全機能を有する火災区域又は火災区画の境界	固定式消火設備有	—	浸水が想定されないことから影響無し	低耐震クラス機器の火災発生防止による機能確保	水密扉により防護	安全機能を有しない火災区域又は火災区画の境界	固定式消火設備無(消火器による対応)	—	浸水が想定されないことから影響無し	低耐震クラス機器の火災発生防止による機能確保	水密扉により防護	安全機能を有しない火災区域又は火災区画の境界	固定式消火設備無	有	浸水評価の結果影響なし	低耐震クラス機器の火災発生防止による機能確保	水密扉により防護	<p>4. まとめ</p> <p>火災区域又は火災区画毎の境界の水密扉と各火災及び溢水について、安全機能への影響の有無を以下の第1表に整理する。</p> <p>水密扉については単一火災及び地震随伴火災による火災とその際の消火活動に対する溢水に対して、安全機能を損なうものではない。</p> <p>第1表 水密扉の設置状況と各火災及び溢水に対する影響一覧</p> <table border="1" data-bbox="1352 430 1966 710"> <thead> <tr> <th rowspan="2">水密扉の設置箇所</th> <th colspan="2">単一火災</th> <th rowspan="2">地震随伴火災</th> <th rowspan="2">消火設備の破損、誤動作又は誤操作による安全機能への影響</th> </tr> <tr> <th>消火水の漏水想定</th> <th>水密扉の機能喪失による安全機能への影響</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安全機能を有する火災区域又は火災区画の境界</td> <td>自動消火設備有</td> <td>—</td> <td>浸水が想定されないことから影響なし</td> <td>浸水が想定されないことから影響なし</td> <td>水密扉により防護</td> </tr> <tr> <td>安全機能を有しない火災区域又は火災区画の境界</td> <td>自動消火設備無(消火器、消火栓による対応)</td> <td>有</td> <td>浸水評価の結果影響なし</td> <td>浸水評価の結果影響なし</td> <td>水密扉により防護</td> </tr> <tr> <td>安全機能を有しない火災区域又は火災区画の境界</td> <td>自動消火設備無(消火器、消火栓による対応)</td> <td>有</td> <td>浸水評価の結果影響なし</td> <td>浸水評価の結果影響なし</td> <td>水密扉により防護</td> </tr> </tbody> </table>	水密扉の設置箇所	単一火災		地震随伴火災	消火設備の破損、誤動作又は誤操作による安全機能への影響	消火水の漏水想定	水密扉の機能喪失による安全機能への影響	安全機能を有する火災区域又は火災区画の境界	自動消火設備有	—	浸水が想定されないことから影響なし	浸水が想定されないことから影響なし	水密扉により防護	安全機能を有しない火災区域又は火災区画の境界	自動消火設備無(消火器、消火栓による対応)	有	浸水評価の結果影響なし	浸水評価の結果影響なし	水密扉により防護	安全機能を有しない火災区域又は火災区画の境界	自動消火設備無(消火器、消火栓による対応)	有	浸水評価の結果影響なし	浸水評価の結果影響なし	水密扉により防護	<p>【女川】</p> <p>■記載表現の相違</p> <p>【女川】</p> <p>■記載表現の相違</p> <p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊は固定式消火設備を設置しない火災区域又は区画は消火器と消火栓を使用する設計。また、地震随伴火災に対し消火活動を行う場合も消火水による溢水は安全機能へ影響を及ぼさない。</p>
水密扉の設置箇所	単一火災		地震随伴火災	消火設備の破損、誤動作又は誤操作による安全機能への影響																																																	
	消火水の漏水想定	水密扉の機能喪失による安全機能への影響																																																			
安全機能を有する火災区域又は火災区画の境界	固定式消火設備有	—	浸水が想定されないことから影響無し	低耐震クラス機器の火災発生防止による機能確保	水密扉により防護																																																
安全機能を有しない火災区域又は火災区画の境界	固定式消火設備無(消火器による対応)	—	浸水が想定されないことから影響無し	低耐震クラス機器の火災発生防止による機能確保	水密扉により防護																																																
安全機能を有しない火災区域又は火災区画の境界	固定式消火設備無	有	浸水評価の結果影響なし	低耐震クラス機器の火災発生防止による機能確保	水密扉により防護																																																
水密扉の設置箇所	単一火災		地震随伴火災	消火設備の破損、誤動作又は誤操作による安全機能への影響																																																	
	消火水の漏水想定	水密扉の機能喪失による安全機能への影響																																																			
安全機能を有する火災区域又は火災区画の境界	自動消火設備有	—	浸水が想定されないことから影響なし	浸水が想定されないことから影響なし	水密扉により防護																																																
安全機能を有しない火災区域又は火災区画の境界	自動消火設備無(消火器、消火栓による対応)	有	浸水評価の結果影響なし	浸水評価の結果影響なし	水密扉により防護																																																
安全機能を有しない火災区域又は火災区画の境界	自動消火設備無(消火器、消火栓による対応)	有	浸水評価の結果影響なし	浸水評価の結果影響なし	水密扉により防護																																																

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉 参考資料6	泊発電所3号炉 参考資料5	相違理由																												
	<p>女川原子力発電所2号炉における配管フランジパッキンの火災影響について</p> <p>1. 概要                      女川原子力発電所2号炉の火災防護対象機器の選定において不燃性材料である金属製の配管、タンク、手動弁、逆止弁等については火災によっても安全機能や重大事故等対処施設の機能に影響を及ぼさないものと整理している。しかしながら、配管フランジや弁ボンネットフランジについては、漏えい防止のため不燃性ではないパッキン類が取付けられていることから、燃焼試験により火災影響について評価を行った。</p> <p>2. 燃焼試験                      2.1. 試験体の選定                      プラント内で安全機能を有する系統及び重大事故等対処施設で使用されているパッキンについては高温・高圧で使用する黒鉛系パッキン並びに補機冷却系等の一部の低温配管フランジには黒鉛系パッキンに比べ耐熱性に劣るシートパッキン、海水系の配管フランジではゴムパッキンを使用している。よって、熱影響を考慮する必要があると考えられるシートパッキン及び、ゴムパッキンについて以下の代表品を用いて燃焼試験を実施する。試験にあたっては体積が小さく入熱による温度影響を受けやすい小径配管を模擬する。</p> <div data-bbox="721 1007 1330 1230" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">第1表：試験体とするパッキンの仕様</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>名称</th> <th>サイズ</th> <th>使用温度</th> <th>厚さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td rowspan="2" style="background-color: black; color: black;">[Redacted]</td> <td>20A</td> <td>-100 ~ 183℃</td> <td>3.0t</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>20A</td> <td>-30 ~ 120℃</td> <td>3.0t</td> </tr> </tbody> </table> </div>	No.	名称	サイズ	使用温度	厚さ	1	[Redacted]	20A	-100 ~ 183℃	3.0t	2	20A	-30 ~ 120℃	3.0t	<p>泊発電所3号炉における配管フランジパッキンの火災影響について</p> <p>1. 概要                      泊発電所3号炉の火災防護対象機器の選定において不燃性材料である金属製の配管、タンク、手動弁、逆止弁等については火災によっても安全機能や重大事故等対処施設の機能に影響を及ぼさないものと整理している。しかしながら、配管フランジや弁ボンネットフランジについては、漏えい防止のため不燃性ではないパッキン類が取付けられていることから、燃焼試験により火災影響について評価を行った。</p> <p>2. 燃焼試験                      2.1. 試験体の選定                      プラント内で安全機能を有する系統及び重大事故等対処施設で使用されているパッキンについては高温・高圧で使用する黒鉛系パッキン並びに原子炉補機冷却水系等の一部の低温配管フランジには黒鉛系パッキンに比べ耐熱性に劣るシートパッキン、原子炉補機冷却海水系の配管フランジではゴムパッキンを使用している。よって、熱影響を考慮する必要があると考えられるシートパッキン及び、ゴムパッキンについて以下の代表品を用いて燃焼試験を実施する。試験にあたっては体積が小さく入熱による温度影響を受けやすい小径配管を模擬する。</p> <div data-bbox="1357 1034 1966 1230" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">第1表：試験体とするパッキンの仕様</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>名称</th> <th>サイズ</th> <th>使用温度</th> <th>厚さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td rowspan="2" style="background-color: black; color: black;">[Redacted]</td> <td>15A</td> <td>-50 ~ 183℃</td> <td>1.5t</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>20A</td> <td>0 ~ 100℃</td> <td>3.0t</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p style="margin-top: 10px;">[Redacted] 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	No.	名称	サイズ	使用温度	厚さ	1	[Redacted]	15A	-50 ~ 183℃	1.5t	2	20A	0 ~ 100℃	3.0t	<p>【女川】                      ■設備名称の相違                      【大阪】                      ■記載内容の相違                      (女川実績の反映)</p> <p>【女川】                      ■設備名称の相違</p> <p>【女川】                      ■設計の相違                      使用しているパッキンの相違</p>
No.	名称	サイズ	使用温度	厚さ																											
1	[Redacted]	20A	-100 ~ 183℃	3.0t																											
2		20A	-30 ~ 120℃	3.0t																											
No.	名称	サイズ	使用温度	厚さ																											
1	[Redacted]	15A	-50 ~ 183℃	1.5t																											
2		20A	0 ~ 100℃	3.0t																											

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

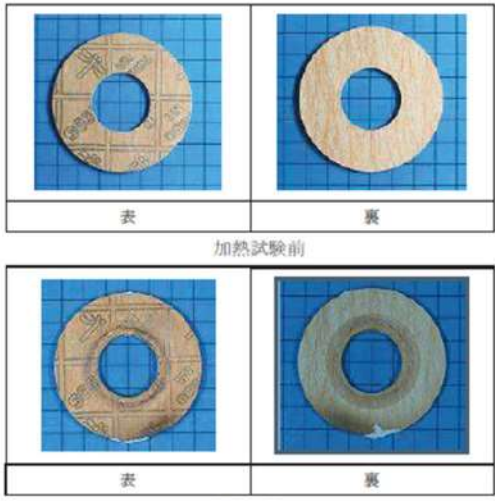
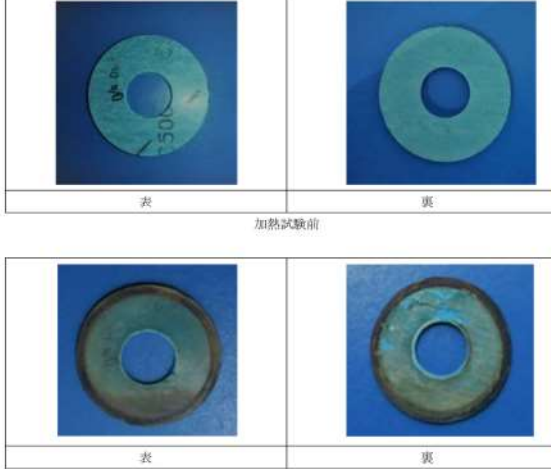
大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																								
	<p>2.2. 試験方法・判定基準</p> <p>試験についてはフランジ部にパッキンを取付けた状態を模擬して、パッキンの直下からバーナーによる直接加熱を3時間実施し、加熱後、シート面の外観確認を行う。また、使用している系統の圧力を考慮し、10分間の耐圧試験により漏えいが無いことを確認する。試験条件を第2表に示す。</p> <p>また、加熱試験の概要を第1図、試験体の加熱前後の状況を第2図に示す。</p> <div data-bbox="721 464 1328 679" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">第2表：試験条件</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>名称</th> <th>加熱時間</th> <th>耐圧試験圧力 (水圧)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td></td> <td>3時間</td> <td>1.2MPa</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td></td> <td>3時間</td> <td>0.8MPa</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div data-bbox="752 799 1301 1198" style="border: 2px solid green; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">第1図：加熱試験の概要</p> </div>	No.	名称	加熱時間	耐圧試験圧力 (水圧)	1		3時間	1.2MPa	2		3時間	0.8MPa	<p>2.2. 試験方法・判定基準</p> <p>試験についてはフランジ部にパッキンを取付けた状態を模擬して、パッキンの直下からバーナーによる直接加熱を3時間実施し、加熱後、シート面の外観確認を行う。また、使用している系統の圧力を考慮し、10分間の耐圧試験により漏えいが無いことを確認する。試験条件を第2表に示す。</p> <p>また、加熱試験の概要を第1図、試験体の加熱前後の状況を第2図に示す。</p> <div data-bbox="1352 464 1960 679" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">第2表：試験条件</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>名称</th> <th>加熱時間</th> <th>耐圧試験圧力 (水圧)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td></td> <td>3時間</td> <td>2.1MPa</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td></td> <td>3時間</td> <td>1.47MPa</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div data-bbox="1352 715 1928 740" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> </div> <div data-bbox="1352 807 1968 1190" style="border: 2px solid green; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">第1図：加熱試験の概要</p> </div>	No.	名称	加熱時間	耐圧試験圧力 (水圧)	1		3時間	2.1MPa	2		3時間	1.47MPa	<p>【大阪】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■記載内容の相違 (女川実績の反映)</li> </ul> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違 使用しているガスケットの相違</li> </ul> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■記載表現の相違</li> </ul>
No.	名称	加熱時間	耐圧試験圧力 (水圧)																								
1		3時間	1.2MPa																								
2		3時間	0.8MPa																								
No.	名称	加熱時間	耐圧試験圧力 (水圧)																								
1		3時間	2.1MPa																								
2		3時間	1.47MPa																								

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

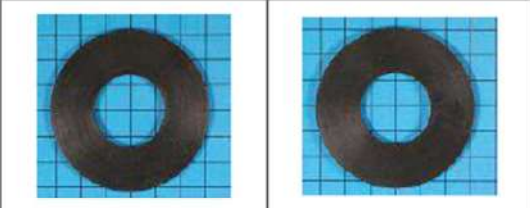
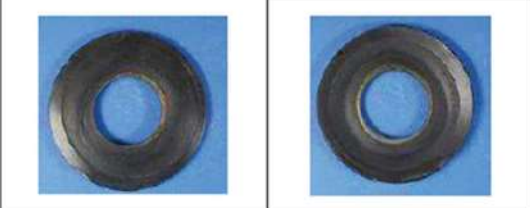
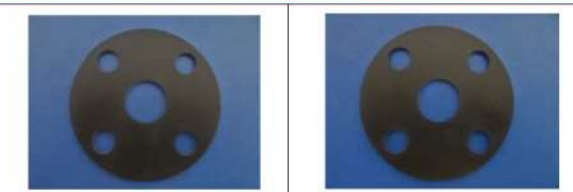

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																				
	<div data-bbox="721 159 1326 845" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 50%;">No.1 汎用非石棉ジョイントシート</td> <td style="width: 50%;">No.2 ゴム打ち抜きガスケット</td> </tr> <tr> <td>加熱中 </td> <td>加熱中 </td> </tr> <tr> <td>加熱後 (下面) </td> <td>加熱後 (下面) </td> </tr> </table> <p>第2図：試験体の加熱状況</p> </div> <p>2.3. 試験結果</p> <p>2.3.1. 汎用非石棉ジョイントシートの試験結果</p> <p>各試験について試験結果を第3表に示す。</p> <div data-bbox="721 1037 1326 1197" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th colspan="4">第3表：汎用非石棉ジョイントシート試験結果</th> </tr> <tr> <th>No.</th> <th>試験体</th> <th>シート面外観確認</th> <th>耐圧試験</th> </tr> <tr> <td>1</td> <td>汎用非石棉ジョイントシート (内包流体：水)</td> <td>異常なし</td> <td>漏えいなし</td> </tr> </table> </div> <p>第3図に示すとおり、外観確認においてはシート面に変化は見られなかった。また、耐圧試験時にも漏えいはなかったことから健全性を維持できることを確認した。</p>	No.1 汎用非石棉ジョイントシート	No.2 ゴム打ち抜きガスケット	加熱中 	加熱中 	加熱後 (下面) 	加熱後 (下面) 	第3表：汎用非石棉ジョイントシート試験結果				No.	試験体	シート面外観確認	耐圧試験	1	汎用非石棉ジョイントシート (内包流体：水)	異常なし	漏えいなし	<div data-bbox="1352 191 1957 805" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 50%;">No.1 汎用非石棉ジョイントシート</td> <td style="width: 50%;">No.2 ゴム打ち抜きガスケット</td> </tr> <tr> <td>加熱中 </td> <td>加熱中 </td> </tr> <tr> <td>加熱後 (下面) </td> <td>加熱後 (下面) </td> </tr> </table> <p>第2回：試験体の加熱状況</p> </div> <p>2.3. 試験結果</p> <p>2.3.1. 汎用非石棉ジョイントシートの試験結果</p> <p>各試験について試験結果を第3表に示す。</p> <div data-bbox="1352 1077 1957 1189" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th colspan="4">第3表：汎用非石棉ジョイントシート試験結果</th> </tr> <tr> <th>No.</th> <th>試験体</th> <th>シート面外観確認</th> <th>耐圧試験</th> </tr> <tr> <td>1</td> <td>汎用非石棉ジョイントシート (内包流体：水)</td> <td>異常なし</td> <td>漏えいなし</td> </tr> </table> </div> <p>第3図に示すとおり、外観確認においてはシート面に変化は見られなかった。また、耐圧試験時にも漏えいはなかったことから健全性を維持できることを確認した。</p>	No.1 汎用非石棉ジョイントシート	No.2 ゴム打ち抜きガスケット	加熱中 	加熱中 	加熱後 (下面) 	加熱後 (下面) 	第3表：汎用非石棉ジョイントシート試験結果				No.	試験体	シート面外観確認	耐圧試験	1	汎用非石棉ジョイントシート (内包流体：水)	異常なし	漏えいなし	<p>【大阪】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■記載内容の相違 (女川実績の反映)</li> </ul> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違 使用しているガスケットの相違</li> </ul> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違 使用しているガスケットの相違</li> </ul>
No.1 汎用非石棉ジョイントシート	No.2 ゴム打ち抜きガスケット																																						
加熱中 	加熱中 																																						
加熱後 (下面) 	加熱後 (下面) 																																						
第3表：汎用非石棉ジョイントシート試験結果																																							
No.	試験体	シート面外観確認	耐圧試験																																				
1	汎用非石棉ジョイントシート (内包流体：水)	異常なし	漏えいなし																																				
No.1 汎用非石棉ジョイントシート	No.2 ゴム打ち抜きガスケット																																						
加熱中 	加熱中 																																						
加熱後 (下面) 	加熱後 (下面) 																																						
第3表：汎用非石棉ジョイントシート試験結果																																							
No.	試験体	シート面外観確認	耐圧試験																																				
1	汎用非石棉ジョイントシート (内包流体：水)	異常なし	漏えいなし																																				



赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																
	<div data-bbox="728 156 1332 790" style="border: 2px solid red; padding: 5px;">  <p data-bbox="739 734 1299 758">第3図：加熱前後の試験体シート面 (汎用非石棉ジョイントシート)</p> </div> <p data-bbox="716 829 1321 893">2.3.2. ゴム打ち抜きガasketの試験結果 各試験について試験結果を以下の第4表に示す。</p> <div data-bbox="728 949 1321 1085" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p data-bbox="862 965 1187 989">第4表：ゴム打ち抜きガasket試験結果</p> <table border="1" data-bbox="750 989 1299 1061"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>試験体</th> <th>シート面外観確認</th> <th>耐圧試験</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2</td> <td>ゴム打ち抜きガasket</td> <td>異常なし</td> <td>漏えいなし</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p data-bbox="739 1141 1332 1236">第4図に示すとおり、外観確認においてはシート面に変化は見られなかった。また、耐圧試験時にも漏えいはなかったことから健全性を維持できることを確認した。</p>	No.	試験体	シート面外観確認	耐圧試験	2	ゴム打ち抜きガasket	異常なし	漏えいなし	<div data-bbox="1366 156 1960 718" style="border: 2px solid red; padding: 5px;">  <p data-bbox="1467 694 1870 710">第3図：加熱前後の試験体シート面 (汎用非石棉ジョイントシート)</p> </div> <p data-bbox="1355 829 1960 893">2.3.2. ゴム打ち抜きガasketの試験結果 各試験について試験結果を以下の第4表に示す。</p> <div data-bbox="1355 965 1960 1061" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p data-bbox="1523 973 1792 997">第4表：ゴム打ち抜きガasket試験結果</p> <table border="1" data-bbox="1377 997 1948 1053"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>試験体</th> <th>シート面外観確認</th> <th>耐圧試験</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>ゴム打ち抜きガasket</td> <td>異常なし</td> <td>漏えいなし</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p data-bbox="1366 1141 1960 1236">第4図に示すとおり、外観確認においてはシート面に変化は見られなかった。また、耐圧試験時にも漏えいはなかったことから健全性を維持できることを確認した。</p>	No.	試験体	シート面外観確認	耐圧試験	1	ゴム打ち抜きガasket	異常なし	漏えいなし	<p data-bbox="1982 151 2184 383">【大阪】 ■記載内容の相違 (女川実績の反映) 【女川】 ■設計の相違 使用しているガasketの相違</p> <p data-bbox="1982 933 2184 1061">【女川】 ■設計の相違 使用しているガasketの相違</p>
No.	試験体	シート面外観確認	耐圧試験																
2	ゴム打ち抜きガasket	異常なし	漏えいなし																
No.	試験体	シート面外観確認	耐圧試験																
1	ゴム打ち抜きガasket	異常なし	漏えいなし																

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="757 178 1294 434">  <p>表 裏</p> </div> <p data-bbox="981 438 1093 462">加熱試験前</p> <div data-bbox="757 470 1294 726">  <p>表 裏</p> </div> <p data-bbox="981 730 1093 754">加熱試験後</p> <p data-bbox="739 790 1317 821">第4図：加熱前後の試験体シート面 (ゴム打ち抜きガスケット)</p> <p data-bbox="716 901 817 925">3. まとめ</p> <p data-bbox="716 933 1339 1093">以上の試験により、液体を内包する配管フランジに使用するパッキンについて3時間の直接加熱に対しても配管系からの放熱並びに内部流体による熱除去によって熱影響による機能喪失が生じないことを確認した。これらより高い耐熱性を有する黒鉛系パッキンについても熱影響に対して同等以上の性能を有するものである。</p>	<div data-bbox="1366 194 1960 422">  <p>表 裏</p> </div> <p data-bbox="1624 427 1713 451">加熱試験前</p> <div data-bbox="1366 470 1960 710">  <p>表 裏</p> </div> <p data-bbox="1624 715 1713 738">加熱試験後</p> <p data-bbox="1456 758 1848 782">第4図：加熱前後の試験体シート面 (ゴム打ち抜きガスケット)</p> <p data-bbox="1355 901 1456 925">3. まとめ</p> <p data-bbox="1355 933 1977 1093">以上の試験により、液体を内包する配管フランジに使用するパッキンについて3時間の直接加熱に対しても配管系からの放熱並びに内部流体による熱除去によって熱影響による機能喪失が生じないことを確認した。これらより高い耐熱性を有する黒鉛系パッキンについても熱影響に対して同等以上の性能を有するものである。</p>	<p data-bbox="1982 151 2060 175">【大阪】</p> <ul data-bbox="1982 183 2172 383" style="list-style-type: none"> <li>■記載内容の相違 (女川実績の反映)</li> <li>■設計の相違 使用しているガスケットの相違</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																											
<p>【対応資料なし】</p>	<p>参考資料7</p> <p>女川原子力発電所 2号炉における屋外保管エリアの資機材について</p> <div data-bbox="752 360 1285 954" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>第1表：保管エリア資機材 (可搬型重大事故等対応設備) 一覧表 (1/2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保管エリア</th> <th>設備名</th> <th>配備数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="16">第1保管エリア</td><td>大容量送水ポンプ (タイプ1)</td><td>1台</td></tr> <tr><td>ホース (1組: 300A, 約 1500m)</td><td>1組</td></tr> <tr><td>熱交換器ユニット</td><td>1台</td></tr> <tr><td>ホース (1組: 約 70m)</td><td>1組</td></tr> <tr><td>・200k: 約 20m</td><td>・300k: 約 50m</td></tr> <tr><td>可搬型窒素ガス供給装置</td><td>1台</td></tr> <tr><td>ホース (1組: 50A, 約 90m)</td><td>1組</td></tr> <tr><td>大容量送水ポンプ (タイプB)</td><td>1台</td></tr> <tr><td>放水砲</td><td>1台</td></tr> <tr><td>消防火薬類混合装置</td><td>1台</td></tr> <tr><td>ホース (1組: 300A, 約 1450m)</td><td>1組</td></tr> <tr><td>シルトフェンス</td><td>2組</td></tr> <tr><td>可搬型モニタリングポスト</td><td>2台</td></tr> <tr><td>小型船舶</td><td>1艘</td></tr> <tr><td>ブルドーザ</td><td>1台</td></tr> <tr><td>バックホウ</td><td>1台</td></tr> <tr><td rowspan="10">第2保管エリア</td><td>電源車</td><td>2台</td></tr> <tr><td>ケーブル (1組: 20m)</td><td>2組</td></tr> <tr><td>大容量送水ポンプ (タイプ1)</td><td>1台</td></tr> <tr><td>注水用ヘッド</td><td>1台</td></tr> <tr><td>ホース (1組: 約 2000m)</td><td>1組</td></tr> <tr><td>・300A: 約 1620m</td><td>・150A: 約 440m</td></tr> <tr><td>ホース延長回収車</td><td>2台</td></tr> <tr><td>大容量送水ポンプ (タイプB)</td><td>1台</td></tr> <tr><td>ホース (1組: 300A, 約 1600m)</td><td>1組</td></tr> <tr><td>タンクローリ</td><td>1台</td></tr> <tr><td>可搬型モニタリングポスト</td><td>6台</td></tr> <tr><td>代替気象観測設備</td><td>1台</td></tr> </tbody> </table> <p><small>*各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。</small></p> </div>	保管エリア	設備名	配備数	第1保管エリア	大容量送水ポンプ (タイプ1)	1台	ホース (1組: 300A, 約 1500m)	1組	熱交換器ユニット	1台	ホース (1組: 約 70m)	1組	・200k: 約 20m	・300k: 約 50m	可搬型窒素ガス供給装置	1台	ホース (1組: 50A, 約 90m)	1組	大容量送水ポンプ (タイプB)	1台	放水砲	1台	消防火薬類混合装置	1台	ホース (1組: 300A, 約 1450m)	1組	シルトフェンス	2組	可搬型モニタリングポスト	2台	小型船舶	1艘	ブルドーザ	1台	バックホウ	1台	第2保管エリア	電源車	2台	ケーブル (1組: 20m)	2組	大容量送水ポンプ (タイプ1)	1台	注水用ヘッド	1台	ホース (1組: 約 2000m)	1組	・300A: 約 1620m	・150A: 約 440m	ホース延長回収車	2台	大容量送水ポンプ (タイプB)	1台	ホース (1組: 300A, 約 1600m)	1組	タンクローリ	1台	可搬型モニタリングポスト	6台	代替気象観測設備	1台	<p>参考資料6</p> <p>泊発電所 3号炉における屋外保管エリアの資機材について</p> <div data-bbox="1406 360 1890 1193" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>第1表：保管エリア資機材 (可搬型重大事故等対応設備) 一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保管エリア</th> <th>設備名</th> <th>配備数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="10">51m倉庫・車庫エリア</td><td>可搬型大型送水ポンプ車</td><td>2台</td></tr> <tr><td>ホース150A (1組: 約 1800m)</td><td>2組</td></tr> <tr><td>ホース延長・回収車 (送水車用)</td><td>ホース長ごと1本</td></tr> <tr><td>可搬型大容量海水送水ポンプ車</td><td>1台</td></tr> <tr><td>ホース300A (1組: 約 800m)</td><td>1本</td></tr> <tr><td>放水砲</td><td>1台</td></tr> <tr><td>泡混合設備</td><td>1台</td></tr> <tr><td>可搬型スプレインズル</td><td>2台</td></tr> <tr><td>放射性物質吸着剤</td><td>1組</td></tr> <tr><td>可搬型代替電源車</td><td>1台</td></tr> <tr><td rowspan="4">1号伊西側31mエリア</td><td>ケーブル (1組: 40m)</td><td>1組</td></tr> <tr><td>可搬型直流電源用発電機</td><td>1台</td></tr> <tr><td>可搬型タンクローリ</td><td>2台</td></tr> <tr><td>小型船舶</td><td>1台</td></tr> <tr><td rowspan="5">1,2号伊北側31mエリア</td><td>ホイールローダ</td><td>1台</td></tr> <tr><td>バックホウ</td><td>1台</td></tr> <tr><td>可搬型直流電源用発電機</td><td>1台</td></tr> <tr><td>可搬型大容量海水送水ポンプ車</td><td>1台</td></tr> <tr><td>ホース300A (1組: 約 800m)</td><td>1組</td></tr> <tr><td rowspan="10">2号伊東側31mエリア(a)</td><td>放水砲</td><td>1台</td></tr> <tr><td>泡混合設備</td><td>1台</td></tr> <tr><td>可搬型大型送水ポンプ車</td><td>2台</td></tr> <tr><td>ホース150A (1組: 約 1800m)</td><td>2組</td></tr> <tr><td>ホース延長・回収車 (送水車用)</td><td>ホース長ごと1本</td></tr> <tr><td>可搬型代替電源車</td><td>2台</td></tr> <tr><td>ケーブル (1組: 40m)</td><td>2組</td></tr> <tr><td>可搬型直流電源用発電機</td><td>1台</td></tr> <tr><td>可搬型スプレインズル</td><td>2台</td></tr> <tr><td>緊急時対策用発電機</td><td>2台</td></tr> <tr><td rowspan="6">2号伊東側31mエリア(b)</td><td>可搬型大型送水ポンプ車</td><td>1台</td></tr> <tr><td>ホース延長・回収車 (送水車用)</td><td>1台</td></tr> <tr><td>可搬型直流電源用発電機</td><td>1台</td></tr> <tr><td>可搬型タンクローリ</td><td>2台</td></tr> <tr><td>小型船舶</td><td>1台</td></tr> <tr><td>緊急時対策用発電機</td><td>2台</td></tr> <tr><td rowspan="4">展望台行政管理道路輪西側60mエリア</td><td>ホイールローダ</td><td>1台</td></tr> <tr><td>バックホウ</td><td>1台</td></tr> <tr><td>可搬型大型送水ポンプ車</td><td>1台</td></tr> <tr><td>ホース延長・回収車 (送水車用)</td><td>1台</td></tr> <tr><td rowspan="2">緊急時対策所エリア</td><td>可搬型代替電源車</td><td>1台</td></tr> <tr><td>ケーブル (1組: 40m)</td><td>1組</td></tr> <tr><td>緊急時対策所用発電機</td><td>4台</td></tr> </tbody> </table> <p><small>*各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。</small></p> </div>	保管エリア	設備名	配備数	51m倉庫・車庫エリア	可搬型大型送水ポンプ車	2台	ホース150A (1組: 約 1800m)	2組	ホース延長・回収車 (送水車用)	ホース長ごと1本	可搬型大容量海水送水ポンプ車	1台	ホース300A (1組: 約 800m)	1本	放水砲	1台	泡混合設備	1台	可搬型スプレインズル	2台	放射性物質吸着剤	1組	可搬型代替電源車	1台	1号伊西側31mエリア	ケーブル (1組: 40m)	1組	可搬型直流電源用発電機	1台	可搬型タンクローリ	2台	小型船舶	1台	1,2号伊北側31mエリア	ホイールローダ	1台	バックホウ	1台	可搬型直流電源用発電機	1台	可搬型大容量海水送水ポンプ車	1台	ホース300A (1組: 約 800m)	1組	2号伊東側31mエリア(a)	放水砲	1台	泡混合設備	1台	可搬型大型送水ポンプ車	2台	ホース150A (1組: 約 1800m)	2組	ホース延長・回収車 (送水車用)	ホース長ごと1本	可搬型代替電源車	2台	ケーブル (1組: 40m)	2組	可搬型直流電源用発電機	1台	可搬型スプレインズル	2台	緊急時対策用発電機	2台	2号伊東側31mエリア(b)	可搬型大型送水ポンプ車	1台	ホース延長・回収車 (送水車用)	1台	可搬型直流電源用発電機	1台	可搬型タンクローリ	2台	小型船舶	1台	緊急時対策用発電機	2台	展望台行政管理道路輪西側60mエリア	ホイールローダ	1台	バックホウ	1台	可搬型大型送水ポンプ車	1台	ホース延長・回収車 (送水車用)	1台	緊急時対策所エリア	可搬型代替電源車	1台	ケーブル (1組: 40m)	1組	緊急時対策所用発電機	4台	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設備名称の相違</li> </ul> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> </ul> <p>屋外に配置する可搬型SA設備の相違</p>
保管エリア	設備名	配備数																																																																																																																																																												
第1保管エリア	大容量送水ポンプ (タイプ1)	1台																																																																																																																																																												
	ホース (1組: 300A, 約 1500m)	1組																																																																																																																																																												
	熱交換器ユニット	1台																																																																																																																																																												
	ホース (1組: 約 70m)	1組																																																																																																																																																												
	・200k: 約 20m	・300k: 約 50m																																																																																																																																																												
	可搬型窒素ガス供給装置	1台																																																																																																																																																												
	ホース (1組: 50A, 約 90m)	1組																																																																																																																																																												
	大容量送水ポンプ (タイプB)	1台																																																																																																																																																												
	放水砲	1台																																																																																																																																																												
	消防火薬類混合装置	1台																																																																																																																																																												
	ホース (1組: 300A, 約 1450m)	1組																																																																																																																																																												
	シルトフェンス	2組																																																																																																																																																												
	可搬型モニタリングポスト	2台																																																																																																																																																												
	小型船舶	1艘																																																																																																																																																												
	ブルドーザ	1台																																																																																																																																																												
	バックホウ	1台																																																																																																																																																												
第2保管エリア	電源車	2台																																																																																																																																																												
	ケーブル (1組: 20m)	2組																																																																																																																																																												
	大容量送水ポンプ (タイプ1)	1台																																																																																																																																																												
	注水用ヘッド	1台																																																																																																																																																												
	ホース (1組: 約 2000m)	1組																																																																																																																																																												
	・300A: 約 1620m	・150A: 約 440m																																																																																																																																																												
	ホース延長回収車	2台																																																																																																																																																												
	大容量送水ポンプ (タイプB)	1台																																																																																																																																																												
	ホース (1組: 300A, 約 1600m)	1組																																																																																																																																																												
	タンクローリ	1台																																																																																																																																																												
可搬型モニタリングポスト	6台																																																																																																																																																													
代替気象観測設備	1台																																																																																																																																																													
保管エリア	設備名	配備数																																																																																																																																																												
51m倉庫・車庫エリア	可搬型大型送水ポンプ車	2台																																																																																																																																																												
	ホース150A (1組: 約 1800m)	2組																																																																																																																																																												
	ホース延長・回収車 (送水車用)	ホース長ごと1本																																																																																																																																																												
	可搬型大容量海水送水ポンプ車	1台																																																																																																																																																												
	ホース300A (1組: 約 800m)	1本																																																																																																																																																												
	放水砲	1台																																																																																																																																																												
	泡混合設備	1台																																																																																																																																																												
	可搬型スプレインズル	2台																																																																																																																																																												
	放射性物質吸着剤	1組																																																																																																																																																												
	可搬型代替電源車	1台																																																																																																																																																												
1号伊西側31mエリア	ケーブル (1組: 40m)	1組																																																																																																																																																												
	可搬型直流電源用発電機	1台																																																																																																																																																												
	可搬型タンクローリ	2台																																																																																																																																																												
	小型船舶	1台																																																																																																																																																												
1,2号伊北側31mエリア	ホイールローダ	1台																																																																																																																																																												
	バックホウ	1台																																																																																																																																																												
	可搬型直流電源用発電機	1台																																																																																																																																																												
	可搬型大容量海水送水ポンプ車	1台																																																																																																																																																												
	ホース300A (1組: 約 800m)	1組																																																																																																																																																												
2号伊東側31mエリア(a)	放水砲	1台																																																																																																																																																												
	泡混合設備	1台																																																																																																																																																												
	可搬型大型送水ポンプ車	2台																																																																																																																																																												
	ホース150A (1組: 約 1800m)	2組																																																																																																																																																												
	ホース延長・回収車 (送水車用)	ホース長ごと1本																																																																																																																																																												
	可搬型代替電源車	2台																																																																																																																																																												
	ケーブル (1組: 40m)	2組																																																																																																																																																												
	可搬型直流電源用発電機	1台																																																																																																																																																												
	可搬型スプレインズル	2台																																																																																																																																																												
	緊急時対策用発電機	2台																																																																																																																																																												
2号伊東側31mエリア(b)	可搬型大型送水ポンプ車	1台																																																																																																																																																												
	ホース延長・回収車 (送水車用)	1台																																																																																																																																																												
	可搬型直流電源用発電機	1台																																																																																																																																																												
	可搬型タンクローリ	2台																																																																																																																																																												
	小型船舶	1台																																																																																																																																																												
	緊急時対策用発電機	2台																																																																																																																																																												
展望台行政管理道路輪西側60mエリア	ホイールローダ	1台																																																																																																																																																												
	バックホウ	1台																																																																																																																																																												
	可搬型大型送水ポンプ車	1台																																																																																																																																																												
	ホース延長・回収車 (送水車用)	1台																																																																																																																																																												
緊急時対策所エリア	可搬型代替電源車	1台																																																																																																																																																												
	ケーブル (1組: 40m)	1組																																																																																																																																																												
緊急時対策所用発電機	4台																																																																																																																																																													

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																							
	<p>第1表：保管エリア資機材(可搬型重大事故等対処設備)一覧表 (2/2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保管エリア</th> <th>設備名</th> <th>設備数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第3保管エリア</td> <td>電源車</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>ケーブル (1組: 25m)</td> <td>2組</td> </tr> <tr> <td>大容量送水ポンプ (タイプ1)</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>注水用ヘッド</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>ホース (1組: 約200m) + 300A: 約1620m + 150A: 約440m</td> <td>1組</td> </tr> <tr> <td>ホース (1組: 300A, 約1550m)</td> <td>1組</td> </tr> <tr> <td>ホース延長回収車</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>熱交換器ユニット</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>ホース (1組: 約70m) + 200A: 約20m + 300A: 約50m</td> <td>1組</td> </tr> <tr> <td>タンクローリ</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td rowspan="20">第4保管エリア</td> <td>電源車</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>ケーブル (1組: 25m)</td> <td>1組</td> </tr> <tr> <td>大容量送水ポンプ (タイプ1)</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>注水用ヘッド</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>ホース (1組: 約200m) + 300A: 約1620m + 150A: 約440m</td> <td>ホース長さ1本</td> </tr> <tr> <td>ホース (1組: 300A, 約1550m)</td> <td>ホース長さ1本</td> </tr> <tr> <td>ホース延長回収車</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>熱交換器ユニット</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>ホース (1組: 約70m) + 200A: 約20m + 300A: 約50m</td> <td>ホース長さ1本</td> </tr> <tr> <td>可搬型窒素ガス供給装置</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>ホース (1組: 50A, 約90m)</td> <td>ホース長さ1本</td> </tr> <tr> <td>大容量送水ポンプ (タイプII)</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>排水砲</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>泡消火薬剤混合装置</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>ホース (1組: 300A, 約1450m)</td> <td>ホース長さ1本</td> </tr> <tr> <td>ホース (1組: 300A, 約1600m)</td> <td>ホース長さ1本</td> </tr> <tr> <td>シルトフェンス</td> <td>1組</td> </tr> <tr> <td>タンクローリ</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>可搬型モニタリングポスト</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>小型船舶</td> <td>1艇</td> </tr> <tr> <td>代替気象観測設備</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>ブルドーザ</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>バックホウ</td> <td>1台</td> </tr> </tbody> </table> <p>各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。</p>	保管エリア	設備名	設備数	第3保管エリア	電源車	2台	ケーブル (1組: 25m)	2組	大容量送水ポンプ (タイプ1)	2台	注水用ヘッド	1台	ホース (1組: 約200m) + 300A: 約1620m + 150A: 約440m	1組	ホース (1組: 300A, 約1550m)	1組	ホース延長回収車	2台	熱交換器ユニット	1台	ホース (1組: 約70m) + 200A: 約20m + 300A: 約50m	1組	タンクローリ	1台	第4保管エリア	電源車	1台	ケーブル (1組: 25m)	1組	大容量送水ポンプ (タイプ1)	1台	注水用ヘッド	1台	ホース (1組: 約200m) + 300A: 約1620m + 150A: 約440m	ホース長さ1本	ホース (1組: 300A, 約1550m)	ホース長さ1本	ホース延長回収車	1台	熱交換器ユニット	1台	ホース (1組: 約70m) + 200A: 約20m + 300A: 約50m	ホース長さ1本	可搬型窒素ガス供給装置	1台	ホース (1組: 50A, 約90m)	ホース長さ1本	大容量送水ポンプ (タイプII)	1台	排水砲	1台	泡消火薬剤混合装置	1台	ホース (1組: 300A, 約1450m)	ホース長さ1本	ホース (1組: 300A, 約1600m)	ホース長さ1本	シルトフェンス	1組	タンクローリ	1台	可搬型モニタリングポスト	2台	小型船舶	1艇	代替気象観測設備	1台	ブルドーザ	1台	バックホウ	1台	<p>第1図：可搬型重大事故等対処設備の保管エリア配置図</p>	<p>【女川】          ■設計の相違          屋外の可搬型SA設備の配備位置の相違</p>
保管エリア	設備名	設備数																																																																								
第3保管エリア	電源車	2台																																																																								
	ケーブル (1組: 25m)	2組																																																																								
	大容量送水ポンプ (タイプ1)	2台																																																																								
	注水用ヘッド	1台																																																																								
	ホース (1組: 約200m) + 300A: 約1620m + 150A: 約440m	1組																																																																								
	ホース (1組: 300A, 約1550m)	1組																																																																								
	ホース延長回収車	2台																																																																								
	熱交換器ユニット	1台																																																																								
	ホース (1組: 約70m) + 200A: 約20m + 300A: 約50m	1組																																																																								
	タンクローリ	1台																																																																								
第4保管エリア	電源車	1台																																																																								
	ケーブル (1組: 25m)	1組																																																																								
	大容量送水ポンプ (タイプ1)	1台																																																																								
	注水用ヘッド	1台																																																																								
	ホース (1組: 約200m) + 300A: 約1620m + 150A: 約440m	ホース長さ1本																																																																								
	ホース (1組: 300A, 約1550m)	ホース長さ1本																																																																								
	ホース延長回収車	1台																																																																								
	熱交換器ユニット	1台																																																																								
	ホース (1組: 約70m) + 200A: 約20m + 300A: 約50m	ホース長さ1本																																																																								
	可搬型窒素ガス供給装置	1台																																																																								
	ホース (1組: 50A, 約90m)	ホース長さ1本																																																																								
	大容量送水ポンプ (タイプII)	1台																																																																								
	排水砲	1台																																																																								
	泡消火薬剤混合装置	1台																																																																								
	ホース (1組: 300A, 約1450m)	ホース長さ1本																																																																								
	ホース (1組: 300A, 約1600m)	ホース長さ1本																																																																								
	シルトフェンス	1組																																																																								
	タンクローリ	1台																																																																								
	可搬型モニタリングポスト	2台																																																																								
	小型船舶	1艇																																																																								
代替気象観測設備	1台																																																																									
ブルドーザ	1台																																																																									
バックホウ	1台																																																																									
	<p>第1表：可搬型重大事故等対処設備の保管エリア配置図</p>																																																																									

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料41-1 参考資料7 代替非常用発電機の竜巻による火災の発生防止対策について）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">参考資料6</p> <p>空冷式非常用発電装置の竜巻による火災の発生防止対策について</p> <p>1. 設計方針</p> <p>○設置許可基準規則第43条第2項第3号において、「常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。」と定められている。</p> <p>○設置許可基準規則第43条第3項第7号において、「重大事故防止設備のうち可搬型の場合は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。」と定められている。</p> <p>○設置許可基準規則第41条（火災による損傷の防止）において、「重大事故等対処施設は、火災により重大事故等に対処するために必要な機能を損なうおそれがないよう、火災の発生を防止すること」と定められている。</p>		<p style="text-align: right;">参考資料7</p> <p>代替非常用発電機の竜巻による火災の発生防止対策について</p> <p>1. 設計方針</p> <p>○設置許可基準規則第43条第2項第3号において、「常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。」と定められている。</p> <p>○設置許可基準規則第43条第3項第7号において、「重大事故防止設備のうち可搬型の場合は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。」と定められている。</p> <p>○設置許可基準規則第41条（火災による損傷の防止）において、「重大事故等対処施設は、火災により重大事故等に対処するために必要な機能を損なうおそれがないよう、火災の発生を防止すること」と定められている。</p>	<p>【女川】</p> <p>■記載の充実 (大飯参照)</p> <p>【大飯】</p> <p>■設備の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料41-1 参考資料7 代替非常用発電機の竜巻による火災の発生防止対策について）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>ディーゼル発電機及び可搬型代替電源（電源車）と空冷式非常用発電装置は、同時にその機能が損なわれることがないよう、位置的分散を図っている。</p> <p>また、竜巻影響評価において、ディーゼル発電機は、竜巻防護施設として仮に竜巻が発生しても、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に設置することで安全機能が維持できることを確認しているため、空冷式非常用発電装置の機能維持のための竜巻防護は実施しないが、竜巻によってディーゼル発電機と同時に空冷式非常用発電装置の電源供給機能が損なわれるおそれはない。</p> <p>しかし、火災発生の可能性が最も大きい燃料サービスタンクが竜巻による飛来物で破損した場合を想定し、漏えい燃料の拡大を防止する堰の設置、制御盤（発火源）に漏えいした燃料が流入しないように、制御盤扉へのパッキン施工により、火災の発生防止対策を講じる設計とする。</p> <p>なお、竜巻影響評価における横滑り防止対策として、空冷式非常用発電装置の固縛を実施する設計とする。</p>		<p>ディーゼル発電機及び可搬型代替電源車と代替非常用発電機は、同時にその機能が損なわれることがないよう、位置的分散を図っている。</p> <p>また、竜巻影響評価において、ディーゼル発電機は、竜巻防護施設として仮に竜巻が発生しても、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に設置することで安全機能が維持できることを確認しているため、代替非常用発電機の機能維持のための竜巻防護は実施していないが、竜巻によってディーゼル発電機と同時に代替非常用発電機の電源供給機能が損なわれるおそれはない。</p> <p>しかし、火災発生の可能性が最も大きい燃料サービスタンクが竜巻による飛来物で破損した場合を想定し、漏えい燃料の拡大を防止する堰の設置、制御盤（発火源）に漏えいした燃料が流入しないように、制御盤扉へのパッキン施工により、火災の発生防止対策を講じる設計とする。</p> <p>なお、竜巻影響評価における横滑り防止対策として、代替非常用発電機の固縛を実施する設計とする。</p>	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■記載の充実 (大阪参照)</li> <li>【大阪】</li> <li>■設備名称の相違</li> <li>【大阪】</li> <li>■設備の相違</li> <li>【大阪】</li> <li>■記載表現の相違</li> </ul>
<p>2. 空冷式非常用発電装置</p> <p>空冷式非常用発電装置は、竜巻時に移動により竜巻防護施設を内包する建屋に衝突することを防止するために固縛する設計とする。また、竜巻によって、飛来物となる可能性のある潤滑油又は燃料油を保有する機器の衝突による火災発生防止として、固縛等による飛散防止対策を行う設計とする。</p> <p>鋼製材などの飛散物が燃料油を保有する空冷式非常用発電装置の燃料サービスタンクに衝突し、燃料サービスタンクから燃料が漏えいすることも想定し、漏えいした燃料の拡大を防止する堰を設置し、発火源となる可能性のある制御盤や発電機側の区画に、漏えいした燃料が拡大しない対策を講ずる。</p> <p>また、漏えいした燃料が制御盤に流入することを確実に防ぐため、制御盤扉にパッキンを施工する設計とする。</p>		<p>2. 代替非常用発電機</p> <p>代替非常用発電機は、竜巻時に移動により竜巻防護施設を内包する建屋に衝突することを防止するために固縛する設計とする。また、竜巻によって、飛来物となる可能性のある潤滑油又は燃料油を保有する機器の衝突による火災発生防止として、固縛等による飛散防止対策を行う設計とする。</p> <p>鋼製材等の飛散物が燃料油を保有する代替非常用発電機の燃料サービスタンクに衝突し、燃料サービスタンクから燃料が漏えいすることも想定し、漏えいした燃料の拡大を防止する堰を設置し、発火源となる可能性のある制御盤や発電機側の区画に、漏えいした燃料が拡大しない対策を講ずる。</p> <p>また、漏えいした燃料が制御盤に流入することを確実に防ぐため、制御盤扉にパッキンを施工する設計とする。</p>	<p>【大阪】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設備の相違</li> <li>■設備の相違</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料41-1 参考資料7 代替非常用発電機の竜巻による火災の発生防止対策について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由						
 <p>燃料油サービスタンク</p> <p>堰</p> <p>空冷式非常用発電装置用の燃料油サービスタンク</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p>	 <p>燃料油サービスタンク</p> <p>堰（防油堤）</p> <p>代替非常用発電機用の燃料油サービスタンク</p>	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■記載の充実（大飯参照）</li> </ul> <p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> </ul> <p>非常用発電機の相違</p>						
<p>3. 空冷式非常用発電装置の固縛対策（DB 竜巻まとめ資料より抜粋）</p> <p>空冷式非常用発電装置は、竜巻による飛散防止対策として、固縛対策を実施している。空冷式非常用発電装置の固縛対策の実施状況を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎による対策</li> </ul> <p>屋外設置のSA機器を鉄筋コンクリート製の基礎に係留することにより、浮上り及び横滑りを防止する。</p>	<p>参考用</p> <table border="1" data-bbox="757 582 1310 1129"> <thead> <tr> <th>想定飛来物</th> <th>対策方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>マンホール蓋</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 容易に飛散しないよう高さ方向への飛散防止対策を行う（マンホール蓋上面からの固定、マンホール蓋へのチェーン接続など）。</li> </ul>  <p>対策例</p> </td> </tr> <tr> <td>車両（重大事故等対処設備含む）</td> <td> <p>車両管理エリア（評価対象施設等から350mの範囲）内について下記の対策を実施する。</p> <p>&lt;飛散する車両&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ アンカーにより地面へ固縛する、または十分な重さのウェイトを取付ける。</li> <li>・ ウェイトの重量については、車両の自重+ウェイトの重量により空力パラメータが0.0026以下となる重量とする。</li> <li>・ 停車車両については、竜巻襲来が予想される場合に速やかに車両退避エリア（評価対象施設等から350mの範囲外）に退避できる体制を取る旨マニュアルに反映することとしており固縛不要とする。</li> <li>・ 業務車両以外の車両については、構内への入構を禁止する。</li> </ul> <p>&lt;飛散はしないが横滑りする車両&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ アンカーにより地面へ固縛する。</li> </ul>  <p>対策例</p> </td> </tr> </tbody> </table>	想定飛来物	対策方法	マンホール蓋	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 容易に飛散しないよう高さ方向への飛散防止対策を行う（マンホール蓋上面からの固定、マンホール蓋へのチェーン接続など）。</li> </ul>  <p>対策例</p>	車両（重大事故等対処設備含む）	<p>車両管理エリア（評価対象施設等から350mの範囲）内について下記の対策を実施する。</p> <p>&lt;飛散する車両&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ アンカーにより地面へ固縛する、または十分な重さのウェイトを取付ける。</li> <li>・ ウェイトの重量については、車両の自重+ウェイトの重量により空力パラメータが0.0026以下となる重量とする。</li> <li>・ 停車車両については、竜巻襲来が予想される場合に速やかに車両退避エリア（評価対象施設等から350mの範囲外）に退避できる体制を取る旨マニュアルに反映することとしており固縛不要とする。</li> <li>・ 業務車両以外の車両については、構内への入構を禁止する。</li> </ul> <p>&lt;飛散はしないが横滑りする車両&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ アンカーにより地面へ固縛する。</li> </ul>  <p>対策例</p>	<p>3. 代替非常用発電機の固縛対策</p> <p>代替非常用発電機は、竜巻による飛散防止対策として、固縛対策を実施している。代替非常用発電機の固縛対策の実施状況を以下に示す。</p> <p>(1) 基礎による対策</p> <p>代替非常用発電機を鉄筋コンクリート製の基礎に係留することにより、浮上り及び横滑りを防止する。</p>	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設備の相違</li> </ul> <p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 固縛方法については、竜巻まとめ資料の記載に則った対応であることを確認している。（参考として竜巻添付3.5別紙3の対策方法を記載。）</li> </ul>
想定飛来物	対策方法								
マンホール蓋	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 容易に飛散しないよう高さ方向への飛散防止対策を行う（マンホール蓋上面からの固定、マンホール蓋へのチェーン接続など）。</li> </ul>  <p>対策例</p>								
車両（重大事故等対処設備含む）	<p>車両管理エリア（評価対象施設等から350mの範囲）内について下記の対策を実施する。</p> <p>&lt;飛散する車両&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ アンカーにより地面へ固縛する、または十分な重さのウェイトを取付ける。</li> <li>・ ウェイトの重量については、車両の自重+ウェイトの重量により空力パラメータが0.0026以下となる重量とする。</li> <li>・ 停車車両については、竜巻襲来が予想される場合に速やかに車両退避エリア（評価対象施設等から350mの範囲外）に退避できる体制を取る旨マニュアルに反映することとしており固縛不要とする。</li> <li>・ 業務車両以外の車両については、構内への入構を禁止する。</li> </ul> <p>&lt;飛散はしないが横滑りする車両&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ アンカーにより地面へ固縛する。</li> </ul>  <p>対策例</p>								
 <p>連結材（玉掛けワイヤーロープ等） 連結補助材（シャックル）</p> <p>固定材（鋼製治具、アンカー）</p> <p>SA設備</p> <p>基礎（鉄筋コンクリート）</p> <p>空冷式非常用発電装置の固縛対策</p>	<p>代替非常用発電機の固縛対策</p>	<p>代替非常用発電機の固縛対策</p>	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> </ul> <p>非常用発電機の相違</p>						
		<p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>							

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料41-1 参考資料7 代替非常用発電機の竜巻による火災の発生防止対策について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="91 161 692 475" style="border: 2px solid red; padding: 5px;">  <p data-bbox="120 368 293 389">竜巻による飛散防止対策</p> <p data-bbox="199 424 564 448">空冷式非常用発電装置の固縛対策（写真）</p> </div> <p data-bbox="91 663 409 687">4. 燃料油の漏えい、拡大防止対策</p> <p data-bbox="107 699 483 722">(a) 漏えい燃料の拡大を防止する堰の設置</p> <ul data-bbox="136 730 685 858" style="list-style-type: none"> <li>・漏えい燃料の拡大を防止し、発火源との接触を防ぐ油受けの堰を設置する。</li> <li>・燃料油サービスタンクの保有量全量を貯留可能な設計とする。</li> </ul> <div data-bbox="103 900 669 1163" style="border: 2px solid red; height: 165px; margin-top: 20px;"></div>		<div data-bbox="1355 172 1951 595" style="border: 2px solid red; padding: 10px; text-align: center;">  <p data-bbox="1532 560 1742 584">施工イメージ（施工前）</p> </div> <p data-bbox="1355 663 1673 687">4. 燃料油の漏えい、拡大防止対策</p> <p data-bbox="1370 699 1749 722">(a) 漏えい燃料の拡大を防止する堰の設置</p> <ul data-bbox="1400 730 1948 858" style="list-style-type: none"> <li>・漏えい燃料の拡大を防止し、発火源との接触を防ぐ油受けの堰を設置する。</li> <li>・燃料油サービスタンクの保有量全量を貯留可能な設計とする。</li> </ul> <div data-bbox="1355 916 1968 1145" style="border: 2px solid red; height: 144px; margin-top: 20px;"></div> <p data-bbox="1370 1161 1944 1185"> <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 10px; vertical-align: middle;"></span> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。         </p>	<p data-bbox="1991 153 2047 177">【女川】</p> <ul data-bbox="1991 185 2136 344" style="list-style-type: none"> <li>■記載の充実（大飯参照）</li> <li>【大飯】</li> <li>■設計の相違</li> <li>非常用発電機の相違</li> </ul> <p data-bbox="1991 903 2047 927">【大飯】</p> <ul data-bbox="1991 935 2136 991" style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> <li>非常用発電機の相違</li> </ul>



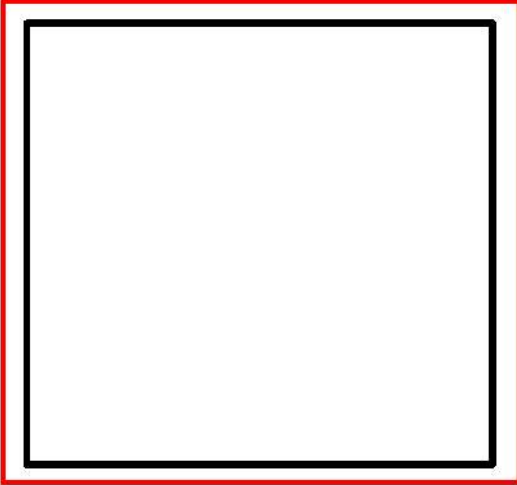


赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料41-1 参考資料7 代替非常用発電機の竜巻による火災の発生防止対策について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="100 151 672 654" style="border: 2px solid black; height: 315px; width: 255px;"></div> <p>(b) 制御盤への燃料流入防止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・制御盤内への漏えい燃料の流入を防止するため、制御盤扉にパッキンを施工する。</li> </ul>		<div data-bbox="1355 151 1960 726" style="border: 2px solid black; height: 360px; width: 270px;"></div> <p>(b) 制御盤への燃料流入防止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・制御盤内への漏えい燃料の流入を防止するため、制御盤扉にパッキンを施工する。</li> </ul>	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■記載の充実 (大飯参照)</li> </ul> <p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違 非常用発電機の相違</li> </ul>
<div data-bbox="100 869 694 1109" style="border: 2px solid black; height: 150px; width: 265px;"></div>		<div data-bbox="1355 869 1960 1236" style="border: 2px solid black; height: 230px; width: 270px;"></div> <p>■設計の相違 非常用発電機の相違</p> <p>□ 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違 非常用発電機の相違</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料41-1 参考資料7 代替非常用発電機の竜巻による火災の発生防止対策について）

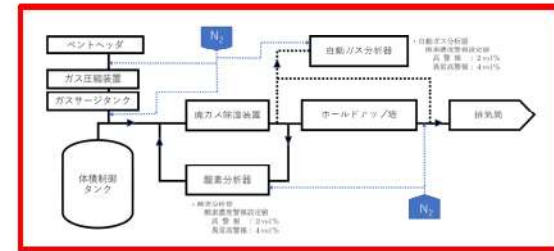
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p data-bbox="1377 558 1948 590">  枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。                 </p>	<p data-bbox="1993 151 2060 175">【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1993 183 2094 247">■記載の充実 (大飯参照)</li> <li data-bbox="1993 255 2060 279">【大飯】</li> <li data-bbox="1993 287 2094 343">■設計の相違 制御盤の相違</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p style="text-align: right;">参考資料8</p> <p>泊発電所3号炉における気体廃棄物処理設備の防爆対策について</p> <p>1. はじめに                      発火性又は引火性物質である水素を内包する設備のうち気体廃棄物処理設備の防爆対策について示す。</p> <p>2. 対策内容                      気体廃棄物処理設備内で爆発性雰囲気を生成しないように以下の対策を実施する設計としている。</p> <p>(1) 酸素の混入防止                      水素を取り扱う設備では、酸素が機器・配管類から設備内へ混入することを防止するため次の対策を行う設計としている。</p> <p>a. 配管及び機器は溶接構造とし、弁類は無漏洩構造とする。また、設備内を正圧に維持する。</p> <p>b. 機器補修時の酸素の残留又は分析器を酸素ガスによる校正時の酸素混入等が考えられるため以下の対策を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・気体廃棄物処理設備に接続される各機器については、接続ラインを隔離できる系統構成とし酸素の混入防止を図るとともに、窒素ガスパーズラインを設け、当該機器の補修時は窒素ガスによりパーズし機器内の酸素を除去できる系統構成とする。</li> <li>・自動ガス分析器及び酸素分析器の校正に用いた酸素ガスは、校正終了後に窒素ガスによりパーズし、分析器内の酸素を除去できる系統構成とする。</li> <li>・補修時に空気と接触した機器ドレンは気体廃棄物処理設備に接続されているタンクには排水しない。</li> </ul>	<p>【女川】</p> <p>■設計の相違                      泊では、4 vol%以上の水素を使用しているが、設備内の水素濃度に関係なく爆発性雰囲気を生成しない酸素濃度以下に酸素を管理していることから、本資料に示す。</p> <p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違                      (設計としては、大飯3・4号炉と同様である)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>(2) 酸素濃度管理</p> <p>水素濃度に関係なく爆発性雰囲気を生成しない酸素の上限濃度は5 vol%である。</p> <p>また、酸素濃度に関係なく爆発性雰囲気を生成しない水素の上限濃度は4 vol%である。</p> <p>このため、気体廃棄物処理設備内では酸素濃度を管理することとし、以下の設計としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通常の運転において水素濃度が4 vol%を超える可能性のある廃ガスラインは、除湿装置補修時の酸素混入の可能性も考慮し、除湿装置下流側に酸素分析器を多重設置し、連続的に設備内の酸素濃度を監視する設計とする。</li> <li>・自動ガス分析器を設置し、設備内の酸素濃度が5 vol%以下に維持されていることの確認が行える設計とする。</li> <li>・自動ガス分析器及び酸素分析器は、爆発性雰囲気を生成しない酸素の上限濃度5 vol%に余裕を見て2 vol%に「高警報」、4 vol%に「異常高警報」を設定し、異常高警報が発信した場合、廃ガスの通気を停止し、当該機器及びラインを窒素ガスにてバージする。</li> </ul> <p>以上のことから、泊発電所3号炉における気体廃棄物処理設備内において、爆発性雰囲気を形成しない設計としている。</p> <p>なお、泊発電所3号炉と同様に気体廃棄物処理設備を設置し酸素分析器を設置し、酸素濃度を管理することで、設備内の水素が可燃領域とならないように管理しているプラントとしては、大飯発電所3・4号炉、玄海発電所3・4号炉がある。</p>	<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊では、4 vol%以上の水素を使用しているが、設備内の水素濃度に関係なく爆発性雰囲気を生成しない酸素濃度以下に酸素を管理していることから、本資料に示す。</p> <p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違</p> <p>(設計としては、大飯3・4号炉と同様である)</p>



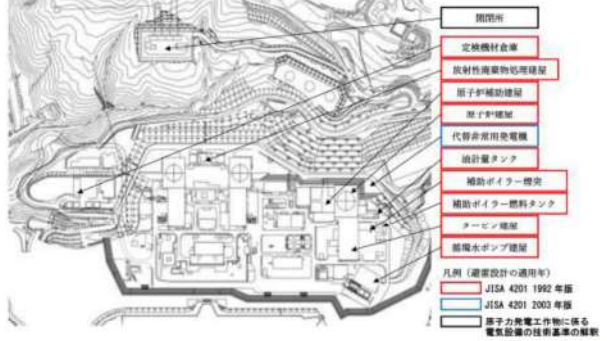
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由						
		<p style="text-align: right;">参考資料9</p> <p style="text-align: center;">泊発電所3号炉における避雷設備の設置について (ヒアリングにおけるコメント回答)</p> <p>指摘事項</p> <table border="1" data-bbox="1355 367 1964 534"> <tr> <td data-bbox="1355 367 1541 438">No.31 (221223-31)</td> <td data-bbox="1541 367 1680 438">火災による 損傷の防止</td> <td data-bbox="1680 367 1964 438">避雷針の適用JISについて建物ごとに違う適用年版を使用しているのか、同一の建物の中で適用年版を使い分けているものがあるのか、確認して説明すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1355 462 1541 534">No.54 (230113-20)</td> <td data-bbox="1541 462 1680 534">火災による 損傷の防止</td> <td data-bbox="1680 462 1964 534">高さ20mを超えない危険物貯蔵施設に設置している避雷針の扱いについて、先行の記載状況を踏まえて、高さ20mを超えるの記載の要否について説明すること。</td> </tr> </table> <p>A：</p> <p>(1) 泊発電所3号炉については、本申請範囲において、以下の原子炉施設に避雷設備を設置している。</p> <p>■建築基準法に基づくもの (先行 (女川2, 大飯3/4) の記載を踏まえた。)</p> <p style="text-align: center;">建築基準法第三十三条 (避雷設備) 「<u>高さ二十メートルをこえる建築物には、有効に避雷設備を設けなければならない。</u>」に基づき避雷設備を設置。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子炉建屋</li> <li>・原子炉補助建屋</li> <li>・タービン建屋</li> <li>・循環水ポンプ建屋</li> <li>・放射性廃棄物処理建屋</li> <li>・補助ボイラー煙突*</li> </ul> <p>※建築基準法第八十八条 (工作物への準用) により、高さが6mを超える煙突は建築基準法第三十三条の規定を準用。</p>	No.31 (221223-31)	火災による 損傷の防止	避雷針の適用JISについて建物ごとに違う適用年版を使用しているのか、同一の建物の中で適用年版を使い分けているものがあるのか、確認して説明すること。	No.54 (230113-20)	火災による 損傷の防止	高さ20mを超えない危険物貯蔵施設に設置している避雷針の扱いについて、先行の記載状況を踏まえて、高さ20mを超えるの記載の要否について説明すること。	<p>【女川・大飯】</p> <p>■記載方針の相違</p> <p>ヒアリング時のコメント回答として、泊の避雷針設置の法的根拠、設置箇所、JISの適合年版を整理した資料であり、大飯発電所3/4号炉及び女川原子力発電所2号炉においては、本資料はない。</p> <p>しかしながら、避雷設備の設置については、対象設備が異なるものの、設置の考え方は実質的な相違はない。</p> <p>(以降は、同様な相違理由のため着色せず)</p>
No.31 (221223-31)	火災による 損傷の防止	避雷針の適用JISについて建物ごとに違う適用年版を使用しているのか、同一の建物の中で適用年版を使い分けているものがあるのか、確認して説明すること。							
No.54 (230113-20)	火災による 損傷の防止	高さ20mを超えない危険物貯蔵施設に設置している避雷針の扱いについて、先行の記載状況を踏まえて、高さ20mを超えるの記載の要否について説明すること。							

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>■消防法に基づくもの (先行 (大飯3/4) の記載を踏まえた。)</p> <p>危険物の規制に関する政令 第十一条 (屋外タンク貯蔵所の基準) 第一項第十四号「指定数量の倍数が十以上の屋外タンク貯蔵所には、総務省令で定める避雷設備を設けること。」に基づき設置。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・油計量タンク</li> <li>・補助ボイラー燃料タンク</li> </ul> <p>なお、外部事象 (落雷) を考慮し重大事故等対処設備である代替非常用発電機については、近傍に避雷針を設置することにより、また、緊急時対策所については、定検機材倉庫に避雷針を設置し、その雷保護範囲とすることにより落雷による火災発生を防止する設計としている。(先行 (女川2) 記載)</p> <p>また、避雷針ではないが、特別高圧開閉所については、以下に基づき架空地線・避雷器を設置している。</p> <p>■原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準を定める命令 (電気設備に関する技術基準を定める省令) によるもの (先行 (大飯3/4) の記載を踏まえた。)</p> <p>第六条 (電線等の断線の防止) 「電線、支線、架空地線、弱電流電線等 (弱電流電線及び光ファイバケーブルをいう。以下同じ。) その他の電気設備の保安のために施設する線は、通常の使用状態において断線のおそれがないように施設しなければならない。」に基づき架空地線を設置。</p> <p>第三十三条 (高圧及び特別高圧の電路の避雷器等の施設) 「雷電圧による電路に施設する電気設備の損壊を防止できるよう、発電所の架空電線引込口及び引出口又はこれに近接する箇所には、避雷器の施設その他の適切な措置を講じなければならない。」に基づき避雷器を設置。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開閉所</li> </ul>	

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>(2) 「高さ20mを超える」の記載の要否について</p> <p>(1) のとおり避雷針の設置については、先行プラント(女川2, 大飯3/4)において建築基準法に基づき高さ20mをこえる建築物に設置する以外に、建築基準法以外の法令に基づき設置している事例がある。しかしながら、先行申請記載においては「建築基準法に基づき高さ20mをこえる建築物」との記載とされていることから先行実績にならない、以下の記載と致します。</p> <p>『発電用原子炉施設内の構築物、系統及び機器は、落雷による火災発生を防止するため、地盤面から高さ20mを超える建築物には、建築基準法に基づき「JIS A4201 建築物等の避雷設備(避雷針)(1992年版)」又は「JIS A4201 建築物当の雷保護(2003年版)」に準拠した避雷設備の設置及び接地網の敷設を行う設計とする。』</p> <p>(3) 避雷針の適用JISについて建物ごとに違う適用年版について                      各建築物等の適合JISは以下のとおりであり、一つの建物に複数のJISの年版を適用している事例はございませんでした。また、先行(女川2)申請にならない、本文・補足説明の該当箇所に記載を反映いたしました。</p>  <p style="text-align: right;">以上</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料 41-2 火災による損傷の防止を伴う重大事故等対処施設の分類について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>41-2 重大事故等対処施設への火災防護審査基準の準用（資料1）</p> <p style="text-align: center;">＜目次＞</p> <p>1. 概要</p> <p>2. 重大事故等対処施設の分類に応じた火災防護対策</p> <p style="padding-left: 20px;">2.1 重大事故等対処施設</p> <p>添付資料1 重大事故等対処施設一覧表（屋内）</p> <p>添付資料2 重大事故等対処施設一覧表（屋外）</p>	<p>41-2 火災による損傷の防止を行う重大事故等対処施設の分類について</p> <p style="text-align: center;">＜目次＞</p> <p>1. 概要</p> <p>2. 火災による損傷の防止を行う重大事故等対処施設</p> <p style="padding-left: 20px;">2.1. 重大事故等対処施設</p> <p>添付資料1 女川原子力発電所2号炉 常設重大事故等対処施設一覧表（建屋内及び建屋外）</p>	<p>41-2 火災による損傷の防止を行う重大事故等対処施設の分類について</p> <p style="text-align: center;">＜目次＞</p> <p>1. 概要</p> <p>2. 火災による損傷の防止を行う重大事故等対処施設</p> <p style="padding-left: 20px;">2.1. 重大事故等対処施設</p> <p>添付資料1 泊発電所3号炉 常設重大事故等対処施設一覧表（建屋内及び建屋外）</p>	<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 （女川実績の反映）</p> <p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 （女川実績の反映）</p> <p>【女川】</p> <p>■設備名称の相違</p> <p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 （女川実績の反映）</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料 41-2 火災による損傷の防止を伴う重大事故等対処施設の分類について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">重大事故等対処施設への火災防護審査基準の準用</p> <p>1. 概要</p> <p>「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（以下、「設置許可基準」という。）第四十一条に基づき火災防護対策を実施する重大事故等対処施設の火災防護を実施するにあたって「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準（以下、「火災防護審査基準」という）を準用する考え方を示す。</p>	<p style="text-align: right;">41-2</p> <p style="text-align: center;">火災による損傷の防止を行う重大事故等対処施設の分類について</p> <p>1. 概要</p> <p>重大事故等対処施設は、一部、設計基準対象施設でもある施設があることから、本資料では、火災による損傷の防止を行う重大事故等対処施設を、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（以下「設置許可基準規則」という。）第八条及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」（以下「火災防護に係る審査基準」という。）に基づき実施する施設と、設置許可基準規則第四十一条に基づき実施する施設に分類する。</p> <p>設置許可基準規則第八条及び第四十一条の要求事項を以下に示す。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>（火災による損傷の防止）</p> <p>第八条 設計基準対象施設は、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の発生を防止することができ、かつ、早期に火災発生を感知する設備（以下「火災感知設備」という。）及び消火を行う設備（以下「消火設備」といい、安全施設に属するものに限る。）並びに火災の影響を軽減する機能を有するものでなければならない。</p> <p>2 消火設備（安全施設に属するものに限る。）は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても発電用原子炉を安全に停止させるための機能を損なわないものでなければならない。</p> </div> <p>（火災による損傷の防止）</p> <p>第四十一条 重大事故等対処施設は、火災により重大事故等に対処するために必要な機能を損なうおそれがないよう、火災の発生を防止することができ、かつ、火災感知設備及び消火設備を有するものでなければならない。</p>	<p style="text-align: right;">41-2</p> <p style="text-align: center;">火災による損傷の防止を行う重大事故等対処施設の分類について</p> <p>1. 概要</p> <p>重大事故等対処施設は、一部、設計基準対象施設でもある施設があることから、本資料では、火災による損傷の防止を行う重大事故等対処施設を、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（以下「設置許可基準規則」という。）第八条及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」（以下「火災防護に係る審査基準」という。）に基づき実施する施設と、設置許可基準規則第四十一条に基づき実施する施設に分類する。</p> <p>設置許可基準規則第八条及び第四十一条の要求事項を以下に示す。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>（火災による損傷の防止）</p> <p>第八条 設計基準対象施設は、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の発生を防止することができ、かつ、早期に火災発生を感知する設備（以下「火災感知設備」という。）及び消火を行う設備（以下「消火設備」といい、安全施設に属するものに限る。）並びに火災の影響を軽減する機能を有するものでなければならない。</p> <p>2 消火設備（安全施設に属するものに限る。）は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても発電用原子炉を安全に停止させるための機能を損なわないものでなければならない。</p> </div> <p>（火災による損傷の防止）</p> <p>第四十一条 重大事故等対処施設は、火災により重大事故等に対処するために必要な機能を損なうおそれがないよう、火災の発生を防止することができ、かつ、火災感知設備及び消火設備を有するものでなければならない。</p>	<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違        （女川実績の反映）</p> <p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違        （女川実績の反映：着色せず）</p> <p>【大飯】</p> <p>■記載内容の相違        女川実績の反映</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2. 重大事故等対処施設の分類に応じた火災防護対策</p> <p>重大事故等対処施設のうち余熱除去ポンプ等の一部の施設については、設計基準対象施設でもある。</p> <p>重大事故等対処施設のうち設計基準対象施設でもある施設は、<b>規則基準第八条</b>に基づき火災による損傷の防止を行っていることから、ここでは、基準規則第四十一条に基づき火災による損傷の防止を行う重大事故等対処施設 (施設に使用しているケーブル含む) と<b>基準規則第八条</b>に基づき火災による損傷の防止を行う施設を分類する。</p>	<p>2. 火災による損傷の防止を行う重大事故等対処施設</p> <p>火災による損傷の防止を行う重大事故等対処施設として、常設重大事故防止設備、常設重大事故緩和设备及び当該設備に使用しているケーブルを火災防護対象とする。</p> <p>重大事故等対処施設のうち一部の施設については、設計基準対象施設として火災防護に係る審査基準上の火災防護対象となる施設でもある。</p> <p>重大事故等対処施設のうち、設計基準対象施設として火災防護に係る審査基準上の火災防護対象となる施設は、審査基準に基づき火災による損傷の防止を行っていることから、ここでは、設置許可基準規則第四十一条に基づき火災による損傷の防止を行う重大事故等対処施設 (施設に使用しているケーブルを含む) と、火災防護に係る審査基準に基づき火災による損傷の防止を行う施設を分類する。</p>	<p>2. 火災による損傷の防止を行う重大事故等対処施設</p> <p>火災による損傷の防止を行う重大事故等対処施設として、常設重大事故防止設備、常設重大事故緩和设备及び当該設備に使用しているケーブルを火災防護対象とする。</p> <p>重大事故等対処施設のうち一部の施設については、設計基準対象施設として火災防護に係る審査基準上の火災防護対象となる施設でもある。</p> <p>重大事故等対処施設のうち、設計基準対象施設として火災防護に係る審査基準上の火災防護対象となる施設は、審査基準に基づき火災による損傷の防止を行っていることから、ここでは、設置許可基準規則第四十一条に基づき火災による損傷の防止を行う重大事故等対処施設 (施設に使用しているケーブルを含む) と、火災防護に係る審査基準に基づき火災による損傷の防止を行う施設を分類する。</p>	<p>【大飯】  <span style="color: blue;">■</span>記載方針の相違                      (女川実績の反映:着色せず)</p> <p>【大飯】  <span style="color: blue;">■</span>記載方針の相違                      (女川実績の反映)</p>
<p>2.1 重大事故等対処施設</p> <p>重大事故等対処施設を添付資料1、2に示す。これらの機器については、設置許可基準第四十三条にて選定された常設重大事故等対処設備と同一であり、四十三条の機器等の見直しは、適宜反映する。</p> <p>【下記、大飯41-1資料から抜粋】</p> <p>ただし、配管のパッキン類は、その機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難であるが、金属で覆われた狭隘部に設置し直接火災に晒されることはないことから不燃性材料又は難燃性材料ではない材料を使用する設計とする。</p> <p>なお、添付資料1、2は、重大事故等対処施設の設置場所に従って、以下のとおりに分ける。</p> <p>①重大事故等対処施設のうち、屋内に設置するものを添付資料1に示す。</p> <p>②重大事故等対処施設のうち、屋外に設置するものを添付資料2に示す。</p>	<p>2.1. 重大事故等対処施設</p> <p>火災による損傷の防止を行う重大事故等対処施設を添付資料1に示す。重大事故等対処施設のうち、金属製の接続口、配管等やコンクリート製の構造物等は熱影響の小さい不燃性材料で構成されている。これらの不燃材で構成された機器については添付資料1に示すとおり、構成材の特性や火災による機能への影響等を踏まえた上で、適切に火災防護対策を行う設計とする。ただし、金属製の配管等においても一部で内部の液体の漏えいを防止するため不燃性でないパッキン類が装着されている。<b>パッキン類についてはフランジ取付状態を模擬した耐火試験において接液したシート面に大幅な温度上昇が生じず、機能に影響しないことを確認している。(8条-別添1-資料1-参考4)</b></p> <p>なお、添付資料1に示す火災防護対象機器等は、補足説明資料の「共-1 重大事故等対処設備の設備分離及び選定について」より抽出しており、重大事故等対処設備の主要設備及び一部の付帯設備を記載しているが、これら以外の付帯設備も火災防護対象とする。</p>	<p>2.1. 重大事故等対処施設</p> <p>火災による損傷の防止を行う重大事故等対処施設を添付資料1に示す。重大事故等対処施設のうち、金属製の接続口、配管等やコンクリート製の構造物等は熱影響の小さい不燃性材料で構成されている。これらの不燃材で構成された機器については添付資料1に示すとおり、構成材の特性や火災による機能への影響等を踏まえた上で、適切に火災防護対策を行う設計とする。ただし、金属製の配管等においても一部で内部の液体の漏えいを防止するため不燃性でないパッキン類が装着されている。<b>配管のパッキン類は、その機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難であるが、金属で覆われた狭隘部に設置し直接火災に晒されることはないことから不燃性材料又は難燃性材料ではない材料を使用する設計とする。</b></p> <p>なお、添付資料1に示す火災防護対象機器等は、補足説明資料の「共-1 重大事故等対処設備の設備分離及び選定について」より抽出しており、重大事故等対処設備の主要設備及び一部の付帯設備を記載しているが、これら以外の付帯設備も火災防護対象とする。</p>	<p>【大飯】  <span style="color: blue;">■</span>記載方針の相違                      (女川実績の反映:着色せず)</p> <p>【女川】  <span style="color: blue;">■</span>記載方針の相違                      女川は配管フランジパッキン部が直接火災によって熱せられることを想定し、試験にて影響がない事を確認し、記載している。泊については、弁・配管等のフランジ周囲に火元となる可燃物を置かない管理を行うため、パッキンが直接火災に晒されることはないため、試験を実施していない。(大飯と同様)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>今後重大事故等対処施設の対象が追加となった場合は、他の重大事故等対処施設と同様の火災防護対策を実施することとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>四十一条のみで火災の損傷の防止を行う重大事故等対処施設</p> <p>重大事故等対処施設でもあり、設計基準対象施設でもある施設</p> </div> <p>八条に基づき火災の損傷を防止する施設</p> <p><input type="checkbox"/> 重大事故等対処施設</p>	<p>今後重大事故等対処施設の対象が追加となった場合は、他の重大事故等対処施設と同様の火災防護対策を実施することとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>設置許可基準規則第四十一条のみで火災の損傷の防止を行う重大事故等対処施設</p> <p>重大事故等対処施設でもあり、火災防護に係る審査基準上の火災防護対象でもある施設</p> </div> <p>火災防護に係る審査基準に基づき火災の損傷を防止する施設</p> <p><input type="checkbox"/> 重大事故等対処施設</p>	<p>今後重大事故等対処施設の対象が追加となった場合は、他の重大事故等対処施設と同様の火災防護対策を実施することとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>設置許可基準規則第四十一条のみで火災の損傷の防止を行う重大事故等対処施設</p> <p>重大事故等対処施設でもあり、火災防護に係る審査基準上の火災防護対象でもある施設</p> </div> <p>火災防護に係る審査基準に基づき火災の損傷を防止する施設</p> <p><input type="checkbox"/> 重大事故等対処施設</p>	<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																				
<p>添付資料1</p> <p>重大事故等対処施設一覧表 (屋内)</p>	<p>添付資料1</p> <p>女川原子力発電所2号炉</p> <p>常設重大事故等対処施設一覧表 (建屋内及び建屋外)</p>	<p>添付資料1</p> <p>泊発電所3号炉</p> <p>常設重大事故等対処施設一覧表 (建屋内及び建屋外)</p>	<p>【女川】</p> <p>■設備名称の相違</p> <p>【大阪】</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映: 着色せず)</p> <p>【女川・大阪】</p> <p>■設計の相違 炉型による設備構成及び設計の相違</p>																																																																																																																																				
<p>添付資料1</p> <p>大阪発電所3/4号炉 重大事故等対処施設一覧表 (屋内)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>重大事故等対処施設</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1次冷却材圧力</td> <td>基準規則第八条対象</td> </tr> <tr> <td>1次冷却材高温側温度 (広域)</td> <td>基準規則第八条対象</td> </tr> <tr> <td>1次冷却材低温側温度 (広域)</td> <td>基準規則第八条対象</td> </tr> <tr> <td>AM用格納容器圧力</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ATWS 緩和設備</td> <td></td> </tr> <tr> <td>格納容器スプレイポンプ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>格納容器スプレイ冷却器</td> <td></td> </tr> <tr> <td>格納容器スプレイ積算流量</td> <td></td> </tr> <tr> <td>余熱除去ポンプ</td> <td>基準規則第八条対象</td> </tr> <tr> <td>余熱除去冷却器</td> <td>基準規則第八条対象</td> </tr> <tr> <td>充てんポンプ</td> <td>基準規則第八条対象</td> </tr> <tr> <td>高圧注入ポンプ</td> <td>基準規則第八条対象</td> </tr> <tr> <td>S P D S表示装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td>アニュラス空気浄化ファン</td> <td></td> </tr> <tr> <td>アニュラス空気浄化フィルタユニット</td> <td></td> </tr> <tr> <td>蓄電池 (安全防護用)</td> <td>基準規則第八条対象</td> </tr> <tr> <td>衛星電話 (固定)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	重大事故等対処施設	備考	1次冷却材圧力	基準規則第八条対象	1次冷却材高温側温度 (広域)	基準規則第八条対象	1次冷却材低温側温度 (広域)	基準規則第八条対象	AM用格納容器圧力		ATWS 緩和設備		格納容器スプレイポンプ		格納容器スプレイ冷却器		格納容器スプレイ積算流量		余熱除去ポンプ	基準規則第八条対象	余熱除去冷却器	基準規則第八条対象	充てんポンプ	基準規則第八条対象	高圧注入ポンプ	基準規則第八条対象	S P D S表示装置		アニュラス空気浄化ファン		アニュラス空気浄化フィルタユニット		蓄電池 (安全防護用)	基準規則第八条対象	衛星電話 (固定)		<p>女川原子力発電所2号炉 常設重大事故等対処施設一覧表 (建屋内及び建屋外)</p> <p>注)：以下の対象を実施する設計とする。          ①火災防護に係る審査基準に基づく火災防護対策          ②消防法又は建築基準法に基づく火災防護対策</p> <p>第1表：常設重大事故等対処施設一覧表 (建屋内及び建屋外) (1/32)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条文</th> <th>系統機能</th> <th>主要設備</th> <th>対策<sup>注)</sup></th> <th>備考 ※設計基準根拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">44</td> <td rowspan="4">代替制御棒挿入機能による制御棒緊急挿入</td> <td>ATWS 緩和設備 (代替制御棒挿入機能)</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>制御棒</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>制御棒駆動機構</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されていること、火災により電磁弁が機能喪失するとスクラム動作すること、ガバナ動作、不動作した場合であっても電磁弁を回すことによりスクラム動作が可能であることから系統機能に影響を及ぼすものではない</td> </tr> <tr> <td>制御棒駆動水圧系水圧制御ユニット</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されていること、火災により電磁弁が機能喪失するとスクラム動作すること、ガバナ動作、不動作した場合であっても電磁弁を回すことによりスクラム動作が可能であることから系統機能に影響を及ぼすものではない</td> </tr> <tr> <td>44</td> <td>原子炉再循環ポンプ停止による原子炉出力抑制</td> <td>ATWS 緩和設備 (代替原子炉再循環ポンプトリップ機能)</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">44</td> <td rowspan="3">ほう酸水注入</td> <td>ほう酸水注入系ポンプ</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ほう酸水注入系貯蔵タンク</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>ほう酸水注入系 配管・弁 [洗脱]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>44</td> <td>出力急上昇の防止</td> <td>ATWS 緩和設備 (自動減圧系作動阻止機能)</td> <td>①</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> </tbody> </table>	関連条文	系統機能	主要設備	対策 <sup>注)</sup>	備考 ※設計基準根拠	44	代替制御棒挿入機能による制御棒緊急挿入	ATWS 緩和設備 (代替制御棒挿入機能)	①		制御棒	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	制御棒駆動機構	②	不燃材で構成されていること、火災により電磁弁が機能喪失するとスクラム動作すること、ガバナ動作、不動作した場合であっても電磁弁を回すことによりスクラム動作が可能であることから系統機能に影響を及ぼすものではない	制御棒駆動水圧系水圧制御ユニット	②	不燃材で構成されていること、火災により電磁弁が機能喪失するとスクラム動作すること、ガバナ動作、不動作した場合であっても電磁弁を回すことによりスクラム動作が可能であることから系統機能に影響を及ぼすものではない	44	原子炉再循環ポンプ停止による原子炉出力抑制	ATWS 緩和設備 (代替原子炉再循環ポンプトリップ機能)	①		44	ほう酸水注入	ほう酸水注入系ポンプ	①		ほう酸水注入系貯蔵タンク	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	ほう酸水注入系 配管・弁 [洗脱]	①		44	出力急上昇の防止	ATWS 緩和設備 (自動減圧系作動阻止機能)	①	その他の設備に記載	<p>添付資料1</p> <p>泊発電所3号炉 常設重大事故等対処施設一覧表 (建屋内及び建屋外)</p> <p>注)：以下の対象を実施する設計とする。          ①火災防護に係る審査基準に基づく火災防護対策          ②消防法又は建築基準法に基づく火災防護対策</p> <p>第1表：常設重大事故等対処施設一覧表 (建屋内及び建屋外) (1/51)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条文</th> <th>系統機能</th> <th>主要設備</th> <th>対策<sup>注)</sup></th> <th>備考 ※設計基準根拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">44</td> <td rowspan="4">手動による原子炉緊急停止</td> <td>原子炉トリップスイッチ</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>制御棒クラスタ</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>原子炉トリップ遮断器</td> <td>②</td> <td>火災により機能喪失した場合には、制御棒が自重により落下することから火災によって系統機能に影響を及ぼすものではない</td> </tr> <tr> <td>共通要因故障対策 (自動制御盤) (ATWS 緩和設備)</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="10">44</td> <td rowspan="10">原子炉出力抑制 (自動)</td> <td>主蒸気隔離弁</td> <td>②</td> <td>当該弁は通常開、機能要求時間である。電断区分の異なる駆動源にて二重化されており、火災影響を受け機能喪失した場合はフェイルセーフ設計であるため、火災によって系統機能に影響を及ぼすものではない</td> </tr> <tr> <td>電動補助給水ポンプ</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>タービン動補助給水ポンプ</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>補助給水ビット [水源]</td> <td>—</td> <td>56条に記載</td> </tr> <tr> <td>主蒸気逃がし弁</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>主蒸気安全弁</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>加圧器逃がし弁</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>加圧器安全弁</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>蒸気発生器</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>主蒸気管 [流路]</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>主蒸気設備 配管・弁 [流路] 補助給水設備 配管・弁 [流路]</td> <td>① ①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1次冷却設備 [流路] (1次冷却材ポンプ、原子炉容器、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管)</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> </tbody> </table>	関連条文	系統機能	主要設備	対策 <sup>注)</sup>	備考 ※設計基準根拠	44	手動による原子炉緊急停止	原子炉トリップスイッチ	①		制御棒クラスタ	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	原子炉トリップ遮断器	②	火災により機能喪失した場合には、制御棒が自重により落下することから火災によって系統機能に影響を及ぼすものではない	共通要因故障対策 (自動制御盤) (ATWS 緩和設備)	①		44	原子炉出力抑制 (自動)	主蒸気隔離弁	②	当該弁は通常開、機能要求時間である。電断区分の異なる駆動源にて二重化されており、火災影響を受け機能喪失した場合はフェイルセーフ設計であるため、火災によって系統機能に影響を及ぼすものではない	電動補助給水ポンプ	①		タービン動補助給水ポンプ	①		補助給水ビット [水源]	—	56条に記載	主蒸気逃がし弁	①		主蒸気安全弁	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	加圧器逃がし弁	①		加圧器安全弁	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	蒸気発生器	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	主蒸気管 [流路]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	主蒸気設備 配管・弁 [流路] 補助給水設備 配管・弁 [流路]	① ①		1次冷却設備 [流路] (1次冷却材ポンプ、原子炉容器、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管)	—	その他の設備に記載
重大事故等対処施設	備考																																																																																																																																						
1次冷却材圧力	基準規則第八条対象																																																																																																																																						
1次冷却材高温側温度 (広域)	基準規則第八条対象																																																																																																																																						
1次冷却材低温側温度 (広域)	基準規則第八条対象																																																																																																																																						
AM用格納容器圧力																																																																																																																																							
ATWS 緩和設備																																																																																																																																							
格納容器スプレイポンプ																																																																																																																																							
格納容器スプレイ冷却器																																																																																																																																							
格納容器スプレイ積算流量																																																																																																																																							
余熱除去ポンプ	基準規則第八条対象																																																																																																																																						
余熱除去冷却器	基準規則第八条対象																																																																																																																																						
充てんポンプ	基準規則第八条対象																																																																																																																																						
高圧注入ポンプ	基準規則第八条対象																																																																																																																																						
S P D S表示装置																																																																																																																																							
アニュラス空気浄化ファン																																																																																																																																							
アニュラス空気浄化フィルタユニット																																																																																																																																							
蓄電池 (安全防護用)	基準規則第八条対象																																																																																																																																						
衛星電話 (固定)																																																																																																																																							
関連条文	系統機能	主要設備	対策 <sup>注)</sup>	備考 ※設計基準根拠																																																																																																																																			
44	代替制御棒挿入機能による制御棒緊急挿入	ATWS 緩和設備 (代替制御棒挿入機能)	①																																																																																																																																				
		制御棒	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																																																																																			
		制御棒駆動機構	②	不燃材で構成されていること、火災により電磁弁が機能喪失するとスクラム動作すること、ガバナ動作、不動作した場合であっても電磁弁を回すことによりスクラム動作が可能であることから系統機能に影響を及ぼすものではない																																																																																																																																			
		制御棒駆動水圧系水圧制御ユニット	②	不燃材で構成されていること、火災により電磁弁が機能喪失するとスクラム動作すること、ガバナ動作、不動作した場合であっても電磁弁を回すことによりスクラム動作が可能であることから系統機能に影響を及ぼすものではない																																																																																																																																			
44	原子炉再循環ポンプ停止による原子炉出力抑制	ATWS 緩和設備 (代替原子炉再循環ポンプトリップ機能)	①																																																																																																																																				
44	ほう酸水注入	ほう酸水注入系ポンプ	①																																																																																																																																				
		ほう酸水注入系貯蔵タンク	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																																																																																			
		ほう酸水注入系 配管・弁 [洗脱]	①																																																																																																																																				
44	出力急上昇の防止	ATWS 緩和設備 (自動減圧系作動阻止機能)	①	その他の設備に記載																																																																																																																																			
関連条文	系統機能	主要設備	対策 <sup>注)</sup>	備考 ※設計基準根拠																																																																																																																																			
44	手動による原子炉緊急停止	原子炉トリップスイッチ	①																																																																																																																																				
		制御棒クラスタ	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																																																																																			
		原子炉トリップ遮断器	②	火災により機能喪失した場合には、制御棒が自重により落下することから火災によって系統機能に影響を及ぼすものではない																																																																																																																																			
		共通要因故障対策 (自動制御盤) (ATWS 緩和設備)	①																																																																																																																																				
44	原子炉出力抑制 (自動)	主蒸気隔離弁	②	当該弁は通常開、機能要求時間である。電断区分の異なる駆動源にて二重化されており、火災影響を受け機能喪失した場合はフェイルセーフ設計であるため、火災によって系統機能に影響を及ぼすものではない																																																																																																																																			
		電動補助給水ポンプ	①																																																																																																																																				
		タービン動補助給水ポンプ	①																																																																																																																																				
		補助給水ビット [水源]	—	56条に記載																																																																																																																																			
		主蒸気逃がし弁	①																																																																																																																																				
		主蒸気安全弁	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																																																																																			
		加圧器逃がし弁	①																																																																																																																																				
		加圧器安全弁	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																																																																																			
		蒸気発生器	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																																																																																			
		主蒸気管 [流路]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																																																																																			
主蒸気設備 配管・弁 [流路] 補助給水設備 配管・弁 [流路]	① ①																																																																																																																																						
1次冷却設備 [流路] (1次冷却材ポンプ、原子炉容器、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管)	—	その他の設備に記載																																																																																																																																					

赤字：設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																			
<p style="text-align: center;">大飯発電所3/4号炉 重大事故等対処施設一覧表(屋内)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>重大事故等対処施設</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加圧器</td> <td></td> </tr> <tr> <td>加圧器水位</td> <td>基準規則第八条対象</td> </tr> <tr> <td>加圧器逃がし弁</td> <td>基準規則第八条対象</td> </tr> <tr> <td>格納容器圧力(広域)</td> <td>基準規則第八条対象</td> </tr> <tr> <td>格納容器再循環サンプ水位(広域)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>格納容器再循環サンプ水位(狭域)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>格納容器再循環ユニット</td> <td></td> </tr> <tr> <td>格納容器内高レンジエリアモニタ(高レンジ)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>格納容器内高レンジエリアモニタ(低レンジ)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>格納容器内温度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>格納容器スプレィポンプ再循環サンプ側</td> <td></td> </tr> <tr> <td>入口格納容器隔離弁</td> <td></td> </tr> <tr> <td>緊急時衛星通報システム</td> <td></td> </tr> <tr> <td>緊急ほう酸注入ライン補給弁</td> <td>基準規則第八条対象</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器水位</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	重大事故等対処施設	備考	加圧器		加圧器水位	基準規則第八条対象	加圧器逃がし弁	基準規則第八条対象	格納容器圧力(広域)	基準規則第八条対象	格納容器再循環サンプ水位(広域)		格納容器再循環サンプ水位(狭域)		格納容器再循環ユニット		格納容器内高レンジエリアモニタ(高レンジ)		格納容器内高レンジエリアモニタ(低レンジ)		格納容器内温度		格納容器スプレィポンプ再循環サンプ側		入口格納容器隔離弁		緊急時衛星通報システム		緊急ほう酸注入ライン補給弁	基準規則第八条対象	原子炉格納容器水位		<p style="text-align: center;">第1表：常設重大事故等対処施設一覧表(建屋内及び建屋外) (2/32)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>関連条文</th> <th>系統機能</th> <th>主要設備</th> <th>対策<sup>①)</sup></th> <th>備考 ※設計基準仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">45</td> <td rowspan="10">高圧代管注水系による原子炉の冷却</td> <td>高圧代管注水系ポンプ</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高圧代管注水系(蒸気系)配管・弁[流路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>主蒸気系配管・弁[流路]</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。</td> </tr> <tr> <td>原子炉隔離時冷却系(蒸気系)配管・弁[流路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高圧代管注水系(注水系)配管・弁[流路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>補給水系配管[流路]</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。</td> </tr> <tr> <td>高圧中心スプレィ系配管・弁[流路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料プール補給水系[流路]</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。</td> </tr> <tr> <td>原子炉冷却材浄化系配管[流路]</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。</td> </tr> <tr> <td>復水給水系配管・弁・スロージャ[流路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="10">45</td> <td rowspan="10">原子炉隔離時冷却系による原子炉の冷却</td> <td>原子炉圧力容器[注水先]</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td>復水貯蔵タンク[水源]</td> <td>—</td> <td>56条に記載</td> </tr> <tr> <td>原子炉隔離時冷却系ポンプ</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>原子炉隔離時冷却系(蒸気系)配管・弁[流路]</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>主蒸気系配管・弁[流路]</td> <td>②</td> <td>※ 不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。</td> </tr> <tr> <td>原子炉隔離時冷却系(注水系)配管・弁[流路]</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>補給水系配管[流路]</td> <td>②</td> <td>※ 不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。</td> </tr> <tr> <td>高圧中心スプレィ系配管・弁[流路]</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>原子炉冷却材浄化系配管[流路]</td> <td>②</td> <td>※ 不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。</td> </tr> <tr> <td>復水給水系配管・弁・スロージャ[流路]</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> </tbody> </table>	関連条文	系統機能	主要設備	対策 <sup>①)</sup>	備考 ※設計基準仕様	45	高圧代管注水系による原子炉の冷却	高圧代管注水系ポンプ	①		高圧代管注水系(蒸気系)配管・弁[流路]	①		主蒸気系配管・弁[流路]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。	原子炉隔離時冷却系(蒸気系)配管・弁[流路]	①		高圧代管注水系(注水系)配管・弁[流路]	①		補給水系配管[流路]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。	高圧中心スプレィ系配管・弁[流路]	①		燃料プール補給水系[流路]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。	原子炉冷却材浄化系配管[流路]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。	復水給水系配管・弁・スロージャ[流路]	①		45	原子炉隔離時冷却系による原子炉の冷却	原子炉圧力容器[注水先]	—	その他の設備に記載	復水貯蔵タンク[水源]	—	56条に記載	原子炉隔離時冷却系ポンプ	①	※	原子炉隔離時冷却系(蒸気系)配管・弁[流路]	①	※	主蒸気系配管・弁[流路]	②	※ 不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。	原子炉隔離時冷却系(注水系)配管・弁[流路]	①	※	補給水系配管[流路]	②	※ 不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。	高圧中心スプレィ系配管・弁[流路]	①	※	原子炉冷却材浄化系配管[流路]	②	※ 不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。	復水給水系配管・弁・スロージャ[流路]	①	※	<p style="text-align: center;">第1表：常設重大事故等対処施設一覧表(建屋内及び建屋外) (2/51)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>関連条文</th> <th>系統機能</th> <th>主要設備</th> <th>対策<sup>①)</sup></th> <th>備考 ※設計基準仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">44</td> <td rowspan="10">原子炉出力抑制(手動)</td> <td>主蒸気隔離弁</td> <td>②</td> <td>当該弁は通常開、機能要求時間である。電源区分の異なる駆動源にて二重化されており、火災影響を受け機能喪失した場合はフェイルセーフ設計であるため、火災によって系統機能に影響を及ぼすものではない。</td> </tr> <tr> <td>電動補助給水ポンプ</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>タービン駆動補助給水ポンプ</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>補助給水ビット[水源]</td> <td>—</td> <td>56条に記載</td> </tr> <tr> <td>主蒸気逃がし弁</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>主蒸気安全弁</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。</td> </tr> <tr> <td>加圧器逃がし弁</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>加圧器安全弁</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。</td> </tr> <tr> <td>蒸気発生器</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。</td> </tr> <tr> <td>主蒸気管[流路]</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。</td> </tr> <tr> <td>主蒸気設備 配管・弁[流路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>補助給水設備 配管・弁[流路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1次冷却設備[流路] (1次冷却材ポンプ、原子炉容器、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管)</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> </tbody> </table>	関連条文	系統機能	主要設備	対策 <sup>①)</sup>	備考 ※設計基準仕様	44	原子炉出力抑制(手動)	主蒸気隔離弁	②	当該弁は通常開、機能要求時間である。電源区分の異なる駆動源にて二重化されており、火災影響を受け機能喪失した場合はフェイルセーフ設計であるため、火災によって系統機能に影響を及ぼすものではない。	電動補助給水ポンプ	①		タービン駆動補助給水ポンプ	①		補助給水ビット[水源]	—	56条に記載	主蒸気逃がし弁	①		主蒸気安全弁	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。	加圧器逃がし弁	①		加圧器安全弁	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。	蒸気発生器	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。	主蒸気管[流路]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。	主蒸気設備 配管・弁[流路]	①		補助給水設備 配管・弁[流路]	①		1次冷却設備[流路] (1次冷却材ポンプ、原子炉容器、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管)	—	その他の設備に記載	<p>【女川・大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> <li>炉型による設備構成及び設計の相違</li> </ul>
重大事故等対処施設	備考																																																																																																																																																					
加圧器																																																																																																																																																						
加圧器水位	基準規則第八条対象																																																																																																																																																					
加圧器逃がし弁	基準規則第八条対象																																																																																																																																																					
格納容器圧力(広域)	基準規則第八条対象																																																																																																																																																					
格納容器再循環サンプ水位(広域)																																																																																																																																																						
格納容器再循環サンプ水位(狭域)																																																																																																																																																						
格納容器再循環ユニット																																																																																																																																																						
格納容器内高レンジエリアモニタ(高レンジ)																																																																																																																																																						
格納容器内高レンジエリアモニタ(低レンジ)																																																																																																																																																						
格納容器内温度																																																																																																																																																						
格納容器スプレィポンプ再循環サンプ側																																																																																																																																																						
入口格納容器隔離弁																																																																																																																																																						
緊急時衛星通報システム																																																																																																																																																						
緊急ほう酸注入ライン補給弁	基準規則第八条対象																																																																																																																																																					
原子炉格納容器水位																																																																																																																																																						
関連条文	系統機能	主要設備	対策 <sup>①)</sup>	備考 ※設計基準仕様																																																																																																																																																		
45	高圧代管注水系による原子炉の冷却	高圧代管注水系ポンプ	①																																																																																																																																																			
		高圧代管注水系(蒸気系)配管・弁[流路]	①																																																																																																																																																			
		主蒸気系配管・弁[流路]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。																																																																																																																																																		
		原子炉隔離時冷却系(蒸気系)配管・弁[流路]	①																																																																																																																																																			
		高圧代管注水系(注水系)配管・弁[流路]	①																																																																																																																																																			
		補給水系配管[流路]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。																																																																																																																																																		
		高圧中心スプレィ系配管・弁[流路]	①																																																																																																																																																			
		燃料プール補給水系[流路]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。																																																																																																																																																		
		原子炉冷却材浄化系配管[流路]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。																																																																																																																																																		
		復水給水系配管・弁・スロージャ[流路]	①																																																																																																																																																			
45	原子炉隔離時冷却系による原子炉の冷却	原子炉圧力容器[注水先]	—	その他の設備に記載																																																																																																																																																		
		復水貯蔵タンク[水源]	—	56条に記載																																																																																																																																																		
		原子炉隔離時冷却系ポンプ	①	※																																																																																																																																																		
		原子炉隔離時冷却系(蒸気系)配管・弁[流路]	①	※																																																																																																																																																		
		主蒸気系配管・弁[流路]	②	※ 不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。																																																																																																																																																		
		原子炉隔離時冷却系(注水系)配管・弁[流路]	①	※																																																																																																																																																		
		補給水系配管[流路]	②	※ 不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。																																																																																																																																																		
		高圧中心スプレィ系配管・弁[流路]	①	※																																																																																																																																																		
		原子炉冷却材浄化系配管[流路]	②	※ 不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。																																																																																																																																																		
		復水給水系配管・弁・スロージャ[流路]	①	※																																																																																																																																																		
関連条文	系統機能	主要設備	対策 <sup>①)</sup>	備考 ※設計基準仕様																																																																																																																																																		
44	原子炉出力抑制(手動)	主蒸気隔離弁	②	当該弁は通常開、機能要求時間である。電源区分の異なる駆動源にて二重化されており、火災影響を受け機能喪失した場合はフェイルセーフ設計であるため、火災によって系統機能に影響を及ぼすものではない。																																																																																																																																																		
		電動補助給水ポンプ	①																																																																																																																																																			
		タービン駆動補助給水ポンプ	①																																																																																																																																																			
		補助給水ビット[水源]	—	56条に記載																																																																																																																																																		
		主蒸気逃がし弁	①																																																																																																																																																			
		主蒸気安全弁	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。																																																																																																																																																		
		加圧器逃がし弁	①																																																																																																																																																			
		加圧器安全弁	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。																																																																																																																																																		
		蒸気発生器	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。																																																																																																																																																		
		主蒸気管[流路]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。																																																																																																																																																		
主蒸気設備 配管・弁[流路]	①																																																																																																																																																					
補助給水設備 配管・弁[流路]	①																																																																																																																																																					
1次冷却設備[流路] (1次冷却材ポンプ、原子炉容器、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管)	—	その他の設備に記載																																																																																																																																																				
		<p style="text-align: center;">第1表：常設重大事故等対処施設一覧表(建屋内及び建屋外) (3/51)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>関連条文</th> <th>系統機能</th> <th>主要設備</th> <th>対策<sup>①)</sup></th> <th>備考 ※設計基準仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">44</td> <td rowspan="10">ほう酸水注入(ほう酸タンク→充てんライン)</td> <td>ほう酸タンク[水源]</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。</td> </tr> <tr> <td>ほう酸ポンプ</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>緊急ほう酸注入弁[流路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>充てんポンプ</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ほう酸フィルタ[流路]</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。</td> </tr> <tr> <td>再生熱交換器[流路]</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。</td> </tr> <tr> <td>化学体積制御設備 配管・弁[流路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却設備(原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却海水ポンプ、原子炉補機冷却水サージタンク、原子炉補機冷却水冷却器並びに原子炉補機冷却水設備配管・弁[流路]及び原子炉補機冷却海水設備 配管・弁・ストレーナ[流路])</td> <td>—</td> <td>48条に記載</td> </tr> <tr> <td>1次冷却設備[流路] (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管)</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td>原子炉容器[注水先]</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> </tbody> </table>	関連条文	系統機能	主要設備	対策 <sup>①)</sup>	備考 ※設計基準仕様	44	ほう酸水注入(ほう酸タンク→充てんライン)	ほう酸タンク[水源]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。	ほう酸ポンプ	①		緊急ほう酸注入弁[流路]	①		充てんポンプ	①		ほう酸フィルタ[流路]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。	再生熱交換器[流路]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。	化学体積制御設備 配管・弁[流路]	①		原子炉補機冷却設備(原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却海水ポンプ、原子炉補機冷却水サージタンク、原子炉補機冷却水冷却器並びに原子炉補機冷却水設備配管・弁[流路]及び原子炉補機冷却海水設備 配管・弁・ストレーナ[流路])	—	48条に記載	1次冷却設備[流路] (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管)	—	その他の設備に記載	原子炉容器[注水先]	—	その他の設備に記載																																																																																																															
関連条文	系統機能	主要設備	対策 <sup>①)</sup>	備考 ※設計基準仕様																																																																																																																																																		
44	ほう酸水注入(ほう酸タンク→充てんライン)	ほう酸タンク[水源]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。																																																																																																																																																		
		ほう酸ポンプ	①																																																																																																																																																			
		緊急ほう酸注入弁[流路]	①																																																																																																																																																			
		充てんポンプ	①																																																																																																																																																			
		ほう酸フィルタ[流路]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。																																																																																																																																																		
		再生熱交換器[流路]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。																																																																																																																																																		
		化学体積制御設備 配管・弁[流路]	①																																																																																																																																																			
		原子炉補機冷却設備(原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却海水ポンプ、原子炉補機冷却水サージタンク、原子炉補機冷却水冷却器並びに原子炉補機冷却水設備配管・弁[流路]及び原子炉補機冷却海水設備 配管・弁・ストレーナ[流路])	—	48条に記載																																																																																																																																																		
		1次冷却設備[流路] (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管)	—	その他の設備に記載																																																																																																																																																		
		原子炉容器[注水先]	—	その他の設備に記載																																																																																																																																																		

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																					
<p style="text-align: center;">大飯発電所3/4号炉 重大事故等対処施設一覧表 (屋内)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>重大事故等対処施設</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器水素燃焼装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉下部キャビティ水位</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水サージタンク</td> <td>基準規則第八条対象</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水サージタンク水位</td> <td>基準規則第八条対象</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水ポンプ</td> <td>基準規則第八条対象</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水冷却器</td> <td>基準規則第八条対象</td> </tr> <tr> <td>高压注入流量</td> <td>基準規則第八条対象</td> </tr> <tr> <td>号機間電力融通恒設ケーブル</td> <td></td> </tr> <tr> <td>恒設代替低圧注水ポンプ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>恒設代替低圧注水積算流量</td> <td></td> </tr> <tr> <td>格納容器再循環サンプ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>格納容器再循環サンプスクリーン</td> <td></td> </tr> <tr> <td>主蒸気逃がし弁</td> <td>基準規則第八条対象</td> </tr> <tr> <td>主蒸気圧力</td> <td>基準規則第八条対象</td> </tr> <tr> <td>主蒸気隔離弁</td> <td>基準規則第八条対象</td> </tr> </tbody> </table>	重大事故等対処施設	備考	原子炉格納容器水素燃焼装置		原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置		原子炉下部キャビティ水位		原子炉補機冷却水サージタンク	基準規則第八条対象	原子炉補機冷却水サージタンク水位	基準規則第八条対象	原子炉補機冷却水ポンプ	基準規則第八条対象	原子炉補機冷却水冷却器	基準規則第八条対象	高压注入流量	基準規則第八条対象	号機間電力融通恒設ケーブル		恒設代替低圧注水ポンプ		恒設代替低圧注水積算流量		格納容器再循環サンプ		格納容器再循環サンプスクリーン		主蒸気逃がし弁	基準規則第八条対象	主蒸気圧力	基準規則第八条対象	主蒸気隔離弁	基準規則第八条対象	<p style="text-align: center;">第1表：常設重大事故等対処施設一覧表 (建屋内及び建屋外) (3/32)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>関連条文</th> <th>系統機能</th> <th>主要設備</th> <th>対策<sup>①</sup></th> <th>備考 ※設計基準拡張</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">45</td> <td rowspan="4">高压炉心スプレイ系による原子炉の冷却</td> <td>高压炉心スプレイ系ポンプ</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>高压炉心スプレイ系配管・弁・ストレーナ・スパージヤ [流路]</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>補給水系配管 [流路]</td> <td>②</td> <td>※ 不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>原子炉圧力容器 [注水先]</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">45</td> <td rowspan="2">ほう酸水注入系による濃縮抑制</td> <td>ほう酸水注入系</td> <td>—</td> <td>44条に記載</td> </tr> <tr> <td>主蒸気逃がし安全弁</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">46</td> <td rowspan="3">主蒸気逃がし安全弁</td> <td>主蒸気逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ</td> <td>②</td> <td>※ 不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>主蒸気逃がし安全弁自動減圧機能用アキュムレータ</td> <td>②</td> <td>※ 不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>主蒸気系 配管・クランプチャ [流路]</td> <td>②</td> <td>※ 不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">46</td> <td rowspan="2">原子炉減圧の自動化 ※主蒸気逃がし安全弁 (自動減圧機能) のみ</td> <td>代替自動減圧回路 (代替自動減圧機能)</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>ATWS 検知設備 (自動減圧系作動阻止機能)</td> <td>—</td> <td>44条に記載</td> </tr> <tr> <td>46</td> <td>可搬型代替直流電源設備による主蒸気逃がし安全弁機能回復</td> <td>可搬型代替直流電源設備</td> <td>—</td> <td>47条に記載</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">46</td> <td rowspan="3">高压空費ガス供給系 (非常用) による作動空費確保 ※主蒸気逃がし安全弁 (自動減圧機能) のみ</td> <td>主蒸気逃がし安全弁自動減圧機能用アキュムレータ [流路]</td> <td>②</td> <td>※ 不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>高压空費ガス供給系 配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>主蒸気系配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>46</td> <td>代替高压空費ガス供給系による原子炉減圧 ※主蒸気逃がし安全弁 (自動減圧機能) のみ</td> <td>代替高压空費ガス供給系 配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>46</td> <td>インターフェイスシステム LOCA 隔離弁</td> <td>IPCS 注入隔離弁</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>46</td> <td>ブローアウトパネル</td> <td>原子炉建屋ブローアウトパネル</td> <td>②</td> <td>※ 不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> </tbody> </table>	関連条文	系統機能	主要設備	対策 <sup>①</sup>	備考 ※設計基準拡張	45	高压炉心スプレイ系による原子炉の冷却	高压炉心スプレイ系ポンプ	①	※	高压炉心スプレイ系配管・弁・ストレーナ・スパージヤ [流路]	①	※	補給水系配管 [流路]	②	※ 不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	原子炉圧力容器 [注水先]	—	その他の設備に記載	45	ほう酸水注入系による濃縮抑制	ほう酸水注入系	—	44条に記載	主蒸気逃がし安全弁	①	※	46	主蒸気逃がし安全弁	主蒸気逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ	②	※ 不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	主蒸気逃がし安全弁自動減圧機能用アキュムレータ	②	※ 不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	主蒸気系 配管・クランプチャ [流路]	②	※ 不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	46	原子炉減圧の自動化 ※主蒸気逃がし安全弁 (自動減圧機能) のみ	代替自動減圧回路 (代替自動減圧機能)	①	※	ATWS 検知設備 (自動減圧系作動阻止機能)	—	44条に記載	46	可搬型代替直流電源設備による主蒸気逃がし安全弁機能回復	可搬型代替直流電源設備	—	47条に記載	46	高压空費ガス供給系 (非常用) による作動空費確保 ※主蒸気逃がし安全弁 (自動減圧機能) のみ	主蒸気逃がし安全弁自動減圧機能用アキュムレータ [流路]	②	※ 不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	高压空費ガス供給系 配管・弁 [流路]	①	※	主蒸気系配管・弁 [流路]	①	※	46	代替高压空費ガス供給系による原子炉減圧 ※主蒸気逃がし安全弁 (自動減圧機能) のみ	代替高压空費ガス供給系 配管・弁 [流路]	①	※	46	インターフェイスシステム LOCA 隔離弁	IPCS 注入隔離弁	①	※	46	ブローアウトパネル	原子炉建屋ブローアウトパネル	②	※ 不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	<p style="text-align: center;">第1表：常設重大事故等対処施設一覧表 (建屋内及び建屋外) (4/51)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>関連条文</th> <th>系統機能</th> <th>主要設備</th> <th>対策<sup>①</sup></th> <th>備考 ※設計基準拡張</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">44</td> <td rowspan="10">ほう酸水注入 (燃料取扱用水ビッド→充てんライン)</td> <td>燃料取扱用水ビッド [水源]</td> <td>—</td> <td>56条に記載</td> </tr> <tr> <td>充てんポンプ</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>再生熱交換器 [流路]</td> <td>②</td> <td>※ 不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>非常用炉心冷却設備 配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>化学体積制御設備 配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却設備 (原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却水サージタンク、原子炉補機冷却水冷却器並びに原子炉補機冷却水設備 配管・弁 [流路] 及び原子炉補機冷却海水設備 配管・弁・ストレーナ [流路])</td> <td>—</td> <td>48条に記載</td> </tr> <tr> <td>1次冷却設備 [流路] (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管)</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td>原子炉容器 [注水先]</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">第1表：常設重大事故等対処施設一覧表 (建屋内及び建屋外) (5/51)</td> </tr> <tr> <td rowspan="15">45</td> <td rowspan="15">1次冷却系のフィードアンドブリード (高压注入ポンプ)</td> <td>高压注入ポンプ</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>加圧器逃がし弁</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>燃料取扱用水ビッド [水源]</td> <td>—</td> <td>56条に記載</td> </tr> <tr> <td>蓄圧タンク</td> <td>②</td> <td>※ 不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>蓄圧タンク出口弁</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>余熱除去ポンプ</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>余熱除去冷却器</td> <td>②</td> <td>※ 不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>格納容器再循環サンプ</td> <td>②</td> <td>※ 不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>格納容器再循環サンプスクリーン</td> <td>②</td> <td>※ 不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>ほう酸注入タンク [流路]</td> <td>②</td> <td>※ 不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>非常用炉心冷却設備 配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>高压注入系 配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>余熱除去設備 配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却設備 (原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却海水ポンプ、原子炉補機冷却水サージタンク、原子炉補機冷却水冷却器並びに原子炉補機冷却水設備 配管・弁 [流路] 及び原子炉補機冷却海水設備 配管・弁・ストレーナ [流路])</td> <td>—</td> <td>48条に記載</td> </tr> <tr> <td>1次冷却設備 [流路] (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管)</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td>原子炉容器 [注水先]</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> </tbody> </table>	関連条文	系統機能	主要設備	対策 <sup>①</sup>	備考 ※設計基準拡張	44	ほう酸水注入 (燃料取扱用水ビッド→充てんライン)	燃料取扱用水ビッド [水源]	—	56条に記載	充てんポンプ	①	※	再生熱交換器 [流路]	②	※ 不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	非常用炉心冷却設備 配管・弁 [流路]	①	※	化学体積制御設備 配管・弁 [流路]	①	※	原子炉補機冷却設備 (原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却水サージタンク、原子炉補機冷却水冷却器並びに原子炉補機冷却水設備 配管・弁 [流路] 及び原子炉補機冷却海水設備 配管・弁・ストレーナ [流路])	—	48条に記載	1次冷却設備 [流路] (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管)	—	その他の設備に記載	原子炉容器 [注水先]	—	その他の設備に記載	第1表：常設重大事故等対処施設一覧表 (建屋内及び建屋外) (5/51)					45	1次冷却系のフィードアンドブリード (高压注入ポンプ)	高压注入ポンプ	①	※	加圧器逃がし弁	①	※	燃料取扱用水ビッド [水源]	—	56条に記載	蓄圧タンク	②	※ 不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	蓄圧タンク出口弁	①	※	余熱除去ポンプ	①	※	余熱除去冷却器	②	※ 不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	格納容器再循環サンプ	②	※ 不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	格納容器再循環サンプスクリーン	②	※ 不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	ほう酸注入タンク [流路]	②	※ 不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	非常用炉心冷却設備 配管・弁 [流路]	①	※	高压注入系 配管・弁 [流路]	①	※	余熱除去設備 配管・弁 [流路]	①	※	原子炉補機冷却設備 (原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却海水ポンプ、原子炉補機冷却水サージタンク、原子炉補機冷却水冷却器並びに原子炉補機冷却水設備 配管・弁 [流路] 及び原子炉補機冷却海水設備 配管・弁・ストレーナ [流路])	—	48条に記載	1次冷却設備 [流路] (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管)	—	その他の設備に記載	原子炉容器 [注水先]	—	その他の設備に記載	<p>【女川・大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> <li>炉型による設備構成及び設計の相違</li> </ul>
重大事故等対処施設	備考																																																																																																																																																																																																							
原子炉格納容器水素燃焼装置																																																																																																																																																																																																								
原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置																																																																																																																																																																																																								
原子炉下部キャビティ水位																																																																																																																																																																																																								
原子炉補機冷却水サージタンク	基準規則第八条対象																																																																																																																																																																																																							
原子炉補機冷却水サージタンク水位	基準規則第八条対象																																																																																																																																																																																																							
原子炉補機冷却水ポンプ	基準規則第八条対象																																																																																																																																																																																																							
原子炉補機冷却水冷却器	基準規則第八条対象																																																																																																																																																																																																							
高压注入流量	基準規則第八条対象																																																																																																																																																																																																							
号機間電力融通恒設ケーブル																																																																																																																																																																																																								
恒設代替低圧注水ポンプ																																																																																																																																																																																																								
恒設代替低圧注水積算流量																																																																																																																																																																																																								
格納容器再循環サンプ																																																																																																																																																																																																								
格納容器再循環サンプスクリーン																																																																																																																																																																																																								
主蒸気逃がし弁	基準規則第八条対象																																																																																																																																																																																																							
主蒸気圧力	基準規則第八条対象																																																																																																																																																																																																							
主蒸気隔離弁	基準規則第八条対象																																																																																																																																																																																																							
関連条文	系統機能	主要設備	対策 <sup>①</sup>	備考 ※設計基準拡張																																																																																																																																																																																																				
45	高压炉心スプレイ系による原子炉の冷却	高压炉心スプレイ系ポンプ	①	※																																																																																																																																																																																																				
		高压炉心スプレイ系配管・弁・ストレーナ・スパージヤ [流路]	①	※																																																																																																																																																																																																				
		補給水系配管 [流路]	②	※ 不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																																																																																																																																																				
		原子炉圧力容器 [注水先]	—	その他の設備に記載																																																																																																																																																																																																				
45	ほう酸水注入系による濃縮抑制	ほう酸水注入系	—	44条に記載																																																																																																																																																																																																				
		主蒸気逃がし安全弁	①	※																																																																																																																																																																																																				
46	主蒸気逃がし安全弁	主蒸気逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ	②	※ 不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																																																																																																																																																				
		主蒸気逃がし安全弁自動減圧機能用アキュムレータ	②	※ 不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																																																																																																																																																				
		主蒸気系 配管・クランプチャ [流路]	②	※ 不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																																																																																																																																																				
46	原子炉減圧の自動化 ※主蒸気逃がし安全弁 (自動減圧機能) のみ	代替自動減圧回路 (代替自動減圧機能)	①	※																																																																																																																																																																																																				
		ATWS 検知設備 (自動減圧系作動阻止機能)	—	44条に記載																																																																																																																																																																																																				
46	可搬型代替直流電源設備による主蒸気逃がし安全弁機能回復	可搬型代替直流電源設備	—	47条に記載																																																																																																																																																																																																				
46	高压空費ガス供給系 (非常用) による作動空費確保 ※主蒸気逃がし安全弁 (自動減圧機能) のみ	主蒸気逃がし安全弁自動減圧機能用アキュムレータ [流路]	②	※ 不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																																																																																																																																																				
		高压空費ガス供給系 配管・弁 [流路]	①	※																																																																																																																																																																																																				
		主蒸気系配管・弁 [流路]	①	※																																																																																																																																																																																																				
46	代替高压空費ガス供給系による原子炉減圧 ※主蒸気逃がし安全弁 (自動減圧機能) のみ	代替高压空費ガス供給系 配管・弁 [流路]	①	※																																																																																																																																																																																																				
46	インターフェイスシステム LOCA 隔離弁	IPCS 注入隔離弁	①	※																																																																																																																																																																																																				
46	ブローアウトパネル	原子炉建屋ブローアウトパネル	②	※ 不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																																																																																																																																																				
関連条文	系統機能	主要設備	対策 <sup>①</sup>	備考 ※設計基準拡張																																																																																																																																																																																																				
44	ほう酸水注入 (燃料取扱用水ビッド→充てんライン)	燃料取扱用水ビッド [水源]	—	56条に記載																																																																																																																																																																																																				
		充てんポンプ	①	※																																																																																																																																																																																																				
		再生熱交換器 [流路]	②	※ 不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																																																																																																																																																				
		非常用炉心冷却設備 配管・弁 [流路]	①	※																																																																																																																																																																																																				
		化学体積制御設備 配管・弁 [流路]	①	※																																																																																																																																																																																																				
		原子炉補機冷却設備 (原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却水サージタンク、原子炉補機冷却水冷却器並びに原子炉補機冷却水設備 配管・弁 [流路] 及び原子炉補機冷却海水設備 配管・弁・ストレーナ [流路])	—	48条に記載																																																																																																																																																																																																				
		1次冷却設備 [流路] (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管)	—	その他の設備に記載																																																																																																																																																																																																				
		原子炉容器 [注水先]	—	その他の設備に記載																																																																																																																																																																																																				
		第1表：常設重大事故等対処施設一覧表 (建屋内及び建屋外) (5/51)																																																																																																																																																																																																						
		45	1次冷却系のフィードアンドブリード (高压注入ポンプ)	高压注入ポンプ	①	※																																																																																																																																																																																																		
加圧器逃がし弁	①			※																																																																																																																																																																																																				
燃料取扱用水ビッド [水源]	—			56条に記載																																																																																																																																																																																																				
蓄圧タンク	②			※ 不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																																																																																																																																																				
蓄圧タンク出口弁	①			※																																																																																																																																																																																																				
余熱除去ポンプ	①			※																																																																																																																																																																																																				
余熱除去冷却器	②			※ 不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																																																																																																																																																				
格納容器再循環サンプ	②			※ 不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																																																																																																																																																				
格納容器再循環サンプスクリーン	②			※ 不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																																																																																																																																																				
ほう酸注入タンク [流路]	②			※ 不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																																																																																																																																																				
非常用炉心冷却設備 配管・弁 [流路]	①			※																																																																																																																																																																																																				
高压注入系 配管・弁 [流路]	①			※																																																																																																																																																																																																				
余熱除去設備 配管・弁 [流路]	①			※																																																																																																																																																																																																				
原子炉補機冷却設備 (原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却海水ポンプ、原子炉補機冷却水サージタンク、原子炉補機冷却水冷却器並びに原子炉補機冷却水設備 配管・弁 [流路] 及び原子炉補機冷却海水設備 配管・弁・ストレーナ [流路])	—			48条に記載																																																																																																																																																																																																				
1次冷却設備 [流路] (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管)	—			その他の設備に記載																																																																																																																																																																																																				
原子炉容器 [注水先]	—	その他の設備に記載																																																																																																																																																																																																						

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																									
<p style="text-align: center;">大飯発電所3/4号炉 重大事故等対処施設一覧表 (屋内)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">重大事故等対処施設</th> <th style="width: 30%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出力領域中性子束</td> <td>基準規則第八条対象</td> </tr> <tr> <td>中間領域中性子束</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中性子源領域中性子束</td> <td>基準規則第八条対象</td> </tr> <tr> <td>蒸気発生器</td> <td></td> </tr> <tr> <td>蒸気発生器水位 (広域)</td> <td>基準規則第八条対象</td> </tr> <tr> <td>蒸気発生器水位 (狭域)</td> <td>基準規則第八条対象</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピット温度 (AM用)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピットエリア監視カメラ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピット水位 (AM用)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>静的触媒式水素再結合装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td>静的触媒式水素再結合装置温度監視装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td>タービン動補助給水ポンプ</td> <td>基準規則第八条対象</td> </tr> <tr> <td>代替所内電気設備分電盤</td> <td></td> </tr> <tr> <td>蓄圧タンク</td> <td></td> </tr> <tr> <td>蓄圧タンク出口弁</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中央制御室空調ファン</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中央制御室空調ユニット</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	重大事故等対処施設	備考	出力領域中性子束	基準規則第八条対象	中間領域中性子束		中性子源領域中性子束	基準規則第八条対象	蒸気発生器		蒸気発生器水位 (広域)	基準規則第八条対象	蒸気発生器水位 (狭域)	基準規則第八条対象	使用済燃料ピット温度 (AM用)		使用済燃料ピットエリア監視カメラ		使用済燃料ピット水位 (AM用)		静的触媒式水素再結合装置		静的触媒式水素再結合装置温度監視装置		タービン動補助給水ポンプ	基準規則第八条対象	代替所内電気設備分電盤		蓄圧タンク		蓄圧タンク出口弁		中央制御室空調ファン		中央制御室空調ユニット		<p style="text-align: center;">第1表：常設重大事故等対処施設一覧表 (建屋内及び建屋外) (4/32)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">関連条文</th> <th style="width: 15%;">系統機能</th> <th style="width: 30%;">主要設備</th> <th style="width: 10%;">対策①</th> <th style="width: 40%;">備考 ※設計基準仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">47</td> <td rowspan="6">低圧代替注水系 (常設) (復水緊急ポンプ) による原子炉の冷却</td> <td>復水移送ポンプ</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>補給水系 配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高圧炉心スプレイヤ配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料プール補給水系 [流路]</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。</td> </tr> <tr> <td>残留熱除去系配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉圧力容器 [注水先]</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">47</td> <td rowspan="6">低圧代替注水系 (常設) (直流駆動低圧注水系ポンプ) による原子炉の冷却</td> <td>復水貯蔵タンク [水源]</td> <td>—</td> <td>58条に記載</td> </tr> <tr> <td>直流駆動低圧注水系ポンプ</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>補給水系配管 [流路]</td> <td>②</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高圧炉心スプレイヤ配管・弁・スルージャ [流路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料プール補給水系 [流路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉圧力容器 [注水先]</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">47</td> <td rowspan="6">低圧代替注水系 (可変型) による原子炉の冷却</td> <td>復水貯蔵タンク [水源]</td> <td>—</td> <td>58条に記載</td> </tr> <tr> <td>補給水系 配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>残留熱除去系 配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉圧力容器 [注水先]</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td>洗水貯水槽 (No.1) [水源]</td> <td>—</td> <td>58条に記載</td> </tr> <tr> <td>洗水貯水槽 (No.2) [水源]</td> <td>—</td> <td>58条に記載</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">47</td> <td rowspan="4">残留熱除去系 (低圧注水モード) による低圧注水</td> <td>残留熱除去系ポンプ</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>残留熱除去系熱交換器・配管・弁・ストレーナ [流路]</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>原子炉圧力容器 [注水先]</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td>サブプレッションタンク [水源]</td> <td>—</td> <td>58条に記載</td> </tr> </tbody> </table>	関連条文	系統機能	主要設備	対策①	備考 ※設計基準仕様	47	低圧代替注水系 (常設) (復水緊急ポンプ) による原子炉の冷却	復水移送ポンプ	①		補給水系 配管・弁 [流路]	①		高圧炉心スプレイヤ配管・弁 [流路]	①		燃料プール補給水系 [流路]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。	残留熱除去系配管・弁 [流路]	①		原子炉圧力容器 [注水先]	—	その他の設備に記載	47	低圧代替注水系 (常設) (直流駆動低圧注水系ポンプ) による原子炉の冷却	復水貯蔵タンク [水源]	—	58条に記載	直流駆動低圧注水系ポンプ	①		補給水系配管 [流路]	②		高圧炉心スプレイヤ配管・弁・スルージャ [流路]	①		燃料プール補給水系 [流路]	①		原子炉圧力容器 [注水先]	—	その他の設備に記載	47	低圧代替注水系 (可変型) による原子炉の冷却	復水貯蔵タンク [水源]	—	58条に記載	補給水系 配管・弁 [流路]	①		残留熱除去系 配管・弁 [流路]	①		原子炉圧力容器 [注水先]	—	その他の設備に記載	洗水貯水槽 (No.1) [水源]	—	58条に記載	洗水貯水槽 (No.2) [水源]	—	58条に記載	47	残留熱除去系 (低圧注水モード) による低圧注水	残留熱除去系ポンプ	①	※	残留熱除去系熱交換器・配管・弁・ストレーナ [流路]	①	※	原子炉圧力容器 [注水先]	—	その他の設備に記載	サブプレッションタンク [水源]	—	58条に記載	<p style="text-align: center;">第1表：常設重大事故等対処施設一覧表 (建屋内及び建屋外) (6/51)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">関連条文</th> <th style="width: 15%;">系統機能</th> <th style="width: 30%;">主要設備</th> <th style="width: 10%;">対策①</th> <th style="width: 40%;">備考 ※設計基準仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">45</td> <td rowspan="10">蒸気発生器2次側からの除熱 (タービン動補助給水ポンプの機能回復)</td> <td>タービン動補助給水ポンプ</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>主蒸気蒸気しきり</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>補助給水ピット [水源]</td> <td>—</td> <td>56条に記載</td> </tr> <tr> <td>蒸気発生器 [注水先]</td> <td>②</td> <td>※ 不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。</td> </tr> <tr> <td>タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>主蒸気管 [流路]</td> <td>②</td> <td>※ 不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。</td> </tr> <tr> <td>補助給水設備 配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>上部気設備 配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>電動補助給水ポンプ</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>主蒸気蒸気しきり</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">45</td> <td rowspan="10">蒸気発生器2次側からの除熱 (電動補助給水ポンプの機能回復)</td> <td>補助給水ピット [水源]</td> <td>—</td> <td>56条に記載</td> </tr> <tr> <td>蒸気発生器 [注水先]</td> <td>②</td> <td>※ 不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。</td> </tr> <tr> <td>主蒸気管 [流路]</td> <td>②</td> <td>※ 不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。</td> </tr> <tr> <td>補助給水設備 配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>上部気設備 配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>加圧器水位</td> <td>—</td> <td>58条に記載</td> </tr> <tr> <td>蒸気発生器水位 (広域)</td> <td>—</td> <td>58条に記載</td> </tr> <tr> <td>蒸気発生器水位 (狭域)</td> <td>—</td> <td>58条に記載</td> </tr> <tr> <td>補助給水設備</td> <td>—</td> <td>58条に記載</td> </tr> <tr> <td>補助給水ピット水位</td> <td>—</td> <td>58条に記載</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">監視及び制御に用いる設備</td> <td rowspan="5"></td> <td>加圧器水位</td> <td>—</td> <td>58条に記載</td> </tr> <tr> <td>蒸気発生器水位 (広域)</td> <td>—</td> <td>58条に記載</td> </tr> <tr> <td>蒸気発生器水位 (狭域)</td> <td>—</td> <td>58条に記載</td> </tr> <tr> <td>補助給水設備</td> <td>—</td> <td>58条に記載</td> </tr> <tr> <td>補助給水ピット水位</td> <td>—</td> <td>58条に記載</td> </tr> </tbody> </table>	関連条文	系統機能	主要設備	対策①	備考 ※設計基準仕様	45	蒸気発生器2次側からの除熱 (タービン動補助給水ポンプの機能回復)	タービン動補助給水ポンプ	①	※	主蒸気蒸気しきり	①	※	補助給水ピット [水源]	—	56条に記載	蒸気発生器 [注水先]	②	※ 不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。	タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁	①	※	主蒸気管 [流路]	②	※ 不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。	補助給水設備 配管・弁 [流路]	①	※	上部気設備 配管・弁 [流路]	①	※	電動補助給水ポンプ	①	※	主蒸気蒸気しきり	①	※	45	蒸気発生器2次側からの除熱 (電動補助給水ポンプの機能回復)	補助給水ピット [水源]	—	56条に記載	蒸気発生器 [注水先]	②	※ 不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。	主蒸気管 [流路]	②	※ 不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。	補助給水設備 配管・弁 [流路]	①	※	上部気設備 配管・弁 [流路]	①	※	加圧器水位	—	58条に記載	蒸気発生器水位 (広域)	—	58条に記載	蒸気発生器水位 (狭域)	—	58条に記載	補助給水設備	—	58条に記載	補助給水ピット水位	—	58条に記載	監視及び制御に用いる設備		加圧器水位	—	58条に記載	蒸気発生器水位 (広域)	—	58条に記載	蒸気発生器水位 (狭域)	—	58条に記載	補助給水設備	—	58条に記載	補助給水ピット水位	—	58条に記載	<p>【女川・大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> <li>炉型による設備構成及び設計の相違</li> </ul>
重大事故等対処施設	備考																																																																																																																																																																																																											
出力領域中性子束	基準規則第八条対象																																																																																																																																																																																																											
中間領域中性子束																																																																																																																																																																																																												
中性子源領域中性子束	基準規則第八条対象																																																																																																																																																																																																											
蒸気発生器																																																																																																																																																																																																												
蒸気発生器水位 (広域)	基準規則第八条対象																																																																																																																																																																																																											
蒸気発生器水位 (狭域)	基準規則第八条対象																																																																																																																																																																																																											
使用済燃料ピット温度 (AM用)																																																																																																																																																																																																												
使用済燃料ピットエリア監視カメラ																																																																																																																																																																																																												
使用済燃料ピット水位 (AM用)																																																																																																																																																																																																												
静的触媒式水素再結合装置																																																																																																																																																																																																												
静的触媒式水素再結合装置温度監視装置																																																																																																																																																																																																												
タービン動補助給水ポンプ	基準規則第八条対象																																																																																																																																																																																																											
代替所内電気設備分電盤																																																																																																																																																																																																												
蓄圧タンク																																																																																																																																																																																																												
蓄圧タンク出口弁																																																																																																																																																																																																												
中央制御室空調ファン																																																																																																																																																																																																												
中央制御室空調ユニット																																																																																																																																																																																																												
関連条文	系統機能	主要設備	対策①	備考 ※設計基準仕様																																																																																																																																																																																																								
47	低圧代替注水系 (常設) (復水緊急ポンプ) による原子炉の冷却	復水移送ポンプ	①																																																																																																																																																																																																									
		補給水系 配管・弁 [流路]	①																																																																																																																																																																																																									
		高圧炉心スプレイヤ配管・弁 [流路]	①																																																																																																																																																																																																									
		燃料プール補給水系 [流路]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。																																																																																																																																																																																																								
		残留熱除去系配管・弁 [流路]	①																																																																																																																																																																																																									
		原子炉圧力容器 [注水先]	—	その他の設備に記載																																																																																																																																																																																																								
47	低圧代替注水系 (常設) (直流駆動低圧注水系ポンプ) による原子炉の冷却	復水貯蔵タンク [水源]	—	58条に記載																																																																																																																																																																																																								
		直流駆動低圧注水系ポンプ	①																																																																																																																																																																																																									
		補給水系配管 [流路]	②																																																																																																																																																																																																									
		高圧炉心スプレイヤ配管・弁・スルージャ [流路]	①																																																																																																																																																																																																									
		燃料プール補給水系 [流路]	①																																																																																																																																																																																																									
		原子炉圧力容器 [注水先]	—	その他の設備に記載																																																																																																																																																																																																								
47	低圧代替注水系 (可変型) による原子炉の冷却	復水貯蔵タンク [水源]	—	58条に記載																																																																																																																																																																																																								
		補給水系 配管・弁 [流路]	①																																																																																																																																																																																																									
		残留熱除去系 配管・弁 [流路]	①																																																																																																																																																																																																									
		原子炉圧力容器 [注水先]	—	その他の設備に記載																																																																																																																																																																																																								
		洗水貯水槽 (No.1) [水源]	—	58条に記載																																																																																																																																																																																																								
		洗水貯水槽 (No.2) [水源]	—	58条に記載																																																																																																																																																																																																								
47	残留熱除去系 (低圧注水モード) による低圧注水	残留熱除去系ポンプ	①	※																																																																																																																																																																																																								
		残留熱除去系熱交換器・配管・弁・ストレーナ [流路]	①	※																																																																																																																																																																																																								
		原子炉圧力容器 [注水先]	—	その他の設備に記載																																																																																																																																																																																																								
		サブプレッションタンク [水源]	—	58条に記載																																																																																																																																																																																																								
関連条文	系統機能	主要設備	対策①	備考 ※設計基準仕様																																																																																																																																																																																																								
45	蒸気発生器2次側からの除熱 (タービン動補助給水ポンプの機能回復)	タービン動補助給水ポンプ	①	※																																																																																																																																																																																																								
		主蒸気蒸気しきり	①	※																																																																																																																																																																																																								
		補助給水ピット [水源]	—	56条に記載																																																																																																																																																																																																								
		蒸気発生器 [注水先]	②	※ 不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。																																																																																																																																																																																																								
		タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁	①	※																																																																																																																																																																																																								
		主蒸気管 [流路]	②	※ 不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。																																																																																																																																																																																																								
		補助給水設備 配管・弁 [流路]	①	※																																																																																																																																																																																																								
		上部気設備 配管・弁 [流路]	①	※																																																																																																																																																																																																								
		電動補助給水ポンプ	①	※																																																																																																																																																																																																								
		主蒸気蒸気しきり	①	※																																																																																																																																																																																																								
45	蒸気発生器2次側からの除熱 (電動補助給水ポンプの機能回復)	補助給水ピット [水源]	—	56条に記載																																																																																																																																																																																																								
		蒸気発生器 [注水先]	②	※ 不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。																																																																																																																																																																																																								
		主蒸気管 [流路]	②	※ 不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。																																																																																																																																																																																																								
		補助給水設備 配管・弁 [流路]	①	※																																																																																																																																																																																																								
		上部気設備 配管・弁 [流路]	①	※																																																																																																																																																																																																								
		加圧器水位	—	58条に記載																																																																																																																																																																																																								
		蒸気発生器水位 (広域)	—	58条に記載																																																																																																																																																																																																								
		蒸気発生器水位 (狭域)	—	58条に記載																																																																																																																																																																																																								
		補助給水設備	—	58条に記載																																																																																																																																																																																																								
		補助給水ピット水位	—	58条に記載																																																																																																																																																																																																								
監視及び制御に用いる設備		加圧器水位	—	58条に記載																																																																																																																																																																																																								
		蒸気発生器水位 (広域)	—	58条に記載																																																																																																																																																																																																								
		蒸気発生器水位 (狭域)	—	58条に記載																																																																																																																																																																																																								
		補助給水設備	—	58条に記載																																																																																																																																																																																																								
		補助給水ピット水位	—	58条に記載																																																																																																																																																																																																								

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																						
<p style="text-align: center;">大阪発電所3/4号炉 重大事故等対処施設一覧表 (屋内)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">重大事故等対処施設</th> <th style="width: 30%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電動補助給水ポンプ</td> <td>基準規則第八条対象</td> </tr> <tr> <td>統合原子力防災ネットワークに接続する</td> <td></td> </tr> <tr> <td>通信連絡設備</td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料取替用水ピット</td> <td>基準規則第八条対象</td> </tr> <tr> <td>燃料取替用水ピット水位</td> <td>基準規則第八条対象</td> </tr> <tr> <td>ほう酸タンク</td> <td>基準規則第八条対象</td> </tr> <tr> <td>ほう酸タンク水位</td> <td>基準規則第八条対象</td> </tr> <tr> <td>ほう酸ポンプ</td> <td>基準規則第八条対象</td> </tr> <tr> <td>ほう酸フィルタ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>蒸気発生器補助給水流量</td> <td>基準規則第八条対象</td> </tr> <tr> <td>余熱除去流量</td> <td>基準規則第八条対象</td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機</td> <td>基準規則第八条対象</td> </tr> <tr> <td>原子炉水位</td> <td></td> </tr> <tr> <td>余熱除去ポンプ入口弁</td> <td>基準規則第八条対象</td> </tr> <tr> <td>中央制御室循環ファン</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中央制御室非常用循環ファン</td> <td>基準規則第八条対象</td> </tr> <tr> <td>中央制御室非常用循環フィルタユニット</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	重大事故等対処施設	備考	電動補助給水ポンプ	基準規則第八条対象	統合原子力防災ネットワークに接続する		通信連絡設備		燃料取替用水ピット	基準規則第八条対象	燃料取替用水ピット水位	基準規則第八条対象	ほう酸タンク	基準規則第八条対象	ほう酸タンク水位	基準規則第八条対象	ほう酸ポンプ	基準規則第八条対象	ほう酸フィルタ		蒸気発生器補助給水流量	基準規則第八条対象	余熱除去流量	基準規則第八条対象	ディーゼル発電機	基準規則第八条対象	原子炉水位		余熱除去ポンプ入口弁	基準規則第八条対象	中央制御室循環ファン		中央制御室非常用循環ファン	基準規則第八条対象	中央制御室非常用循環フィルタユニット		<p style="text-align: center;">第1表：常設重大事故等対処施設一覧表 (建屋内及び建屋外) (5/32)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>関連条文</th> <th>系統機能</th> <th>主要設備</th> <th>対策<sup>①)</sup></th> <th>備考 ※設計基準記載</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">47</td> <td rowspan="4">残留熱除去系 (原子炉停止時冷却モード) による原子炉停止時冷却</td> <td>残留熱除去系ポンプ</td> <td>①</td> <td>②</td> </tr> <tr> <td>残留熱除去系 配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td>②</td> </tr> <tr> <td>原子炉再循環系 配管・弁・ジェットポンプ [流路]</td> <td>①</td> <td>②</td> </tr> <tr> <td>残留熱除去系 熱交換器</td> <td>②</td> <td>② 不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">47</td> <td rowspan="4">低圧炉心スプレイ系による低圧注水</td> <td>低圧炉心スプレイ系ポンプ</td> <td>①</td> <td>②</td> </tr> <tr> <td>低圧炉心スプレイ系 配管・弁・ストレーナ・スローージャ [流路]</td> <td>①</td> <td>②</td> </tr> <tr> <td>原子炉圧力容器 [注水先]</td> <td>—</td> <td>② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿</td> </tr> <tr> <td>サプレッションチェンバ [水頭]</td> <td>—</td> <td>② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">47</td> <td rowspan="4">原子炉補機冷却水系による除熱排水源は指を使用</td> <td>原子炉補機冷却水系 配管・弁・サージタンク [流路]</td> <td>—</td> <td>② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿</td> </tr> <tr> <td>残留熱除去系熱交換器 [流路]</td> <td>—</td> <td>② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿</td> </tr> <tr> <td>貯留罐</td> <td>—</td> <td>② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿</td> </tr> <tr> <td>取水口</td> <td>—</td> <td>② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">47</td> <td rowspan="4">原子炉補機冷却水系 (原子炉補機冷却水系を含む。) ※水頭は指を使用</td> <td>取水部</td> <td>—</td> <td>② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿</td> </tr> <tr> <td>取水部</td> <td>—</td> <td>② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿</td> </tr> <tr> <td>取水部</td> <td>—</td> <td>② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿</td> </tr> <tr> <td>取水部</td> <td>—</td> <td>② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">47</td> <td rowspan="4">非常用取水設備</td> <td>取水部</td> <td>—</td> <td>② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿</td> </tr> <tr> <td>取水口</td> <td>—</td> <td>② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿</td> </tr> <tr> <td>取水部</td> <td>—</td> <td>② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿</td> </tr> <tr> <td>取水部</td> <td>—</td> <td>② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿</td> </tr> </tbody> </table>	関連条文	系統機能	主要設備	対策 <sup>①)</sup>	備考 ※設計基準記載	47	残留熱除去系 (原子炉停止時冷却モード) による原子炉停止時冷却	残留熱除去系ポンプ	①	②	残留熱除去系 配管・弁 [流路]	①	②	原子炉再循環系 配管・弁・ジェットポンプ [流路]	①	②	残留熱除去系 熱交換器	②	② 不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	47	低圧炉心スプレイ系による低圧注水	低圧炉心スプレイ系ポンプ	①	②	低圧炉心スプレイ系 配管・弁・ストレーナ・スローージャ [流路]	①	②	原子炉圧力容器 [注水先]	—	② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿	サプレッションチェンバ [水頭]	—	② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿	47	原子炉補機冷却水系による除熱排水源は指を使用	原子炉補機冷却水系 配管・弁・サージタンク [流路]	—	② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿	残留熱除去系熱交換器 [流路]	—	② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿	貯留罐	—	② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿	取水口	—	② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿	47	原子炉補機冷却水系 (原子炉補機冷却水系を含む。) ※水頭は指を使用	取水部	—	② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿	取水部	—	② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿	取水部	—	② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿	取水部	—	② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿	47	非常用取水設備	取水部	—	② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿	取水口	—	② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿	取水部	—	② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿	取水部	—	② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿	<p style="text-align: center;">第1表：常設重大事故等対処施設一覧表 (建屋内及び建屋外) (7/51)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>関連条文</th> <th>系統機能</th> <th>主要設備</th> <th>対策<sup>①)</sup></th> <th>備考 ※設計基準記載</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="14">46</td> <td rowspan="14">1次冷却系のフィードアンドブリード (高圧注入ポンプ)</td> <td>高圧注入ポンプ</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>加圧器遮り弁</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料取替用水ピット [水源]</td> <td>—</td> <td>56条に記載</td> </tr> <tr> <td>蓄圧タンク</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>蓄圧タンク出口弁</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>余熱除去ポンプ</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>余熱除去冷却器</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>格納容器再循環サンプ</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>格納容器再循環サンプスクリーン</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>ほう酸注入タンク [流路]</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>非常用炉心冷却設備 配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高圧注入系 配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>余熱除去設備 配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却設備 (原子炉補機冷却海水ポンプ、原子炉補機冷却水+ ジェット、原子炉補機冷却水冷却器並びに原子炉補機冷却水設備 配管・弁 [流路] 及び原子炉補機冷却海水設備 配管・弁・ストレーナ [流路])</td> <td>—</td> <td>48条に記載</td> </tr> <tr> <td>1次冷却設備 [流路] (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管)</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td>原子炉容器 [注水先]</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> </tbody> </table>	関連条文	系統機能	主要設備	対策 <sup>①)</sup>	備考 ※設計基準記載	46	1次冷却系のフィードアンドブリード (高圧注入ポンプ)	高圧注入ポンプ	①		加圧器遮り弁	①		燃料取替用水ピット [水源]	—	56条に記載	蓄圧タンク	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	蓄圧タンク出口弁	①		余熱除去ポンプ	①		余熱除去冷却器	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	格納容器再循環サンプ	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	格納容器再循環サンプスクリーン	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	ほう酸注入タンク [流路]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	非常用炉心冷却設備 配管・弁 [流路]	①		高圧注入系 配管・弁 [流路]	①		余熱除去設備 配管・弁 [流路]	①		原子炉補機冷却設備 (原子炉補機冷却海水ポンプ、原子炉補機冷却水+ ジェット、原子炉補機冷却水冷却器並びに原子炉補機冷却水設備 配管・弁 [流路] 及び原子炉補機冷却海水設備 配管・弁・ストレーナ [流路])	—	48条に記載	1次冷却設備 [流路] (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管)	—	その他の設備に記載	原子炉容器 [注水先]	—	その他の設備に記載	<p>【女川・大阪】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> <li>炉型による設備構成及び設計の相違</li> </ul>
重大事故等対処施設	備考																																																																																																																																																																								
電動補助給水ポンプ	基準規則第八条対象																																																																																																																																																																								
統合原子力防災ネットワークに接続する																																																																																																																																																																									
通信連絡設備																																																																																																																																																																									
燃料取替用水ピット	基準規則第八条対象																																																																																																																																																																								
燃料取替用水ピット水位	基準規則第八条対象																																																																																																																																																																								
ほう酸タンク	基準規則第八条対象																																																																																																																																																																								
ほう酸タンク水位	基準規則第八条対象																																																																																																																																																																								
ほう酸ポンプ	基準規則第八条対象																																																																																																																																																																								
ほう酸フィルタ																																																																																																																																																																									
蒸気発生器補助給水流量	基準規則第八条対象																																																																																																																																																																								
余熱除去流量	基準規則第八条対象																																																																																																																																																																								
ディーゼル発電機	基準規則第八条対象																																																																																																																																																																								
原子炉水位																																																																																																																																																																									
余熱除去ポンプ入口弁	基準規則第八条対象																																																																																																																																																																								
中央制御室循環ファン																																																																																																																																																																									
中央制御室非常用循環ファン	基準規則第八条対象																																																																																																																																																																								
中央制御室非常用循環フィルタユニット																																																																																																																																																																									
関連条文	系統機能	主要設備	対策 <sup>①)</sup>	備考 ※設計基準記載																																																																																																																																																																					
47	残留熱除去系 (原子炉停止時冷却モード) による原子炉停止時冷却	残留熱除去系ポンプ	①	②																																																																																																																																																																					
		残留熱除去系 配管・弁 [流路]	①	②																																																																																																																																																																					
		原子炉再循環系 配管・弁・ジェットポンプ [流路]	①	②																																																																																																																																																																					
		残留熱除去系 熱交換器	②	② 不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																																																																																																																					
47	低圧炉心スプレイ系による低圧注水	低圧炉心スプレイ系ポンプ	①	②																																																																																																																																																																					
		低圧炉心スプレイ系 配管・弁・ストレーナ・スローージャ [流路]	①	②																																																																																																																																																																					
		原子炉圧力容器 [注水先]	—	② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿																																																																																																																																																																					
		サプレッションチェンバ [水頭]	—	② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿																																																																																																																																																																					
47	原子炉補機冷却水系による除熱排水源は指を使用	原子炉補機冷却水系 配管・弁・サージタンク [流路]	—	② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿																																																																																																																																																																					
		残留熱除去系熱交換器 [流路]	—	② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿																																																																																																																																																																					
		貯留罐	—	② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿																																																																																																																																																																					
		取水口	—	② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿																																																																																																																																																																					
47	原子炉補機冷却水系 (原子炉補機冷却水系を含む。) ※水頭は指を使用	取水部	—	② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿																																																																																																																																																																					
		取水部	—	② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿																																																																																																																																																																					
		取水部	—	② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿																																																																																																																																																																					
		取水部	—	② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿																																																																																																																																																																					
47	非常用取水設備	取水部	—	② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿																																																																																																																																																																					
		取水口	—	② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿																																																																																																																																																																					
		取水部	—	② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿																																																																																																																																																																					
		取水部	—	② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿																																																																																																																																																																					
関連条文	系統機能	主要設備	対策 <sup>①)</sup>	備考 ※設計基準記載																																																																																																																																																																					
46	1次冷却系のフィードアンドブリード (高圧注入ポンプ)	高圧注入ポンプ	①																																																																																																																																																																						
		加圧器遮り弁	①																																																																																																																																																																						
		燃料取替用水ピット [水源]	—	56条に記載																																																																																																																																																																					
		蓄圧タンク	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																																																																																																																					
		蓄圧タンク出口弁	①																																																																																																																																																																						
		余熱除去ポンプ	①																																																																																																																																																																						
		余熱除去冷却器	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																																																																																																																					
		格納容器再循環サンプ	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																																																																																																																					
		格納容器再循環サンプスクリーン	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																																																																																																																					
		ほう酸注入タンク [流路]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																																																																																																																					
		非常用炉心冷却設備 配管・弁 [流路]	①																																																																																																																																																																						
		高圧注入系 配管・弁 [流路]	①																																																																																																																																																																						
		余熱除去設備 配管・弁 [流路]	①																																																																																																																																																																						
		原子炉補機冷却設備 (原子炉補機冷却海水ポンプ、原子炉補機冷却水+ ジェット、原子炉補機冷却水冷却器並びに原子炉補機冷却水設備 配管・弁 [流路] 及び原子炉補機冷却海水設備 配管・弁・ストレーナ [流路])	—	48条に記載																																																																																																																																																																					
1次冷却設備 [流路] (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管)	—	その他の設備に記載																																																																																																																																																																							
原子炉容器 [注水先]	—	その他の設備に記載																																																																																																																																																																							



赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																
<p style="text-align: center;">大飯発電所3/4号炉 重大事故等対処施設一覧表 (屋内)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">重大事故等対処施設</th> <th style="width: 30%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安全パラメータ表示システム (SPDS)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>安全パラメータ伝送システム</td> <td></td> </tr> <tr> <td>タービン動補助給水ポンプ起動弁</td> <td>基準規則第八条対象</td> </tr> <tr> <td>代替所内電気設備変圧器</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉トリップスイッチ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>主蒸気安全弁</td> <td></td> </tr> <tr> <td>加圧器安全弁</td> <td></td> </tr> <tr> <td>制御棒クラスタ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉トリップ遮断器</td> <td></td> </tr> <tr> <td>再生熱交換器</td> <td>基準規則第八条対象</td> </tr> <tr> <td>1次冷却材ポンプ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピット</td> <td>基準規則第八条対象</td> </tr> <tr> <td>復水ピット</td> <td>基準規則第八条対象</td> </tr> <tr> <td>復水ピット水位</td> <td>基準規則第八条対象</td> </tr> <tr> <td>アンユラス水素濃度</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	重大事故等対処施設	備考	安全パラメータ表示システム (SPDS)		安全パラメータ伝送システム		タービン動補助給水ポンプ起動弁	基準規則第八条対象	代替所内電気設備変圧器		原子炉トリップスイッチ		主蒸気安全弁		加圧器安全弁		制御棒クラスタ		原子炉トリップ遮断器		再生熱交換器	基準規則第八条対象	1次冷却材ポンプ		使用済燃料ピット	基準規則第八条対象	復水ピット	基準規則第八条対象	復水ピット水位	基準規則第八条対象	アンユラス水素濃度		<p style="text-align: center;">第1表：常設重大事故等対処施設一覧表 (建屋内及び建屋外) (6/32)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>関連条文</th> <th>系統機能</th> <th>主要設備</th> <th>対策<sup>①)</sup></th> <th>備考 ※設計基準抵減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>47</td> <td>低圧代替性水系 (常設) (復水移送ポンプ) による機存留解炉心の冷却</td> <td>低圧代替性水系 (常設) (復水移送ポンプ)</td> <td>—</td> <td>低圧代替性水系 (常設) (復水移送ポンプ) による原子炉の冷却に効果</td> </tr> <tr> <td>47</td> <td>低圧代替性水系 (可搬型) による機存留解炉心の冷却</td> <td>低圧代替性水系 (可搬型)</td> <td>—</td> <td>低圧代替性水系 (可搬型) による原子炉の冷却に効果</td> </tr> <tr> <td>47</td> <td>代替機置冷却系による機存留解炉心の冷却</td> <td>代替機置冷却系</td> <td>—</td> <td>59条に記載</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">48</td> <td rowspan="5">原子炉補機代替冷却水系による冷却 ※水質は毒を使用</td> <td>原子炉補機代替冷却水系 配管・弁・サージスタック [蒸気]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>残留熱除去系熱交換器 [流路]</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>貯留槽</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td>取水口</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td>取水路</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">48</td> <td rowspan="3">耐圧強化ベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱</td> <td>原子炉格納容器調気系 配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>非常用ガス処理系 配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>排気筒 [流路]</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">48</td> <td rowspan="5">原子炉格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱</td> <td>遠隔手動弁操作設備</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器 (真空破壊装置を含む。) [排気筒]</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td>フィルタ設置</td> <td>—</td> <td>59条に記載</td> </tr> <tr> <td>フィルタ設置出口開圧力開放機</td> <td>—</td> <td>59条に記載</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器調気系 配管・弁 [流路]</td> <td>—</td> <td>59条に記載</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">48</td> <td rowspan="5">原子炉格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱</td> <td>原子炉格納容器フィルタベント系 配管・弁 [流路]</td> <td>—</td> <td>59条に記載</td> </tr> <tr> <td>遠隔手動弁操作設備</td> <td>—</td> <td>59条に記載</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器 (真空破壊装置を含む。) [排気筒]</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td>放水貯水槽 (No.1) [水源]</td> <td>—</td> <td>56条に記載</td> </tr> <tr> <td>放水貯水槽 (No.2) [水源]</td> <td>—</td> <td>56条に記載</td> </tr> </tbody> </table>	関連条文	系統機能	主要設備	対策 <sup>①)</sup>	備考 ※設計基準抵減	47	低圧代替性水系 (常設) (復水移送ポンプ) による機存留解炉心の冷却	低圧代替性水系 (常設) (復水移送ポンプ)	—	低圧代替性水系 (常設) (復水移送ポンプ) による原子炉の冷却に効果	47	低圧代替性水系 (可搬型) による機存留解炉心の冷却	低圧代替性水系 (可搬型)	—	低圧代替性水系 (可搬型) による原子炉の冷却に効果	47	代替機置冷却系による機存留解炉心の冷却	代替機置冷却系	—	59条に記載	48	原子炉補機代替冷却水系による冷却 ※水質は毒を使用	原子炉補機代替冷却水系 配管・弁・サージスタック [蒸気]	①		残留熱除去系熱交換器 [流路]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	貯留槽	—	その他の設備に記載	取水口	—	その他の設備に記載	取水路	—	その他の設備に記載	48	耐圧強化ベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱	原子炉格納容器調気系 配管・弁 [流路]	①		非常用ガス処理系 配管・弁 [流路]	①		排気筒 [流路]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	48	原子炉格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱	遠隔手動弁操作設備	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	原子炉格納容器 (真空破壊装置を含む。) [排気筒]	—	その他の設備に記載	フィルタ設置	—	59条に記載	フィルタ設置出口開圧力開放機	—	59条に記載	原子炉格納容器調気系 配管・弁 [流路]	—	59条に記載	48	原子炉格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱	原子炉格納容器フィルタベント系 配管・弁 [流路]	—	59条に記載	遠隔手動弁操作設備	—	59条に記載	原子炉格納容器 (真空破壊装置を含む。) [排気筒]	—	その他の設備に記載	放水貯水槽 (No.1) [水源]	—	56条に記載	放水貯水槽 (No.2) [水源]	—	56条に記載	<p style="text-align: center;">第1表：常設重大事故等対処施設一覧表 (建屋内及び建屋外) (8/51)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>関連条文</th> <th>系統機能</th> <th>主要設備</th> <th>対策<sup>①)</sup></th> <th>備考 ※設計基準抵減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">46</td> <td rowspan="10">蒸気発生器2次側からの除熱 (タービン動補助給水ポンプの機能回復)</td> <td>電動補助給水ポンプ</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>タービン動補助給水ポンプ</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>補助給水ピット [水源]</td> <td>—</td> <td>56条に記載</td> </tr> <tr> <td>主蒸気逃がし弁</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>蒸気発生器 [注水先]</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>主蒸気管 [流路]</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>補助給水設備 配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>主蒸気設備 配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>補助給水ピット [水源]</td> <td>—</td> <td>56条に記載</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">46</td> <td rowspan="10">蒸気発生器2次側からの除熱 (タービン動補助給水ポンプの機能回復)</td> <td>蒸気発生器 [注水先]</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>主蒸気逃がし弁</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>主蒸気管 [流路]</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>補助給水設備 配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>主蒸気設備 配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">46</td> <td rowspan="3">加圧器逃がし弁の機能回復</td> <td>加圧器逃がし弁空気供給配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>加圧器逃がし弁</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">46</td> <td rowspan="2">加圧器逃がし弁による1次冷却系統の減圧 (S/G長燃管破損発生時、T S-L O C A発生時)</td> <td>加圧器逃がし弁</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>主蒸気逃がし弁</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">46</td> <td rowspan="2">余熱除去系統の隔離 (T S-L O C A発生時)</td> <td>加圧器逃がし弁</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>余熱除去ポンプ入口弁</td> <td>①</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	関連条文	系統機能	主要設備	対策 <sup>①)</sup>	備考 ※設計基準抵減	46	蒸気発生器2次側からの除熱 (タービン動補助給水ポンプの機能回復)	電動補助給水ポンプ	①	※	タービン動補助給水ポンプ	①	※	補助給水ピット [水源]	—	56条に記載	主蒸気逃がし弁	①	※	蒸気発生器 [注水先]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	主蒸気管 [流路]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	補助給水設備 配管・弁 [流路]	①	※	主蒸気設備 配管・弁 [流路]	①	※	タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁	①	※	補助給水ピット [水源]	—	56条に記載	46	蒸気発生器2次側からの除熱 (タービン動補助給水ポンプの機能回復)	蒸気発生器 [注水先]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	主蒸気逃がし弁	①	※	主蒸気管 [流路]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	補助給水設備 配管・弁 [流路]	①	※	主蒸気設備 配管・弁 [流路]	①	※	46	加圧器逃がし弁の機能回復	加圧器逃がし弁空気供給配管・弁 [流路]	①	※	加圧器逃がし弁	①	※	46	加圧器逃がし弁による1次冷却系統の減圧 (S/G長燃管破損発生時、T S-L O C A発生時)	加圧器逃がし弁	①	※	主蒸気逃がし弁	①	※	46	余熱除去系統の隔離 (T S-L O C A発生時)	加圧器逃がし弁	①	※	余熱除去ポンプ入口弁	①		<p>【女川・大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> <li>炉型による設備構成及び設計の相違</li> </ul>
重大事故等対処施設	備考																																																																																																																																																																																																		
安全パラメータ表示システム (SPDS)																																																																																																																																																																																																			
安全パラメータ伝送システム																																																																																																																																																																																																			
タービン動補助給水ポンプ起動弁	基準規則第八条対象																																																																																																																																																																																																		
代替所内電気設備変圧器																																																																																																																																																																																																			
原子炉トリップスイッチ																																																																																																																																																																																																			
主蒸気安全弁																																																																																																																																																																																																			
加圧器安全弁																																																																																																																																																																																																			
制御棒クラスタ																																																																																																																																																																																																			
原子炉トリップ遮断器																																																																																																																																																																																																			
再生熱交換器	基準規則第八条対象																																																																																																																																																																																																		
1次冷却材ポンプ																																																																																																																																																																																																			
使用済燃料ピット	基準規則第八条対象																																																																																																																																																																																																		
復水ピット	基準規則第八条対象																																																																																																																																																																																																		
復水ピット水位	基準規則第八条対象																																																																																																																																																																																																		
アンユラス水素濃度																																																																																																																																																																																																			
関連条文	系統機能	主要設備	対策 <sup>①)</sup>	備考 ※設計基準抵減																																																																																																																																																																																															
47	低圧代替性水系 (常設) (復水移送ポンプ) による機存留解炉心の冷却	低圧代替性水系 (常設) (復水移送ポンプ)	—	低圧代替性水系 (常設) (復水移送ポンプ) による原子炉の冷却に効果																																																																																																																																																																																															
47	低圧代替性水系 (可搬型) による機存留解炉心の冷却	低圧代替性水系 (可搬型)	—	低圧代替性水系 (可搬型) による原子炉の冷却に効果																																																																																																																																																																																															
47	代替機置冷却系による機存留解炉心の冷却	代替機置冷却系	—	59条に記載																																																																																																																																																																																															
48	原子炉補機代替冷却水系による冷却 ※水質は毒を使用	原子炉補機代替冷却水系 配管・弁・サージスタック [蒸気]	①																																																																																																																																																																																																
		残留熱除去系熱交換器 [流路]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																																																																																																																																															
		貯留槽	—	その他の設備に記載																																																																																																																																																																																															
		取水口	—	その他の設備に記載																																																																																																																																																																																															
		取水路	—	その他の設備に記載																																																																																																																																																																																															
48	耐圧強化ベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱	原子炉格納容器調気系 配管・弁 [流路]	①																																																																																																																																																																																																
		非常用ガス処理系 配管・弁 [流路]	①																																																																																																																																																																																																
		排気筒 [流路]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																																																																																																																																															
48	原子炉格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱	遠隔手動弁操作設備	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																																																																																																																																															
		原子炉格納容器 (真空破壊装置を含む。) [排気筒]	—	その他の設備に記載																																																																																																																																																																																															
		フィルタ設置	—	59条に記載																																																																																																																																																																																															
		フィルタ設置出口開圧力開放機	—	59条に記載																																																																																																																																																																																															
		原子炉格納容器調気系 配管・弁 [流路]	—	59条に記載																																																																																																																																																																																															
48	原子炉格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱	原子炉格納容器フィルタベント系 配管・弁 [流路]	—	59条に記載																																																																																																																																																																																															
		遠隔手動弁操作設備	—	59条に記載																																																																																																																																																																																															
		原子炉格納容器 (真空破壊装置を含む。) [排気筒]	—	その他の設備に記載																																																																																																																																																																																															
		放水貯水槽 (No.1) [水源]	—	56条に記載																																																																																																																																																																																															
		放水貯水槽 (No.2) [水源]	—	56条に記載																																																																																																																																																																																															
関連条文	系統機能	主要設備	対策 <sup>①)</sup>	備考 ※設計基準抵減																																																																																																																																																																																															
46	蒸気発生器2次側からの除熱 (タービン動補助給水ポンプの機能回復)	電動補助給水ポンプ	①	※																																																																																																																																																																																															
		タービン動補助給水ポンプ	①	※																																																																																																																																																																																															
		補助給水ピット [水源]	—	56条に記載																																																																																																																																																																																															
		主蒸気逃がし弁	①	※																																																																																																																																																																																															
		蒸気発生器 [注水先]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																																																																																																																																															
		主蒸気管 [流路]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																																																																																																																																															
		補助給水設備 配管・弁 [流路]	①	※																																																																																																																																																																																															
		主蒸気設備 配管・弁 [流路]	①	※																																																																																																																																																																																															
		タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁	①	※																																																																																																																																																																																															
		補助給水ピット [水源]	—	56条に記載																																																																																																																																																																																															
46	蒸気発生器2次側からの除熱 (タービン動補助給水ポンプの機能回復)	蒸気発生器 [注水先]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																																																																																																																																															
		主蒸気逃がし弁	①	※																																																																																																																																																																																															
		主蒸気管 [流路]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																																																																																																																																															
		補助給水設備 配管・弁 [流路]	①	※																																																																																																																																																																																															
		主蒸気設備 配管・弁 [流路]	①	※																																																																																																																																																																																															
		46	加圧器逃がし弁の機能回復	加圧器逃がし弁空気供給配管・弁 [流路]	①	※																																																																																																																																																																																													
				加圧器逃がし弁	①	※																																																																																																																																																																																													
				46	加圧器逃がし弁による1次冷却系統の減圧 (S/G長燃管破損発生時、T S-L O C A発生時)	加圧器逃がし弁	①	※																																																																																																																																																																																											
		主蒸気逃がし弁	①			※																																																																																																																																																																																													
		46	余熱除去系統の隔離 (T S-L O C A発生時)	加圧器逃がし弁	①	※																																																																																																																																																																																													
余熱除去ポンプ入口弁	①																																																																																																																																																																																																		

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																							
	<p>第1表：常設重大事故等対処施設一覧表 (建屋内及び建屋外) (7/32)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条文</th> <th>系統機能</th> <th>主要設備</th> <th>対策①</th> <th>備考 ※設計基準拡張</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>45</td> <td>残留熱除去系 (原子炉停止時冷却モード) による原子炉停止時冷却モード</td> <td>残留熱除去系 (原子炉停止時冷却モード)</td> <td>—</td> <td>47条に記載</td> </tr> <tr> <td>45</td> <td>残留熱除去系 (格納容器スプレイ冷却モード) による原子炉格納容器内の冷却</td> <td>残留熱除去系 (格納容器スプレイ冷却モード)</td> <td>—</td> <td>49条に記載</td> </tr> <tr> <td>45</td> <td>残留熱除去系 (サブプレッションプール水冷却モード) によるサブプレッションチャンバプール水の冷却</td> <td>残留熱除去系 (サブプレッションプール水冷却モード)</td> <td>—</td> <td>49条に記載</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">45</td> <td rowspan="4">原子炉補機冷却水系 (原子炉補機冷却水系を含む。) ※水調は海を使用</td> <td>原子炉補機冷却水ポンプ</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水ポンプ</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水系 (原子炉補機冷却水系を含む。) 配管・弁・海水系ストレートナ・サージタンク [流路]</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水系熱交換器</td> <td>②</td> <td>※ 不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">45</td> <td rowspan="4">高圧炉心スプレイ補機冷却水系 (高圧炉心スプレイ補機冷却水系を含む。) ※水調は海を使用</td> <td>高圧炉心スプレイ補機冷却水ポンプ</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>高圧炉心スプレイ補機冷却水ポンプ</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>高圧炉心スプレイ補機冷却水系 (高圧炉心スプレイ補機冷却水系を含む。) 配管・弁・海水系ストレートナ・サージタンク [流路]</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>高圧炉心スプレイ補機冷却水系 熱交換器</td> <td>②</td> <td>※ 不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">45</td> <td rowspan="4">非常用取水設備</td> <td>貯留庫</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td>取水口</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td>取水路</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td>取水ポンプ室</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> </tbody> </table>	関連条文	系統機能	主要設備	対策①	備考 ※設計基準拡張	45	残留熱除去系 (原子炉停止時冷却モード) による原子炉停止時冷却モード	残留熱除去系 (原子炉停止時冷却モード)	—	47条に記載	45	残留熱除去系 (格納容器スプレイ冷却モード) による原子炉格納容器内の冷却	残留熱除去系 (格納容器スプレイ冷却モード)	—	49条に記載	45	残留熱除去系 (サブプレッションプール水冷却モード) によるサブプレッションチャンバプール水の冷却	残留熱除去系 (サブプレッションプール水冷却モード)	—	49条に記載	45	原子炉補機冷却水系 (原子炉補機冷却水系を含む。) ※水調は海を使用	原子炉補機冷却水ポンプ	①	※	原子炉補機冷却水ポンプ	①	※	原子炉補機冷却水系 (原子炉補機冷却水系を含む。) 配管・弁・海水系ストレートナ・サージタンク [流路]	①	※	原子炉補機冷却水系熱交換器	②	※ 不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	45	高圧炉心スプレイ補機冷却水系 (高圧炉心スプレイ補機冷却水系を含む。) ※水調は海を使用	高圧炉心スプレイ補機冷却水ポンプ	①	※	高圧炉心スプレイ補機冷却水ポンプ	①	※	高圧炉心スプレイ補機冷却水系 (高圧炉心スプレイ補機冷却水系を含む。) 配管・弁・海水系ストレートナ・サージタンク [流路]	①	※	高圧炉心スプレイ補機冷却水系 熱交換器	②	※ 不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	45	非常用取水設備	貯留庫	—	その他の設備に記載	取水口	—	その他の設備に記載	取水路	—	その他の設備に記載	取水ポンプ室	—	その他の設備に記載	<p>第1表：常設重大事故等対処施設一覧表 (建屋内及び建屋外) (10/51)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条文</th> <th>系統機能</th> <th>主要設備</th> <th>対策①</th> <th>備考 ※設計基準拡張</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">47</td> <td rowspan="10">代替炉心注水 (B-1格納容器スプレイポンプ) (1次冷却材喪失事象が発生している場合、フロントライン系機能喪失時)</td> <td>B-1格納容器スプレイポンプ</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料取扱用海水ヒット [水調]</td> <td>—</td> <td>56条に記載</td> </tr> <tr> <td>B-1格納容器スプレイ冷却器 [流路]</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>非常用炉心冷却設備 配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器スプレイ設備及び余熱除去設備 配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却設備 (原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却海水ポンプ、原子炉補機冷却水サージタンク、原子炉補機冷却水冷却器並びに原子炉補機冷却水設備 配管・弁 [流路])</td> <td>—</td> <td>48条に記載</td> </tr> <tr> <td>1次冷却設備 [流路] (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管)</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td>原子炉容器 [注水先]</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td>充てんポンプ</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料取扱用海水ヒット [水調]</td> <td>—</td> <td>56条に記載</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">47</td> <td rowspan="10">炉心注水 (充てんポンプ) (1次冷却材喪失事象が発生している場合、フロントライン系機能喪失時)</td> <td>再生熱交換器 [流路]</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>非常用炉心冷却設備 配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>化学体積制御設備 配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却設備 (原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却海水ポンプ、原子炉補機冷却水サージタンク、原子炉補機冷却水冷却器並びに原子炉補機冷却水設備 配管・弁 [流路])</td> <td>—</td> <td>48条に記載</td> </tr> <tr> <td>1次冷却設備 [流路] (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管)</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td>原子炉容器 [注水先]</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> </tbody> </table>	関連条文	系統機能	主要設備	対策①	備考 ※設計基準拡張	47	代替炉心注水 (B-1格納容器スプレイポンプ) (1次冷却材喪失事象が発生している場合、フロントライン系機能喪失時)	B-1格納容器スプレイポンプ	①		燃料取扱用海水ヒット [水調]	—	56条に記載	B-1格納容器スプレイ冷却器 [流路]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	非常用炉心冷却設備 配管・弁 [流路]	①		原子炉格納容器スプレイ設備及び余熱除去設備 配管・弁 [流路]	①		原子炉補機冷却設備 (原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却海水ポンプ、原子炉補機冷却水サージタンク、原子炉補機冷却水冷却器並びに原子炉補機冷却水設備 配管・弁 [流路])	—	48条に記載	1次冷却設備 [流路] (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管)	—	その他の設備に記載	原子炉容器 [注水先]	—	その他の設備に記載	充てんポンプ	①		燃料取扱用海水ヒット [水調]	—	56条に記載	47	炉心注水 (充てんポンプ) (1次冷却材喪失事象が発生している場合、フロントライン系機能喪失時)	再生熱交換器 [流路]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	非常用炉心冷却設備 配管・弁 [流路]	①		化学体積制御設備 配管・弁 [流路]	①		原子炉補機冷却設備 (原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却海水ポンプ、原子炉補機冷却水サージタンク、原子炉補機冷却水冷却器並びに原子炉補機冷却水設備 配管・弁 [流路])	—	48条に記載	1次冷却設備 [流路] (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管)	—	その他の設備に記載	原子炉容器 [注水先]	—	その他の設備に記載	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> <li>炉型による設備構成及び設計の相違</li> </ul>
関連条文	系統機能	主要設備	対策①	備考 ※設計基準拡張																																																																																																																						
45	残留熱除去系 (原子炉停止時冷却モード) による原子炉停止時冷却モード	残留熱除去系 (原子炉停止時冷却モード)	—	47条に記載																																																																																																																						
45	残留熱除去系 (格納容器スプレイ冷却モード) による原子炉格納容器内の冷却	残留熱除去系 (格納容器スプレイ冷却モード)	—	49条に記載																																																																																																																						
45	残留熱除去系 (サブプレッションプール水冷却モード) によるサブプレッションチャンバプール水の冷却	残留熱除去系 (サブプレッションプール水冷却モード)	—	49条に記載																																																																																																																						
45	原子炉補機冷却水系 (原子炉補機冷却水系を含む。) ※水調は海を使用	原子炉補機冷却水ポンプ	①	※																																																																																																																						
		原子炉補機冷却水ポンプ	①	※																																																																																																																						
		原子炉補機冷却水系 (原子炉補機冷却水系を含む。) 配管・弁・海水系ストレートナ・サージタンク [流路]	①	※																																																																																																																						
		原子炉補機冷却水系熱交換器	②	※ 不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																																																																						
45	高圧炉心スプレイ補機冷却水系 (高圧炉心スプレイ補機冷却水系を含む。) ※水調は海を使用	高圧炉心スプレイ補機冷却水ポンプ	①	※																																																																																																																						
		高圧炉心スプレイ補機冷却水ポンプ	①	※																																																																																																																						
		高圧炉心スプレイ補機冷却水系 (高圧炉心スプレイ補機冷却水系を含む。) 配管・弁・海水系ストレートナ・サージタンク [流路]	①	※																																																																																																																						
		高圧炉心スプレイ補機冷却水系 熱交換器	②	※ 不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																																																																						
45	非常用取水設備	貯留庫	—	その他の設備に記載																																																																																																																						
		取水口	—	その他の設備に記載																																																																																																																						
		取水路	—	その他の設備に記載																																																																																																																						
		取水ポンプ室	—	その他の設備に記載																																																																																																																						
関連条文	系統機能	主要設備	対策①	備考 ※設計基準拡張																																																																																																																						
47	代替炉心注水 (B-1格納容器スプレイポンプ) (1次冷却材喪失事象が発生している場合、フロントライン系機能喪失時)	B-1格納容器スプレイポンプ	①																																																																																																																							
		燃料取扱用海水ヒット [水調]	—	56条に記載																																																																																																																						
		B-1格納容器スプレイ冷却器 [流路]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																																																																						
		非常用炉心冷却設備 配管・弁 [流路]	①																																																																																																																							
		原子炉格納容器スプレイ設備及び余熱除去設備 配管・弁 [流路]	①																																																																																																																							
		原子炉補機冷却設備 (原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却海水ポンプ、原子炉補機冷却水サージタンク、原子炉補機冷却水冷却器並びに原子炉補機冷却水設備 配管・弁 [流路])	—	48条に記載																																																																																																																						
		1次冷却設備 [流路] (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管)	—	その他の設備に記載																																																																																																																						
		原子炉容器 [注水先]	—	その他の設備に記載																																																																																																																						
		充てんポンプ	①																																																																																																																							
		燃料取扱用海水ヒット [水調]	—	56条に記載																																																																																																																						
47	炉心注水 (充てんポンプ) (1次冷却材喪失事象が発生している場合、フロントライン系機能喪失時)	再生熱交換器 [流路]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																																																																						
		非常用炉心冷却設備 配管・弁 [流路]	①																																																																																																																							
		化学体積制御設備 配管・弁 [流路]	①																																																																																																																							
		原子炉補機冷却設備 (原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却海水ポンプ、原子炉補機冷却水サージタンク、原子炉補機冷却水冷却器並びに原子炉補機冷却水設備 配管・弁 [流路])	—	48条に記載																																																																																																																						
		1次冷却設備 [流路] (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管)	—	その他の設備に記載																																																																																																																						
		原子炉容器 [注水先]	—	その他の設備に記載																																																																																																																						

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																					
	<p>第1表：常設重大事故等対処施設一覧表 (建屋内及び建屋外) (8/32)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条文</th> <th>系統機能</th> <th>主要設備</th> <th>対策<sup>①)</sup></th> <th>備考 ※設計基準記載</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">49</td> <td rowspan="5">原子炉格納容器代替スプレイ冷却系 (可搬型) による原子炉格納容器内の冷却</td> <td>復水移送ポンプ</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>補給水系配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高圧炉心スプレイ系配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料プール補給水系 [流路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>残留熱除去系配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">40</td> <td rowspan="5">原子炉格納容器代替スプレイ冷却系 (可搬型) による原子炉格納容器内の冷却</td> <td>スプレイ管 [流路]</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器 [注水先]</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td>復水貯蔵タンク [水源]</td> <td>—</td> <td>56条に記載</td> </tr> <tr> <td>残留熱除去系 配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>スプレイ管 [流路]</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">49</td> <td rowspan="5">残留熱除去系 (格納容器スプレイ冷却モード) による原子炉格納容器内の冷却</td> <td>残留熱除去系 配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>スプレイ管 [流路]</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器 [注水先]</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td>サブプレッションチャンセル [水源]</td> <td>—</td> <td>56条に記載</td> </tr> <tr> <td>残留熱除去系 配管・弁・ストレーナ [流路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第1表：常設重大事故等対処施設一覧表 (建屋内及び建屋外) (9/32)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条文</th> <th>系統機能</th> <th>主要設備</th> <th>対策<sup>①)</sup></th> <th>備考 ※設計基準記載</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">49</td> <td rowspan="5">残留熱除去系 (サブプレッションプールの冷却モード) によるサブプレッションチャンセルパワール水の冷却</td> <td>残留熱除去系ポンプ</td> <td>①</td> <td>赤</td> </tr> <tr> <td>残留熱除去系 配管・弁・ストレーナ [流路]</td> <td>①</td> <td>赤</td> </tr> <tr> <td>残留熱除去系 熱交換器</td> <td>②</td> <td>赤</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器 [注水先]</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td>サブプレッションチャンセル [水源]</td> <td>—</td> <td>56条に記載</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">49</td> <td rowspan="5">原子炉補機代替冷却水系による冷却</td> <td>原子炉補機冷却水系 配管・弁・サージタンク [流路]</td> <td>—</td> <td>56条に記載</td> </tr> <tr> <td>残留熱除去系熱交換器 [流路]</td> <td>—</td> <td>56条に記載</td> </tr> <tr> <td>貯留罐</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td>取水口</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td>取水路</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">49</td> <td rowspan="5">原子炉補機冷却水系 (原子炉補機冷却水系を含む。) 中水源は廃棄使用</td> <td>原子炉補機冷却水ポンプ</td> <td>—</td> <td>56条に記載</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水系 (原子炉補機冷却水系を含む。) 配管・弁・復水系ストレーナ・サージタンク [流路]</td> <td>—</td> <td>56条に記載</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水熱交換器</td> <td>—</td> <td>56条に記載</td> </tr> <tr> <td>貯留罐</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td>取水口</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">49</td> <td rowspan="2">非常用取水設備</td> <td>取水路</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td>取水ポンプ室</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> </tbody> </table>	関連条文	系統機能	主要設備	対策 <sup>①)</sup>	備考 ※設計基準記載	49	原子炉格納容器代替スプレイ冷却系 (可搬型) による原子炉格納容器内の冷却	復水移送ポンプ	①		補給水系配管・弁 [流路]	①		高圧炉心スプレイ系配管・弁 [流路]	①		燃料プール補給水系 [流路]	①		残留熱除去系配管・弁 [流路]	①		40	原子炉格納容器代替スプレイ冷却系 (可搬型) による原子炉格納容器内の冷却	スプレイ管 [流路]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	原子炉格納容器 [注水先]	—	その他の設備に記載	復水貯蔵タンク [水源]	—	56条に記載	残留熱除去系 配管・弁 [流路]	①		スプレイ管 [流路]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	49	残留熱除去系 (格納容器スプレイ冷却モード) による原子炉格納容器内の冷却	残留熱除去系 配管・弁 [流路]	①		スプレイ管 [流路]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	原子炉格納容器 [注水先]	—	その他の設備に記載	サブプレッションチャンセル [水源]	—	56条に記載	残留熱除去系 配管・弁・ストレーナ [流路]	①		関連条文	系統機能	主要設備	対策 <sup>①)</sup>	備考 ※設計基準記載	49	残留熱除去系 (サブプレッションプールの冷却モード) によるサブプレッションチャンセルパワール水の冷却	残留熱除去系ポンプ	①	赤	残留熱除去系 配管・弁・ストレーナ [流路]	①	赤	残留熱除去系 熱交換器	②	赤	原子炉格納容器 [注水先]	—	その他の設備に記載	サブプレッションチャンセル [水源]	—	56条に記載	49	原子炉補機代替冷却水系による冷却	原子炉補機冷却水系 配管・弁・サージタンク [流路]	—	56条に記載	残留熱除去系熱交換器 [流路]	—	56条に記載	貯留罐	—	その他の設備に記載	取水口	—	その他の設備に記載	取水路	—	その他の設備に記載	49	原子炉補機冷却水系 (原子炉補機冷却水系を含む。) 中水源は廃棄使用	原子炉補機冷却水ポンプ	—	56条に記載	原子炉補機冷却水系 (原子炉補機冷却水系を含む。) 配管・弁・復水系ストレーナ・サージタンク [流路]	—	56条に記載	原子炉補機冷却水熱交換器	—	56条に記載	貯留罐	—	その他の設備に記載	取水口	—	その他の設備に記載	49	非常用取水設備	取水路	—	その他の設備に記載	取水ポンプ室	—	その他の設備に記載	<p>第1表：常設重大事故等対処施設一覧表 (建屋内及び建屋外) (11/51)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条文</th> <th>系統機能</th> <th>主要設備</th> <th>対策<sup>①)</sup></th> <th>備考 ※設計基準記載</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">47</td> <td rowspan="5">代替炉心注水 (B-1格納容器スプレイポンプ) (1次冷却材喪失事象が発生している場合、フロントライン系機能喪失時)</td> <td>B-1格納容器スプレイポンプ</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料取扱用海水ピット [水源]</td> <td>—</td> <td>56条に記載</td> </tr> <tr> <td>B-1格納容器スプレイ冷却器 [流路]</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>非常用炉心冷却設備 配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器スプレイ設備及び余熱除去設備 配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">47</td> <td rowspan="5">代替炉心注水 (可搬型大型送水ポンプ等) (1次冷却材喪失事象が発生している場合、フロントライン系機能喪失時)</td> <td>原子炉補機冷却設備 (原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却海水サージタンク、原子炉補機冷却水冷却器並びに原子炉補機冷却水設備 配管・弁 [流路])</td> <td>—</td> <td>48条に記載</td> </tr> <tr> <td>1次冷却設備 [流路] (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管)</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td>原子炉容器 [注水先]</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td>補助給水設備又は燃料取扱用海水設備 配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器スプレイ設備及び余熱除去設備 配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">47</td> <td rowspan="5">代替炉心注水 (可搬型大型送水ポンプ等) (1次冷却材喪失事象が発生している場合、フロントライン系機能喪失時)</td> <td>1次冷却設備 [流路] (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管)</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td>原子炉容器 [注水先]</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td>補助給水設備又は燃料取扱用海水設備 配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器スプレイ設備及び余熱除去設備 配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1次冷却設備 [流路] (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管)</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">47</td> <td rowspan="2">非常用取水設備</td> <td>貯留罐、取水口、取水路、取水ピット・スクリーン室、取水ピットポンプ室</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> </tbody> </table>	関連条文	系統機能	主要設備	対策 <sup>①)</sup>	備考 ※設計基準記載	47	代替炉心注水 (B-1格納容器スプレイポンプ) (1次冷却材喪失事象が発生している場合、フロントライン系機能喪失時)	B-1格納容器スプレイポンプ	①		燃料取扱用海水ピット [水源]	—	56条に記載	B-1格納容器スプレイ冷却器 [流路]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	非常用炉心冷却設備 配管・弁 [流路]	①		原子炉格納容器スプレイ設備及び余熱除去設備 配管・弁 [流路]	①		47	代替炉心注水 (可搬型大型送水ポンプ等) (1次冷却材喪失事象が発生している場合、フロントライン系機能喪失時)	原子炉補機冷却設備 (原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却海水サージタンク、原子炉補機冷却水冷却器並びに原子炉補機冷却水設備 配管・弁 [流路])	—	48条に記載	1次冷却設備 [流路] (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管)	—	その他の設備に記載	原子炉容器 [注水先]	—	その他の設備に記載	補助給水設備又は燃料取扱用海水設備 配管・弁 [流路]	①		原子炉格納容器スプレイ設備及び余熱除去設備 配管・弁 [流路]	①		47	代替炉心注水 (可搬型大型送水ポンプ等) (1次冷却材喪失事象が発生している場合、フロントライン系機能喪失時)	1次冷却設備 [流路] (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管)	—	その他の設備に記載	原子炉容器 [注水先]	—	その他の設備に記載	補助給水設備又は燃料取扱用海水設備 配管・弁 [流路]	①		原子炉格納容器スプレイ設備及び余熱除去設備 配管・弁 [流路]	①		1次冷却設備 [流路] (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管)	—	その他の設備に記載	47	非常用取水設備	貯留罐、取水口、取水路、取水ピット・スクリーン室、取水ピットポンプ室	—	その他の設備に記載	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> <li>炉型による設備構成及び設計の相違</li> </ul>
関連条文	系統機能	主要設備	対策 <sup>①)</sup>	備考 ※設計基準記載																																																																																																																																																																																				
49	原子炉格納容器代替スプレイ冷却系 (可搬型) による原子炉格納容器内の冷却	復水移送ポンプ	①																																																																																																																																																																																					
		補給水系配管・弁 [流路]	①																																																																																																																																																																																					
		高圧炉心スプレイ系配管・弁 [流路]	①																																																																																																																																																																																					
		燃料プール補給水系 [流路]	①																																																																																																																																																																																					
		残留熱除去系配管・弁 [流路]	①																																																																																																																																																																																					
40	原子炉格納容器代替スプレイ冷却系 (可搬型) による原子炉格納容器内の冷却	スプレイ管 [流路]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																																																																																																																																				
		原子炉格納容器 [注水先]	—	その他の設備に記載																																																																																																																																																																																				
		復水貯蔵タンク [水源]	—	56条に記載																																																																																																																																																																																				
		残留熱除去系 配管・弁 [流路]	①																																																																																																																																																																																					
		スプレイ管 [流路]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																																																																																																																																				
49	残留熱除去系 (格納容器スプレイ冷却モード) による原子炉格納容器内の冷却	残留熱除去系 配管・弁 [流路]	①																																																																																																																																																																																					
		スプレイ管 [流路]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																																																																																																																																				
		原子炉格納容器 [注水先]	—	その他の設備に記載																																																																																																																																																																																				
		サブプレッションチャンセル [水源]	—	56条に記載																																																																																																																																																																																				
		残留熱除去系 配管・弁・ストレーナ [流路]	①																																																																																																																																																																																					
関連条文	系統機能	主要設備	対策 <sup>①)</sup>	備考 ※設計基準記載																																																																																																																																																																																				
49	残留熱除去系 (サブプレッションプールの冷却モード) によるサブプレッションチャンセルパワール水の冷却	残留熱除去系ポンプ	①	赤																																																																																																																																																																																				
		残留熱除去系 配管・弁・ストレーナ [流路]	①	赤																																																																																																																																																																																				
		残留熱除去系 熱交換器	②	赤																																																																																																																																																																																				
		原子炉格納容器 [注水先]	—	その他の設備に記載																																																																																																																																																																																				
		サブプレッションチャンセル [水源]	—	56条に記載																																																																																																																																																																																				
49	原子炉補機代替冷却水系による冷却	原子炉補機冷却水系 配管・弁・サージタンク [流路]	—	56条に記載																																																																																																																																																																																				
		残留熱除去系熱交換器 [流路]	—	56条に記載																																																																																																																																																																																				
		貯留罐	—	その他の設備に記載																																																																																																																																																																																				
		取水口	—	その他の設備に記載																																																																																																																																																																																				
		取水路	—	その他の設備に記載																																																																																																																																																																																				
49	原子炉補機冷却水系 (原子炉補機冷却水系を含む。) 中水源は廃棄使用	原子炉補機冷却水ポンプ	—	56条に記載																																																																																																																																																																																				
		原子炉補機冷却水系 (原子炉補機冷却水系を含む。) 配管・弁・復水系ストレーナ・サージタンク [流路]	—	56条に記載																																																																																																																																																																																				
		原子炉補機冷却水熱交換器	—	56条に記載																																																																																																																																																																																				
		貯留罐	—	その他の設備に記載																																																																																																																																																																																				
		取水口	—	その他の設備に記載																																																																																																																																																																																				
49	非常用取水設備	取水路	—	その他の設備に記載																																																																																																																																																																																				
		取水ポンプ室	—	その他の設備に記載																																																																																																																																																																																				
関連条文	系統機能	主要設備	対策 <sup>①)</sup>	備考 ※設計基準記載																																																																																																																																																																																				
47	代替炉心注水 (B-1格納容器スプレイポンプ) (1次冷却材喪失事象が発生している場合、フロントライン系機能喪失時)	B-1格納容器スプレイポンプ	①																																																																																																																																																																																					
		燃料取扱用海水ピット [水源]	—	56条に記載																																																																																																																																																																																				
		B-1格納容器スプレイ冷却器 [流路]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																																																																																																																																				
		非常用炉心冷却設備 配管・弁 [流路]	①																																																																																																																																																																																					
		原子炉格納容器スプレイ設備及び余熱除去設備 配管・弁 [流路]	①																																																																																																																																																																																					
47	代替炉心注水 (可搬型大型送水ポンプ等) (1次冷却材喪失事象が発生している場合、フロントライン系機能喪失時)	原子炉補機冷却設備 (原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却海水サージタンク、原子炉補機冷却水冷却器並びに原子炉補機冷却水設備 配管・弁 [流路])	—	48条に記載																																																																																																																																																																																				
		1次冷却設備 [流路] (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管)	—	その他の設備に記載																																																																																																																																																																																				
		原子炉容器 [注水先]	—	その他の設備に記載																																																																																																																																																																																				
		補助給水設備又は燃料取扱用海水設備 配管・弁 [流路]	①																																																																																																																																																																																					
		原子炉格納容器スプレイ設備及び余熱除去設備 配管・弁 [流路]	①																																																																																																																																																																																					
47	代替炉心注水 (可搬型大型送水ポンプ等) (1次冷却材喪失事象が発生している場合、フロントライン系機能喪失時)	1次冷却設備 [流路] (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管)	—	その他の設備に記載																																																																																																																																																																																				
		原子炉容器 [注水先]	—	その他の設備に記載																																																																																																																																																																																				
		補助給水設備又は燃料取扱用海水設備 配管・弁 [流路]	①																																																																																																																																																																																					
		原子炉格納容器スプレイ設備及び余熱除去設備 配管・弁 [流路]	①																																																																																																																																																																																					
		1次冷却設備 [流路] (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管)	—	その他の設備に記載																																																																																																																																																																																				
47	非常用取水設備	貯留罐、取水口、取水路、取水ピット・スクリーン室、取水ピットポンプ室	—	その他の設備に記載																																																																																																																																																																																				

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																									
	<p>第1表：常設重大事故等対処施設一覧表 (建屋内及び建屋外) (10/32)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条文</th> <th>系統機能</th> <th>主要設備</th> <th>対策<sup>(1)</sup></th> <th>備考 ※設計基準仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="15">50</td> <td rowspan="15">代替循環冷却系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱</td> <td>代替循環冷却ポンプ</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>残留熱除去系熱交換器</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>残留熱除去系配管・弁・ストレーナ [流路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>補給水系配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>スプレー管 [流路]</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>原子炉圧力容器 [注水先]</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器 [注水先]</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td>サブセッションタンク [水溜]</td> <td>—</td> <td>58条に記載</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水系配管・弁・サージタンク [流路]</td> <td>—</td> <td>48条に記載</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水ポンプ</td> <td>—</td> <td>48条に記載</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却海水ポンプ</td> <td>—</td> <td>48条に記載</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却海水 (原子炉補機冷却海水系を含む。) 配管・弁・海水系ストレーナ・サージタンク [流路]</td> <td>—</td> <td>48条に記載</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却海水熱交換器</td> <td>—</td> <td>48条に記載</td> </tr> <tr> <td>貯留槽</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td>取水口</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td>取水路</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td>海水ポンプ室</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> </tbody> </table> <p>第1表：常設重大事故等対処施設一覧表 (建屋内及び建屋外) (11/32)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条文</th> <th>系統機能</th> <th>主要設備</th> <th>対策<sup>(1)</sup></th> <th>備考 ※設計基準仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">50</td> <td rowspan="6">原子炉格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱</td> <td>フィルタ装置</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>フィルタ装置出口側圧力開放装置</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器フィルタベント系 配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器調気系 配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>遠隔手動弁操作設備</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器 (真空破壊装置を含む。) [吐出定]</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">51</td> <td rowspan="2">原子炉格納容器下部注水系 (常設) (復水移送ポンプ) による原子炉格納容器下部への注水</td> <td>復水移送ポンプ</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>補給水系配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">51</td> <td rowspan="3">原子炉格納容器下部注水系 (常設) (復水移送ポンプ) による原子炉格納容器下部への注水</td> <td>高圧炉心スプレー系配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料プール補給水系 [流路]</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器 [注水先]</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>復水貯蔵タンク [水溜]</td> <td>—</td> <td>58条に記載</td> </tr> </tbody> </table>	関連条文	系統機能	主要設備	対策 <sup>(1)</sup>	備考 ※設計基準仕様	50	代替循環冷却系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱	代替循環冷却ポンプ	①		残留熱除去系熱交換器	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	残留熱除去系配管・弁・ストレーナ [流路]	①		補給水系配管・弁 [流路]	①		スプレー管 [流路]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	原子炉圧力容器 [注水先]	—	その他の設備に記載	原子炉格納容器 [注水先]	—	その他の設備に記載	サブセッションタンク [水溜]	—	58条に記載	原子炉補機冷却水系配管・弁・サージタンク [流路]	—	48条に記載	原子炉補機冷却水ポンプ	—	48条に記載	原子炉補機冷却海水ポンプ	—	48条に記載	原子炉補機冷却海水 (原子炉補機冷却海水系を含む。) 配管・弁・海水系ストレーナ・サージタンク [流路]	—	48条に記載	原子炉補機冷却海水熱交換器	—	48条に記載	貯留槽	—	その他の設備に記載	取水口	—	その他の設備に記載	取水路	—	その他の設備に記載	海水ポンプ室	—	その他の設備に記載	関連条文	系統機能	主要設備	対策 <sup>(1)</sup>	備考 ※設計基準仕様	50	原子炉格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱	フィルタ装置	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	フィルタ装置出口側圧力開放装置	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	原子炉格納容器フィルタベント系 配管・弁 [流路]	①		原子炉格納容器調気系 配管・弁 [流路]	①		遠隔手動弁操作設備	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	原子炉格納容器 (真空破壊装置を含む。) [吐出定]	—	その他の設備に記載	51	原子炉格納容器下部注水系 (常設) (復水移送ポンプ) による原子炉格納容器下部への注水	復水移送ポンプ	①		補給水系配管・弁 [流路]	①		51	原子炉格納容器下部注水系 (常設) (復水移送ポンプ) による原子炉格納容器下部への注水	高圧炉心スプレー系配管・弁 [流路]	①		燃料プール補給水系 [流路]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	原子炉格納容器 [注水先]	—	その他の設備に記載			復水貯蔵タンク [水溜]	—	58条に記載	<p>第1表：常設重大事故等対処施設一覧表 (建屋内及び建屋外) (13/51)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条文</th> <th>系統機能</th> <th>主要設備</th> <th>対策<sup>(1)</sup></th> <th>備考 ※設計基準仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">47</td> <td rowspan="10">再循環運転 (高圧注入ポンプ) (1次冷却材喪失事象が発生している場合、フロントライン系機能喪失時)</td> <td>高圧注入ポンプ</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>格納容器再循環サンプ [水溜]</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>格納容器再循環サンプスクリーン [流路]</td> <td>②</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>安全注入ポンプ再循環サンプ側入口C/V外側隔離弁 [流路]</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>ほう籠注入タンク [流路]</td> <td>②</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>高圧再循環系 配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却設備 (原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却海水ポンプ、原子炉補機冷却海水サージタンク、原子炉補機冷却水冷却器並びに原子炉補機冷却水設備 配管・弁 [流路] ) 及び原子炉補機冷却海水設備 配管・弁・ストレーナ [流路]</td> <td>—</td> <td>48条に記載</td> </tr> <tr> <td>1次冷却設備 [流路] (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管)</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td>原子炉容器 [注水先]</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第1表：常設重大事故等対処施設一覧表 (建屋内及び建屋外) (14/51)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条文</th> <th>系統機能</th> <th>主要設備</th> <th>対策<sup>(1)</sup></th> <th>備考 ※設計基準仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">47</td> <td rowspan="10">代替再循環運転 (B-格納容器スプレーポンプ) (1次冷却材喪失事象が発生している場合、フロントライン系機能喪失時)</td> <td>B-格納容器スプレーポンプ</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>B-格納容器再循環サンプ [水溜]</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>B-格納容器再循環サンプスクリーン [流路]</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>B-格納容器スプレー冷却器 [流路]</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>B-安全注入ポンプ再循環サンプ側入口C/V外側隔離弁 [流路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器スプレー設備及び余熱除去設備 配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却設備 (原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却海水ポンプ、原子炉補機冷却海水サージタンク、原子炉補機冷却水冷却器並びに原子炉補機冷却水設備 配管・弁 [流路] ) 及び原子炉補機冷却海水設備 配管・弁・ストレーナ [流路]</td> <td>—</td> <td>48条に記載</td> </tr> <tr> <td>1次冷却設備 [流路] (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管)</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td>原子炉容器 [注水先]</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	関連条文	系統機能	主要設備	対策 <sup>(1)</sup>	備考 ※設計基準仕様	47	再循環運転 (高圧注入ポンプ) (1次冷却材喪失事象が発生している場合、フロントライン系機能喪失時)	高圧注入ポンプ	①	※	格納容器再循環サンプ [水溜]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	格納容器再循環サンプスクリーン [流路]	②	※	安全注入ポンプ再循環サンプ側入口C/V外側隔離弁 [流路]	①	※	ほう籠注入タンク [流路]	②	※	高圧再循環系 配管・弁 [流路]	①	※	原子炉補機冷却設備 (原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却海水ポンプ、原子炉補機冷却海水サージタンク、原子炉補機冷却水冷却器並びに原子炉補機冷却水設備 配管・弁 [流路] ) 及び原子炉補機冷却海水設備 配管・弁・ストレーナ [流路]	—	48条に記載	1次冷却設備 [流路] (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管)	—	その他の設備に記載	原子炉容器 [注水先]	—	その他の設備に記載						関連条文	系統機能	主要設備	対策 <sup>(1)</sup>	備考 ※設計基準仕様	47	代替再循環運転 (B-格納容器スプレーポンプ) (1次冷却材喪失事象が発生している場合、フロントライン系機能喪失時)	B-格納容器スプレーポンプ	①		B-格納容器再循環サンプ [水溜]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	B-格納容器再循環サンプスクリーン [流路]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	B-格納容器スプレー冷却器 [流路]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	B-安全注入ポンプ再循環サンプ側入口C/V外側隔離弁 [流路]	①		原子炉格納容器スプレー設備及び余熱除去設備 配管・弁 [流路]	①		原子炉補機冷却設備 (原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却海水ポンプ、原子炉補機冷却海水サージタンク、原子炉補機冷却水冷却器並びに原子炉補機冷却水設備 配管・弁 [流路] ) 及び原子炉補機冷却海水設備 配管・弁・ストレーナ [流路]	—	48条に記載	1次冷却設備 [流路] (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管)	—	その他の設備に記載	原子炉容器 [注水先]	—	その他の設備に記載						<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> <li>炉型による設備構成及び設計の相違</li> </ul>
関連条文	系統機能	主要設備	対策 <sup>(1)</sup>	備考 ※設計基準仕様																																																																																																																																																																																								
50	代替循環冷却系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱	代替循環冷却ポンプ	①																																																																																																																																																																																									
		残留熱除去系熱交換器	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																																																																																																																																								
		残留熱除去系配管・弁・ストレーナ [流路]	①																																																																																																																																																																																									
		補給水系配管・弁 [流路]	①																																																																																																																																																																																									
		スプレー管 [流路]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																																																																																																																																								
		原子炉圧力容器 [注水先]	—	その他の設備に記載																																																																																																																																																																																								
		原子炉格納容器 [注水先]	—	その他の設備に記載																																																																																																																																																																																								
		サブセッションタンク [水溜]	—	58条に記載																																																																																																																																																																																								
		原子炉補機冷却水系配管・弁・サージタンク [流路]	—	48条に記載																																																																																																																																																																																								
		原子炉補機冷却水ポンプ	—	48条に記載																																																																																																																																																																																								
		原子炉補機冷却海水ポンプ	—	48条に記載																																																																																																																																																																																								
		原子炉補機冷却海水 (原子炉補機冷却海水系を含む。) 配管・弁・海水系ストレーナ・サージタンク [流路]	—	48条に記載																																																																																																																																																																																								
		原子炉補機冷却海水熱交換器	—	48条に記載																																																																																																																																																																																								
		貯留槽	—	その他の設備に記載																																																																																																																																																																																								
		取水口	—	その他の設備に記載																																																																																																																																																																																								
取水路	—	その他の設備に記載																																																																																																																																																																																										
海水ポンプ室	—	その他の設備に記載																																																																																																																																																																																										
関連条文	系統機能	主要設備	対策 <sup>(1)</sup>	備考 ※設計基準仕様																																																																																																																																																																																								
50	原子炉格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱	フィルタ装置	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																																																																																																																																								
		フィルタ装置出口側圧力開放装置	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																																																																																																																																								
		原子炉格納容器フィルタベント系 配管・弁 [流路]	①																																																																																																																																																																																									
		原子炉格納容器調気系 配管・弁 [流路]	①																																																																																																																																																																																									
		遠隔手動弁操作設備	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																																																																																																																																								
		原子炉格納容器 (真空破壊装置を含む。) [吐出定]	—	その他の設備に記載																																																																																																																																																																																								
51	原子炉格納容器下部注水系 (常設) (復水移送ポンプ) による原子炉格納容器下部への注水	復水移送ポンプ	①																																																																																																																																																																																									
		補給水系配管・弁 [流路]	①																																																																																																																																																																																									
51	原子炉格納容器下部注水系 (常設) (復水移送ポンプ) による原子炉格納容器下部への注水	高圧炉心スプレー系配管・弁 [流路]	①																																																																																																																																																																																									
		燃料プール補給水系 [流路]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																																																																																																																																								
		原子炉格納容器 [注水先]	—	その他の設備に記載																																																																																																																																																																																								
		復水貯蔵タンク [水溜]	—	58条に記載																																																																																																																																																																																								
関連条文	系統機能	主要設備	対策 <sup>(1)</sup>	備考 ※設計基準仕様																																																																																																																																																																																								
47	再循環運転 (高圧注入ポンプ) (1次冷却材喪失事象が発生している場合、フロントライン系機能喪失時)	高圧注入ポンプ	①	※																																																																																																																																																																																								
		格納容器再循環サンプ [水溜]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																																																																																																																																								
		格納容器再循環サンプスクリーン [流路]	②	※																																																																																																																																																																																								
		安全注入ポンプ再循環サンプ側入口C/V外側隔離弁 [流路]	①	※																																																																																																																																																																																								
		ほう籠注入タンク [流路]	②	※																																																																																																																																																																																								
		高圧再循環系 配管・弁 [流路]	①	※																																																																																																																																																																																								
		原子炉補機冷却設備 (原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却海水ポンプ、原子炉補機冷却海水サージタンク、原子炉補機冷却水冷却器並びに原子炉補機冷却水設備 配管・弁 [流路] ) 及び原子炉補機冷却海水設備 配管・弁・ストレーナ [流路]	—	48条に記載																																																																																																																																																																																								
		1次冷却設備 [流路] (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管)	—	その他の設備に記載																																																																																																																																																																																								
		原子炉容器 [注水先]	—	その他の設備に記載																																																																																																																																																																																								
関連条文	系統機能	主要設備	対策 <sup>(1)</sup>	備考 ※設計基準仕様																																																																																																																																																																																								
47	代替再循環運転 (B-格納容器スプレーポンプ) (1次冷却材喪失事象が発生している場合、フロントライン系機能喪失時)	B-格納容器スプレーポンプ	①																																																																																																																																																																																									
		B-格納容器再循環サンプ [水溜]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																																																																																																																																								
		B-格納容器再循環サンプスクリーン [流路]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																																																																																																																																								
		B-格納容器スプレー冷却器 [流路]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																																																																																																																																								
		B-安全注入ポンプ再循環サンプ側入口C/V外側隔離弁 [流路]	①																																																																																																																																																																																									
		原子炉格納容器スプレー設備及び余熱除去設備 配管・弁 [流路]	①																																																																																																																																																																																									
		原子炉補機冷却設備 (原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却海水ポンプ、原子炉補機冷却海水サージタンク、原子炉補機冷却水冷却器並びに原子炉補機冷却水設備 配管・弁 [流路] ) 及び原子炉補機冷却海水設備 配管・弁・ストレーナ [流路]	—	48条に記載																																																																																																																																																																																								
		1次冷却設備 [流路] (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管)	—	その他の設備に記載																																																																																																																																																																																								
		原子炉容器 [注水先]	—	その他の設備に記載																																																																																																																																																																																								

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料 41-2 添付資料1 泊発電所3号炉重大事故等対処施設一覧表 (建屋内及び建屋外))

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																					
	<p>第1表：常設重大事故等対処施設一覧表 (建屋内及び建屋外) (12/32)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条文</th> <th>系統機能</th> <th>主要設備</th> <th>対策①</th> <th>備考 ※設計基準拡張</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">51</td> <td rowspan="4">原子炉格納容器下部注水系統 (常設) (代替循環冷却ポンプ) による原子炉格納容器下部への注水</td> <td>代替循環冷却ポンプ</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>残留熱除去系熱交換器・配管・弁・ストレーナ〔流路〕</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>補給水系配管・弁〔流路〕</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器〔注水先〕</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">51</td> <td rowspan="4">原子炉格納容器下部注水系統 (可搬型) による原子炉格納容器下部への注水</td> <td>サブプレッションチェンバ〔水側〕</td> <td>—</td> <td>56条に記載</td> </tr> <tr> <td>補給水系 配管・弁〔流路〕</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器〔注水先〕</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td>取水貯水槽 (No.1)〔水側〕</td> <td>—</td> <td>56条に記載</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td> <p>第1表：常設重大事故等対処施設一覧表 (建屋内及び建屋外) (13/32)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条文</th> <th>系統機能</th> <th>主要設備</th> <th>対策①</th> <th>備考 ※設計基準拡張</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">51</td> <td rowspan="6">原子炉格納容器代替スプレィ冷却系 (常設) による原子炉格納容器下部への注水</td> <td>復水移送ポンプ</td> <td>—</td> <td>49条に記載</td> </tr> <tr> <td>補給水系配管・弁〔流路〕</td> <td>—</td> <td>49条に記載</td> </tr> <tr> <td>高圧炉心スプレィ系配管・弁〔流路〕</td> <td>—</td> <td>49条に記載</td> </tr> <tr> <td>燃料プール補給水系〔流路〕</td> <td>—</td> <td>49条に記載</td> </tr> <tr> <td>残留熱除去系配管・弁〔流路〕</td> <td>—</td> <td>49条に記載</td> </tr> <tr> <td>ベネレイ管〔流路〕</td> <td>—</td> <td>49条に記載</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">51</td> <td rowspan="4">原子炉格納容器下部注水</td> <td>原子炉格納容器〔注水先〕</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td>復水貯蔵タンク〔水側〕</td> <td>—</td> <td>56条に記載</td> </tr> <tr> <td>残留熱除去系配管・弁〔流路〕</td> <td>—</td> <td>49条に記載</td> </tr> <tr> <td>スプレィ管〔流路〕</td> <td>—</td> <td>49条に記載</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">51</td> <td rowspan="4">原子炉格納容器代替スプレィ冷却系 (可搬型) による原子炉格納容器下部への注水</td> <td>原子炉格納容器〔注水先〕</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td>取水貯水槽 (No.1)〔水側〕</td> <td>—</td> <td>56条に記載</td> </tr> <tr> <td>取水貯水槽 (No.2)〔水側〕</td> <td>—</td> <td>56条に記載</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </td> <td> <p>第1表：常設重大事故等対処施設一覧表 (建屋内及び建屋外) (15/51)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条文</th> <th>系統機能</th> <th>主要設備</th> <th>対策①</th> <th>備考 ※設計基準拡張</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">47</td> <td rowspan="10">炉心注水 (高圧注入ポンプ) (1次冷却材喪失事故が発生している場合、フロントライン系機能喪失時)</td> <td>高圧注入ポンプ</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>燃料取替用水ビット〔水側〕</td> <td>②</td> <td>※ 不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>ほう入注入タンク〔流路〕</td> <td>②</td> <td>※ 不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>非常用炉心冷却設備 配管・弁〔流路〕</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>高圧注入系 配管・弁〔流路〕</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却設備 (原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却海水ポンプ、原子炉補機冷却水サージタンク、原子炉補機冷却水冷却器並びに原子炉補機冷却設備 配管・弁〔流路〕及び原子炉補機冷却海水設備 配管・弁・ストレーナ〔流路〕)</td> <td>—</td> <td>40条に記載</td> </tr> <tr> <td>1次冷却設備〔流路〕 (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管)</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td>原子炉容器〔注水先〕</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td> <p>第1表：常設重大事故等対処施設一覧表 (建屋内及び建屋外) (16/51)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条文</th> <th>系統機能</th> <th>主要設備</th> <th>対策①</th> <th>備考 ※設計基準拡張</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">47</td> <td rowspan="8">炉心注水 (充てんポンプ) (1次冷却材喪失事故が発生している場合、フロントライン系機能喪失時)</td> <td>充てんポンプ</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料取替用水ビット〔水側〕</td> <td>②</td> <td>※ 不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>再生熱交換器〔流路〕</td> <td>②</td> <td>※ 不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>非常用炉心冷却設備 配管・弁〔流路〕</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>化学体積制御設備 配管・弁〔流路〕</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却設備 (原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却海水ポンプ、原子炉補機冷却水サージタンク、原子炉補機冷却水冷却器並びに原子炉補機冷却設備 配管・弁〔流路〕及び原子炉補機冷却海水設備 配管・弁・ストレーナ〔流路〕)</td> <td>—</td> <td>48条に記載</td> </tr> <tr> <td>1次冷却設備〔流路〕 (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管)</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td>原子炉容器〔注水先〕</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> </tbody> </table> </td> <td> <p>【女川】 ■設計の相違 炉型による設備構成及び設計の相違</p> </td> </tr> </tbody> </table> </td></tr></tbody></table>	関連条文	系統機能	主要設備	対策①	備考 ※設計基準拡張	51	原子炉格納容器下部注水系統 (常設) (代替循環冷却ポンプ) による原子炉格納容器下部への注水	代替循環冷却ポンプ	①		残留熱除去系熱交換器・配管・弁・ストレーナ〔流路〕	①		補給水系配管・弁〔流路〕	①		原子炉格納容器〔注水先〕	—	その他の設備に記載	51	原子炉格納容器下部注水系統 (可搬型) による原子炉格納容器下部への注水	サブプレッションチェンバ〔水側〕	—	56条に記載	補給水系 配管・弁〔流路〕	①		原子炉格納容器〔注水先〕	—	その他の設備に記載	取水貯水槽 (No.1)〔水側〕	—	56条に記載						<p>第1表：常設重大事故等対処施設一覧表 (建屋内及び建屋外) (13/32)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条文</th> <th>系統機能</th> <th>主要設備</th> <th>対策①</th> <th>備考 ※設計基準拡張</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">51</td> <td rowspan="6">原子炉格納容器代替スプレィ冷却系 (常設) による原子炉格納容器下部への注水</td> <td>復水移送ポンプ</td> <td>—</td> <td>49条に記載</td> </tr> <tr> <td>補給水系配管・弁〔流路〕</td> <td>—</td> <td>49条に記載</td> </tr> <tr> <td>高圧炉心スプレィ系配管・弁〔流路〕</td> <td>—</td> <td>49条に記載</td> </tr> <tr> <td>燃料プール補給水系〔流路〕</td> <td>—</td> <td>49条に記載</td> </tr> <tr> <td>残留熱除去系配管・弁〔流路〕</td> <td>—</td> <td>49条に記載</td> </tr> <tr> <td>ベネレイ管〔流路〕</td> <td>—</td> <td>49条に記載</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">51</td> <td rowspan="4">原子炉格納容器下部注水</td> <td>原子炉格納容器〔注水先〕</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td>復水貯蔵タンク〔水側〕</td> <td>—</td> <td>56条に記載</td> </tr> <tr> <td>残留熱除去系配管・弁〔流路〕</td> <td>—</td> <td>49条に記載</td> </tr> <tr> <td>スプレィ管〔流路〕</td> <td>—</td> <td>49条に記載</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">51</td> <td rowspan="4">原子炉格納容器代替スプレィ冷却系 (可搬型) による原子炉格納容器下部への注水</td> <td>原子炉格納容器〔注水先〕</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td>取水貯水槽 (No.1)〔水側〕</td> <td>—</td> <td>56条に記載</td> </tr> <tr> <td>取水貯水槽 (No.2)〔水側〕</td> <td>—</td> <td>56条に記載</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	関連条文	系統機能	主要設備	対策①	備考 ※設計基準拡張	51	原子炉格納容器代替スプレィ冷却系 (常設) による原子炉格納容器下部への注水	復水移送ポンプ	—	49条に記載	補給水系配管・弁〔流路〕	—	49条に記載	高圧炉心スプレィ系配管・弁〔流路〕	—	49条に記載	燃料プール補給水系〔流路〕	—	49条に記載	残留熱除去系配管・弁〔流路〕	—	49条に記載	ベネレイ管〔流路〕	—	49条に記載	51	原子炉格納容器下部注水	原子炉格納容器〔注水先〕	—	その他の設備に記載	復水貯蔵タンク〔水側〕	—	56条に記載	残留熱除去系配管・弁〔流路〕	—	49条に記載	スプレィ管〔流路〕	—	49条に記載	51	原子炉格納容器代替スプレィ冷却系 (可搬型) による原子炉格納容器下部への注水	原子炉格納容器〔注水先〕	—	その他の設備に記載	取水貯水槽 (No.1)〔水側〕	—	56条に記載	取水貯水槽 (No.2)〔水側〕	—	56条に記載					<p>第1表：常設重大事故等対処施設一覧表 (建屋内及び建屋外) (15/51)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条文</th> <th>系統機能</th> <th>主要設備</th> <th>対策①</th> <th>備考 ※設計基準拡張</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">47</td> <td rowspan="10">炉心注水 (高圧注入ポンプ) (1次冷却材喪失事故が発生している場合、フロントライン系機能喪失時)</td> <td>高圧注入ポンプ</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>燃料取替用水ビット〔水側〕</td> <td>②</td> <td>※ 不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>ほう入注入タンク〔流路〕</td> <td>②</td> <td>※ 不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>非常用炉心冷却設備 配管・弁〔流路〕</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>高圧注入系 配管・弁〔流路〕</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却設備 (原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却海水ポンプ、原子炉補機冷却水サージタンク、原子炉補機冷却水冷却器並びに原子炉補機冷却設備 配管・弁〔流路〕及び原子炉補機冷却海水設備 配管・弁・ストレーナ〔流路〕)</td> <td>—</td> <td>40条に記載</td> </tr> <tr> <td>1次冷却設備〔流路〕 (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管)</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td>原子炉容器〔注水先〕</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td> <p>第1表：常設重大事故等対処施設一覧表 (建屋内及び建屋外) (16/51)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条文</th> <th>系統機能</th> <th>主要設備</th> <th>対策①</th> <th>備考 ※設計基準拡張</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">47</td> <td rowspan="8">炉心注水 (充てんポンプ) (1次冷却材喪失事故が発生している場合、フロントライン系機能喪失時)</td> <td>充てんポンプ</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料取替用水ビット〔水側〕</td> <td>②</td> <td>※ 不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>再生熱交換器〔流路〕</td> <td>②</td> <td>※ 不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>非常用炉心冷却設備 配管・弁〔流路〕</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>化学体積制御設備 配管・弁〔流路〕</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却設備 (原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却海水ポンプ、原子炉補機冷却水サージタンク、原子炉補機冷却水冷却器並びに原子炉補機冷却設備 配管・弁〔流路〕及び原子炉補機冷却海水設備 配管・弁・ストレーナ〔流路〕)</td> <td>—</td> <td>48条に記載</td> </tr> <tr> <td>1次冷却設備〔流路〕 (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管)</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td>原子炉容器〔注水先〕</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> </tbody> </table> </td> <td> <p>【女川】 ■設計の相違 炉型による設備構成及び設計の相違</p> </td> </tr> </tbody> </table>	関連条文	系統機能	主要設備	対策①	備考 ※設計基準拡張	47	炉心注水 (高圧注入ポンプ) (1次冷却材喪失事故が発生している場合、フロントライン系機能喪失時)	高圧注入ポンプ	①	※	燃料取替用水ビット〔水側〕	②	※ 不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	ほう入注入タンク〔流路〕	②	※ 不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	非常用炉心冷却設備 配管・弁〔流路〕	①	※	高圧注入系 配管・弁〔流路〕	①	※	原子炉補機冷却設備 (原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却海水ポンプ、原子炉補機冷却水サージタンク、原子炉補機冷却水冷却器並びに原子炉補機冷却設備 配管・弁〔流路〕及び原子炉補機冷却海水設備 配管・弁・ストレーナ〔流路〕)	—	40条に記載	1次冷却設備〔流路〕 (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管)	—	その他の設備に記載	原子炉容器〔注水先〕	—	その他の設備に記載										<p>第1表：常設重大事故等対処施設一覧表 (建屋内及び建屋外) (16/51)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条文</th> <th>系統機能</th> <th>主要設備</th> <th>対策①</th> <th>備考 ※設計基準拡張</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">47</td> <td rowspan="8">炉心注水 (充てんポンプ) (1次冷却材喪失事故が発生している場合、フロントライン系機能喪失時)</td> <td>充てんポンプ</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料取替用水ビット〔水側〕</td> <td>②</td> <td>※ 不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>再生熱交換器〔流路〕</td> <td>②</td> <td>※ 不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>非常用炉心冷却設備 配管・弁〔流路〕</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>化学体積制御設備 配管・弁〔流路〕</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却設備 (原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却海水ポンプ、原子炉補機冷却水サージタンク、原子炉補機冷却水冷却器並びに原子炉補機冷却設備 配管・弁〔流路〕及び原子炉補機冷却海水設備 配管・弁・ストレーナ〔流路〕)</td> <td>—</td> <td>48条に記載</td> </tr> <tr> <td>1次冷却設備〔流路〕 (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管)</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td>原子炉容器〔注水先〕</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> </tbody> </table>	関連条文	系統機能	主要設備	対策①	備考 ※設計基準拡張	47	炉心注水 (充てんポンプ) (1次冷却材喪失事故が発生している場合、フロントライン系機能喪失時)	充てんポンプ	①		燃料取替用水ビット〔水側〕	②	※ 不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	再生熱交換器〔流路〕	②	※ 不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	非常用炉心冷却設備 配管・弁〔流路〕	①		化学体積制御設備 配管・弁〔流路〕	①		原子炉補機冷却設備 (原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却海水ポンプ、原子炉補機冷却水サージタンク、原子炉補機冷却水冷却器並びに原子炉補機冷却設備 配管・弁〔流路〕及び原子炉補機冷却海水設備 配管・弁・ストレーナ〔流路〕)	—	48条に記載	1次冷却設備〔流路〕 (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管)	—	その他の設備に記載	原子炉容器〔注水先〕	—	その他の設備に記載	<p>【女川】 ■設計の相違 炉型による設備構成及び設計の相違</p>
関連条文	系統機能	主要設備	対策①	備考 ※設計基準拡張																																																																																																																																																																				
51	原子炉格納容器下部注水系統 (常設) (代替循環冷却ポンプ) による原子炉格納容器下部への注水	代替循環冷却ポンプ	①																																																																																																																																																																					
		残留熱除去系熱交換器・配管・弁・ストレーナ〔流路〕	①																																																																																																																																																																					
		補給水系配管・弁〔流路〕	①																																																																																																																																																																					
		原子炉格納容器〔注水先〕	—	その他の設備に記載																																																																																																																																																																				
51	原子炉格納容器下部注水系統 (可搬型) による原子炉格納容器下部への注水	サブプレッションチェンバ〔水側〕	—	56条に記載																																																																																																																																																																				
		補給水系 配管・弁〔流路〕	①																																																																																																																																																																					
		原子炉格納容器〔注水先〕	—	その他の設備に記載																																																																																																																																																																				
		取水貯水槽 (No.1)〔水側〕	—	56条に記載																																																																																																																																																																				
	<p>第1表：常設重大事故等対処施設一覧表 (建屋内及び建屋外) (13/32)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条文</th> <th>系統機能</th> <th>主要設備</th> <th>対策①</th> <th>備考 ※設計基準拡張</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">51</td> <td rowspan="6">原子炉格納容器代替スプレィ冷却系 (常設) による原子炉格納容器下部への注水</td> <td>復水移送ポンプ</td> <td>—</td> <td>49条に記載</td> </tr> <tr> <td>補給水系配管・弁〔流路〕</td> <td>—</td> <td>49条に記載</td> </tr> <tr> <td>高圧炉心スプレィ系配管・弁〔流路〕</td> <td>—</td> <td>49条に記載</td> </tr> <tr> <td>燃料プール補給水系〔流路〕</td> <td>—</td> <td>49条に記載</td> </tr> <tr> <td>残留熱除去系配管・弁〔流路〕</td> <td>—</td> <td>49条に記載</td> </tr> <tr> <td>ベネレイ管〔流路〕</td> <td>—</td> <td>49条に記載</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">51</td> <td rowspan="4">原子炉格納容器下部注水</td> <td>原子炉格納容器〔注水先〕</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td>復水貯蔵タンク〔水側〕</td> <td>—</td> <td>56条に記載</td> </tr> <tr> <td>残留熱除去系配管・弁〔流路〕</td> <td>—</td> <td>49条に記載</td> </tr> <tr> <td>スプレィ管〔流路〕</td> <td>—</td> <td>49条に記載</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">51</td> <td rowspan="4">原子炉格納容器代替スプレィ冷却系 (可搬型) による原子炉格納容器下部への注水</td> <td>原子炉格納容器〔注水先〕</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td>取水貯水槽 (No.1)〔水側〕</td> <td>—</td> <td>56条に記載</td> </tr> <tr> <td>取水貯水槽 (No.2)〔水側〕</td> <td>—</td> <td>56条に記載</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	関連条文	系統機能	主要設備	対策①	備考 ※設計基準拡張	51	原子炉格納容器代替スプレィ冷却系 (常設) による原子炉格納容器下部への注水	復水移送ポンプ	—	49条に記載	補給水系配管・弁〔流路〕	—	49条に記載	高圧炉心スプレィ系配管・弁〔流路〕	—	49条に記載	燃料プール補給水系〔流路〕	—	49条に記載	残留熱除去系配管・弁〔流路〕	—	49条に記載	ベネレイ管〔流路〕	—	49条に記載	51	原子炉格納容器下部注水	原子炉格納容器〔注水先〕	—	その他の設備に記載	復水貯蔵タンク〔水側〕	—	56条に記載	残留熱除去系配管・弁〔流路〕	—	49条に記載	スプレィ管〔流路〕	—	49条に記載	51	原子炉格納容器代替スプレィ冷却系 (可搬型) による原子炉格納容器下部への注水	原子炉格納容器〔注水先〕	—	その他の設備に記載	取水貯水槽 (No.1)〔水側〕	—	56条に記載	取水貯水槽 (No.2)〔水側〕	—	56条に記載					<p>第1表：常設重大事故等対処施設一覧表 (建屋内及び建屋外) (15/51)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条文</th> <th>系統機能</th> <th>主要設備</th> <th>対策①</th> <th>備考 ※設計基準拡張</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">47</td> <td rowspan="10">炉心注水 (高圧注入ポンプ) (1次冷却材喪失事故が発生している場合、フロントライン系機能喪失時)</td> <td>高圧注入ポンプ</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>燃料取替用水ビット〔水側〕</td> <td>②</td> <td>※ 不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>ほう入注入タンク〔流路〕</td> <td>②</td> <td>※ 不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>非常用炉心冷却設備 配管・弁〔流路〕</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>高圧注入系 配管・弁〔流路〕</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却設備 (原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却海水ポンプ、原子炉補機冷却水サージタンク、原子炉補機冷却水冷却器並びに原子炉補機冷却設備 配管・弁〔流路〕及び原子炉補機冷却海水設備 配管・弁・ストレーナ〔流路〕)</td> <td>—</td> <td>40条に記載</td> </tr> <tr> <td>1次冷却設備〔流路〕 (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管)</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td>原子炉容器〔注水先〕</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td> <p>第1表：常設重大事故等対処施設一覧表 (建屋内及び建屋外) (16/51)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条文</th> <th>系統機能</th> <th>主要設備</th> <th>対策①</th> <th>備考 ※設計基準拡張</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">47</td> <td rowspan="8">炉心注水 (充てんポンプ) (1次冷却材喪失事故が発生している場合、フロントライン系機能喪失時)</td> <td>充てんポンプ</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料取替用水ビット〔水側〕</td> <td>②</td> <td>※ 不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>再生熱交換器〔流路〕</td> <td>②</td> <td>※ 不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>非常用炉心冷却設備 配管・弁〔流路〕</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>化学体積制御設備 配管・弁〔流路〕</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却設備 (原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却海水ポンプ、原子炉補機冷却水サージタンク、原子炉補機冷却水冷却器並びに原子炉補機冷却設備 配管・弁〔流路〕及び原子炉補機冷却海水設備 配管・弁・ストレーナ〔流路〕)</td> <td>—</td> <td>48条に記載</td> </tr> <tr> <td>1次冷却設備〔流路〕 (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管)</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td>原子炉容器〔注水先〕</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> </tbody> </table> </td> <td> <p>【女川】 ■設計の相違 炉型による設備構成及び設計の相違</p> </td> </tr> </tbody> </table>	関連条文	系統機能	主要設備	対策①	備考 ※設計基準拡張	47	炉心注水 (高圧注入ポンプ) (1次冷却材喪失事故が発生している場合、フロントライン系機能喪失時)	高圧注入ポンプ	①	※	燃料取替用水ビット〔水側〕	②	※ 不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	ほう入注入タンク〔流路〕	②	※ 不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	非常用炉心冷却設備 配管・弁〔流路〕	①	※	高圧注入系 配管・弁〔流路〕	①	※	原子炉補機冷却設備 (原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却海水ポンプ、原子炉補機冷却水サージタンク、原子炉補機冷却水冷却器並びに原子炉補機冷却設備 配管・弁〔流路〕及び原子炉補機冷却海水設備 配管・弁・ストレーナ〔流路〕)	—	40条に記載	1次冷却設備〔流路〕 (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管)	—	その他の設備に記載	原子炉容器〔注水先〕	—	その他の設備に記載										<p>第1表：常設重大事故等対処施設一覧表 (建屋内及び建屋外) (16/51)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条文</th> <th>系統機能</th> <th>主要設備</th> <th>対策①</th> <th>備考 ※設計基準拡張</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">47</td> <td rowspan="8">炉心注水 (充てんポンプ) (1次冷却材喪失事故が発生している場合、フロントライン系機能喪失時)</td> <td>充てんポンプ</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料取替用水ビット〔水側〕</td> <td>②</td> <td>※ 不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>再生熱交換器〔流路〕</td> <td>②</td> <td>※ 不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>非常用炉心冷却設備 配管・弁〔流路〕</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>化学体積制御設備 配管・弁〔流路〕</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却設備 (原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却海水ポンプ、原子炉補機冷却水サージタンク、原子炉補機冷却水冷却器並びに原子炉補機冷却設備 配管・弁〔流路〕及び原子炉補機冷却海水設備 配管・弁・ストレーナ〔流路〕)</td> <td>—</td> <td>48条に記載</td> </tr> <tr> <td>1次冷却設備〔流路〕 (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管)</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td>原子炉容器〔注水先〕</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> </tbody> </table>	関連条文	系統機能	主要設備	対策①	備考 ※設計基準拡張	47	炉心注水 (充てんポンプ) (1次冷却材喪失事故が発生している場合、フロントライン系機能喪失時)	充てんポンプ	①		燃料取替用水ビット〔水側〕	②	※ 不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	再生熱交換器〔流路〕	②	※ 不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	非常用炉心冷却設備 配管・弁〔流路〕	①		化学体積制御設備 配管・弁〔流路〕	①		原子炉補機冷却設備 (原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却海水ポンプ、原子炉補機冷却水サージタンク、原子炉補機冷却水冷却器並びに原子炉補機冷却設備 配管・弁〔流路〕及び原子炉補機冷却海水設備 配管・弁・ストレーナ〔流路〕)	—	48条に記載	1次冷却設備〔流路〕 (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管)	—	その他の設備に記載	原子炉容器〔注水先〕	—	その他の設備に記載	<p>【女川】 ■設計の相違 炉型による設備構成及び設計の相違</p>																																							
関連条文	系統機能	主要設備	対策①	備考 ※設計基準拡張																																																																																																																																																																				
51	原子炉格納容器代替スプレィ冷却系 (常設) による原子炉格納容器下部への注水	復水移送ポンプ	—	49条に記載																																																																																																																																																																				
		補給水系配管・弁〔流路〕	—	49条に記載																																																																																																																																																																				
		高圧炉心スプレィ系配管・弁〔流路〕	—	49条に記載																																																																																																																																																																				
		燃料プール補給水系〔流路〕	—	49条に記載																																																																																																																																																																				
		残留熱除去系配管・弁〔流路〕	—	49条に記載																																																																																																																																																																				
		ベネレイ管〔流路〕	—	49条に記載																																																																																																																																																																				
51	原子炉格納容器下部注水	原子炉格納容器〔注水先〕	—	その他の設備に記載																																																																																																																																																																				
		復水貯蔵タンク〔水側〕	—	56条に記載																																																																																																																																																																				
		残留熱除去系配管・弁〔流路〕	—	49条に記載																																																																																																																																																																				
		スプレィ管〔流路〕	—	49条に記載																																																																																																																																																																				
51	原子炉格納容器代替スプレィ冷却系 (可搬型) による原子炉格納容器下部への注水	原子炉格納容器〔注水先〕	—	その他の設備に記載																																																																																																																																																																				
		取水貯水槽 (No.1)〔水側〕	—	56条に記載																																																																																																																																																																				
		取水貯水槽 (No.2)〔水側〕	—	56条に記載																																																																																																																																																																				
関連条文	系統機能	主要設備	対策①	備考 ※設計基準拡張																																																																																																																																																																				
47	炉心注水 (高圧注入ポンプ) (1次冷却材喪失事故が発生している場合、フロントライン系機能喪失時)	高圧注入ポンプ	①	※																																																																																																																																																																				
		燃料取替用水ビット〔水側〕	②	※ 不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																																																																																																																				
		ほう入注入タンク〔流路〕	②	※ 不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																																																																																																																				
		非常用炉心冷却設備 配管・弁〔流路〕	①	※																																																																																																																																																																				
		高圧注入系 配管・弁〔流路〕	①	※																																																																																																																																																																				
		原子炉補機冷却設備 (原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却海水ポンプ、原子炉補機冷却水サージタンク、原子炉補機冷却水冷却器並びに原子炉補機冷却設備 配管・弁〔流路〕及び原子炉補機冷却海水設備 配管・弁・ストレーナ〔流路〕)	—	40条に記載																																																																																																																																																																				
		1次冷却設備〔流路〕 (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管)	—	その他の設備に記載																																																																																																																																																																				
		原子炉容器〔注水先〕	—	その他の設備に記載																																																																																																																																																																				
	<p>第1表：常設重大事故等対処施設一覧表 (建屋内及び建屋外) (16/51)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条文</th> <th>系統機能</th> <th>主要設備</th> <th>対策①</th> <th>備考 ※設計基準拡張</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">47</td> <td rowspan="8">炉心注水 (充てんポンプ) (1次冷却材喪失事故が発生している場合、フロントライン系機能喪失時)</td> <td>充てんポンプ</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料取替用水ビット〔水側〕</td> <td>②</td> <td>※ 不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>再生熱交換器〔流路〕</td> <td>②</td> <td>※ 不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>非常用炉心冷却設備 配管・弁〔流路〕</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>化学体積制御設備 配管・弁〔流路〕</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却設備 (原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却海水ポンプ、原子炉補機冷却水サージタンク、原子炉補機冷却水冷却器並びに原子炉補機冷却設備 配管・弁〔流路〕及び原子炉補機冷却海水設備 配管・弁・ストレーナ〔流路〕)</td> <td>—</td> <td>48条に記載</td> </tr> <tr> <td>1次冷却設備〔流路〕 (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管)</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td>原子炉容器〔注水先〕</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> </tbody> </table>	関連条文	系統機能	主要設備	対策①	備考 ※設計基準拡張	47	炉心注水 (充てんポンプ) (1次冷却材喪失事故が発生している場合、フロントライン系機能喪失時)	充てんポンプ	①		燃料取替用水ビット〔水側〕	②	※ 不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	再生熱交換器〔流路〕	②	※ 不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	非常用炉心冷却設備 配管・弁〔流路〕	①		化学体積制御設備 配管・弁〔流路〕	①		原子炉補機冷却設備 (原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却海水ポンプ、原子炉補機冷却水サージタンク、原子炉補機冷却水冷却器並びに原子炉補機冷却設備 配管・弁〔流路〕及び原子炉補機冷却海水設備 配管・弁・ストレーナ〔流路〕)	—	48条に記載	1次冷却設備〔流路〕 (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管)	—	その他の設備に記載	原子炉容器〔注水先〕	—	その他の設備に記載	<p>【女川】 ■設計の相違 炉型による設備構成及び設計の相違</p>																																																																																																																																							
関連条文	系統機能	主要設備	対策①	備考 ※設計基準拡張																																																																																																																																																																				
47	炉心注水 (充てんポンプ) (1次冷却材喪失事故が発生している場合、フロントライン系機能喪失時)	充てんポンプ	①																																																																																																																																																																					
		燃料取替用水ビット〔水側〕	②	※ 不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																																																																																																																				
		再生熱交換器〔流路〕	②	※ 不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																																																																																																																				
		非常用炉心冷却設備 配管・弁〔流路〕	①																																																																																																																																																																					
		化学体積制御設備 配管・弁〔流路〕	①																																																																																																																																																																					
		原子炉補機冷却設備 (原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却海水ポンプ、原子炉補機冷却水サージタンク、原子炉補機冷却水冷却器並びに原子炉補機冷却設備 配管・弁〔流路〕及び原子炉補機冷却海水設備 配管・弁・ストレーナ〔流路〕)	—	48条に記載																																																																																																																																																																				
		1次冷却設備〔流路〕 (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管)	—	その他の設備に記載																																																																																																																																																																				
		原子炉容器〔注水先〕	—	その他の設備に記載																																																																																																																																																																				

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																																																										
	<p>第1表：常設重大事故等対処施設一覧表 (建屋内及び建屋外) (14/32)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条文</th> <th>系統機能</th> <th>主要設備</th> <th>対策<sup>①</sup></th> <th>備考 ※設計基準拡張</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="14">51</td> <td rowspan="14">代替蓄熱冷却系による原子炉格納容器下部への注水</td> <td>代替蓄熱冷却ポンプ</td> <td>—</td> <td>50条に記載</td> </tr> <tr> <td>残留熱除去系熱交換器</td> <td>—</td> <td>50条に記載</td> </tr> <tr> <td>残留熱除去系配管・弁・ストレーナ<sup>②</sup></td> <td>—</td> <td>50条に記載</td> </tr> <tr> <td>スプレイ管<sup>③</sup></td> <td>—</td> <td>50条に記載</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器<sup>④</sup> [注水先]</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td>サブレンションチェンパ<sup>⑤</sup> [水側]</td> <td>—</td> <td>56条に記載</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納冷却系配管・弁・サージタンク<sup>⑥</sup></td> <td>—</td> <td>48条に記載</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納冷却ポンプ</td> <td>—</td> <td>48条に記載</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納冷却海水ポンプ</td> <td>—</td> <td>48条に記載</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納冷却水系 (原子炉格納冷却海水系を含む。) 配管・弁・電水系ストレーナ・サージタンク<sup>⑦</sup></td> <td>—</td> <td>48条に記載</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納冷却水系熱交換器</td> <td>—</td> <td>48条に記載</td> </tr> <tr> <td>貯留庫</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td>取水口</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td>取水路</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td>電水ポンプ室</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">51</td> <td rowspan="3">降熱炉心の落下遅延・防止</td> <td>高圧代替注水系</td> <td>—</td> <td>45条に記載</td> </tr> <tr> <td>ほう酸水注入系</td> <td>—</td> <td>44条に記載</td> </tr> <tr> <td>低圧代替注水系 (常設) (海水移送ポンプ)</td> <td>—</td> <td>47条に記載</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">52</td> <td rowspan="2">原子炉格納容器内不活性化による原子炉格納容器水層爆発防止</td> <td>代替蓄熱冷却系</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(原子炉格納容器調気系)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">52</td> <td rowspan="2">可搬型窒素ガス供給装置による原子炉格納容器内の不活性化</td> <td>原子炉格納容器調気系 配管・弁<sup>⑧</sup></td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器<sup>④</sup> [注水先]</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> </tbody> </table>	関連条文	系統機能	主要設備	対策 <sup>①</sup>	備考 ※設計基準拡張	51	代替蓄熱冷却系による原子炉格納容器下部への注水	代替蓄熱冷却ポンプ	—	50条に記載	残留熱除去系熱交換器	—	50条に記載	残留熱除去系配管・弁・ストレーナ <sup>②</sup>	—	50条に記載	スプレイ管 <sup>③</sup>	—	50条に記載	原子炉格納容器 <sup>④</sup> [注水先]	—	その他の設備に記載	サブレンションチェンパ <sup>⑤</sup> [水側]	—	56条に記載	原子炉格納冷却系配管・弁・サージタンク <sup>⑥</sup>	—	48条に記載	原子炉格納冷却ポンプ	—	48条に記載	原子炉格納冷却海水ポンプ	—	48条に記載	原子炉格納冷却水系 (原子炉格納冷却海水系を含む。) 配管・弁・電水系ストレーナ・サージタンク <sup>⑦</sup>	—	48条に記載	原子炉格納冷却水系熱交換器	—	48条に記載	貯留庫	—	その他の設備に記載	取水口	—	その他の設備に記載	取水路	—	その他の設備に記載	電水ポンプ室	—	その他の設備に記載	51	降熱炉心の落下遅延・防止	高圧代替注水系	—	45条に記載	ほう酸水注入系	—	44条に記載	低圧代替注水系 (常設) (海水移送ポンプ)	—	47条に記載	52	原子炉格納容器内不活性化による原子炉格納容器水層爆発防止	代替蓄熱冷却系	①		(原子炉格納容器調気系)			52	可搬型窒素ガス供給装置による原子炉格納容器内の不活性化	原子炉格納容器調気系 配管・弁 <sup>⑧</sup>	①		原子炉格納容器 <sup>④</sup> [注水先]	—	その他の設備に記載	<p>第1表：常設重大事故等対処施設一覧表 (建屋内及び建屋外) (17/51)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条文</th> <th>系統機能</th> <th>主要設備</th> <th>対策<sup>①</sup></th> <th>備考 ※設計基準拡張</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">47</td> <td rowspan="10">代替炉心注水 (B-格納容器スプレイポンプ) (1次冷却材喪失事象が発生している場合、フロントライン系機能喪失時)</td> <td>代替格納容器スプレイポンプ</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料取扱用水ビット [水側]</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>B-格納容器スプレイ冷却器 [流路]</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>非常用炉心冷却設備 配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器スプレイ設備及び余熱除去設備 配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉格納冷却設備 (原子炉格納冷却海水ポンプ、原子炉格納冷却海水サージタンク、原子炉格納冷却水冷却器並びに原子炉格納冷却水設備 配管・弁 [流路] 及び原子炉格納冷却海水設備 配管・弁・ストレーナ [流路])</td> <td>—</td> <td>48条に記載</td> </tr> <tr> <td>1次冷却設備 [流路] (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管)</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td>原子炉容器 [注水先]</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="10">47</td> <td rowspan="10">代替炉心注水 (代替格納容器スプレイポンプ) (1次冷却材喪失事象が発生している場合、フロントライン系機能喪失時)</td> <td>代替格納容器スプレイポンプ</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料取扱用水ビット [水側]</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>補助給水ビット [水側]</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>非常用炉心冷却設備 配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>補助給水設備 配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器スプレイ設備及び余熱除去設備 配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1次冷却設備 [流路] (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管)</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td>原子炉容器 [注水先]</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="6">47</td> <td rowspan="6">代替炉心注水 (可搬型大型送水ポンプ単) (1次冷却材喪失事象が発生している場合、フロントライン系機能喪失時)</td> <td>補助給水設備又は燃料取扱用水設備 配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器スプレイ設備及び余熱除去設備 配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1次冷却設備 [流路] (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管)</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td>原子炉容器 [注水先]</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td>非常用取水設備 [流路] (貯留庫、取水口、取水路、取水ビットスクリーン室、取水ビットポンプ室)</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	関連条文	系統機能	主要設備	対策 <sup>①</sup>	備考 ※設計基準拡張	47	代替炉心注水 (B-格納容器スプレイポンプ) (1次冷却材喪失事象が発生している場合、フロントライン系機能喪失時)	代替格納容器スプレイポンプ	①		燃料取扱用水ビット [水側]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	B-格納容器スプレイ冷却器 [流路]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	非常用炉心冷却設備 配管・弁 [流路]	①		原子炉格納容器スプレイ設備及び余熱除去設備 配管・弁 [流路]	①		原子炉格納冷却設備 (原子炉格納冷却海水ポンプ、原子炉格納冷却海水サージタンク、原子炉格納冷却水冷却器並びに原子炉格納冷却水設備 配管・弁 [流路] 及び原子炉格納冷却海水設備 配管・弁・ストレーナ [流路])	—	48条に記載	1次冷却設備 [流路] (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管)	—	その他の設備に記載	原子炉容器 [注水先]	—	その他の設備に記載									47	代替炉心注水 (代替格納容器スプレイポンプ) (1次冷却材喪失事象が発生している場合、フロントライン系機能喪失時)	代替格納容器スプレイポンプ	①		燃料取扱用水ビット [水側]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	補助給水ビット [水側]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	非常用炉心冷却設備 配管・弁 [流路]	①		補助給水設備 配管・弁 [流路]	①		原子炉格納容器スプレイ設備及び余熱除去設備 配管・弁 [流路]	①		1次冷却設備 [流路] (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管)	—	その他の設備に記載	原子炉容器 [注水先]	—	その他の設備に記載									47	代替炉心注水 (可搬型大型送水ポンプ単) (1次冷却材喪失事象が発生している場合、フロントライン系機能喪失時)	補助給水設備又は燃料取扱用水設備 配管・弁 [流路]	①		原子炉格納容器スプレイ設備及び余熱除去設備 配管・弁 [流路]	①		1次冷却設備 [流路] (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管)	—	その他の設備に記載	原子炉容器 [注水先]	—	その他の設備に記載	非常用取水設備 [流路] (貯留庫、取水口、取水路、取水ビットスクリーン室、取水ビットポンプ室)	—	その他の設備に記載					<p>第1表：常設重大事故等対処施設一覧表 (建屋内及び建屋外) (18/51)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条文</th> <th>系統機能</th> <th>主要設備</th> <th>対策<sup>①</sup></th> <th>備考 ※設計基準拡張</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">47</td> <td rowspan="10">代替炉心注水 (代替格納容器スプレイポンプ) (1次冷却材喪失事象が発生している場合、フロントライン系機能喪失時)</td> <td>代替格納容器スプレイポンプ</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料取扱用水ビット [水側]</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>補助給水ビット [水側]</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>非常用炉心冷却設備 配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>補助給水設備 配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器スプレイ設備及び余熱除去設備 配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1次冷却設備 [流路] (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管)</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td>原子炉容器 [注水先]</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="6">47</td> <td rowspan="6">代替炉心注水 (可搬型大型送水ポンプ単) (1次冷却材喪失事象が発生している場合、フロントライン系機能喪失時)</td> <td>補助給水設備又は燃料取扱用水設備 配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器スプレイ設備及び余熱除去設備 配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1次冷却設備 [流路] (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管)</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td>原子炉容器 [注水先]</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td>非常用取水設備 [流路] (貯留庫、取水口、取水路、取水ビットスクリーン室、取水ビットポンプ室)</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	関連条文	系統機能	主要設備	対策 <sup>①</sup>	備考 ※設計基準拡張	47	代替炉心注水 (代替格納容器スプレイポンプ) (1次冷却材喪失事象が発生している場合、フロントライン系機能喪失時)	代替格納容器スプレイポンプ	①		燃料取扱用水ビット [水側]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	補助給水ビット [水側]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	非常用炉心冷却設備 配管・弁 [流路]	①		補助給水設備 配管・弁 [流路]	①		原子炉格納容器スプレイ設備及び余熱除去設備 配管・弁 [流路]	①		1次冷却設備 [流路] (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管)	—	その他の設備に記載	原子炉容器 [注水先]	—	その他の設備に記載									47	代替炉心注水 (可搬型大型送水ポンプ単) (1次冷却材喪失事象が発生している場合、フロントライン系機能喪失時)	補助給水設備又は燃料取扱用水設備 配管・弁 [流路]	①		原子炉格納容器スプレイ設備及び余熱除去設備 配管・弁 [流路]	①		1次冷却設備 [流路] (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管)	—	その他の設備に記載	原子炉容器 [注水先]	—	その他の設備に記載	非常用取水設備 [流路] (貯留庫、取水口、取水路、取水ビットスクリーン室、取水ビットポンプ室)	—	その他の設備に記載					<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> <li>炉型による設備構成及び設計の相違</li> </ul>
関連条文	系統機能	主要設備	対策 <sup>①</sup>	備考 ※設計基準拡張																																																																																																																																																																																																																																									
51	代替蓄熱冷却系による原子炉格納容器下部への注水	代替蓄熱冷却ポンプ	—	50条に記載																																																																																																																																																																																																																																									
		残留熱除去系熱交換器	—	50条に記載																																																																																																																																																																																																																																									
		残留熱除去系配管・弁・ストレーナ <sup>②</sup>	—	50条に記載																																																																																																																																																																																																																																									
		スプレイ管 <sup>③</sup>	—	50条に記載																																																																																																																																																																																																																																									
		原子炉格納容器 <sup>④</sup> [注水先]	—	その他の設備に記載																																																																																																																																																																																																																																									
		サブレンションチェンパ <sup>⑤</sup> [水側]	—	56条に記載																																																																																																																																																																																																																																									
		原子炉格納冷却系配管・弁・サージタンク <sup>⑥</sup>	—	48条に記載																																																																																																																																																																																																																																									
		原子炉格納冷却ポンプ	—	48条に記載																																																																																																																																																																																																																																									
		原子炉格納冷却海水ポンプ	—	48条に記載																																																																																																																																																																																																																																									
		原子炉格納冷却水系 (原子炉格納冷却海水系を含む。) 配管・弁・電水系ストレーナ・サージタンク <sup>⑦</sup>	—	48条に記載																																																																																																																																																																																																																																									
		原子炉格納冷却水系熱交換器	—	48条に記載																																																																																																																																																																																																																																									
		貯留庫	—	その他の設備に記載																																																																																																																																																																																																																																									
		取水口	—	その他の設備に記載																																																																																																																																																																																																																																									
		取水路	—	その他の設備に記載																																																																																																																																																																																																																																									
電水ポンプ室	—	その他の設備に記載																																																																																																																																																																																																																																											
51	降熱炉心の落下遅延・防止	高圧代替注水系	—	45条に記載																																																																																																																																																																																																																																									
		ほう酸水注入系	—	44条に記載																																																																																																																																																																																																																																									
		低圧代替注水系 (常設) (海水移送ポンプ)	—	47条に記載																																																																																																																																																																																																																																									
52	原子炉格納容器内不活性化による原子炉格納容器水層爆発防止	代替蓄熱冷却系	①																																																																																																																																																																																																																																										
		(原子炉格納容器調気系)																																																																																																																																																																																																																																											
52	可搬型窒素ガス供給装置による原子炉格納容器内の不活性化	原子炉格納容器調気系 配管・弁 <sup>⑧</sup>	①																																																																																																																																																																																																																																										
		原子炉格納容器 <sup>④</sup> [注水先]	—	その他の設備に記載																																																																																																																																																																																																																																									
関連条文	系統機能	主要設備	対策 <sup>①</sup>	備考 ※設計基準拡張																																																																																																																																																																																																																																									
47	代替炉心注水 (B-格納容器スプレイポンプ) (1次冷却材喪失事象が発生している場合、フロントライン系機能喪失時)	代替格納容器スプレイポンプ	①																																																																																																																																																																																																																																										
		燃料取扱用水ビット [水側]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																																																																																																																																																																																									
		B-格納容器スプレイ冷却器 [流路]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																																																																																																																																																																																									
		非常用炉心冷却設備 配管・弁 [流路]	①																																																																																																																																																																																																																																										
		原子炉格納容器スプレイ設備及び余熱除去設備 配管・弁 [流路]	①																																																																																																																																																																																																																																										
		原子炉格納冷却設備 (原子炉格納冷却海水ポンプ、原子炉格納冷却海水サージタンク、原子炉格納冷却水冷却器並びに原子炉格納冷却水設備 配管・弁 [流路] 及び原子炉格納冷却海水設備 配管・弁・ストレーナ [流路])	—	48条に記載																																																																																																																																																																																																																																									
		1次冷却設備 [流路] (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管)	—	その他の設備に記載																																																																																																																																																																																																																																									
		原子炉容器 [注水先]	—	その他の設備に記載																																																																																																																																																																																																																																									
47	代替炉心注水 (代替格納容器スプレイポンプ) (1次冷却材喪失事象が発生している場合、フロントライン系機能喪失時)	代替格納容器スプレイポンプ	①																																																																																																																																																																																																																																										
		燃料取扱用水ビット [水側]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																																																																																																																																																																																									
		補助給水ビット [水側]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																																																																																																																																																																																									
		非常用炉心冷却設備 配管・弁 [流路]	①																																																																																																																																																																																																																																										
		補助給水設備 配管・弁 [流路]	①																																																																																																																																																																																																																																										
		原子炉格納容器スプレイ設備及び余熱除去設備 配管・弁 [流路]	①																																																																																																																																																																																																																																										
		1次冷却設備 [流路] (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管)	—	その他の設備に記載																																																																																																																																																																																																																																									
		原子炉容器 [注水先]	—	その他の設備に記載																																																																																																																																																																																																																																									
47	代替炉心注水 (可搬型大型送水ポンプ単) (1次冷却材喪失事象が発生している場合、フロントライン系機能喪失時)	補助給水設備又は燃料取扱用水設備 配管・弁 [流路]	①																																																																																																																																																																																																																																										
		原子炉格納容器スプレイ設備及び余熱除去設備 配管・弁 [流路]	①																																																																																																																																																																																																																																										
		1次冷却設備 [流路] (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管)	—	その他の設備に記載																																																																																																																																																																																																																																									
		原子炉容器 [注水先]	—	その他の設備に記載																																																																																																																																																																																																																																									
		非常用取水設備 [流路] (貯留庫、取水口、取水路、取水ビットスクリーン室、取水ビットポンプ室)	—	その他の設備に記載																																																																																																																																																																																																																																									
関連条文	系統機能	主要設備	対策 <sup>①</sup>	備考 ※設計基準拡張																																																																																																																																																																																																																																									
47	代替炉心注水 (代替格納容器スプレイポンプ) (1次冷却材喪失事象が発生している場合、フロントライン系機能喪失時)	代替格納容器スプレイポンプ	①																																																																																																																																																																																																																																										
		燃料取扱用水ビット [水側]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																																																																																																																																																																																									
		補助給水ビット [水側]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																																																																																																																																																																																									
		非常用炉心冷却設備 配管・弁 [流路]	①																																																																																																																																																																																																																																										
		補助給水設備 配管・弁 [流路]	①																																																																																																																																																																																																																																										
		原子炉格納容器スプレイ設備及び余熱除去設備 配管・弁 [流路]	①																																																																																																																																																																																																																																										
		1次冷却設備 [流路] (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管)	—	その他の設備に記載																																																																																																																																																																																																																																									
		原子炉容器 [注水先]	—	その他の設備に記載																																																																																																																																																																																																																																									
47	代替炉心注水 (可搬型大型送水ポンプ単) (1次冷却材喪失事象が発生している場合、フロントライン系機能喪失時)	補助給水設備又は燃料取扱用水設備 配管・弁 [流路]	①																																																																																																																																																																																																																																										
		原子炉格納容器スプレイ設備及び余熱除去設備 配管・弁 [流路]	①																																																																																																																																																																																																																																										
		1次冷却設備 [流路] (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管)	—	その他の設備に記載																																																																																																																																																																																																																																									
		原子炉容器 [注水先]	—	その他の設備に記載																																																																																																																																																																																																																																									
		非常用取水設備 [流路] (貯留庫、取水口、取水路、取水ビットスクリーン室、取水ビットポンプ室)	—	その他の設備に記載																																																																																																																																																																																																																																									

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																																																																																															
	<p>第1表: 常設重大事故等対処施設一覧表 (建屋内及び建屋外) (16/32)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条文</th> <th>系統機能</th> <th>主要設備</th> <th>対策<sup>①</sup></th> <th>備考 ※設計基準相違</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">54</td> <td rowspan="4">燃料プールのスプレイ</td> <td>燃料プール冷却浄化系配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>使用済燃料プール [マイクロナンプレシオン含む。] [注水先]</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td>汲水貯水槽 (No.1) [水源]</td> <td>—</td> <td>36条に記載</td> </tr> <tr> <td>汲水貯水槽 (No.2) [水源]</td> <td>—</td> <td>36条に記載</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">54</td> <td rowspan="4">燃料プールのスプレイ (可搬型) による使用済燃料プールへのスプレイ</td> <td>使用済燃料プール [マイクロナンプレシオン含む。] [注水先]</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td>汲水貯水槽 (No.1) [水源]</td> <td>—</td> <td>36条に記載</td> </tr> <tr> <td>汲水貯水槽 (No.2) [水源]</td> <td>—</td> <td>36条に記載</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料プールの監視</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="12">54</td> <td rowspan="12">重大事故等時における使用済燃料プールの除熱</td> <td>使用済燃料プール水位/温度 (ヒートサーモ) [注]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>使用済燃料プール水位/温度 (ロッドバルブ) [注]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>使用済燃料プール上気空間放射線モニタ (高線量、低線量)</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>使用済燃料プール監視カメラ</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料プール冷却浄化系ポンプ</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料プール冷却浄化系 熱交換器</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>燃料プール冷却浄化系 配管・弁・スキューザ [注]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>使用済燃料プール [注水先]</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水系統配管・弁 [注]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料プール冷却浄化系熱交換器 [注]</td> <td>③</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>貯留槽</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td>取水口</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td>取水路</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td>海水ポンプ室</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> </tbody> </table> <p>第1表: 常設重大事故等対処施設一覧表 (建屋内及び建屋外) (17/32)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条文</th> <th>系統機能</th> <th>主要設備</th> <th>対策<sup>①</sup></th> <th>備考 ※設計基準相違</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">55</td> <td rowspan="4">大気への放射性物質の拡散抑制 中水調は槽を使用</td> <td>貯留槽</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td>取水口</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td>取水路</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td>海水ポンプ室</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">55</td> <td rowspan="4">航空機火災への応機火</td> <td>貯留槽</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td>取水口</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td>取水路</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td>海水ポンプ室</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">56</td> <td rowspan="4">重大事故等収束のための水調 中水調としては槽も使用可能</td> <td>復水器タンク</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>サブプレシオンタンク</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>汲水貯水槽 (No.1)</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>汲水貯水槽 (No.2)</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">56</td> <td rowspan="4">水の供給</td> <td>ほう酸水注入系貯留タンク</td> <td>—</td> <td>44条に記載</td> </tr> <tr> <td>補給水系 配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>貯留槽</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td>取水口</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>取水路</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>海水ポンプ室</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> </tbody> </table>	関連条文	系統機能	主要設備	対策 <sup>①</sup>	備考 ※設計基準相違	54	燃料プールのスプレイ	燃料プール冷却浄化系配管・弁 [流路]	①		使用済燃料プール [マイクロナンプレシオン含む。] [注水先]	—	その他の設備に記載	汲水貯水槽 (No.1) [水源]	—	36条に記載	汲水貯水槽 (No.2) [水源]	—	36条に記載	54	燃料プールのスプレイ (可搬型) による使用済燃料プールへのスプレイ	使用済燃料プール [マイクロナンプレシオン含む。] [注水先]	—	その他の設備に記載	汲水貯水槽 (No.1) [水源]	—	36条に記載	汲水貯水槽 (No.2) [水源]	—	36条に記載	使用済燃料プールの監視				54	重大事故等時における使用済燃料プールの除熱	使用済燃料プール水位/温度 (ヒートサーモ) [注]	①		使用済燃料プール水位/温度 (ロッドバルブ) [注]	①		使用済燃料プール上気空間放射線モニタ (高線量、低線量)	①		使用済燃料プール監視カメラ	①		燃料プール冷却浄化系ポンプ	①		燃料プール冷却浄化系 熱交換器	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	燃料プール冷却浄化系 配管・弁・スキューザ [注]	①		使用済燃料プール [注水先]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	原子炉補機冷却水系統配管・弁 [注]	①		燃料プール冷却浄化系熱交換器 [注]	③	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	貯留槽	—	その他の設備に記載	取水口	—	その他の設備に記載	取水路	—	その他の設備に記載	海水ポンプ室	—	その他の設備に記載	関連条文	系統機能	主要設備	対策 <sup>①</sup>	備考 ※設計基準相違	55	大気への放射性物質の拡散抑制 中水調は槽を使用	貯留槽	—	その他の設備に記載	取水口	—	その他の設備に記載	取水路	—	その他の設備に記載	海水ポンプ室	—	その他の設備に記載	55	航空機火災への応機火	貯留槽	—	その他の設備に記載	取水口	—	その他の設備に記載	取水路	—	その他の設備に記載	海水ポンプ室	—	その他の設備に記載	56	重大事故等収束のための水調 中水調としては槽も使用可能	復水器タンク	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	サブプレシオンタンク	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	汲水貯水槽 (No.1)	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	汲水貯水槽 (No.2)	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	56	水の供給	ほう酸水注入系貯留タンク	—	44条に記載	補給水系 配管・弁 [流路]	①		貯留槽	—	その他の設備に記載	取水口	—	その他の設備に記載			取水路	—	その他の設備に記載			海水ポンプ室	—	その他の設備に記載	<p>第1表: 常設重大事故等対処施設一覧表 (建屋内及び建屋外) (19/51)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条文</th> <th>系統機能</th> <th>主要設備</th> <th>対策<sup>①</sup></th> <th>備考 ※設計基準相違</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="12">47</td> <td rowspan="12">代替炉心注水 (代替格納容器スプレイポンプ) (代替電源)</td> <td>代替格納容器スプレイポンプ</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料取替用水ビット [水源]</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>補助給水ビット [水源]</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>非常用炉心冷却設備 配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>補助給水設備 配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1次冷却材喪失事故が発生している場合、サポート系機能喪失時)</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1次冷却設備 [流路]</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td>(蒸気発生器, 1次冷却材ポンプ, 加圧器, 1次冷却材管, 加圧器サージ管)</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉容器 [注水先]</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td>補助給水設備又は燃料取替用水設備 配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器スプレイ設備及び蒸気発生器 配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1次冷却設備 [流路]</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td>(蒸気発生器, 1次冷却材ポンプ, 加圧器, 1次冷却材管, 加圧器サージ管)</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉容器 [注水先]</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td>非常用取水設備 [流路]</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td>(貯留槽, 取水口, 取水路, 取水ビットスクリーン室, 取水ビットポンプ室)</td> <td>—</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第1表: 常設重大事故等対処施設一覧表 (建屋内及び建屋外) (20/51)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条文</th> <th>系統機能</th> <th>主要設備</th> <th>対策<sup>①</sup></th> <th>備考 ※設計基準相違</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="12">47</td> <td rowspan="12">代替炉心注水 (充てんポンプ (自冷却)) (1次冷却材喪失事故が発生している場合、サポート系機能喪失時)</td> <td>B-充てんポンプ</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料取替用水ビット [水源]</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>再生熱交換器 [流路]</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>非常用炉心冷却設備 配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>化学体積制御設備 配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水設備 配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1次冷却設備 [流路]</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td>(蒸気発生器, 1次冷却材ポンプ, 加圧器, 1次冷却材管, 加圧器サージ管)</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉容器 [注水先]</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td>A-高圧注入ポンプ</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>A-格納容器再循環サンプ [水源]</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>A-格納容器再循環サンプスクリーン [流路]</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>ほう酸注入タンク [流路]</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>高圧再循環系 配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水設備 配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1次冷却設備 [流路]</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td>(蒸気発生器, 1次冷却材ポンプ, 加圧器, 1次冷却材管, 加圧器サージ管)</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉容器 [注水先]</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td>非常用取水設備 [流路]</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td>(貯留槽, 取水口, 取水路, 取水ビットスクリーン室, 取水ビットポンプ室)</td> <td>—</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	関連条文	系統機能	主要設備	対策 <sup>①</sup>	備考 ※設計基準相違	47	代替炉心注水 (代替格納容器スプレイポンプ) (代替電源)	代替格納容器スプレイポンプ	①		燃料取替用水ビット [水源]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	補助給水ビット [水源]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	非常用炉心冷却設備 配管・弁 [流路]	①		補助給水設備 配管・弁 [流路]	①		(1次冷却材喪失事故が発生している場合、サポート系機能喪失時)	①		1次冷却設備 [流路]	—	その他の設備に記載	(蒸気発生器, 1次冷却材ポンプ, 加圧器, 1次冷却材管, 加圧器サージ管)	—		原子炉容器 [注水先]	—	その他の設備に記載	補助給水設備又は燃料取替用水設備 配管・弁 [流路]	①		原子炉格納容器スプレイ設備及び蒸気発生器 配管・弁 [流路]	①		1次冷却設備 [流路]	—	その他の設備に記載	(蒸気発生器, 1次冷却材ポンプ, 加圧器, 1次冷却材管, 加圧器サージ管)	—		原子炉容器 [注水先]	—	その他の設備に記載	非常用取水設備 [流路]	—	その他の設備に記載	(貯留槽, 取水口, 取水路, 取水ビットスクリーン室, 取水ビットポンプ室)	—		関連条文	系統機能	主要設備	対策 <sup>①</sup>	備考 ※設計基準相違	47	代替炉心注水 (充てんポンプ (自冷却)) (1次冷却材喪失事故が発生している場合、サポート系機能喪失時)	B-充てんポンプ	①		燃料取替用水ビット [水源]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	再生熱交換器 [流路]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	非常用炉心冷却設備 配管・弁 [流路]	①		化学体積制御設備 配管・弁 [流路]	①		原子炉補機冷却水設備 配管・弁 [流路]	①		1次冷却設備 [流路]	—	その他の設備に記載	(蒸気発生器, 1次冷却材ポンプ, 加圧器, 1次冷却材管, 加圧器サージ管)	—		原子炉容器 [注水先]	—	その他の設備に記載	A-高圧注入ポンプ	①		A-格納容器再循環サンプ [水源]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	A-格納容器再循環サンプスクリーン [流路]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	ほう酸注入タンク [流路]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	高圧再循環系 配管・弁 [流路]	①		原子炉補機冷却水設備 配管・弁 [流路]	①		1次冷却設備 [流路]	—	その他の設備に記載	(蒸気発生器, 1次冷却材ポンプ, 加圧器, 1次冷却材管, 加圧器サージ管)	—		原子炉容器 [注水先]	—	その他の設備に記載	非常用取水設備 [流路]	—	その他の設備に記載	(貯留槽, 取水口, 取水路, 取水ビットスクリーン室, 取水ビットポンプ室)	—		<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> <li>炉型による設備構成及び設計の相違</li> </ul>
関連条文	系統機能	主要設備	対策 <sup>①</sup>	備考 ※設計基準相違																																																																																																																																																																																																																																																																														
54	燃料プールのスプレイ	燃料プール冷却浄化系配管・弁 [流路]	①																																																																																																																																																																																																																																																																															
		使用済燃料プール [マイクロナンプレシオン含む。] [注水先]	—	その他の設備に記載																																																																																																																																																																																																																																																																														
		汲水貯水槽 (No.1) [水源]	—	36条に記載																																																																																																																																																																																																																																																																														
		汲水貯水槽 (No.2) [水源]	—	36条に記載																																																																																																																																																																																																																																																																														
54	燃料プールのスプレイ (可搬型) による使用済燃料プールへのスプレイ	使用済燃料プール [マイクロナンプレシオン含む。] [注水先]	—	その他の設備に記載																																																																																																																																																																																																																																																																														
		汲水貯水槽 (No.1) [水源]	—	36条に記載																																																																																																																																																																																																																																																																														
		汲水貯水槽 (No.2) [水源]	—	36条に記載																																																																																																																																																																																																																																																																														
		使用済燃料プールの監視																																																																																																																																																																																																																																																																																
54	重大事故等時における使用済燃料プールの除熱	使用済燃料プール水位/温度 (ヒートサーモ) [注]	①																																																																																																																																																																																																																																																																															
		使用済燃料プール水位/温度 (ロッドバルブ) [注]	①																																																																																																																																																																																																																																																																															
		使用済燃料プール上気空間放射線モニタ (高線量、低線量)	①																																																																																																																																																																																																																																																																															
		使用済燃料プール監視カメラ	①																																																																																																																																																																																																																																																																															
		燃料プール冷却浄化系ポンプ	①																																																																																																																																																																																																																																																																															
		燃料プール冷却浄化系 熱交換器	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																																																																																																																																																																																																																														
		燃料プール冷却浄化系 配管・弁・スキューザ [注]	①																																																																																																																																																																																																																																																																															
		使用済燃料プール [注水先]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																																																																																																																																																																																																																														
		原子炉補機冷却水系統配管・弁 [注]	①																																																																																																																																																																																																																																																																															
		燃料プール冷却浄化系熱交換器 [注]	③	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																																																																																																																																																																																																																														
		貯留槽	—	その他の設備に記載																																																																																																																																																																																																																																																																														
		取水口	—	その他の設備に記載																																																																																																																																																																																																																																																																														
取水路	—	その他の設備に記載																																																																																																																																																																																																																																																																																
海水ポンプ室	—	その他の設備に記載																																																																																																																																																																																																																																																																																
関連条文	系統機能	主要設備	対策 <sup>①</sup>	備考 ※設計基準相違																																																																																																																																																																																																																																																																														
55	大気への放射性物質の拡散抑制 中水調は槽を使用	貯留槽	—	その他の設備に記載																																																																																																																																																																																																																																																																														
		取水口	—	その他の設備に記載																																																																																																																																																																																																																																																																														
		取水路	—	その他の設備に記載																																																																																																																																																																																																																																																																														
		海水ポンプ室	—	その他の設備に記載																																																																																																																																																																																																																																																																														
55	航空機火災への応機火	貯留槽	—	その他の設備に記載																																																																																																																																																																																																																																																																														
		取水口	—	その他の設備に記載																																																																																																																																																																																																																																																																														
		取水路	—	その他の設備に記載																																																																																																																																																																																																																																																																														
		海水ポンプ室	—	その他の設備に記載																																																																																																																																																																																																																																																																														
56	重大事故等収束のための水調 中水調としては槽も使用可能	復水器タンク	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																																																																																																																																																																																																																														
		サブプレシオンタンク	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																																																																																																																																																																																																																														
		汲水貯水槽 (No.1)	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																																																																																																																																																																																																																														
		汲水貯水槽 (No.2)	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																																																																																																																																																																																																																														
56	水の供給	ほう酸水注入系貯留タンク	—	44条に記載																																																																																																																																																																																																																																																																														
		補給水系 配管・弁 [流路]	①																																																																																																																																																																																																																																																																															
		貯留槽	—	その他の設備に記載																																																																																																																																																																																																																																																																														
		取水口	—	その他の設備に記載																																																																																																																																																																																																																																																																														
		取水路	—	その他の設備に記載																																																																																																																																																																																																																																																																														
		海水ポンプ室	—	その他の設備に記載																																																																																																																																																																																																																																																																														
関連条文	系統機能	主要設備	対策 <sup>①</sup>	備考 ※設計基準相違																																																																																																																																																																																																																																																																														
47	代替炉心注水 (代替格納容器スプレイポンプ) (代替電源)	代替格納容器スプレイポンプ	①																																																																																																																																																																																																																																																																															
		燃料取替用水ビット [水源]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																																																																																																																																																																																																																														
		補助給水ビット [水源]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																																																																																																																																																																																																																														
		非常用炉心冷却設備 配管・弁 [流路]	①																																																																																																																																																																																																																																																																															
		補助給水設備 配管・弁 [流路]	①																																																																																																																																																																																																																																																																															
		(1次冷却材喪失事故が発生している場合、サポート系機能喪失時)	①																																																																																																																																																																																																																																																																															
		1次冷却設備 [流路]	—	その他の設備に記載																																																																																																																																																																																																																																																																														
		(蒸気発生器, 1次冷却材ポンプ, 加圧器, 1次冷却材管, 加圧器サージ管)	—																																																																																																																																																																																																																																																																															
		原子炉容器 [注水先]	—	その他の設備に記載																																																																																																																																																																																																																																																																														
		補助給水設備又は燃料取替用水設備 配管・弁 [流路]	①																																																																																																																																																																																																																																																																															
		原子炉格納容器スプレイ設備及び蒸気発生器 配管・弁 [流路]	①																																																																																																																																																																																																																																																																															
		1次冷却設備 [流路]	—	その他の設備に記載																																																																																																																																																																																																																																																																														
(蒸気発生器, 1次冷却材ポンプ, 加圧器, 1次冷却材管, 加圧器サージ管)	—																																																																																																																																																																																																																																																																																	
原子炉容器 [注水先]	—	その他の設備に記載																																																																																																																																																																																																																																																																																
非常用取水設備 [流路]	—	その他の設備に記載																																																																																																																																																																																																																																																																																
(貯留槽, 取水口, 取水路, 取水ビットスクリーン室, 取水ビットポンプ室)	—																																																																																																																																																																																																																																																																																	
関連条文	系統機能	主要設備	対策 <sup>①</sup>	備考 ※設計基準相違																																																																																																																																																																																																																																																																														
47	代替炉心注水 (充てんポンプ (自冷却)) (1次冷却材喪失事故が発生している場合、サポート系機能喪失時)	B-充てんポンプ	①																																																																																																																																																																																																																																																																															
		燃料取替用水ビット [水源]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																																																																																																																																																																																																																														
		再生熱交換器 [流路]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																																																																																																																																																																																																																														
		非常用炉心冷却設備 配管・弁 [流路]	①																																																																																																																																																																																																																																																																															
		化学体積制御設備 配管・弁 [流路]	①																																																																																																																																																																																																																																																																															
		原子炉補機冷却水設備 配管・弁 [流路]	①																																																																																																																																																																																																																																																																															
		1次冷却設備 [流路]	—	その他の設備に記載																																																																																																																																																																																																																																																																														
		(蒸気発生器, 1次冷却材ポンプ, 加圧器, 1次冷却材管, 加圧器サージ管)	—																																																																																																																																																																																																																																																																															
		原子炉容器 [注水先]	—	その他の設備に記載																																																																																																																																																																																																																																																																														
		A-高圧注入ポンプ	①																																																																																																																																																																																																																																																																															
		A-格納容器再循環サンプ [水源]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																																																																																																																																																																																																																														
		A-格納容器再循環サンプスクリーン [流路]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																																																																																																																																																																																																																														
ほう酸注入タンク [流路]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																																																																																																																																																																																																																																
高圧再循環系 配管・弁 [流路]	①																																																																																																																																																																																																																																																																																	
原子炉補機冷却水設備 配管・弁 [流路]	①																																																																																																																																																																																																																																																																																	
1次冷却設備 [流路]	—	その他の設備に記載																																																																																																																																																																																																																																																																																
(蒸気発生器, 1次冷却材ポンプ, 加圧器, 1次冷却材管, 加圧器サージ管)	—																																																																																																																																																																																																																																																																																	
原子炉容器 [注水先]	—	その他の設備に記載																																																																																																																																																																																																																																																																																
非常用取水設備 [流路]	—	その他の設備に記載																																																																																																																																																																																																																																																																																
(貯留槽, 取水口, 取水路, 取水ビットスクリーン室, 取水ビットポンプ室)	—																																																																																																																																																																																																																																																																																	

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																												
	<p>第1表：常設重大事故等対処施設一覧表 (建屋内及び建屋外) (18/32)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条文</th> <th>系統機能</th> <th>主要設備</th> <th>対策<sup>①)</sup></th> <th>備考 ※設計基準仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">07</td> <td rowspan="10">常設代替交流電源設備による給電</td> <td>ガスタービン発電機</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ガスタービン発電機設備駆動タンク</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>駆動タンク</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ガスタービン発電機設備燃料移送ポンプ</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ガスタービン発電機設備燃料移送系配管・弁〔燃料流路〕</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>非常用ディーゼル発電機設備燃料移送系配管・弁〔燃料流路〕</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高圧炉心スプレッド系ディーゼル発電機設備燃料移送系配管・弁〔燃料流路〕</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ガスタービン発電機～非常用高圧母線 2C系及び非常用高圧母線 2D系電路〔電路〕</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ガスタービン発電機～緊急用低圧母線 2G系電路〔電路〕</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>駆動タンク</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="10">07</td> <td rowspan="10">可搬型代替交流電源設備による給電</td> <td>ガスタービン発電機設備駆動タンク</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>非常用ディーゼル発電機設備燃料移送系配管・弁〔燃料流路〕</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高圧炉心スプレッド系ディーゼル発電機設備燃料移送系配管・弁〔燃料流路〕</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ガスタービン発電機設備燃料移送系配管・弁〔燃料流路〕</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電路車線開口 (原子炉建屋)～非常用高圧母線 2C系及び非常用高圧母線 2D系電路〔電路〕</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電路車線開口 (原子炉建屋)～緊急用低圧母線 2G系電路〔電路〕</td> <td>①</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	関連条文	系統機能	主要設備	対策 <sup>①)</sup>	備考 ※設計基準仕様	07	常設代替交流電源設備による給電	ガスタービン発電機	①		ガスタービン発電機設備駆動タンク	①		駆動タンク	①		ガスタービン発電機設備燃料移送ポンプ	①		ガスタービン発電機設備燃料移送系配管・弁〔燃料流路〕	①		非常用ディーゼル発電機設備燃料移送系配管・弁〔燃料流路〕	①		高圧炉心スプレッド系ディーゼル発電機設備燃料移送系配管・弁〔燃料流路〕	①		ガスタービン発電機～非常用高圧母線 2C系及び非常用高圧母線 2D系電路〔電路〕	①		ガスタービン発電機～緊急用低圧母線 2G系電路〔電路〕	①		駆動タンク	①		07	可搬型代替交流電源設備による給電	ガスタービン発電機設備駆動タンク	①		非常用ディーゼル発電機設備燃料移送系配管・弁〔燃料流路〕	①		高圧炉心スプレッド系ディーゼル発電機設備燃料移送系配管・弁〔燃料流路〕	①		ガスタービン発電機設備燃料移送系配管・弁〔燃料流路〕	①		電路車線開口 (原子炉建屋)～非常用高圧母線 2C系及び非常用高圧母線 2D系電路〔電路〕	①		電路車線開口 (原子炉建屋)～緊急用低圧母線 2G系電路〔電路〕	①		<p>第1表：常設重大事故等対処施設一覧表 (建屋内及び建屋外) (21/51)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条文</th> <th>系統機能</th> <th>主要設備</th> <th>対策<sup>①)</sup></th> <th>備考 ※設計基準仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">47</td> <td rowspan="10">格納容器スプレイ (格納容器スプレイポンプ) (格納容器水張り) (1次冷却材喪失事象が発生している場合、溶融デブリが原子炉容器に残存する場合)</td> <td>格納容器スプレイポンプ</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料取扱用水ピット〔水取〕</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>格納容器スプレイ冷却器〔流路〕</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>非常用炉心冷却設備 配管・弁〔流路〕</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器スプレイ設備 配管・弁〔流路〕</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器〔注水先〕</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却設備 (原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却水タンク、原子炉補機冷却水冷却器並びに原子炉補機冷却水設備 配管・弁〔流路〕及び原子炉補機冷却水設備 配管・弁・ストレーナ〔流路〕)</td> <td>—</td> <td>48条に記載</td> </tr> <tr> <td>代替格納容器スプレイポンプ</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料取扱用水ピット〔水取〕</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>補助給水ピット〔水取〕</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">47</td> <td rowspan="10">代替格納容器スプレイ (代替格納容器スプレイポンプ) (格納容器水張り) (1次冷却材喪失事象が発生している場合、溶融デブリが原子炉容器に残存する場合)</td> <td>非常用炉心冷却設備 配管・弁〔流路〕</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>補助給水設備 配管・弁〔流路〕</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器スプレイ設備 配管・弁〔流路〕</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器〔注水先〕</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> </tbody> </table>	関連条文	系統機能	主要設備	対策 <sup>①)</sup>	備考 ※設計基準仕様	47	格納容器スプレイ (格納容器スプレイポンプ) (格納容器水張り) (1次冷却材喪失事象が発生している場合、溶融デブリが原子炉容器に残存する場合)	格納容器スプレイポンプ	①		燃料取扱用水ピット〔水取〕	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	格納容器スプレイ冷却器〔流路〕	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	非常用炉心冷却設備 配管・弁〔流路〕	①		原子炉格納容器スプレイ設備 配管・弁〔流路〕	①		原子炉格納容器〔注水先〕	—	その他の設備に記載	原子炉補機冷却設備 (原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却水タンク、原子炉補機冷却水冷却器並びに原子炉補機冷却水設備 配管・弁〔流路〕及び原子炉補機冷却水設備 配管・弁・ストレーナ〔流路〕)	—	48条に記載	代替格納容器スプレイポンプ	①		燃料取扱用水ピット〔水取〕	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	補助給水ピット〔水取〕	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	47	代替格納容器スプレイ (代替格納容器スプレイポンプ) (格納容器水張り) (1次冷却材喪失事象が発生している場合、溶融デブリが原子炉容器に残存する場合)	非常用炉心冷却設備 配管・弁〔流路〕	①		補助給水設備 配管・弁〔流路〕	①		原子炉格納容器スプレイ設備 配管・弁〔流路〕	①		原子炉格納容器〔注水先〕	—	その他の設備に記載	<p>【女川】                  ■設計の相違                  炉型による設備構成及び設計の相違</p>
関連条文	系統機能	主要設備	対策 <sup>①)</sup>	備考 ※設計基準仕様																																																																																																											
07	常設代替交流電源設備による給電	ガスタービン発電機	①																																																																																																												
		ガスタービン発電機設備駆動タンク	①																																																																																																												
		駆動タンク	①																																																																																																												
		ガスタービン発電機設備燃料移送ポンプ	①																																																																																																												
		ガスタービン発電機設備燃料移送系配管・弁〔燃料流路〕	①																																																																																																												
		非常用ディーゼル発電機設備燃料移送系配管・弁〔燃料流路〕	①																																																																																																												
		高圧炉心スプレッド系ディーゼル発電機設備燃料移送系配管・弁〔燃料流路〕	①																																																																																																												
		ガスタービン発電機～非常用高圧母線 2C系及び非常用高圧母線 2D系電路〔電路〕	①																																																																																																												
		ガスタービン発電機～緊急用低圧母線 2G系電路〔電路〕	①																																																																																																												
		駆動タンク	①																																																																																																												
07	可搬型代替交流電源設備による給電	ガスタービン発電機設備駆動タンク	①																																																																																																												
		非常用ディーゼル発電機設備燃料移送系配管・弁〔燃料流路〕	①																																																																																																												
		高圧炉心スプレッド系ディーゼル発電機設備燃料移送系配管・弁〔燃料流路〕	①																																																																																																												
		ガスタービン発電機設備燃料移送系配管・弁〔燃料流路〕	①																																																																																																												
		電路車線開口 (原子炉建屋)～非常用高圧母線 2C系及び非常用高圧母線 2D系電路〔電路〕	①																																																																																																												
		電路車線開口 (原子炉建屋)～緊急用低圧母線 2G系電路〔電路〕	①																																																																																																												
		関連条文	系統機能	主要設備	対策 <sup>①)</sup>	備考 ※設計基準仕様																																																																																																									
		47	格納容器スプレイ (格納容器スプレイポンプ) (格納容器水張り) (1次冷却材喪失事象が発生している場合、溶融デブリが原子炉容器に残存する場合)	格納容器スプレイポンプ	①																																																																																																										
				燃料取扱用水ピット〔水取〕	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																																																									
				格納容器スプレイ冷却器〔流路〕	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																																																									
非常用炉心冷却設備 配管・弁〔流路〕	①																																																																																																														
原子炉格納容器スプレイ設備 配管・弁〔流路〕	①																																																																																																														
原子炉格納容器〔注水先〕	—			その他の設備に記載																																																																																																											
原子炉補機冷却設備 (原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却水タンク、原子炉補機冷却水冷却器並びに原子炉補機冷却水設備 配管・弁〔流路〕及び原子炉補機冷却水設備 配管・弁・ストレーナ〔流路〕)	—			48条に記載																																																																																																											
代替格納容器スプレイポンプ	①																																																																																																														
燃料取扱用水ピット〔水取〕	②			不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																																																											
補助給水ピット〔水取〕	②			不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																																																											
47	代替格納容器スプレイ (代替格納容器スプレイポンプ) (格納容器水張り) (1次冷却材喪失事象が発生している場合、溶融デブリが原子炉容器に残存する場合)	非常用炉心冷却設備 配管・弁〔流路〕	①																																																																																																												
		補助給水設備 配管・弁〔流路〕	①																																																																																																												
		原子炉格納容器スプレイ設備 配管・弁〔流路〕	①																																																																																																												
		原子炉格納容器〔注水先〕	—	その他の設備に記載																																																																																																											
			<p>第1表：常設重大事故等対処施設一覧表 (建屋内及び建屋外) (19/32)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条文</th> <th>系統機能</th> <th>主要設備</th> <th>対策<sup>①)</sup></th> <th>備考 ※設計基準仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">07</td> <td rowspan="10">所内常設蓄電式交流電源設備による給電</td> <td>125V蓄電池 2A</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>125V蓄電池 2B</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>125V充電器 2A</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>125V充電器 2B</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>125V蓄電池 2A及び125V充電器 2A～125V直流主母線盤 2A-1電路〔電路〕</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>125V蓄電池 2B及び125V充電器 2B～125V直流主母線盤 2B-1電路〔電路〕</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">07</td> <td rowspan="4">常設代替交流電源設備による給電</td> <td>125V代替蓄電池</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>250V蓄電池</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>125V代替蓄電池～125V直流主母線盤 2A-1及び125V直流主母線盤 2B-1電路〔電路〕</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>250V蓄電池～250V直流主母線盤電路〔電路〕</td> <td>①</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	関連条文	系統機能	主要設備	対策 <sup>①)</sup>	備考 ※設計基準仕様	07	所内常設蓄電式交流電源設備による給電	125V蓄電池 2A	①		125V蓄電池 2B	①		125V充電器 2A	①		125V充電器 2B	①		125V蓄電池 2A及び125V充電器 2A～125V直流主母線盤 2A-1電路〔電路〕	①		125V蓄電池 2B及び125V充電器 2B～125V直流主母線盤 2B-1電路〔電路〕	①		07	常設代替交流電源設備による給電	125V代替蓄電池	①		250V蓄電池	①		125V代替蓄電池～125V直流主母線盤 2A-1及び125V直流主母線盤 2B-1電路〔電路〕	①		250V蓄電池～250V直流主母線盤電路〔電路〕	①		<p>第1表：常設重大事故等対処施設一覧表 (建屋内及び建屋外) (22/51)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条文</th> <th>系統機能</th> <th>主要設備</th> <th>対策<sup>①)</sup></th> <th>備考 ※設計基準仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">47</td> <td rowspan="10">蒸気発生器2次側からの除熱 (補助給水ポンプ) (1次冷却材喪失事象が発生していない場合、フロントライン系機能喪失時)</td> <td>電動補助給水ポンプ</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>タービン駆動補助給水ポンプ</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>補助給水ピット〔水取〕</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>主蒸気速がし弁</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>蒸気発生器〔注水先〕</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>主蒸気管〔流路〕</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>補助給水設備 配管・弁〔流路〕</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>主蒸気設備 配管・弁〔流路〕</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>電動補助給水ポンプ</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>タービン駆動補助給水ポンプ</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">47</td> <td rowspan="10">蒸気発生器2次側からの除熱 (補助給水ポンプ) (代替電源) (1次冷却材喪失事象が発生している場合、サボート系機能喪失時)</td> <td>補助給水ピット〔水取〕</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>主蒸気速がし弁</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>蒸気発生器〔注水先〕</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>主蒸気管〔流路〕</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>補助給水設備 配管・弁〔流路〕</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>主蒸気設備 配管・弁〔流路〕</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> </tbody> </table>	関連条文	系統機能	主要設備	対策 <sup>①)</sup>	備考 ※設計基準仕様	47	蒸気発生器2次側からの除熱 (補助給水ポンプ) (1次冷却材喪失事象が発生していない場合、フロントライン系機能喪失時)	電動補助給水ポンプ	①	※	タービン駆動補助給水ポンプ	①	※	補助給水ピット〔水取〕	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	主蒸気速がし弁	①	※	蒸気発生器〔注水先〕	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	主蒸気管〔流路〕	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	補助給水設備 配管・弁〔流路〕	①	※	主蒸気設備 配管・弁〔流路〕	①	※	電動補助給水ポンプ	①	※	タービン駆動補助給水ポンプ	①	※	47	蒸気発生器2次側からの除熱 (補助給水ポンプ) (代替電源) (1次冷却材喪失事象が発生している場合、サボート系機能喪失時)	補助給水ピット〔水取〕	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	主蒸気速がし弁	①	※	蒸気発生器〔注水先〕	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	主蒸気管〔流路〕	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	補助給水設備 配管・弁〔流路〕	①	※	主蒸気設備 配管・弁〔流路〕	①	※											
		関連条文	系統機能	主要設備	対策 <sup>①)</sup>	備考 ※設計基準仕様																																																																																																									
		07	所内常設蓄電式交流電源設備による給電	125V蓄電池 2A	①																																																																																																										
				125V蓄電池 2B	①																																																																																																										
				125V充電器 2A	①																																																																																																										
				125V充電器 2B	①																																																																																																										
125V蓄電池 2A及び125V充電器 2A～125V直流主母線盤 2A-1電路〔電路〕	①																																																																																																														
125V蓄電池 2B及び125V充電器 2B～125V直流主母線盤 2B-1電路〔電路〕	①																																																																																																														
07	常設代替交流電源設備による給電			125V代替蓄電池	①																																																																																																										
				250V蓄電池	①																																																																																																										
				125V代替蓄電池～125V直流主母線盤 2A-1及び125V直流主母線盤 2B-1電路〔電路〕	①																																																																																																										
				250V蓄電池～250V直流主母線盤電路〔電路〕	①																																																																																																										
関連条文	系統機能	主要設備	対策 <sup>①)</sup>	備考 ※設計基準仕様																																																																																																											
47	蒸気発生器2次側からの除熱 (補助給水ポンプ) (1次冷却材喪失事象が発生していない場合、フロントライン系機能喪失時)	電動補助給水ポンプ	①	※																																																																																																											
		タービン駆動補助給水ポンプ	①	※																																																																																																											
		補助給水ピット〔水取〕	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																																																											
		主蒸気速がし弁	①	※																																																																																																											
		蒸気発生器〔注水先〕	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																																																											
		主蒸気管〔流路〕	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																																																											
		補助給水設備 配管・弁〔流路〕	①	※																																																																																																											
		主蒸気設備 配管・弁〔流路〕	①	※																																																																																																											
		電動補助給水ポンプ	①	※																																																																																																											
		タービン駆動補助給水ポンプ	①	※																																																																																																											
47	蒸気発生器2次側からの除熱 (補助給水ポンプ) (代替電源) (1次冷却材喪失事象が発生している場合、サボート系機能喪失時)	補助給水ピット〔水取〕	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																																																											
		主蒸気速がし弁	①	※																																																																																																											
		蒸気発生器〔注水先〕	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																																																											
		主蒸気管〔流路〕	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																																																											
		補助給水設備 配管・弁〔流路〕	①	※																																																																																																											
		主蒸気設備 配管・弁〔流路〕	①	※																																																																																																											



赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																												
	<p>第1表：常設重大事故等対処施設一覧表 (建屋内及び建屋外) (20/32)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条文</th> <th>系統機能</th> <th>主要設備</th> <th>対策<sup>①</sup></th> <th>備考 ※設計基準記号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="14">57</td> <td rowspan="14">可搬型代替直流電源設備による給電</td> <td>125V 代替蓄電池</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>250V 蓄電池</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>125V 代替充電器</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>250V 充電器</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>軽油タンク</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ガスタービン発電機燃料油タンク</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>非常用ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁〔燃料流路〕</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高圧炉心スプレッド系ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁〔燃料流路〕</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ガスタービン発電機燃料移送系配管・弁〔燃料流路〕</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>125V 代替蓄電池及び125V 代替充電器～125V 直流主母線盤 2A-1 及び125V 直流主母線盤 2B-1 電路〔電路〕</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>250V 蓄電池及び250V 充電器～250V 直流主母線盤〔電路〕</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電源車接続口 (原子炉建屋) ～125V 直流主母線盤 2A-1 及び125V 直流主母線盤 2B-1 電路〔電路〕</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電源車接続口 (原子炉建屋) ～250V 直流主母線盤〔電路〕</td> <td>①</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第1表：常設重大事故等対処施設一覧表 (建屋内及び建屋外) (21/32)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条文</th> <th>系統機能</th> <th>主要設備</th> <th>対策<sup>①</sup></th> <th>備考 ※設計基準記号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="9">57</td> <td rowspan="9">代替所内電気設備による給電</td> <td>ガスタービン発電機燃料油タンク</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>緊急用高圧母線 2F 系</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>緊急用高圧母線 2G 系</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>緊急用動力変圧器 2G 系</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>緊急用低圧母線 2G 系</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>緊急用交流電圧切替盤 2G 系</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>緊急用交流電圧切替盤 2C 系</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>緊急用交流電圧切替盤 2D 系</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>非常用高圧母線 2C 系</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>非常用高圧母線 2D 系</td> <td>①</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	関連条文	系統機能	主要設備	対策 <sup>①</sup>	備考 ※設計基準記号	57	可搬型代替直流電源設備による給電	125V 代替蓄電池	①		250V 蓄電池	①		125V 代替充電器	①		250V 充電器	①		軽油タンク	①		ガスタービン発電機燃料油タンク	①		非常用ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁〔燃料流路〕	①		高圧炉心スプレッド系ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁〔燃料流路〕	①		ガスタービン発電機燃料移送系配管・弁〔燃料流路〕	①		125V 代替蓄電池及び125V 代替充電器～125V 直流主母線盤 2A-1 及び125V 直流主母線盤 2B-1 電路〔電路〕	①		250V 蓄電池及び250V 充電器～250V 直流主母線盤〔電路〕	①		電源車接続口 (原子炉建屋) ～125V 直流主母線盤 2A-1 及び125V 直流主母線盤 2B-1 電路〔電路〕	①		電源車接続口 (原子炉建屋) ～250V 直流主母線盤〔電路〕	①		関連条文	系統機能	主要設備	対策 <sup>①</sup>	備考 ※設計基準記号	57	代替所内電気設備による給電	ガスタービン発電機燃料油タンク	①		緊急用高圧母線 2F 系	①		緊急用高圧母線 2G 系	①		緊急用動力変圧器 2G 系	①		緊急用低圧母線 2G 系	①		緊急用交流電圧切替盤 2G 系	①		緊急用交流電圧切替盤 2C 系	①		緊急用交流電圧切替盤 2D 系	①		非常用高圧母線 2C 系	①		非常用高圧母線 2D 系	①		<p>第1表：常設重大事故等対処施設一覧表 (建屋内及び建屋外) (23/51)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条文</th> <th>系統機能</th> <th>主要設備</th> <th>対策<sup>①</sup></th> <th>備考 ※設計基準記号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">47</td> <td rowspan="10">炉心注水 (充てんポンプ) (運転停止中の場合、フロントライン系機能喪失時)</td> <td>充てんポンプ</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料取扱用ホット〔水筒〕</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。</td> </tr> <tr> <td>再生熱交換器〔流路〕</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。</td> </tr> <tr> <td>非常用炉心冷却設備 配管・弁〔流路〕</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>化学体積制御設備 配管・弁〔流路〕</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却設備 (原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却水サージタンク、原子炉補機冷却水冷却器並びに原子炉補機冷却水設備 配管・弁〔流路〕及び原子炉補機冷却海水設備 配管・弁・ストレーナ〔流路〕)</td> <td>—</td> <td>48条に記載</td> </tr> <tr> <td>1次冷却設備〔流路〕 (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管)</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td>原子炉容器〔注水先〕</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td>高圧注入ポンプ</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>燃料取扱用ホット〔水筒〕</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">47</td> <td rowspan="10">炉心注水 (高圧注入ポンプ) (運転停止中の場合、フロントライン系機能喪失時)</td> <td>ほう酸注入タンク〔流路〕</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。</td> </tr> <tr> <td>非常用炉心冷却設備 配管・弁〔流路〕</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>高圧注入系 配管・弁〔流路〕</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却設備 (原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却水サージタンク、原子炉補機冷却水冷却器並びに原子炉補機冷却水設備 配管・弁〔流路〕及び原子炉補機冷却海水設備 配管・弁・ストレーナ〔流路〕)</td> <td>—</td> <td>48条に記載</td> </tr> <tr> <td>1次冷却設備〔流路〕 (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管)</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td>原子炉容器〔注水先〕</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> </tbody> </table>	関連条文	系統機能	主要設備	対策 <sup>①</sup>	備考 ※設計基準記号	47	炉心注水 (充てんポンプ) (運転停止中の場合、フロントライン系機能喪失時)	充てんポンプ	①		燃料取扱用ホット〔水筒〕	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。	再生熱交換器〔流路〕	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。	非常用炉心冷却設備 配管・弁〔流路〕	①	※	化学体積制御設備 配管・弁〔流路〕	①	※	原子炉補機冷却設備 (原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却水サージタンク、原子炉補機冷却水冷却器並びに原子炉補機冷却水設備 配管・弁〔流路〕及び原子炉補機冷却海水設備 配管・弁・ストレーナ〔流路〕)	—	48条に記載	1次冷却設備〔流路〕 (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管)	—	その他の設備に記載	原子炉容器〔注水先〕	—	その他の設備に記載	高圧注入ポンプ	①	※	燃料取扱用ホット〔水筒〕	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。	47	炉心注水 (高圧注入ポンプ) (運転停止中の場合、フロントライン系機能喪失時)	ほう酸注入タンク〔流路〕	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。	非常用炉心冷却設備 配管・弁〔流路〕	①	※	高圧注入系 配管・弁〔流路〕	①	※	原子炉補機冷却設備 (原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却水サージタンク、原子炉補機冷却水冷却器並びに原子炉補機冷却水設備 配管・弁〔流路〕及び原子炉補機冷却海水設備 配管・弁・ストレーナ〔流路〕)	—	48条に記載	1次冷却設備〔流路〕 (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管)	—	その他の設備に記載	原子炉容器〔注水先〕	—	その他の設備に記載	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> <li>炉型による設備構成及び設計の相違</li> </ul>
関連条文	系統機能	主要設備	対策 <sup>①</sup>	備考 ※設計基準記号																																																																																																																																											
57	可搬型代替直流電源設備による給電	125V 代替蓄電池	①																																																																																																																																												
		250V 蓄電池	①																																																																																																																																												
		125V 代替充電器	①																																																																																																																																												
		250V 充電器	①																																																																																																																																												
		軽油タンク	①																																																																																																																																												
		ガスタービン発電機燃料油タンク	①																																																																																																																																												
		非常用ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁〔燃料流路〕	①																																																																																																																																												
		高圧炉心スプレッド系ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁〔燃料流路〕	①																																																																																																																																												
		ガスタービン発電機燃料移送系配管・弁〔燃料流路〕	①																																																																																																																																												
		125V 代替蓄電池及び125V 代替充電器～125V 直流主母線盤 2A-1 及び125V 直流主母線盤 2B-1 電路〔電路〕	①																																																																																																																																												
		250V 蓄電池及び250V 充電器～250V 直流主母線盤〔電路〕	①																																																																																																																																												
		電源車接続口 (原子炉建屋) ～125V 直流主母線盤 2A-1 及び125V 直流主母線盤 2B-1 電路〔電路〕	①																																																																																																																																												
		電源車接続口 (原子炉建屋) ～250V 直流主母線盤〔電路〕	①																																																																																																																																												
		関連条文	系統機能	主要設備	対策 <sup>①</sup>	備考 ※設計基準記号																																																																																																																																									
57	代替所内電気設備による給電	ガスタービン発電機燃料油タンク	①																																																																																																																																												
		緊急用高圧母線 2F 系	①																																																																																																																																												
		緊急用高圧母線 2G 系	①																																																																																																																																												
		緊急用動力変圧器 2G 系	①																																																																																																																																												
		緊急用低圧母線 2G 系	①																																																																																																																																												
		緊急用交流電圧切替盤 2G 系	①																																																																																																																																												
		緊急用交流電圧切替盤 2C 系	①																																																																																																																																												
		緊急用交流電圧切替盤 2D 系	①																																																																																																																																												
		非常用高圧母線 2C 系	①																																																																																																																																												
非常用高圧母線 2D 系	①																																																																																																																																														
関連条文	系統機能	主要設備	対策 <sup>①</sup>	備考 ※設計基準記号																																																																																																																																											
47	炉心注水 (充てんポンプ) (運転停止中の場合、フロントライン系機能喪失時)	充てんポンプ	①																																																																																																																																												
		燃料取扱用ホット〔水筒〕	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。																																																																																																																																											
		再生熱交換器〔流路〕	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。																																																																																																																																											
		非常用炉心冷却設備 配管・弁〔流路〕	①	※																																																																																																																																											
		化学体積制御設備 配管・弁〔流路〕	①	※																																																																																																																																											
		原子炉補機冷却設備 (原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却水サージタンク、原子炉補機冷却水冷却器並びに原子炉補機冷却水設備 配管・弁〔流路〕及び原子炉補機冷却海水設備 配管・弁・ストレーナ〔流路〕)	—	48条に記載																																																																																																																																											
		1次冷却設備〔流路〕 (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管)	—	その他の設備に記載																																																																																																																																											
		原子炉容器〔注水先〕	—	その他の設備に記載																																																																																																																																											
		高圧注入ポンプ	①	※																																																																																																																																											
		燃料取扱用ホット〔水筒〕	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。																																																																																																																																											
47	炉心注水 (高圧注入ポンプ) (運転停止中の場合、フロントライン系機能喪失時)	ほう酸注入タンク〔流路〕	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。																																																																																																																																											
		非常用炉心冷却設備 配管・弁〔流路〕	①	※																																																																																																																																											
		高圧注入系 配管・弁〔流路〕	①	※																																																																																																																																											
		原子炉補機冷却設備 (原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却水サージタンク、原子炉補機冷却水冷却器並びに原子炉補機冷却水設備 配管・弁〔流路〕及び原子炉補機冷却海水設備 配管・弁・ストレーナ〔流路〕)	—	48条に記載																																																																																																																																											
		1次冷却設備〔流路〕 (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管)	—	その他の設備に記載																																																																																																																																											
		原子炉容器〔注水先〕	—	その他の設備に記載																																																																																																																																											

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																				
	<p>第1表：常設重大事故等対処施設一覧表 (建屋内及び建屋外) (22/32)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条文</th> <th>系統機能</th> <th>主要設備</th> <th>対策<sup>※1</sup></th> <th>備考 ※設計基準拡張</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">57</td> <td rowspan="10">非常用交流電源設備</td> <td>非常用ディーゼル発電機</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>非常用ディーゼル発電機備燃料移送ポンプ</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>駆動タンク</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>非常用ディーゼル発電機備燃料ダイオキシン</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>非常用ディーゼル発電機備燃料移送系 配管・弁〔燃料流路〕</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>非常用ディーゼル発電機～非常用高圧母線 2C系及び非常用高圧母線 2D系電路〔電路〕</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>高圧伊心スプレイ系ディーゼル発電機</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>高圧伊心スプレイ系ディーゼル発電機備燃料移送ポンプ</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>高圧伊心スプレイ系ディーゼル発電機備燃料ダイオキシン</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>高圧伊心スプレイ系ディーゼル発電機備燃料移送系配管・弁〔燃料流路〕</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>高圧伊心スプレイ系ディーゼル発電機～非常用高圧母線 2H系電路〔電路〕</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>ガスタービン発電機駆動機タンク</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ガスタービン発電機備燃料移送系配管・弁〔燃料流路〕</td> <td>①</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第1表：常設重大事故等対処施設一覧表 (建屋内及び建屋外) (23/32)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条文</th> <th>系統機能</th> <th>主要設備</th> <th>対策<sup>※1</sup></th> <th>備考 ※設計基準拡張</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">57</td> <td rowspan="10">非常用交流電源設備</td> <td>125V 蓄電池 2A</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>125V 蓄電池 2B</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>125V 充電器 2A</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>125V 充電器 2B</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>125V 蓄電池 2A 及び 125V 充電器 2A～125V 直流主母線盤 2A 及び 125V 直流主母線盤 2A-1 電路〔電路〕</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>125V 蓄電池 2B 及び 125V 充電器 2B～125V 直流主母線盤 2B 及び 125V 直流主母線盤 2B-1 電路〔電路〕</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>125V 蓄電池 2H</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>125V 充電器 2H</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>125V 蓄電池 2H 及び 125V 充電器 2H～125V 直流主母線盤 2H 電路〔電路〕</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>駆動タンク</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">57</td> <td rowspan="2">燃料補給設備</td> <td>非常用ディーゼル発電機備燃料移送系配管・弁〔燃料流路〕</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高圧伊心スプレイ系ディーゼル発電機備燃料移送系配管・弁〔燃料流路〕</td> <td>①</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	関連条文	系統機能	主要設備	対策 <sup>※1</sup>	備考 ※設計基準拡張	57	非常用交流電源設備	非常用ディーゼル発電機	①	※	非常用ディーゼル発電機備燃料移送ポンプ	①	※	駆動タンク	①	※	非常用ディーゼル発電機備燃料ダイオキシン	①	※	非常用ディーゼル発電機備燃料移送系 配管・弁〔燃料流路〕	①		非常用ディーゼル発電機～非常用高圧母線 2C系及び非常用高圧母線 2D系電路〔電路〕	①	※	高圧伊心スプレイ系ディーゼル発電機	①	※	高圧伊心スプレイ系ディーゼル発電機備燃料移送ポンプ	①	※	高圧伊心スプレイ系ディーゼル発電機備燃料ダイオキシン	①	※	高圧伊心スプレイ系ディーゼル発電機備燃料移送系配管・弁〔燃料流路〕	①	※	高圧伊心スプレイ系ディーゼル発電機～非常用高圧母線 2H系電路〔電路〕	①	※	ガスタービン発電機駆動機タンク	①		ガスタービン発電機備燃料移送系配管・弁〔燃料流路〕	①		関連条文	系統機能	主要設備	対策 <sup>※1</sup>	備考 ※設計基準拡張	57	非常用交流電源設備	125V 蓄電池 2A	①		125V 蓄電池 2B	①		125V 充電器 2A	①		125V 充電器 2B	①		125V 蓄電池 2A 及び 125V 充電器 2A～125V 直流主母線盤 2A 及び 125V 直流主母線盤 2A-1 電路〔電路〕	①		125V 蓄電池 2B 及び 125V 充電器 2B～125V 直流主母線盤 2B 及び 125V 直流主母線盤 2B-1 電路〔電路〕	①		125V 蓄電池 2H	①		125V 充電器 2H	①		125V 蓄電池 2H 及び 125V 充電器 2H～125V 直流主母線盤 2H 電路〔電路〕	①		駆動タンク	①		57	燃料補給設備	非常用ディーゼル発電機備燃料移送系配管・弁〔燃料流路〕	①		高圧伊心スプレイ系ディーゼル発電機備燃料移送系配管・弁〔燃料流路〕	①		<p>第1表：常設重大事故等対処施設一覧表 (建屋内及び建屋外) (24/51)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条文</th> <th>系統機能</th> <th>主要設備</th> <th>対策<sup>※1</sup></th> <th>備考 ※設計基準拡張</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">47</td> <td rowspan="10">代替伊心注水 (B-格納容器スプレイポンプ) (運転停止中の場合、フロントライン系機能喪失時)</td> <td>B-格納容器スプレイポンプ</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料取替用水ビット〔水源〕</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>B-格納容器スプレイ冷却器</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>非常用伊心冷却設備 配管・弁〔流路〕</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器スプレイ設備及び余熱除去設備 配管・弁〔流路〕</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却設備 (原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却海水サージタンク、原子炉補機冷却水冷却器並びに原子炉補機冷却水設備 配管・弁〔流路〕及び原子炉補機冷却海水設備 配管・弁・ストレーナ〔流路〕)</td> <td>—</td> <td>48条に記載</td> </tr> <tr> <td>1次冷却設備〔流路〕 (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管)</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td>原子炉容器〔注水先〕</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td>代替格納容器スプレイポンプ</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="6">47</td> <td rowspan="6">代替伊心注水 (代替格納容器スプレイポンプ) (運転停止中の場合、フロントライン系機能喪失時)</td> <td>燃料取替用水ビット〔水源〕</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>補助給水ビット〔水源〕</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>非常用伊心冷却設備 配管・弁〔流路〕</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>補助給水設備 配管・弁〔流路〕</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器スプレイ設備及び余熱除去設備 配管・弁〔流路〕</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1次冷却設備〔流路〕 (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管)</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td>原子炉容器〔注水先〕</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> </tbody> </table>	関連条文	系統機能	主要設備	対策 <sup>※1</sup>	備考 ※設計基準拡張	47	代替伊心注水 (B-格納容器スプレイポンプ) (運転停止中の場合、フロントライン系機能喪失時)	B-格納容器スプレイポンプ	①		燃料取替用水ビット〔水源〕	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	B-格納容器スプレイ冷却器	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	非常用伊心冷却設備 配管・弁〔流路〕	①		原子炉格納容器スプレイ設備及び余熱除去設備 配管・弁〔流路〕	①		原子炉補機冷却設備 (原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却海水サージタンク、原子炉補機冷却水冷却器並びに原子炉補機冷却水設備 配管・弁〔流路〕及び原子炉補機冷却海水設備 配管・弁・ストレーナ〔流路〕)	—	48条に記載	1次冷却設備〔流路〕 (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管)	—	その他の設備に記載	原子炉容器〔注水先〕	—	その他の設備に記載	代替格納容器スプレイポンプ	①		47	代替伊心注水 (代替格納容器スプレイポンプ) (運転停止中の場合、フロントライン系機能喪失時)	燃料取替用水ビット〔水源〕	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	補助給水ビット〔水源〕	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	非常用伊心冷却設備 配管・弁〔流路〕	①		補助給水設備 配管・弁〔流路〕	①		原子炉格納容器スプレイ設備及び余熱除去設備 配管・弁〔流路〕	①		1次冷却設備〔流路〕 (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管)	—	その他の設備に記載	原子炉容器〔注水先〕	—	その他の設備に記載	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> <li>炉型による設備構成及び設計の相違</li> </ul>
関連条文	系統機能	主要設備	対策 <sup>※1</sup>	備考 ※設計基準拡張																																																																																																																																																			
57	非常用交流電源設備	非常用ディーゼル発電機	①	※																																																																																																																																																			
		非常用ディーゼル発電機備燃料移送ポンプ	①	※																																																																																																																																																			
		駆動タンク	①	※																																																																																																																																																			
		非常用ディーゼル発電機備燃料ダイオキシン	①	※																																																																																																																																																			
		非常用ディーゼル発電機備燃料移送系 配管・弁〔燃料流路〕	①																																																																																																																																																				
		非常用ディーゼル発電機～非常用高圧母線 2C系及び非常用高圧母線 2D系電路〔電路〕	①	※																																																																																																																																																			
		高圧伊心スプレイ系ディーゼル発電機	①	※																																																																																																																																																			
		高圧伊心スプレイ系ディーゼル発電機備燃料移送ポンプ	①	※																																																																																																																																																			
		高圧伊心スプレイ系ディーゼル発電機備燃料ダイオキシン	①	※																																																																																																																																																			
		高圧伊心スプレイ系ディーゼル発電機備燃料移送系配管・弁〔燃料流路〕	①	※																																																																																																																																																			
高圧伊心スプレイ系ディーゼル発電機～非常用高圧母線 2H系電路〔電路〕	①	※																																																																																																																																																					
ガスタービン発電機駆動機タンク	①																																																																																																																																																						
ガスタービン発電機備燃料移送系配管・弁〔燃料流路〕	①																																																																																																																																																						
関連条文	系統機能	主要設備	対策 <sup>※1</sup>	備考 ※設計基準拡張																																																																																																																																																			
57	非常用交流電源設備	125V 蓄電池 2A	①																																																																																																																																																				
		125V 蓄電池 2B	①																																																																																																																																																				
		125V 充電器 2A	①																																																																																																																																																				
		125V 充電器 2B	①																																																																																																																																																				
		125V 蓄電池 2A 及び 125V 充電器 2A～125V 直流主母線盤 2A 及び 125V 直流主母線盤 2A-1 電路〔電路〕	①																																																																																																																																																				
		125V 蓄電池 2B 及び 125V 充電器 2B～125V 直流主母線盤 2B 及び 125V 直流主母線盤 2B-1 電路〔電路〕	①																																																																																																																																																				
		125V 蓄電池 2H	①																																																																																																																																																				
		125V 充電器 2H	①																																																																																																																																																				
		125V 蓄電池 2H 及び 125V 充電器 2H～125V 直流主母線盤 2H 電路〔電路〕	①																																																																																																																																																				
		駆動タンク	①																																																																																																																																																				
57	燃料補給設備	非常用ディーゼル発電機備燃料移送系配管・弁〔燃料流路〕	①																																																																																																																																																				
		高圧伊心スプレイ系ディーゼル発電機備燃料移送系配管・弁〔燃料流路〕	①																																																																																																																																																				
関連条文	系統機能	主要設備	対策 <sup>※1</sup>	備考 ※設計基準拡張																																																																																																																																																			
47	代替伊心注水 (B-格納容器スプレイポンプ) (運転停止中の場合、フロントライン系機能喪失時)	B-格納容器スプレイポンプ	①																																																																																																																																																				
		燃料取替用水ビット〔水源〕	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																																																																																																			
		B-格納容器スプレイ冷却器	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																																																																																																			
		非常用伊心冷却設備 配管・弁〔流路〕	①																																																																																																																																																				
		原子炉格納容器スプレイ設備及び余熱除去設備 配管・弁〔流路〕	①																																																																																																																																																				
		原子炉補機冷却設備 (原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却海水サージタンク、原子炉補機冷却水冷却器並びに原子炉補機冷却水設備 配管・弁〔流路〕及び原子炉補機冷却海水設備 配管・弁・ストレーナ〔流路〕)	—	48条に記載																																																																																																																																																			
		1次冷却設備〔流路〕 (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管)	—	その他の設備に記載																																																																																																																																																			
		原子炉容器〔注水先〕	—	その他の設備に記載																																																																																																																																																			
		代替格納容器スプレイポンプ	①																																																																																																																																																				
		47	代替伊心注水 (代替格納容器スプレイポンプ) (運転停止中の場合、フロントライン系機能喪失時)	燃料取替用水ビット〔水源〕	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																																																																																																	
補助給水ビット〔水源〕	②			不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																																																																																																			
非常用伊心冷却設備 配管・弁〔流路〕	①																																																																																																																																																						
補助給水設備 配管・弁〔流路〕	①																																																																																																																																																						
原子炉格納容器スプレイ設備及び余熱除去設備 配管・弁〔流路〕	①																																																																																																																																																						
1次冷却設備〔流路〕 (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管)	—			その他の設備に記載																																																																																																																																																			
原子炉容器〔注水先〕	—	その他の設備に記載																																																																																																																																																					

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																					
	<p>第1表：常設重大事故等対処施設一覧表 (建屋内及び建屋外) (24/32)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条文</th> <th>系統機能</th> <th>主要設備</th> <th>対策<sup>(1)</sup></th> <th>備考 ※設計基準仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>58</td> <td>原子炉圧力容器内の温度</td> <td>原子炉圧力容器温度</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">58</td> <td rowspan="2">原子炉圧力容器内の圧力</td> <td>原子炉圧力</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉圧力 (SA)</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">58</td> <td rowspan="4">原子炉圧力容器内の水位</td> <td>原子炉水位 (広帯域)</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉水位 (燃料域)</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉水位 (SA 広帯域)</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉水位 (SA 燃料域)</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="10">58</td> <td rowspan="10">原子炉圧力容器への注水量</td> <td>高圧代替注水系ポンプ出口流量</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>高圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量)</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系系格納容器冷却ライン洗浄流量)</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>遠隔駆動低圧注水系ポンプ出口流量</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>代替循環冷却ポンプ出口流量</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>低圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>残留熱除去系ポンプ出口流量</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>58</td> <td>原子炉格納容器への注水量</td> <td>原子炉格納容器下部注水流量 残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量) 残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系系格納容器冷却ライン洗浄流量) 原子炉格納容器代替スプレイ流量 代替循環冷却ポンプ出口流量</td> <td>① ① ① ① ①</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	関連条文	系統機能	主要設備	対策 <sup>(1)</sup>	備考 ※設計基準仕様	58	原子炉圧力容器内の温度	原子炉圧力容器温度	①		58	原子炉圧力容器内の圧力	原子炉圧力	①		原子炉圧力 (SA)	①		58	原子炉圧力容器内の水位	原子炉水位 (広帯域)	①		原子炉水位 (燃料域)	①		原子炉水位 (SA 広帯域)	①		原子炉水位 (SA 燃料域)	①		58	原子炉圧力容器への注水量	高圧代替注水系ポンプ出口流量	①		原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量	①	※	高圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量	①	※	残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量)	①		残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系系格納容器冷却ライン洗浄流量)	①		遠隔駆動低圧注水系ポンプ出口流量	①		代替循環冷却ポンプ出口流量	①		低圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量	①	※	残留熱除去系ポンプ出口流量	①	※	58	原子炉格納容器への注水量	原子炉格納容器下部注水流量 残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量) 残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系系格納容器冷却ライン洗浄流量) 原子炉格納容器代替スプレイ流量 代替循環冷却ポンプ出口流量	① ① ① ① ①		<p>第1表：常設重大事故等対処施設一覧表 (建屋内及び建屋外) (25/51)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条文</th> <th>系統機能</th> <th>主要設備</th> <th>対策<sup>(1)</sup></th> <th>備考 ※設計基準仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">47</td> <td rowspan="4">代替炉心注水 (可搬型大型送水ポンプ車) (運転停止中の場合、フロントライン系機能喪失時)</td> <td>補助給水設備又は燃料取替用水設備 配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器スプレイ設備及び余熱除去設備 配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1次冷却設備 [流路] (蒸気発生器, 1次冷却材ポンプ, 加圧器, 1次冷却材管, 加圧器サージ管)</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td>原子炉容器 [注水先]</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">47</td> <td rowspan="10">再循環運転 (高圧注入ポンプ) (運転停止中の場合、フロントライン系機能喪失時)</td> <td>非常用取水設備 [流路] (貯留庫, 取水口, 取水路, 取水ビットスクリーン室, 取水ビットポンプ室)</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td>高圧注入ポンプ</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>格納容器再循環サンプ [水源]</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>格納容器再循環サンプスクリーン [流路]</td> <td>②</td> <td>※ 不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>安全注入ポンプ再循環サンプ 個人口C/V外側隔離弁 [流路]</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>ほう酸注入タンク [流路]</td> <td>②</td> <td>※ 不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>高圧再循環系 配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却設備 (原子炉補機冷却海水ポンプ, 原子炉補機冷却海水タンク, 原子炉補機冷却海水サージタンク, 原子炉補機冷却海水冷却器並びに原子炉補機冷却水設備 配管・弁 [流路] 及び原子炉補機冷却海水設備 配管・弁・ストレート [流路])</td> <td>—</td> <td>48条に記載</td> </tr> <tr> <td>1次冷却設備 [流路] (蒸気発生器, 1次冷却材ポンプ, 加圧器, 1次冷却材管, 加圧器サージ管)</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td>原子炉容器 [注水先]</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> </tbody> </table>	関連条文	系統機能	主要設備	対策 <sup>(1)</sup>	備考 ※設計基準仕様	47	代替炉心注水 (可搬型大型送水ポンプ車) (運転停止中の場合、フロントライン系機能喪失時)	補助給水設備又は燃料取替用水設備 配管・弁 [流路]	①		原子炉格納容器スプレイ設備及び余熱除去設備 配管・弁 [流路]	①		1次冷却設備 [流路] (蒸気発生器, 1次冷却材ポンプ, 加圧器, 1次冷却材管, 加圧器サージ管)	—	その他の設備に記載	原子炉容器 [注水先]	—	その他の設備に記載	47	再循環運転 (高圧注入ポンプ) (運転停止中の場合、フロントライン系機能喪失時)	非常用取水設備 [流路] (貯留庫, 取水口, 取水路, 取水ビットスクリーン室, 取水ビットポンプ室)	—	その他の設備に記載	高圧注入ポンプ	①	※	格納容器再循環サンプ [水源]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	格納容器再循環サンプスクリーン [流路]	②	※ 不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	安全注入ポンプ再循環サンプ 個人口C/V外側隔離弁 [流路]	①	※	ほう酸注入タンク [流路]	②	※ 不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	高圧再循環系 配管・弁 [流路]	①	※	原子炉補機冷却設備 (原子炉補機冷却海水ポンプ, 原子炉補機冷却海水タンク, 原子炉補機冷却海水サージタンク, 原子炉補機冷却海水冷却器並びに原子炉補機冷却水設備 配管・弁 [流路] 及び原子炉補機冷却海水設備 配管・弁・ストレート [流路])	—	48条に記載	1次冷却設備 [流路] (蒸気発生器, 1次冷却材ポンプ, 加圧器, 1次冷却材管, 加圧器サージ管)	—	その他の設備に記載	原子炉容器 [注水先]	—	その他の設備に記載	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> <li>炉型による設備構成及び設計の相違</li> </ul>
関連条文	系統機能	主要設備	対策 <sup>(1)</sup>	備考 ※設計基準仕様																																																																																																																				
58	原子炉圧力容器内の温度	原子炉圧力容器温度	①																																																																																																																					
58	原子炉圧力容器内の圧力	原子炉圧力	①																																																																																																																					
		原子炉圧力 (SA)	①																																																																																																																					
58	原子炉圧力容器内の水位	原子炉水位 (広帯域)	①																																																																																																																					
		原子炉水位 (燃料域)	①																																																																																																																					
		原子炉水位 (SA 広帯域)	①																																																																																																																					
		原子炉水位 (SA 燃料域)	①																																																																																																																					
58	原子炉圧力容器への注水量	高圧代替注水系ポンプ出口流量	①																																																																																																																					
		原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量	①	※																																																																																																																				
		高圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量	①	※																																																																																																																				
		残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量)	①																																																																																																																					
		残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系系格納容器冷却ライン洗浄流量)	①																																																																																																																					
		遠隔駆動低圧注水系ポンプ出口流量	①																																																																																																																					
		代替循環冷却ポンプ出口流量	①																																																																																																																					
		低圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量	①	※																																																																																																																				
		残留熱除去系ポンプ出口流量	①	※																																																																																																																				
		58	原子炉格納容器への注水量	原子炉格納容器下部注水流量 残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量) 残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系系格納容器冷却ライン洗浄流量) 原子炉格納容器代替スプレイ流量 代替循環冷却ポンプ出口流量	① ① ① ① ①																																																																																																																			
関連条文	系統機能	主要設備	対策 <sup>(1)</sup>	備考 ※設計基準仕様																																																																																																																				
47	代替炉心注水 (可搬型大型送水ポンプ車) (運転停止中の場合、フロントライン系機能喪失時)	補助給水設備又は燃料取替用水設備 配管・弁 [流路]	①																																																																																																																					
		原子炉格納容器スプレイ設備及び余熱除去設備 配管・弁 [流路]	①																																																																																																																					
		1次冷却設備 [流路] (蒸気発生器, 1次冷却材ポンプ, 加圧器, 1次冷却材管, 加圧器サージ管)	—	その他の設備に記載																																																																																																																				
		原子炉容器 [注水先]	—	その他の設備に記載																																																																																																																				
47	再循環運転 (高圧注入ポンプ) (運転停止中の場合、フロントライン系機能喪失時)	非常用取水設備 [流路] (貯留庫, 取水口, 取水路, 取水ビットスクリーン室, 取水ビットポンプ室)	—	その他の設備に記載																																																																																																																				
		高圧注入ポンプ	①	※																																																																																																																				
		格納容器再循環サンプ [水源]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																																																																				
		格納容器再循環サンプスクリーン [流路]	②	※ 不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																																																																				
		安全注入ポンプ再循環サンプ 個人口C/V外側隔離弁 [流路]	①	※																																																																																																																				
		ほう酸注入タンク [流路]	②	※ 不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																																																																				
		高圧再循環系 配管・弁 [流路]	①	※																																																																																																																				
		原子炉補機冷却設備 (原子炉補機冷却海水ポンプ, 原子炉補機冷却海水タンク, 原子炉補機冷却海水サージタンク, 原子炉補機冷却海水冷却器並びに原子炉補機冷却水設備 配管・弁 [流路] 及び原子炉補機冷却海水設備 配管・弁・ストレート [流路])	—	48条に記載																																																																																																																				
		1次冷却設備 [流路] (蒸気発生器, 1次冷却材ポンプ, 加圧器, 1次冷却材管, 加圧器サージ管)	—	その他の設備に記載																																																																																																																				
		原子炉容器 [注水先]	—	その他の設備に記載																																																																																																																				

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																
	<p>第1表：常設重大事故等対処施設一覧表 (建屋内及び建屋外) (25/32)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条文</th> <th>系統機能</th> <th>主要設備</th> <th>対策<sup>①)</sup></th> <th>備考 ※設計基準批准</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">58</td> <td rowspan="3">原子炉格納容器内の温度</td> <td>ドライウェル温度</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>圧力抑制室内空気温度</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>サブプレッションプール水温度</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>原子炉格納容器下部温度</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">58</td> <td rowspan="2">原子炉格納容器内の圧力</td> <td>ドライウェル圧力</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>圧力抑制室圧力</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">58</td> <td rowspan="3">原子炉格納容器内の水位</td> <td>圧力抑制室水位</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器下部水位</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ドライウェル水位</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">58</td> <td rowspan="2">原子炉格納容器内の水素濃度</td> <td>格納容器内水素濃度 (B/N)</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>格納容器内水素濃度 (S/O)</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">58</td> <td rowspan="2">原子炉格納容器内の水素濃度</td> <td>格納容器内雰囲気水素濃度</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>格納容器内雰囲気空気放射線モニタ (B/N)</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">58</td> <td rowspan="2">原子炉格納容器内の放射線量率</td> <td>格納容器内雰囲気放射線モニタ (S/O)</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>格納容器内雰囲気放射線モニタ (S/O)</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">58</td> <td rowspan="2">末期昇の維持又は監視</td> <td>駆動領域モニタ</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平均出力領域モニタ</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">58</td> <td rowspan="3">最終ヒートシンクの確保 (代替循環冷却系)</td> <td>サブプレッションプール水温度</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>残留熱除去系熱交換器入口温度</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>代替循環冷却ポンプ出口流量</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">58</td> <td rowspan="5">最終ヒートシンクの確保 (原子炉格納容器フィルタベント系)</td> <td>フィルタ装置入口圧力 (広帯域)</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>フィルタ装置出口圧力 (広帯域)</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>フィルタ装置水位 (広帯域)</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>フィルタ装置水温度</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>フィルタ装置出口放射線モニタ</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>フィルタ装置出口水素濃度</td> <td>①</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	関連条文	系統機能	主要設備	対策 <sup>①)</sup>	備考 ※設計基準批准	58	原子炉格納容器内の温度	ドライウェル温度	①		圧力抑制室内空気温度	①		サブプレッションプール水温度	①				原子炉格納容器下部温度	①		58	原子炉格納容器内の圧力	ドライウェル圧力	①		圧力抑制室圧力	①		58	原子炉格納容器内の水位	圧力抑制室水位	①		原子炉格納容器下部水位	①		ドライウェル水位	①		58	原子炉格納容器内の水素濃度	格納容器内水素濃度 (B/N)	①		格納容器内水素濃度 (S/O)	①		58	原子炉格納容器内の水素濃度	格納容器内雰囲気水素濃度	①		格納容器内雰囲気空気放射線モニタ (B/N)	①		58	原子炉格納容器内の放射線量率	格納容器内雰囲気放射線モニタ (S/O)	①		格納容器内雰囲気放射線モニタ (S/O)	①		58	末期昇の維持又は監視	駆動領域モニタ	①		平均出力領域モニタ	①		58	最終ヒートシンクの確保 (代替循環冷却系)	サブプレッションプール水温度	①		残留熱除去系熱交換器入口温度	①		代替循環冷却ポンプ出口流量	①		58	最終ヒートシンクの確保 (原子炉格納容器フィルタベント系)	フィルタ装置入口圧力 (広帯域)	①		フィルタ装置出口圧力 (広帯域)	①		フィルタ装置水位 (広帯域)	①		フィルタ装置水温度	①		フィルタ装置出口放射線モニタ	①				フィルタ装置出口水素濃度	①		<p>第1表：常設重大事故等対処施設一覧表 (建屋内及び建屋外) (26/51)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条文</th> <th>系統機能</th> <th>主要設備</th> <th>対策<sup>①)</sup></th> <th>備考 ※設計基準批准</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">47</td> <td rowspan="10">代替再循環運転 (B-格納容器スプレイポンプ) (運転停止中の場合、フロントライン系機能喪失時)</td> <td>B-格納容器スプレイポンプ</td> <td>①</td> <td rowspan="4">不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>B-格納容器再循環タンク [水源]</td> <td>②</td> </tr> <tr> <td>B-格納容器再循環タンクストレーナ [流路]</td> <td>②</td> </tr> <tr> <td>B-格納容器スプレイ冷却器 [流路]</td> <td>②</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>B-安全注入ポンプ再循環リニアタンク入口C/V外側隔離弁 [流路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>原子炉格納容器スプレイ設備及び余熱除去設備 配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>原子炉補機冷却設備 (原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却海水ポンプ、原子炉補機冷却水冷却器並びに原子炉補機冷却水設備 配管・弁 [流路] 及び原子炉補機冷却海水設備 配管・弁・ストレーナ [流路])</td> <td>—</td> <td>48条に記載</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1次冷却設備 [流路] (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管)</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>原子炉容器 [注水先]</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">47</td> <td rowspan="6">蒸気発生器2次側からの除熱 (補助給水ポンプ) (運転停止中の場合、フロントライン系機能喪失時)</td> <td>電動補助給水ポンプ</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>タービン動補助給水ポンプ</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>補助給水ピット [水源]</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>主蒸気逃がし弁</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>蒸気発生器 [注水先]</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>主蒸気管 [流路]</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>補助給水設備 配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>主蒸気設備 配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> </tbody> </table>	関連条文	系統機能	主要設備	対策 <sup>①)</sup>	備考 ※設計基準批准	47	代替再循環運転 (B-格納容器スプレイポンプ) (運転停止中の場合、フロントライン系機能喪失時)	B-格納容器スプレイポンプ	①	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	B-格納容器再循環タンク [水源]	②	B-格納容器再循環タンクストレーナ [流路]	②	B-格納容器スプレイ冷却器 [流路]	②			B-安全注入ポンプ再循環リニアタンク入口C/V外側隔離弁 [流路]	①				原子炉格納容器スプレイ設備及び余熱除去設備 配管・弁 [流路]	①				原子炉補機冷却設備 (原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却海水ポンプ、原子炉補機冷却水冷却器並びに原子炉補機冷却水設備 配管・弁 [流路] 及び原子炉補機冷却海水設備 配管・弁・ストレーナ [流路])	—	48条に記載			1次冷却設備 [流路] (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管)	—	その他の設備に記載			原子炉容器 [注水先]	—	その他の設備に記載	47	蒸気発生器2次側からの除熱 (補助給水ポンプ) (運転停止中の場合、フロントライン系機能喪失時)	電動補助給水ポンプ	①	※	タービン動補助給水ポンプ	①	※	補助給水ピット [水源]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	主蒸気逃がし弁	①	※	蒸気発生器 [注水先]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	主蒸気管 [流路]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない			補助給水設備 配管・弁 [流路]	①	※			主蒸気設備 配管・弁 [流路]	①	※	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> <li>炉型による設備構成及び設計の相違</li> </ul>
関連条文	系統機能	主要設備	対策 <sup>①)</sup>	備考 ※設計基準批准																																																																																																																																																																															
58	原子炉格納容器内の温度	ドライウェル温度	①																																																																																																																																																																																
		圧力抑制室内空気温度	①																																																																																																																																																																																
		サブプレッションプール水温度	①																																																																																																																																																																																
		原子炉格納容器下部温度	①																																																																																																																																																																																
58	原子炉格納容器内の圧力	ドライウェル圧力	①																																																																																																																																																																																
		圧力抑制室圧力	①																																																																																																																																																																																
58	原子炉格納容器内の水位	圧力抑制室水位	①																																																																																																																																																																																
		原子炉格納容器下部水位	①																																																																																																																																																																																
		ドライウェル水位	①																																																																																																																																																																																
58	原子炉格納容器内の水素濃度	格納容器内水素濃度 (B/N)	①																																																																																																																																																																																
		格納容器内水素濃度 (S/O)	①																																																																																																																																																																																
58	原子炉格納容器内の水素濃度	格納容器内雰囲気水素濃度	①																																																																																																																																																																																
		格納容器内雰囲気空気放射線モニタ (B/N)	①																																																																																																																																																																																
58	原子炉格納容器内の放射線量率	格納容器内雰囲気放射線モニタ (S/O)	①																																																																																																																																																																																
		格納容器内雰囲気放射線モニタ (S/O)	①																																																																																																																																																																																
58	末期昇の維持又は監視	駆動領域モニタ	①																																																																																																																																																																																
		平均出力領域モニタ	①																																																																																																																																																																																
58	最終ヒートシンクの確保 (代替循環冷却系)	サブプレッションプール水温度	①																																																																																																																																																																																
		残留熱除去系熱交換器入口温度	①																																																																																																																																																																																
		代替循環冷却ポンプ出口流量	①																																																																																																																																																																																
58	最終ヒートシンクの確保 (原子炉格納容器フィルタベント系)	フィルタ装置入口圧力 (広帯域)	①																																																																																																																																																																																
		フィルタ装置出口圧力 (広帯域)	①																																																																																																																																																																																
		フィルタ装置水位 (広帯域)	①																																																																																																																																																																																
		フィルタ装置水温度	①																																																																																																																																																																																
		フィルタ装置出口放射線モニタ	①																																																																																																																																																																																
		フィルタ装置出口水素濃度	①																																																																																																																																																																																
関連条文	系統機能	主要設備	対策 <sup>①)</sup>	備考 ※設計基準批准																																																																																																																																																																															
47	代替再循環運転 (B-格納容器スプレイポンプ) (運転停止中の場合、フロントライン系機能喪失時)	B-格納容器スプレイポンプ	①	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																																																																																																																															
		B-格納容器再循環タンク [水源]	②																																																																																																																																																																																
		B-格納容器再循環タンクストレーナ [流路]	②																																																																																																																																																																																
		B-格納容器スプレイ冷却器 [流路]	②																																																																																																																																																																																
				B-安全注入ポンプ再循環リニアタンク入口C/V外側隔離弁 [流路]	①																																																																																																																																																																														
				原子炉格納容器スプレイ設備及び余熱除去設備 配管・弁 [流路]	①																																																																																																																																																																														
				原子炉補機冷却設備 (原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却海水ポンプ、原子炉補機冷却水冷却器並びに原子炉補機冷却水設備 配管・弁 [流路] 及び原子炉補機冷却海水設備 配管・弁・ストレーナ [流路])	—	48条に記載																																																																																																																																																																													
				1次冷却設備 [流路] (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管)	—	その他の設備に記載																																																																																																																																																																													
				原子炉容器 [注水先]	—	その他の設備に記載																																																																																																																																																																													
		47	蒸気発生器2次側からの除熱 (補助給水ポンプ) (運転停止中の場合、フロントライン系機能喪失時)	電動補助給水ポンプ	①	※																																																																																																																																																																													
タービン動補助給水ポンプ	①			※																																																																																																																																																																															
補助給水ピット [水源]	②			不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																																																																																																																															
主蒸気逃がし弁	①			※																																																																																																																																																																															
蒸気発生器 [注水先]	②			不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																																																																																																																															
主蒸気管 [流路]	②			不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																																																																																																																															
		補助給水設備 配管・弁 [流路]	①	※																																																																																																																																																																															
		主蒸気設備 配管・弁 [流路]	①	※																																																																																																																																																																															

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																																																													
	<p>第1表：常設重大事故等対処施設一覧表 (建屋内及び建屋外) (26/32)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条文</th> <th>系統機能</th> <th>主要設備</th> <th>対策<sup>①)</sup></th> <th>備考 ※設計基準試験</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>58</td> <td>最終ヒートシンクの確保 (副圧強化ベント系)</td> <td>副圧強化ベント系統制御モニター</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">58</td> <td rowspan="3">最終ヒートシンクの確保 (残留熱除去系)</td> <td>残留熱除去系ポンプ出口流量</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>残留熱除去系熱交換器入口流量</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>残留熱除去系熱交換器出口流量</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">58</td> <td rowspan="4">格納容器バイパスの監視 (原子炉圧力容器内の状態)</td> <td>原子炉水位 (広帯域)</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉水位 (燃料罐)</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉水位 (SA広帯域)</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉水位 (SA燃料罐)</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">58</td> <td rowspan="2">格納容器バイパスの監視 (原子炉圧力容器内の状態)</td> <td>原子炉圧力</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉圧力 (SA)</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">58</td> <td rowspan="2">格納容器バイパスの監視 (原子炉格納容器内の状態)</td> <td>ドライウェル温度</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ドライウェル圧力</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">58</td> <td rowspan="2">格納容器バイパスの監視 (原子炉格納容器内の状態)</td> <td>高圧炉心スプレイ系ポンプ出口圧力</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>低圧炉心スプレイ系ポンプ出口圧力</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">58</td> <td rowspan="2">格納容器バイパスの監視 (原子炉格納容器内の状態)</td> <td>残留熱除去系ポンプ出口圧力</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">58</td> <td rowspan="2">水源の確保</td> <td>復水貯蔵タンク水位</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>圧力制御室水位</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>58</td> <td>原子炉建屋内の水量濃度</td> <td>原子炉建屋内水量濃度</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>58</td> <td>原子炉格納容器内の酸濃度</td> <td>格納容器内蒸気酸濃度</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">58</td> <td rowspan="3">使用済燃料プールの監視</td> <td>使用済燃料プール水位/温度 (ヒートサーモ式)</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>使用済燃料プール水位/温度 (ゴイドバルブ式)</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>使用済燃料プール上層空間放射線モニター (累積量、低線量)</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>58</td> <td>使用済燃料プール監視カメラ</td> <td>使用済燃料プール監視カメラ</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>58</td> <td>発電所内の通信連絡</td> <td>安全パラメータ安全システム (SPES)</td> <td>①</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	関連条文	系統機能	主要設備	対策 <sup>①)</sup>	備考 ※設計基準試験	58	最終ヒートシンクの確保 (副圧強化ベント系)	副圧強化ベント系統制御モニター	①		58	最終ヒートシンクの確保 (残留熱除去系)	残留熱除去系ポンプ出口流量	①	※	残留熱除去系熱交換器入口流量	①	※	残留熱除去系熱交換器出口流量	①		58	格納容器バイパスの監視 (原子炉圧力容器内の状態)	原子炉水位 (広帯域)	①		原子炉水位 (燃料罐)	①		原子炉水位 (SA広帯域)	①		原子炉水位 (SA燃料罐)	①		58	格納容器バイパスの監視 (原子炉圧力容器内の状態)	原子炉圧力	①		原子炉圧力 (SA)	①		58	格納容器バイパスの監視 (原子炉格納容器内の状態)	ドライウェル温度	①		ドライウェル圧力	①		58	格納容器バイパスの監視 (原子炉格納容器内の状態)	高圧炉心スプレイ系ポンプ出口圧力	①	※	低圧炉心スプレイ系ポンプ出口圧力	①	※	58	格納容器バイパスの監視 (原子炉格納容器内の状態)	残留熱除去系ポンプ出口圧力	①	※				58	水源の確保	復水貯蔵タンク水位	①		圧力制御室水位	①		58	原子炉建屋内の水量濃度	原子炉建屋内水量濃度	①		58	原子炉格納容器内の酸濃度	格納容器内蒸気酸濃度	①		58	使用済燃料プールの監視	使用済燃料プール水位/温度 (ヒートサーモ式)	①		使用済燃料プール水位/温度 (ゴイドバルブ式)	①		使用済燃料プール上層空間放射線モニター (累積量、低線量)	①		58	使用済燃料プール監視カメラ	使用済燃料プール監視カメラ	①		58	発電所内の通信連絡	安全パラメータ安全システム (SPES)	①		<p>第1表：常設重大事故等対処施設一覧表 (建屋内及び建屋外) (27/32)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条文</th> <th>系統機能</th> <th>主要設備</th> <th>対策<sup>①)</sup></th> <th>備考 ※設計基準試験</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="14">58</td> <td rowspan="14">その他</td> <td>高圧蒸気ガス供給系 ADS 入口圧力</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>代替高圧蒸気ガス供給系蒸気ガス供給止め弁入口圧力</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6-2F-1 母線電圧</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6-2F-2 母線電圧</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6-2C 母線電圧</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6-2D 母線電圧</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6-2H 母線電圧</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>4-2C 母線電圧</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4-2D 母線電圧</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>125V 交流主母線 2A 電圧</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>125V 交流主母線 2B 電圧</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>125V 交流主母線 2A-1 電圧</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>125V 交流主母線 2B-1 電圧</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>250V 交流主母線電圧</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>RPVCS125V 交流主母線電圧</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> </tbody> </table>	関連条文	系統機能	主要設備	対策 <sup>①)</sup>	備考 ※設計基準試験	58	その他	高圧蒸気ガス供給系 ADS 入口圧力	①		代替高圧蒸気ガス供給系蒸気ガス供給止め弁入口圧力	①		6-2F-1 母線電圧	①		6-2F-2 母線電圧	①		6-2C 母線電圧	①		6-2D 母線電圧	①		6-2H 母線電圧	①	※	4-2C 母線電圧	①		4-2D 母線電圧	①		125V 交流主母線 2A 電圧	①		125V 交流主母線 2B 電圧	①		125V 交流主母線 2A-1 電圧	①		125V 交流主母線 2B-1 電圧	①		250V 交流主母線電圧	①		RPVCS125V 交流主母線電圧	①	※	<p>第1表：常設重大事故等対処施設一覧表 (建屋内及び建屋外) (27/51)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条文</th> <th>系統機能</th> <th>主要設備</th> <th>対策<sup>①)</sup></th> <th>備考 ※設計基準試験</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">47</td> <td rowspan="10">代替炉心注水 (代替格納容器スプレイポンプ) (代替電源) (運転停止中の場合、サポート系機能喪失時)</td> <td>代替格納容器スプレイポンプ</td> <td>①</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>燃料取替用水ビット [水源]</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>補助給水ビット [水源]</td> <td>②</td> <td>56条に記載</td> </tr> <tr> <td>非常用炉心冷却設備 配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>補助給水設備 配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器スプレイ設備及び余熱除去設備 配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1次冷却設備 [流路] (蒸気発生器, 1次冷却材ポンプ, 加圧器, 1次冷却材管, 加圧器サージ管)</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td>原子炉容器 [注水先]</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td>補助給水設備又は燃料取替用水設備 配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器スプレイ設備及び余熱除去設備 配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">47</td> <td rowspan="3">代替炉心注水 (可搬型大型送水ポンプ車) (運転停止中の場合、サポート系機能喪失時)</td> <td>1次冷却設備 [流路] (蒸気発生器, 1次冷却材ポンプ, 加圧器, 1次冷却材管, 加圧器サージ管)</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td>原子炉容器 [注水先]</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td>非常用取水設備 [流路] (貯留庫, 取水口, 取水路, 取水ビットスクリーン室, 取水ビットポンプ室)</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">47</td> <td rowspan="5">代替炉心注水 (充てんポンプ (自己冷却)) (運転停止中の場合、サポート系機能喪失時)</td> <td>B-充てんポンプ</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料取替用水ビット [水源]</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>再生熱交換器 [流路]</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>非常用炉心冷却設備 配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>化学体積制御設備 配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">47</td> <td rowspan="2">代替炉心注水 (充てんポンプ (自己冷却)) (運転停止中の場合、サポート系機能喪失時)</td> <td>原子炉補機冷却水設備 配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1次冷却設備 [流路] (蒸気発生器, 1次冷却材ポンプ, 加圧器, 1次冷却材管, 加圧器サージ管)</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td>47</td> <td>代替炉心注水 (充てんポンプ (自己冷却)) (運転停止中の場合、サポート系機能喪失時)</td> <td>原子炉容器 [注水先]</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> </tbody> </table>	関連条文	系統機能	主要設備	対策 <sup>①)</sup>	備考 ※設計基準試験	47	代替炉心注水 (代替格納容器スプレイポンプ) (代替電源) (運転停止中の場合、サポート系機能喪失時)	代替格納容器スプレイポンプ	①	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	燃料取替用水ビット [水源]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	補助給水ビット [水源]	②	56条に記載	非常用炉心冷却設備 配管・弁 [流路]	①		補助給水設備 配管・弁 [流路]	①		原子炉格納容器スプレイ設備及び余熱除去設備 配管・弁 [流路]	①		1次冷却設備 [流路] (蒸気発生器, 1次冷却材ポンプ, 加圧器, 1次冷却材管, 加圧器サージ管)	—	その他の設備に記載	原子炉容器 [注水先]	—	その他の設備に記載	補助給水設備又は燃料取替用水設備 配管・弁 [流路]	①		原子炉格納容器スプレイ設備及び余熱除去設備 配管・弁 [流路]	①		47	代替炉心注水 (可搬型大型送水ポンプ車) (運転停止中の場合、サポート系機能喪失時)	1次冷却設備 [流路] (蒸気発生器, 1次冷却材ポンプ, 加圧器, 1次冷却材管, 加圧器サージ管)	—	その他の設備に記載	原子炉容器 [注水先]	—	その他の設備に記載	非常用取水設備 [流路] (貯留庫, 取水口, 取水路, 取水ビットスクリーン室, 取水ビットポンプ室)	—	その他の設備に記載	47	代替炉心注水 (充てんポンプ (自己冷却)) (運転停止中の場合、サポート系機能喪失時)	B-充てんポンプ	①		燃料取替用水ビット [水源]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	再生熱交換器 [流路]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	非常用炉心冷却設備 配管・弁 [流路]	①		化学体積制御設備 配管・弁 [流路]	①		47	代替炉心注水 (充てんポンプ (自己冷却)) (運転停止中の場合、サポート系機能喪失時)	原子炉補機冷却水設備 配管・弁 [流路]	①		1次冷却設備 [流路] (蒸気発生器, 1次冷却材ポンプ, 加圧器, 1次冷却材管, 加圧器サージ管)	—	その他の設備に記載	47	代替炉心注水 (充てんポンプ (自己冷却)) (運転停止中の場合、サポート系機能喪失時)	原子炉容器 [注水先]	—	その他の設備に記載	<p>【女川】  <span style="color: red;">■</span>設計の相違                      炉型による設備構成及び設計の相違</p>
関連条文	系統機能	主要設備	対策 <sup>①)</sup>	備考 ※設計基準試験																																																																																																																																																																																																																																												
58	最終ヒートシンクの確保 (副圧強化ベント系)	副圧強化ベント系統制御モニター	①																																																																																																																																																																																																																																													
58	最終ヒートシンクの確保 (残留熱除去系)	残留熱除去系ポンプ出口流量	①	※																																																																																																																																																																																																																																												
		残留熱除去系熱交換器入口流量	①	※																																																																																																																																																																																																																																												
		残留熱除去系熱交換器出口流量	①																																																																																																																																																																																																																																													
58	格納容器バイパスの監視 (原子炉圧力容器内の状態)	原子炉水位 (広帯域)	①																																																																																																																																																																																																																																													
		原子炉水位 (燃料罐)	①																																																																																																																																																																																																																																													
		原子炉水位 (SA広帯域)	①																																																																																																																																																																																																																																													
		原子炉水位 (SA燃料罐)	①																																																																																																																																																																																																																																													
58	格納容器バイパスの監視 (原子炉圧力容器内の状態)	原子炉圧力	①																																																																																																																																																																																																																																													
		原子炉圧力 (SA)	①																																																																																																																																																																																																																																													
58	格納容器バイパスの監視 (原子炉格納容器内の状態)	ドライウェル温度	①																																																																																																																																																																																																																																													
		ドライウェル圧力	①																																																																																																																																																																																																																																													
58	格納容器バイパスの監視 (原子炉格納容器内の状態)	高圧炉心スプレイ系ポンプ出口圧力	①	※																																																																																																																																																																																																																																												
		低圧炉心スプレイ系ポンプ出口圧力	①	※																																																																																																																																																																																																																																												
58	格納容器バイパスの監視 (原子炉格納容器内の状態)	残留熱除去系ポンプ出口圧力	①	※																																																																																																																																																																																																																																												
58	水源の確保	復水貯蔵タンク水位	①																																																																																																																																																																																																																																													
		圧力制御室水位	①																																																																																																																																																																																																																																													
58	原子炉建屋内の水量濃度	原子炉建屋内水量濃度	①																																																																																																																																																																																																																																													
58	原子炉格納容器内の酸濃度	格納容器内蒸気酸濃度	①																																																																																																																																																																																																																																													
58	使用済燃料プールの監視	使用済燃料プール水位/温度 (ヒートサーモ式)	①																																																																																																																																																																																																																																													
		使用済燃料プール水位/温度 (ゴイドバルブ式)	①																																																																																																																																																																																																																																													
		使用済燃料プール上層空間放射線モニター (累積量、低線量)	①																																																																																																																																																																																																																																													
58	使用済燃料プール監視カメラ	使用済燃料プール監視カメラ	①																																																																																																																																																																																																																																													
58	発電所内の通信連絡	安全パラメータ安全システム (SPES)	①																																																																																																																																																																																																																																													
関連条文	系統機能	主要設備	対策 <sup>①)</sup>	備考 ※設計基準試験																																																																																																																																																																																																																																												
58	その他	高圧蒸気ガス供給系 ADS 入口圧力	①																																																																																																																																																																																																																																													
		代替高圧蒸気ガス供給系蒸気ガス供給止め弁入口圧力	①																																																																																																																																																																																																																																													
		6-2F-1 母線電圧	①																																																																																																																																																																																																																																													
		6-2F-2 母線電圧	①																																																																																																																																																																																																																																													
		6-2C 母線電圧	①																																																																																																																																																																																																																																													
		6-2D 母線電圧	①																																																																																																																																																																																																																																													
		6-2H 母線電圧	①	※																																																																																																																																																																																																																																												
		4-2C 母線電圧	①																																																																																																																																																																																																																																													
		4-2D 母線電圧	①																																																																																																																																																																																																																																													
		125V 交流主母線 2A 電圧	①																																																																																																																																																																																																																																													
		125V 交流主母線 2B 電圧	①																																																																																																																																																																																																																																													
		125V 交流主母線 2A-1 電圧	①																																																																																																																																																																																																																																													
		125V 交流主母線 2B-1 電圧	①																																																																																																																																																																																																																																													
		250V 交流主母線電圧	①																																																																																																																																																																																																																																													
RPVCS125V 交流主母線電圧	①	※																																																																																																																																																																																																																																														
関連条文	系統機能	主要設備	対策 <sup>①)</sup>	備考 ※設計基準試験																																																																																																																																																																																																																																												
47	代替炉心注水 (代替格納容器スプレイポンプ) (代替電源) (運転停止中の場合、サポート系機能喪失時)	代替格納容器スプレイポンプ	①	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																																																																																																																																																																																												
		燃料取替用水ビット [水源]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																																																																																																																																																																																												
		補助給水ビット [水源]	②	56条に記載																																																																																																																																																																																																																																												
		非常用炉心冷却設備 配管・弁 [流路]	①																																																																																																																																																																																																																																													
		補助給水設備 配管・弁 [流路]	①																																																																																																																																																																																																																																													
		原子炉格納容器スプレイ設備及び余熱除去設備 配管・弁 [流路]	①																																																																																																																																																																																																																																													
		1次冷却設備 [流路] (蒸気発生器, 1次冷却材ポンプ, 加圧器, 1次冷却材管, 加圧器サージ管)	—	その他の設備に記載																																																																																																																																																																																																																																												
		原子炉容器 [注水先]	—	その他の設備に記載																																																																																																																																																																																																																																												
		補助給水設備又は燃料取替用水設備 配管・弁 [流路]	①																																																																																																																																																																																																																																													
		原子炉格納容器スプレイ設備及び余熱除去設備 配管・弁 [流路]	①																																																																																																																																																																																																																																													
47	代替炉心注水 (可搬型大型送水ポンプ車) (運転停止中の場合、サポート系機能喪失時)	1次冷却設備 [流路] (蒸気発生器, 1次冷却材ポンプ, 加圧器, 1次冷却材管, 加圧器サージ管)	—	その他の設備に記載																																																																																																																																																																																																																																												
		原子炉容器 [注水先]	—	その他の設備に記載																																																																																																																																																																																																																																												
		非常用取水設備 [流路] (貯留庫, 取水口, 取水路, 取水ビットスクリーン室, 取水ビットポンプ室)	—	その他の設備に記載																																																																																																																																																																																																																																												
47	代替炉心注水 (充てんポンプ (自己冷却)) (運転停止中の場合、サポート系機能喪失時)	B-充てんポンプ	①																																																																																																																																																																																																																																													
		燃料取替用水ビット [水源]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																																																																																																																																																																																												
		再生熱交換器 [流路]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																																																																																																																																																																																												
		非常用炉心冷却設備 配管・弁 [流路]	①																																																																																																																																																																																																																																													
		化学体積制御設備 配管・弁 [流路]	①																																																																																																																																																																																																																																													
47	代替炉心注水 (充てんポンプ (自己冷却)) (運転停止中の場合、サポート系機能喪失時)	原子炉補機冷却水設備 配管・弁 [流路]	①																																																																																																																																																																																																																																													
		1次冷却設備 [流路] (蒸気発生器, 1次冷却材ポンプ, 加圧器, 1次冷却材管, 加圧器サージ管)	—	その他の設備に記載																																																																																																																																																																																																																																												
47	代替炉心注水 (充てんポンプ (自己冷却)) (運転停止中の場合、サポート系機能喪失時)	原子炉容器 [注水先]	—	その他の設備に記載																																																																																																																																																																																																																																												

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																						
	<p>第1表：常設重大事故等対処施設一覧表 (建屋内及び建屋外) (28/32)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条文</th> <th>系統機能</th> <th>主要設備</th> <th>対策①</th> <th>備考 ※設計基準拡張</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="17">59</td> <td rowspan="17">居住性の確保</td> <td>中央制御室</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中央制御室送風機</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>中央制御室送風機</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中央制御室排風機</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中央制御室再循環送風機</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中央制御室再循環フィルタ装置</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中央制御室換気空調システム・ダンパ [流路]</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>中央制御室待避所</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中央制御室待避所送風機</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>中央制御室待避所加圧設備 (配管・弁) [流路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>遮圧計</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>無線連絡設備 (固定型)</td> <td>—</td> <td>62条に記載</td> </tr> <tr> <td>衛星電話設備 (固定型)</td> <td>—</td> <td>62条に記載</td> </tr> <tr> <td>無線連絡設備 (屋外アンテナ) [伝送路]</td> <td>—</td> <td>62条に記載</td> </tr> <tr> <td>衛星電話設備 (屋外アンテナ) [伝送路]</td> <td>—</td> <td>62条に記載</td> </tr> <tr> <td>有線 (建屋内) [伝送路]</td> <td>—</td> <td>62条に記載</td> </tr> <tr> <td>データ表示装置 (待避所)</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="7">59</td> <td rowspan="7">狭く静量の低減</td> <td>非常用ガス処理系排風機</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>非常用ガス処理系空気乾燥装置 [流路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>非常用ガス処理系フィルタ装置 [流路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>非常用ガス処理系配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>排気筒 [流路]</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>原子炉建屋原子炉棟 [流路]</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td>原子炉建屋ブローアウトパネル閉止装置</td> <td>①</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第1表：常設重大事故等対処施設一覧表 (建屋内及び建屋外) (29/32)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条文</th> <th>系統機能</th> <th>主要設備</th> <th>対策①</th> <th>備考 ※設計基準拡張</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>60</td> <td>モニタリングポストの代替測定</td> <td>データ処理装置 [伝送路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>60</td> <td>気象観測設備の代替測定</td> <td>データ処理装置 [伝送路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>60</td> <td>放射線量の測定</td> <td>データ処理装置 [伝送路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>60</td> <td>モニタリングポストの代替交流電源からの給電</td> <td>常設代替交流電源設備</td> <td>—</td> <td>57条に記載</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">61</td> <td rowspan="6">居住性の確保 (緊急時対策所)</td> <td>緊急時対策所</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所送風機</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所非常用送風機</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所非常用フィルタ装置</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所非常用給排気配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所加圧設備 (配管・弁) [流路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>遮圧計</td> <td>①</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	関連条文	系統機能	主要設備	対策①	備考 ※設計基準拡張	59	居住性の確保	中央制御室	①		中央制御室送風機	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	中央制御室送風機	①		中央制御室排風機	①		中央制御室再循環送風機	①		中央制御室再循環フィルタ装置	①		中央制御室換気空調システム・ダンパ [流路]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	中央制御室待避所	①		中央制御室待避所送風機	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	中央制御室待避所加圧設備 (配管・弁) [流路]	①		遮圧計	①		無線連絡設備 (固定型)	—	62条に記載	衛星電話設備 (固定型)	—	62条に記載	無線連絡設備 (屋外アンテナ) [伝送路]	—	62条に記載	衛星電話設備 (屋外アンテナ) [伝送路]	—	62条に記載	有線 (建屋内) [伝送路]	—	62条に記載	データ表示装置 (待避所)	①		59	狭く静量の低減	非常用ガス処理系排風機	①		非常用ガス処理系空気乾燥装置 [流路]	①		非常用ガス処理系フィルタ装置 [流路]	①		非常用ガス処理系配管・弁 [流路]	①		排気筒 [流路]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	原子炉建屋原子炉棟 [流路]	—	その他の設備に記載	原子炉建屋ブローアウトパネル閉止装置	①		関連条文	系統機能	主要設備	対策①	備考 ※設計基準拡張	60	モニタリングポストの代替測定	データ処理装置 [伝送路]	①		60	気象観測設備の代替測定	データ処理装置 [伝送路]	①		60	放射線量の測定	データ処理装置 [伝送路]	①		60	モニタリングポストの代替交流電源からの給電	常設代替交流電源設備	—	57条に記載	61	居住性の確保 (緊急時対策所)	緊急時対策所	①		緊急時対策所送風機	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	緊急時対策所非常用送風機	①		緊急時対策所非常用フィルタ装置	①		緊急時対策所非常用給排気配管・弁 [流路]	①		緊急時対策所加圧設備 (配管・弁) [流路]	①				遮圧計	①		<p>第1表：常設重大事故等対処施設一覧表 (建屋内及び建屋外) (28/51)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条文</th> <th>系統機能</th> <th>主要設備</th> <th>対策①</th> <th>備考 ※設計基準拡張</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">47</td> <td rowspan="10">代替再循環運転 (A-高圧注入ポンプ (海水冷却)) (運転停止中の場合、サポート系機能喪失時)</td> <td>A-高圧注入ポンプ</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>A-格納容器再循環サンプ [水源]</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>A-格納容器再循環サンプスクリーン [流路]</td> <td>②</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>A-安全注入ポンプ再循環サンプ側入口C/V外側隔離弁 [流路]</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>ほう酸注入タンク [流路]</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>高圧再循環系 配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水設備 配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1次冷却設備 [流路] (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管)</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td>原子炉容器 [注水先]</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td>非常用取水設備 [流路] (貯留堰、取水口、取水路、取水ビットスクリーン室、取水ビットポンプ室)</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">47</td> <td rowspan="6">蒸気発生器2次側からの除熱 (補助給水ポンプ) (代替電源)</td> <td>電動補助給水ポンプ</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>タービン動機補助給水ポンプ</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>補助給水ビット [水源]</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>主蒸気逃がし弁</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>蒸気発生器 [注水先]</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>主蒸気管 [流路]</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>補助給水設備 配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>主蒸気設備 配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> </tbody> </table>	関連条文	系統機能	主要設備	対策①	備考 ※設計基準拡張	47	代替再循環運転 (A-高圧注入ポンプ (海水冷却)) (運転停止中の場合、サポート系機能喪失時)	A-高圧注入ポンプ	①	※	A-格納容器再循環サンプ [水源]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	A-格納容器再循環サンプスクリーン [流路]	②	※	A-安全注入ポンプ再循環サンプ側入口C/V外側隔離弁 [流路]	①	※	ほう酸注入タンク [流路]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	高圧再循環系 配管・弁 [流路]	①	※	原子炉補機冷却水設備 配管・弁 [流路]	①		1次冷却設備 [流路] (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管)	—	その他の設備に記載	原子炉容器 [注水先]	—	その他の設備に記載	非常用取水設備 [流路] (貯留堰、取水口、取水路、取水ビットスクリーン室、取水ビットポンプ室)	—	その他の設備に記載	47	蒸気発生器2次側からの除熱 (補助給水ポンプ) (代替電源)	電動補助給水ポンプ	①	※	タービン動機補助給水ポンプ	①	※	補助給水ビット [水源]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	主蒸気逃がし弁	①	※	蒸気発生器 [注水先]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	主蒸気管 [流路]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない			補助給水設備 配管・弁 [流路]	①	※			主蒸気設備 配管・弁 [流路]	①	※	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> <li>炉型による設備構成及び設計の相違</li> </ul>
関連条文	系統機能	主要設備	対策①	備考 ※設計基準拡張																																																																																																																																																																																																					
59	居住性の確保	中央制御室	①																																																																																																																																																																																																						
		中央制御室送風機	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																																																																																																																																																					
		中央制御室送風機	①																																																																																																																																																																																																						
		中央制御室排風機	①																																																																																																																																																																																																						
		中央制御室再循環送風機	①																																																																																																																																																																																																						
		中央制御室再循環フィルタ装置	①																																																																																																																																																																																																						
		中央制御室換気空調システム・ダンパ [流路]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																																																																																																																																																					
		中央制御室待避所	①																																																																																																																																																																																																						
		中央制御室待避所送風機	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																																																																																																																																																					
		中央制御室待避所加圧設備 (配管・弁) [流路]	①																																																																																																																																																																																																						
		遮圧計	①																																																																																																																																																																																																						
		無線連絡設備 (固定型)	—	62条に記載																																																																																																																																																																																																					
		衛星電話設備 (固定型)	—	62条に記載																																																																																																																																																																																																					
		無線連絡設備 (屋外アンテナ) [伝送路]	—	62条に記載																																																																																																																																																																																																					
		衛星電話設備 (屋外アンテナ) [伝送路]	—	62条に記載																																																																																																																																																																																																					
		有線 (建屋内) [伝送路]	—	62条に記載																																																																																																																																																																																																					
		データ表示装置 (待避所)	①																																																																																																																																																																																																						
59	狭く静量の低減	非常用ガス処理系排風機	①																																																																																																																																																																																																						
		非常用ガス処理系空気乾燥装置 [流路]	①																																																																																																																																																																																																						
		非常用ガス処理系フィルタ装置 [流路]	①																																																																																																																																																																																																						
		非常用ガス処理系配管・弁 [流路]	①																																																																																																																																																																																																						
		排気筒 [流路]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																																																																																																																																																					
		原子炉建屋原子炉棟 [流路]	—	その他の設備に記載																																																																																																																																																																																																					
		原子炉建屋ブローアウトパネル閉止装置	①																																																																																																																																																																																																						
関連条文	系統機能	主要設備	対策①	備考 ※設計基準拡張																																																																																																																																																																																																					
60	モニタリングポストの代替測定	データ処理装置 [伝送路]	①																																																																																																																																																																																																						
60	気象観測設備の代替測定	データ処理装置 [伝送路]	①																																																																																																																																																																																																						
60	放射線量の測定	データ処理装置 [伝送路]	①																																																																																																																																																																																																						
60	モニタリングポストの代替交流電源からの給電	常設代替交流電源設備	—	57条に記載																																																																																																																																																																																																					
61	居住性の確保 (緊急時対策所)	緊急時対策所	①																																																																																																																																																																																																						
		緊急時対策所送風機	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																																																																																																																																																					
		緊急時対策所非常用送風機	①																																																																																																																																																																																																						
		緊急時対策所非常用フィルタ装置	①																																																																																																																																																																																																						
		緊急時対策所非常用給排気配管・弁 [流路]	①																																																																																																																																																																																																						
		緊急時対策所加圧設備 (配管・弁) [流路]	①																																																																																																																																																																																																						
		遮圧計	①																																																																																																																																																																																																						
関連条文	系統機能	主要設備	対策①	備考 ※設計基準拡張																																																																																																																																																																																																					
47	代替再循環運転 (A-高圧注入ポンプ (海水冷却)) (運転停止中の場合、サポート系機能喪失時)	A-高圧注入ポンプ	①	※																																																																																																																																																																																																					
		A-格納容器再循環サンプ [水源]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																																																																																																																																																					
		A-格納容器再循環サンプスクリーン [流路]	②	※																																																																																																																																																																																																					
		A-安全注入ポンプ再循環サンプ側入口C/V外側隔離弁 [流路]	①	※																																																																																																																																																																																																					
		ほう酸注入タンク [流路]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																																																																																																																																																					
		高圧再循環系 配管・弁 [流路]	①	※																																																																																																																																																																																																					
		原子炉補機冷却水設備 配管・弁 [流路]	①																																																																																																																																																																																																						
		1次冷却設備 [流路] (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管)	—	その他の設備に記載																																																																																																																																																																																																					
		原子炉容器 [注水先]	—	その他の設備に記載																																																																																																																																																																																																					
		非常用取水設備 [流路] (貯留堰、取水口、取水路、取水ビットスクリーン室、取水ビットポンプ室)	—	その他の設備に記載																																																																																																																																																																																																					
47	蒸気発生器2次側からの除熱 (補助給水ポンプ) (代替電源)	電動補助給水ポンプ	①	※																																																																																																																																																																																																					
		タービン動機補助給水ポンプ	①	※																																																																																																																																																																																																					
		補助給水ビット [水源]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																																																																																																																																																					
		主蒸気逃がし弁	①	※																																																																																																																																																																																																					
		蒸気発生器 [注水先]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																																																																																																																																																					
		主蒸気管 [流路]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																																																																																																																																																					
		補助給水設備 配管・弁 [流路]	①	※																																																																																																																																																																																																					
		主蒸気設備 配管・弁 [流路]	①	※																																																																																																																																																																																																					

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																									
	<p>第1表：常設重大事故等対処施設一覧表 (建屋内及び建屋外) (30/32)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条文</th> <th>系統機能</th> <th>主要設備</th> <th>対策<sup>①)</sup></th> <th>備考 ※設計基準抵減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="14">61</td> <td rowspan="14">電線の確保 (緊急時対策用)</td> <td>ガスタービン発電機</td> <td>—</td> <td>67条に記載</td> </tr> <tr> <td>ガスタービン発電機制御用タンク</td> <td>—</td> <td>67条に記載</td> </tr> <tr> <td>駆動タンク</td> <td>—</td> <td>67条に記載</td> </tr> <tr> <td>ガスタービン発電機燃料移送ポンプ</td> <td>—</td> <td>67条に記載</td> </tr> <tr> <td>ガスタービン発電機燃料移送配管・弁 (燃料流路)</td> <td>—</td> <td>67条に記載</td> </tr> <tr> <td>非常用ディーゼル発電機燃料移送配管・弁 (燃料流路)</td> <td>—</td> <td>67条に記載</td> </tr> <tr> <td>高圧炉心スプレッドライザーモーター発電機燃料移送配管・弁 (燃料流路)</td> <td>—</td> <td>67条に記載</td> </tr> <tr> <td>ガスタービン発電機保護盤</td> <td>—</td> <td>67条に記載</td> </tr> <tr> <td>緊急用高圧母線 2号系</td> <td>—</td> <td>67条に記載</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策用駆動タンク</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>緊急時対策用燃料移送系 配管・弁 (燃料流路)</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>緊急時対策用高圧母線 2号系</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ガスタービン発電機～緊急時対策用高圧母線 2号系電線 (電路)</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電源車接続口 (緊急時対策用)～緊急時対策用高圧母線 2号系電線 (電路)</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>61</td> <td>必要な情報の把握</td> <td>安全パライタ表示システム (SPDS)</td> <td>—</td> <td>62条に記載</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">61</td> <td rowspan="8">送信連絡 (緊急時対策用)</td> <td>無線連絡設備 (固定型)</td> <td>—</td> <td>62条に記載</td> </tr> <tr> <td>衛星電話設備 (固定型)</td> <td>—</td> <td>62条に記載</td> </tr> <tr> <td>総合原子力防災ネットワークを用いた送信連絡設備</td> <td>—</td> <td>62条に記載</td> </tr> <tr> <td>無線連絡設備 (伝送路)</td> <td>—</td> <td>62条に記載</td> </tr> <tr> <td>無線連絡設備 (屋外アンテナ) (伝送路)</td> <td>—</td> <td>62条に記載</td> </tr> <tr> <td>衛星電話設備 (屋外アンテナ) (伝送路)</td> <td>—</td> <td>62条に記載</td> </tr> <tr> <td>衛星連絡設備 (伝送路)</td> <td>—</td> <td>62条に記載</td> </tr> <tr> <td>有線 (建屋内) (伝送路)</td> <td>—</td> <td>62条に記載</td> </tr> </tbody> </table>	関連条文	系統機能	主要設備	対策 <sup>①)</sup>	備考 ※設計基準抵減	61	電線の確保 (緊急時対策用)	ガスタービン発電機	—	67条に記載	ガスタービン発電機制御用タンク	—	67条に記載	駆動タンク	—	67条に記載	ガスタービン発電機燃料移送ポンプ	—	67条に記載	ガスタービン発電機燃料移送配管・弁 (燃料流路)	—	67条に記載	非常用ディーゼル発電機燃料移送配管・弁 (燃料流路)	—	67条に記載	高圧炉心スプレッドライザーモーター発電機燃料移送配管・弁 (燃料流路)	—	67条に記載	ガスタービン発電機保護盤	—	67条に記載	緊急用高圧母線 2号系	—	67条に記載	緊急時対策用駆動タンク	①		緊急時対策用燃料移送系 配管・弁 (燃料流路)	①		緊急時対策用高圧母線 2号系	①		ガスタービン発電機～緊急時対策用高圧母線 2号系電線 (電路)	①		電源車接続口 (緊急時対策用)～緊急時対策用高圧母線 2号系電線 (電路)	①		61	必要な情報の把握	安全パライタ表示システム (SPDS)	—	62条に記載	61	送信連絡 (緊急時対策用)	無線連絡設備 (固定型)	—	62条に記載	衛星電話設備 (固定型)	—	62条に記載	総合原子力防災ネットワークを用いた送信連絡設備	—	62条に記載	無線連絡設備 (伝送路)	—	62条に記載	無線連絡設備 (屋外アンテナ) (伝送路)	—	62条に記載	衛星電話設備 (屋外アンテナ) (伝送路)	—	62条に記載	衛星連絡設備 (伝送路)	—	62条に記載	有線 (建屋内) (伝送路)	—	62条に記載	<p>第1表：常設重大事故等対処施設一覧表 (建屋内及び建屋外) (29/51)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条文</th> <th>系統機能</th> <th>主要設備</th> <th>対策<sup>①)</sup></th> <th>備考 ※設計基準抵減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">47</td> <td rowspan="10">炉心注水 (高圧注入ポンプ)</td> <td>高圧注入ポンプ</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>燃料取扱用ウォーター [水溜]</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>ほう酸注入タンク [流路]</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>非常用炉心冷却設備 配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>高圧注入系 配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却設備 (原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却海水ポンプ、原子炉補機冷却水サーージタンク、原子炉補機冷却水冷却器並びに原子炉補機冷却水設備 配管・弁 [流路])</td> <td>—</td> <td>48条に記載</td> </tr> <tr> <td>1次冷却設備 [流路] (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サーージ管)</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td>原子炉容器 [注水先]</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td>余熱除去ポンプ</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>燃料取扱用ウォーター [水溜]</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">47</td> <td rowspan="10">炉心注水 (余熱除去ポンプ)</td> <td>余熱除去冷却器 [流路]</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>非常用炉心冷却設備 配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>余熱除去設備 配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却設備 (原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却海水ポンプ、原子炉補機冷却水サーージタンク、原子炉補機冷却水冷却器並びに原子炉補機冷却水設備 配管・弁 [流路])</td> <td>—</td> <td>48条に記載</td> </tr> <tr> <td>1次冷却設備 [流路] (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サーージ管)</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td>原子炉容器 [注水先]</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> </tbody> </table>	関連条文	系統機能	主要設備	対策 <sup>①)</sup>	備考 ※設計基準抵減	47	炉心注水 (高圧注入ポンプ)	高圧注入ポンプ	①	※	燃料取扱用ウォーター [水溜]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	ほう酸注入タンク [流路]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	非常用炉心冷却設備 配管・弁 [流路]	①	※	高圧注入系 配管・弁 [流路]	①	※	原子炉補機冷却設備 (原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却海水ポンプ、原子炉補機冷却水サーージタンク、原子炉補機冷却水冷却器並びに原子炉補機冷却水設備 配管・弁 [流路])	—	48条に記載	1次冷却設備 [流路] (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サーージ管)	—	その他の設備に記載	原子炉容器 [注水先]	—	その他の設備に記載	余熱除去ポンプ	①	※	燃料取扱用ウォーター [水溜]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	47	炉心注水 (余熱除去ポンプ)	余熱除去冷却器 [流路]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	非常用炉心冷却設備 配管・弁 [流路]	①	※	余熱除去設備 配管・弁 [流路]	①	※	原子炉補機冷却設備 (原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却海水ポンプ、原子炉補機冷却水サーージタンク、原子炉補機冷却水冷却器並びに原子炉補機冷却水設備 配管・弁 [流路])	—	48条に記載	1次冷却設備 [流路] (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サーージ管)	—	その他の設備に記載	原子炉容器 [注水先]	—	その他の設備に記載	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> <li>炉型による設備構成及び設計の相違</li> </ul>
関連条文	系統機能	主要設備	対策 <sup>①)</sup>	備考 ※設計基準抵減																																																																																																																																								
61	電線の確保 (緊急時対策用)	ガスタービン発電機	—	67条に記載																																																																																																																																								
		ガスタービン発電機制御用タンク	—	67条に記載																																																																																																																																								
		駆動タンク	—	67条に記載																																																																																																																																								
		ガスタービン発電機燃料移送ポンプ	—	67条に記載																																																																																																																																								
		ガスタービン発電機燃料移送配管・弁 (燃料流路)	—	67条に記載																																																																																																																																								
		非常用ディーゼル発電機燃料移送配管・弁 (燃料流路)	—	67条に記載																																																																																																																																								
		高圧炉心スプレッドライザーモーター発電機燃料移送配管・弁 (燃料流路)	—	67条に記載																																																																																																																																								
		ガスタービン発電機保護盤	—	67条に記載																																																																																																																																								
		緊急用高圧母線 2号系	—	67条に記載																																																																																																																																								
		緊急時対策用駆動タンク	①																																																																																																																																									
		緊急時対策用燃料移送系 配管・弁 (燃料流路)	①																																																																																																																																									
		緊急時対策用高圧母線 2号系	①																																																																																																																																									
		ガスタービン発電機～緊急時対策用高圧母線 2号系電線 (電路)	①																																																																																																																																									
		電源車接続口 (緊急時対策用)～緊急時対策用高圧母線 2号系電線 (電路)	①																																																																																																																																									
61	必要な情報の把握	安全パライタ表示システム (SPDS)	—	62条に記載																																																																																																																																								
61	送信連絡 (緊急時対策用)	無線連絡設備 (固定型)	—	62条に記載																																																																																																																																								
		衛星電話設備 (固定型)	—	62条に記載																																																																																																																																								
		総合原子力防災ネットワークを用いた送信連絡設備	—	62条に記載																																																																																																																																								
		無線連絡設備 (伝送路)	—	62条に記載																																																																																																																																								
		無線連絡設備 (屋外アンテナ) (伝送路)	—	62条に記載																																																																																																																																								
		衛星電話設備 (屋外アンテナ) (伝送路)	—	62条に記載																																																																																																																																								
		衛星連絡設備 (伝送路)	—	62条に記載																																																																																																																																								
		有線 (建屋内) (伝送路)	—	62条に記載																																																																																																																																								
関連条文	系統機能	主要設備	対策 <sup>①)</sup>	備考 ※設計基準抵減																																																																																																																																								
47	炉心注水 (高圧注入ポンプ)	高圧注入ポンプ	①	※																																																																																																																																								
		燃料取扱用ウォーター [水溜]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																																																																																								
		ほう酸注入タンク [流路]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																																																																																								
		非常用炉心冷却設備 配管・弁 [流路]	①	※																																																																																																																																								
		高圧注入系 配管・弁 [流路]	①	※																																																																																																																																								
		原子炉補機冷却設備 (原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却海水ポンプ、原子炉補機冷却水サーージタンク、原子炉補機冷却水冷却器並びに原子炉補機冷却水設備 配管・弁 [流路])	—	48条に記載																																																																																																																																								
		1次冷却設備 [流路] (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サーージ管)	—	その他の設備に記載																																																																																																																																								
		原子炉容器 [注水先]	—	その他の設備に記載																																																																																																																																								
		余熱除去ポンプ	①	※																																																																																																																																								
		燃料取扱用ウォーター [水溜]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																																																																																								
47	炉心注水 (余熱除去ポンプ)	余熱除去冷却器 [流路]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																																																																																								
		非常用炉心冷却設備 配管・弁 [流路]	①	※																																																																																																																																								
		余熱除去設備 配管・弁 [流路]	①	※																																																																																																																																								
		原子炉補機冷却設備 (原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却海水ポンプ、原子炉補機冷却水サーージタンク、原子炉補機冷却水冷却器並びに原子炉補機冷却水設備 配管・弁 [流路])	—	48条に記載																																																																																																																																								
		1次冷却設備 [流路] (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サーージ管)	—	その他の設備に記載																																																																																																																																								
		原子炉容器 [注水先]	—	その他の設備に記載																																																																																																																																								

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																							
	<p>第1表：常設重大事故等対処施設一覧表 (建屋内及び建屋外) (31/32)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条文</th> <th>系統機能</th> <th>主要設備</th> <th>対策<sup>①)</sup></th> <th>備考 ※設計基準紙張</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">62</td> <td rowspan="6">発電所内の通信連絡</td> <td>無線連絡設備 (固定型)</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>衛星電話設備 (固定型)</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>安全パラメータ表示システム (SPBS)</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>無線連絡設備 (屋外アンテナ) [伝送線]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>衛星電話設備 (屋外アンテナ) [伝送線]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>無線連絡装置 [伝送線]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="6">62</td> <td rowspan="6">発電所外の通信連絡</td> <td>有線 (建屋内) (機内型) 無線連絡設備 (固定型)、衛星電話設備 (固定型) に係るもの [伝送線]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有線 (建屋内) (安全パラメータ表示システム (SPBS) に係るもの) [伝送線]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>衛星電話設備 (固定型)</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>データ伝送設備</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>無線連絡設備 (屋外アンテナ) [伝送線]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第1表：常設重大事故等対処施設一覧表 (建屋内及び建屋外) (32/32)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条文</th> <th>系統機能</th> <th>主要設備</th> <th>対策<sup>①)</sup></th> <th>備考 ※設計基準紙張</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">その他 の設備</td> <td rowspan="4">重大事故等時に対処するための 試験、注水先、注水先、排出 元等</td> <td>原子炉圧力容器</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料プール</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>原子炉建屋原子炉棟</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">非常用取水設備</td> <td rowspan="4">貯留槽</td> <td>貯留槽</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>取水口</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>取水路</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>海水ポンプ室</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> </tbody> </table>	関連条文	系統機能	主要設備	対策 <sup>①)</sup>	備考 ※設計基準紙張	62	発電所内の通信連絡	無線連絡設備 (固定型)	①		衛星電話設備 (固定型)	①		安全パラメータ表示システム (SPBS)	①		無線連絡設備 (屋外アンテナ) [伝送線]	①		衛星電話設備 (屋外アンテナ) [伝送線]	①		無線連絡装置 [伝送線]	①		62	発電所外の通信連絡	有線 (建屋内) (機内型) 無線連絡設備 (固定型)、衛星電話設備 (固定型) に係るもの [伝送線]	①		有線 (建屋内) (安全パラメータ表示システム (SPBS) に係るもの) [伝送線]	①		衛星電話設備 (固定型)	①		統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	①		データ伝送設備	①		無線連絡設備 (屋外アンテナ) [伝送線]	①		関連条文	系統機能	主要設備	対策 <sup>①)</sup>	備考 ※設計基準紙張	その他 の設備	重大事故等時に対処するための 試験、注水先、注水先、排出 元等	原子炉圧力容器	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	原子炉格納容器	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	使用済燃料プール	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	原子炉建屋原子炉棟	①		非常用取水設備	貯留槽	貯留槽	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	取水口	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	取水路	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	海水ポンプ室	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	<p>第1表：常設重大事故等対処施設一覧表 (建屋内及び建屋外) (30/51)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条文</th> <th>系統機能</th> <th>主要設備</th> <th>対策<sup>①)</sup></th> <th>備考 ※設計基準紙張</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">47</td> <td rowspan="10">炉心注水 (充てんポンプ) (溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下遅延及び防止、交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合)</td> <td>充てんポンプ</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料取扱用水ピット [水源]</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>再生熱交換器 [流路]</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>非常用炉心冷却設備 配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>化学体積制御設備 配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却設備 (原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却海水ポンプ、原子炉補機冷却水サージタンク、原子炉補機冷却水冷却器並びに原子炉補機冷却水設備 配管・弁 [流路] 及び原子炉補機冷却海水設備 配管・弁・ストレーナ [流路])</td> <td>—</td> <td>48条に記載</td> </tr> <tr> <td>1次冷却設備 [流路] (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管)</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td>原子炉容器 [注水先]</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td>B-1格納容器スプレイポンプ</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料取扱用水ピット [水源]</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">47</td> <td rowspan="6">代替炉心注水 (B-1格納容器スプレイポンプ) (溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下遅延及び防止、交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合)</td> <td>B-1格納容器スプレイ冷却器 [流路]</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>非常用炉心冷却設備 配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器スプレイ設備及び余熱除去設備 配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却設備 (原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却海水ポンプ、原子炉補機冷却水サージタンク、原子炉補機冷却水冷却器並びに原子炉補機冷却水設備 配管・弁 [流路] 及び原子炉補機冷却海水設備 配管・弁・ストレーナ [流路])</td> <td>—</td> <td>48条に記載</td> </tr> <tr> <td>1次冷却設備 [流路] (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管)</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td>原子炉容器 [注水先]</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> </tbody> </table>	関連条文	系統機能	主要設備	対策 <sup>①)</sup>	備考 ※設計基準紙張	47	炉心注水 (充てんポンプ) (溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下遅延及び防止、交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合)	充てんポンプ	①		燃料取扱用水ピット [水源]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	再生熱交換器 [流路]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	非常用炉心冷却設備 配管・弁 [流路]	①		化学体積制御設備 配管・弁 [流路]	①		原子炉補機冷却設備 (原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却海水ポンプ、原子炉補機冷却水サージタンク、原子炉補機冷却水冷却器並びに原子炉補機冷却水設備 配管・弁 [流路] 及び原子炉補機冷却海水設備 配管・弁・ストレーナ [流路])	—	48条に記載	1次冷却設備 [流路] (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管)	—	その他の設備に記載	原子炉容器 [注水先]	—	その他の設備に記載	B-1格納容器スプレイポンプ	①		燃料取扱用水ピット [水源]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	47	代替炉心注水 (B-1格納容器スプレイポンプ) (溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下遅延及び防止、交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合)	B-1格納容器スプレイ冷却器 [流路]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	非常用炉心冷却設備 配管・弁 [流路]	①		原子炉格納容器スプレイ設備及び余熱除去設備 配管・弁 [流路]	①		原子炉補機冷却設備 (原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却海水ポンプ、原子炉補機冷却水サージタンク、原子炉補機冷却水冷却器並びに原子炉補機冷却水設備 配管・弁 [流路] 及び原子炉補機冷却海水設備 配管・弁・ストレーナ [流路])	—	48条に記載	1次冷却設備 [流路] (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管)	—	その他の設備に記載	原子炉容器 [注水先]	—	その他の設備に記載	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> <li>炉型による設備構成及び設計の相違</li> </ul>
関連条文	系統機能	主要設備	対策 <sup>①)</sup>	備考 ※設計基準紙張																																																																																																																																						
62	発電所内の通信連絡	無線連絡設備 (固定型)	①																																																																																																																																							
		衛星電話設備 (固定型)	①																																																																																																																																							
		安全パラメータ表示システム (SPBS)	①																																																																																																																																							
		無線連絡設備 (屋外アンテナ) [伝送線]	①																																																																																																																																							
		衛星電話設備 (屋外アンテナ) [伝送線]	①																																																																																																																																							
		無線連絡装置 [伝送線]	①																																																																																																																																							
62	発電所外の通信連絡	有線 (建屋内) (機内型) 無線連絡設備 (固定型)、衛星電話設備 (固定型) に係るもの [伝送線]	①																																																																																																																																							
		有線 (建屋内) (安全パラメータ表示システム (SPBS) に係るもの) [伝送線]	①																																																																																																																																							
		衛星電話設備 (固定型)	①																																																																																																																																							
		統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	①																																																																																																																																							
		データ伝送設備	①																																																																																																																																							
		無線連絡設備 (屋外アンテナ) [伝送線]	①																																																																																																																																							
関連条文	系統機能	主要設備	対策 <sup>①)</sup>	備考 ※設計基準紙張																																																																																																																																						
その他 の設備	重大事故等時に対処するための 試験、注水先、注水先、排出 元等	原子炉圧力容器	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																																																																																						
		原子炉格納容器	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																																																																																						
		使用済燃料プール	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																																																																																						
		原子炉建屋原子炉棟	①																																																																																																																																							
非常用取水設備	貯留槽	貯留槽	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																																																																																						
		取水口	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																																																																																						
		取水路	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																																																																																						
		海水ポンプ室	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																																																																																						
関連条文	系統機能	主要設備	対策 <sup>①)</sup>	備考 ※設計基準紙張																																																																																																																																						
47	炉心注水 (充てんポンプ) (溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下遅延及び防止、交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合)	充てんポンプ	①																																																																																																																																							
		燃料取扱用水ピット [水源]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																																																																																						
		再生熱交換器 [流路]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																																																																																						
		非常用炉心冷却設備 配管・弁 [流路]	①																																																																																																																																							
		化学体積制御設備 配管・弁 [流路]	①																																																																																																																																							
		原子炉補機冷却設備 (原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却海水ポンプ、原子炉補機冷却水サージタンク、原子炉補機冷却水冷却器並びに原子炉補機冷却水設備 配管・弁 [流路] 及び原子炉補機冷却海水設備 配管・弁・ストレーナ [流路])	—	48条に記載																																																																																																																																						
		1次冷却設備 [流路] (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管)	—	その他の設備に記載																																																																																																																																						
		原子炉容器 [注水先]	—	その他の設備に記載																																																																																																																																						
		B-1格納容器スプレイポンプ	①																																																																																																																																							
		燃料取扱用水ピット [水源]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																																																																																						
47	代替炉心注水 (B-1格納容器スプレイポンプ) (溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下遅延及び防止、交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合)	B-1格納容器スプレイ冷却器 [流路]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																																																																																						
		非常用炉心冷却設備 配管・弁 [流路]	①																																																																																																																																							
		原子炉格納容器スプレイ設備及び余熱除去設備 配管・弁 [流路]	①																																																																																																																																							
		原子炉補機冷却設備 (原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却海水ポンプ、原子炉補機冷却水サージタンク、原子炉補機冷却水冷却器並びに原子炉補機冷却水設備 配管・弁 [流路] 及び原子炉補機冷却海水設備 配管・弁・ストレーナ [流路])	—	48条に記載																																																																																																																																						
		1次冷却設備 [流路] (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管)	—	その他の設備に記載																																																																																																																																						
		原子炉容器 [注水先]	—	その他の設備に記載																																																																																																																																						



赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																
		<p>第1表：常設重大事故等対処施設一覧表 (建屋内及び建屋外) (31/51)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条文</th> <th>系統機能</th> <th>主要設備</th> <th>対策<sup>①)</sup></th> <th>備考 ※設計基準拡張</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">47</td> <td rowspan="10">代替炉心注水 (代替格納容器スプレイポンプ) (溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下遅延及び防止、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時)</td> <td>代替格納容器スプレイポンプ</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料取扱用水ビット [水頭]</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>補助給水ビット [水頭]</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>非常用炉心冷却設備 配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>補助給水設備 配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器スプレイ設備及び余熱除去設備 配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1次冷却設備 [流路] (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管)</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td>原子炉容器 [注水先]</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td>B-充てんポンプ</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>再生熱交換器 [流路]</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">47</td> <td rowspan="10">代替炉心注水 (充てんポンプ (自己冷却)) (溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下遅延及び防止、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時)</td> <td>燃料取扱用水ビット [水頭]</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>非常用炉心冷却設備 配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>化学体積制御設備 配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水設備 配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1次冷却設備 [流路] (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管)</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td>原子炉容器 [注水先]</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td>原子炉容器 [注水先]</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td>余熱除去ポンプ</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>余熱除去冷却器</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>余熱除去設備 配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">47</td> <td rowspan="10">余熱除去設備</td> <td>原子炉補機冷却設備 (原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却海水ポンプ、原子炉補機冷却水サージタンク、原子炉補機冷却水冷却器並びに原子炉補機冷却水設備 配管・弁 [流路] 及び原子炉補機冷却海水設備 配管・弁・ストレーナ [流路])</td> <td>—</td> <td>48条に記載</td> </tr> <tr> <td>1次冷却設備 [流路] (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管)</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td>原子炉容器 [注水先]</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> </tbody> </table>	関連条文	系統機能	主要設備	対策 <sup>①)</sup>	備考 ※設計基準拡張	47	代替炉心注水 (代替格納容器スプレイポンプ) (溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下遅延及び防止、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時)	代替格納容器スプレイポンプ	①		燃料取扱用水ビット [水頭]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	補助給水ビット [水頭]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	非常用炉心冷却設備 配管・弁 [流路]	①		補助給水設備 配管・弁 [流路]	①		原子炉格納容器スプレイ設備及び余熱除去設備 配管・弁 [流路]	①		1次冷却設備 [流路] (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管)	—	その他の設備に記載	原子炉容器 [注水先]	—	その他の設備に記載	B-充てんポンプ	①		再生熱交換器 [流路]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	47	代替炉心注水 (充てんポンプ (自己冷却)) (溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下遅延及び防止、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時)	燃料取扱用水ビット [水頭]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	非常用炉心冷却設備 配管・弁 [流路]	①		化学体積制御設備 配管・弁 [流路]	①		原子炉補機冷却水設備 配管・弁 [流路]	①		1次冷却設備 [流路] (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管)	—	その他の設備に記載	原子炉容器 [注水先]	—	その他の設備に記載	原子炉容器 [注水先]	—	その他の設備に記載	余熱除去ポンプ	①	※	余熱除去冷却器	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	余熱除去設備 配管・弁 [流路]	①	※	47	余熱除去設備	原子炉補機冷却設備 (原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却海水ポンプ、原子炉補機冷却水サージタンク、原子炉補機冷却水冷却器並びに原子炉補機冷却水設備 配管・弁 [流路] 及び原子炉補機冷却海水設備 配管・弁・ストレーナ [流路])	—	48条に記載	1次冷却設備 [流路] (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管)	—	その他の設備に記載	原子炉容器 [注水先]	—	その他の設備に記載	<p>【女川・大飯】  <b>■設計の相違</b>                      炉型による設備構成及び設計の相違</p>
関連条文	系統機能	主要設備	対策 <sup>①)</sup>	備考 ※設計基準拡張																																																																															
47	代替炉心注水 (代替格納容器スプレイポンプ) (溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下遅延及び防止、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時)	代替格納容器スプレイポンプ	①																																																																																
		燃料取扱用水ビット [水頭]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																															
		補助給水ビット [水頭]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																															
		非常用炉心冷却設備 配管・弁 [流路]	①																																																																																
		補助給水設備 配管・弁 [流路]	①																																																																																
		原子炉格納容器スプレイ設備及び余熱除去設備 配管・弁 [流路]	①																																																																																
		1次冷却設備 [流路] (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管)	—	その他の設備に記載																																																																															
		原子炉容器 [注水先]	—	その他の設備に記載																																																																															
		B-充てんポンプ	①																																																																																
		再生熱交換器 [流路]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																															
47	代替炉心注水 (充てんポンプ (自己冷却)) (溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下遅延及び防止、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時)	燃料取扱用水ビット [水頭]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																															
		非常用炉心冷却設備 配管・弁 [流路]	①																																																																																
		化学体積制御設備 配管・弁 [流路]	①																																																																																
		原子炉補機冷却水設備 配管・弁 [流路]	①																																																																																
		1次冷却設備 [流路] (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管)	—	その他の設備に記載																																																																															
		原子炉容器 [注水先]	—	その他の設備に記載																																																																															
		原子炉容器 [注水先]	—	その他の設備に記載																																																																															
		余熱除去ポンプ	①	※																																																																															
		余熱除去冷却器	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																															
		余熱除去設備 配管・弁 [流路]	①	※																																																																															
47	余熱除去設備	原子炉補機冷却設備 (原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却海水ポンプ、原子炉補機冷却水サージタンク、原子炉補機冷却水冷却器並びに原子炉補機冷却水設備 配管・弁 [流路] 及び原子炉補機冷却海水設備 配管・弁・ストレーナ [流路])	—	48条に記載																																																																															
		1次冷却設備 [流路] (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管)	—	その他の設備に記載																																																																															
		原子炉容器 [注水先]	—	その他の設備に記載																																																																															
				<p>第1表：常設重大事故等対処施設一覧表 (建屋内及び建屋外) (32/51)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条文</th> <th>系統機能</th> <th>主要設備</th> <th>対策<sup>①)</sup></th> <th>備考 ※設計基準拡張</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">47</td> <td rowspan="10">代替炉心注水 (代替格納容器スプレイポンプ) (代替電源) (溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下遅延及び防止、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時)</td> <td>代替格納容器スプレイポンプ</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料取扱用水ビット [水頭]</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>補助給水ビット [水頭]</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>非常用炉心冷却設備 配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>補助給水設備 配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器スプレイ設備及び余熱除去設備 配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1次冷却設備 [流路] (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管)</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td>原子炉容器 [注水先]</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td>余熱除去ポンプ</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>余熱除去冷却器</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">47</td> <td rowspan="10">余熱除去設備</td> <td>余熱除去設備 配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却設備 (原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却海水ポンプ、原子炉補機冷却水サージタンク、原子炉補機冷却水冷却器並びに原子炉補機冷却水設備 配管・弁 [流路] 及び原子炉補機冷却海水設備 配管・弁・ストレーナ [流路])</td> <td>—</td> <td>48条に記載</td> </tr> <tr> <td>1次冷却設備 [流路] (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管)</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td>原子炉容器 [注水先]</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> </tbody> </table>	関連条文	系統機能	主要設備	対策 <sup>①)</sup>	備考 ※設計基準拡張	47	代替炉心注水 (代替格納容器スプレイポンプ) (代替電源) (溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下遅延及び防止、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時)	代替格納容器スプレイポンプ	①		燃料取扱用水ビット [水頭]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	補助給水ビット [水頭]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	非常用炉心冷却設備 配管・弁 [流路]	①		補助給水設備 配管・弁 [流路]	①		原子炉格納容器スプレイ設備及び余熱除去設備 配管・弁 [流路]	①		1次冷却設備 [流路] (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管)	—	その他の設備に記載	原子炉容器 [注水先]	—	その他の設備に記載	余熱除去ポンプ	①	※	余熱除去冷却器	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	47	余熱除去設備	余熱除去設備 配管・弁 [流路]	①	※	原子炉補機冷却設備 (原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却海水ポンプ、原子炉補機冷却水サージタンク、原子炉補機冷却水冷却器並びに原子炉補機冷却水設備 配管・弁 [流路] 及び原子炉補機冷却海水設備 配管・弁・ストレーナ [流路])	—	48条に記載	1次冷却設備 [流路] (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管)	—	その他の設備に記載	原子炉容器 [注水先]	—	その他の設備に記載																												
		関連条文	系統機能	主要設備	対策 <sup>①)</sup>	備考 ※設計基準拡張																																																																													
		47	代替炉心注水 (代替格納容器スプレイポンプ) (代替電源) (溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下遅延及び防止、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時)	代替格納容器スプレイポンプ	①																																																																														
				燃料取扱用水ビット [水頭]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																													
				補助給水ビット [水頭]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																													
				非常用炉心冷却設備 配管・弁 [流路]	①																																																																														
				補助給水設備 配管・弁 [流路]	①																																																																														
原子炉格納容器スプレイ設備及び余熱除去設備 配管・弁 [流路]	①																																																																																		
1次冷却設備 [流路] (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管)	—			その他の設備に記載																																																																															
原子炉容器 [注水先]	—			その他の設備に記載																																																																															
余熱除去ポンプ	①			※																																																																															
余熱除去冷却器	②			不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																															
47	余熱除去設備	余熱除去設備 配管・弁 [流路]	①	※																																																																															
		原子炉補機冷却設備 (原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却海水ポンプ、原子炉補機冷却水サージタンク、原子炉補機冷却水冷却器並びに原子炉補機冷却水設備 配管・弁 [流路] 及び原子炉補機冷却海水設備 配管・弁・ストレーナ [流路])	—	48条に記載																																																																															
		1次冷却設備 [流路] (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管)	—	その他の設備に記載																																																																															
		原子炉容器 [注水先]	—	その他の設備に記載																																																																															

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																					
		<p>第1表：常設重大事故等対処施設一覧表 (建屋内及び建屋外) (33/51)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条文</th> <th>系統機能</th> <th>主要設備</th> <th>対策②</th> <th>備考 ※設計基準拡張</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">47</td> <td rowspan="10">低圧圧水系 低圧時再循環</td> <td>余熱除去ポンプ</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>余熱除去冷却器</td> <td>②</td> <td>※ 不燃材で構成されているため、 火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>燃料取替用水ピット [水源]</td> <td>②</td> <td>※ 不燃材で構成されているため、 火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>格納容器再循環サンプ [水源]</td> <td>②</td> <td>※ 不燃材で構成されているため、 火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>格納容器再循環サンプスクリーン [流路]</td> <td>②</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>非常用炉心冷却設備 配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>余熱除去設備 配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却設備 (原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却海水ポンプ、原子炉補機冷却水サージタンク、原子炉補機冷却水冷却器並びに原子炉補機冷却水設備 配管・弁 [流路] 及び原子炉補機冷却海水設備 配管・弁・ストレーナ [流路])</td> <td>—</td> <td>48条に記載</td> </tr> <tr> <td>1次冷却設備 [流路] (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管)</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td>原子炉容器 [注水先]</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> </tbody> </table>	関連条文	系統機能	主要設備	対策②	備考 ※設計基準拡張	47	低圧圧水系 低圧時再循環	余熱除去ポンプ	①	※	余熱除去冷却器	②	※ 不燃材で構成されているため、 火災によって影響を受けない	燃料取替用水ピット [水源]	②	※ 不燃材で構成されているため、 火災によって影響を受けない	格納容器再循環サンプ [水源]	②	※ 不燃材で構成されているため、 火災によって影響を受けない	格納容器再循環サンプスクリーン [流路]	②	※	非常用炉心冷却設備 配管・弁 [流路]	①	※	余熱除去設備 配管・弁 [流路]	①	※	原子炉補機冷却設備 (原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却海水ポンプ、原子炉補機冷却水サージタンク、原子炉補機冷却水冷却器並びに原子炉補機冷却水設備 配管・弁 [流路] 及び原子炉補機冷却海水設備 配管・弁・ストレーナ [流路])	—	48条に記載	1次冷却設備 [流路] (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管)	—	その他の設備に記載	原子炉容器 [注水先]	—	その他の設備に記載	<p>【女川・大飯】</p> <p>■設計の相違</p> <p>炉型による設備構成及び設計の相違</p>
関連条文	系統機能	主要設備	対策②	備考 ※設計基準拡張																																				
47	低圧圧水系 低圧時再循環	余熱除去ポンプ	①	※																																				
		余熱除去冷却器	②	※ 不燃材で構成されているため、 火災によって影響を受けない																																				
		燃料取替用水ピット [水源]	②	※ 不燃材で構成されているため、 火災によって影響を受けない																																				
		格納容器再循環サンプ [水源]	②	※ 不燃材で構成されているため、 火災によって影響を受けない																																				
		格納容器再循環サンプスクリーン [流路]	②	※																																				
		非常用炉心冷却設備 配管・弁 [流路]	①	※																																				
		余熱除去設備 配管・弁 [流路]	①	※																																				
		原子炉補機冷却設備 (原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却海水ポンプ、原子炉補機冷却水サージタンク、原子炉補機冷却水冷却器並びに原子炉補機冷却水設備 配管・弁 [流路] 及び原子炉補機冷却海水設備 配管・弁・ストレーナ [流路])	—	48条に記載																																				
		1次冷却設備 [流路] (蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、加圧器、1次冷却材管、加圧器サージ管)	—	その他の設備に記載																																				
		原子炉容器 [注水先]	—	その他の設備に記載																																				

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																									
		<p style="text-align: center;">第1表：常設重大事故等対処施設一覧表 (建屋内及び建屋外) (34/51)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条文</th> <th>系統機能</th> <th>主要設備</th> <th>対策<sup>①</sup></th> <th>備考 ※設計基準参照</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">48</td> <td rowspan="6">蒸気発生器2次側からの除熱 (補助給水ポンプ) (フロントライン系統喪失時)</td> <td>電動補助給水ポンプ</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>タービン動補助給水ポンプ</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>補助給水ビッド [水源]</td> <td>②</td> <td>※ 不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>主蒸気逃がし弁</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>蒸気発生器 [注水先]</td> <td>②</td> <td>※ 不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>主蒸気管 [流路]</td> <td>②</td> <td>※ 不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">48</td> <td rowspan="4">格納容器内自然対流冷却 (C/V再循環ユニットと海水) (フロントライン系統喪失時)</td> <td>原子炉補機冷却水設備 配管・弁 [流路]</td> <td>④</td> <td></td> </tr> <tr> <td>可搬型温度計測装置</td> <td>—</td> <td>※8条に記載</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td>非常用取水設備 [流路] (貯留庫、取水口、取水路、取水ビッドスクリーン室、取水ビッドポンプ室)</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">48</td> <td rowspan="3">代替補機冷却 (A-S1P (海水冷却)) (フロントライン系統喪失時)</td> <td>A-高圧注入ポンプ</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水設備 配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>非常用取水設備 [流路] (貯留庫、取水口、取水路、取水ビッドスクリーン室、取水ビッドポンプ室)</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">48</td> <td rowspan="6">蒸気発生器2次側からの除熱 (補助給水ポンプ) (代替電源) (サボット系統喪失時)</td> <td>電動補助給水ポンプ</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>タービン動補助給水ポンプ</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>補助給水ビッド [水源]</td> <td>②</td> <td>※ 不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>主蒸気逃がし弁</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>蒸気発生器 [注水先]</td> <td>②</td> <td>※ 不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>主蒸気管 [流路]</td> <td>②</td> <td>※ 不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td data-bbox="1975 145 2190 1134"> <p>【女川・大飯】</p> <p>■設計の相違</p> <p>炉型による設備構成及び設計の相違</p> </td> </tr> </tbody> </table>	関連条文	系統機能	主要設備	対策 <sup>①</sup>	備考 ※設計基準参照	48	蒸気発生器2次側からの除熱 (補助給水ポンプ) (フロントライン系統喪失時)	電動補助給水ポンプ	①	※	タービン動補助給水ポンプ	①	※	補助給水ビッド [水源]	②	※ 不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	主蒸気逃がし弁	①	※	蒸気発生器 [注水先]	②	※ 不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	主蒸気管 [流路]	②	※ 不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	48	格納容器内自然対流冷却 (C/V再循環ユニットと海水) (フロントライン系統喪失時)	原子炉補機冷却水設備 配管・弁 [流路]	④		可搬型温度計測装置	—	※8条に記載	原子炉格納容器	—	その他の設備に記載	非常用取水設備 [流路] (貯留庫、取水口、取水路、取水ビッドスクリーン室、取水ビッドポンプ室)	—	その他の設備に記載	48	代替補機冷却 (A-S1P (海水冷却)) (フロントライン系統喪失時)	A-高圧注入ポンプ	①	※	原子炉補機冷却水設備 配管・弁 [流路]	①		非常用取水設備 [流路] (貯留庫、取水口、取水路、取水ビッドスクリーン室、取水ビッドポンプ室)	—	その他の設備に記載	48	蒸気発生器2次側からの除熱 (補助給水ポンプ) (代替電源) (サボット系統喪失時)	電動補助給水ポンプ	①	※	タービン動補助給水ポンプ	①	※	補助給水ビッド [水源]	②	※ 不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	主蒸気逃がし弁	①	※	蒸気発生器 [注水先]	②	※ 不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	主蒸気管 [流路]	②	※ 不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない				<p>【女川・大飯】</p> <p>■設計の相違</p> <p>炉型による設備構成及び設計の相違</p>
関連条文	系統機能	主要設備	対策 <sup>①</sup>	備考 ※設計基準参照																																																																								
48	蒸気発生器2次側からの除熱 (補助給水ポンプ) (フロントライン系統喪失時)	電動補助給水ポンプ	①	※																																																																								
		タービン動補助給水ポンプ	①	※																																																																								
		補助給水ビッド [水源]	②	※ 不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																								
		主蒸気逃がし弁	①	※																																																																								
		蒸気発生器 [注水先]	②	※ 不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																								
		主蒸気管 [流路]	②	※ 不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																								
48	格納容器内自然対流冷却 (C/V再循環ユニットと海水) (フロントライン系統喪失時)	原子炉補機冷却水設備 配管・弁 [流路]	④																																																																									
		可搬型温度計測装置	—	※8条に記載																																																																								
		原子炉格納容器	—	その他の設備に記載																																																																								
		非常用取水設備 [流路] (貯留庫、取水口、取水路、取水ビッドスクリーン室、取水ビッドポンプ室)	—	その他の設備に記載																																																																								
48	代替補機冷却 (A-S1P (海水冷却)) (フロントライン系統喪失時)	A-高圧注入ポンプ	①	※																																																																								
		原子炉補機冷却水設備 配管・弁 [流路]	①																																																																									
		非常用取水設備 [流路] (貯留庫、取水口、取水路、取水ビッドスクリーン室、取水ビッドポンプ室)	—	その他の設備に記載																																																																								
48	蒸気発生器2次側からの除熱 (補助給水ポンプ) (代替電源) (サボット系統喪失時)	電動補助給水ポンプ	①	※																																																																								
		タービン動補助給水ポンプ	①	※																																																																								
		補助給水ビッド [水源]	②	※ 不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																								
		主蒸気逃がし弁	①	※																																																																								
		蒸気発生器 [注水先]	②	※ 不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																								
		主蒸気管 [流路]	②	※ 不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																								
			<p>【女川・大飯】</p> <p>■設計の相違</p> <p>炉型による設備構成及び設計の相違</p>																																																																									

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																															
		<p style="text-align: center;">第1表：常設重大事故等対処施設一覧表 (建屋内及び建屋外) (35/51)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">関連条文</th> <th style="width: 15%;">系統機能</th> <th style="width: 30%;">主要設備</th> <th style="width: 10%;">対策<sup>(1)</sup></th> <th style="width: 35%;">備考 ※設計基準仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">48</td> <td rowspan="4">格納容器内自然対流冷却 (海水) (サポート系機能喪失時)</td> <td>C、D-格納容器再循環ユニット</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水設備 配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>可搬型風度計測装置</td> <td>—</td> <td>58条に記載</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">48</td> <td rowspan="3">代替補機冷却 (高圧注入ポンプ (海水冷却) (代替電源)) (サポート系機能喪失時)</td> <td>非常用取水設備 [流路] (貯留庫、取水口、取水路、取水ビットスタクリン管、取水ビットポンプ室)</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td>A-高圧注入ポンプ</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水設備 配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">48</td> <td rowspan="5">原子炉補機冷却設備</td> <td>原子炉補機冷却水ポンプ</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却海水ポンプ</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水設備 配管・弁・サージタンク [流路]</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却海水設備 配管・弁・ストレーナ [流路]</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水冷却器</td> <td>②</td> <td>※ 不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> </tbody> </table>	関連条文	系統機能	主要設備	対策 <sup>(1)</sup>	備考 ※設計基準仕様	48	格納容器内自然対流冷却 (海水) (サポート系機能喪失時)	C、D-格納容器再循環ユニット	①		原子炉補機冷却水設備 配管・弁 [流路]	①		可搬型風度計測装置	—	58条に記載	原子炉格納容器	—	その他の設備に記載	48	代替補機冷却 (高圧注入ポンプ (海水冷却) (代替電源)) (サポート系機能喪失時)	非常用取水設備 [流路] (貯留庫、取水口、取水路、取水ビットスタクリン管、取水ビットポンプ室)	—	その他の設備に記載	A-高圧注入ポンプ	①	※	原子炉補機冷却水設備 配管・弁 [流路]	①		48	原子炉補機冷却設備	原子炉補機冷却水ポンプ	①	※	原子炉補機冷却海水ポンプ	①	※	原子炉補機冷却水設備 配管・弁・サージタンク [流路]	①	※	原子炉補機冷却海水設備 配管・弁・ストレーナ [流路]	①	※	原子炉補機冷却水冷却器	②	※ 不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	<p>【女川・大飯】</p> <p>■設計の相違</p> <p>炉型による設備構成及び設計の相違</p>
関連条文	系統機能	主要設備	対策 <sup>(1)</sup>	備考 ※設計基準仕様																																														
48	格納容器内自然対流冷却 (海水) (サポート系機能喪失時)	C、D-格納容器再循環ユニット	①																																															
		原子炉補機冷却水設備 配管・弁 [流路]	①																																															
		可搬型風度計測装置	—	58条に記載																																														
		原子炉格納容器	—	その他の設備に記載																																														
48	代替補機冷却 (高圧注入ポンプ (海水冷却) (代替電源)) (サポート系機能喪失時)	非常用取水設備 [流路] (貯留庫、取水口、取水路、取水ビットスタクリン管、取水ビットポンプ室)	—	その他の設備に記載																																														
		A-高圧注入ポンプ	①	※																																														
		原子炉補機冷却水設備 配管・弁 [流路]	①																																															
48	原子炉補機冷却設備	原子炉補機冷却水ポンプ	①	※																																														
		原子炉補機冷却海水ポンプ	①	※																																														
		原子炉補機冷却水設備 配管・弁・サージタンク [流路]	①	※																																														
		原子炉補機冷却海水設備 配管・弁・ストレーナ [流路]	①	※																																														
		原子炉補機冷却水冷却器	②	※ 不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																														

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																
		<p>第1表：常設重大事故等対処施設一覧表 (建屋内及び建屋外) (36/51)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条文</th> <th>系統機能</th> <th>主要設備</th> <th>対策①</th> <th>備考 ※設計基準参照</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">49</td> <td rowspan="10">格納容器内自然対流冷却 圧 (原子炉補機冷却水) (炉心の著しい損傷防 止、フロントライン系 機能喪失時)</td> <td>C、D-格納容器再循環ユニ ット</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>C、D-原子炉補機冷却水ポン プ</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>C、D-原子炉補機冷却水冷却 器</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、 火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水サージタン ク</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、 火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>C、D-原子炉補機冷却水ポン プ</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>C、D-原子炉補機冷却水ポン プ出口ストレーナ [流路]</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、 火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>C、D-原子炉補機冷却水冷却 器海水入口ストレーナ [流路]</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、 火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水設備 配管・ 弁 [流路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水設備 配 管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>可搬型温度計測装置</td> <td>—</td> <td>38条に記載</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">49</td> <td rowspan="6">代替格納容器スプレイ ポンプ (代替格納容器スプレ イポンプ) (炉心の著しい損傷防 止、フロントライン系 機能喪失時)</td> <td>非常用取水設備 [流路] (貯留槽、取水口、取水路、取 水ビットスタック室、取水ビ ットポンプ室)</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td>代替格納容器スプレイポン プ</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料取替用水ビット [水源]</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、 火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>補助給水ビット [水源]</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、 火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>非常用炉心冷却設備 配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>補助給水設備 配管・弁 [流 路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="6">49</td> <td rowspan="6">代替格納容器スプレイ ポンプ (代替電源) (炉心の著しい損傷防 止、サボート系機能喪 失時)</td> <td>原子炉格納容器 [注水先]</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td>代替格納容器スプレイポン プ</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料取替用水ビット [水源]</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、 火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>補助給水ビット [水源]</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、 火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>非常用炉心冷却設備 配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>補助給水設備 配管・弁 [流 路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	関連条文	系統機能	主要設備	対策①	備考 ※設計基準参照	49	格納容器内自然対流冷却 圧 (原子炉補機冷却水) (炉心の著しい損傷防 止、フロントライン系 機能喪失時)	C、D-格納容器再循環ユニ ット	①		C、D-原子炉補機冷却水ポン プ	①		C、D-原子炉補機冷却水冷却 器	②	不燃材で構成されているため、 火災によって影響を受けない	原子炉補機冷却水サージタン ク	②	不燃材で構成されているため、 火災によって影響を受けない	C、D-原子炉補機冷却水ポン プ	①		C、D-原子炉補機冷却水ポン プ出口ストレーナ [流路]	②	不燃材で構成されているため、 火災によって影響を受けない	C、D-原子炉補機冷却水冷却 器海水入口ストレーナ [流路]	②	不燃材で構成されているため、 火災によって影響を受けない	原子炉補機冷却水設備 配管・ 弁 [流路]	①		原子炉補機冷却水設備 配 管・弁 [流路]	①		可搬型温度計測装置	—	38条に記載	原子炉格納容器	—	その他の設備に記載	49	代替格納容器スプレイ ポンプ (代替格納容器スプレ イポンプ) (炉心の著しい損傷防 止、フロントライン系 機能喪失時)	非常用取水設備 [流路] (貯留槽、取水口、取水路、取 水ビットスタック室、取水ビ ットポンプ室)	—	その他の設備に記載	代替格納容器スプレイポン プ	①		燃料取替用水ビット [水源]	②	不燃材で構成されているため、 火災によって影響を受けない	補助給水ビット [水源]	②	不燃材で構成されているため、 火災によって影響を受けない	非常用炉心冷却設備 配管・弁 [流路]	①		補助給水設備 配管・弁 [流 路]	①		49	代替格納容器スプレイ ポンプ (代替電源) (炉心の著しい損傷防 止、サボート系機能喪 失時)	原子炉格納容器 [注水先]	—	その他の設備に記載	代替格納容器スプレイポン プ	①		燃料取替用水ビット [水源]	②	不燃材で構成されているため、 火災によって影響を受けない	補助給水ビット [水源]	②	不燃材で構成されているため、 火災によって影響を受けない	非常用炉心冷却設備 配管・弁 [流路]	①		補助給水設備 配管・弁 [流 路]	①		<p>【女川・大飯】  <b>■設計の相違</b>                      炉型による設備構成及                      び設計の相違</p>
関連条文	系統機能	主要設備	対策①	備考 ※設計基準参照																																																																															
49	格納容器内自然対流冷却 圧 (原子炉補機冷却水) (炉心の著しい損傷防 止、フロントライン系 機能喪失時)	C、D-格納容器再循環ユニ ット	①																																																																																
		C、D-原子炉補機冷却水ポン プ	①																																																																																
		C、D-原子炉補機冷却水冷却 器	②	不燃材で構成されているため、 火災によって影響を受けない																																																																															
		原子炉補機冷却水サージタン ク	②	不燃材で構成されているため、 火災によって影響を受けない																																																																															
		C、D-原子炉補機冷却水ポン プ	①																																																																																
		C、D-原子炉補機冷却水ポン プ出口ストレーナ [流路]	②	不燃材で構成されているため、 火災によって影響を受けない																																																																															
		C、D-原子炉補機冷却水冷却 器海水入口ストレーナ [流路]	②	不燃材で構成されているため、 火災によって影響を受けない																																																																															
		原子炉補機冷却水設備 配管・ 弁 [流路]	①																																																																																
		原子炉補機冷却水設備 配 管・弁 [流路]	①																																																																																
		可搬型温度計測装置	—	38条に記載																																																																															
原子炉格納容器	—	その他の設備に記載																																																																																	
49	代替格納容器スプレイ ポンプ (代替格納容器スプレ イポンプ) (炉心の著しい損傷防 止、フロントライン系 機能喪失時)	非常用取水設備 [流路] (貯留槽、取水口、取水路、取 水ビットスタック室、取水ビ ットポンプ室)	—	その他の設備に記載																																																																															
		代替格納容器スプレイポン プ	①																																																																																
		燃料取替用水ビット [水源]	②	不燃材で構成されているため、 火災によって影響を受けない																																																																															
		補助給水ビット [水源]	②	不燃材で構成されているため、 火災によって影響を受けない																																																																															
		非常用炉心冷却設備 配管・弁 [流路]	①																																																																																
		補助給水設備 配管・弁 [流 路]	①																																																																																
49	代替格納容器スプレイ ポンプ (代替電源) (炉心の著しい損傷防 止、サボート系機能喪 失時)	原子炉格納容器 [注水先]	—	その他の設備に記載																																																																															
		代替格納容器スプレイポン プ	①																																																																																
		燃料取替用水ビット [水源]	②	不燃材で構成されているため、 火災によって影響を受けない																																																																															
		補助給水ビット [水源]	②	不燃材で構成されているため、 火災によって影響を受けない																																																																															
		非常用炉心冷却設備 配管・弁 [流路]	①																																																																																
		補助給水設備 配管・弁 [流 路]	①																																																																																

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																					
		<p style="text-align: center;">第1表：常設重大事故等対処施設一覧表 (建屋内及び建屋外) (37/61)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条文</th> <th>系統機能</th> <th>主要設備</th> <th>対策①)</th> <th>備考 ※設計基準記載</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">49</td> <td rowspan="4">格納容器内自然対流冷却 (海水) (炉心の著しい損傷防止、サポート系機能喪失時)</td> <td>C、D-格納容器再循環ユニット</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水設備 配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>可搬型温度計測装置</td> <td>—</td> <td>58条に記載</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">49</td> <td rowspan="10">格納容器内自然対流冷却 (原子炉補機冷却水) (格納容器破損防止、フロントライン系機能喪失時)</td> <td>非常用取水設備 [流路] (貯留罐、取水口、取水路、取水ビットスクリーン室、取水ビットポンプ室)</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td>C、D-格納容器再循環ユニット</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>C、D-原子炉補機冷却水ポンプ</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>C、D-原子炉補機冷却水冷却器</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水サージタンク</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>C、D-原子炉補機冷却海水ポンプ</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>C、D-原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナ [流路]</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>C、D-原子炉補機冷却海水冷却器海水入口ストレーナ [流路]</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水設備 配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却海水設備 配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="6">49</td> <td rowspan="6">代替格納容器スプレイ (代替格納容器スプレイポンプ) (格納容器破損防止、フロントライン系機能喪失時)</td> <td>可搬型温度計測装置</td> <td>—</td> <td>58条に記載</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td>非常用取水設備 [流路] (貯留罐、取水口、取水路、取水ビットスクリーン室、取水ビットポンプ室)</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td>代替格納容器スプレイポンプ</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料取替用水ビット [水源]</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>補助給水ビット [水源]</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">49</td> <td rowspan="4">代替格納容器スプレイ (代替格納容器スプレイポンプ) (格納容器破損防止、フロントライン系機能喪失時)</td> <td>非常用炉心冷却設備 配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>補助給水設備 配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器スプレイ設備 配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器 [注水先]</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> </tbody> </table>	関連条文	系統機能	主要設備	対策①)	備考 ※設計基準記載	49	格納容器内自然対流冷却 (海水) (炉心の著しい損傷防止、サポート系機能喪失時)	C、D-格納容器再循環ユニット	①		原子炉補機冷却水設備 配管・弁 [流路]	①		可搬型温度計測装置	—	58条に記載	原子炉格納容器	—	その他の設備に記載	49	格納容器内自然対流冷却 (原子炉補機冷却水) (格納容器破損防止、フロントライン系機能喪失時)	非常用取水設備 [流路] (貯留罐、取水口、取水路、取水ビットスクリーン室、取水ビットポンプ室)	—	その他の設備に記載	C、D-格納容器再循環ユニット	①		C、D-原子炉補機冷却水ポンプ	①		C、D-原子炉補機冷却水冷却器	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	原子炉補機冷却水サージタンク	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	C、D-原子炉補機冷却海水ポンプ	①		C、D-原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナ [流路]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	C、D-原子炉補機冷却海水冷却器海水入口ストレーナ [流路]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	原子炉補機冷却水設備 配管・弁 [流路]	①		原子炉補機冷却海水設備 配管・弁 [流路]	①		49	代替格納容器スプレイ (代替格納容器スプレイポンプ) (格納容器破損防止、フロントライン系機能喪失時)	可搬型温度計測装置	—	58条に記載	原子炉格納容器	—	その他の設備に記載	非常用取水設備 [流路] (貯留罐、取水口、取水路、取水ビットスクリーン室、取水ビットポンプ室)	—	その他の設備に記載	代替格納容器スプレイポンプ	①		燃料取替用水ビット [水源]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	補助給水ビット [水源]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	49	代替格納容器スプレイ (代替格納容器スプレイポンプ) (格納容器破損防止、フロントライン系機能喪失時)	非常用炉心冷却設備 配管・弁 [流路]	①		補助給水設備 配管・弁 [流路]	①		原子炉格納容器スプレイ設備 配管・弁 [流路]	①		原子炉格納容器 [注水先]	—	その他の設備に記載	<p>【女川・大飯】</p> <p>■設計の相違</p> <p>炉型による設備構成及び設計の相違</p>
関連条文	系統機能	主要設備	対策①)	備考 ※設計基準記載																																																																																				
49	格納容器内自然対流冷却 (海水) (炉心の著しい損傷防止、サポート系機能喪失時)	C、D-格納容器再循環ユニット	①																																																																																					
		原子炉補機冷却水設備 配管・弁 [流路]	①																																																																																					
		可搬型温度計測装置	—	58条に記載																																																																																				
		原子炉格納容器	—	その他の設備に記載																																																																																				
49	格納容器内自然対流冷却 (原子炉補機冷却水) (格納容器破損防止、フロントライン系機能喪失時)	非常用取水設備 [流路] (貯留罐、取水口、取水路、取水ビットスクリーン室、取水ビットポンプ室)	—	その他の設備に記載																																																																																				
		C、D-格納容器再循環ユニット	①																																																																																					
		C、D-原子炉補機冷却水ポンプ	①																																																																																					
		C、D-原子炉補機冷却水冷却器	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																																				
		原子炉補機冷却水サージタンク	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																																				
		C、D-原子炉補機冷却海水ポンプ	①																																																																																					
		C、D-原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナ [流路]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																																				
		C、D-原子炉補機冷却海水冷却器海水入口ストレーナ [流路]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																																				
		原子炉補機冷却水設備 配管・弁 [流路]	①																																																																																					
		原子炉補機冷却海水設備 配管・弁 [流路]	①																																																																																					
49	代替格納容器スプレイ (代替格納容器スプレイポンプ) (格納容器破損防止、フロントライン系機能喪失時)	可搬型温度計測装置	—	58条に記載																																																																																				
		原子炉格納容器	—	その他の設備に記載																																																																																				
		非常用取水設備 [流路] (貯留罐、取水口、取水路、取水ビットスクリーン室、取水ビットポンプ室)	—	その他の設備に記載																																																																																				
		代替格納容器スプレイポンプ	①																																																																																					
		燃料取替用水ビット [水源]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																																				
		補助給水ビット [水源]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																																				
49	代替格納容器スプレイ (代替格納容器スプレイポンプ) (格納容器破損防止、フロントライン系機能喪失時)	非常用炉心冷却設備 配管・弁 [流路]	①																																																																																					
		補助給水設備 配管・弁 [流路]	①																																																																																					
		原子炉格納容器スプレイ設備 配管・弁 [流路]	①																																																																																					
		原子炉格納容器 [注水先]	—	その他の設備に記載																																																																																				

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																			
		<p>第1表：常設重大事故等対処施設一覧表 (建屋内及び建屋外) (38/51)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条文</th> <th>系統機能</th> <th>主要設備</th> <th>対策<sup>1)</sup></th> <th>備考 ※設計基準根拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">49</td> <td rowspan="6">代替格納容器スプレイ (代替格納容器スプレイポンプ) (代替電源) (格納容器破損防止、サポート系機能喪失時)</td> <td>代替格納容器スプレイポンプ</td> <td>①</td> <td rowspan="6">不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>燃料取替用水ビット [水源]</td> <td>②</td> </tr> <tr> <td>補助給水ビット [水源]</td> <td>②</td> </tr> <tr> <td>非常用炉心冷却設備 配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>補助給水設備 配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器スプレイ設備 配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">49</td> <td rowspan="5">格納容器内自然対流冷却 (海水) (格納容器破損防止、サポート系機能喪失時)</td> <td>原子炉格納容器 [注水先]</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td>C、D-格納容器再循環ユニット</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水設備 配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>可動型温度計測装置</td> <td>—</td> <td>58条に記載</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>非常用取水設備 [流路] (貯留庫、取水口、取水路、取水ビットスクリーン等、取水ビットポンプ室)</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> </tbody> </table> <p>第1表：常設重大事故等対処施設一覧表 (建屋内及び建屋外) (39/51)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条文</th> <th>系統機能</th> <th>主要設備</th> <th>対策<sup>1)</sup></th> <th>備考 ※設計基準根拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">49</td> <td rowspan="10">格納容器スプレイ 格納容器スプレイ再循環</td> <td>格納容器スプレイポンプ</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>格納容器スプレイ冷却器</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器スプレイ設備 配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>燃料取替用水ビット [水源]</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>非常用炉心冷却設備 配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>格納容器再循環サンプ [水源]</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>格納容器再循環サンプスクリーン</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却設備 (原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却海水ポンプ、原子炉補機冷却水サージタンク、原子炉補機冷却水冷却器並びに原子炉補機冷却水設備 配管・弁 [流路] 及び原子炉補機冷却海水設備 配管・弁・スクリーン [流路])</td> <td>—</td> <td>48条に記載</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器 [注水先]</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	関連条文	系統機能	主要設備	対策 <sup>1)</sup>	備考 ※設計基準根拠	49	代替格納容器スプレイ (代替格納容器スプレイポンプ) (代替電源) (格納容器破損防止、サポート系機能喪失時)	代替格納容器スプレイポンプ	①	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	燃料取替用水ビット [水源]	②	補助給水ビット [水源]	②	非常用炉心冷却設備 配管・弁 [流路]	①	補助給水設備 配管・弁 [流路]	①	原子炉格納容器スプレイ設備 配管・弁 [流路]	①	49	格納容器内自然対流冷却 (海水) (格納容器破損防止、サポート系機能喪失時)	原子炉格納容器 [注水先]	—	その他の設備に記載	C、D-格納容器再循環ユニット	①		原子炉補機冷却水設備 配管・弁 [流路]	①		可動型温度計測装置	—	58条に記載	原子炉格納容器	—	その他の設備に記載					非常用取水設備 [流路] (貯留庫、取水口、取水路、取水ビットスクリーン等、取水ビットポンプ室)	—	その他の設備に記載	関連条文	系統機能	主要設備	対策 <sup>1)</sup>	備考 ※設計基準根拠	49	格納容器スプレイ 格納容器スプレイ再循環	格納容器スプレイポンプ	①	※	格納容器スプレイ冷却器	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	原子炉格納容器スプレイ設備 配管・弁 [流路]	①	※	燃料取替用水ビット [水源]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	非常用炉心冷却設備 配管・弁 [流路]	①	※	格納容器再循環サンプ [水源]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	格納容器再循環サンプスクリーン	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	原子炉補機冷却設備 (原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却海水ポンプ、原子炉補機冷却水サージタンク、原子炉補機冷却水冷却器並びに原子炉補機冷却水設備 配管・弁 [流路] 及び原子炉補機冷却海水設備 配管・弁・スクリーン [流路])	—	48条に記載	原子炉格納容器 [注水先]	—	その他の設備に記載						<p>【女川・大飯】</p> <p>■設計の相違</p> <p>炉型による設備構成及び設計の相違</p>
関連条文	系統機能	主要設備	対策 <sup>1)</sup>	備考 ※設計基準根拠																																																																																		
49	代替格納容器スプレイ (代替格納容器スプレイポンプ) (代替電源) (格納容器破損防止、サポート系機能喪失時)	代替格納容器スプレイポンプ	①	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																																		
		燃料取替用水ビット [水源]	②																																																																																			
		補助給水ビット [水源]	②																																																																																			
		非常用炉心冷却設備 配管・弁 [流路]	①																																																																																			
		補助給水設備 配管・弁 [流路]	①																																																																																			
		原子炉格納容器スプレイ設備 配管・弁 [流路]	①																																																																																			
49	格納容器内自然対流冷却 (海水) (格納容器破損防止、サポート系機能喪失時)	原子炉格納容器 [注水先]	—	その他の設備に記載																																																																																		
		C、D-格納容器再循環ユニット	①																																																																																			
		原子炉補機冷却水設備 配管・弁 [流路]	①																																																																																			
		可動型温度計測装置	—	58条に記載																																																																																		
		原子炉格納容器	—	その他の設備に記載																																																																																		
				非常用取水設備 [流路] (貯留庫、取水口、取水路、取水ビットスクリーン等、取水ビットポンプ室)	—	その他の設備に記載																																																																																
関連条文	系統機能	主要設備	対策 <sup>1)</sup>	備考 ※設計基準根拠																																																																																		
49	格納容器スプレイ 格納容器スプレイ再循環	格納容器スプレイポンプ	①	※																																																																																		
		格納容器スプレイ冷却器	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																																		
		原子炉格納容器スプレイ設備 配管・弁 [流路]	①	※																																																																																		
		燃料取替用水ビット [水源]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																																		
		非常用炉心冷却設備 配管・弁 [流路]	①	※																																																																																		
		格納容器再循環サンプ [水源]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																																		
		格納容器再循環サンプスクリーン	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																																		
		原子炉補機冷却設備 (原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却海水ポンプ、原子炉補機冷却水サージタンク、原子炉補機冷却水冷却器並びに原子炉補機冷却水設備 配管・弁 [流路] 及び原子炉補機冷却海水設備 配管・弁・スクリーン [流路])	—	48条に記載																																																																																		
		原子炉格納容器 [注水先]	—	その他の設備に記載																																																																																		

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																		
		<p style="text-align: center;">第1表：常設重大事故等対処施設一覧表 (建屋内及び建屋外) (40/51)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条文</th> <th>系統機能</th> <th>主要設備</th> <th>対策<sup>(1)</sup></th> <th>備考 ※設計基準記載</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">50</td> <td rowspan="10">格納容器スプレイ (格納容器スプレイポンプ) (交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合)</td> <td>格納容器スプレイポンプ</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>燃料取替用水ピット [水源]</td> <td>②</td> <td>※ 不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>格納容器スプレイ冷却器 [流路]</td> <td>②</td> <td>※ 不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>非常用炉心冷却設備 配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器スプレイ設備 配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却設備 (原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却海水ポンプ、原子炉補機冷却水サージタンク、原子炉補機冷却水冷却器並びに原子炉補機冷却水設備 配管・弁 [流路] 及び原子炉補機冷却海水設備 配管・弁・ストレーナ [流路])</td> <td>—</td> <td>48条に記載</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器 [注水先]</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td>C、D-格納容器再循環ユニット</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>C、D-原子炉補機冷却水ポンプ</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>C、D-原子炉補機冷却水冷却器</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">50</td> <td rowspan="10">格納容器内自然対流冷却 (原子炉補機冷却水) (交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合)</td> <td>原子炉補機冷却水サージタンク</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>C、D-原子炉補機冷却海水ポンプ</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>C、D-原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナ [流路]</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>C、D-原子炉補機冷却水冷却器海水入口ストレーナ [流路]</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水設備 配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却海水設備 配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>可搬型温度計測装置</td> <td>—</td> <td>58条に記載</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td>非常用取水設備 [流路] (貯留庫、取水口、取水路、取水ピットスクリーン室、取水ピットポンプ室)</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> </tbody> </table>	関連条文	系統機能	主要設備	対策 <sup>(1)</sup>	備考 ※設計基準記載	50	格納容器スプレイ (格納容器スプレイポンプ) (交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合)	格納容器スプレイポンプ	①	※	燃料取替用水ピット [水源]	②	※ 不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	格納容器スプレイ冷却器 [流路]	②	※ 不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	非常用炉心冷却設備 配管・弁 [流路]	①	※	原子炉格納容器スプレイ設備 配管・弁 [流路]	①	※	原子炉補機冷却設備 (原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却海水ポンプ、原子炉補機冷却水サージタンク、原子炉補機冷却水冷却器並びに原子炉補機冷却水設備 配管・弁 [流路] 及び原子炉補機冷却海水設備 配管・弁・ストレーナ [流路])	—	48条に記載	原子炉格納容器 [注水先]	—	その他の設備に記載	C、D-格納容器再循環ユニット	①		C、D-原子炉補機冷却水ポンプ	①		C、D-原子炉補機冷却水冷却器	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	50	格納容器内自然対流冷却 (原子炉補機冷却水) (交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合)	原子炉補機冷却水サージタンク	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	C、D-原子炉補機冷却海水ポンプ	①		C、D-原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナ [流路]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	C、D-原子炉補機冷却水冷却器海水入口ストレーナ [流路]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	原子炉補機冷却水設備 配管・弁 [流路]	①		原子炉補機冷却海水設備 配管・弁 [流路]	①		可搬型温度計測装置	—	58条に記載	原子炉格納容器	—	その他の設備に記載	非常用取水設備 [流路] (貯留庫、取水口、取水路、取水ピットスクリーン室、取水ピットポンプ室)	—	その他の設備に記載	<p>【女川・大飯】</p> <p>■設計の相違</p> <p>炉型による設備構成及び設計の相違</p>
関連条文	系統機能	主要設備	対策 <sup>(1)</sup>	備考 ※設計基準記載																																																																	
50	格納容器スプレイ (格納容器スプレイポンプ) (交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合)	格納容器スプレイポンプ	①	※																																																																	
		燃料取替用水ピット [水源]	②	※ 不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																	
		格納容器スプレイ冷却器 [流路]	②	※ 不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																	
		非常用炉心冷却設備 配管・弁 [流路]	①	※																																																																	
		原子炉格納容器スプレイ設備 配管・弁 [流路]	①	※																																																																	
		原子炉補機冷却設備 (原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却海水ポンプ、原子炉補機冷却水サージタンク、原子炉補機冷却水冷却器並びに原子炉補機冷却水設備 配管・弁 [流路] 及び原子炉補機冷却海水設備 配管・弁・ストレーナ [流路])	—	48条に記載																																																																	
		原子炉格納容器 [注水先]	—	その他の設備に記載																																																																	
		C、D-格納容器再循環ユニット	①																																																																		
		C、D-原子炉補機冷却水ポンプ	①																																																																		
		C、D-原子炉補機冷却水冷却器	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																	
50	格納容器内自然対流冷却 (原子炉補機冷却水) (交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合)	原子炉補機冷却水サージタンク	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																	
		C、D-原子炉補機冷却海水ポンプ	①																																																																		
		C、D-原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナ [流路]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																	
		C、D-原子炉補機冷却水冷却器海水入口ストレーナ [流路]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																	
		原子炉補機冷却水設備 配管・弁 [流路]	①																																																																		
		原子炉補機冷却海水設備 配管・弁 [流路]	①																																																																		
		可搬型温度計測装置	—	58条に記載																																																																	
		原子炉格納容器	—	その他の設備に記載																																																																	
		非常用取水設備 [流路] (貯留庫、取水口、取水路、取水ピットスクリーン室、取水ピットポンプ室)	—	その他の設備に記載																																																																	



赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																								
		<p style="text-align: center;">第1表：常設重大事故等対処施設一覧表 (建屋内及び建屋外) (41/51)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条文</th> <th>系統機種</th> <th>主要設備</th> <th>対策<sup>(2)</sup></th> <th>備考 ※設計基準拡張</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">50</td> <td rowspan="5">代替格納容器スプレイポンプ (代替格納容器スプレイポンプ) (交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合)</td> <td>代替格納容器スプレイポンプ</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料取替用水ビット [水源]</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>補助給水ビット [水源]</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>非常用炉心冷却設備 配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>補助給水設備 配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">50</td> <td rowspan="5">格納容器内自然対流冷却 (海水) (全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能喪失時)</td> <td>原子炉格納容器 [注水先]</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td>C、D-格納容器再循環ユニット</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水設備 配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>可搬型温度計測装置</td> <td>—</td> <td>58条に記載</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">50</td> <td rowspan="5">代替格納容器スプレイポンプ (代替格納容器スプレイポンプ) (代替電源) (全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能喪失時)</td> <td>代替格納容器スプレイポンプ</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料取替用水ビット [水源]</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>補助給水ビット [水源]</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>非常用炉心冷却設備 配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>補助給水設備 配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	関連条文	系統機種	主要設備	対策 <sup>(2)</sup>	備考 ※設計基準拡張	50	代替格納容器スプレイポンプ (代替格納容器スプレイポンプ) (交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合)	代替格納容器スプレイポンプ	①		燃料取替用水ビット [水源]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	補助給水ビット [水源]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	非常用炉心冷却設備 配管・弁 [流路]	①		補助給水設備 配管・弁 [流路]	①		50	格納容器内自然対流冷却 (海水) (全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能喪失時)	原子炉格納容器 [注水先]	—	その他の設備に記載	C、D-格納容器再循環ユニット	①		原子炉補機冷却水設備 配管・弁 [流路]	①		可搬型温度計測装置	—	58条に記載	原子炉格納容器	—	その他の設備に記載	50	代替格納容器スプレイポンプ (代替格納容器スプレイポンプ) (代替電源) (全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能喪失時)	代替格納容器スプレイポンプ	①		燃料取替用水ビット [水源]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	補助給水ビット [水源]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	非常用炉心冷却設備 配管・弁 [流路]	①		補助給水設備 配管・弁 [流路]	①		<p>【女川・大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> </ul> <p>炉型による設備構成及び設計の相違</p>
関連条文	系統機種	主要設備	対策 <sup>(2)</sup>	備考 ※設計基準拡張																																																							
50	代替格納容器スプレイポンプ (代替格納容器スプレイポンプ) (交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合)	代替格納容器スプレイポンプ	①																																																								
		燃料取替用水ビット [水源]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																							
		補助給水ビット [水源]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																							
		非常用炉心冷却設備 配管・弁 [流路]	①																																																								
		補助給水設備 配管・弁 [流路]	①																																																								
50	格納容器内自然対流冷却 (海水) (全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能喪失時)	原子炉格納容器 [注水先]	—	その他の設備に記載																																																							
		C、D-格納容器再循環ユニット	①																																																								
		原子炉補機冷却水設備 配管・弁 [流路]	①																																																								
		可搬型温度計測装置	—	58条に記載																																																							
		原子炉格納容器	—	その他の設備に記載																																																							
50	代替格納容器スプレイポンプ (代替格納容器スプレイポンプ) (代替電源) (全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能喪失時)	代替格納容器スプレイポンプ	①																																																								
		燃料取替用水ビット [水源]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																							
		補助給水ビット [水源]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																							
		非常用炉心冷却設備 配管・弁 [流路]	①																																																								
		補助給水設備 配管・弁 [流路]	①																																																								

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																				
		<p>1表：常設重大事故等対処施設一覧表 (建屋内及び建屋外) (42/51)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条文</th> <th>系統機能</th> <th>主要設備</th> <th>対策<sup>注)</sup></th> <th>備考 ※設計基準並表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">51</td> <td rowspan="10">格納容器スプレィ (格納容器スプレィポンプ) (交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合)</td> <td>格納容器スプレィポンプ</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料取替用水ビット [水源]</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>格納容器スプレィ冷却器 [流路]</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>非常用炉心冷却設備 配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器スプレィ設備 配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却設備 (原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却海水ポンプ、原子炉補機冷却水リージタンク、原子炉補機冷却水冷却器並びに原子炉補機冷却水設備 配管・弁 [流路] 及び原子炉補機冷却海水設備 配管・弁・ストレーナ [流路])</td> <td>—</td> <td>48条に記載</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器 [注水先]</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td>代替格納容器スプレィポンプ</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">51</td> <td rowspan="5">代替格納容器スプレィ (代替格納容器スプレィポンプ) (交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合)</td> <td>燃料取替用水ビット [水源]</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>補助給水ビット [水源]</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>非常用炉心冷却設備 配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>補助給水設備 配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器スプレィ設備 配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">51</td> <td rowspan="5">代替格納容器スプレィ (代替格納容器スプレィポンプ) (代替電源) (全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能喪失時)</td> <td>原子炉格納容器 [注水先]</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td>代替格納容器スプレィポンプ</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料取替用水ビット [水源]</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>補助給水ビット [水源]</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>非常用炉心冷却設備 配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td data-bbox="1975 140 2190 1031"> <p>【女川・大飯】                      ■設計の相違                      炉型による設備構成及び設計の相違</p> </td> </tr> </tbody> </table>	関連条文	系統機能	主要設備	対策 <sup>注)</sup>	備考 ※設計基準並表	51	格納容器スプレィ (格納容器スプレィポンプ) (交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合)	格納容器スプレィポンプ	①		燃料取替用水ビット [水源]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	格納容器スプレィ冷却器 [流路]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	非常用炉心冷却設備 配管・弁 [流路]	①		原子炉格納容器スプレィ設備 配管・弁 [流路]	①		原子炉補機冷却設備 (原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却海水ポンプ、原子炉補機冷却水リージタンク、原子炉補機冷却水冷却器並びに原子炉補機冷却水設備 配管・弁 [流路] 及び原子炉補機冷却海水設備 配管・弁・ストレーナ [流路])	—	48条に記載	原子炉格納容器 [注水先]	—	その他の設備に記載	代替格納容器スプレィポンプ	①		51	代替格納容器スプレィ (代替格納容器スプレィポンプ) (交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合)	燃料取替用水ビット [水源]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	補助給水ビット [水源]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	非常用炉心冷却設備 配管・弁 [流路]	①		補助給水設備 配管・弁 [流路]	①		原子炉格納容器スプレィ設備 配管・弁 [流路]	①		51	代替格納容器スプレィ (代替格納容器スプレィポンプ) (代替電源) (全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能喪失時)	原子炉格納容器 [注水先]	—	その他の設備に記載	代替格納容器スプレィポンプ	①		燃料取替用水ビット [水源]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	補助給水ビット [水源]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	非常用炉心冷却設備 配管・弁 [流路]	①					<p>【女川・大飯】                      ■設計の相違                      炉型による設備構成及び設計の相違</p>
関連条文	系統機能	主要設備	対策 <sup>注)</sup>	備考 ※設計基準並表																																																																			
51	格納容器スプレィ (格納容器スプレィポンプ) (交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合)	格納容器スプレィポンプ	①																																																																				
		燃料取替用水ビット [水源]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																			
		格納容器スプレィ冷却器 [流路]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																			
		非常用炉心冷却設備 配管・弁 [流路]	①																																																																				
		原子炉格納容器スプレィ設備 配管・弁 [流路]	①																																																																				
		原子炉補機冷却設備 (原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却海水ポンプ、原子炉補機冷却水リージタンク、原子炉補機冷却水冷却器並びに原子炉補機冷却水設備 配管・弁 [流路] 及び原子炉補機冷却海水設備 配管・弁・ストレーナ [流路])	—	48条に記載																																																																			
		原子炉格納容器 [注水先]	—	その他の設備に記載																																																																			
		代替格納容器スプレィポンプ	①																																																																				
		51	代替格納容器スプレィ (代替格納容器スプレィポンプ) (交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合)	燃料取替用水ビット [水源]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																	
				補助給水ビット [水源]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																	
非常用炉心冷却設備 配管・弁 [流路]	①																																																																						
補助給水設備 配管・弁 [流路]	①																																																																						
原子炉格納容器スプレィ設備 配管・弁 [流路]	①																																																																						
51	代替格納容器スプレィ (代替格納容器スプレィポンプ) (代替電源) (全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能喪失時)	原子炉格納容器 [注水先]	—	その他の設備に記載																																																																			
		代替格納容器スプレィポンプ	①																																																																				
		燃料取替用水ビット [水源]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																			
		補助給水ビット [水源]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																			
		非常用炉心冷却設備 配管・弁 [流路]	①																																																																				
			<p>【女川・大飯】                      ■設計の相違                      炉型による設備構成及び設計の相違</p>																																																																				

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																					
		<p style="text-align: center;">第1表：常設重大事故等対処施設一覧表 (建屋内及び建屋外) (43/51)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条文</th> <th>系統機能</th> <th>主要設備</th> <th>対策①</th> <th>備考 ※設計基準相違</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">51</td> <td rowspan="5">溶融炉心の落下理脱・防止</td> <td>炉心注水 (高圧注入ポンプ)</td> <td>—</td> <td>47条に記載</td> </tr> <tr> <td>炉心注水 (余熱除去ポンプ)</td> <td>—</td> <td>47条に記載</td> </tr> <tr> <td>炉心注水 (充てんポンプ)</td> <td>—</td> <td>47条に記載</td> </tr> <tr> <td>代替炉心注水 (B-格納容器スプレイポンプ)</td> <td>—</td> <td>47条に記載</td> </tr> <tr> <td>代替炉心注水 (代替格納容器スプレイポンプ)</td> <td>—</td> <td>47条に記載</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">52</td> <td rowspan="3">水素濃度低減 (原子炉格納容器内水素処理装置)</td> <td>原子炉格納容器内水素処理装置</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器内水素処理装置濃度監視装置</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">52</td> <td rowspan="3">水素濃度低減 (格納容器水素イグナイタ)</td> <td>格納容器水素イグナイタ</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>格納容器水素イグナイタ濃度監視装置</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">52</td> <td rowspan="4">水素濃度監視</td> <td>格納容器雰囲気ガス試料採取設備</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>格納容器雰囲気ガス試料採取設備 配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水設備 配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>非常用取水設備 [流路] (貯留罐、取水口、取水路、取水ピットスクリーン等、取水ピットポンプ室)</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">53</td> <td rowspan="3">アニュラス空気浄化設備による水素排出 (交流動力電源及び直流電源が健全である場合)</td> <td>アニュラス空気浄化ファン</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>アニュラス空気浄化フィルタユニット</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>排気筒 [流路]</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">53</td> <td rowspan="3">アニュラス空気浄化設備による水素排出 (交流動力電源又は直流電源が喪失した場合)</td> <td>アニュラス空気浄化設備 タクト・弁・ダンパ [流路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>B-アニュラス空気浄化ファン</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>排気筒 [流路]</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>53</td> <td>水素濃度監視</td> <td>試料採取設備 配管・弁 [流路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	関連条文	系統機能	主要設備	対策①	備考 ※設計基準相違	51	溶融炉心の落下理脱・防止	炉心注水 (高圧注入ポンプ)	—	47条に記載	炉心注水 (余熱除去ポンプ)	—	47条に記載	炉心注水 (充てんポンプ)	—	47条に記載	代替炉心注水 (B-格納容器スプレイポンプ)	—	47条に記載	代替炉心注水 (代替格納容器スプレイポンプ)	—	47条に記載	52	水素濃度低減 (原子炉格納容器内水素処理装置)	原子炉格納容器内水素処理装置	①		原子炉格納容器内水素処理装置濃度監視装置	①		原子炉格納容器	—	その他の設備に記載	52	水素濃度低減 (格納容器水素イグナイタ)	格納容器水素イグナイタ	①		格納容器水素イグナイタ濃度監視装置	①		原子炉格納容器	—	その他の設備に記載	52	水素濃度監視	格納容器雰囲気ガス試料採取設備	①		格納容器雰囲気ガス試料採取設備 配管・弁 [流路]	①		原子炉補機冷却水設備 配管・弁 [流路]	①		非常用取水設備 [流路] (貯留罐、取水口、取水路、取水ピットスクリーン等、取水ピットポンプ室)	—	その他の設備に記載	53	アニュラス空気浄化設備による水素排出 (交流動力電源及び直流電源が健全である場合)	アニュラス空気浄化ファン	①		アニュラス空気浄化フィルタユニット	①		排気筒 [流路]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	53	アニュラス空気浄化設備による水素排出 (交流動力電源又は直流電源が喪失した場合)	アニュラス空気浄化設備 タクト・弁・ダンパ [流路]	①		B-アニュラス空気浄化ファン	①		排気筒 [流路]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない	53	水素濃度監視	試料採取設備 配管・弁 [流路]	①		<p>【女川・大飯】</p> <p>■設計の相違</p> <p>炉型による設備構成及び設計の相違</p>
関連条文	系統機能	主要設備	対策①	備考 ※設計基準相違																																																																																				
51	溶融炉心の落下理脱・防止	炉心注水 (高圧注入ポンプ)	—	47条に記載																																																																																				
		炉心注水 (余熱除去ポンプ)	—	47条に記載																																																																																				
		炉心注水 (充てんポンプ)	—	47条に記載																																																																																				
		代替炉心注水 (B-格納容器スプレイポンプ)	—	47条に記載																																																																																				
		代替炉心注水 (代替格納容器スプレイポンプ)	—	47条に記載																																																																																				
52	水素濃度低減 (原子炉格納容器内水素処理装置)	原子炉格納容器内水素処理装置	①																																																																																					
		原子炉格納容器内水素処理装置濃度監視装置	①																																																																																					
		原子炉格納容器	—	その他の設備に記載																																																																																				
52	水素濃度低減 (格納容器水素イグナイタ)	格納容器水素イグナイタ	①																																																																																					
		格納容器水素イグナイタ濃度監視装置	①																																																																																					
		原子炉格納容器	—	その他の設備に記載																																																																																				
52	水素濃度監視	格納容器雰囲気ガス試料採取設備	①																																																																																					
		格納容器雰囲気ガス試料採取設備 配管・弁 [流路]	①																																																																																					
		原子炉補機冷却水設備 配管・弁 [流路]	①																																																																																					
		非常用取水設備 [流路] (貯留罐、取水口、取水路、取水ピットスクリーン等、取水ピットポンプ室)	—	その他の設備に記載																																																																																				
53	アニュラス空気浄化設備による水素排出 (交流動力電源及び直流電源が健全である場合)	アニュラス空気浄化ファン	①																																																																																					
		アニュラス空気浄化フィルタユニット	①																																																																																					
		排気筒 [流路]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																																				
53	アニュラス空気浄化設備による水素排出 (交流動力電源又は直流電源が喪失した場合)	アニュラス空気浄化設備 タクト・弁・ダンパ [流路]	①																																																																																					
		B-アニュラス空気浄化ファン	①																																																																																					
		排気筒 [流路]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない																																																																																				
53	水素濃度監視	試料採取設備 配管・弁 [流路]	①																																																																																					

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																		
		<p style="text-align: center;">第1表：常設重大事故等対処施設一覧表 (建屋内及び建屋外) (44/51)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条文</th> <th>系統機能</th> <th>主要設備</th> <th>対策①</th> <th>備考 ※設計基準批准</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>54</td> <td>使用済燃料ピットへの注水</td> <td>使用済燃料ピット (サイフォン防止機能を含む。) [注水先] 非常用取水設備 [流路] (貯留罐, 取水口, 取水路, 取水ピットスクリーン室, 取水ピットポンプ室)</td> <td>② —</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。 その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td>54</td> <td>使用済燃料ピットへのスプレイ</td> <td>使用済燃料ピット [注水先] 非常用取水設備 [流路] (貯留罐, 取水口, 取水路, 取水ピットスクリーン室, 取水ピットポンプ室)</td> <td>② —</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。 その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td>54</td> <td>使用済燃料ピットの監視</td> <td>使用済燃料ピット水位 (AM用) 使用済燃料ピット温度 (AM用) 使用済燃料ピット監視カメラ</td> <td>① ① ①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>55</td> <td>大気への放射抑制 (炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損時)</td> <td>非常用取水設備 [流路] (貯留罐, 取水口, 取水路, 取水ピットスクリーン室, 取水ピットポンプ室)</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td>55</td> <td>大気への放射抑制 (使用済燃料ピット内燃料体等の著しい損傷時)</td> <td>非常用取水設備 [流路] (貯留罐, 取水口, 取水路, 取水ピットスクリーン室, 取水ピットポンプ室)</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td>55</td> <td>大気への放射抑制 (使用済燃料ピット内燃料体等の著しい損傷時)</td> <td>非常用取水設備 [流路] (貯留罐, 取水口, 取水路, 取水ピットスクリーン室, 取水ピットポンプ室)</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td>55</td> <td>航空機燃料火災への消火</td> <td>非常用取水設備 [流路] (貯留罐, 取水口, 取水路, 取水ピットスクリーン室, 取水ピットポンプ室)</td> <td>—</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> <tr> <td>56</td> <td>重大事故等収束のための水源 ※水源としては両も使用可能</td> <td>燃料取替用水ピット 補助給水ピット 代替給水ピット 2次浄水タンク ろ過水タンク 凉水槽 ほう酸タンク</td> <td>② ② ② ② ② ② —</td> <td>※ 不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。 不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。 44条に記載</td> </tr> <tr> <td>56</td> <td>水の供給</td> <td>燃料取替用水設備 配管・弁 [流路] 補助給水設備 配管・弁 [流路] 非常用取水設備 [流路] (貯留罐, 取水口, 取水路, 取水ピットスクリーン室, 取水ピットポンプ室)</td> <td>① ① —</td> <td>その他の設備に記載</td> </tr> </tbody> </table>	関連条文	系統機能	主要設備	対策①	備考 ※設計基準批准	54	使用済燃料ピットへの注水	使用済燃料ピット (サイフォン防止機能を含む。) [注水先] 非常用取水設備 [流路] (貯留罐, 取水口, 取水路, 取水ピットスクリーン室, 取水ピットポンプ室)	② —	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。 その他の設備に記載	54	使用済燃料ピットへのスプレイ	使用済燃料ピット [注水先] 非常用取水設備 [流路] (貯留罐, 取水口, 取水路, 取水ピットスクリーン室, 取水ピットポンプ室)	② —	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。 その他の設備に記載	54	使用済燃料ピットの監視	使用済燃料ピット水位 (AM用) 使用済燃料ピット温度 (AM用) 使用済燃料ピット監視カメラ	① ① ①		55	大気への放射抑制 (炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損時)	非常用取水設備 [流路] (貯留罐, 取水口, 取水路, 取水ピットスクリーン室, 取水ピットポンプ室)	—	その他の設備に記載	55	大気への放射抑制 (使用済燃料ピット内燃料体等の著しい損傷時)	非常用取水設備 [流路] (貯留罐, 取水口, 取水路, 取水ピットスクリーン室, 取水ピットポンプ室)	—	その他の設備に記載	55	大気への放射抑制 (使用済燃料ピット内燃料体等の著しい損傷時)	非常用取水設備 [流路] (貯留罐, 取水口, 取水路, 取水ピットスクリーン室, 取水ピットポンプ室)	—	その他の設備に記載	55	航空機燃料火災への消火	非常用取水設備 [流路] (貯留罐, 取水口, 取水路, 取水ピットスクリーン室, 取水ピットポンプ室)	—	その他の設備に記載	56	重大事故等収束のための水源 ※水源としては両も使用可能	燃料取替用水ピット 補助給水ピット 代替給水ピット 2次浄水タンク ろ過水タンク 凉水槽 ほう酸タンク	② ② ② ② ② ② —	※ 不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。 不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。 44条に記載	56	水の供給	燃料取替用水設備 配管・弁 [流路] 補助給水設備 配管・弁 [流路] 非常用取水設備 [流路] (貯留罐, 取水口, 取水路, 取水ピットスクリーン室, 取水ピットポンプ室)	① ① —	その他の設備に記載	<p>【女川・大飯】</p> <p>■設計の相違</p> <p>炉型による設備構成及び設計の相違</p>
関連条文	系統機能	主要設備	対策①	備考 ※設計基準批准																																																	
54	使用済燃料ピットへの注水	使用済燃料ピット (サイフォン防止機能を含む。) [注水先] 非常用取水設備 [流路] (貯留罐, 取水口, 取水路, 取水ピットスクリーン室, 取水ピットポンプ室)	② —	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。 その他の設備に記載																																																	
54	使用済燃料ピットへのスプレイ	使用済燃料ピット [注水先] 非常用取水設備 [流路] (貯留罐, 取水口, 取水路, 取水ピットスクリーン室, 取水ピットポンプ室)	② —	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。 その他の設備に記載																																																	
54	使用済燃料ピットの監視	使用済燃料ピット水位 (AM用) 使用済燃料ピット温度 (AM用) 使用済燃料ピット監視カメラ	① ① ①																																																		
55	大気への放射抑制 (炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損時)	非常用取水設備 [流路] (貯留罐, 取水口, 取水路, 取水ピットスクリーン室, 取水ピットポンプ室)	—	その他の設備に記載																																																	
55	大気への放射抑制 (使用済燃料ピット内燃料体等の著しい損傷時)	非常用取水設備 [流路] (貯留罐, 取水口, 取水路, 取水ピットスクリーン室, 取水ピットポンプ室)	—	その他の設備に記載																																																	
55	大気への放射抑制 (使用済燃料ピット内燃料体等の著しい損傷時)	非常用取水設備 [流路] (貯留罐, 取水口, 取水路, 取水ピットスクリーン室, 取水ピットポンプ室)	—	その他の設備に記載																																																	
55	航空機燃料火災への消火	非常用取水設備 [流路] (貯留罐, 取水口, 取水路, 取水ピットスクリーン室, 取水ピットポンプ室)	—	その他の設備に記載																																																	
56	重大事故等収束のための水源 ※水源としては両も使用可能	燃料取替用水ピット 補助給水ピット 代替給水ピット 2次浄水タンク ろ過水タンク 凉水槽 ほう酸タンク	② ② ② ② ② ② —	※ 不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。 不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。 44条に記載																																																	
56	水の供給	燃料取替用水設備 配管・弁 [流路] 補助給水設備 配管・弁 [流路] 非常用取水設備 [流路] (貯留罐, 取水口, 取水路, 取水ピットスクリーン室, 取水ピットポンプ室)	① ① —	その他の設備に記載																																																	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料 41-2 添付資料1 泊発電所3号炉重大事故等対処施設一覧表 (建屋内及び建屋外))

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																												
		<p>第1表：常設重大事故等対処施設一覧表 (建屋内及び建屋外) (45/51)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>問題 条文</th> <th>系統機能</th> <th>主要設備</th> <th>対策②</th> <th>備考 ※設計基準相違</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">57</td> <td rowspan="5">常設代替交流電源設備 による給電</td> <td>代替非常用発電機</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機燃料油貯油槽</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料タンク (SA)</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機設備燃料油系統 配管・弁 [燃料油路]</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">57</td> <td rowspan="5">可搬型代替交流電源設備 による給電</td> <td>代替非常用発電機～非常用高圧母線 (6-A) 及び非常用高圧母線 (6-B) 電路 [電路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機燃料油貯油槽</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料タンク (SA)</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機設備燃料油系統 配管・弁 [燃料油路]</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">57</td> <td rowspan="5">所内常設蓄電式直流電源設備 による給電</td> <td>可搬型代替電源接続盤～非常用高圧母線 (6-A) 及び非常用高圧母線 (6-B) 電路 [電路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>蓄電池 (非常用)</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>後備蓄電池</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>蓄電池 (非常用) (A-蓄電池)～A-直流母線電路 [電路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>蓄電池 (非常用) (B-蓄電池)～B-直流母線電路 [電路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">57</td> <td rowspan="5">可搬型代替直流電源設備 による給電</td> <td>後備蓄電池～B-高圧母線電路 [電路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機燃料油貯油槽</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料タンク (SA)</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>可搬型直流電源接続盤～可搬型直流変換器電路 [電路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>後備蓄電池接続盤～A-直流母線電路 [電路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td data-bbox="1980 156 2186 284"> <p>【女川・大飯】                      ■設計の相違                      炉型による設備構成及び設計の相違</p> </td> </tr> </tbody> </table>	問題 条文	系統機能	主要設備	対策②	備考 ※設計基準相違	57	常設代替交流電源設備 による給電	代替非常用発電機	①		ディーゼル発電機燃料油貯油槽	①		燃料タンク (SA)	①		ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ	①		ディーゼル発電機設備燃料油系統 配管・弁 [燃料油路]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。	57	可搬型代替交流電源設備 による給電	代替非常用発電機～非常用高圧母線 (6-A) 及び非常用高圧母線 (6-B) 電路 [電路]	①		ディーゼル発電機燃料油貯油槽	①		燃料タンク (SA)	①		ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ	①		ディーゼル発電機設備燃料油系統 配管・弁 [燃料油路]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。	57	所内常設蓄電式直流電源設備 による給電	可搬型代替電源接続盤～非常用高圧母線 (6-A) 及び非常用高圧母線 (6-B) 電路 [電路]	①		蓄電池 (非常用)	①		後備蓄電池	①		蓄電池 (非常用) (A-蓄電池)～A-直流母線電路 [電路]	①		蓄電池 (非常用) (B-蓄電池)～B-直流母線電路 [電路]	①		57	可搬型代替直流電源設備 による給電	後備蓄電池～B-高圧母線電路 [電路]	①		ディーゼル発電機燃料油貯油槽	①		燃料タンク (SA)	①		可搬型直流電源接続盤～可搬型直流変換器電路 [電路]	①		後備蓄電池接続盤～A-直流母線電路 [電路]	①					<p>【女川・大飯】                      ■設計の相違                      炉型による設備構成及び設計の相違</p>
問題 条文	系統機能	主要設備	対策②	備考 ※設計基準相違																																																																											
57	常設代替交流電源設備 による給電	代替非常用発電機	①																																																																												
		ディーゼル発電機燃料油貯油槽	①																																																																												
		燃料タンク (SA)	①																																																																												
		ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ	①																																																																												
		ディーゼル発電機設備燃料油系統 配管・弁 [燃料油路]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。																																																																											
57	可搬型代替交流電源設備 による給電	代替非常用発電機～非常用高圧母線 (6-A) 及び非常用高圧母線 (6-B) 電路 [電路]	①																																																																												
		ディーゼル発電機燃料油貯油槽	①																																																																												
		燃料タンク (SA)	①																																																																												
		ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ	①																																																																												
		ディーゼル発電機設備燃料油系統 配管・弁 [燃料油路]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。																																																																											
57	所内常設蓄電式直流電源設備 による給電	可搬型代替電源接続盤～非常用高圧母線 (6-A) 及び非常用高圧母線 (6-B) 電路 [電路]	①																																																																												
		蓄電池 (非常用)	①																																																																												
		後備蓄電池	①																																																																												
		蓄電池 (非常用) (A-蓄電池)～A-直流母線電路 [電路]	①																																																																												
		蓄電池 (非常用) (B-蓄電池)～B-直流母線電路 [電路]	①																																																																												
57	可搬型代替直流電源設備 による給電	後備蓄電池～B-高圧母線電路 [電路]	①																																																																												
		ディーゼル発電機燃料油貯油槽	①																																																																												
		燃料タンク (SA)	①																																																																												
		可搬型直流電源接続盤～可搬型直流変換器電路 [電路]	①																																																																												
		後備蓄電池接続盤～A-直流母線電路 [電路]	①																																																																												
			<p>【女川・大飯】                      ■設計の相違                      炉型による設備構成及び設計の相違</p>																																																																												

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																				
		<p style="text-align: center;">第1表：常設重大事故等対処施設一覧表 (建屋内及び建屋外) (46/51)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">関連 条文</th> <th style="width: 15%;">系統機種</th> <th style="width: 35%;">主要設備</th> <th style="width: 10%;">対策<sup>(注)</sup></th> <th style="width: 35%;">備考 ※設計基準記載</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">57</td> <td rowspan="10">代替所内電気設備による給電</td> <td>代替非常用発電機</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>代替所内電気設備変圧器</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>代替所内電気設備分電盤</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>代替格納容器スプレイポンプ兼圧縮機</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機燃料油貯油槽</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料タンク (SA)</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>代替非常用発電機～代替所内電気設備変圧器～代替所内電気設備分電盤回路 [電路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>代替非常用発電機～代替格納容器スプレイポンプ変圧器兼電路 [電路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>可換型代替電源接続盤～代替所内電気設備変圧器～代替所内電気設備分電盤電路 [電路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>可換型代替電源接続盤～代替格納容器スプレイポンプ変圧器兼電路 [電路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">57</td> <td rowspan="3">燃料補給設備</td> <td>ディーゼル発電機燃料油貯油槽</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料タンク (SA)</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="7">57</td> <td rowspan="7">非常用交流電源設備</td> <td>ディーゼル発電機設備燃料油系統 配管・弁 [燃料流路]</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。</td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機燃料油貯油槽</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機燃料油サービスタンク</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機設備燃料油系統 配管・弁 [燃料流路]</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。</td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機～非常用高圧母線 (6-A) 及び非常用高圧母線 (6-B) 電路 [電路]</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却海水設備 (原子炉補機冷却海水ポンプ、原子炉補機冷却海水設備 配管・弁・ストレーナ [流路])</td> <td>—</td> <td>48 条に記載</td> </tr> <tr> <td>88</td> <td>温度計測 (原子炉容器内の温度)</td> <td>1次冷却材温度 (広域—高温側) 1次冷却材温度 (広域—低温側)</td> <td>① ①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>88</td> <td>圧力計測 (原子炉容器内の圧力)</td> <td>1次冷却材圧力 (広域)</td> <td>①</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	関連 条文	系統機種	主要設備	対策 <sup>(注)</sup>	備考 ※設計基準記載	57	代替所内電気設備による給電	代替非常用発電機	①		代替所内電気設備変圧器	①		代替所内電気設備分電盤	①		代替格納容器スプレイポンプ兼圧縮機	①		ディーゼル発電機燃料油貯油槽	①		燃料タンク (SA)	①		代替非常用発電機～代替所内電気設備変圧器～代替所内電気設備分電盤回路 [電路]	①		代替非常用発電機～代替格納容器スプレイポンプ変圧器兼電路 [電路]	①		可換型代替電源接続盤～代替所内電気設備変圧器～代替所内電気設備分電盤電路 [電路]	①		可換型代替電源接続盤～代替格納容器スプレイポンプ変圧器兼電路 [電路]	①		57	燃料補給設備	ディーゼル発電機燃料油貯油槽	①		燃料タンク (SA)	①		ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ	①		57	非常用交流電源設備	ディーゼル発電機設備燃料油系統 配管・弁 [燃料流路]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。	ディーゼル発電機	①	※	ディーゼル発電機燃料油貯油槽	①		ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ	①	※	ディーゼル発電機燃料油サービスタンク	①	※	ディーゼル発電機設備燃料油系統 配管・弁 [燃料流路]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。	ディーゼル発電機～非常用高圧母線 (6-A) 及び非常用高圧母線 (6-B) 電路 [電路]	①	※	原子炉補機冷却海水設備 (原子炉補機冷却海水ポンプ、原子炉補機冷却海水設備 配管・弁・ストレーナ [流路])	—	48 条に記載	88	温度計測 (原子炉容器内の温度)	1次冷却材温度 (広域—高温側) 1次冷却材温度 (広域—低温側)	① ①		88	圧力計測 (原子炉容器内の圧力)	1次冷却材圧力 (広域)	①		<p>【女川・大飯】</p> <p>■設計の相違</p> <p>炉型による設備構成及び設計の相違</p>
関連 条文	系統機種	主要設備	対策 <sup>(注)</sup>	備考 ※設計基準記載																																																																																			
57	代替所内電気設備による給電	代替非常用発電機	①																																																																																				
		代替所内電気設備変圧器	①																																																																																				
		代替所内電気設備分電盤	①																																																																																				
		代替格納容器スプレイポンプ兼圧縮機	①																																																																																				
		ディーゼル発電機燃料油貯油槽	①																																																																																				
		燃料タンク (SA)	①																																																																																				
		代替非常用発電機～代替所内電気設備変圧器～代替所内電気設備分電盤回路 [電路]	①																																																																																				
		代替非常用発電機～代替格納容器スプレイポンプ変圧器兼電路 [電路]	①																																																																																				
		可換型代替電源接続盤～代替所内電気設備変圧器～代替所内電気設備分電盤電路 [電路]	①																																																																																				
		可換型代替電源接続盤～代替格納容器スプレイポンプ変圧器兼電路 [電路]	①																																																																																				
57	燃料補給設備	ディーゼル発電機燃料油貯油槽	①																																																																																				
		燃料タンク (SA)	①																																																																																				
		ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ	①																																																																																				
57	非常用交流電源設備	ディーゼル発電機設備燃料油系統 配管・弁 [燃料流路]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。																																																																																			
		ディーゼル発電機	①	※																																																																																			
		ディーゼル発電機燃料油貯油槽	①																																																																																				
		ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ	①	※																																																																																			
		ディーゼル発電機燃料油サービスタンク	①	※																																																																																			
		ディーゼル発電機設備燃料油系統 配管・弁 [燃料流路]	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。																																																																																			
		ディーゼル発電機～非常用高圧母線 (6-A) 及び非常用高圧母線 (6-B) 電路 [電路]	①	※																																																																																			
原子炉補機冷却海水設備 (原子炉補機冷却海水ポンプ、原子炉補機冷却海水設備 配管・弁・ストレーナ [流路])	—	48 条に記載																																																																																					
88	温度計測 (原子炉容器内の温度)	1次冷却材温度 (広域—高温側) 1次冷却材温度 (広域—低温側)	① ①																																																																																				
88	圧力計測 (原子炉容器内の圧力)	1次冷却材圧力 (広域)	①																																																																																				

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																											
		<p style="text-align: center;">第1表：常設重大事故等対処施設一覧表 (建屋内及び建屋外) (47/51)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関連 条文</th> <th>系統機能</th> <th>主要設備</th> <th>対策<sup>①</sup></th> <th>備考 ※設計基準拡張</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">58</td> <td rowspan="2">水位計測 (原子炉容器内の水位)</td> <td>加圧器水位</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉容器水位</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">58</td> <td rowspan="4">注水量計測 (原子炉容器への注水量)</td> <td>高圧注入流量</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>低圧注入流量</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>代替格納容器スプレイポンプ 出口積算流量</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>B-格納容器スプレイ冷却器 出口積算流量 (AM用)</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">58</td> <td rowspan="4">注水量計測 (原子炉格納容器への注水量)</td> <td>代替格納容器スプレイポンプ 出口積算流量</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>B-格納容器スプレイ冷却器 出口積算流量 (AM用)</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高圧注入流量</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>低圧注入流量</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>58</td> <td>温度計測 (原子炉格納容器内の温度)</td> <td>格納容器内温度</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">58</td> <td rowspan="2">圧力計測 (原子炉格納容器内の圧力)</td> <td>原子炉格納容器圧力</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>格納容器圧力 (AM用)</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">58</td> <td rowspan="3">水位計測 (原子炉格納容器内の水位)</td> <td>格納容器再循環サンプ水位 (広域)</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>格納容器再循環サンプ水位 (狭域)</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>格納容器水位</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">58</td> <td rowspan="2">線量計測 (原子炉格納容器内の放射線量率)</td> <td>原子炉下部キャビティ水位</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>格納容器内高レンジエリアモニタ (低レンジ)</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">58</td> <td rowspan="2">出力計測 (未臨界の維持又は監視)</td> <td>格納容器内高レンジエリアモニタ (高レンジ)</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>出力領域中性子束</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">58</td> <td rowspan="3">水位計測 (最終ヒートシンクの確保)</td> <td>中間領域中性子束</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中性子領域中性子束</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>蒸気発生器水位 (狭域)</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">58</td> <td rowspan="2">注水量計測 (最終ヒートシンクの確保)</td> <td>蒸気発生器水位 (広域)</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水タンク水位</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>58</td> <td>注水量計測 (最終ヒートシンクの確保)</td> <td>補助給水流量</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">58</td> <td rowspan="2">圧力計測 (最終ヒートシンクの確保)</td> <td>原子炉格納容器圧力</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>主蒸気ライン圧力</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>58</td> <td>水位計測 (格納容器バイパスの監視)</td> <td>蒸気発生器水位 (狭域)</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">58</td> <td rowspan="2">圧力計測 (格納容器バイパスの監視)</td> <td>主蒸気ライン圧力</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1次冷却材圧力 (広域)</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">58</td> <td rowspan="2">水位計測 (水源の確保)</td> <td>燃料取替用水ピット水位</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ほう機タンク水位</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>補助給水ピット水位</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> </tbody> </table>	関連 条文	系統機能	主要設備	対策 <sup>①</sup>	備考 ※設計基準拡張	58	水位計測 (原子炉容器内の水位)	加圧器水位	①		原子炉容器水位	①		58	注水量計測 (原子炉容器への注水量)	高圧注入流量	①	※	低圧注入流量	①	※	代替格納容器スプレイポンプ 出口積算流量	①		B-格納容器スプレイ冷却器 出口積算流量 (AM用)	①		58	注水量計測 (原子炉格納容器への注水量)	代替格納容器スプレイポンプ 出口積算流量	①		B-格納容器スプレイ冷却器 出口積算流量 (AM用)	①		高圧注入流量	①	※	低圧注入流量	①	※	58	温度計測 (原子炉格納容器内の温度)	格納容器内温度	①		58	圧力計測 (原子炉格納容器内の圧力)	原子炉格納容器圧力	①		格納容器圧力 (AM用)	①		58	水位計測 (原子炉格納容器内の水位)	格納容器再循環サンプ水位 (広域)	①		格納容器再循環サンプ水位 (狭域)	①		格納容器水位	①		58	線量計測 (原子炉格納容器内の放射線量率)	原子炉下部キャビティ水位	①		格納容器内高レンジエリアモニタ (低レンジ)	①		58	出力計測 (未臨界の維持又は監視)	格納容器内高レンジエリアモニタ (高レンジ)	①		出力領域中性子束	①		58	水位計測 (最終ヒートシンクの確保)	中間領域中性子束	①		中性子領域中性子束	①		蒸気発生器水位 (狭域)	①	※	58	注水量計測 (最終ヒートシンクの確保)	蒸気発生器水位 (広域)	①	※	原子炉補機冷却水タンク水位	①	※	58	注水量計測 (最終ヒートシンクの確保)	補助給水流量	①	※	58	圧力計測 (最終ヒートシンクの確保)	原子炉格納容器圧力	①		主蒸気ライン圧力	①	※	58	水位計測 (格納容器バイパスの監視)	蒸気発生器水位 (狭域)	①		58	圧力計測 (格納容器バイパスの監視)	主蒸気ライン圧力	①		1次冷却材圧力 (広域)	①		58	水位計測 (水源の確保)	燃料取替用水ピット水位	①		ほう機タンク水位	①				補助給水ピット水位	①	※	<p>【女川・大飯】</p> <p>■設計の相違</p> <p>炉型による設備構成及び設計の相違</p>
関連 条文	系統機能	主要設備	対策 <sup>①</sup>	備考 ※設計基準拡張																																																																																																																																										
58	水位計測 (原子炉容器内の水位)	加圧器水位	①																																																																																																																																											
		原子炉容器水位	①																																																																																																																																											
58	注水量計測 (原子炉容器への注水量)	高圧注入流量	①	※																																																																																																																																										
		低圧注入流量	①	※																																																																																																																																										
		代替格納容器スプレイポンプ 出口積算流量	①																																																																																																																																											
		B-格納容器スプレイ冷却器 出口積算流量 (AM用)	①																																																																																																																																											
58	注水量計測 (原子炉格納容器への注水量)	代替格納容器スプレイポンプ 出口積算流量	①																																																																																																																																											
		B-格納容器スプレイ冷却器 出口積算流量 (AM用)	①																																																																																																																																											
		高圧注入流量	①	※																																																																																																																																										
		低圧注入流量	①	※																																																																																																																																										
58	温度計測 (原子炉格納容器内の温度)	格納容器内温度	①																																																																																																																																											
58	圧力計測 (原子炉格納容器内の圧力)	原子炉格納容器圧力	①																																																																																																																																											
		格納容器圧力 (AM用)	①																																																																																																																																											
58	水位計測 (原子炉格納容器内の水位)	格納容器再循環サンプ水位 (広域)	①																																																																																																																																											
		格納容器再循環サンプ水位 (狭域)	①																																																																																																																																											
		格納容器水位	①																																																																																																																																											
58	線量計測 (原子炉格納容器内の放射線量率)	原子炉下部キャビティ水位	①																																																																																																																																											
		格納容器内高レンジエリアモニタ (低レンジ)	①																																																																																																																																											
58	出力計測 (未臨界の維持又は監視)	格納容器内高レンジエリアモニタ (高レンジ)	①																																																																																																																																											
		出力領域中性子束	①																																																																																																																																											
58	水位計測 (最終ヒートシンクの確保)	中間領域中性子束	①																																																																																																																																											
		中性子領域中性子束	①																																																																																																																																											
		蒸気発生器水位 (狭域)	①	※																																																																																																																																										
58	注水量計測 (最終ヒートシンクの確保)	蒸気発生器水位 (広域)	①	※																																																																																																																																										
		原子炉補機冷却水タンク水位	①	※																																																																																																																																										
58	注水量計測 (最終ヒートシンクの確保)	補助給水流量	①	※																																																																																																																																										
58	圧力計測 (最終ヒートシンクの確保)	原子炉格納容器圧力	①																																																																																																																																											
		主蒸気ライン圧力	①	※																																																																																																																																										
58	水位計測 (格納容器バイパスの監視)	蒸気発生器水位 (狭域)	①																																																																																																																																											
58	圧力計測 (格納容器バイパスの監視)	主蒸気ライン圧力	①																																																																																																																																											
		1次冷却材圧力 (広域)	①																																																																																																																																											
58	水位計測 (水源の確保)	燃料取替用水ピット水位	①																																																																																																																																											
		ほう機タンク水位	①																																																																																																																																											
		補助給水ピット水位	①	※																																																																																																																																										

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																			
		<p>第1表：常設重大事故等対処施設一覧表 (建屋内及び建屋外) (48/51)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条文</th> <th>系統機能</th> <th>主要設備</th> <th>対策①</th> <th>備考 ※設計基準記載</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>58</td> <td>水位計測 (使用済燃料ピットの監視)</td> <td>使用済燃料ピット水位 (AM用)</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>58</td> <td>温度計測 (使用済燃料ピットの監視)</td> <td>使用済燃料ピット温度 (AM用)</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>58</td> <td>伏集監視 (使用済燃料ピットの監視)</td> <td>使用済燃料ピット監視カメラ</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>58</td> <td>パラメータ記録</td> <td>データ収集計算機 データ表示端末</td> <td>① ①</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="6">58</td> <td rowspan="6">その他</td> <td>6-A, B母線電圧</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>A, B-直流コントロールセンタ母線電圧</td> <td>①</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>A-高圧注入ポンプ及び油冷却器補機冷却水流量 (AM用)</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>A-高圧注入ポンプ電動機補機冷却水流量 (AM用)</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子が補機冷却水冷却器補機冷却水流量 (AM用)</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子が補機冷却水供給母管流量 (AM用)</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="7">59</td> <td rowspan="7">居住性の確保</td> <td>中央制御室</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中央制御室窓へい</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。</td> </tr> <tr> <td>中央制御室非常用扇風ファン</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中央制御室給気ファン</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中央制御室扇風ファン</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中央制御室非常用扇風フィルタユニット</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中央制御室給気ユニット</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中央制御室空調装置ダクト・ダンパ [流路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">59</td> <td rowspan="3">放射性物質の濃度低減 (交流動力電源及び直流電源が健全である場合)</td> <td>アニュラス空気浄化ファン</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>アニュラス空気浄化フィルタユニット</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>アニュラス空気浄化設備 ダクト・弁・ダンパ [流路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">59</td> <td rowspan="3">放射性物質の濃度低減 (交流動力電源又は直流電源が喪失した場合)</td> <td>アニュラス空気浄化ファン</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>アニュラス空気浄化フィルタユニット</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>アニュラス空気浄化設備 ダクト・弁・ダンパ [流路]</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。</td> </tr> </tbody> </table>	関連条文	系統機能	主要設備	対策①	備考 ※設計基準記載	58	水位計測 (使用済燃料ピットの監視)	使用済燃料ピット水位 (AM用)	①		58	温度計測 (使用済燃料ピットの監視)	使用済燃料ピット温度 (AM用)	①		58	伏集監視 (使用済燃料ピットの監視)	使用済燃料ピット監視カメラ	①		58	パラメータ記録	データ収集計算機 データ表示端末	① ①		58	その他	6-A, B母線電圧	①	※	A, B-直流コントロールセンタ母線電圧	①	※	A-高圧注入ポンプ及び油冷却器補機冷却水流量 (AM用)	①		A-高圧注入ポンプ電動機補機冷却水流量 (AM用)	①		原子が補機冷却水冷却器補機冷却水流量 (AM用)	①		原子が補機冷却水供給母管流量 (AM用)	①		59	居住性の確保	中央制御室	①		中央制御室窓へい	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。	中央制御室非常用扇風ファン	①		中央制御室給気ファン	①		中央制御室扇風ファン	①		中央制御室非常用扇風フィルタユニット	①		中央制御室給気ユニット	①		中央制御室空調装置ダクト・ダンパ [流路]	①		59	放射性物質の濃度低減 (交流動力電源及び直流電源が健全である場合)	アニュラス空気浄化ファン	①		アニュラス空気浄化フィルタユニット	①		アニュラス空気浄化設備 ダクト・弁・ダンパ [流路]	①		59	放射性物質の濃度低減 (交流動力電源又は直流電源が喪失した場合)	アニュラス空気浄化ファン	①		アニュラス空気浄化フィルタユニット	①		アニュラス空気浄化設備 ダクト・弁・ダンパ [流路]	①						②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。	<p>【女川・大飯】</p> <p>■設計の相違</p> <p>炉型による設備構成及び設計の相違</p>
関連条文	系統機能	主要設備	対策①	備考 ※設計基準記載																																																																																																		
58	水位計測 (使用済燃料ピットの監視)	使用済燃料ピット水位 (AM用)	①																																																																																																			
58	温度計測 (使用済燃料ピットの監視)	使用済燃料ピット温度 (AM用)	①																																																																																																			
58	伏集監視 (使用済燃料ピットの監視)	使用済燃料ピット監視カメラ	①																																																																																																			
58	パラメータ記録	データ収集計算機 データ表示端末	① ①																																																																																																			
58	その他	6-A, B母線電圧	①	※																																																																																																		
		A, B-直流コントロールセンタ母線電圧	①	※																																																																																																		
		A-高圧注入ポンプ及び油冷却器補機冷却水流量 (AM用)	①																																																																																																			
		A-高圧注入ポンプ電動機補機冷却水流量 (AM用)	①																																																																																																			
		原子が補機冷却水冷却器補機冷却水流量 (AM用)	①																																																																																																			
		原子が補機冷却水供給母管流量 (AM用)	①																																																																																																			
59	居住性の確保	中央制御室	①																																																																																																			
		中央制御室窓へい	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。																																																																																																		
		中央制御室非常用扇風ファン	①																																																																																																			
		中央制御室給気ファン	①																																																																																																			
		中央制御室扇風ファン	①																																																																																																			
		中央制御室非常用扇風フィルタユニット	①																																																																																																			
		中央制御室給気ユニット	①																																																																																																			
中央制御室空調装置ダクト・ダンパ [流路]	①																																																																																																					
59	放射性物質の濃度低減 (交流動力電源及び直流電源が健全である場合)	アニュラス空気浄化ファン	①																																																																																																			
		アニュラス空気浄化フィルタユニット	①																																																																																																			
		アニュラス空気浄化設備 ダクト・弁・ダンパ [流路]	①																																																																																																			
59	放射性物質の濃度低減 (交流動力電源又は直流電源が喪失した場合)	アニュラス空気浄化ファン	①																																																																																																			
		アニュラス空気浄化フィルタユニット	①																																																																																																			
		アニュラス空気浄化設備 ダクト・弁・ダンパ [流路]	①																																																																																																			
				②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。																																																																																																	



赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																							
		<p>第1表：常設重大事故等対処施設一覧表 (建屋内及び建屋外) (49/51)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条文</th> <th>系統機能</th> <th>主要設備</th> <th>対策<sup>①)</sup></th> <th>備考 ※設計基準根拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">61</td> <td rowspan="4">居住性の確保</td> <td>緊急時対策所</td> <td>①</td> <td rowspan="4">不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。 不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。 不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。 不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所指揮所窓へい</td> <td>②</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所待機所窓へい</td> <td>②</td> </tr> <tr> <td>可搬型空気浄化装置配管・ダンプ【北設】「伝送路」</td> <td>②</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">61</td> <td rowspan="2">必要な情報の把握</td> <td>データ収集計算機</td> <td>—</td> <td>62条に記載</td> </tr> <tr> <td>ERSS伝送サーバ</td> <td>—</td> <td>62条に記載</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">61</td> <td rowspan="2">電源の確保 (緊急時対策所)</td> <td>データ表示端末</td> <td>—</td> <td>62条に記載</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所ケーブル接続盤～緊急時対策所分電盤【電路】</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="6">61</td> <td rowspan="6">通信連絡 (緊急時対策所)</td> <td>衛星電話設備 (固定型)</td> <td>—</td> <td>62条に記載</td> </tr> <tr> <td>衛星電話設備 (FAX)</td> <td>—</td> <td>62条に記載</td> </tr> <tr> <td>無線連絡設備 (固定型)</td> <td>—</td> <td>62条に記載</td> </tr> <tr> <td>インターフォン</td> <td>—</td> <td>62条に記載</td> </tr> <tr> <td>テレビ会議システム (指揮所・待機所間)</td> <td>—</td> <td>62条に記載</td> </tr> <tr> <td>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備</td> <td>—</td> <td>62条に記載</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">62</td> <td rowspan="10">発電所内の通信連絡</td> <td>衛星電話設備 (固定型)</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>衛星電話設備 (FAX)</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>無線連絡設備 (固定型)</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>無線連絡設備 (屋外アンテナ)【伝送路】</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>衛星電話設備 (屋外アンテナ)【伝送路】</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有線 (建屋内) (携行型通話装置、衛星電話設備 (固定、FAX)に係るもの)【伝送路】</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>インターフォン</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>テレビ会議システム (指揮所・待機所間)</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>データ収集計算機</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>データ表示端末</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有線 (建屋内) (ERSSに係るもの)【伝送路】</td> <td>①</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	関連条文	系統機能	主要設備	対策 <sup>①)</sup>	備考 ※設計基準根拠	61	居住性の確保	緊急時対策所	①	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。 不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。 不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。 不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。	緊急時対策所指揮所窓へい	②	緊急時対策所待機所窓へい	②	可搬型空気浄化装置配管・ダンプ【北設】「伝送路」	②	61	必要な情報の把握	データ収集計算機	—	62条に記載	ERSS伝送サーバ	—	62条に記載	61	電源の確保 (緊急時対策所)	データ表示端末	—	62条に記載	緊急時対策所ケーブル接続盤～緊急時対策所分電盤【電路】	①		61	通信連絡 (緊急時対策所)	衛星電話設備 (固定型)	—	62条に記載	衛星電話設備 (FAX)	—	62条に記載	無線連絡設備 (固定型)	—	62条に記載	インターフォン	—	62条に記載	テレビ会議システム (指揮所・待機所間)	—	62条に記載	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	—	62条に記載	62	発電所内の通信連絡	衛星電話設備 (固定型)	①		衛星電話設備 (FAX)	①		無線連絡設備 (固定型)	①		無線連絡設備 (屋外アンテナ)【伝送路】	①		衛星電話設備 (屋外アンテナ)【伝送路】	①		有線 (建屋内) (携行型通話装置、衛星電話設備 (固定、FAX)に係るもの)【伝送路】	①		インターフォン	①		テレビ会議システム (指揮所・待機所間)	①		データ収集計算機	①		データ表示端末	①		有線 (建屋内) (ERSSに係るもの)【伝送路】	①		<p>【女川・大飯】</p> <p>■設計の相違</p> <p>炉型による設備構成及び設計の相違</p>
関連条文	系統機能	主要設備	対策 <sup>①)</sup>	備考 ※設計基準根拠																																																																																						
61	居住性の確保	緊急時対策所	①	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。 不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。 不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。 不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。																																																																																						
		緊急時対策所指揮所窓へい	②																																																																																							
		緊急時対策所待機所窓へい	②																																																																																							
		可搬型空気浄化装置配管・ダンプ【北設】「伝送路」	②																																																																																							
61	必要な情報の把握	データ収集計算機	—	62条に記載																																																																																						
		ERSS伝送サーバ	—	62条に記載																																																																																						
61	電源の確保 (緊急時対策所)	データ表示端末	—	62条に記載																																																																																						
		緊急時対策所ケーブル接続盤～緊急時対策所分電盤【電路】	①																																																																																							
61	通信連絡 (緊急時対策所)	衛星電話設備 (固定型)	—	62条に記載																																																																																						
		衛星電話設備 (FAX)	—	62条に記載																																																																																						
		無線連絡設備 (固定型)	—	62条に記載																																																																																						
		インターフォン	—	62条に記載																																																																																						
		テレビ会議システム (指揮所・待機所間)	—	62条に記載																																																																																						
		統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	—	62条に記載																																																																																						
62	発電所内の通信連絡	衛星電話設備 (固定型)	①																																																																																							
		衛星電話設備 (FAX)	①																																																																																							
		無線連絡設備 (固定型)	①																																																																																							
		無線連絡設備 (屋外アンテナ)【伝送路】	①																																																																																							
		衛星電話設備 (屋外アンテナ)【伝送路】	①																																																																																							
		有線 (建屋内) (携行型通話装置、衛星電話設備 (固定、FAX)に係るもの)【伝送路】	①																																																																																							
		インターフォン	①																																																																																							
		テレビ会議システム (指揮所・待機所間)	①																																																																																							
		データ収集計算機	①																																																																																							
		データ表示端末	①																																																																																							
有線 (建屋内) (ERSSに係るもの)【伝送路】	①																																																																																									
		<p>第1表：常設重大事故等対処施設一覧表 (建屋内及び建屋外) (50/51)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条文</th> <th>系統機能</th> <th>主要設備</th> <th>対策<sup>①)</sup></th> <th>備考 ※設計基準根拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">62</td> <td rowspan="7">発電所外の通信連絡</td> <td>衛星電話設備 (固定型)</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>衛星電話設備 (FAX)</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>データ収集計算機</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ERSS伝送サーバ</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>衛星電話設備 (屋外アンテナ)【伝送路】</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有線 (建屋内) (衛星電話設備 (固定、FAX)に係るもの)【伝送路】</td> <td>①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有線 (建屋内) (統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備、ERSSに係るもの)【伝送路】</td> <td>①</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	関連条文	系統機能	主要設備	対策 <sup>①)</sup>	備考 ※設計基準根拠	62	発電所外の通信連絡	衛星電話設備 (固定型)	①		衛星電話設備 (FAX)	①		統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	①		データ収集計算機	①		ERSS伝送サーバ	①		衛星電話設備 (屋外アンテナ)【伝送路】	①		有線 (建屋内) (衛星電話設備 (固定、FAX)に係るもの)【伝送路】	①		有線 (建屋内) (統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備、ERSSに係るもの)【伝送路】	①		<p>【女川・大飯】</p> <p>■設計の相違</p> <p>炉型による設備構成及び設計の相違</p>																																																								
関連条文	系統機能	主要設備	対策 <sup>①)</sup>	備考 ※設計基準根拠																																																																																						
62	発電所外の通信連絡	衛星電話設備 (固定型)	①																																																																																							
		衛星電話設備 (FAX)	①																																																																																							
		統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	①																																																																																							
		データ収集計算機	①																																																																																							
		ERSS伝送サーバ	①																																																																																							
		衛星電話設備 (屋外アンテナ)【伝送路】	①																																																																																							
		有線 (建屋内) (衛星電話設備 (固定、FAX)に係るもの)【伝送路】	①																																																																																							
有線 (建屋内) (統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備、ERSSに係るもの)【伝送路】	①																																																																																									

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料 41-2 添付資料1 泊発電所3号炉重大事故等対処施設一覧表（建屋内及び建屋外））

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																	
<p style="text-align: right;">添付資料2</p> <p style="text-align: center;">大飯発電所3／4号炉 重大事故等対処施設一覧表（屋外）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">添付資料2 大飯発電所3／4号炉 重大事故等対処施設一覧表（屋外）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">重大事故等対処施設</th> <th style="width: 30%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海水ポンプ</td> <td>基準規則第八条対象</td> </tr> <tr> <td>空冷式非常用発電装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料油貯蔵タンク</td> <td>基準規則第八条対象</td> </tr> <tr> <td>海水ストレーナ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>海水ポンプ室</td> <td></td> </tr> <tr> <td>重油タンク</td> <td>基準規則第八条対象</td> </tr> </tbody> </table> </div>	重大事故等対処施設	備考	海水ポンプ	基準規則第八条対象	空冷式非常用発電装置		燃料油貯蔵タンク	基準規則第八条対象	海水ストレーナ		海水ポンプ室		重油タンク	基準規則第八条対象		<p style="text-align: center;">第1表：常設重大事故等対処施設一覧表（建屋内及び建屋外）(51/51)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">関連 条文</th> <th style="width: 15%;">系統機能</th> <th style="width: 15%;">主要設備</th> <th style="width: 5%;">対策<sup>①</sup></th> <th style="width: 60%;">備考 ※設計基準参照</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6"></td> <td rowspan="6">1次冷却設備</td> <td>蒸気発生器</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。</td> </tr> <tr> <td>1次冷却材ポンプ</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。</td> </tr> <tr> <td>原子炉容器（炉心支持構造物を含む）</td> <td>③</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。</td> </tr> <tr> <td>加圧器</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。</td> </tr> <tr> <td>1次冷却材管</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。</td> </tr> <tr> <td>加圧器サージ管</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他の設備</td> <td>原子炉格納容器</td> <td>原子炉格納容器</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料貯蔵槽</td> <td>使用済燃料ビット</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">非常取水設備</td> <td rowspan="5"></td> <td>貯留罐</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。</td> </tr> <tr> <td>取水口</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。</td> </tr> <tr> <td>取水路</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。</td> </tr> <tr> <td>取水ビットスクリーン室</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。</td> </tr> <tr> <td>取水ビットポンプ室</td> <td>②</td> <td>不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。</td> </tr> </tbody> </table>	関連 条文	系統機能	主要設備	対策 <sup>①</sup>	備考 ※設計基準参照		1次冷却設備	蒸気発生器	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。	1次冷却材ポンプ	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。	原子炉容器（炉心支持構造物を含む）	③	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。	加圧器	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。	1次冷却材管	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。	加圧器サージ管	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。	その他の設備	原子炉格納容器	原子炉格納容器	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。	使用済燃料貯蔵槽	使用済燃料ビット	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。	非常取水設備		貯留罐	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。	取水口	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。	取水路	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。	取水ビットスクリーン室	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。	取水ビットポンプ室	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。	<p><b>【女川・大飯】</b>  <b>■設計の相違</b>    炉型による設備構成及び設計の相違</p> <p><b>【大飯】</b>    記載方針の相違    （女川実績の反映）</p>
重大事故等対処施設	備考																																																																			
海水ポンプ	基準規則第八条対象																																																																			
空冷式非常用発電装置																																																																				
燃料油貯蔵タンク	基準規則第八条対象																																																																			
海水ストレーナ																																																																				
海水ポンプ室																																																																				
重油タンク	基準規則第八条対象																																																																			
関連 条文	系統機能	主要設備	対策 <sup>①</sup>	備考 ※設計基準参照																																																																
	1次冷却設備	蒸気発生器	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。																																																																
		1次冷却材ポンプ	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。																																																																
		原子炉容器（炉心支持構造物を含む）	③	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。																																																																
		加圧器	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。																																																																
		1次冷却材管	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。																																																																
		加圧器サージ管	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。																																																																
その他の設備	原子炉格納容器	原子炉格納容器	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。																																																																
	使用済燃料貯蔵槽	使用済燃料ビット	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。																																																																
非常取水設備		貯留罐	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。																																																																
		取水口	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。																																																																
		取水路	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。																																																																
		取水ビットスクリーン室	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。																																																																
		取水ビットポンプ室	②	不燃材で構成されているため、火災によって影響を受けない。																																																																

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料41-3 火災による損傷の防止を行う重大事故等対処施設に係る火災区域又は火災区画の設定について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>41-3 火災区域、火災区画の設定（資料2）</p> <p style="text-align: center;">&lt;目次&gt;</p> <p>1. 概要                      2. 火災区域（区画）の設定要領                      （1）火災区域又は火災区画の設定</p> <p>添付資料3 重大事故等対処施設一覧表及び火災区域・区画図</p> <p>添付資料2 火災荷重の算出方法について</p> <p>添付資料1 「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」及び「原子力発電所の内部火災影響評価ガイド」（抜粋）</p> <p style="text-align: right;">41-3</p> <p>火災区域、火災区画の設定</p>	<p>41-3 火災による損傷の防止を行う重大事故等対処施設に係る火災区域又は火災区画の設定について</p> <p style="text-align: center;">&lt;目次&gt;</p> <p>1. 概要                      2. 重大事故等対処施設における火災区域又は火災区画の設定                      2.1. 火災区域                      2.2. 火災区画                      2.3. 火災区域又は火災区画の設定要領                      2.4. 火災区域又は火災区画の設定並びに重大事故等対処施設の配置</p> <p>添付資料1 女川原子力発電所2号炉 重大事故等対処施設の配置図</p> <p style="text-align: right;">41-3</p> <p>火災による損傷の防止を行う重大事故等対処施設に係る火災区域又は火災区画の設定について</p>	<p>41-3 火災による損傷の防止を行う重大事故等対処施設に係る火災区域又は火災区画の設定について</p> <p style="text-align: center;">&lt;目次&gt;</p> <p>1. 概要                      2. 重大事故等対処施設における火災区域又は火災区画の設定                      2.1. 火災区域                      2.2. 火災区画                      2.3. 火災区域又は火災区画の設定要領                      2.4. 火災区域又は火災区画の設定並びに重大事故等対処施設の配置</p> <p>添付資料1 泊発電所3号炉 重大事故等対処施設の配置図</p> <p>添付資料2 火災荷重の算出方法について</p> <p>添付資料3 「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」及び「原子力発電所の内部火災影響評価ガイド」（抜粋）</p> <p style="text-align: right;">41-3</p> <p>火災による損傷の防止を行う重大事故等対処施設に係る火災区域又は火災区画の設定について</p>	<p>【大飯】                      ■記載方針の相違                      （女川実績の反映：着色せず）</p> <p>【大飯】                      ■記載方針の相違                      （女川実績の反映：着色せず）</p> <p>【女川】                      ■設備名称の相違                      【女川】                      ■記載充実（大飯参照）</p> <p>【大飯】                      ■記載方針の相違                      （女川実績の反映：着色せず）</p> <p>【大飯】                      ■記載方針の相違                      （女川実績の反映：着色せず）</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料41-3 火災による損傷の防止を行う重大事故等対処施設に係る火災区域又は火災区画の設定について)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1. 概要</p> <p>火災防護対策を講じるために、重大事故等対処施設が設置されるエリアに対して火災区域、火災区画 (以下、「火災区域 (区画)」という。) の設定を行う。</p> <p>2. 火災区域 (区画) の設定要領</p> <p>添付資料3に示す火災区域 (区画) は、建屋の壁の設置状況、重大事故等対処施設の設置箇所、設計基準事故対処設備との位置関係、耐火壁の能力等を勘案し、以下のように設定したものである。</p>	<p>1. 概要</p> <p>分類された重大事故等対処施設に対し、火災区域又は火災区画を設定する。</p> <p>設置許可基準規則第八条及び第四十一条の要求事項を以下に示す。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(火災による損傷の防止)</p> <p>第八条 設計基準対象施設は、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の発生を防止することができ、かつ、早期に火災発生を感知する設備 (以下「火災感知設備」という。) 及び消火を行う設備 (以下「消火設備」といい、安全施設に属するものに限る。) 並びに火災の影響を軽減する機能を有するものでなければならない。</p> <p>2 消火設備 (安全施設に属するものに限る。) は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても発電用原子炉を安全に停止させるための機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>(火災による損傷の防止)</p> <p>第四十一条 重大事故等対処施設は、火災により重大事故等に対処するために必要な機能を損なうおそれがないよう、火災の発生を防止することができ、かつ、火災感知設備及び消火設備を有するものでなければならない。</p> </div> <p>2. 重大事故等対処施設における火災区域又は火災区画の設定</p> <p>重大事故等対処施設の火災防護対策を講じるために、原子炉建屋、制御建屋、緊急時対策建屋、緊急用電気品建屋と、屋外の常設重大事故等対処施設を設置するエリアについて、重大事故等対処施設と設計基準事故対処設備の配置も考慮して、火災区域又は火災区画を設定する。</p>	<p>1. 概要</p> <p>分類された重大事故等対処施設に対し、火災区域又は火災区画を設定する。</p> <p>設置許可基準規則第八条及び第四十一条の要求事項を以下に示す。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(火災による損傷の防止)</p> <p>第八条 設計基準対象施設は、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の発生を防止することができ、かつ、早期に火災発生を感知する設備 (以下「火災感知設備」という。) 及び消火を行う設備 (以下「消火設備」といい、安全施設に属するものに限る。) 並びに火災の影響を軽減する機能を有するものでなければならない。</p> <p>2 消火設備 (安全施設に属するものに限る。) は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても発電用原子炉を安全に停止させるための機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>(火災による損傷の防止)</p> <p>第四十一条 重大事故等対処施設は、火災により重大事故等に対処するために必要な機能を損なうおそれがないよう、火災の発生を防止することができ、かつ、火災感知設備及び消火設備を有するものでなければならない。</p> </div> <p>2. 重大事故等対処施設における火災区域又は火災区画の設定</p> <p>重大事故等対処施設の火災防護対策を講じるために、原子炉建屋、原子炉補助建屋、ディーゼル発電機建屋、循環水ポンプ建屋、緊急時対策所と、屋外の常設重大事故等対処施設を設置するエリアについて、重大事故等対処施設と設計基準事故対処設備の配置も考慮して、火災区域又は火災区画を設定する。</p>	<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映:着色せず)</p> <p>【大飯】</p> <p>■記載内容の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【女川】</p> <p>■設備の相違 設定する火災区域の相違</p> <p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映:着色せず)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(1) 火災区域又は火災区画の設定</p> <p>a. 屋内</p> <p>原子炉格納容器、原子炉周辺建屋、制御建屋、廃棄物処理建屋、緊急時対策等々の屋内は、耐火壁により囲まれ、他の区域と分離されている重大事故等対処施設を設置している区域を、火災区域に設定する。</p> <p>また、重大事故等対処施設と設計基準事故対処設備の配置等を考慮し、火災区域を必要に応じて分割して火災区画を設定する。これらの火災区域又は火災区画は、基準規則第八条にて設定した火災区域及び火災区画を適用することを基本とする。</p> <p>b. 屋外</p> <p>屋外は、他の区域と分離して火災防護対策を実施するために、重大事故等対処施設を設置する区域を、重大事故等対処施設と設計基準事故対処設備の配置も考慮して、火災区域に設定する。</p> <p>屋外の火災区域の設定にあたっては、火災区域外からの延焼防止を考慮して火災区域の境界付近に可燃物を置かない管理を実施する設計とする。</p> <p>これらの火災区域は、基準規則第八条にて設定した火災区域を適用することを基本とする。</p>	<p>2.1. 火災区域</p> <p>建屋の火災区域は、耐火壁によって囲まれ、他の区域と分離されている建屋内の区域であり、下記により設定する。</p> <p>①建屋ごとに、耐火壁(床、壁、天井、扉等耐火構造物の一部であって、必要な耐火能力を有するもの)により囲われた区域を火災区域として設定する。</p> <p>②重大事故等対処施設と設計基準事故対象設備の配置も考慮して、火災区域を設定する。</p> <p>③屋外の火災区域については、「原子力発電所の内部火災影響評価ガイド」において「ただし、屋外に設置される設備に対しては、附属設備を含めて火災区域とみなす。」と記載されていることを踏まえ、他の区域と分離して火災防護対策を実施するために、重大事故等対処施設を設置する区域を重大事故等対処施設と設計基準事故対処設備の配置も考慮して火災区域として設定する。</p> <p>2.2. 火災区画</p> <p>「火災区域」を細分化したものであって、耐火能力を有する隔壁等(以下、「隔壁等」という。)、離隔距離、固定式消火設備等により分離された火災防護上の区画であり、全周囲を耐火壁で囲まれている必要は必ずしもなく、隔壁や扉の配置状況を目安に火災防護の観点から設定する。</p> <p>また、建屋内及び屋外で設定した火災区域を重大事故等対処施設と設計基準事故対処設備の配置も考慮し、分割して設定する。</p> <p>2.3. 火災区域又は火災区画の設定要領</p> <p>重大事故等対処施設が設置される火災区域又は火災区画の設定にあたっては、重大事故等対処施設の設置箇所、建屋の間取り、機器やケーブル等の配置、耐火壁の能力等を総合的に勘案し設定しており、具体的な設定要領を以下に示す。</p>	<p>2.1. 火災区域</p> <p>建屋の火災区域は、耐火壁によって囲まれ、他の区域と分離されている建屋内の区域であり、下記により設定する。</p> <p>①建屋ごとに、耐火壁(床、壁、天井、扉等耐火構造物の一部であって、必要な耐火能力を有するもの)により囲われた区域を火災区域として設定する。</p> <p>②重大事故等対処施設と設計基準事故対象設備の配置も考慮して、火災区域を設定する。</p> <p>③屋外の火災区域については、「原子力発電所の内部火災影響評価ガイド」において「ただし、屋外に設置される設備に対しては、附属設備を含めて火災区域とみなす。」と記載されていることを踏まえ、他の区域と分離して火災防護対策を実施するために、重大事故等対処施設を設置する区域を重大事故等対処施設と設計基準事故対処設備の配置も考慮して火災区域として設定する。</p> <p>2.2. 火災区画</p> <p>「火災区域」を細分化したものであって、耐火能力を有する隔壁等(以下、「隔壁等」という。)、離隔距離、固定式消火設備等により分離された火災防護上の区画であり、全周囲を耐火壁で囲まれている必要は必ずしもなく、隔壁や扉の配置状況を目安に火災防護の観点から設定する。</p> <p>また、建屋内及び屋外で設定した火災区域を重大事故等対処施設と設計基準事故対処設備の配置も考慮し、分割して設定する。</p> <p>2.3. 火災区域又は火災区画の設定要領</p> <p>重大事故等対処施設が設置される火災区域又は火災区画の設定にあたっては、重大事故等対処施設の設置箇所、建屋の間取り、機器やケーブル等の配置、耐火壁の能力等を総合的に勘案し設定しており、具体的な設定要領を以下に示す。</p>	<p>【大飯】  <span style="color: blue;">■</span>記載方針の相違                      (女川実績の反映:着色せず)</p> <p>【大飯】  <span style="color: blue;">■</span>記載方針の相違                      (女川実績の反映:着色せず)</p> <p>【大飯】  <span style="color: blue;">■</span>記載方針の相違                      (女川実績の反映:着色せず)</p> <p>【大飯】  <span style="color: blue;">■</span>記載内容の相違                      (女川実績の反映)</p> <p>【大飯】  <span style="color: blue;">■</span>記載内容の相違                      (女川実績の反映)</p> <p>【大飯】  <span style="color: blue;">■</span>記載内容の相違                      (女川実績の反映)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(1) 火災区域の設定</p> <p>補足説明資料41-2 で分類された、火災防護対策に係る審査基準に基づく火災防護対策が必要な機器及び当該機器に接続されるケーブル等が設置されている建屋及び屋外の区域について、以下のとおり火災区域を設定する。</p> <p>なお、原子炉建屋、<b>制御建屋</b>の火災区域は、設置許可基準規則第八条に基づき設定した火災区域を適用する。</p> <p>①重大事故等対処施設が設置されている建屋について、火災区域として設定する。</p> <p>②建屋内で重大事故等対処施設と設計基準事故対処設備の配置も考慮して、火災区域を設定する。</p>	<p>(1) 火災区域の設定</p> <p>補足説明資料41-2 で分類された、火災防護対策に係る審査基準に基づく火災防護対策が必要な機器及び当該機器に接続されるケーブル等が設置されている建屋及び屋外の区域について、以下のとおり火災区域を設定する。</p> <p>なお、原子炉建屋、<b>原子炉補助建屋</b>、<b>ディーゼル発電機建屋</b>、<b>循環水ポンプ建屋</b>、<b>ディーゼル発電機燃料油貯油槽</b>の火災区域は、設置許可基準規則第八条に基づき設定した火災区域を適用する。</p> <p>①重大事故等対処施設が設置されている建屋について、火災区域として設定する。</p>	<p>【大飯】</p> <p>■記載内容の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【女川】</p> <p>■設備の相違 設定する火災区域の相違</p> <p>【大飯】</p> <p>■記載内容の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【大飯】</p> <p>■記載内容の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【女川】</p> <p>■設備の相違 設定する火災区域の設定の相違。泊では建屋内に火災区域を個別に設定する設計ではなく、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁により隣接する他の火災区域と分離するよう設定している。その上で、火災区域内を火災区画に細分化している。</p> <p>【大飯】</p> <p>■記載内容の相違 (女川実績の反映)</p>

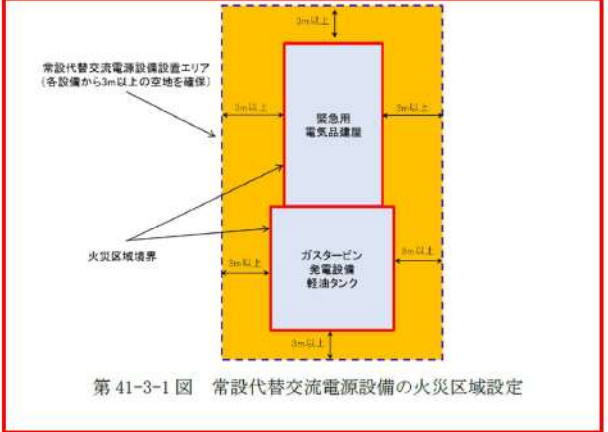
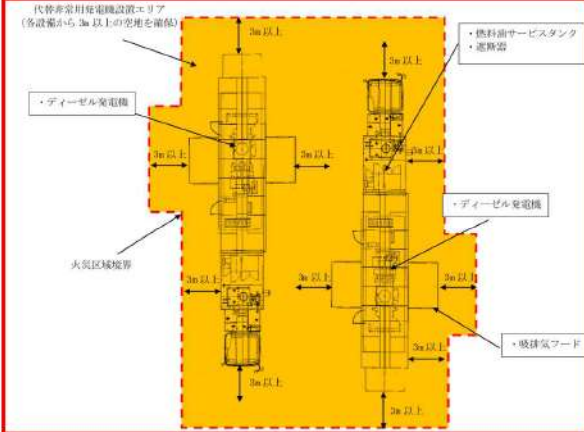
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料41-3 火災による損傷の防止を行う重大事故等対処施設に係る火災区域又は火災区画の設定について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>③屋外の常設重大事故等対処設備を設置するエリアについて、附属設備を含めて火災区域を設定する。</p> <p>④常設代替交流電源設備設置エリアについては、附属設備を含めて火災区域を設定する。なお、常設代替交流電源設備を構成する主要機器であるガスタービン発電機及び地下タンクは「危険物の規制に関する政令」において空地が要求されない設備であるが、同令の「屋外タンク貯蔵所」とみなし、同令第十一条第二項で要求される空地の幅を参考にして、地上面は附属設備を含め3m以上の幅を確保した範囲とする。（第41-3-1図）</p> <p>また、ガスタービン発電機間においては同令における空地の要求がないことから、設備として発電機間の火災影響並びに消火活動への影響を考慮し、適切に空地を設ける設計とする。（補足説明資料57-9）</p>	<p>②屋外の常設重大事故等対処設備を設置するエリアについて、附属設備を含めて火災区域を設定する。</p> <p>③代替非常用発電機設置エリアについては、附属設備を含めて火災区域を設定する。なお、代替非常用発電機は「危険物の規制に関する政令」において「一般取扱所」に該当するため、同令第九条第一項で要求される空地の幅から、地上面は附属設備を含め3m以上の幅を確保した範囲とする。（第41-3-1図）</p>	<p>【女川】  <span style="color: blue;">■</span>記載方針の相違</p> <p>【大飯】  <span style="color: blue;">■</span>記載内容の相違        （女川実績の反映）</p> <p>【女川】  <span style="color: red;">■</span>設備の相違        泊ではディーゼル駆動の代替非常用発電機を屋外に設置している。当該設備は一般取扱所に該当し、タンク容量に応じた保有空地を設定している。</p> <p>【大飯】  <span style="color: blue;">■</span>記載内容の相違        （女川実績の反映）</p> <p>【女川】  <span style="color: red;">■</span>設備の相違        泊では代替非常用発電機が2台並んで配置しているが、一般取扱所に応じた空地を設定している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由								
	 <p>第41-3-1図 常設代替交流電源設備の火災区域設定</p> <p>上記④に示す危険物の規制に関する政令の該当条文を以下に示す。</p> <div data-bbox="712 692 1167 1102"> <p>危険物の規制に関する政令                      (屋外タンク貯蔵所の基準)</p> <p>第十一条第二項 屋外貯蔵タンク (危険物を移送するための配管その他これに準ずる工作物を除く。)の周囲に、次の表に掲げる区分に応じそれぞれ同表に定める幅の空地を保有すること。ただし、二以上の屋外タンク貯蔵所を隣接して設置するときは、総務省令で定めるところにより、その空地の幅を減ずることができる。</p> <table border="1" data-bbox="725 1043 1153 1091"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>空地の幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定数量の倍数が五百以下の屋外タンク貯蔵所</td> <td>三メートル以上</td> </tr> </tbody> </table> </div>	区分	空地の幅	指定数量の倍数が五百以下の屋外タンク貯蔵所	三メートル以上	 <p>第41-3-1図 常設代替非常用発電機の火災区域設定</p> <p>上記③に示す危険物の規制に関する政令の該当条文を以下に示す。</p> <div data-bbox="1344 692 1798 1102"> <p>危険物の規制に関する政令                      (製造所の基準)</p> <p>第九条第一項二号 危険物を取り扱う建築物その他の工作物 (危険物を移送するための配管その他これに準ずる工作物を除く。)の周囲に、次の表に掲げる区分に応じそれぞれ同表に定める幅の空地を保有すること。ただし、総務省令で定めるところにより、防火上有効な隔壁を設けたときは、この限りでない。</p> <table border="1" data-bbox="1357 1043 1785 1091"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>空地の幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定数量の倍数が十以下の製造所</td> <td>三メートル以上</td> </tr> </tbody> </table> </div>	区分	空地の幅	指定数量の倍数が十以下の製造所	三メートル以上	<p>【女川】</p> <p>■設備の相違</p> <p>泊は代替非常用発電機に対して設定する保有空地3mを考慮し、保有空地の外周にて火災区域を設定している。</p> <p>【大飯】</p> <p>■記載内容の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【女川】</p> <p>■記載内容の相違</p> <p>泊は代替非常用発電機は一般取扱所になるため、参照とする「危険物の規制に関する政令」の条文が異なっている。</p>
区分	空地の幅										
指定数量の倍数が五百以下の屋外タンク貯蔵所	三メートル以上										
区分	空地の幅										
指定数量の倍数が十以下の製造所	三メートル以上										



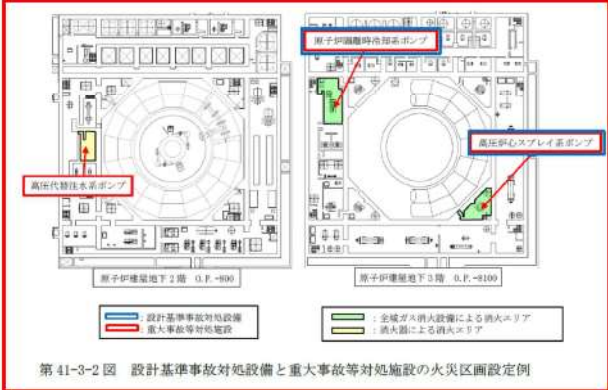
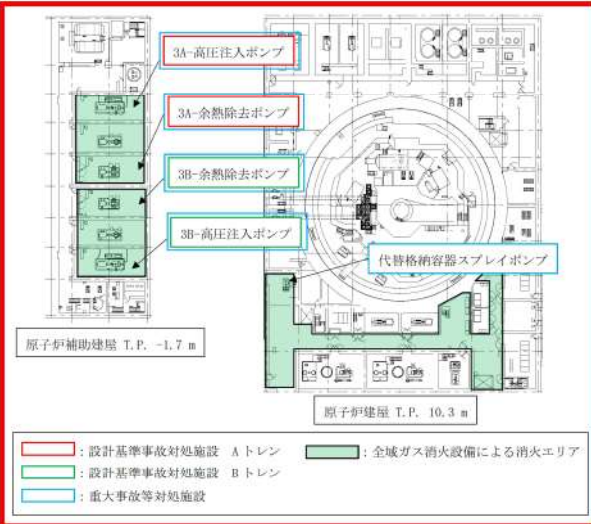
泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料41-3 火災による損傷の防止を行う重大事故等対処施設に係る火災区域又は火災区画の設定について)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>屋外の火災区域の設定に当たっては、火災区域外への延焼防止を考慮して火災区域内の境界付近に可燃物を置かない管理を実施するとともに、敷地内植生からの隔離等を講じる範囲を火災区域として設定する。また、火災区域外の境界付近において可燃物を置かない管理を実施するとともに、周辺施設又は植生との隔離、周辺の植生区域の除草等の管理を実施する。</p> <p>(2) 火災区画の設定</p> <p>(1) で設定した火災区域について、重大事故等対処施設と設計基準事故対処設備の配置も考慮し、分割して設定する。なお、原子炉建屋、<b>制御建屋</b>の火災区域は設置許可基準規則第八条に基づき設定した火災区域及び区画を適用する。</p> <p>以下に、重大事故等対処施設と設計基準事故対処設備の配置も考慮した火災区画の設定について示す。</p> <p>具体的には、重大事故等対処施設と重大事故等対処施設の機能を代替する設計基準事故対処設備が設置される火災区画において発生した火災により同時に機能を喪失することがないように配置上の考慮を行い<b>別々の火災区画となるように区画する</b>。具体例を以下に示す。(第41-3-2 図)</p> <p>ただし、フロントライン系の機器についての考え方であり、サポート系にまでの適用はしない。</p>	<p>屋外の火災区域の設定に当たっては、火災区域外への延焼防止を考慮して火災区域内の境界付近に可燃物を置かない管理を実施するとともに、敷地内植生からの隔離等を講じる範囲を火災区域として設定する。また、火災区域外の境界付近において可燃物を置かない管理を実施するとともに、周辺施設又は植生との隔離、周辺の植生区域の除草等の管理を実施する。</p> <p>(2) 火災区画の設定</p> <p>(1) で設定した火災区域について、重大事故等対処施設と設計基準事故対処設備の配置も考慮し、分割して設定する。なお、原子炉建屋、<b>原子炉補助建屋</b>、<b>ディーゼル発電機建屋</b>、<b>循環水ポンプ建屋</b>の火災区域は設置許可基準規則第八条に基づき設定した火災区域及び区画を適用する。</p> <p>以下に、重大事故等対処施設と設計基準事故対処設備の配置も考慮した火災区画の設定について示す。</p> <p>具体的には、重大事故等対処施設と重大事故等対処施設の機能を代替する設計基準事故対処設備が設置される火災区画において発生した火災により同時に機能を喪失することがないように配置上の考慮を行う。具体例を以下に示す。(第41-3-2 図)</p> <p>ただし、フロントライン系の機器についての考え方であり、サポート系にまでの適用はしない。</p>	<p>【大飯】  <span style="color: blue;">■</span>記載内容の相違                      (女川実績の反映)</p> <p>【大飯】  <span style="color: blue;">■</span>記載内容の相違                      (女川実績の反映)</p> <p>【女川】  <span style="color: red;">■</span>設備の相違</p> <p>(次ページ備忘参照)</p> <p>【大飯】  <span style="color: blue;">■</span>記載内容の相違                      (女川実績の反映)</p> <p>【大飯】  <span style="color: blue;">■</span>記載内容の相違                      (女川実績の反映)</p> <p>【女川】  <span style="color: red;">■</span>設備の相違                      泊では重大事故等対処施設とその機能を代替する設計基準事故対処設備が別々の火災区画になるように区画化してはならず、別の火災区画になるように考慮して配置している。</p> <p>【大飯】  <span style="color: blue;">■</span>記載内容の相違                      (女川実績の反映)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>a. HPAC タービンポンプ室 (R-3-28) は原子炉建屋地下2階にあり、重大事故等対処施設である高圧代替注水系ポンプ (HPAC ポンプ) を設置する。高圧代替注水系ポンプの機能を代替する設計基準事故対象設備は、原子炉隔離時冷却系ポンプ (RCIC ポンプ) 及び高圧炉心スプレイ系ポンプ (HPCS ポンプ) であり、RCIC タービンポンプ室 (R-1-14) 及びHPCS ポンプ室 (R-1-5) は HPAC タービンポンプ室と異なる火災区画に設置されている。従って、HPAC タービンポンプ室あるいはRCIC タービンポンプ室、HPCS ポンプ室のどこかの火災区画で火災が発生し、当該火災区画に設置される設備の機能が喪失しても、同一の機能を有する高圧代替注水系ポンプと原子炉隔離時冷却系ポンプ、高圧炉心スプレイ系ポンプが同時に機能喪失することなく高圧注水系の機能が確保されるように配置上の考慮を行い設定する。</p>  <p>第41-3-2図 設計基準事故対処設備と重大事故等対処施設の火災区画設定例</p>	<p>a. 原子炉建屋 10.3~33.1m 通路部 (R/B 3-08-1) は原子炉建屋1階にあり、重大事故等対処施設である代替格納容器スプレイポンプを設置する。代替格納容器スプレイポンプの機能を代替する設計基準事故対象設備は、余熱除去ポンプ及び高圧注入ポンプであり、AトレンはA-余熱除去ポンプ室及びA-高圧注入ポンプ室 (A/B 1-03) であり、BトレンはB-余熱除去ポンプ室及びB-高圧注入ポンプ室 (A/B 1-04) と異なる火災区画に設置されている。従って、原子炉建屋 10.3~33.1m 通路部、A-余熱除去ポンプ室及びA-高圧注入ポンプ室、あるいはB-余熱除去ポンプ室及びB-高圧注入ポンプ室のどこかの火災区画で火災が発生し、当該火災区画に設置される設備の機能が喪失しても、同一の機能を有する代替格納容器スプレイポンプと余熱除去ポンプ、高圧注入ポンプが同時に機能喪失することなく炉心注水系の機能が確保されるように配置上の考慮を行い設定する。</p>  <p>第41-3-2図 設計基準事故対処設備と重大事故等対処施設の火災区画設定例</p>	<p>【女川】  <b>■設備の相違</b>                      泊での具体例として炉心注水系を記載している。</p> <p>【大飯】  <b>■記載内容の相違</b>                      (女川実績の反映)</p> <p>【大飯】  <b>■記載内容の相違</b>                      (女川実績の反映)</p> <p>【女川】  <b>■設備の相違</b>                      泊での具体例として炉心注水系を記載している。</p> <p>【大飯】  <b>■記載内容の相違</b>                      (女川実績の反映)</p>
	<p>(3) 火災区域又は火災区画の再設定                      火災区域又は火災区画への機器等の新設等、必要な場合は火災区域又は火災区画の再設定を行う。</p>	<p>(3) 火災区域又は火災区画の再設定                      火災区域又は火災区画への機器等の新設等、必要な場合は火災区域又は火災区画の再設定を行う。</p>	<p>【大飯】  <b>■記載内容の相違</b>                      (女川実績の反映)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>2.4. 火災区域又は火災区画の設定並びに重大事故等対処施設の配置</p> <p>「2.3. 火災区域又は火災区画の設定要領」に従って設定した火災区域又は火災区画及び重大事故等対処施設の配置を添付資料1に示す。</p> <p>以上から、重大事故等対処施設について、火災防護対策を設置許可基準規則第八条に基づき実施する施設と、第四十一条に基づき実施する施設とに分類した上で、火災区域を設定している。よって、設置許可基準規則第四十一条への適合のために必要な重大事故等対処施設の抽出並びに火災区域又は火災区画の設定がなされているものとする。</p>	<p>2.4. 火災区域又は火災区画の設定並びに重大事故等対処施設の配置</p> <p>「2.3. 火災区域又は火災区画の設定要領」に従って設定した火災区域又は火災区画及び重大事故等対処施設の配置を添付資料1に示す。</p> <p>以上から、重大事故等対処施設について、火災防護対策を設置許可基準規則第八条に基づき実施する施設と、第四十一条に基づき実施する施設とに分類した上で、火災区域を設定している。よって、設置許可基準規則第四十一条への適合のために必要な重大事故等対処施設の抽出並びに火災区域又は火災区画の設定がなされているものとする。</p>	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■記載内容の相違 (女川実績の反映)</li> <li>【大飯】</li> <li>■記載内容の相違 (女川実績の反映)</li> <li>【女川】</li> <li>■設備の相違</li> </ul>
	 <p>第41-3-3図 重大事故等対処施設の配置図</p>	 <p>第41-3-3図 重大事故等対処施設の配置図</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																																						
添付資料3	添付資料1	添付資料1	【女川】 ■設備名称の相違																																																																																																																																																																																																																						
重大事故等対処施設一覧表及び火災区域・区画図	女川原子力発電所 2号炉 重大事故等対処施設の配置図	泊発電所 3号炉 重大事故等対処施設の配置図	【大飯】 ■記載方針の相違 (女川実績の反映) 一覧表については資料41-2の添付資料にて記載している。																																																																																																																																																																																																																						
<p>重大事故等対処施設一覧表</p> <p>添付資料3</p> <p>火災区域・火災区域(区画)一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>番号</th> <th>名称</th> <th>設備名称</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>火災区域</td> <td>8号1-3</td> <td>Aディゼル発電機室</td> <td>ディーゼル発電機</td> <td>基準別記 第八号炉設置</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">火災区域</td> <td rowspan="3">8号1-4</td> <td rowspan="3">B保安設備室</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>基準別記 第八号炉設置</td> </tr> <tr> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>基準別記 第八号炉設置</td> </tr> <tr> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>基準別記 第八号炉設置</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">火災区域</td> <td rowspan="3">8号1-5</td> <td rowspan="3">A保安設備室</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>基準別記 第八号炉設置</td> </tr> <tr> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>基準別記 第八号炉設置</td> </tr> <tr> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>基準別記 第八号炉設置</td> </tr> <tr> <td>火災区域</td> <td>8号1-6</td> <td>Aディゼル発電機室</td> <td>ディーゼル発電機</td> <td>基準別記 第八号炉設置</td> </tr> <tr> <td>火災区域</td> <td>8号1-7</td> <td>タービン駆動機給水ポンプ室</td> <td>タービン駆動機給水ポンプ</td> <td>基準別記 第八号炉設置</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">火災区域</td> <td rowspan="2">8号2-1</td> <td rowspan="2">B保安設備室</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>基準別記 第八号炉設置</td> </tr> <tr> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>基準別記 第八号炉設置</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">火災区域</td> <td rowspan="2">8号2-2</td> <td rowspan="2">A保安設備室</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>基準別記 第八号炉設置</td> </tr> <tr> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>基準別記 第八号炉設置</td> </tr> <tr> <td>火災区域</td> <td>8号2-3</td> <td>自電動機給水ポンプ室</td> <td>電動機給水ポンプ</td> <td>基準別記 第八号炉設置</td> </tr> <tr> <td>火災区域</td> <td>8号2-4</td> <td>自電動機給水ポンプ室</td> <td>電動機給水ポンプ</td> <td>基準別記 第八号炉設置</td> </tr> <tr> <td>火災区域</td> <td>8号2-5</td> <td>A保安設備室</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>基準別記 第八号炉設置</td> </tr> <tr> <td>火災区域</td> <td>8号2-7</td> <td>B保安設備室</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>基準別記 第八号炉設置</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">火災区域</td> <td rowspan="2">8号2-8</td> <td rowspan="2">B保安設備室</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>基準別記 第八号炉設置</td> </tr> <tr> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>基準別記 第八号炉設置</td> </tr> <tr> <td>火災区域</td> <td>8号2-10</td> <td>C保安設備室</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>基準別記 第八号炉設置</td> </tr> <tr> <td>火災区域</td> <td>8号2-11</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>基準別記 第八号炉設置</td> </tr> <tr> <td>火災区域</td> <td>8号2-13</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>基準別記 第八号炉設置</td> </tr> <tr> <td>火災区域</td> <td>8号2-14</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>基準別記 第八号炉設置</td> </tr> <tr> <td>火災区域</td> <td>8号2-15</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>基準別記 第八号炉設置</td> </tr> <tr> <td>火災区域</td> <td>8号2-16</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>基準別記 第八号炉設置</td> </tr> <tr> <td>火災区域</td> <td>8号2-17</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>基準別記 第八号炉設置</td> </tr> <tr> <td>火災区域</td> <td>8号2-18</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>基準別記 第八号炉設置</td> </tr> <tr> <td>火災区域</td> <td>8号2-19</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>基準別記 第八号炉設置</td> </tr> <tr> <td>火災区域</td> <td>8号2-20</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>基準別記 第八号炉設置</td> </tr> <tr> <td>火災区域</td> <td>8号2-21</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>基準別記 第八号炉設置</td> </tr> <tr> <td>火災区域</td> <td>8号2-22</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>基準別記 第八号炉設置</td> </tr> <tr> <td>火災区域</td> <td>8号2-23</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>基準別記 第八号炉設置</td> </tr> <tr> <td>火災区域</td> <td>8号2-24</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>基準別記 第八号炉設置</td> </tr> <tr> <td>火災区域</td> <td>8号2-25</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>基準別記 第八号炉設置</td> </tr> <tr> <td>火災区域</td> <td>8号2-26</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>基準別記 第八号炉設置</td> </tr> <tr> <td>火災区域</td> <td>8号2-27</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>基準別記 第八号炉設置</td> </tr> <tr> <td>火災区域</td> <td>8号2-28</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>基準別記 第八号炉設置</td> </tr> <tr> <td>火災区域</td> <td>8号2-29</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>基準別記 第八号炉設置</td> </tr> <tr> <td>火災区域</td> <td>8号2-30</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>基準別記 第八号炉設置</td> </tr> <tr> <td>火災区域</td> <td>8号2-31</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>基準別記 第八号炉設置</td> </tr> <tr> <td>火災区域</td> <td>8号2-32</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>基準別記 第八号炉設置</td> </tr> <tr> <td>火災区域</td> <td>8号2-33</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>基準別記 第八号炉設置</td> </tr> <tr> <td>火災区域</td> <td>8号2-34</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>基準別記 第八号炉設置</td> </tr> <tr> <td>火災区域</td> <td>8号2-35</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>基準別記 第八号炉設置</td> </tr> <tr> <td>火災区域</td> <td>8号2-36</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>基準別記 第八号炉設置</td> </tr> <tr> <td>火災区域</td> <td>8号2-37</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>基準別記 第八号炉設置</td> </tr> </tbody> </table>	区分	番号	名称	設備名称	備考	火災区域	8号1-3	Aディゼル発電機室	ディーゼル発電機	基準別記 第八号炉設置	火災区域	8号1-4	B保安設備室	燃料貯蔵タンク	基準別記 第八号炉設置	燃料貯蔵タンク	基準別記 第八号炉設置	燃料貯蔵タンク	基準別記 第八号炉設置	火災区域	8号1-5	A保安設備室	燃料貯蔵タンク	基準別記 第八号炉設置	燃料貯蔵タンク	基準別記 第八号炉設置	燃料貯蔵タンク	基準別記 第八号炉設置	火災区域	8号1-6	Aディゼル発電機室	ディーゼル発電機	基準別記 第八号炉設置	火災区域	8号1-7	タービン駆動機給水ポンプ室	タービン駆動機給水ポンプ	基準別記 第八号炉設置	火災区域	8号2-1	B保安設備室	燃料貯蔵タンク	基準別記 第八号炉設置	燃料貯蔵タンク	基準別記 第八号炉設置	火災区域	8号2-2	A保安設備室	燃料貯蔵タンク	基準別記 第八号炉設置	燃料貯蔵タンク	基準別記 第八号炉設置	火災区域	8号2-3	自電動機給水ポンプ室	電動機給水ポンプ	基準別記 第八号炉設置	火災区域	8号2-4	自電動機給水ポンプ室	電動機給水ポンプ	基準別記 第八号炉設置	火災区域	8号2-5	A保安設備室	燃料貯蔵タンク	基準別記 第八号炉設置	火災区域	8号2-7	B保安設備室	燃料貯蔵タンク	基準別記 第八号炉設置	火災区域	8号2-8	B保安設備室	燃料貯蔵タンク	基準別記 第八号炉設置	燃料貯蔵タンク	基準別記 第八号炉設置	火災区域	8号2-10	C保安設備室	燃料貯蔵タンク	基準別記 第八号炉設置	火災区域	8号2-11	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	基準別記 第八号炉設置	火災区域	8号2-13	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	基準別記 第八号炉設置	火災区域	8号2-14	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	基準別記 第八号炉設置	火災区域	8号2-15	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	基準別記 第八号炉設置	火災区域	8号2-16	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	基準別記 第八号炉設置	火災区域	8号2-17	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	基準別記 第八号炉設置	火災区域	8号2-18	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	基準別記 第八号炉設置	火災区域	8号2-19	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	基準別記 第八号炉設置	火災区域	8号2-20	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	基準別記 第八号炉設置	火災区域	8号2-21	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	基準別記 第八号炉設置	火災区域	8号2-22	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	基準別記 第八号炉設置	火災区域	8号2-23	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	基準別記 第八号炉設置	火災区域	8号2-24	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	基準別記 第八号炉設置	火災区域	8号2-25	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	基準別記 第八号炉設置	火災区域	8号2-26	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	基準別記 第八号炉設置	火災区域	8号2-27	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	基準別記 第八号炉設置	火災区域	8号2-28	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	基準別記 第八号炉設置	火災区域	8号2-29	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	基準別記 第八号炉設置	火災区域	8号2-30	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	基準別記 第八号炉設置	火災区域	8号2-31	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	基準別記 第八号炉設置	火災区域	8号2-32	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	基準別記 第八号炉設置	火災区域	8号2-33	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	基準別記 第八号炉設置	火災区域	8号2-34	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	基準別記 第八号炉設置	火災区域	8号2-35	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	基準別記 第八号炉設置	火災区域	8号2-36	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	基準別記 第八号炉設置	火災区域	8号2-37	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	基準別記 第八号炉設置	<p>火災防護対象機器</p> <p>【T.P. 10.3m】</p> <p>A-格納容器再循環ポンプ水位 (築域) (III) ※DB兼SA設備          B-格納容器再循環ポンプ水位 (築域) (IV) ※DB兼SA設備          A-格納容器再循環ポンプ水位 (広域) (III) ※DB兼SA設備          B-格納容器再循環ポンプ水位 (広域) (IV) ※DB兼SA設備          A-ループ1次冷却材流量 (I)          A-ループ1次冷却材流量 (II)          A-ループ1次冷却材流量 (III)          A-ループ1次冷却材流量 (IV)          B-ループ1次冷却材流量 (I)          B-ループ1次冷却材流量 (II)          B-ループ1次冷却材流量 (III)          B-ループ1次冷却材流量 (IV)          C-ループ1次冷却材流量 (I)          C-ループ1次冷却材流量 (II)          C-ループ1次冷却材流量 (III)          C-ループ1次冷却材流量 (IV)          A-冷熱除去ポンプ入口 CV 内蔵離弁          B-冷熱除去ポンプ入口 CV 内蔵離弁          (S.A) 格納容器水蒸気イナジェナタ          (S.A) 格納容器水蒸気イナジェナタ</p>	<p>原子炉格納容器</p> <p>1 CV 3-01</p>	<p>【女川】 ■記載方針の相違 (女川実績の反映) 一覧表については資料41-2の添付資料にて記載している。</p> <p>【大飯】 ■記載方針の相違 火災区域・区画一覧表を追記しているため、記載が相違している(記載の充実化；着色せず)</p>
区分	番号	名称	設備名称	備考																																																																																																																																																																																																																					
火災区域	8号1-3	Aディゼル発電機室	ディーゼル発電機	基準別記 第八号炉設置																																																																																																																																																																																																																					
火災区域	8号1-4	B保安設備室	燃料貯蔵タンク	基準別記 第八号炉設置																																																																																																																																																																																																																					
			燃料貯蔵タンク	基準別記 第八号炉設置																																																																																																																																																																																																																					
			燃料貯蔵タンク	基準別記 第八号炉設置																																																																																																																																																																																																																					
火災区域	8号1-5	A保安設備室	燃料貯蔵タンク	基準別記 第八号炉設置																																																																																																																																																																																																																					
			燃料貯蔵タンク	基準別記 第八号炉設置																																																																																																																																																																																																																					
			燃料貯蔵タンク	基準別記 第八号炉設置																																																																																																																																																																																																																					
火災区域	8号1-6	Aディゼル発電機室	ディーゼル発電機	基準別記 第八号炉設置																																																																																																																																																																																																																					
火災区域	8号1-7	タービン駆動機給水ポンプ室	タービン駆動機給水ポンプ	基準別記 第八号炉設置																																																																																																																																																																																																																					
火災区域	8号2-1	B保安設備室	燃料貯蔵タンク	基準別記 第八号炉設置																																																																																																																																																																																																																					
			燃料貯蔵タンク	基準別記 第八号炉設置																																																																																																																																																																																																																					
火災区域	8号2-2	A保安設備室	燃料貯蔵タンク	基準別記 第八号炉設置																																																																																																																																																																																																																					
			燃料貯蔵タンク	基準別記 第八号炉設置																																																																																																																																																																																																																					
火災区域	8号2-3	自電動機給水ポンプ室	電動機給水ポンプ	基準別記 第八号炉設置																																																																																																																																																																																																																					
火災区域	8号2-4	自電動機給水ポンプ室	電動機給水ポンプ	基準別記 第八号炉設置																																																																																																																																																																																																																					
火災区域	8号2-5	A保安設備室	燃料貯蔵タンク	基準別記 第八号炉設置																																																																																																																																																																																																																					
火災区域	8号2-7	B保安設備室	燃料貯蔵タンク	基準別記 第八号炉設置																																																																																																																																																																																																																					
火災区域	8号2-8	B保安設備室	燃料貯蔵タンク	基準別記 第八号炉設置																																																																																																																																																																																																																					
			燃料貯蔵タンク	基準別記 第八号炉設置																																																																																																																																																																																																																					
火災区域	8号2-10	C保安設備室	燃料貯蔵タンク	基準別記 第八号炉設置																																																																																																																																																																																																																					
火災区域	8号2-11	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	基準別記 第八号炉設置																																																																																																																																																																																																																					
火災区域	8号2-13	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	基準別記 第八号炉設置																																																																																																																																																																																																																					
火災区域	8号2-14	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	基準別記 第八号炉設置																																																																																																																																																																																																																					
火災区域	8号2-15	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	基準別記 第八号炉設置																																																																																																																																																																																																																					
火災区域	8号2-16	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	基準別記 第八号炉設置																																																																																																																																																																																																																					
火災区域	8号2-17	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	基準別記 第八号炉設置																																																																																																																																																																																																																					
火災区域	8号2-18	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	基準別記 第八号炉設置																																																																																																																																																																																																																					
火災区域	8号2-19	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	基準別記 第八号炉設置																																																																																																																																																																																																																					
火災区域	8号2-20	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	基準別記 第八号炉設置																																																																																																																																																																																																																					
火災区域	8号2-21	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	基準別記 第八号炉設置																																																																																																																																																																																																																					
火災区域	8号2-22	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	基準別記 第八号炉設置																																																																																																																																																																																																																					
火災区域	8号2-23	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	基準別記 第八号炉設置																																																																																																																																																																																																																					
火災区域	8号2-24	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	基準別記 第八号炉設置																																																																																																																																																																																																																					
火災区域	8号2-25	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	基準別記 第八号炉設置																																																																																																																																																																																																																					
火災区域	8号2-26	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	基準別記 第八号炉設置																																																																																																																																																																																																																					
火災区域	8号2-27	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	基準別記 第八号炉設置																																																																																																																																																																																																																					
火災区域	8号2-28	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	基準別記 第八号炉設置																																																																																																																																																																																																																					
火災区域	8号2-29	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	基準別記 第八号炉設置																																																																																																																																																																																																																					
火災区域	8号2-30	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	基準別記 第八号炉設置																																																																																																																																																																																																																					
火災区域	8号2-31	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	基準別記 第八号炉設置																																																																																																																																																																																																																					
火災区域	8号2-32	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	基準別記 第八号炉設置																																																																																																																																																																																																																					
火災区域	8号2-33	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	基準別記 第八号炉設置																																																																																																																																																																																																																					
火災区域	8号2-34	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	基準別記 第八号炉設置																																																																																																																																																																																																																					
火災区域	8号2-35	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	基準別記 第八号炉設置																																																																																																																																																																																																																					
火災区域	8号2-36	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	基準別記 第八号炉設置																																																																																																																																																																																																																					
火災区域	8号2-37	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	基準別記 第八号炉設置																																																																																																																																																																																																																					
<p>添付資料3</p> <p>重大事故等対処施設一覧表及び火災区域・区画図</p>	<p>添付資料1</p> <p>女川原子力発電所 2号炉 重大事故等対処施設の配置図</p>	<p>添付資料1</p> <p>泊発電所 3号炉 重大事故等対処施設の配置図</p>	<p>相違理由</p>																																																																																																																																																																																																																						

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
				分類		【大飯】 ■記載方針の相違 (女川実績の反映) 一覧表については資料41-2の添付資料にて記載している。 【女川】 ■記載方針の相違 火災区域・区画一覧表を追記しているため、記載が相違している(記載の充実化：着色せず)
				火災防護対象機器	(SA) 原子炉下部キャビティ水位 【T.P.17.Sm】 加圧器水位 (I) ※DB 兼 SA 設備 加圧器水位 (II) ※DB 兼 SA 設備 加圧器水位 (III) 加圧器水位 (IV) A-蒸気発生器水位 (広域) (I) ※DB 兼 SA 設備 B-蒸気発生器水位 (広域) (II) ※DB 兼 SA 設備 C-蒸気発生器水位 (広域) (III) ※DB 兼 SA 設備 A-制御用空気原子炉格納容器内供給弁 B-制御用空気原子炉格納容器内供給弁 A-ループ1 次冷母材圧力 (III) ※DB 兼 SA 設備 C-ループ1 次冷母材圧力 (IV) ※DB 兼 SA 設備 A-余熱除去冷却器出口 CV 内側逆弁弁 B-余熱除去冷却器出口 CV 内側逆弁弁 A-ループ高圧側低圧注入ライン止め弁 高圧側高圧注入 A ライン止め弁 高圧側高圧注入 B ライン止め弁 出力順家中性子束 (N41) ※DB 兼 SA 設備 出力順家中性子束 (N42) ※DB 兼 SA 設備 出力順家中性子束 (N43) ※DB 兼 SA 設備	
				区域・区画名称		
				区域・区画番号		
				No.		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
				分類		<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違                      (女川実績の反映)</p> <p>一覧表については資料41-2の添付資料にて記載している。</p> <p>【女川】</p> <p>■記載方針の相違                      火災区域・区画一覧表を追記しているため、記載が相違している(記載の充実化：着色せず)</p>
大飯設備	C/F 3-1	原子炉格納容器		火災防護対象機器	出力領域中性子束 (N44) ※DB兼SA設備	
大飯設備	C/F 3-14	原子炉格納容器排水ポンプ室 (3号機)		出力領域中性子束 (N35) ※DB兼SA設備	中間領域中性子束 (N36) ※DB兼SA設備	
大飯設備	C/F 3-17	原子炉格納容器排水ポンプ室-2 (3号機)		(SA) 原子炉格納容器内水素処理装置	(SA) 原子炉格納容器内水素処理装置監視装置	
大飯設備	C/F 3-18	D安全設備管理装置 (3号機)		(SA) 格納容器水位	(SA) 格納容器水位	
大飯設備	C/F 3-17	D蓄電池室 (3号機)		(SA) 原子炉格納容器内水素処理装置	(SA) 原子炉格納容器内水素処理装置	
大飯設備	C/F 3-18	A蓄電池室 (3号機)		(SA) 格納容器水素イグナイター	(SA) 格納容器水素イグナイター	
大飯設備	C/F 3-18	中央制御室		(SA) 格納容器水位	(SA) 格納容器水位	
大飯設備	C/F 3-18	A1圧力継電器室 (3号機)		【T.P. 17.8m 中間床】	【T.P. 17.8m 中間床】	
大飯設備	C/F 3-11	炉室機室 (3号機)		余熱除去Aライン入口止め弁	余熱除去Aライン入口止め弁	
大飯設備	C/F 3-1	空調データセンター		A-ループ1次冷却材高温側温度 (広域) (I) ※DB兼SA設備	A-ループ1次冷却材高温側温度 (広域) (I) ※DB兼SA設備	
				B-ループ1次冷却材高温側温度 (広域) (I) ※DB兼SA設備	B-ループ1次冷却材高温側温度 (広域) (I) ※DB兼SA設備	
				C-ループ1次冷却材高温側温度 (狭域) (I)	C-ループ1次冷却材高温側温度 (狭域) (I)	
				A-ループ1次冷却材高温側温度 (狭域) (II)	A-ループ1次冷却材高温側温度 (狭域) (II)	
				B-ループ1次冷却材高温側温度 (狭域) (III)	B-ループ1次冷却材高温側温度 (狭域) (III)	
				C-ループ1次冷却材高温側温度 (狭域) (IV)	C-ループ1次冷却材高温側温度 (狭域) (IV)	
				A-ループ1次冷却材低温側温度 (狭域) (I)	A-ループ1次冷却材低温側温度 (狭域) (I)	
				B-ループ1次冷却材低温側温度 (狭域) (II)	B-ループ1次冷却材低温側温度 (狭域) (II)	
				C-ループ1次冷却材低温側温度 (狭域) (III)	C-ループ1次冷却材低温側温度 (狭域) (III)	

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉				女川原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉				相違理由	
区分	番号	品名	設備名称	区分	番号	品名	設備名称	区分	番号	品名	設備名称	相違理由	相違理由
大飯	2E301	空調ダクトリレーア-2	中央制御室空調ファン	大飯	2E301	空調ダクトリレーア-2	中央制御室空調ファン	大飯	2E301	空調ダクトリレーア-2	中央制御室空調ファン		
大飯	2E302	中央制御室非常用電源ユニットA	中央制御室非常用電源ユニットA	大飯	2E302	中央制御室非常用電源ユニットA	中央制御室非常用電源ユニットA	大飯	2E302	中央制御室非常用電源ユニットA	中央制御室非常用電源ユニットA		
大飯	67E-1	緊急時発電機	緊急時発電機システム	大飯	67E-1	緊急時発電機	緊急時発電機システム	大飯	67E-1	緊急時発電機	緊急時発電機システム		
大飯	2E303	機水ポンプ室	機水ポンプ	大飯	2E303	機水ポンプ室	機水ポンプ	大飯	2E303	機水ポンプ室	機水ポンプ		
大飯	2E304	3号A-D圧力容器加熱タンク	燃料油加熱タンク	大飯	2E304	3号B-D圧力容器加熱タンク	燃料油加熱タンク	大飯	2E304	3号A-D圧力容器加熱タンク	燃料油加熱タンク		
大飯	2E305	3号B-D圧力容器加熱タンク	燃料油加熱タンク	大飯	2E305	3号A-D圧力容器加熱タンク	燃料油加熱タンク	大飯	2E305	3号B-D圧力容器加熱タンク	燃料油加熱タンク		
大飯	2E306	蒸気タンク3A	蒸気タンク	大飯	2E306	蒸気タンク3B	蒸気タンク	大飯	2E306	蒸気タンク3A	蒸気タンク		
大飯	2E307	蒸気タンク3B	蒸気タンク	大飯	2E307	蒸気タンク3A	蒸気タンク	大飯	2E307	蒸気タンク3B	蒸気タンク		
大飯	2E308	4号A-D圧力容器加熱タンク	燃料油加熱タンク	大飯	2E308	4号B-D圧力容器加熱タンク	燃料油加熱タンク	大飯	2E308	4号A-D圧力容器加熱タンク	燃料油加熱タンク		
大飯	2E309	4号B-D圧力容器加熱タンク	燃料油加熱タンク	大飯	2E309	4号A-D圧力容器加熱タンク	燃料油加熱タンク	大飯	2E309	4号B-D圧力容器加熱タンク	燃料油加熱タンク		
大飯	2E310	蒸気タンク4A	蒸気タンク	大飯	2E310	蒸気タンク4B	蒸気タンク	大飯	2E310	蒸気タンク4A	蒸気タンク		
大飯	2E311	3号B型炉内非常用発電機室	炉内非常用発電機室	大飯	2E311	3号A型炉内非常用発電機室	炉内非常用発電機室	大飯	2E311	3号B型炉内非常用発電機室	炉内非常用発電機室		
大飯	2E312	3号A型炉内非常用発電機室	炉内非常用発電機室	大飯	2E312	3号B型炉内非常用発電機室	炉内非常用発電機室	大飯	2E312	3号A型炉内非常用発電機室	炉内非常用発電機室		
大飯	2E313	4号B型炉内非常用発電機室	炉内非常用発電機室	大飯	2E313	4号A型炉内非常用発電機室	炉内非常用発電機室	大飯	2E313	4号B型炉内非常用発電機室	炉内非常用発電機室		
大飯	2E314	4号A型炉内非常用発電機室	炉内非常用発電機室	大飯	2E314	4号B型炉内非常用発電機室	炉内非常用発電機室	大飯	2E314	4号A型炉内非常用発電機室	炉内非常用発電機室		
													【大飯】 ■記載方針の相違 (女川実績の反映) 一覧表については資料41-2の添付資料にて記載している。
													【女川】 ■記載方針の相違 火災区域・区画一覧表を追記しているため、記載が相違している(記載の充実化：着色せず)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由																																																																																																																			
<p>大飯4号炉</p> <p>重大事故等対処施設一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>大 火 災 種 ( 区 画 )</th> <th>設 備 名 称</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大飯1区画</td> <td>8/9 1-23</td> <td>Aディーゼル発電機室</td> <td>ディーゼル発電機</td> <td>基準値別 個人乗降設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">大飯1区画</td> <td rowspan="3">8/9 1-24</td> <td rowspan="3">B安全監視室</td> <td>格納容器スライディング</td> <td>基準値別 個人乗降設備</td> </tr> <tr> <td>格納容器スライディング</td> <td>基準値別 個人乗降設備</td> </tr> <tr> <td>格納容器スライディング入口扉</td> <td>基準値別 個人乗降設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">大飯1区画</td> <td rowspan="3">8/9 1-25</td> <td rowspan="3">A安全監視室</td> <td>格納容器スライディング</td> <td>基準値別 個人乗降設備</td> </tr> <tr> <td>格納容器スライディング入口扉</td> <td>基準値別 個人乗降設備</td> </tr> <tr> <td>格納容器スライディング</td> <td>基準値別 個人乗降設備</td> </tr> <tr> <td>大飯1区画</td> <td>8/9 1-26</td> <td>Aディーゼル発電機室</td> <td>ディーゼル発電機</td> <td>基準値別 個人乗降設備</td> </tr> <tr> <td>大飯1区画</td> <td>8/9 1-27</td> <td>タービン駆動格納容器ポンプ室</td> <td>タービン駆動格納容器ポンプ</td> <td>基準値別 個人乗降設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">大飯1区画</td> <td rowspan="3">8/9 2-21</td> <td rowspan="3">B安全監視室</td> <td>格納容器スライディング</td> <td>基準値別 個人乗降設備</td> </tr> <tr> <td>格納容器スライディング</td> <td>基準値別 個人乗降設備</td> </tr> <tr> <td>格納容器スライディング入口扉</td> <td>基準値別 個人乗降設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">大飯1区画</td> <td rowspan="3">8/9 2-22</td> <td rowspan="3">A安全監視室</td> <td>格納容器スライディング</td> <td>基準値別 個人乗降設備</td> </tr> <tr> <td>格納容器スライディング入口扉</td> <td>基準値別 個人乗降設備</td> </tr> <tr> <td>格納容器スライディング</td> <td>基準値別 個人乗降設備</td> </tr> <tr> <td>大飯1区画</td> <td>8/9 2-23</td> <td>B電動格納容器ポンプ室</td> <td>電動格納容器ポンプ</td> <td>基準値別 個人乗降設備</td> </tr> <tr> <td>大飯1区画</td> <td>8/9 2-24</td> <td>A電動格納容器ポンプ室</td> <td>電動格納容器ポンプ</td> <td>基準値別 個人乗降設備</td> </tr> <tr> <td>大飯1区画</td> <td>8/9 2-27</td> <td>A充てんポンプ室</td> <td>充てんポンプ</td> <td>基準値別 個人乗降設備</td> </tr> <tr> <td>大飯1区画</td> <td>8/9 2-28</td> <td>B充てんポンプ室</td> <td>充てんポンプ</td> <td>基準値別 個人乗降設備</td> </tr> <tr> <td>大飯1区画</td> <td>8/9 2-29</td> <td>C充てんポンプ室</td> <td>充てんポンプ</td> <td>基準値別 個人乗降設備</td> </tr> <tr> <td>大飯1区画</td> <td>8/9 2-30</td> <td>はり動ポンプ・はり動ポンプ室</td> <td>はり動ポンプ</td> <td>基準値別 個人乗降設備</td> </tr> <tr> <td>大飯1区画</td> <td>8/9 2-31</td> <td>はり動ポンプ</td> <td>はり動ポンプ</td> <td>基準値別 個人乗降設備</td> </tr> <tr> <td>大飯1区画</td> <td>8/9 3-11</td> <td>燃料貯蔵庫水ドレコックアップ</td> <td>燃料貯蔵庫水ドレコックアップ</td> <td>基準値別 個人乗降設備</td> </tr> <tr> <td>大飯1区画</td> <td>8/9 3-12</td> <td>原子炉ドレコックアップ</td> <td>原子炉ドレコックアップ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大飯1区画</td> <td>8/9 3-14</td> <td>格納容器格納容器ポンプ室</td> <td>格納容器格納容器ポンプ</td> <td>基準値別 個人乗降設備</td> </tr> <tr> <td>大飯1区画</td> <td>8/9 3-16</td> <td>格納容器格納容器ポンプ室</td> <td>格納容器格納容器ポンプ</td> <td>基準値別 個人乗降設備</td> </tr> <tr> <td>大飯1区画</td> <td>8/9 3-18</td> <td>格納容器格納容器ポンプ室</td> <td>格納容器格納容器ポンプ</td> <td>基準値別 個人乗降設備</td> </tr> </tbody> </table>				区分	大 火 災 種 ( 区 画 )	設 備 名 称	備 考	大飯1区画	8/9 1-23	Aディーゼル発電機室	ディーゼル発電機	基準値別 個人乗降設備	大飯1区画	8/9 1-24	B安全監視室	格納容器スライディング	基準値別 個人乗降設備	格納容器スライディング	基準値別 個人乗降設備	格納容器スライディング入口扉	基準値別 個人乗降設備	大飯1区画	8/9 1-25	A安全監視室	格納容器スライディング	基準値別 個人乗降設備	格納容器スライディング入口扉	基準値別 個人乗降設備	格納容器スライディング	基準値別 個人乗降設備	大飯1区画	8/9 1-26	Aディーゼル発電機室	ディーゼル発電機	基準値別 個人乗降設備	大飯1区画	8/9 1-27	タービン駆動格納容器ポンプ室	タービン駆動格納容器ポンプ	基準値別 個人乗降設備	大飯1区画	8/9 2-21	B安全監視室	格納容器スライディング	基準値別 個人乗降設備	格納容器スライディング	基準値別 個人乗降設備	格納容器スライディング入口扉	基準値別 個人乗降設備	大飯1区画	8/9 2-22	A安全監視室	格納容器スライディング	基準値別 個人乗降設備	格納容器スライディング入口扉	基準値別 個人乗降設備	格納容器スライディング	基準値別 個人乗降設備	大飯1区画	8/9 2-23	B電動格納容器ポンプ室	電動格納容器ポンプ	基準値別 個人乗降設備	大飯1区画	8/9 2-24	A電動格納容器ポンプ室	電動格納容器ポンプ	基準値別 個人乗降設備	大飯1区画	8/9 2-27	A充てんポンプ室	充てんポンプ	基準値別 個人乗降設備	大飯1区画	8/9 2-28	B充てんポンプ室	充てんポンプ	基準値別 個人乗降設備	大飯1区画	8/9 2-29	C充てんポンプ室	充てんポンプ	基準値別 個人乗降設備	大飯1区画	8/9 2-30	はり動ポンプ・はり動ポンプ室	はり動ポンプ	基準値別 個人乗降設備	大飯1区画	8/9 2-31	はり動ポンプ	はり動ポンプ	基準値別 個人乗降設備	大飯1区画	8/9 3-11	燃料貯蔵庫水ドレコックアップ	燃料貯蔵庫水ドレコックアップ	基準値別 個人乗降設備	大飯1区画	8/9 3-12	原子炉ドレコックアップ	原子炉ドレコックアップ		大飯1区画	8/9 3-14	格納容器格納容器ポンプ室	格納容器格納容器ポンプ	基準値別 個人乗降設備	大飯1区画	8/9 3-16	格納容器格納容器ポンプ室	格納容器格納容器ポンプ	基準値別 個人乗降設備	大飯1区画	8/9 3-18	格納容器格納容器ポンプ室	格納容器格納容器ポンプ	基準値別 個人乗降設備	<p>中性子降層域中性子束 (NS2) ※DB 兼 SA 設備</p> <p>A-高圧タンク出口弁 ※DB 兼 SA 設備</p> <p>B-蓄圧タンク出口弁 ※DB 兼 SA 設備</p> <p>C-蓄圧タンク出口弁 ※DB 兼 SA 設備</p> <p>(SA) 格納容器水素イグナイター</p> <p>(SA) 格納容器水素イグナイター温度監視装置</p> <p>[T.P. 40.3m]</p> <p>A-加圧器減し弁 ※DB 兼 SA 設備</p> <p>B-加圧器減し弁 ※DB 兼 SA 設備</p> <p>A-加圧器減し弁 元弁</p> <p>B-加圧器減し弁 元弁</p> <p>A-格納容器内温度 (III) ※DB 兼 SA 設備</p> <p>B-格納容器内温度 (IV) ※DB 兼 SA 設備</p> <p>A-格納容器高圧レンジエリニアモニタ (高圧レンジ) (III) ※DB 兼 SA 設備</p> <p>B-格納容器高圧レンジエリニアモニタ (高圧レンジ) (IV) ※DB 兼 SA 設備</p> <p>A-格納容器高圧レンジエリニアモニタ (低圧レンジ) (III) ※DB 兼 SA 設備</p> <p>B-格納容器高圧レンジエリニアモニタ (低圧レンジ) (IV) ※DB 兼 SA 設備</p> <p>(SA) C-格納容器再循環ユニット</p>		<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映)</p> <p>一覧表については資料41-2の添付資料にて記載している。</p> <p>【女川】</p> <p>■記載方針の相違</p> <p>火災区域・区画一覧表を追記しているため、記載が相違している (記載の充実化：着色せず)</p>
区分	大 火 災 種 ( 区 画 )	設 備 名 称	備 考																																																																																																																						
大飯1区画	8/9 1-23	Aディーゼル発電機室	ディーゼル発電機	基準値別 個人乗降設備																																																																																																																					
大飯1区画	8/9 1-24	B安全監視室	格納容器スライディング	基準値別 個人乗降設備																																																																																																																					
			格納容器スライディング	基準値別 個人乗降設備																																																																																																																					
			格納容器スライディング入口扉	基準値別 個人乗降設備																																																																																																																					
大飯1区画	8/9 1-25	A安全監視室	格納容器スライディング	基準値別 個人乗降設備																																																																																																																					
			格納容器スライディング入口扉	基準値別 個人乗降設備																																																																																																																					
			格納容器スライディング	基準値別 個人乗降設備																																																																																																																					
大飯1区画	8/9 1-26	Aディーゼル発電機室	ディーゼル発電機	基準値別 個人乗降設備																																																																																																																					
大飯1区画	8/9 1-27	タービン駆動格納容器ポンプ室	タービン駆動格納容器ポンプ	基準値別 個人乗降設備																																																																																																																					
大飯1区画	8/9 2-21	B安全監視室	格納容器スライディング	基準値別 個人乗降設備																																																																																																																					
			格納容器スライディング	基準値別 個人乗降設備																																																																																																																					
			格納容器スライディング入口扉	基準値別 個人乗降設備																																																																																																																					
大飯1区画	8/9 2-22	A安全監視室	格納容器スライディング	基準値別 個人乗降設備																																																																																																																					
			格納容器スライディング入口扉	基準値別 個人乗降設備																																																																																																																					
			格納容器スライディング	基準値別 個人乗降設備																																																																																																																					
大飯1区画	8/9 2-23	B電動格納容器ポンプ室	電動格納容器ポンプ	基準値別 個人乗降設備																																																																																																																					
大飯1区画	8/9 2-24	A電動格納容器ポンプ室	電動格納容器ポンプ	基準値別 個人乗降設備																																																																																																																					
大飯1区画	8/9 2-27	A充てんポンプ室	充てんポンプ	基準値別 個人乗降設備																																																																																																																					
大飯1区画	8/9 2-28	B充てんポンプ室	充てんポンプ	基準値別 個人乗降設備																																																																																																																					
大飯1区画	8/9 2-29	C充てんポンプ室	充てんポンプ	基準値別 個人乗降設備																																																																																																																					
大飯1区画	8/9 2-30	はり動ポンプ・はり動ポンプ室	はり動ポンプ	基準値別 個人乗降設備																																																																																																																					
大飯1区画	8/9 2-31	はり動ポンプ	はり動ポンプ	基準値別 個人乗降設備																																																																																																																					
大飯1区画	8/9 3-11	燃料貯蔵庫水ドレコックアップ	燃料貯蔵庫水ドレコックアップ	基準値別 個人乗降設備																																																																																																																					
大飯1区画	8/9 3-12	原子炉ドレコックアップ	原子炉ドレコックアップ																																																																																																																						
大飯1区画	8/9 3-14	格納容器格納容器ポンプ室	格納容器格納容器ポンプ	基準値別 個人乗降設備																																																																																																																					
大飯1区画	8/9 3-16	格納容器格納容器ポンプ室	格納容器格納容器ポンプ	基準値別 個人乗降設備																																																																																																																					
大飯1区画	8/9 3-18	格納容器格納容器ポンプ室	格納容器格納容器ポンプ	基準値別 個人乗降設備																																																																																																																					
No.		No.		No.																																																																																																																					
区域・区画番号		区域・区画番号		区域・区画番号																																																																																																																					
区域・区画名称		区域・区画名称		区域・区画名称																																																																																																																					
分類		分類		分類																																																																																																																					





泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料41-3 添付資料3 泊発電所3号炉 重大事故等対処施設の配置図)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>番号</th> <th>名称</th> <th>設置場所</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>大飯記録</td><td>CY303</td><td>原子炉格納容器</td><td>原子炉格納容器</td><td></td></tr> <tr><td>大飯記録</td><td>CB102</td><td>原子炉格納容器排水ポンプ第1 (4号機)</td><td>原子炉格納容器排水ポンプ</td><td>基準規則 第八条付録第2条</td></tr> <tr><td>大飯記録</td><td>CB104</td><td>原子炉格納容器排水ポンプ第2 (4号機)</td><td>原子炉格納容器排水ポンプ</td><td>基準規則 第八条付録第2条</td></tr> <tr><td>大飯記録</td><td>CB101</td><td>安全設備用電源装置 (4号機)</td><td>安全設備用電源装置</td><td>基準規則 第八条付録第2条</td></tr> <tr><td>大飯記録</td><td>CB102</td><td>A電源装置 (4号機)</td><td>電源装置 (安全設備用)</td><td>基準規則 第八条付録第2条</td></tr> <tr><td>大飯記録</td><td>CB103</td><td>A電源装置 (4号機)</td><td>電源装置 (安全設備用)</td><td>基準規則 第八条付録第2条</td></tr> <tr><td>大飯記録</td><td>CB104</td><td>A1電源装置及び補助機 (4号機)</td><td>A1電源装置</td><td>基準規則 第八条付録第2条</td></tr> <tr><td>大飯記録</td><td>CB104</td><td>安全設備用電源装置 (4号機)</td><td>安全設備用電源装置</td><td>基準規則 第八条付録第2条</td></tr> </tbody> </table>		区分	番号	名称	設置場所	備考	大飯記録	CY303	原子炉格納容器	原子炉格納容器		大飯記録	CB102	原子炉格納容器排水ポンプ第1 (4号機)	原子炉格納容器排水ポンプ	基準規則 第八条付録第2条	大飯記録	CB104	原子炉格納容器排水ポンプ第2 (4号機)	原子炉格納容器排水ポンプ	基準規則 第八条付録第2条	大飯記録	CB101	安全設備用電源装置 (4号機)	安全設備用電源装置	基準規則 第八条付録第2条	大飯記録	CB102	A電源装置 (4号機)	電源装置 (安全設備用)	基準規則 第八条付録第2条	大飯記録	CB103	A電源装置 (4号機)	電源装置 (安全設備用)	基準規則 第八条付録第2条	大飯記録	CB104	A1電源装置及び補助機 (4号機)	A1電源装置	基準規則 第八条付録第2条	大飯記録	CB104	安全設備用電源装置 (4号機)	安全設備用電源装置	基準規則 第八条付録第2条			<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>火災防護対象機器</td><td>B-高圧注入ポンプ出口流量 (B) ※DB兼SA設備 余熱除去Bライン流量 (V) ※DB兼SA設備 (SA) B-格納容器スプレッド冷却器出口積算流量 (AM用)</td> </tr> <tr><td>その他</td><td>—</td></tr> <tr><td>その他</td><td>—</td></tr> <tr><td>その他</td><td>—</td></tr> <tr><td>その他</td><td>—</td></tr> <tr><td>その他</td><td>—</td></tr> <tr><td>A-高圧注入ポンプ第1ミニフロー弁 A-高圧注入ポンプ第2ミニフロー弁 A-余熱除去ポンプRWSP側入口弁 A-余熱除去ポンプRWSP/再循環サンブ側入口弁 A-余熱除去ポンプミニフロー弁 A-高圧注入ポンプ燃料冷却器用水ピット側入口弁 (SA) A-余熱除去ポンプ入口弁 B-高圧注入ポンプ第1ミニフロー弁 B-高圧注入ポンプ第2ミニフロー弁 B-余熱除去ポンプRWSP側入口弁 B-余熱除去ポンプRWSP/再循環サンブ側入口弁</td></tr> </tbody> </table>		区分	内容	火災防護対象機器	B-高圧注入ポンプ出口流量 (B) ※DB兼SA設備 余熱除去Bライン流量 (V) ※DB兼SA設備 (SA) B-格納容器スプレッド冷却器出口積算流量 (AM用)	その他	—	その他	—	その他	—	その他	—	その他	—	A-高圧注入ポンプ第1ミニフロー弁 A-高圧注入ポンプ第2ミニフロー弁 A-余熱除去ポンプRWSP側入口弁 A-余熱除去ポンプRWSP/再循環サンブ側入口弁 A-余熱除去ポンプミニフロー弁 A-高圧注入ポンプ燃料冷却器用水ピット側入口弁 (SA) A-余熱除去ポンプ入口弁 B-高圧注入ポンプ第1ミニフロー弁 B-高圧注入ポンプ第2ミニフロー弁 B-余熱除去ポンプRWSP側入口弁 B-余熱除去ポンプRWSP/再循環サンブ側入口弁	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■記載方針の相違 (女川実績の反映)</li> </ul> <p>一覧表については資料41-2の添付資料にて記載している。</p> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■記載方針の相違</li> </ul> <p>火災区域・区画一覧表を追記しているため、記載が相違している (記載の充実化：着色せず)</p>
区分	番号	名称	設置場所	備考																																																														
大飯記録	CY303	原子炉格納容器	原子炉格納容器																																																															
大飯記録	CB102	原子炉格納容器排水ポンプ第1 (4号機)	原子炉格納容器排水ポンプ	基準規則 第八条付録第2条																																																														
大飯記録	CB104	原子炉格納容器排水ポンプ第2 (4号機)	原子炉格納容器排水ポンプ	基準規則 第八条付録第2条																																																														
大飯記録	CB101	安全設備用電源装置 (4号機)	安全設備用電源装置	基準規則 第八条付録第2条																																																														
大飯記録	CB102	A電源装置 (4号機)	電源装置 (安全設備用)	基準規則 第八条付録第2条																																																														
大飯記録	CB103	A電源装置 (4号機)	電源装置 (安全設備用)	基準規則 第八条付録第2条																																																														
大飯記録	CB104	A1電源装置及び補助機 (4号機)	A1電源装置	基準規則 第八条付録第2条																																																														
大飯記録	CB104	安全設備用電源装置 (4号機)	安全設備用電源装置	基準規則 第八条付録第2条																																																														
区分	内容																																																																	
火災防護対象機器	B-高圧注入ポンプ出口流量 (B) ※DB兼SA設備 余熱除去Bライン流量 (V) ※DB兼SA設備 (SA) B-格納容器スプレッド冷却器出口積算流量 (AM用)																																																																	
その他	—																																																																	
その他	—																																																																	
その他	—																																																																	
その他	—																																																																	
その他	—																																																																	
A-高圧注入ポンプ第1ミニフロー弁 A-高圧注入ポンプ第2ミニフロー弁 A-余熱除去ポンプRWSP側入口弁 A-余熱除去ポンプRWSP/再循環サンブ側入口弁 A-余熱除去ポンプミニフロー弁 A-高圧注入ポンプ燃料冷却器用水ピット側入口弁 (SA) A-余熱除去ポンプ入口弁 B-高圧注入ポンプ第1ミニフロー弁 B-高圧注入ポンプ第2ミニフロー弁 B-余熱除去ポンプRWSP側入口弁 B-余熱除去ポンプRWSP/再循環サンブ側入口弁																																																																		
No.	区域・区画番号	区域・区画名称	火災防護対象機器	火災防護対象機器	火災防護対象機器																																																													
9	A/B 2-01-3	冷却材貯蔵タンク室、使用済樹脂貯蔵タンク室、廃液貯蔵ピット、ほう酸回収装置、給水ポンプ室及び廃液給水ポンプ室	—	—	—																																																													
10	A/B 2-01-4	工作室	—	—	—																																																													
11	A/B 2-01-5	原子炉補助建屋6.3m通路部	—	—	—																																																													
12	A/B 2-01-6	原子炉補助建屋ハロンガス31ポンプ庫	—	—	—																																																													
13	A/B 2-01-7	廃液貯蔵ピット室	—	—	—																																																													
14	A/B 2-02	安全系ポンプバypass室、格納容器スプレッド冷却器室及び余熱除去ポンプ冷却器室	—	—	—																																																													

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
No.	区域・区画番号	区域・区画名称	火災防護対象機器	分類		
15	A/B 2-04	放射線管理エリア	B-余熱除去ポンプミニフロー弁	その他		
16	A/B 2-05-1	高、低レベル放射化学室	B-高圧注入ポンプ燃料取扱用水ピット側入口弁	その他		
17	A/B 2-05-2	放射能測定室	(SA) B-余熱除去ポンプ入口弁	その他		
18	A/B 3-01-1	原子炉補助建屋10.3m 廊下部	充てんポンプ入口燃料取扱用水ピット側入口弁 A 充てんポンプ入口燃料取扱用水ピット側入口弁 B (SA) 緊急ほうげん注入弁	A トレン		
19	A/B 3-01-2	ほうげん回収装置		その他		
20	A/B 3-01-3	配管エリア		その他		
21	A/B 3-03	A-充てんポンプ室	A-充てんポンプ室DB兼SA設備	A トレン		
22	A/B 3-04	B-充てんポンプ室	B-充てんポンプ室DB兼SA設備	A トレン		
23	A/B 3-05	C-充てんポンプ室	C-充てんポンプ室DB兼SA設備	B トレン		
24	A/B 3-07-1	常用系インバスタータ室及び通路	(SA) 代替格納容器スプレイポンプ出口機器庫庫	SA		
25	A/B 3-07-2	常用系蓄電池室		その他		
26	A/B 3-08	A-安全補機閉鎖室	A-補助建屋直分電盤 A1-原子炉コントロールセンター A2-原子炉コントロールセンター ソレノイド分電盤トレン A1 ソレノイド分電盤トレン A2 A1-バワ-コントロールセンター A2-バワ-コントロールセンター	A トレン		【女川・大飯】 ■記載方針の相違 火災区域・区画一覧表を追記しているため、記載が相違している(記載の充実化：着色せず)

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r. 4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料41-3 添付資料3 泊発電所3号炉 重大事故等対処施設の配置図)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
						【女川・大飯】 ■記載方針の相違 火災区域・区画一覧表を追記しているため、記載が相違している(記載の充実化：着色せず)
No.	区域・区画番号	区域・区画名称	火災防護対象機器	分類		
27	A/B-3-06	B-安全補機間閉器室	A-直流コントローラールセクタ茶DB兼SA設備 A-直流コントローラールセクタ母線電圧茶DB兼SA設備 6-3A 母線電圧茶DB兼SA設備 A-6.6kVメタクラ茶DB兼SA設備 A-充電器盤 A-計装用インバータ C-計装用インバータ A-計装用交流電源切替器盤 A1-計装用交流分電盤 A2-計装用交流分電盤 C-計装用交流電源切替器盤 C1-計装用交流分電盤 C2-計装用交流分電盤 B-補助建屋直流分電盤 B1-原子炉コントローラールセクタ B2-原子炉コントローラールセクタ B3-原子炉コントローラールセクタ B1+バフ→コントローラールセクタ B2+バフ→コントローラールセクタ B-直流コントローラールセクタ茶DB兼SA設備 B-直流コントローラールセクタ茶DB兼SA設備 6-3B 母線電圧茶DB兼SA設備	Bトレン		

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
No.	区域・区画番号	区域・区画名称	火災防護対象機器	分類		
28	AB 3-10	A:安全系蓄電池室	B-6.6kVメタケラ容DB兼SA設備	Aトレン		<p>【女川・大飯】</p> <p>■記載方針の相違</p> <p>火災区域・区画一覧表を追記しているため、記載が相違している(記載の充実化：着色せず)</p>
29	AB 3-11	B:安全系蓄電池室	B-充電器盤	Bトレン		
30	AB 3-12	後備蓄電池(2)室	B-計装用インバータ	SA		
31	AB 3-13	後備蓄電池(1)室	D-計装用インバータ	SA		
32	AB 4-01-1	原子炉補助建屋 17.8m 通路部(管理区域)	B-計装用交流電源切替器盤	Aトレン		
33	AB 4-01-2	フィルタバルブ室及び各フィルタ室	B1-計装用交流分電盤	その他		
34	AB 4-01-3	代物所内電気設備要圧器室	B2-計装用交流分電盤	SA		
35	AB 4-01-4	濃縮廃液タンク室、濃縮廃液ポンプ室、濃縮廃液タンクバルブ室、各取組塔室及び取組塔バルブ室	D-計装用交流電源切替器盤	その他		
36	AB 4-01-5	体積制御タンク室及び体積制御タンク	D1-計装用交流分電盤	その他		
			D2-計装用交流分電盤	その他		
			A-蓄電池容DB兼SA設備	その他		
			B-蓄電池容DB兼SA設備	その他		
			(SA) A:後備蓄電池	その他		
			(SA) B:後備蓄電池	その他		
			A:ほう線タンク水位(Ⅰ)※DB兼SA設備	その他		
			B:ほう線タンク水位(Ⅱ)※DB兼SA設備	その他		
			(SA) 代物所内電気設備分電盤	その他		
			(SA) 代物所内電気設備要圧器室	その他		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料41-3 添付資料3 泊発電所3号炉 重大事故等対処施設の配置図)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
No.	区域・区画番号	区域・区画名称	火災防護対象機器	分類		
37	A/B 4-01-6	クハルプ室 安全系補機ハルプ室	—	その他		
38	A/B 4-01-7	ほう酸注入タンク室	ほう酸注入タンク入口弁 A ほう酸注入タンク入口弁 B	A トレン		
39	A/B 4-01-8	汚浄廃水濃縮処理タンク室	—	その他		
40	A/B 4-02-1	A:ほう酸ポンプ室	A:ほう酸ポンプ	A トレン		
41	A/B 4-02-2	B:ほう酸ポンプ室	B:ほう酸ポンプ	B トレン		
42	A/B 4-04-1	原子炉補助建屋 17.8m 通路部(非管理区域)	—	その他		
43	A/B 4-04-2	1次系補機操作室、プロセス計算機室、常用系計装装置室及び1次系補機計算機室	—	その他		
44	A/B 4-04-3	プロセス計算機室	(SA) データ収集計算機 (SA) ERSS 伝送サーバ	SA		
45	A/B 4-04-4	常用系計装装置室	—	その他		
46	A/B 4-05	中央制御室	運転コントロール (SA) 中央制御室 (SA) 原子炉トリップスイッチ (SA) 緊急電話設備 (固定型) (SA) 無線連絡設備 (固定型)	A トレン		
47	A/B 4-06	運転員控室	—	その他		
48	A/B 4-07	A-安全系計装装置室	原子炉安全係保護盤 (チャンネルⅠ) 原子炉安全係保護盤 (チャンネルⅢ)	A トレン		
<p>【女川・大飯】</p> <p>■記載方針の相違</p> <p>火災区域・区画一覧表を追記しているため、記載が相違している(記載の充実化：着色せず)</p>						

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料41-3 添付資料3 泊発電所3号炉 重大事故等対処施設の配置図)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
No.	区域・区画番号	区域・区画名称	火災防護対象機器	分類		
49	A/B 4-08	B-安全系計装盤室	安全系現用制御監視盤 (トレン A グループ1) 安全系現用制御監視盤 (トレン A グループ2) 安全系現用制御監視盤 (トレン A グループ3) 工学的安全施設作動盤 (トレン A) 安全系マルチプロセッサ (トレン A) 安全系 FDP プロセッサ (トレン A) (運転用) 原子炉安全保護盤 (チャンネルⅡ) 原子炉安全保護盤 (チャンネルⅣ) 安全系現用制御監視盤 (トレン B グループ1) 安全系現用制御監視盤 (トレン B グループ2) 安全系現用制御監視盤 (トレン B グループ3) 工学的安全施設作動盤 (トレン B) 安全系マルチプロセッサ (トレン B) 安全系 FDP プロセッサ (トレン B) (運転用) (SA) 非重要因素障害予警盤 (自動制御盤) (ATWS 緩和設備)	B トレン		
50	A/B 4-09	会議室、PA室及び倉庫	—	その他		
51	A/B 4-10	資料室	—	その他		
52	A/B 4-11	フロアクーブールダクト	—	その他		
53	A/B 5-01	原子炉補助建屋 24.8m 通路部	(SA) 代替格納容器スプレイホップ変圧器盤	SA		
54	A/B 5-02	中央制御室非常用情報フィロタユニット室	(SA) 中央制御室非常用情報フィロタユニット	SA		
55	A/B 5-03	試料採取室排気フィロタユニット室	—	その他		
56	A/B 5-04-1	非管理区域空調機器室及び外気取入	(SA) A-中央制御室給気ファン	SA		

【女川・大飯】  
 ■記載方針の相違  
 火災区域・区画一覧表を追記しているため、記載が相違している (記載の充実化：着色せず)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
No.	区域・区画番号	区域・区画名称	火災防護対象機器	分類		【女川・大飯】 ■記載方針の相違 火災区域・区画一覧表を追記しているため、記載が相違している (記載の充実化：着色せず)
57	M/B 5-04-2	ガタリ	(SA) A-中央制御室給気ユニット	その他		
58	M/B 6-01	原子炉補助建屋気取入ガタリ室	(SA) A-中央制御室給気ユニット	その他		
59	M/B 6-03	トランクアアクセスエリア	(SA) A-中央制御室給気ユニット	その他		
60	M/B 6-04	ドラム缶搬出入口エリア及び副蒸タ	(SA) A-中央制御室非常用循環ファン	その他		
61	M/B 7-01	1次系粘性ロータタンク室	(SA) A-中央制御室非常用循環ファン	その他		
62	M/B-AG	AG 階段室	(SA) B-中央制御室給気ファン	その他		
63	M/B-C	原子炉補助建屋Cエレベータ	(SA) B-中央制御室給気ユニット	その他		
64	M/B-D	A-A 階段室	(SA) B-中央制御室給気ユニット	その他		
65	M/B-G	G ドラム缶リフト	(SA) B-中央制御室給気ファン	その他		
66	M/B-I	A-F 階段室	(SA) B-中央制御室非常用循環ファン	その他		
67	M/B-J	A-D 階段室		その他		
68	M/B-R	R タクトスペース		その他		
69	M/B-T	T タクトスペース		その他		
70	M/B-U	A-E 階段室		その他		
71	M/B-V	V タクトスペース		その他		



泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料41-3 添付資料3 泊発電所3号炉 重大事故等対処施設の配置図)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
No.	区域・区画番号	区域・区画名称	火災防慮対象機器	分類		【女川・大飯】 ■記載方針の相違 火災区域・区画一覧表を 追記しているため、記載 が相違している(記載の 充実化：着色せず)
72	R/B 2-01	A系原子炉補機冷却水ポンプ室	A・原子炉補機冷却水ポンプ※DB兼SA設備 B・原子炉補機冷却水ポンプ※DB兼SA設備 (SA) 原子炉補機冷却水ポンプ補機冷却水流量 (AM用) (SA) 原子炉補機冷却水供給母管流量 (AM用)	Aトレン		
73	R/B 2-02	B系原子炉補機冷却水ポンプ室	C・原子炉補機冷却水ポンプ※DB兼SA設備 D・原子炉補機冷却水ポンプ※DB兼SA設備 (SA) 原子炉補機冷却水ポンプ補機冷却水流量 (AM用) (SA) 原子炉補機冷却水供給母管流量 (AM用)	Bトレン		
74	R/B 2-03	CCW 配管スペース、非補機エリア及び倉庫	A・安全注入ポンプ再循環サンプリング個人入口 CV 外側隔離弁※DB兼SA設備 A・余熱除去ポンプ再循環サンプリング個人入口弁 B・安全注入ポンプ再循環サンプリング個人入口 CV 外側隔離弁※DB兼SA設備 B・余熱除去ポンプ再循環サンプリング個人入口弁	Aトレン		
75	R/B 3-01	A・制御用空気圧縮装置室	A・制御用空気圧縮機 A・制御用空気貯蔵装置 A・制御用空気Cヘッド供給弁 B・制御用空気Cヘッド供給弁	Aトレン		
76	R/B 3-02	B・制御用空気圧縮装置室	A・制御用空気主蒸気逃がし弁供給弁 B・制御用空気主蒸気逃がし弁供給弁 B・制御用空気圧縮機 B・制御用空気貯蔵装置	Bトレン		
77	R/B 3-03F1	タービン駆動補助給水ポンプ室	タービン駆動補助給水ポンプ※DB兼SA設備	Aトレン		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料41-3 添付資料3 泊発電所3号炉 重大事故等対処施設の配置図)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
No.	区域・区画番号	区域・区画名称	分類	設備	設備	
				タービン動補給水ポンプ計器室 タービン動補給水ポンプ駆動蒸気入口弁 A タービン動補給水ポンプ駆動蒸気入口弁 B B-補助給水ポンプ出口流量調節弁	タービン動補給水ポンプ計器室 タービン動補給水ポンプ駆動蒸気入口弁 A タービン動補給水ポンプ駆動蒸気入口弁 B B-補助給水ポンプ出口流量調節弁	
78	R/B 3-03-2	タービン動補給水ポンプ室給気ファン室、配管エリア及びブローダウンタンク室	その他	—	—	
79	R/B 3-04	A-電動補助給水ポンプ室	A-トレン	A-電動補助給水ポンプ※DB兼SA設備 A-補助給水ポンプ出口流量調節弁	A-電動補助給水ポンプ※DB兼SA設備 A-補助給水ポンプ出口流量調節弁	
80	R/B 3-05	B-電動補助給水ポンプ室	B-トレン	B-電動補助給水ポンプ※DB兼SA設備 C-補助給水ポンプ出口流量調節弁	B-電動補助給水ポンプ※DB兼SA設備 C-補助給水ポンプ出口流量調節弁	
81	R/B 3-06	A-中央制御室外原子炉停止盤室	A-トレン	A-中央制御室外原子炉停止盤	A-中央制御室外原子炉停止盤	
82	R/B 3-07	B-中央制御室外原子炉停止盤室	B-トレン	B-中央制御室外原子炉停止盤	B-中央制御室外原子炉停止盤	
83	R/B 3-08-1	原子炉建屋 10.3~33.1m 通廊部	B-トレン	A-補助給水ライン流量 (I) ※DB兼SA設備 B-補助給水ライン流量 (II) ※DB兼SA設備 C-補助給水ライン流量 (IV) ※DB兼SA設備 タービン動補給水ポンプ駆動蒸気トレン A 補助給水ポンプ出口流量調節弁駆動蒸気トレン A タービン動補給水ポンプ駆動蒸気トレン B 補助給水ポンプ出口流量調節弁駆動蒸気トレン B 補助給水ピット水位 (I) ※DB兼SA設備 補助給水ピット水位 (II) ※DB兼SA設備 A-主蒸気ライン圧力 (I)	A-補助給水ライン流量 (I) ※DB兼SA設備 B-補助給水ライン流量 (II) ※DB兼SA設備 C-補助給水ライン流量 (IV) ※DB兼SA設備 タービン動補給水ポンプ駆動蒸気トレン A 補助給水ポンプ出口流量調節弁駆動蒸気トレン A タービン動補給水ポンプ駆動蒸気トレン B 補助給水ポンプ出口流量調節弁駆動蒸気トレン B 補助給水ピット水位 (I) ※DB兼SA設備 補助給水ピット水位 (II) ※DB兼SA設備 A-主蒸気ライン圧力 (I)	【女川・大飯】 ■記載方針の相違 火災区域・区画一覧表を追記しているため、記載が相違している (記載の充実化：着色せず)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
No.	区域・区画番号	区域・区画名称	火災防護対象機器	分類		
84	RB 3-08-2	二酸化炭素ボンベ保管室	A・主蒸気ライン圧力 (II)	その他		【女川・大飯】 ■記載方針の相違 火災区域・区画一覧表を追記しているため、記載が相違している (記載の充実化：着色せず)
85	RB 3-08-3	1次冷却材ポンプ停機計測室	A・主蒸気ライン圧力 (III) ※DB 兼 SA 設備 A・主蒸気ライン圧力 (IV) ※DB 兼 SA 設備 B・主蒸気ライン圧力 (I)	その他		
86	RB 3-08-4	タービン動機補助給水ポンプ起動盤トレン A 及び補助給水ポンプ出口流量調節弁盤トレン A 室	B・主蒸気ライン圧力 (II) B・主蒸気ライン圧力 (III) ※DB 兼 SA 設備 B・主蒸気ライン圧力 (IV) ※DB 兼 SA 設備 C・主蒸気ライン圧力 (I)	A トレン	タービン動機補助給水ポンプ起動盤トレン A 補助給水ポンプ出口流量調節弁盤トレン A	
87	RB 3-09-1	原子炉建屋北側 10.8m 通路部	C・主蒸気ライン圧力 (II) C・主蒸気ライン圧力 (III) ※DB 兼 SA 設備 C・主蒸気ライン圧力 (IV) ※DB 兼 SA 設備 (SA) 代替格納容器スプレイポンプ	その他		
88	RB 3-09-2	倉庫		その他		
89	RB 3-09-3	使用済燃料ピットポンプ基及び使用済燃料ピット治漏部室		その他		
90	RB 3-09-4	倉庫		その他		
91	RB 3-10	A・ディーゼル発電機制御室		A トレン	A・ディーゼル発電機制御室	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r. 4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料41-3 添付資料3 泊発電所3号炉 重大事故等対処施設の配置図)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
No.	区域・区画番号	区域・区画名称	火災防護対象機器	分類		
92	R/B 3-11	B:ダイーゼル発電機制御機室	A:ダイーゼル発電機コントロールセンター B:ダイーゼル発電機コントロールセンター	B:トレン		
93	R/B 3-14-1	B:清水タンク室	—	その他		
94	R/B 3-14-2	A:清水タンク室	—	その他		
95	R/B 4-01	原子炉トリップリヤ断器器室	—	その他		
96	R/B 4-02-1	原子炉建屋 17.8m 連絡部及びアニュラス空気浄化ファン室	A:制御用空気 CV 外側隔離弁 B:制御用空気 CV 外側隔離弁 A:制御用空気ヘッダ圧力 (III) B:制御用空気ヘッダ圧力 (IV) 格納容器圧力 (III) ※DB 兼 SA 設備 格納容器圧力 (IV) ※DB 兼 SA 設備 充てんライン CV 外側隔離弁 充てんライン CV 外側止め弁 ほう酸注入タンク出口 CV 外側隔離弁 A ほう酸注入タンク出口 CV 外側隔離弁 B 余熱除去 A ライン CV 外側隔離弁 余熱除去 B ライン CV 外側隔離弁 (SA) A:アニュラス空気浄化ファン (SA) B:アニュラス空気浄化ファン	A:トレン		
97	R/B 4-02-2	非再生冷却器室及びサンブル冷却器室	—	その他		
98	R/B 4-02-3	使用済燃料ピット及び新燃料貯蔵庫	(SA) 使用済燃料ピット監視カメラ	SA		

【女川・大飯】  
 ■記載方針の相違  
 火災区域・区画一覧表を追記しているため、記載が相違している (記載の充実化：着色せず)

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料41-3 添付資料3 泊発電所3号炉 重大事故等対処施設の配置図)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
No.	区域・区画番号	区域・区画名称	区画名称	分類	相違理由	
		エリア		火災防慮対象機器		【女川・大飯】 ■記載方針の相違 火災区域・区画一覧表を 追記しているため、記載 が相違している (記載の 充実化：着色せず)
99	RB 4-02-4		1次冷卻材ポンプモータ駆動エリア	(SA) A-使用済燃料ピット水位 (AM 用)	その他	
100	RB 4-02-5		原子炉建屋ハロンガス33ポンプ庫	(SA) B-使用済燃料ピット水位 (AM 用)	その他	
101	RB 4-02-6		原子炉建屋ハロンガス34ポンプ庫	(SA) A-使用済燃料ピット温度 (AM 用)	その他	
102	RB 4-02-7		原子炉建屋トランクアクセスエリア、 定検資材倉庫他エリア	(SA) B-使用済燃料ピット温度 (AM 用)	その他	
103	RB 4-03		A-燃料油サービスタンク室	—	その他	
104	RB 4-04		制御体駆動装置電源室	A-燃料油サービスタンク室DB兼SA設備	Aトレン	
105	RB 4-05		B-燃料油サービスタンク室	—	その他	
106	RB 4-06		A-ディーゼル発電機室給気ファン室	B-燃料油サービスタンク室DB兼SA設備	Bトレン	
107	RB 4-07		B-ディーゼル発電機給気ファン室	—	その他	
108	RB 5-01-1		原子炉建屋24.8m 通路部	燃料原管用水ピット水位 (I) 室DB兼SA設備 燃料原管用水ピット水位 (II) 室DB兼SA設備 (SA) 格納容器雰囲気ガス採戻設備	Aトレン	
109	RB 5-01-2		燃料原管用水ピット	(SA) 格納容器圧力 (AM 用)	その他	
110	RB 5-01-3		補助給水ピット	—	その他	
111	RB 5-03		主蒸気管室	A-主蒸気渡し弁室DB兼SA設備 B-主蒸気渡し弁室DB兼SA設備 C-主蒸気渡し弁室DB兼SA設備	Aトレン	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料41-3 添付資料3 泊発電所3号炉 重大事故等対処施設の配置図)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
No.	区域・区画番号	区域・区画名称	火災防護対象機器	分類		
112	R/B-6-02	原子炉建屋33.1m 通路部	A-主蒸気速し弁元弁 B-主蒸気速し弁元弁 C-主蒸気速し弁元弁	その他		
113	R/B-7-01	原子炉建屋33.1m 通路部 格納容器排気設備設置エリア	A-補助給水隔離弁 B-補助給水隔離弁 C-補助給水隔離弁	その他		
114	R/B-7-02	原子炉建屋33.1m 通路部 アニュウラス空気浄化フィルタユニット室	タービン補助給水ポンプ駆動蒸気 B 主蒸気ライオン元弁 タービン補助給水ポンプ駆動蒸気 C 主蒸気ライオン元弁	SA	(SA) A:アニュウラス空気浄化フィルタユニット (SA) B:アニュウラス空気浄化フィルタユニット	
115	R/B-7-03	倉庫	—	その他		
116	R/B-7-04	原子炉建屋40.3m 通路部	—	その他		
117	R/B-8-01	原子炉建屋43.6m 通路部	—	その他		
118	R/B-8-02	原子炉補機冷却水サージタンク室	原子炉補機冷却水サージタンク水位 (III) ※DB兼SA設備 原子炉補機冷却水サージタンク水位 (IV) ※DB兼SA設備 (SA) 原子炉補機冷却水サージタンク	A トレン		
119	R/B-B	原子炉建屋 Bエレベータ	—	その他		
120	R/B-C	R-E 階設室	—	その他		
121	R/B-F	R-A 階設室	—	その他		
122	R/B-G	原子炉建屋 Gエレベータ	—	その他		
123	R/B-M	R-B 階設室	—	その他		

【女川・大飯】  
 ■記載方針の相違  
 火災区域・区画一覧表を追記しているため、記載が相違している (記載の充実化：着色せず)

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料41-3 添付資料3 泊発電所3号炉 重大事故等対処施設の配置図)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉			相違理由	
		No.	区域・区画番号	区域・区画名称	火災防護対象機器	分類
		124	R/B-R	R-D 階段室	—	その他
		125	R/B-S	R-C 階段室	—	その他

【女川・大飯】

■記載方針の相違

火災区域・区画一覧表を追記しているため、記載が相違している(記載の充実化：着色せず)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由																				
				<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">ディーゼル発電機建屋</th> <th colspan="2">火災防護対象機器</th> <th>分類</th> </tr> <tr> <th>No.</th> <th>区域・区画番号</th> <th>区域・区画名称</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>DG/B 2-01</td> <td>A-ディーゼル発電機室</td> <td>                     A-ディーゼル発電機密DB兼SA設備                      A-ディーゼル機関                      A-動弁注油ポンプ                      A-清水ポンプ                      A-潤滑油ポンプ                      A-燃料油循環ポンプ                      A-機関A列開始電動磁弁、A-機関B列開始電動磁弁                      A-機関停止第1電磁弁、A-機関停止第2電磁弁                      A-ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ※DB兼SA設備                      A-燃料油クーピスタタンク油面制御弁                      B-ディーゼル発電機密DB兼SA設備                      B-ディーゼル機関                      B-動弁注油ポンプ                      B-清水ポンプ                      B-潤滑油ポンプ                      B-燃料油循環ポンプ                      B-機関A列開始電動磁弁、B-機関B列開始電動磁弁                      B-機関停止第1電磁弁、B-機関停止第2電磁弁                      B-ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ※DB兼SA設備                      B-燃料油クーピスタタンク油面制御弁                 </td> <td>A トレン</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>DG/B 2-02</td> <td>B-ディーゼル発電機室</td> <td></td> <td>B トレン</td> </tr> </tbody> </table>		ディーゼル発電機建屋		火災防護対象機器		分類	No.	区域・区画番号	区域・区画名称			1	DG/B 2-01	A-ディーゼル発電機室	A-ディーゼル発電機密DB兼SA設備 A-ディーゼル機関 A-動弁注油ポンプ A-清水ポンプ A-潤滑油ポンプ A-燃料油循環ポンプ A-機関A列開始電動磁弁、A-機関B列開始電動磁弁 A-機関停止第1電磁弁、A-機関停止第2電磁弁 A-ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ※DB兼SA設備 A-燃料油クーピスタタンク油面制御弁 B-ディーゼル発電機密DB兼SA設備 B-ディーゼル機関 B-動弁注油ポンプ B-清水ポンプ B-潤滑油ポンプ B-燃料油循環ポンプ B-機関A列開始電動磁弁、B-機関B列開始電動磁弁 B-機関停止第1電磁弁、B-機関停止第2電磁弁 B-ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ※DB兼SA設備 B-燃料油クーピスタタンク油面制御弁	A トレン	2	DG/B 2-02	B-ディーゼル発電機室		B トレン	<p>【女川・大飯】</p> <p>■記載方針の相違</p> <p>火災区域・区画一覧表を追記しているため、記載が相違している(記載の充実化：着色せず)</p>
ディーゼル発電機建屋		火災防護対象機器		分類																						
No.	区域・区画番号	区域・区画名称																								
1	DG/B 2-01	A-ディーゼル発電機室	A-ディーゼル発電機密DB兼SA設備 A-ディーゼル機関 A-動弁注油ポンプ A-清水ポンプ A-潤滑油ポンプ A-燃料油循環ポンプ A-機関A列開始電動磁弁、A-機関B列開始電動磁弁 A-機関停止第1電磁弁、A-機関停止第2電磁弁 A-ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ※DB兼SA設備 A-燃料油クーピスタタンク油面制御弁 B-ディーゼル発電機密DB兼SA設備 B-ディーゼル機関 B-動弁注油ポンプ B-清水ポンプ B-潤滑油ポンプ B-燃料油循環ポンプ B-機関A列開始電動磁弁、B-機関B列開始電動磁弁 B-機関停止第1電磁弁、B-機関停止第2電磁弁 B-ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ※DB兼SA設備 B-燃料油クーピスタタンク油面制御弁	A トレン																						
2	DG/B 2-02	B-ディーゼル発電機室		B トレン																						



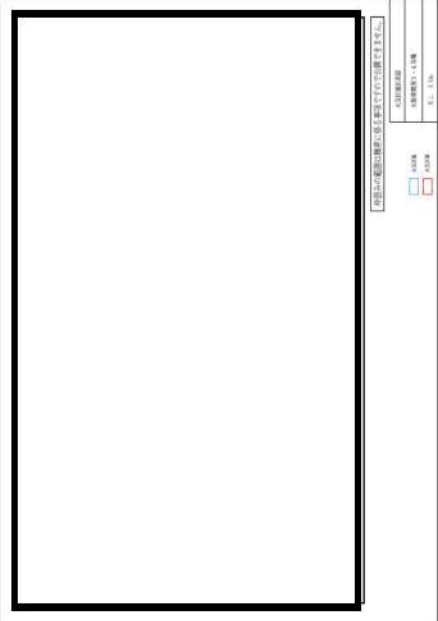



赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由																																													
				<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">循環水ポンプ建屋</th> <th>区域・区画名称</th> <th>火災防衛対象機器</th> <th>分類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>No.</td> <td>区域・区画番号</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>CWP/B 1-01</td> <td>A 系原子炉補機冷却海水ポンプエリア</td> <td>A・原子炉補機冷却海水ポンプ※DB兼SA設備 B・原子炉補機冷却海水ポンプ※DB兼SA設備</td> <td>A トレン</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>CWP/B 1-02-1</td> <td>海水管ダクトエリア</td> <td>—</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>CWP/B 1-02-2</td> <td>B 系原子炉補機冷却海水ポンプエリア</td> <td>C・原子炉補機冷却海水ポンプ※DB兼SA設備 D・原子炉補機冷却海水ポンプ※DB兼SA設備 A・原子炉補機冷却海水供給母管圧力計 B・原子炉補機冷却海水供給母管圧力計</td> <td>B トレン</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>CWP/B 1-02-3</td> <td>循環水ポンプ建屋ハロゲンガスC3ポン ペ庫</td> <td>—</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>CWP/B 1-02-4</td> <td>循環水ポンプ建屋ハロゲン自動消火設 備制御盤室</td> <td>—</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>CWP/B 1-03</td> <td>循環水ポンプエリア</td> <td>—</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>CWP/B 1-04</td> <td>操作エリア</td> <td>—</td> <td>その他</td> </tr> </tbody> </table>		循環水ポンプ建屋		区域・区画名称	火災防衛対象機器	分類	No.	区域・区画番号				1	CWP/B 1-01	A 系原子炉補機冷却海水ポンプエリア	A・原子炉補機冷却海水ポンプ※DB兼SA設備 B・原子炉補機冷却海水ポンプ※DB兼SA設備	A トレン	2	CWP/B 1-02-1	海水管ダクトエリア	—	その他	3	CWP/B 1-02-2	B 系原子炉補機冷却海水ポンプエリア	C・原子炉補機冷却海水ポンプ※DB兼SA設備 D・原子炉補機冷却海水ポンプ※DB兼SA設備 A・原子炉補機冷却海水供給母管圧力計 B・原子炉補機冷却海水供給母管圧力計	B トレン	4	CWP/B 1-02-3	循環水ポンプ建屋ハロゲンガスC3ポン ペ庫	—	その他	5	CWP/B 1-02-4	循環水ポンプ建屋ハロゲン自動消火設 備制御盤室	—	その他	6	CWP/B 1-03	循環水ポンプエリア	—	その他	7	CWP/B 1-04	操作エリア	—	その他	<p>【女川・大飯】</p> <p>■記載方針の相違</p> <p>火災区域・区画一覧表を追記しているため、記載が相違している(記載の充実化：着色せず)</p>
循環水ポンプ建屋		区域・区画名称	火災防衛対象機器	分類																																															
No.	区域・区画番号																																																		
1	CWP/B 1-01	A 系原子炉補機冷却海水ポンプエリア	A・原子炉補機冷却海水ポンプ※DB兼SA設備 B・原子炉補機冷却海水ポンプ※DB兼SA設備	A トレン																																															
2	CWP/B 1-02-1	海水管ダクトエリア	—	その他																																															
3	CWP/B 1-02-2	B 系原子炉補機冷却海水ポンプエリア	C・原子炉補機冷却海水ポンプ※DB兼SA設備 D・原子炉補機冷却海水ポンプ※DB兼SA設備 A・原子炉補機冷却海水供給母管圧力計 B・原子炉補機冷却海水供給母管圧力計	B トレン																																															
4	CWP/B 1-02-3	循環水ポンプ建屋ハロゲンガスC3ポン ペ庫	—	その他																																															
5	CWP/B 1-02-4	循環水ポンプ建屋ハロゲン自動消火設 備制御盤室	—	その他																																															
6	CWP/B 1-03	循環水ポンプエリア	—	その他																																															
7	CWP/B 1-04	操作エリア	—	その他																																															

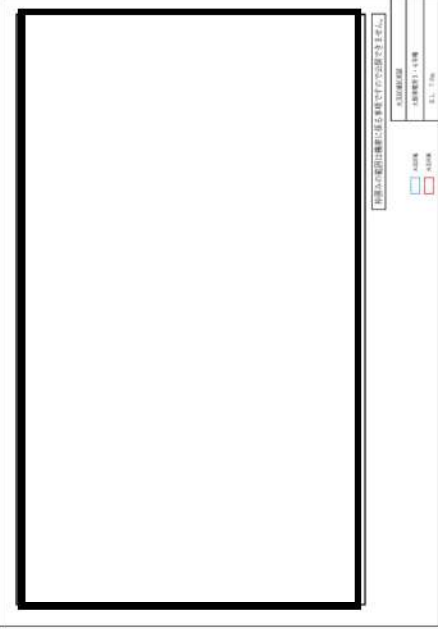


赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由																																								
				<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">屋外</th> <th colspan="2">火災防護対象機器</th> <th>分類</th> </tr> <tr> <th>No.</th> <th>区域・区画番号</th> <th>区域・区画名称</th> <th>火災防護対象機器</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>O/B 1-01</td> <td>A1,A2-燃料油貯油槽</td> <td>A1-燃料油貯油槽 A2-燃料油貯油槽</td> <td>A トレン</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>O/B 1-02</td> <td>B1,B2-燃料油貯油槽</td> <td>B1-燃料油貯油槽 B2-燃料油貯油槽</td> <td>B トレン</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>O/B 1-03</td> <td>緊急時対策所 (指揮所)</td> <td>(SA) 緊急時対策所 (指揮所) (SA) 衛星電話設備 (固定型) (SA) 衛星電話設備 (FAX) (SA) 無線連絡設備 (固定型) (SA) 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 (SA) テレビ会議システム (指揮所・待機所間) (SA) インターフォン (SA) テータ表示端末</td> <td>SA</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>O/B 1-04</td> <td>緊急時対策所 (待機所)</td> <td>(SA) 緊急時対策所 (待機所) (SA) テレビ会議システム (指揮所・待機所間) (SA) インターフォン</td> <td>SA</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>O/B 1-05</td> <td>代替非常用発電機エリア</td> <td>(SA) 代替非常用発電機</td> <td>SA</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>O/B 1-06</td> <td>燃料タンク (SA)</td> <td>(SA) 燃料タンク (SA) *【設置予定】</td> <td>SA</td> </tr> </tbody> </table>		屋外		火災防護対象機器		分類	No.	区域・区画番号	区域・区画名称	火災防護対象機器		1	O/B 1-01	A1,A2-燃料油貯油槽	A1-燃料油貯油槽 A2-燃料油貯油槽	A トレン	2	O/B 1-02	B1,B2-燃料油貯油槽	B1-燃料油貯油槽 B2-燃料油貯油槽	B トレン	3	O/B 1-03	緊急時対策所 (指揮所)	(SA) 緊急時対策所 (指揮所) (SA) 衛星電話設備 (固定型) (SA) 衛星電話設備 (FAX) (SA) 無線連絡設備 (固定型) (SA) 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 (SA) テレビ会議システム (指揮所・待機所間) (SA) インターフォン (SA) テータ表示端末	SA	4	O/B 1-04	緊急時対策所 (待機所)	(SA) 緊急時対策所 (待機所) (SA) テレビ会議システム (指揮所・待機所間) (SA) インターフォン	SA	5	O/B 1-05	代替非常用発電機エリア	(SA) 代替非常用発電機	SA	6	O/B 1-06	燃料タンク (SA)	(SA) 燃料タンク (SA) *【設置予定】	SA	<p>【女川・大飯】</p> <p>■記載方針の相違</p> <p>火災区域・区画一覧表を追記しているため、記載が相違している (記載の充実化：着色せず)</p>
屋外		火災防護対象機器		分類																																										
No.	区域・区画番号	区域・区画名称	火災防護対象機器																																											
1	O/B 1-01	A1,A2-燃料油貯油槽	A1-燃料油貯油槽 A2-燃料油貯油槽	A トレン																																										
2	O/B 1-02	B1,B2-燃料油貯油槽	B1-燃料油貯油槽 B2-燃料油貯油槽	B トレン																																										
3	O/B 1-03	緊急時対策所 (指揮所)	(SA) 緊急時対策所 (指揮所) (SA) 衛星電話設備 (固定型) (SA) 衛星電話設備 (FAX) (SA) 無線連絡設備 (固定型) (SA) 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 (SA) テレビ会議システム (指揮所・待機所間) (SA) インターフォン (SA) テータ表示端末	SA																																										
4	O/B 1-04	緊急時対策所 (待機所)	(SA) 緊急時対策所 (待機所) (SA) テレビ会議システム (指揮所・待機所間) (SA) インターフォン	SA																																										
5	O/B 1-05	代替非常用発電機エリア	(SA) 代替非常用発電機	SA																																										
6	O/B 1-06	燃料タンク (SA)	(SA) 燃料タンク (SA) *【設置予定】	SA																																										
<p>※ 燃料タンク (SA) については、今後の検討により変更となる可能性がある。</p>																																														

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

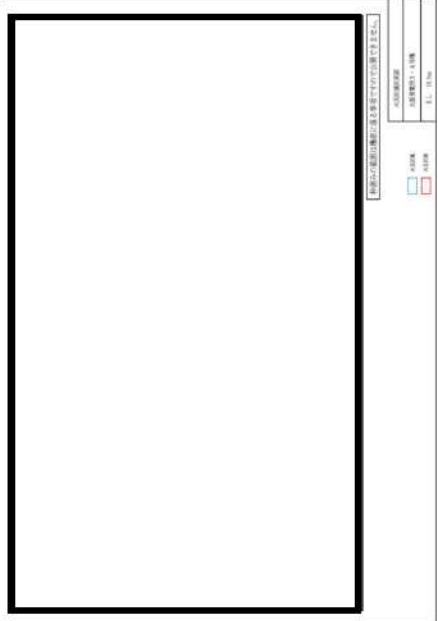

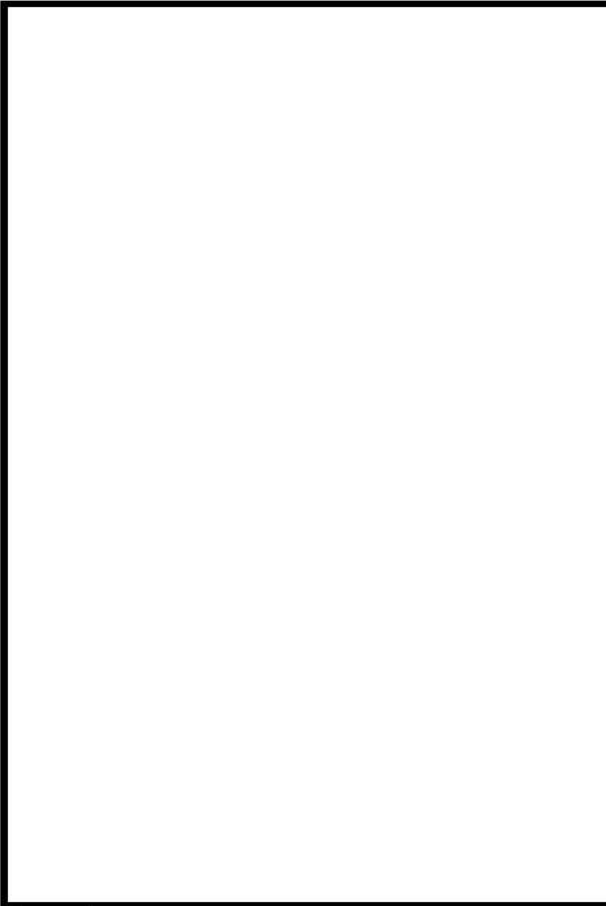
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【女川・大飯】                  ■設計の相違                  設備構成及び機器配置の相違。</p>
<p> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

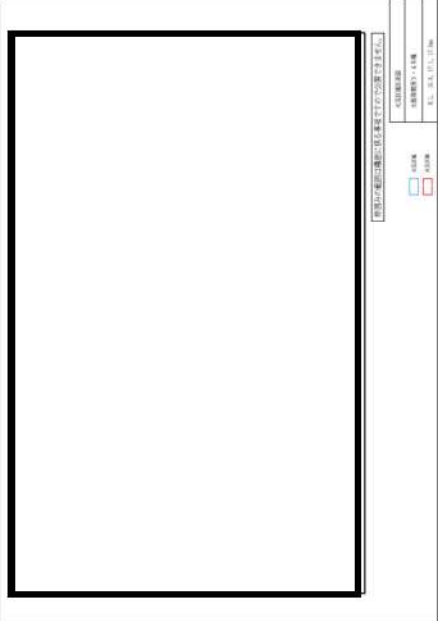


大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【女川・大飯】                  ■設計の相違                  設備構成及び機器配置の相違。</p>

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

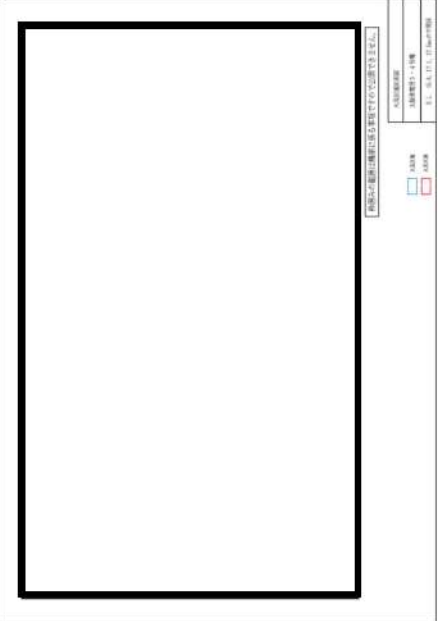


赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>図中の記号は、図中の機器の構造を示すものではありません。</p> <p>図中の記号は、図中の機器の構造を示すものではありません。</p>	 <p>図中の内容は機密機密の観点から公開できません。</p>	 <p>図中の内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>【女川・大飯】</p> <p>■設計の相違</p> <p>設備構成及び機器配置の相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

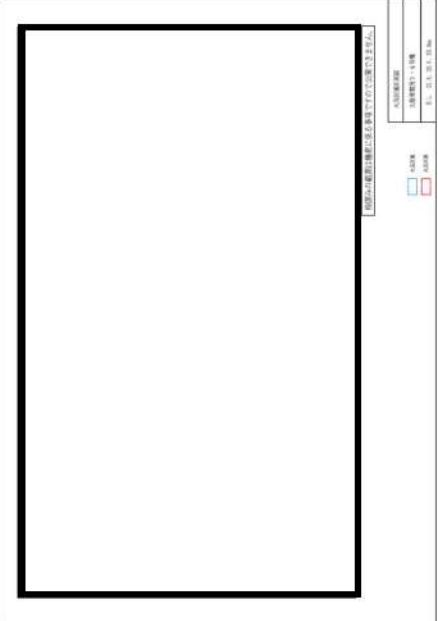


大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【女川・大飯】</p> <p>■設計の相違                      設備構成及び機器配置の相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【女川・大飯】</p> <p>■設計の相違                      設備構成及び機器配置の相違。</p>

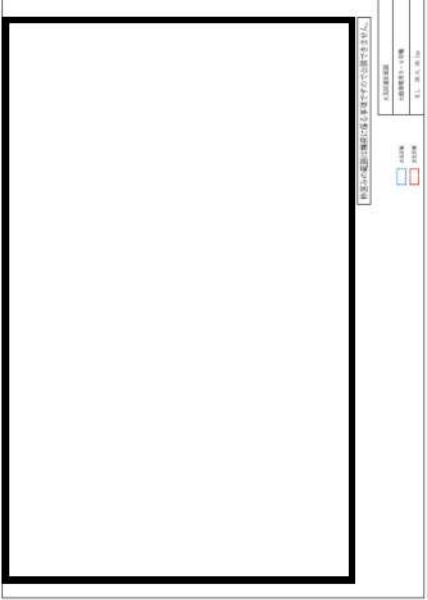
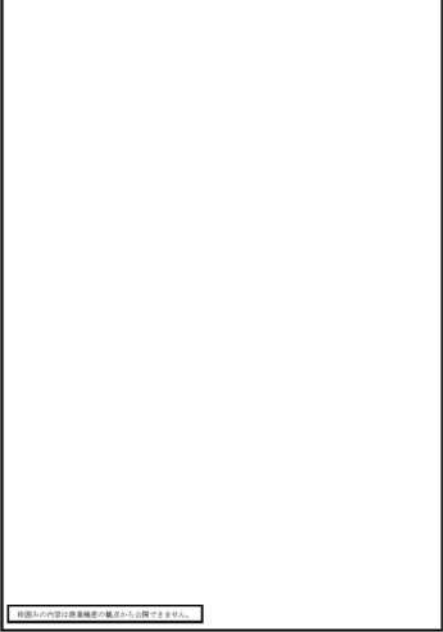
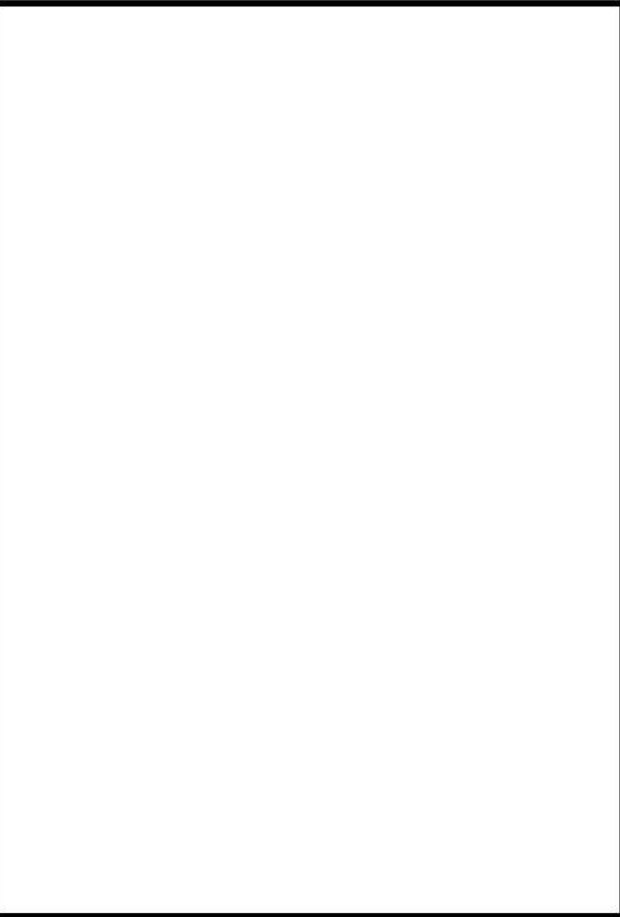
枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

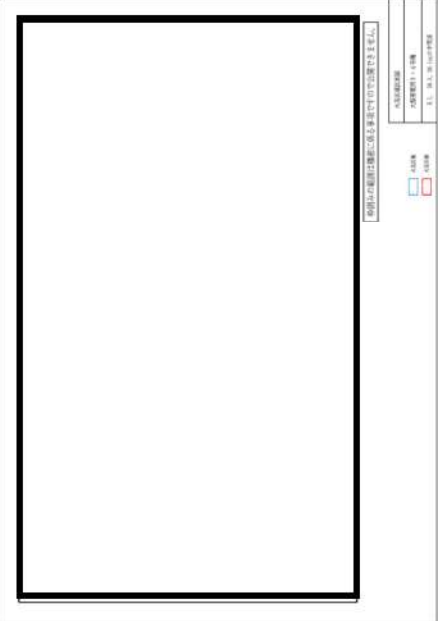


大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【女川・大飯】                  ■設計の相違                  設備構成及び機器配置の相違。</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

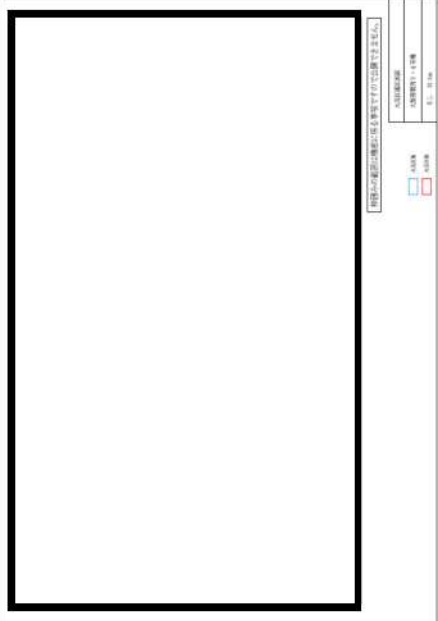


大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【女川・大飯】</p> <p>■設計の相違</p> <p>設備構成及び機器配置の相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

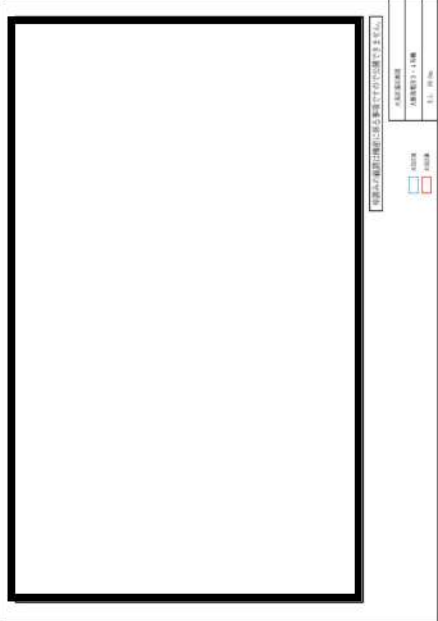


大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【女川・大飯】                  ■設計の相違                  設備構成及び機器配置の相違。</p>

 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

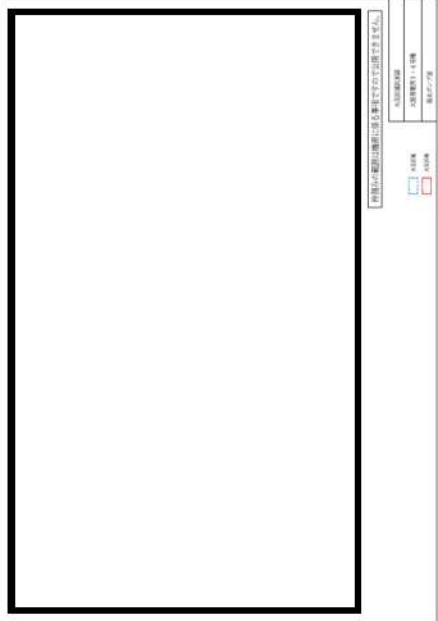


赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【女川・大飯】                  ■設計の相違                  設備構成及び機器配置の相違。</p>
<p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>			

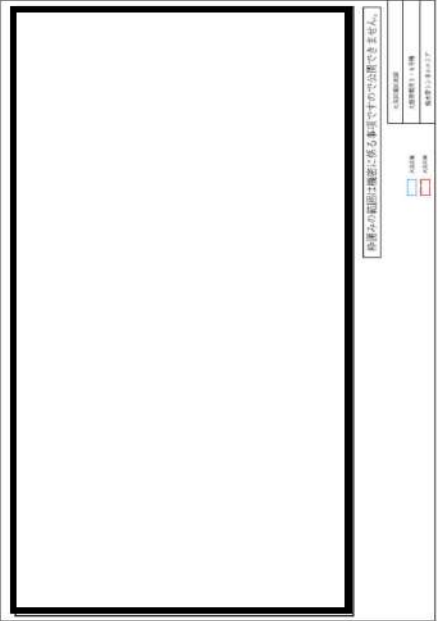


赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>図中の黒枠は機密情報に属する可能性があります。</p>	 <p>図中の内容は機密機密の観点から公開できません。</p>	 <p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>【女川・大飯】</p> <p>■設計の相違                      設備構成及び機器配置の相違。</p>

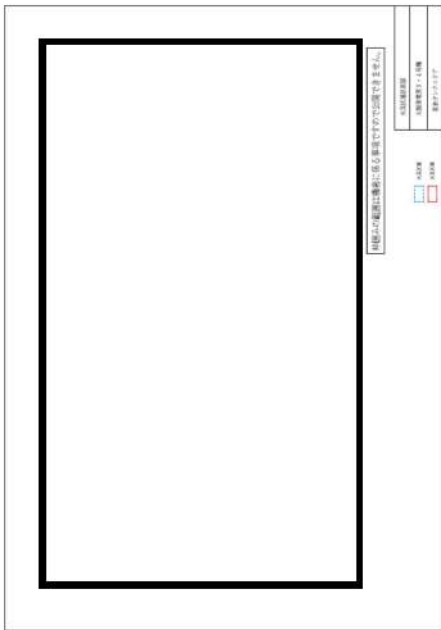
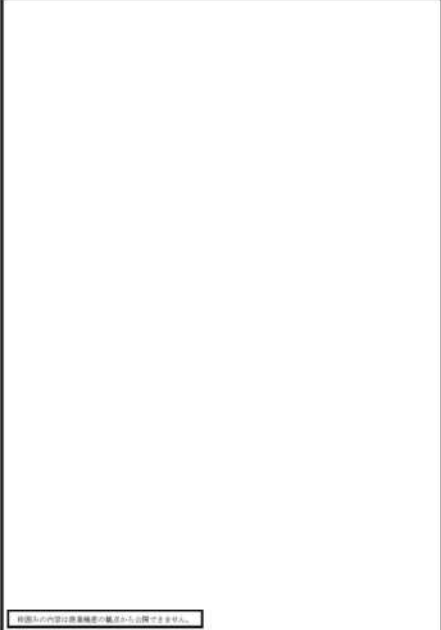

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>図中の内容は機密機密の観点から公開できません。</p>	 <p>図中の内容は機密機密の観点から公開できません。</p>	 <p>図中の内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>【女川・大飯】                  ■設計の相違                  設備構成及び機器配置の相違。</p>

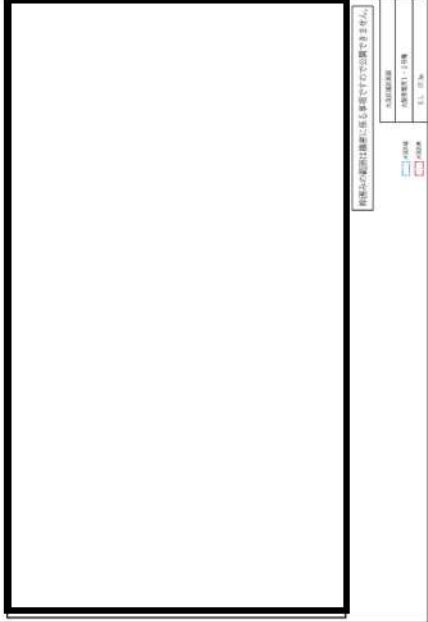
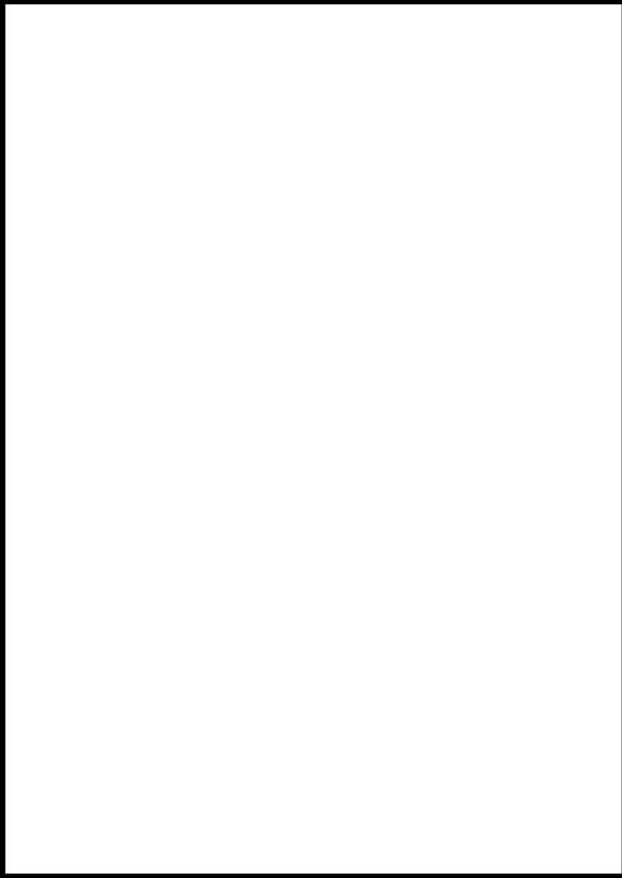
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>図中の内容は機密機密の観点から公開できません。</p>	 <p>図中の内容は機密機密の観点から公開できません。</p>	 <p>図中の内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>【女川・大飯】</p> <p>■設計の相違</p> <p>設備構成及び機器配置の相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

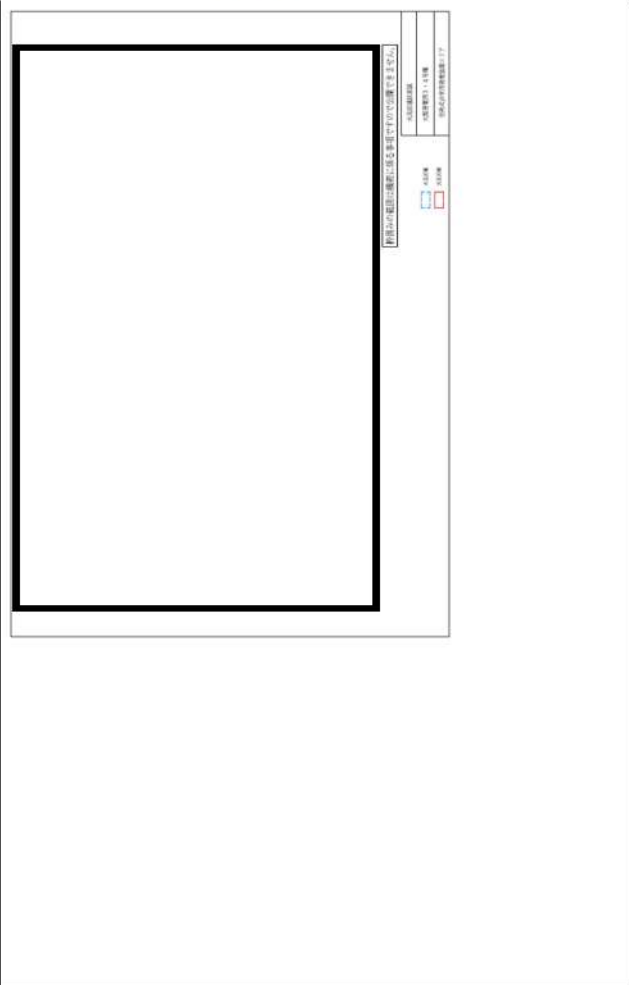
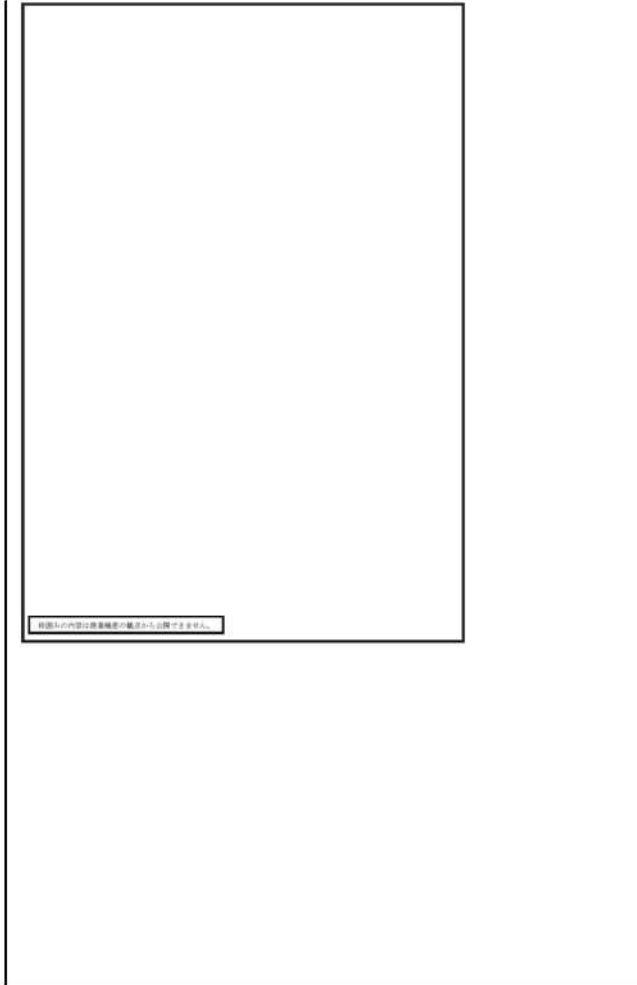
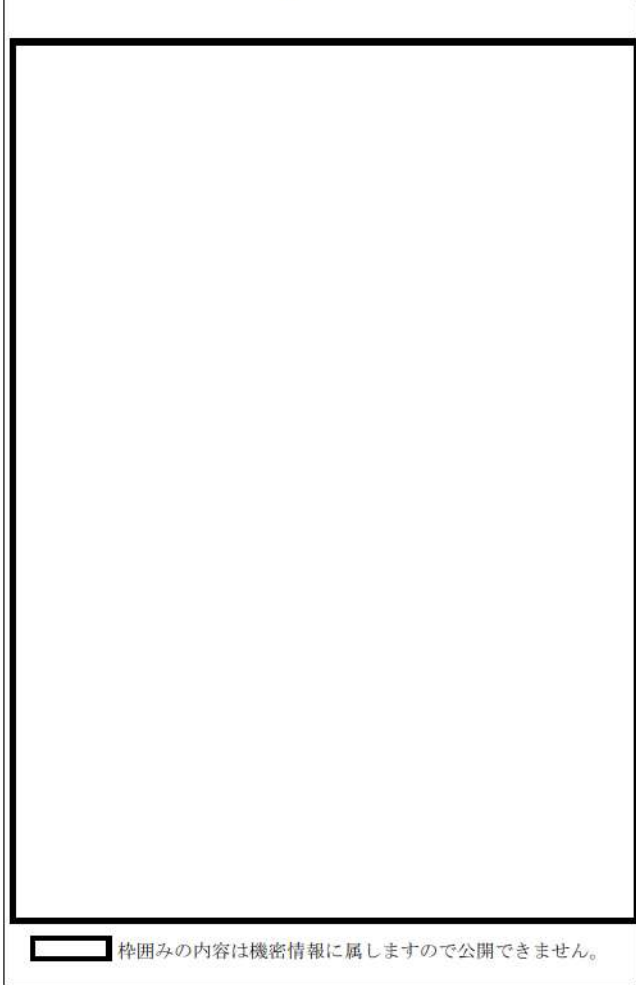
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【女川・大飯】</p> <p>■設計の相違</p> <p>設備構成及び機器配置の相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

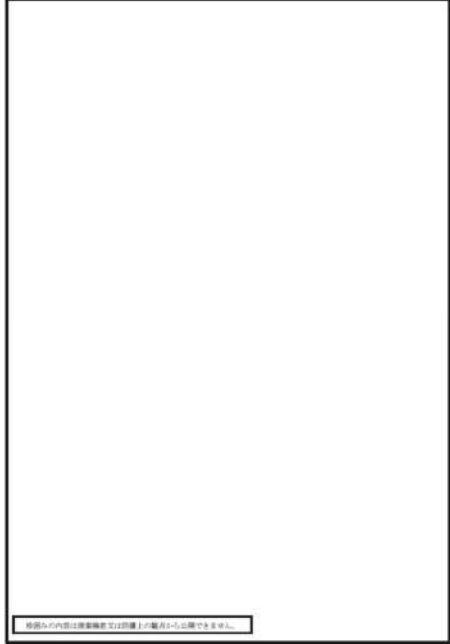

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p data-bbox="1344 1090 1910 1117"> <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 20px; height: 10px;"></span> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。                 </p>	<p data-bbox="1977 156 2089 177">【女川・大飯】</p> <p data-bbox="1977 188 2089 209">■設計の相違</p> <p data-bbox="1977 220 2163 276">設備構成及び機器配置の相違。</p>



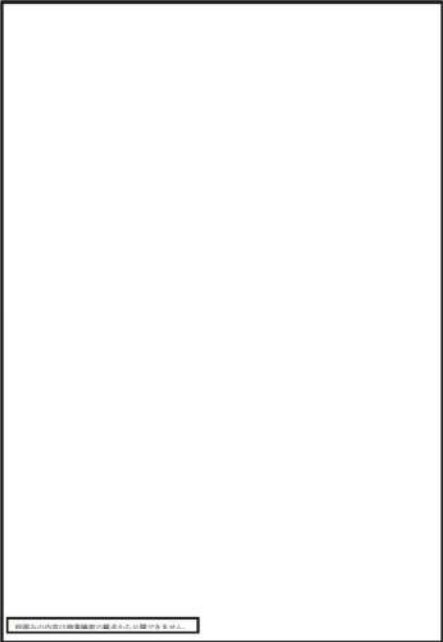
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【女川・大飯】                  ■設計の相違                  設備構成及び機器配置の相違。</p>

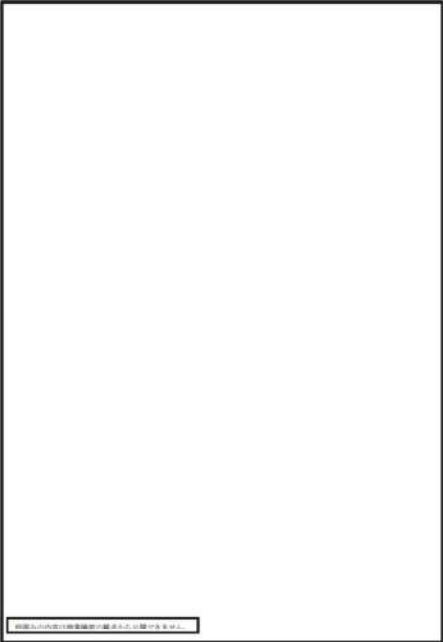
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="719 783 958 799">枠囲みの内容は機密情報又は特許上の観点から公開できません。</p>	 <p data-bbox="1350 1126 1912 1150">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p data-bbox="1975 156 2085 177">【女川・大飯】</p> <p data-bbox="1975 188 2085 209">■設計の相違</p> <p data-bbox="1975 220 2159 276">設備構成及び機器配置の相違。</p>

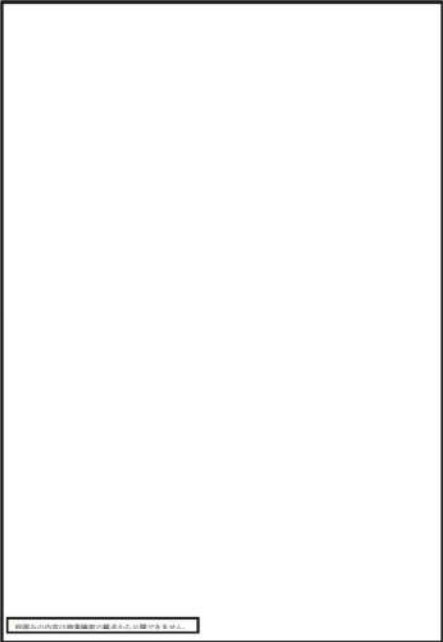
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【女川・大飯】                      ■設計の相違                      設備構成及び機器配置の相違。</p>

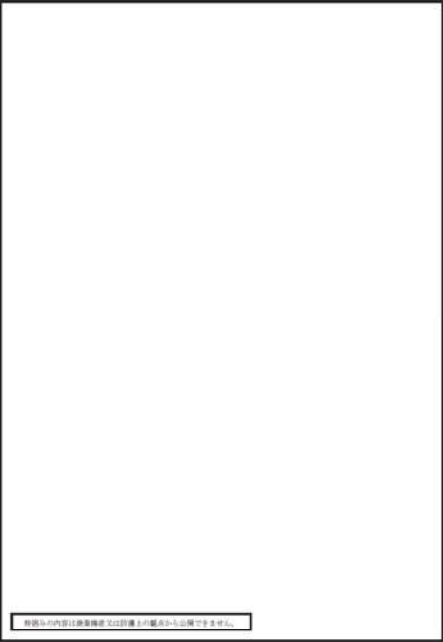
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【女川・大飯】                      ■設計の相違                      設備構成及び機器配置の相違。</p>

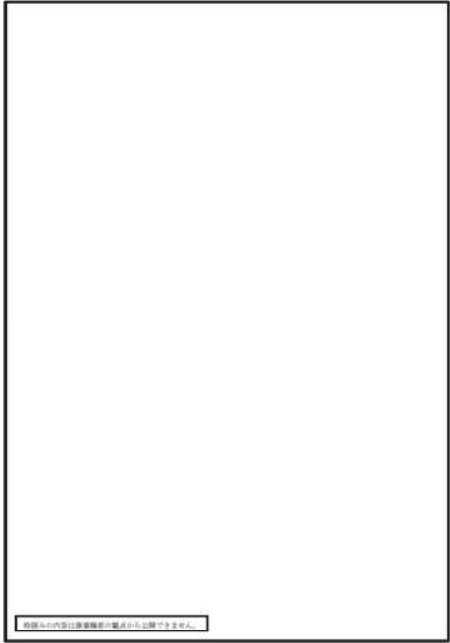
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【女川・大飯】                      ■設計の相違                      設備構成及び機器配置の相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="730 783 965 799">図中の内容は機密情報又は特許上の権利から公開できません。</p>		<p data-bbox="1977 156 2085 177">【女川・大飯】</p> <p data-bbox="1977 188 2085 209">■設計の相違</p> <p data-bbox="1977 220 2159 277">設備構成及び機器配置の相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

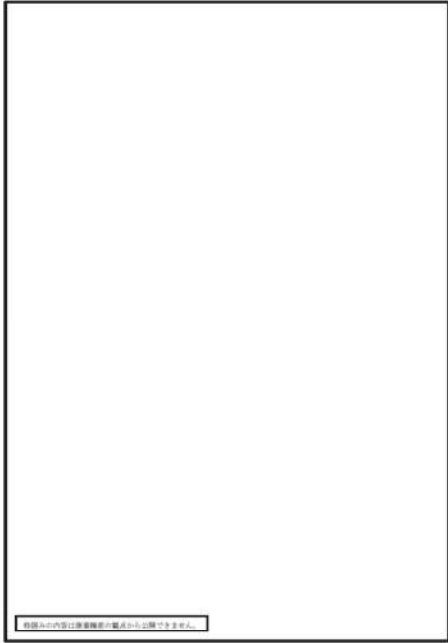
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【女川・大飯】                      ■設計の相違                      設備構成及び機器配置の相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

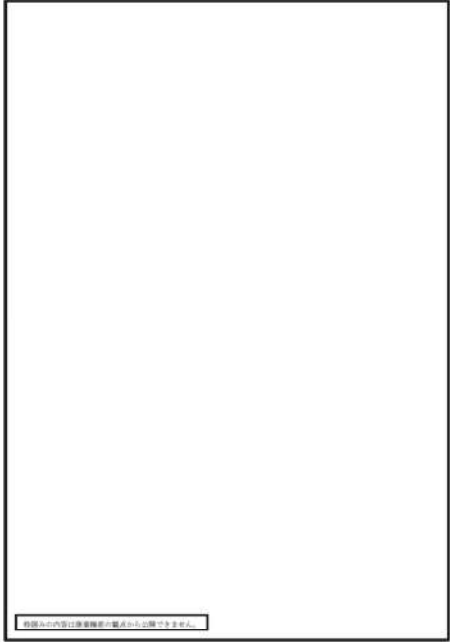
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【女川・大飯】                      ■設計の相違                      設備構成及び機器配置の相違。</p>



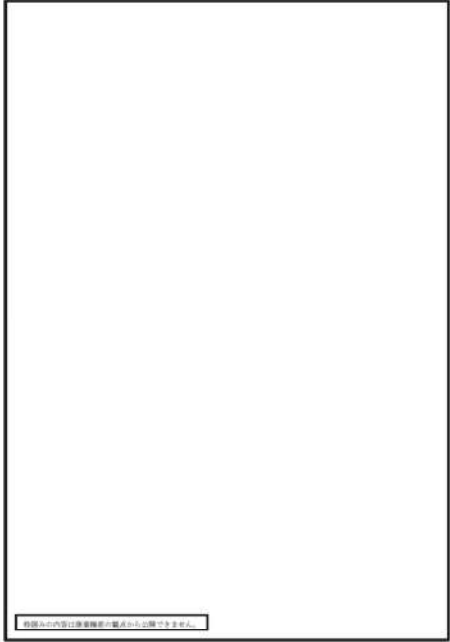
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【女川・大飯】                      ■設計の相違                      設備構成及び機器配置の相違。</p>

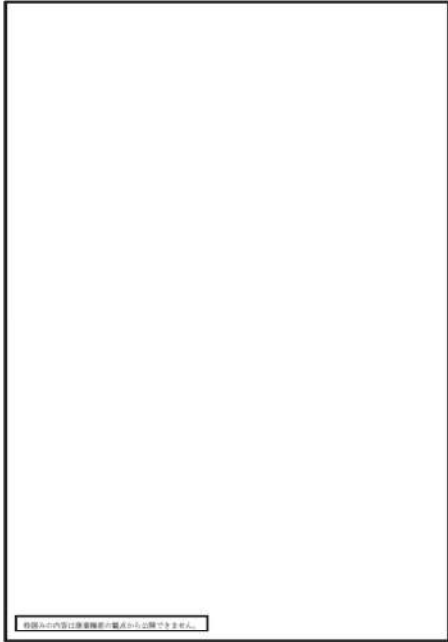
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【女川・大飯】                      ■設計の相違                      設備構成及び機器配置の相違。</p>

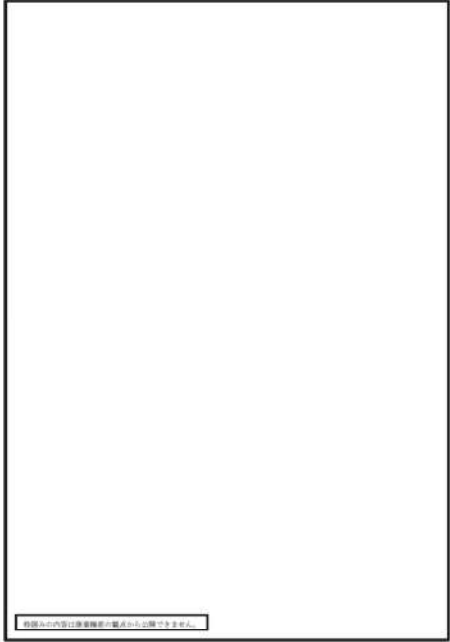
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【女川・大飯】                      ■設計の相違                      設備構成及び機器配置の相違。</p>

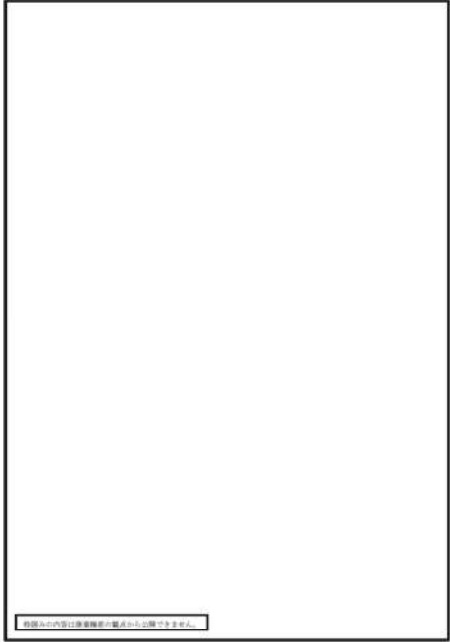
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【女川・大飯】                      ■設計の相違                      設備構成及び機器配置の相違。</p>

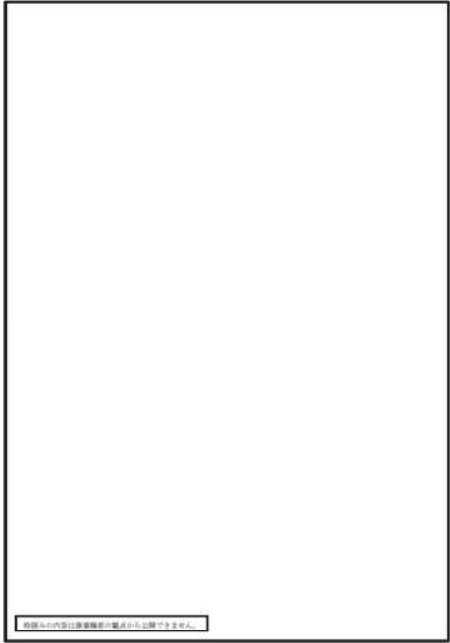
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【女川・大飯】</p> <p>■設計の相違</p> <p>設備構成及び機器配置の相違。</p>

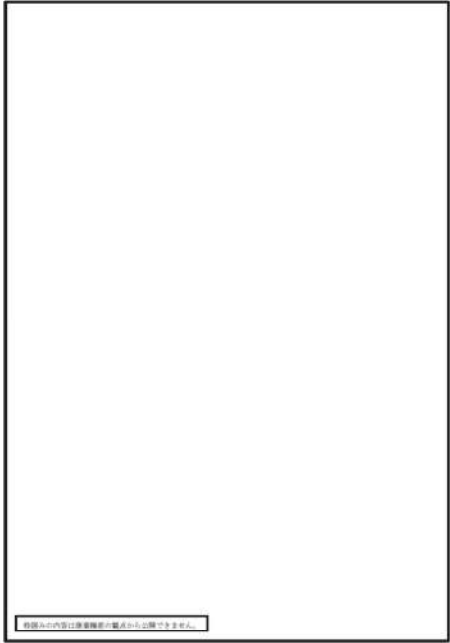
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【女川・大飯】</p> <p>■設計の相違</p> <p>設備構成及び機器配置の相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

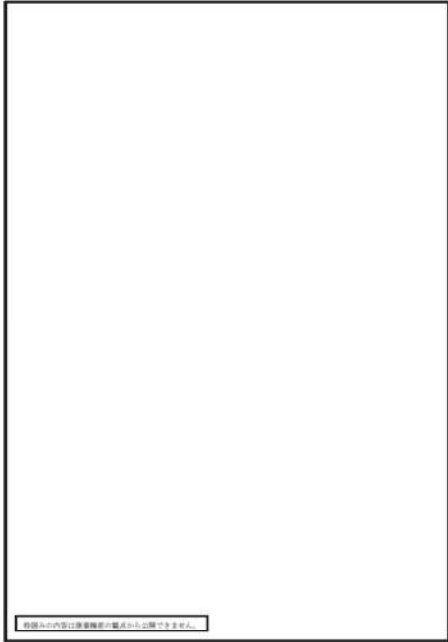
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【女川・大飯】</p> <p>■設計の相違</p> <p>設備構成及び機器配置の相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

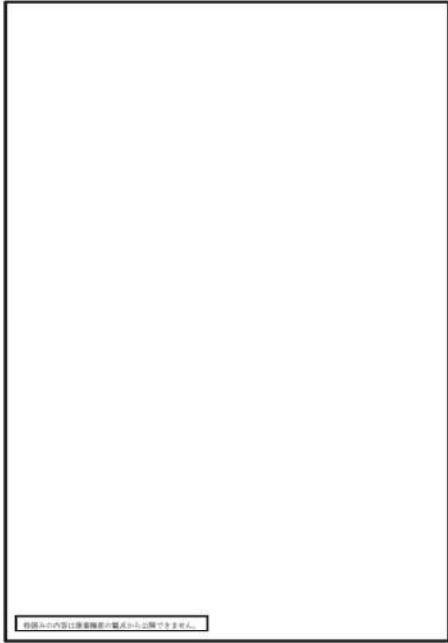
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【女川・大飯】</p> <p>■設計の相違</p> <p>設備構成及び機器配置の相違。</p>



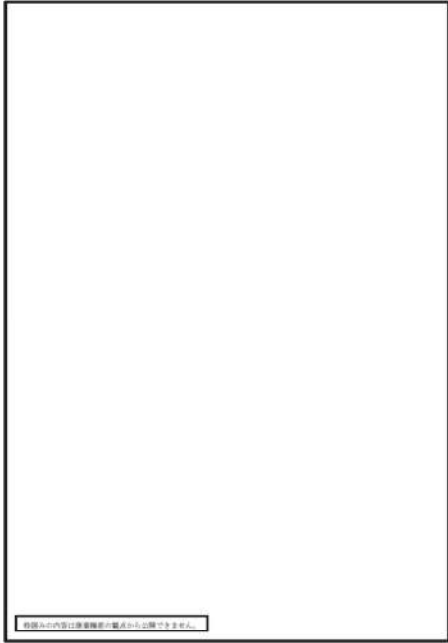
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【女川・大飯】</p> <p>■設計の相違</p> <p>設備構成及び機器配置の相違。</p>

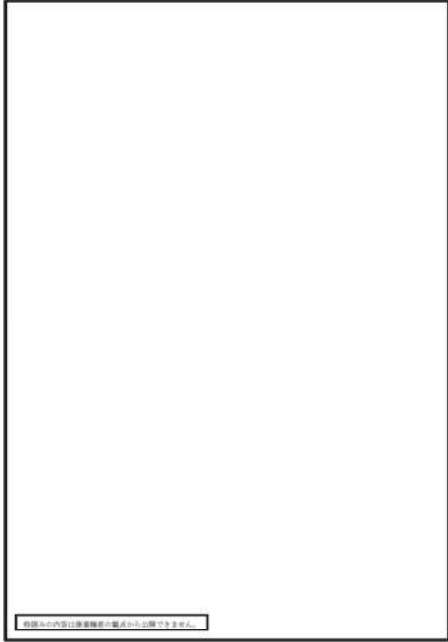
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【女川・大飯】                      ■設計の相違                      設備構成及び機器配置の相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【女川・大飯】  <span style="color: red;">■</span>設計の相違                      設備構成及び機器配置の相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【女川・大飯】                      ■設計の相違                      設備構成及び機器配置の相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料41-3 添付資料2 火災荷重の算出方法について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">添付資料2</p> <p style="text-align: center;">火災荷重の算出方法について</p> <p>1. 火災荷重及び等価時間の算出方法について                      下記(1)～(5)のプロセスにより火災荷重及び等価時間を算出する。</p> <p>(1) 火災区域（区画）の設定                      重大事故等対処施設が設置されている建屋等において、<b>重大事故等対処施設</b>の設置状況や隔壁、貫通部及び扉の設置状況を考慮し、火災区域（区画）を設定した。</p> <p>(2) 火災区域（区画）内の可燃物の選定                      火災区域（区画）内で、可燃物として抽出すべき対象物をあらかじめ<b>選定</b>した。                      具体的には、原子力発電所<b>内</b>で使用されている可燃物として、潤滑油、グリース、フィルタ、電気盤、ケーブルの他、現場で保管・管理している資機材（<b>持込可燃物</b>）について、不燃性材料以外の難燃性材料も含め、可燃物として選定した。</p> <p>(3) 火災区域（区画）内の可燃物の調査                      (2)で選定した可燃物の種類、量、寸法及び火災区域（区画）の面積等について現場調査及び図面等により調査した。</p> <p>(4) 発熱量の積み上げ                      可燃物の種類及び物量の調査結果から、各可燃物の発熱量を、NFPA（National Fire Protection Association）ハンドブック等から引用した熱含有率（kcal/kg）を乗じて、算出した。                      可燃物<b>毎</b>に発熱量を算出したものを<b>全て</b>積み上げ、火災区域（区画）<b>毎</b>の総発熱量を求めた。</p> <p>(5) 火災荷重及び等価時間の算出                      火災区域（区画）<b>毎</b>に積み上げた総発熱量を面積で割ることで火災荷重を、火災荷重を燃焼率<sup>※1</sup>で割ることで等価時間を算出した。算出式については、以下の通りである。（内部火災影響評価ガイドより抜粋）</p> <p>◆等価時間（h）＝火災荷重／燃焼率                      ＝発熱量／火災区域（区画）の面積／燃焼率</p> <p>ここで、                      火災荷重＝発熱量／火災区画の面積                      燃焼率：単位時間単位面積当たりの燃焼量（908,095kJ/m<sup>2</sup>/h）                      発熱量：火災区画内の総発熱量（kJ）                      ＝可燃性物質の量×熱含有量                      可燃性物質の量：火災区画内の各種可燃性物質の量（m<sup>3</sup> または kg）                      火災区画の面積：火災区画の床面積（m<sup>2</sup>）</p> <p>※1：燃焼率としては、NFPAハンドブックのFire Protection</p>	<p style="text-align: center;">【対応資料なし】</p>	<p style="text-align: right;">添付資料2</p> <p style="text-align: center;">火災荷重の算出方法について</p> <p>1. 火災荷重及び等価時間の算出方法について                      下記(1)～(5)のプロセスにより火災荷重及び等価時間を算出する。</p> <p>(1) 火災区域（区画）の設定                      重大事故等対処施設が設置される建屋等において、これら設備の設置状況や隔壁、貫通部及び扉の設置状況を考慮し、火災区域（区画）を設定した。</p> <p>(2) 火災区域（区画）内の可燃物の選定                      火災区域（区画）内で、可燃物として抽出すべき対象物をあらかじめ設定した。                      具体的には、原子力発電所で使用されている可燃物として、潤滑油、グリース、フィルタ、電気盤、ケーブルの他、現場で保管・管理している資機材（常設物）について、不燃性材料以外の難燃性材料も含め、可燃物として選定した。</p> <p>(3) 火災区域（区画）内の可燃物の調査                      (2)で選定した可燃物の種類、量、寸法及び火災区域（区画）の面積等について現場調査及び図面等により調査した。</p> <p>(4) 発熱量の積み上げ                      可燃物の種類及び物量の調査結果から、各可燃物の発熱量を、NFPA（National Fire Protection Association）ハンドブック等から引用した熱含有率（kcal/kg）を乗じて、算出した。                      可燃物ごとに発熱量を算出したものを<b>すべて</b>積み上げ、火災区域（区画）ごとの総発熱量を求めた。</p> <p>(5) 火災荷重及び等価時間の算出                      火災区域（区画）ごとに積み上げた総発熱量を面積で割ることで火災荷重を、火災荷重を燃焼率<sup>※1</sup>で割ることで等価時間を算出した。算出式については、以下の通りである（内部火災影響評価ガイドより抜粋）。</p> <p>◆等価時間（h）＝火災荷重／燃焼率                      ＝発熱量／火災区域（区画）の面積／燃焼率</p> <p>ここで、                      火災荷重＝発熱量／火災区画の面積                      燃焼率：単位時間単位面積あたりの燃焼量（908,095kJ/m<sup>2</sup>/h）                      発熱量：火災区画内の総発熱量（kJ）                      ＝可燃性物質の量×熱含有量                      可燃性物質の量：火災区画内の各種可燃性物質の量（m<sup>3</sup>又はkg）                      火災区画の面積：火災区画の床面積（m<sup>2</sup>）</p> <p>※1 燃焼率としては、NFPAハンドブックのFire Protection</p>	<p>【女川】                      ■記載充実                      （大飯参照）</p> <p>【大飯】                      ■設計の相違                      本添付資料の主な相違は建屋設計及び火災荷重の相違によるものである。大飯も泊も火災荷重算出及び等価火災時間の評価は同じであり、相違はない。</p> <p>【大飯】                      ■記載方針の相違</p> <p>【大飯】                      ■運用の相違                      泊では持込可燃物については運用にて管理をしているため、相違している。</p> <p>【大飯】                      ■記載方針の相違</p> <p>【大飯】                      ■記載方針の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料41-3 添付資料2 火災荷重の算出方法について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
<p>Handbook Section/Chapter18, "Confinement of Fire in Buildings Associationの標準火災曲線のうち最も厳しい燃焼クラスであるCLASS Eの値である908.095kJ/m<sup>2</sup>/hrを用いる。</p> <p>大飯3号機の火災荷重（サンプル）について、表1に示す。</p> <p>表1 大飯3号機 恒設機器及びケーブル物量および区画毎の火災荷重（サンプル）</p> <table border="1" data-bbox="85 501 674 794"> <thead> <tr> <th>区画</th> <th>区画名称</th> <th>区画面積 (m<sup>2</sup>)</th> <th>区画高さ (m)</th> <th>区画体積 (m<sup>3</sup>)</th> <th>区画内機器物量 (kg)</th> <th>区画内ケーブル物量 (kg)</th> <th>区画内火災荷重 (kJ/m<sup>2</sup>/hr)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">1号機</td> <td>1号機1階</td> <td>1,000</td> <td>3.0</td> <td>3,000</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>1号機2階</td> <td>1,000</td> <td>3.0</td> <td>3,000</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>1号機3階</td> <td>1,000</td> <td>3.0</td> <td>3,000</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>1号機4階</td> <td>1,000</td> <td>3.0</td> <td>3,000</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>1号機5階</td> <td>1,000</td> <td>3.0</td> <td>3,000</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>1号機6階</td> <td>1,000</td> <td>3.0</td> <td>3,000</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>1号機7階</td> <td>1,000</td> <td>3.0</td> <td>3,000</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>1号機8階</td> <td>1,000</td> <td>3.0</td> <td>3,000</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>1号機9階</td> <td>1,000</td> <td>3.0</td> <td>3,000</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>1号機10階</td> <td>1,000</td> <td>3.0</td> <td>3,000</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">2号機</td> <td>2号機1階</td> <td>1,000</td> <td>3.0</td> <td>3,000</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>2号機2階</td> <td>1,000</td> <td>3.0</td> <td>3,000</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>2号機3階</td> <td>1,000</td> <td>3.0</td> <td>3,000</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>2号機4階</td> <td>1,000</td> <td>3.0</td> <td>3,000</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>2号機5階</td> <td>1,000</td> <td>3.0</td> <td>3,000</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>2号機6階</td> <td>1,000</td> <td>3.0</td> <td>3,000</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>2号機7階</td> <td>1,000</td> <td>3.0</td> <td>3,000</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>2号機8階</td> <td>1,000</td> <td>3.0</td> <td>3,000</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>2号機9階</td> <td>1,000</td> <td>3.0</td> <td>3,000</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>2号機10階</td> <td>1,000</td> <td>3.0</td> <td>3,000</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table>	区画	区画名称	区画面積 (m <sup>2</sup> )	区画高さ (m)	区画体積 (m <sup>3</sup> )	区画内機器物量 (kg)	区画内ケーブル物量 (kg)	区画内火災荷重 (kJ/m <sup>2</sup> /hr)	1号機	1号機1階	1,000	3.0	3,000	100	100	100	1号機2階	1,000	3.0	3,000	100	100	100	1号機3階	1,000	3.0	3,000	100	100	100	1号機4階	1,000	3.0	3,000	100	100	100	1号機5階	1,000	3.0	3,000	100	100	100	1号機6階	1,000	3.0	3,000	100	100	100	1号機7階	1,000	3.0	3,000	100	100	100	1号機8階	1,000	3.0	3,000	100	100	100	1号機9階	1,000	3.0	3,000	100	100	100	1号機10階	1,000	3.0	3,000	100	100	100	2号機	2号機1階	1,000	3.0	3,000	100	100	100	2号機2階	1,000	3.0	3,000	100	100	100	2号機3階	1,000	3.0	3,000	100	100	100	2号機4階	1,000	3.0	3,000	100	100	100	2号機5階	1,000	3.0	3,000	100	100	100	2号機6階	1,000	3.0	3,000	100	100	100	2号機7階	1,000	3.0	3,000	100	100	100	2号機8階	1,000	3.0	3,000	100	100	100	2号機9階	1,000	3.0	3,000	100	100	100	2号機10階	1,000	3.0	3,000	100	100	100		<p>Handbook Section /Chapter18, "Confinement of Fire in Buildings Associationの標準火災曲線うち最も厳しい燃焼クラスであるCLASS Eの値である908.095kJ/m<sup>2</sup>/hrを用いる。</p> <p>泊発電所3号炉の火災荷重評価（サンプル）について、表-1に示す。</p> <table border="1" data-bbox="1355 411 1937 1289"> <caption>表-1 火災荷重評価 結果一覧表(サンプル)</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">区画</th> <th rowspan="2">区画名称</th> <th colspan="2">区画面積 (m<sup>2</sup>)</th> <th colspan="2">区画体積 (m<sup>3</sup>)</th> <th colspan="2">区画内機器物量 (kg)</th> <th colspan="2">区画内ケーブル物量 (kg)</th> <th colspan="2">区画内火災荷重 (kJ/m<sup>2</sup>/hr)</th> </tr> <tr> <th>標準</th> <th>実測</th> <th>標準</th> <th>実測</th> <th>標準</th> <th>実測</th> <th>標準</th> <th>実測</th> <th>標準</th> <th>実測</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号機</td> <td>1号機1階</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td>3,000</td> <td>3,000</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>1号機</td> <td>1号機2階</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td>3,000</td> <td>3,000</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>1号機</td> <td>1号機3階</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td>3,000</td> <td>3,000</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>1号機</td> <td>1号機4階</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td>3,000</td> <td>3,000</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>1号機</td> <td>1号機5階</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td>3,000</td> <td>3,000</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>1号機</td> <td>1号機6階</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td>3,000</td> <td>3,000</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>1号機</td> <td>1号機7階</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td>3,000</td> <td>3,000</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>1号機</td> <td>1号機8階</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td>3,000</td> <td>3,000</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>1号機</td> <td>1号機9階</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td>3,000</td> <td>3,000</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>1号機</td> <td>1号機10階</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td>3,000</td> <td>3,000</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>2号機</td> <td>2号機1階</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td>3,000</td> <td>3,000</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>2号機</td> <td>2号機2階</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td>3,000</td> <td>3,000</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>2号機</td> <td>2号機3階</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td>3,000</td> <td>3,000</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>2号機</td> <td>2号機4階</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td>3,000</td> <td>3,000</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>2号機</td> <td>2号機5階</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td>3,000</td> <td>3,000</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>2号機</td> <td>2号機6階</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td>3,000</td> <td>3,000</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>2号機</td> <td>2号機7階</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td>3,000</td> <td>3,000</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>2号機</td> <td>2号機8階</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td>3,000</td> <td>3,000</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>2号機</td> <td>2号機9階</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td>3,000</td> <td>3,000</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>2号機</td> <td>2号機10階</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td>3,000</td> <td>3,000</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table>	区画	区画名称	区画面積 (m <sup>2</sup> )		区画体積 (m <sup>3</sup> )		区画内機器物量 (kg)		区画内ケーブル物量 (kg)		区画内火災荷重 (kJ/m <sup>2</sup> /hr)		標準	実測	標準	実測	標準	実測	標準	実測	標準	実測	1号機	1号機1階	1,000	1,000	3,000	3,000	100	100	100	100	100	100	1号機	1号機2階	1,000	1,000	3,000	3,000	100	100	100	100	100	100	1号機	1号機3階	1,000	1,000	3,000	3,000	100	100	100	100	100	100	1号機	1号機4階	1,000	1,000	3,000	3,000	100	100	100	100	100	100	1号機	1号機5階	1,000	1,000	3,000	3,000	100	100	100	100	100	100	1号機	1号機6階	1,000	1,000	3,000	3,000	100	100	100	100	100	100	1号機	1号機7階	1,000	1,000	3,000	3,000	100	100	100	100	100	100	1号機	1号機8階	1,000	1,000	3,000	3,000	100	100	100	100	100	100	1号機	1号機9階	1,000	1,000	3,000	3,000	100	100	100	100	100	100	1号機	1号機10階	1,000	1,000	3,000	3,000	100	100	100	100	100	100	2号機	2号機1階	1,000	1,000	3,000	3,000	100	100	100	100	100	100	2号機	2号機2階	1,000	1,000	3,000	3,000	100	100	100	100	100	100	2号機	2号機3階	1,000	1,000	3,000	3,000	100	100	100	100	100	100	2号機	2号機4階	1,000	1,000	3,000	3,000	100	100	100	100	100	100	2号機	2号機5階	1,000	1,000	3,000	3,000	100	100	100	100	100	100	2号機	2号機6階	1,000	1,000	3,000	3,000	100	100	100	100	100	100	2号機	2号機7階	1,000	1,000	3,000	3,000	100	100	100	100	100	100	2号機	2号機8階	1,000	1,000	3,000	3,000	100	100	100	100	100	100	2号機	2号機9階	1,000	1,000	3,000	3,000	100	100	100	100	100	100	2号機	2号機10階	1,000	1,000	3,000	3,000	100	100	100	100	100	100	<p>相違理由</p> <p>【大飯】                  ■設備名称の相違</p> <p>【大飯】                  ■記載方針の相違</p>
区画	区画名称	区画面積 (m <sup>2</sup> )	区画高さ (m)	区画体積 (m <sup>3</sup> )	区画内機器物量 (kg)	区画内ケーブル物量 (kg)	区画内火災荷重 (kJ/m <sup>2</sup> /hr)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
1号機	1号機1階	1,000	3.0	3,000	100	100	100																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	1号機2階	1,000	3.0	3,000	100	100	100																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	1号機3階	1,000	3.0	3,000	100	100	100																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	1号機4階	1,000	3.0	3,000	100	100	100																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	1号機5階	1,000	3.0	3,000	100	100	100																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	1号機6階	1,000	3.0	3,000	100	100	100																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	1号機7階	1,000	3.0	3,000	100	100	100																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	1号機8階	1,000	3.0	3,000	100	100	100																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	1号機9階	1,000	3.0	3,000	100	100	100																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	1号機10階	1,000	3.0	3,000	100	100	100																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
2号機	2号機1階	1,000	3.0	3,000	100	100	100																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	2号機2階	1,000	3.0	3,000	100	100	100																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	2号機3階	1,000	3.0	3,000	100	100	100																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	2号機4階	1,000	3.0	3,000	100	100	100																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	2号機5階	1,000	3.0	3,000	100	100	100																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	2号機6階	1,000	3.0	3,000	100	100	100																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	2号機7階	1,000	3.0	3,000	100	100	100																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	2号機8階	1,000	3.0	3,000	100	100	100																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	2号機9階	1,000	3.0	3,000	100	100	100																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	2号機10階	1,000	3.0	3,000	100	100	100																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
区画	区画名称	区画面積 (m <sup>2</sup> )		区画体積 (m <sup>3</sup> )		区画内機器物量 (kg)		区画内ケーブル物量 (kg)		区画内火災荷重 (kJ/m <sup>2</sup> /hr)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
		標準	実測	標準	実測	標準	実測	標準	実測	標準	実測																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
1号機	1号機1階	1,000	1,000	3,000	3,000	100	100	100	100	100	100																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
1号機	1号機2階	1,000	1,000	3,000	3,000	100	100	100	100	100	100																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
1号機	1号機3階	1,000	1,000	3,000	3,000	100	100	100	100	100	100																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
1号機	1号機4階	1,000	1,000	3,000	3,000	100	100	100	100	100	100																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
1号機	1号機5階	1,000	1,000	3,000	3,000	100	100	100	100	100	100																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
1号機	1号機6階	1,000	1,000	3,000	3,000	100	100	100	100	100	100																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
1号機	1号機7階	1,000	1,000	3,000	3,000	100	100	100	100	100	100																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
1号機	1号機8階	1,000	1,000	3,000	3,000	100	100	100	100	100	100																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
1号機	1号機9階	1,000	1,000	3,000	3,000	100	100	100	100	100	100																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
1号機	1号機10階	1,000	1,000	3,000	3,000	100	100	100	100	100	100																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
2号機	2号機1階	1,000	1,000	3,000	3,000	100	100	100	100	100	100																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
2号機	2号機2階	1,000	1,000	3,000	3,000	100	100	100	100	100	100																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
2号機	2号機3階	1,000	1,000	3,000	3,000	100	100	100	100	100	100																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
2号機	2号機4階	1,000	1,000	3,000	3,000	100	100	100	100	100	100																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
2号機	2号機5階	1,000	1,000	3,000	3,000	100	100	100	100	100	100																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
2号機	2号機6階	1,000	1,000	3,000	3,000	100	100	100	100	100	100																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
2号機	2号機7階	1,000	1,000	3,000	3,000	100	100	100	100	100	100																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
2号機	2号機8階	1,000	1,000	3,000	3,000	100	100	100	100	100	100																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
2号機	2号機9階	1,000	1,000	3,000	3,000	100	100	100	100	100	100																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
2号機	2号機10階	1,000	1,000	3,000	3,000	100	100	100	100	100	100																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">添付資料1</p> <p>「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」（抜粋）</p> <p>1.2 用語の定義                      本基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(11)「火災区域」 耐火壁によって囲まれ、他の区域と分離されている建屋内の区域をいう。</p> <p>(12)「火災区画」 火災区域を細分化したものであって、耐火壁、隔離距離、固定式消火設備等により分離された火災防護上の区画をいう。</p> <p>2.3 火災の影響軽減                      2.3.1 安全機能を有する構築物、系統及び機器の重要度に応じ、それらを設置する火災区域又は火災区画内の火災及び隣接する火災区域又は火災区画における火災による影響に対し、以下の各号に掲げる火災の影響軽減のための対策を講じた設計であること。</p> <p>(1) 原子炉の高温停止及び低温停止に係わる安全機能を有する構築物、系統及び機器を設置する火災区域については、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁によって他の火災区域から分離すること。</p> <p>(2) 原子炉の高温停止及び低温停止に係る安全機能を有する構築物、系統及び機器は、その相互の系統分離及びこれらに関連する非安全系のケーブルとの系統分離を行うために、火災区画内又は隣接火災区画間の延焼を防止する設計であること。                      具体的には、火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルが次に掲げるいずれかの要件を満たしていること。</p>	<p style="text-align: center;">【対応資料なし】</p>	<p style="text-align: right;">添付資料3</p> <p>「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」（抜粋）</p> <p>1.2 用語の定義                      本基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(11)「火災区域」 耐火壁によって囲まれ、他の区域と分離されている建屋内の区域をいう。</p> <p>(12)「火災区画」 火災区域を細分化したものであって、耐火壁、隔離距離、固定式消火設備等により分離された火災防護上の区画をいう。</p> <p>2.3 火災の影響軽減                      2.3.1 安全機能を有する構築物、系統及び機器の重要度に応じ、それらを設置する火災区域又は火災区画内の火災及び隣接する火災区域又は火災区画における火災による影響に対し、以下の各号に掲げる火災の影響軽減のための対策を講じた設計であること。</p> <p>(1) 原子炉の高温停止及び低温停止に係わる安全機能を有する構築物、系統及び機器を設置する火災区域については、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁によって他の火災区域から分離すること。</p> <p>(2) 原子炉の高温停止及び低温停止に係る安全機能を有する構築物、系統及び機器は、その相互の系統分離及びこれらに関する非安全系のケーブルとの系統分離を行うために、火災区画内又は隣接火災区画間の延焼を防止する設計であること。                      具体的には、火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルが次に掲げるいずれかの要件を満たしていること。</p>	<p>【女川】                      ■記載充実                      （大飯参照）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料補足説明資料41-3 添付資料3 「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」及び「原子力発電所の内部火災影響評価ガイド」（抜粋）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>「原子力発電所の内部火災影響評価ガイド」（抜粋）</p> <p>5. 火災影響評価の手順                  「火災区域／火災区画の設定」では、火災影響評価の対象となる建屋を、火災区域に分割し、さらに必要に応じて火災区画に細分化する。火災区域は、耐火壁によって囲まれ、他の区域と分離されている建屋内の区域（部屋）である。火災区画は全周囲を耐火壁で囲まれている必要は必ずしもなく、隔壁や扉の配置状況を目安に設定する。</p> <p>6. 1 火災区域及び火災区画の設定                  6. 1. 1 火災区域の設定                  火災による影響評価を効率的に実施するため、建屋内を火災区域に分割する。火災区域は、耐火壁によって囲まれ、他の区域と分離されている建屋内の区域であり、下記により設定する。                  ① 建屋ごとに、耐火壁（耐火性能を持つコンクリート壁、貫通部シール、防火扉、防火ダンパなど）により囲われた区域を火災区域として設定する。ただし、屋外に設置される設備に対しては、附属設備も含めて火災区域とみなす。                  ② 系統分離されて配置されている場合には、それを考慮して火災区域を設定する。</p> <p>6. 1. 2 火災区画の設定                  火災区域を分割し、火災区画を設定する。火災区画の範囲は、原子炉の安全停止に係る系統分離等に応じて設定する。図6.4に概念を示す。</p>		<p>「原子力発電所の内部火災影響評価ガイド」（抜粋）</p> <p>5. 火災影響評価の手順                  「火災区域／火災区画の設定」では、火災影響評価の対象となる建屋を、火災区域に分割し、さらに必要に応じて火災区画に細分化する。火災区域は、耐火壁によって囲まれ、他の区域と分離されている建屋内の区域（部屋）である。火災区画は全周囲を耐火壁で囲まれている必要は必ずしもなく、隔壁や扉の配置状況を目安に設定する。</p> <p>6. 1 火災区域及び火災区画の設定                  6. 1. 1 火災区域の設定                  火災による影響評価を効率的に実施するため、建屋内を火災区域に分割する。火災区域は、耐火壁によって囲まれ、他の区域と分離されている建屋内の区域であり、下記により設定する。                  ① 建屋ごとに、耐火壁（耐火性能を持つコンクリート壁、貫通部シール、防火扉、防火ダンパなど）により囲われた区域を火災区域として設定する。ただし、屋外に設置される設備に対しては、附属設備も含めて火災区域とみなす。                  ② 系統分離されて配置されている場合には、それを考慮して火災区域を設定する。</p> <p>6. 1. 2 火災区画の設定                  火災区域を分割し、火災区画を設定する。火災区画の範囲は、原子炉の安全停止に係る系統分離等に応じて設定する。図6.4に概念を示す。</p>	



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料 41-4 重大事故等対処施設が設置される火災区域又は火災区画の火災感知設備について）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>41-4 火災感知設備（資料3）</p> <p>&lt;目次&gt;</p> <p>1. 概要</p> <p>2. 火災感知器選定の考え方</p> <p>3. 火災感知器の設置</p> <p>4. 火災受信機盤</p> <p>4.1 火災感知設備の電源確保</p> <p>4.2 火災感知設備の中央制御室での監視</p> <p>5. 火災感知設備の地震時の機能維持</p> <p>6. 火災感知設備の試験検査</p> <p>添付資料1 実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準（抜粋）</p> <p>添付資料5 光ファイバケーブルを利用した感知器の設備仕様について</p> <p>添付資料2 火災感知器配置図</p> <p>添付資料3 防爆型電気機器の使用</p> <p>添付資料4 原子炉格納容器内に設置する火災感知器について</p>	<p>41-4 重大事故等対処施設が設置される火災区域又は火災区画の火災感知設備について</p> <p>&lt;目次&gt;</p> <p>1. 概要</p> <p>2. 要求事項</p> <p>3. 火災感知設備の概要</p> <p>3.1. 火災感知設備の火災感知器について</p> <p>3.2. 火災感知設備の受信機について</p> <p>3.3. 火災感知設備の電源について</p> <p>3.4. 火災感知設備の中央制御室等での監視について</p> <p>3.5. 火災感知設備の耐震設計について</p> <p>3.6. 火災感知設備に対する試験検査について</p> <p>添付資料1 実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準（抜粋）</p> <p>添付資料2 女川原子力発電所2号炉 重大事故等対処施設における火災感知器の基本設置方針について</p> <p>添付資料3 女川原子力発電所2号炉 重大事故等対処施設における火災感知器の配置を明示した図面</p> <p>添付資料4 女川原子力発電所2号炉 重大事故等対処施設のうち屋外設備の火災感知範囲について</p>	<p>41-4 重大事故等対処施設が設置される火災区域又は火災区画の火災感知設備について</p> <p>&lt;目次&gt;</p> <p>1. 概要</p> <p>2. 要求事項</p> <p>3. 火災感知設備の概要</p> <p>3.1. 火災感知設備の火災感知器について</p> <p>3.2. 火災感知設備の受信機について</p> <p>3.3. 火災感知設備の電源について</p> <p>3.4. 火災感知設備の中央制御室での監視について</p> <p>3.5. 火災感知設備の耐震設計について</p> <p>3.6. 火災感知設備に対する試験検査について</p> <p>添付資料1 実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準（抜粋）</p> <p>添付資料2 泊発電所3号炉 重大事故等対処施設における火災感知器の基本設置方針について</p> <p>添付資料3 泊発電所3号炉 重大事故等対処施設における火災感知器の配置を明示した図面</p> <p>添付資料4 泊発電所3号炉 重大事故等対処施設のうち屋外設備の火災感知範囲について</p>	<p>【大阪】</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【女川】</p> <p>■記載表現の相違</p> <p>【女川】</p> <p>■設備名称の相違</p> <p>【大阪】</p> <p>■記載内容の相違 (女川実績の反映)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料 41-4 重大事故等対処施設が設置される火災区域又は火災区画の火災感知設備について）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>火災感知設備</p>	<p style="text-align: right;">41-4</p> <p style="text-align: center;">重大事故等対処施設が設置される火災区域又は 火災区画の火災感知設備について</p> <p>1. 概要            女川原子力発電所2号炉における重大事故等対処施設への火災の影響を限定するように、早期に火災を感知するために設置する火災感知設備について以下に示す。</p> <p>2. 要求事項            「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」（以下、「火災防護に係る審査基準」という。）における火災感知設備の要求事項を以下に示す。</p>	<p style="text-align: right;">41-4</p> <p style="text-align: center;">重大事故等対処施設が設置される火災区域又は 火災区画の火災感知設備について</p> <p>1. 概要            泊発電所3号炉における重大事故等対処施設への火災の影響を限定するように、早期に火災を感知するために設置する火災感知設備について以下に示す。</p> <p>2. 要求事項            「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」（以下、「火災防護に係る審査基準」という。）における火災感知設備の要求事項を以下に示す。</p>	<p>【大飯】            ■記載内容の相違            (女川実績の反映)</p> <p>【女川】            ■設備名称の相違</p> <p>【大飯】            ■記載内容の相違            (女川実績の反映)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>2.2 火災の感知、消火</p> <p>2.2.1 火災感知設備及び消火設備は、以下の各号に掲げるように、安全機能を有する構築物、系統及び機器に対する火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行える設計であること。</p> <p>(1) 火災感知設備</p> <p>①各火災区域における放射線、取付面高さ、温度、湿度、空気流等の環境条件や予想される火災の性質を考慮して型式を選定し、早期に火災を感知できる場所に設置すること。</p> <p>②火災を早期に感知できるよう固有の信号を発する異なる種類の感知器又は同等の機能を有する機器を組合せて設置すること。また、その設置にあたっては、感知器等の誤作動を防止するための方策を講じること。</p> <p>③外部電源喪失時に機能を失わないように、電源を確保する設計であること。</p> <p>④中央制御室等で適切に監視できる設計であること。</p>	<p>2.2 火災の感知・消火</p> <p>2.2.1 火災感知設備及び消火設備は、以下の各号に掲げるように、安全機能を有する構築物、系統及び機器に対する火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行える設計であること。</p> <p>(1) 火災感知設備</p> <p>①各火災区域における放射線、取付面高さ、温度、湿度、空気流等の環境条件や予想される火災の性質を考慮して型式を選定し、早期に火災を感知できるよう固有の信号を発する異なる感知方式の感知器等 (感知器及びこれと同等の機能を有する機器をいう。以下同じ。) をそれぞれ設置すること。また、その設置に当たっては、感知器等の誤作動を防止するための方策を講ずること。</p> <p>②感知器については消防法施行規則 (昭和36年自治省令第6号) 第23条第4項に従い、感知器と同等の機能を有する機器については同項において求める火災区域内の感知器の網羅性及び火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令 (昭和56年自治省令第17号) 第12条から第18条までに定める感知性能と同等以上の方法により設置すること。</p> <p>③外部電源喪失時に機能を失わないように、電源を確保する設計であること。</p> <p>④中央制御室で適切に監視できる設計であること。</p>	<p>【大阪】</p> <p>■記載内容の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【女川】</p> <p>■記載方針の相違 実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準改正に伴う相違</p> <p>【女川】</p> <p>■記載方針の相違 実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準改正に伴う相違</p> <p>【女川】</p> <p>■記載方針の相違 実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準改正に伴う相違</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料 41-4 重大事故等対処施設が設置される火災区域又は火災区画の火災感知設備について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1. 概要</p> <p>火災が発生した場合に、重大事故等対処施設が設置される火災区域又は火災区画の火災を早期に感知し、重大事故等対処施設に対する火災の影響を限定するために火災感知設備を設置する。火災感知設備は、周囲の環境条件等を考慮して設置する火災感知器と、中央制御室での火災の監視等の機能を有する受信機を含む火災受信機盤等により構成される。</p> <p>2. 火災感知器選定の考え方</p> <p>原子力発電所で想定される火災は、ポンプ等の潤滑油やケーブルの火災であり、原子力発電所特有の火災が想定される箇所はなく、一般施設で使用されている火災感知設備で感知可能である。</p>	<p>2.2.2 火災感知設備及び消火設備は、以下の各号に示すように、地震等の自然現象によっても、火災感知及び消火の機能、性能が維持される設計であること。</p> <p>(1) 凍結するおそれがある消火設備は、凍結防止対策を講じた設計であること。</p> <p>(2) 風水害に対して消火設備の性能が著しく阻害されない設計であること。</p> <p>(3) 消火配管は、地震時における地盤変位対策を考慮した設計であること。</p> <p>本資料では、重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画への火災感知設備の設置方針を示す。</p> <p>3. 火災感知設備の概要</p> <p>女川原子力発電所2号炉において火災が発生した場合に、重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の火災を早期に感知するために、要求事項に応じた「火災感知設備」を設置する。</p> <p>「火災感知設備」は、周囲の環境条件を考慮して設置する「火災感知器」と、中央制御室等での火災の監視等の機能を有する「受信機」を含む火災受信機盤等により構成される。女川原子力発電所2号炉に設置する「火災感知器」及び「受信機」について、以下に示す。</p> <p>3.1. 火災感知設備の火災感知器について</p> <p>火災感知器は、早期に火災を感知するため、火災感知器の取付面高さ、火災感知器を設置する周囲の温度、湿度及び空気流等の環境条件を考慮して設置する。</p> <p>女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉施設内で発生する火災としては、ポンプに内包する油やケーブルの火災であり、原子力発電所特有の火災条件が想定される箇所はなく、病院等の施設で使用されている火災感知器を消防法に準じて設置することにより、十分に火災を感知することが可能である。</p>	<p>2.2.2 火災感知設備及び消火設備は、以下の各号に示すように、地震等の自然現象によっても、火災感知及び消火の機能、性能が維持される設計であること。</p> <p>(1) 凍結するおそれがある消火設備は、凍結防止対策を講じた設計であること。</p> <p>(2) 風水害に対して消火設備の性能が著しく阻害されない設計であること。</p> <p>(3) 消火配管は、地震時における地盤変位対策を考慮した設計であること。</p> <p>本資料では、重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画への火災感知設備の設置方針を示す。</p> <p>3. 火災感知設備の概要</p> <p>泊発電所3号炉において火災が発生した場合に、重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の火災を早期に感知するために、要求事項に応じた「火災感知設備」を設置する。</p> <p>「火災感知設備」は、周囲の環境条件を考慮して設置する「火災感知器」と、中央制御室での火災の監視等の機能を有する「受信機」を含む火災受信機盤等により構成される。泊発電所3号炉に設置する「火災感知器」及び「受信機」について、以下に示す。</p> <p>3.1. 火災感知設備の火災感知器について</p> <p>火災感知器は、早期に火災を感知するため、火災感知器の取付面高さ、火災感知器を設置する周囲の温度、湿度及び空気流等の環境条件を考慮して設置する。</p> <p>泊発電所3号炉の発電用原子炉施設内で発生する火災としては、ポンプに内包する油やケーブルの火災であり、原子力発電所特有の火災条件が想定される箇所はなく、病院等の施設で使用されている火災感知器を消防法に準じて設置することにより、十分に火災を感知することが可能である。</p>	<p>【大飯】</p> <p>■記載内容の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【女川】</p> <p>■設備名称の相違</p> <p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映：着色せず)</p> <p>【女川】</p> <p>■記載方針の相違 実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準改正に伴い火災の監視場所を明確化した。</p> <p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違</p> <p>【女川】</p> <p>■設備名称の相違</p> <p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料 41-4 重大事故等対処施設が設置される火災区域又は火災区画の火災感知設備について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>火災感知器には、煙、熱、炎を感知するものがあり、煙感知器、熱感知器、炎感知器に区分される。火災感知器による早期感知の観点から、設置環境等についてそれぞれ制約はあるものの、次表の特徴に示すとおり、炎が生じる前のくん焼状態の火災から感知できる煙感知器及び炎が生じた時点で火災を感知できる炎感知器は、熱を感知する熱感知器より優位性がある。</p> <p>審査基準（参考）では、早期感知のために異なる種類の感知器の設置を、誤作動防止のためにアナログ式の感知器の設置を求めている。炎感知器はアナログ式のものがないが、上述するように火災の早期感知の観点で熱感知器より優位性があることから、誤作動防止の他の対策を講じることで火災感知器の選定対象に含め、アナログ式の煙感知器、アナログ式の熱感知器、またはアナログ式でない炎感知器から、異なる種類の感知器を組み合わせて設置する設計とする。</p> <p>なお、アナログ式の火災感知器は、平常時の状況（温度、煙の濃度）を監視し、かつ火災現象（急激な温度や煙の濃度の上昇）を把握することができる設計とする。</p>			<p>【大飯】</p> <p>■記載内容の相違                      （女川実績の反映：着色せず）</p>

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由								
<p style="text-align: center;"><b>火災感知器の特徴</b></p> <table border="1" data-bbox="134 143 649 829"> <thead> <tr> <th>感知器の種類</th> <th>特徴</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>熱感知器</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>火災発生時の熱（感知器周辺の温度上昇）を感知して、警報を発する。</li> <li>実際の温度上昇を感知して警報を発するため、煙感知器と比較して、誤作動要因が少なく、煙感知器の設置が適さない多層構造等や炎感知器の設置が適さない障害物により視野角が確保できない場所でも使用できる。</li> <li>熱を感知して警報を発するため、警報発信時には出火状態となっており、早期に火災を感知する性能は、煙感知器及び炎感知器に及ばない。</li> <li>審査基準（参考）で誤作動防止のために求めている、アナログ式のものがある。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>煙感知器</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>火災時に発生する煙を感知して警報を発する。</li> <li>火災が本格化する前から発生する煙を感知するため、熱感知器及び炎感知器より、早期感知に優位性がある。</li> <li>湿度及び塵埃によって誤作動するため、環境条件によっては設置できない。</li> <li>審査基準（参考）で誤作動防止のために求めている、アナログ式のものがある。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>炎感知器</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>炎から発生する赤外線又は紫外線を感知して警報を発する。</li> <li>炎が生じる前のくも状態の火災は感知できないが、熱感知器及び煙感知器のように火災源から感知器への熱及び煙の到達遅れ時間が存在せず、炎が生じた時点ですぐに感知できるため早期感知の優位性がある。</li> <li>煙や熱が拡散してしまう大空間での火災感知が可能であるが、障害物により視野角が確保できない場所への設置は適さない。</li> <li>審査基準（参考）で誤作動防止のために求めている、アナログ式のものはない。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(火災の早期感知)</p> <p>火災感知器を取り付ける高さ、温度、湿度、空気流等の環境条件と、感知器を設置する火災区域に設置している重大事故等対処施設で想定される火災の性質を踏まえ、2種類の火災感知器を設置する。</p> <p>重大事故等対処施設を設置している火災区域の火災感知器の組み合わせは、以下を基本とし、火災の早期感知を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当該火災区域内の重大事故等対処施設が電気盤またはケーブルの場合、電気盤の筐体内、ケーブルトレイ内に炎が留まることが想定されるため、煙感知器と熱感知器を設置。</li> <li>当該火災区域内の重大事故等対処施設が、火災防護対象のポンプ、集中設置された電気盤の場合、機器外部での火災も想定されるため、火災の早期感知の観点で、より優位性のある煙感知器と炎感知器を設置。ただし、他の機器等によって炎感知器の視野角が確保できない場合は、煙感知器と熱感知器を設置する。</li> </ul>	感知器の種類	特徴	熱感知器	<ul style="list-style-type: none"> <li>火災発生時の熱（感知器周辺の温度上昇）を感知して、警報を発する。</li> <li>実際の温度上昇を感知して警報を発するため、煙感知器と比較して、誤作動要因が少なく、煙感知器の設置が適さない多層構造等や炎感知器の設置が適さない障害物により視野角が確保できない場所でも使用できる。</li> <li>熱を感知して警報を発するため、警報発信時には出火状態となっており、早期に火災を感知する性能は、煙感知器及び炎感知器に及ばない。</li> <li>審査基準（参考）で誤作動防止のために求めている、アナログ式のものがある。</li> </ul>	煙感知器	<ul style="list-style-type: none"> <li>火災時に発生する煙を感知して警報を発する。</li> <li>火災が本格化する前から発生する煙を感知するため、熱感知器及び炎感知器より、早期感知に優位性がある。</li> <li>湿度及び塵埃によって誤作動するため、環境条件によっては設置できない。</li> <li>審査基準（参考）で誤作動防止のために求めている、アナログ式のものがある。</li> </ul>	炎感知器	<ul style="list-style-type: none"> <li>炎から発生する赤外線又は紫外線を感知して警報を発する。</li> <li>炎が生じる前のくも状態の火災は感知できないが、熱感知器及び煙感知器のように火災源から感知器への熱及び煙の到達遅れ時間が存在せず、炎が生じた時点ですぐに感知できるため早期感知の優位性がある。</li> <li>煙や熱が拡散してしまう大空間での火災感知が可能であるが、障害物により視野角が確保できない場所への設置は適さない。</li> <li>審査基準（参考）で誤作動防止のために求めている、アナログ式のものはない。</li> </ul>	<p>重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画には、基本的に火災発生時に炎が生じる前の発煙段階から感知できる煙感知器を設置し、その他、蒸気及びガスの発生により煙感知器が誤作動する可能性のある火災区域又は火災区画には、熱感知器を設置する。</p>	<p>重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画には、基本的に火災発生時に炎が生じる前の発煙段階から感知できる煙感知器を設置し、その他、蒸気及びガスの発生により煙感知器が誤作動する可能性のある火災区域又は火災区画には、熱感知器を設置する。</p>	<p>【大阪】  <span style="color: blue;">■</span>記載方針の相違                      (女川実績の反映)</p> <p>【大阪】  <span style="color: blue;">■</span>記載方針の相違                      (女川実績の反映：着色せず)</p> <p>【大阪】  <span style="color: blue;">■</span>記載方針の相違                      (女川実績の反映：着色せず)</p>
感知器の種類	特徴										
熱感知器	<ul style="list-style-type: none"> <li>火災発生時の熱（感知器周辺の温度上昇）を感知して、警報を発する。</li> <li>実際の温度上昇を感知して警報を発するため、煙感知器と比較して、誤作動要因が少なく、煙感知器の設置が適さない多層構造等や炎感知器の設置が適さない障害物により視野角が確保できない場所でも使用できる。</li> <li>熱を感知して警報を発するため、警報発信時には出火状態となっており、早期に火災を感知する性能は、煙感知器及び炎感知器に及ばない。</li> <li>審査基準（参考）で誤作動防止のために求めている、アナログ式のものがある。</li> </ul>										
煙感知器	<ul style="list-style-type: none"> <li>火災時に発生する煙を感知して警報を発する。</li> <li>火災が本格化する前から発生する煙を感知するため、熱感知器及び炎感知器より、早期感知に優位性がある。</li> <li>湿度及び塵埃によって誤作動するため、環境条件によっては設置できない。</li> <li>審査基準（参考）で誤作動防止のために求めている、アナログ式のものがある。</li> </ul>										
炎感知器	<ul style="list-style-type: none"> <li>炎から発生する赤外線又は紫外線を感知して警報を発する。</li> <li>炎が生じる前のくも状態の火災は感知できないが、熱感知器及び煙感知器のように火災源から感知器への熱及び煙の到達遅れ時間が存在せず、炎が生じた時点ですぐに感知できるため早期感知の優位性がある。</li> <li>煙や熱が拡散してしまう大空間での火災感知が可能であるが、障害物により視野角が確保できない場所への設置は適さない。</li> <li>審査基準（参考）で誤作動防止のために求めている、アナログ式のものはない。</li> </ul>										

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

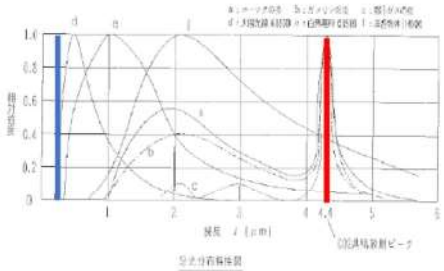

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料 41-4 重大事故等対処施設が設置される火災区域又は火災区画の火災感知設備について）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
<p>ただし、屋外エリアは、火災による煙は周囲に拡散し、煙感知器による火災感知は困難であることから、アナログ式の熱感知器とアナログ式でない炎感知器を選定することとなる。</p> <p>なお、熱感知器については、火災による熱（暖められた空気）が大気中に拡散することから火災が想定される箇所の熱を直接感知できる位置に感知器を設置する配置上の考慮が必要である。放射線量が高い場所は、アナログ式の火災感知器の放射線による故障が想定される。このため、火災感知器の故障を防止する観点から、アナログ式でない火災感知器を選定する。</p> <p>発火性又は引火性の雰囲気を形成するおそれのある場所は、火災感知器作動時の着火を防止するため、アナログ式でない防爆型の火災感知器を選定する。</p> <p>（火災感知設備の誤作動防止）</p> <p>煙感知器は、アナログ式とする。アナログ式の煙感知器は蒸気等が充填する場所には設置せず、環境条件に応じた火災信号を発信させることで、火災感知設備の誤作動防止を図る。</p> <p>屋外につながる箇所（海水管トンネルエリア）に設置する場合は、設置位置、型式（防水仕様等）を考慮し、火災感知設備の誤作動を防止する。</p> <p>熱感知器は、アナログ式とする。アナログ式の熱感知器で、環境条件に応じた火災信号を発信させ、作動温度を周囲温度より高い温度で作動するものを選定することで、火災感知設備の誤作動防止を図る。</p> <p>屋外に熱感知器を設置する場合は、防水型のアナログ式とし、感知器内部への浸水によって誤作動することを防止する。</p> <table border="1" data-bbox="129 1072 672 1364"> <thead> <tr> <th colspan="2">非火災報を発信させる一般的な要因*</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>煙感知器</td> <td>・タバコの煙 ・調理の煙 ・チリ、ほこり ・湯気、蒸気</td> </tr> <tr> <td>熱感知器</td> <td>・排気、燃焼ガス ・直射日光（外光） ・殺虫剤散布 ・腐食性ガス</td> </tr> <tr> <td>炎感知器</td> <td>・暖房の熱（空調） ・振動、衝撃 ・腐食性ガス</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・照明の熱 ・ボイラーの熱 ・風雨</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・外光（太陽光） ・電車の架線とパンタグラフ間の火花 ・車両のヘッドランプの光</td> </tr> </tbody> </table> <p>※自動火災報知設備の非火災報対策マニュアル （実務編）第3版より</p>	非火災報を発信させる一般的な要因*		煙感知器	・タバコの煙 ・調理の煙 ・チリ、ほこり ・湯気、蒸気	熱感知器	・排気、燃焼ガス ・直射日光（外光） ・殺虫剤散布 ・腐食性ガス	炎感知器	・暖房の熱（空調） ・振動、衝撃 ・腐食性ガス		・照明の熱 ・ボイラーの熱 ・風雨		・外光（太陽光） ・電車の架線とパンタグラフ間の火花 ・車両のヘッドランプの光	<p>さらに、「固有の信号を発する異なる種類の火災感知器」の設置要求を満足するため、既存の火災感知器に加えて熱感知器又は煙感知器を組み合わせて設置する。設置にあたっては、消防法に準じた条件で設置する。</p> <p>これらの組合せは、平常時の状況（温度、煙の濃度）を監視し、かつ、火災現象（急激な温度や煙の濃度の上昇）を把握することができるアナログ式とする。</p> <p>周囲の環境条件から、アナログ式の熱感知器又は煙感知器を設置することが適さない箇所の火災感知器等の選定方法を以下に示す。なお、重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画のうち、建屋内に設置する火災感知器設備については作動した火災感知器を一つずつ特定できる機能を有する設計とする。</p>	<p>さらに、「固有の信号を発する異なる感知方式の火災感知器」の設置要求を満足するため、既存の火災感知器に加えて熱感知器又は煙感知器を組み合わせて設置する。設置にあたっては、消防法に準じた条件で設置する。</p> <p>これらの組合せは、平常時の状況（温度、煙の濃度）を監視し、かつ、火災現象（急激な温度や煙の濃度の上昇）を把握することができるアナログ式とする。</p> <p>周囲の環境条件から、アナログ式の熱感知器又は煙感知器を設置することが適さない箇所の火災感知器等の選定方法を以下に示す。なお、重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画のうち、建屋内に設置する火災感知器設備については作動した火災感知器を一つずつ特定できる機能を有する設計とする。</p>	<p>【大阪】 ■記載方針の相違 （女川実績の反映：着色せず） 【女川】 ■記載表現の相違 火災防護審査基準改正による相違</p> <p>【大阪】 ■記載方針の相違 （女川実績の反映：着色せず）</p>
非火災報を発信させる一般的な要因*															
煙感知器	・タバコの煙 ・調理の煙 ・チリ、ほこり ・湯気、蒸気														
熱感知器	・排気、燃焼ガス ・直射日光（外光） ・殺虫剤散布 ・腐食性ガス														
炎感知器	・暖房の熱（空調） ・振動、衝撃 ・腐食性ガス														
	・照明の熱 ・ボイラーの熱 ・風雨														
	・外光（太陽光） ・電車の架線とパンタグラフ間の火花 ・車両のヘッドランプの光														

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料 41-4 重大事故等対処施設が設置される火災区域又は火災区画の火災感知設備について）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>アナログ式でない炎感知器には、赤外線を感知する方式と紫外線を感知する方式の2種類がある。</p> <p>赤外線を感知する方式は、炎に含まれる特有の波長と炎のちらつきを検出するものであり、下図に示すとおり物質の燃焼時に強く現れるCO<sub>2</sub>共鳴放射（約4.4μm）の波長を検出するものである。</p> <p>一方、紫外線を感知する方式は、太陽光、炎、電球の光、溶接の火花などに含まれる微弱な紫外線の量を感知するもので、高感度である。</p> <p>原子力発電所で想定される火災は、ポンプ等の潤滑油やケーブルの火災であることから、高感度ではあるが、太陽光をはじめ多種多様な紫外線に反応する紫外線を感知する方式よりも、物質燃焼時の炎からの赤外線のCO<sub>2</sub>共鳴放射の波長を感知する赤外線を感知する方式を採用し、炎以外の赤外線による誤作動を防止する。</p>  <p>屋内に赤外線方式の炎感知器を設置する場合、外光が当たらず、高温物体が近傍にない箇所に設置することで、誤作動を防止する。</p> <p>屋外に赤外線方式の炎感知器を設置する場合は、太陽光の影響を防ぐために下図に示すように視野角への影響を考慮した遮光板の設置や防水型の炎感知器を採用することにより、誤作動を防止する。</p> 			<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違        (女川実績の反映:着色せず)</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料 41-4 重大事故等対処施設が設置される火災区域又は火災区画の火災感知設備について）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3. 火災感知器の設置</p> <p>2項の考えに従い、添付資料1,2のとおり、火災感知器を設置する。</p> <p>ただし、可燃物の状況や、当該火災区域の放射線の状況等を踏まえ、以下に示す火災区域又は火災区画は、上記とは異なる設計とする。</p> <p>防爆型の電気品の使用に関しては、添付資料3に示す。</p>	<p>○蓄電池室</p> <p>蓄電池室は、蓄電池充電中に少量の水素を発生することから、換気空調設備を設置しており、安定した室内環境を維持しているが、万が一の水素濃度の上昇<sup>*1</sup>を考慮し、防爆型煙感知器及び熱感知器を設置する設計とする。</p> <p>防爆型の煙感知器及び熱感知器は非アナログ式しか製造されていないが、蓄電池室に設置する非アナログ式の防爆型煙感知器はアナログ式煙感知器と同様に、炎が生じる前の発煙段階から煙の早期感知が可能である。</p>		<p>【大阪】</p> <p>■記載方針の相違        （女川実績の反映：着色せず）</p> <p>【女川】</p> <p>■設計の相違        泊は、蓄電池室は多重化し非常用電源から受電している換気空調設備による換気により、「電気設備に関する技術基準を定める省令」第六十九条及び「工場電気設備防爆指針」で要求される爆発性雰囲気とはならないため、当該の火災区域又は火災区画に設置する電気・計装品は防爆型としない設計である。このため、蓄電池室にはアナログ式の煙とアナログ式の熱感知器を設置する設計としている。        （大阪と同様）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料 41-4 重大事故等対処施設が設置される火災区域又は火災区画の火災感知設備について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>また、蓄電池室に設置する非アナログ式の防爆型熱感知器については、蓄電池室は換気空調設備により安定した室内環境を維持していることから、通常の熱感知器と同様、周囲温度を考慮した作動温度を設定することによって、早期の火災感知及び誤作動の防止を図る。</p> <p>※1 蓄電池室は、換気空調設備の機械換気により、水素濃度の上昇を防止する設計である。</p> <p>○海水ポンプ室（補機ポンプエリア）及びガスタービン発電設備燃料移送ポンプエリア</p> <p>海水ポンプ室（補機ポンプエリア）及びガスタービン発電設備燃料移送ポンプエリアは屋外であるため、火災による煙は周囲に拡散し、煙感知器による火災感知は困難である。</p> <p>このため、区域全体の火災を感知するために、非アナログ式の炎感知器及びアナログ式の赤外線感知機能を備えた熱感知カメラを監視範囲に火災の検知に影響を及ぼす死角がないように設置する。これらはそれぞれ誤作動防止対策として以下の機能を有する。</p> <p>・炎感知器：平常時より炎の波長の有無を連続監視し、火災現象（急激な環境変化）を把握できることから、アナログ式と同等の機能を有する。また、感知原理に「赤外線3波長式」（物質の燃焼時に発生する特有な放射エネルギーの波長帯を3つ検知した場合のみ発報する）を採用し誤作動防止を図る。さらに、降水等の浸入により火災感知器の故障が想定されるため屋外仕様を採用する設計とする。なお、太陽光の影響については、火災発生時の特有な波長帯のみを感知することで誤作動を防止する設計とする。</p>	<p>○代替非常用発電機エリア</p> <p>代替非常用発電機エリアは屋外であるため、火災による煙は周囲に拡散し、煙感知器による火災感知は困難である。</p> <p>このため、区域全体の火災を感知するために、非アナログ式の炎検出装置及びアナログ式の赤外線感知機能を備えた熱感知カメラを監視範囲に火災の検知に影響を及ぼす死角がないように設置する。これらはそれぞれ誤作動防止対策として以下の機能を有する。</p> <p>・炎検出装置：平常時より炎の波長の有無を連続監視し、火災現象（急激な環境変化）を把握できることから、アナログ式と同等の機能を有する。また、感知原理に「赤外線3波長式」（物質の燃焼時に発生する特有な放射エネルギーの波長帯を3つ検知した場合のみ発報する）を採用し誤作動防止を図る。さらに、降水等の浸入により火災感知器の故障が想定されるため屋外仕様を採用する設計とする。なお、太陽光の影響については、火災発生時の特有な波長帯のみを感知することで誤作動を防止する設計とする。</p>	<p>【女川】  <b>■設計の相違</b>    屋外に設置している設備の相違</p> <p>【大飯】  <b>■記載内容の相違</b>    （女川実績の反映）</p> <p>【女川】  <b>■記載表現の相違</b>    泊は使用している機器を明確化した。</p> <p>【大飯】  <b>■記載内容の相違</b>    （女川実績の反映：着色せず）</p> <p>【女川】  <b>■記載表現の相違</b>    泊は使用している機器を明確化した。</p> <p>【大飯】  <b>■記載内容の相違</b>    （女川実績の反映：着色せず）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料 41-4 重大事故等対処施設が設置される火災区域又は火災区画の火災感知設備について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(1) 燃料油貯蔵タンク及び重油タンクエリア（設計基準対象施設と共通）</p> <p>燃料油貯蔵タンク及び重油タンクエリアは、タンク内部の燃料が気化することを考慮し、アナログ式でない防爆型の熱感知器とアナログ式でない防爆型の炎感知器を設置する設計とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>燃料油貯蔵タンク及び重油タンクエリアは、タンク内部の燃料が気化することを考慮し、アナログ式でない防爆型の煙感知器とアナログ式でない防爆型の熱感知器を設置する設計とする。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;"> <p>大飯の設置許可申請書（添付書類八）適正化版より参考掲載</p> </div>	<p>・熱感知カメラ：アナログ式の熱感知カメラを使用することによって、誤作動防止を図る。また、サーモグラフィにより、火源の早期確認・判断誤り防止を図る。さらに、屋外に設置することから降水等の浸入により火災感知器の故障が想定されるため屋外仕様を採用する設計とする。なお、熱感知カメラの感知原理は赤外線による熱監視であるが、感知する対象が熱であることから炎感知器とは異なる種類の感知器と考える。</p> <p>○軽油タンク及びガスタービン発電設備軽油タンク</p> <p>軽油タンク及びガスタービン発電設備軽油タンクは屋外地下貯蔵式のタンクであり、タンク内部の軽油が気化した状態で、万一口室に漏えいするような故障が発生した場合には軽油タンクエリアが引火性又は発火性の雰囲気形成する可能性もあるため、火災を早期に感知できるよう、非アナログ式の防爆型で、かつ固有の信号を発する異なる種類の煙感知器及び熱感知器を設置する。</p>	<p>・熱感知カメラ：アナログ式の熱感知カメラを使用することによって、誤作動防止を図る。また、サーモグラフィにより、火源の早期確認・判断誤り防止を図る。さらに、屋外に設置することから降水等の浸入により火災感知器の故障が想定されるため屋外仕様を採用する設計とする。なお、熱感知カメラの感知原理は赤外線による熱監視であるが、感知する対象が熱であることから炎感知器とは異なる感知方式の感知器と考える。</p> <p>○ディーゼル発電機燃料油貯油槽及び燃料タンク（SA）</p> <p>ディーゼル発電機燃料油貯油槽及び燃料タンク（SA）は屋外地下貯蔵式のタンクであり、また、引火性又は発火性の雰囲気形成するおそれのある場所であるため、万が一の軽油燃料の気化を考慮し、火災を早期に感知できるよう、ディーゼル発電機燃料油貯油槽及び燃料タンク（SA）上部に非アナログ式の防爆型で、かつ固有の信号を発する異なる感知方式の煙感知器及び熱感知器を設置する。</p>	<p>【大飯】</p> <p>■記載内容の相違        (女川実績の反映：着色せず)</p> <p>【女川】</p> <p>■記載表現の相違        火災防護審査基準改正による相違</p> <p>【女川・大飯】</p> <p>■設計の相違        防爆型の感知器を設置するエリアの相違。</p> <p>【女川】</p> <p>■設計の相違        泊は、乾燥砂に覆われた地下構造である。</p> <p>【大飯】</p> <p>■設計の相違        感知器の組み合わせが相違。ただし、火災感知器増設に係る設計及び工事計画認可申請における基本設計方針を踏まえ適正化した設置許可添付書類八に記載の内容と同様の設計としている。</p> <p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違        (女川実績の反映)</p> <p>【女川】</p> <p>■記載表現の相違        火災防護審査基準改正による相違</p> <p>【大飯】</p> <p>■記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>アナログ式でない防爆型の熱感知器は、<b>燃料油貯蔵タンク及び重油タンク</b>の温度を有意に変動させる加熱源等を設置しないことで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>アナログ式でない防爆型の炎感知器は、外光があたらないタンク内に設置することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <div data-bbox="91 336 712 582" style="border: 1px solid blue; padding: 5px;"> <p>アナログ式でない防爆型の煙感知器は、塵埃及び水蒸気の影響を受けない場所に設置することで、誤作動を防止する設計とする。アナログ式でない防爆型の熱感知器は、燃料油貯蔵タンク及び重油タンクの温度を有意に変動させる加熱源等を設置しないことで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>大飯の設置許可申請書 (添付書類八) 適正化版より参考掲載</p> </div>	<p>これらの防爆型感知器は非アナログ式であるが、<b>軽油タンク</b>室内には蒸気を発生する設備等はないため、蒸気等が充満するおそれはなく、非アナログ式の煙感知器であっても誤作動する可能性は低い。また、火災感知器の作動値を室温より高めに設定する非アナログ式の熱感知器であっても誤作動する可能性は低い。このため、火災発生リスクを低減する観点から、非アナログ式の防爆型の火災感知器を設置する設計とする。感知器設置の概要を第41-4-1図に示す。</p> <div data-bbox="795 595 1258 997" style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>第41-4-1図 軽油タンク及びカスタービン発電設備軽油タンクの火災感知器設置概要</p> </div>	<p>これらの防爆型感知器は非アナログ式であるが、<b>ディーゼル発電機燃料油貯油槽及び燃料タンク (SA)</b> 内には蒸気を発生する設備等はないため、蒸気等が充満するおそれはなく、非アナログ式の煙感知器であっても誤作動する可能性は低い。また、火災感知器の作動値を室温より高めに設定する非アナログ式の熱感知器であっても誤作動する可能性は低い。このため、火災発生リスクを低減する観点から、非アナログ式の防爆型の火災感知器を設置する設計とする。感知器設置の概要を第41-4-1図に示す。</p> <div data-bbox="1368 595 1951 997" style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> </div> <div data-bbox="1393 997 1917 1412" style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>※燃料タンク (SA) については、今後の検討により変更となる可能性がある。</p> </div>	<p><b>【女川・大飯】</b>  <span style="color: red;">■</span>設計の相違                  防爆型の感知器を設置するエリアの相違  <b>【大飯】</b>  <span style="color: blue;">■</span>記載方針の相違                  (女川実績の反映:着色せず)</p> <p><b>【女川】</b>  <span style="color: red;">■</span>設計の相違                  防爆型の感知器を設置するエリア及びタンク室内の構造の相違  <b>【大飯】</b>  <span style="color: red;">■</span>設計の相違                  防爆型の感知器を設置するエリア及び感知器の種類との相違。ただし、火災感知器増設に係る設計及び工事計画認可申請における基本設計方針を踏まえ適正化した設置許可添付書類八に記載の内容と同様の設計としている。</p>
<div data-bbox="91 997 712 1276" style="border: 1px solid blue; padding: 5px;"> <p>図1 燃料油貯蔵タンク、重油タンクの火災感知器設置概要図</p> </div> <div data-bbox="91 1276 712 1473" style="border: 1px solid blue; padding: 5px;"> <p>第3-4-1図 燃料油貯蔵タンクエリアの火災感知器設置概要図</p> <p>大飯発電所第3,4号機 火災感知器増設に係る設計及び工事計画認可申請補足説明資料 3-4 燃料油貯蔵タンク及び重油タンクエリアの火災感知器設計について より参考掲載</p> </div>		<p>第41-4-1図 ディーゼル発電機燃料油貯油槽及び燃料タンク (SA) の火災感知器設置概要図</p>	




泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料 41-4 重大事故等対処施設が設置される火災区域又は火災区画の火災感知設備について)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>○ 燃料取替床等</p> <p>燃料取替床等は天井が高く、大空間となっているため、火災による熱が周囲に拡散することから、熱感知器による感知は困難である。このため、アナログ式の煙感知器と非アナログ式の炎感知器(赤外線)をそれぞれの監視範囲に火災の検知に影響を及ぼす死角がないように設置する設計とする。</p>	<p>○使用済燃料ピット及び新燃料貯蔵庫エリア等</p> <p>使用済燃料ピット及び新燃料貯蔵庫エリア等は天井が高く、大空間となっているため、火災による熱が周囲に拡散することから、熱感知器による感知は困難である。このため、アナログ式の煙感知器と非アナログ式の炎感知器(赤外線)をそれぞれの監視範囲に火災の検知に影響を及ぼす死角がないように設置する設計とする。</p> <p>ただし、天井が高いエリア以外については、アナログ式の煙感知器及びアナログ式の熱感知器を設置する設計とする。</p>	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> <li>炎感知器を設置するエリアの相違</li> <li>【大飯】</li> <li>■記載方針の相違 (女川実績の反映)</li> <li>【女川】</li> <li>■設備の相違</li> <li>建屋構造の相違</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>(凡例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><span style="border: 1px dashed red; padding: 2px;"> </span> 火災区画</li> <li><span style="border: 1px solid blue; padding: 2px;"> </span> 天井が高いエリア</li> <li><span style="border: 1px solid red; padding: 2px;"> </span> 天井が低いエリア</li> <li><span style="color: red;">●</span> 写真撮影場所</li> <li><span style="color: blue;">↑</span> 写真撮影方向</li> </ul> <p>第41-4-2図：使用済燃料ピット及び新燃料貯蔵庫エリア 平面図</p>  <p style="text-align: center;">写真①</p>  <p style="text-align: center;">写真②</p> <p>第41-4-3図：使用済燃料ピット及び新燃料貯蔵庫エリアの状況</p> <p><span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 20px; height: 10px; vertical-align: middle;"></span> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>【女川】</p> <p>■記載の充実</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料 41-4 重大事故等対処施設が設置される火災区域又は火災区画の火災感知設備について）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 原子炉格納容器（設計基準対象施設と共通、添付資料4）</p> <p>原子炉格納容器には、アナログ式の煙感知器とアナログ式の熱感知器を設置する設計とする。</p> <p>ただし、比較的線量の高い原子炉格納容器ループ室及び加圧器室の熱感知器は、放射線による火災感知器の故障を防止するため、アナログ式でないものとする。アナログ式でない熱感知器は、原子炉格納容器の通常時の温度（約65℃以下）より高い温度で作動するものを選定することで、誤作動を防止する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>ただし、原子炉格納容器ループ室、加圧器室、再生熱交換器室及び炉内計装用シンプル配管室のうち比較的線量の高い場所に設置する熱感知器は、放射線による火災感知器の故障を防止するため、アナログ式でないものとする。アナログ式でない熱感知器は、原子炉格納容器内の通常時の温度（約65℃以下）より高い温度で作動するものを選定することで、誤作動を防止する設計とする。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;"> <p>大飯の設置許可申請書（添付書類八）適正化版より参考掲載</p> </div>	<p>炎感知器は非アナログ式であるが、平常時より炎の波長の有無を連続監視し、火災現象（急激な環境変化）を把握できることから、アナログ式と同等の機能を有する。また、外光が当たらず、高温物体が近傍にない箇所に設置することにより、誤作動防止を図る設計とする。さらに、感知原理に「赤外線3波長式」（物質の燃焼時に発生する特有な放射エネルギーの波長帯を3つ検知した場合にのみ発報する）を採用し誤作動防止を図る設計とする。</p> <p>○原子炉格納容器</p> <p>原子炉格納容器内の火災感知器は、環境条件や予想される火災の性質を考慮し、原子炉格納容器内には異なる2種類の感知器としてアナログ式の煙感知器及び熱感知器を設置する設計とする。</p> <p>なお、想定される火災源に対しては、さらなる安全性向上のため非アナログ式の熱感知器を設置する設計とする。</p>	<p>炎感知器は非アナログ式であるが、平常時より炎の波長の有無を連続監視し、火災現象（急激な環境変化）を把握できることから、アナログ式と同等の機能を有する。また、外光が当たらず、高温物体が近傍にない箇所に設置することにより、誤作動防止を図る設計とする。さらに、感知原理に「赤外線式」（物質の燃焼時に発生する特有な放射エネルギーの波長帯を検知した場合にのみ発報する）を採用し誤作動防止を図る設計とする。</p> <p>○原子炉格納容器</p> <p>原子炉格納容器内の火災感知器は、環境条件や予想される火災の性質を考慮し、原子炉格納容器内には異なる感知方式の感知器としてアナログ式の煙感知器、アナログ式の熱感知器又は非アナログ式の炎感知器から異なる感知方式の感知器を組み合わせる設計とする。</p> <p>ただし、原子炉格納容器ループ室、加圧器室、炉内核計装用シンプル配管室及び再生熱交換器室のうち比較的線量の高い場所に設置する熱感知器は、放射線による火災感知器の故障を防止するため、非アナログ式とする。非アナログ式の熱感知器は、原子炉格納容器内の通常時の温度（約65℃以下）より高い温度で作動するものを選定することで、誤作動を防止する設計とする。</p>	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■記載方針の相違（女川実績の反映）</li> <li>【女川】</li> <li>■設計の相違</li> <li>検知原理の相違</li> </ul> <p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■記載方針の相違（女川実績の反映）</li> <li>【女川】</li> <li>■設計の相違</li> <li>設置する感知器の組み合わせ、及び非アナログ式の熱感知器を設置する場所の相違。</li> <li>【大飯】</li> <li>■設計の相違</li> <li>非アナログ式の熱感知器を設置する場所の相違。ただし、火災感知器増設に係る設計及び工事計画認可申請における基本設計方針を踏まえ適正化した設置許可添付書類八に記載の内容と同様としている。</li> <li>【大飯】</li> <li>■記載表現の相違</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料 41-4 重大事故等対処施設が設置される火災区域又は火災区画の火災感知設備について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(水素の着火性に対する配慮)</p> <p>アナログ式の火災感知器は、火災を感知するプロセスにおいて火花を発生しない。一方、<b>アナログ式でない</b>感知器は、火災を感知するプロセスにおいて火花を発生させる可能性は否定できないため、<b>アナログ式でない火災感知器は、防爆型とする。</b></p>	<p>原子炉格納容器内は、通常運転中、窒素封入により不活性化しており、火災が発生する可能性がない。しかしながら、運転中の原子炉格納容器は、閉鎖した状態で長期間高温かつ高線量環境となることから、アナログ式の火災感知器が故障する可能性がある。このため、原子炉格納容器内の火災感知器は、起動中の窒素封入後に中央制御室内の受信機にて作動信号を除外する運用とする。</p> <p>プラント停止過程における原子炉格納容器内の火災感知器は、運転中の長期間高温かつ高線量環境で電子回路が故障している可能性があることから、アナログ式の煙感知器及び熱感知器は高温停止後の原子炉格納容器内点検において、速やかに取替える設計とする。なお、アナログ式の煙感知器及び熱感知器を取替えるまでの間は非アナログ式の熱感知器での火災監視に加えて、火災発生の可能性を示すパラメータの監視強化を行う設計とする。</p> <p>低温停止中における原子炉格納容器内の火災感知器は、起動中と同様にアナログ式の煙感知器及び熱感知器を設置する設計とする。</p>	<p>アナログ式の火災感知器は、火災を感知するプロセスにおいて火花を発生しない。一方、非アナログ式の熱感知器は、火災を感知するプロセスにおいて火花を発生させる可能性は否定できないため、非アナログ式の熱感知器は、<b>防爆型とする。</b></p>	<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊は原子炉格納容器内の放射線量の高いエリアに設置する非アナログ式の熱感知器は、万一、水素が発生するような場合を考慮して、<b>防爆型とする。</b></p> <p>【大飯】</p> <p>■記載表現の相違</p> <p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>PWRの原子炉格納容器内はBWRとは異なり、窒素置換していないことから、火災感知器の作動信号を除外する運用とはしていない。</p> <p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊は放射線による火災感知器の故障を防止するため非アナログ式の熱感知器を設置する方針としている。</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料 41-4 重大事故等対処施設が設置される火災区域又は火災区画の火災感知設備について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(原子炉格納容器内における天井面までの高さが8m以上ある箇所)                      オペレーションフロア (EL33m) については、その外周部床面に一部電気盤等の可燃物が存在するため、下図に従い床面から8mを超えない範囲にアナログ式の煙感知器とアナログ式の熱感知器を設置する。</p> <div data-bbox="91 336 712 555" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>各給気ファン及び再循環ファンの運転時及び停止時において、発炎段階の火災は消防法施行規則第23条第4項に基づきアナログ式でない炎感知器を設置することにより早期に感知し、発熱量の少ないくん焼段階の火災は発火源となり得る設備の直上及び煙の流路上で有効に火災を感知できる場所にアナログ式の煙感知器を設計基準②を満足する設計とする。</p> </div> <div data-bbox="91 571 712 715" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>大飯発電所第3,4号機 火災感知器増設に係る設計及び工事計画認可申請 補足説明資料 3-2-3 原子炉格納容器の火災感知器設計 ロ.使用する感知器等の設置方法 より参考掲載</p> </div> <div data-bbox="120 735 607 1023" style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> </div> <p>(放射線の影響による火災感知器の故障)                      平成8年頃に、原子炉格納容器内の火災感知器を、アナログ式でないものからアナログ式のものに交換したが、以下のとおり、ループ室に設置した火災感知器の故障が発生した。これらは、交換から1年程度で発生している。                      メーカーが調査したところ、アナログ式の火災感知器で使用されているICチップ等の半導体部品の損傷が原因であることが判明した。また、ループ室に設置した火災感知器のみに故障が発生したことから、ICチップ等の半導体部品の損傷は、γ線や中性子線などの放射線の影響と推定された。                      この調査結果を踏まえ、比較的線量の高いループ室、加圧器室の火災感知器は、従来から使用しているアナログ式でないものに戻し、それ以降、火災感知器の故障は頻発しなくなった。</p>	<p>燃料取替床等は天井が高く、大空間となっているため、火災による熱が周囲に拡散することから、熱感知器による感知は困難である。                      このため、アナログ式の煙感知器と非アナログ式の炎感知器（赤外線）をそれぞれの監視範囲に火災の検知に影響を及ぼす死角がないように設置する設計とする。</p> <div data-bbox="730 368 1339 464" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>文章構成比較のため、本記載は女川2号炉の3.1. ○燃料取替床等 より再掲</p> </div> <p>炎感知器は非アナログ式であるが、平常時より炎の波長の有無を連続監視し、火災現象（急激な環境変化）を把握できることから、アナログ式と同等の機能を有する。また、外光が当たらず、高温物体が近傍にない箇所に設置することにより、誤作動防止を図る設計とする。さらに、感知原理に「赤外線3波長式」（物質の燃焼時に発生する特有な放射エネルギーの波長帯を3つ検知した場合のみ発報する）を採用し誤作動防止を図る設計とする。</p> <div data-bbox="730 879 1339 975" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>文章構成比較のため、本記載は3,43.1. ○燃料取替床等 より再掲</p> </div>	<p>また、原子炉格納容器内オペレーティングフロアは天井が高く、大空間となっているため、火災による熱が周囲に拡散することから、熱感知器による感知は困難である。                      このため、炎感知器（赤外線）を火災の検知に影響を及ぼす死角がないように設置する設計とする。</p> <p>また、発火源となり得る設備の直上及び煙の流路上で有効に火災を感知できる場所にアナログ式の煙感知器を設置する設計とする。</p> <p>炎感知器は非アナログ式であるが、平常時より炎の波長の有無を連続監視し、火災現象（急激な環境変化）を把握できることから、アナログ式と同等の機能を有する。また、外光が当たらず、高温物体が近傍にない箇所に設置することにより、誤作動防止を図る設計とする。さらに、感知原理に「赤外線式」（物質の燃焼時に発生する特有な放射エネルギーの波長帯を検知した場合にのみ発報する）を採用し誤作動防止を図る設計とする。</p>	<p><b>【女川】</b>                      ■設計の相違                      泊発電所の格納容器オペレーティングフロアは天井が高く熱感知器の設置に適していないことから、非アナログ式の炎感知器を設置する。</p> <p><b>【大飯】</b>                      ■設計の相違                      設置する感知器の組合せの相違。ただし、大飯の火災感知器増設に係る設計及び工事計画認可申請における基本設計方針と同様の設計である。</p> <p><b>【大飯】</b>                      ■記載内容の相違                      (女川実績の反映：着色せず)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料 41-4 重大事故等対処施設が設置される火災区域又は火災区画の火災感知設備について）

大飯発電所3 / 4号炉				女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
ユニット	感知器設置場所	故障時期	故障内容			【大飯】 ■記載内容の相違 (女川実績の反映：着色せず)
高浜1号機	ループ室(2個)	H10年8月	信号線異常			
	ループ室(3個)	H11年8月	信号線異常			
	ループ室(1個)	H12年1月	信号線異常			
高浜2号機	ループ室(3個)	H10年2月	信号線異常			
	ループ室(3個)	H11年9月	信号線異常			
高浜3号機	ループ室(1個)	H12年1月	感知器無応答			
高浜4号機	ループ室(3個)	H11年2月	感知器無応答			
<p>このため、比較的線量の高い原子炉格納容器ループ室、加圧器室には、アナログ式でない火災感知器を採用することで、放射線による火災感知器の故障を防止する。</p> <p>(参考) 半導体に対する放射線の影響*</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・はじき出し損傷効果 (Displacement Damage Dose Effect)                      多量の放射線が入射し、半導体結晶を構成する原子が定常位置からはじき出されることによって引き起こされる。はじき出された原子及び空格子点は、欠陥準位を形成し、半導体の諸特性を劣化させる。バルク損傷 (BulkDamage)とも呼ばれる。</li> <li>・トータルドーズ効果 (Total Ionizing Dose Effect)                      多量の放射線が入射し、電離作用によって引き起こされる。生成された電荷は、固定電荷や界面準位を形成し、半導体の諸特性を劣化させる。累積線量効果とも呼ばれる。</li> <li>・シングルイベント効果 (Single Event Effect)                      1個の粒子が入射し、電離作用により高密度の電荷が生成されることにより引き起こされる。生成された電荷が半導体素子中を流れることによって、一時的もしくは定常的な故障が起こる。</li> </ul> <p>※独立行政法人日本原子力研究開発機構「ソフトウェア(などのLSIにおける放射線効果)に関する第1回勉強会(2011年9月7-8日)」より</p>						



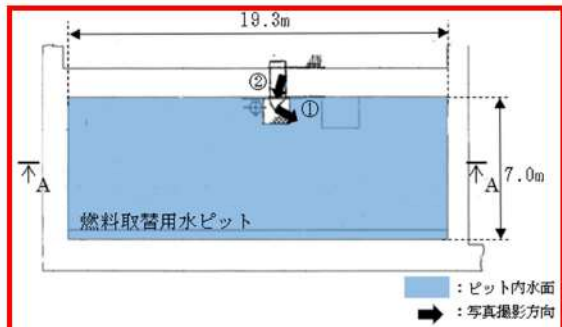
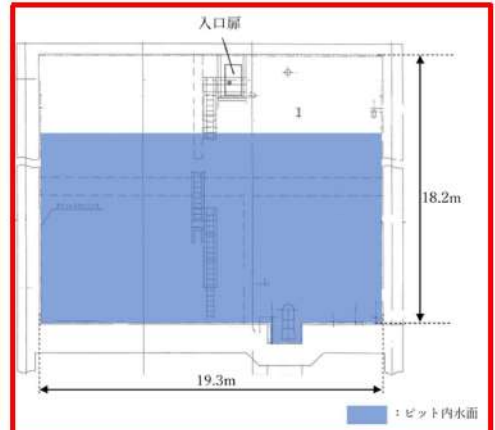
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料 41-4 重大事故等対処施設が設置される火災区域又は火災区画の火災感知設備について）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(原子炉格納容器内のアナログ式でない熱感知器の誤作動防止)            アナログ式でない熱感知器は、原子炉運転中の原子炉格納容器内の温度より高い温度で作動するものを選定し、誤作動を防止する。</p> <p>(3) 燃料取替用水ピットエリア（設計基準対象施設と共通）            燃料取替用水ピットの側面と底面は、金属に覆われており、ピット内は水で満たされていること、燃料取替用水ピットエリアは、可燃物を置かず、発火源がない設計とすることから、火災が発生するおそれはない。したがって、燃料取替用水ピットエリアには、火災感知器を設置しない設計とする。</p>	<p>火災感知器の型式ごとの特徴等を添付資料2に示す。また、火災感知器の配置図を添付資料3に示す。なお、火災感知器の配置図については、火災防護に係る審査基準に基づき重大事故等対処施設に対して設置する感知器に加え、設計基準対象施設に対して設置する感知器も記載している。また、屋外設置となる常設重大事故等対処設備の感知器の感知範囲と設備の設置場所の関係を添付資料4に示す。</p> <p>○火災の影響を受けるおそれが考えにくい火災区域又は火災区画            火災の影響を受けるおそれが考えにくい火災区域又は火災区画は、感知器を設置しない、若しくは消防法又は建築基準法に基づく火災感知器を設置する設計とする。</p>	<p>火災感知器の型式ごとの特徴等を添付資料2に示す。また、火災感知器の配置図を添付資料3に示す。なお、火災感知器の配置図については、火災防護に係る審査基準に基づき重大事故等対処施設に対して設置する感知器に加え、設計基準対象施設に対して設置する感知器も記載している。また、屋外設置となる常設重大事故等対処設備の感知器の感知範囲と設備の設置場所の関係を添付資料4に示す。</p> <p>また、以下に示す火災区域又は火災区画は、感知器を設置しない設計とする。</p> <p>○燃料取替用水ピット室（設計基準対象施設と共通）            燃料取替用水ピット室は全面が金属に覆われており、ピット内は水で満たされていること、燃料取替用水ピット室は、可燃物を置かず、発火源がない設計とすることから、火災が発生するおそれはない。したがって、燃料取替用水ピット室には、火災感知器を設置しない設計とする。</p>	<p>【大飯】            ■記載方針の相違            (女川実績の反映)</p> <p>【女川】            ■記載方針の相違            泊は感知器を設置しないエリアについて個別に記載している。</p> <p>【女川】            ■記載表現の相違</p> <p>【大飯】            ■記載内容の相違            (女川実績の反映:着色せず)</p> <p>【女川】            ■設計の相違            泊は、先行PWRの感知器BFの審査実績を踏まえ、火災が発生するおそれが無い場所として、燃料取替用水ピットを選定し、大飯と同様にピット室には感知器を設置しない設計としている。</p> <p>【大飯】            ■設備構造の相違            泊のピットは全面が金属により覆われている</p> <p>【大飯】            ■設備名称の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>燃料取替用水ピットの現場状況</p>		 <p>第41-4-4図：燃料取替用水ピット室イメージ及び現場状況</p>  <p>第41-4-5図：燃料取替用水ピット室 平面図</p>  <p>第41-4-6図：燃料取替用水ピット室 断面図 (A-A 矢視)</p>	<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊は、先行PWRの感知器BFの審査実績を踏まえ、火災が発生するおそれが無い場所として、燃料取替用水ピットを選定し、大飯と同様にピット室には感知器を設置しない設計としている。</p> <p>【大飯】</p> <p>■設備名称の相違</p>


赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(4) 復水ピットエリア (設計基準対象施設と共通)</p> <p>復水ピットの側面と底面は、金属に覆われており、ピット内は水で満たされていること、復水ピットエリアは、可燃物を置かず、発火源がない設計とすることから、火災が発生するおそれはない。</p> <p>したがって、復水ピットエリアには、火災感知器を設置しない設計とする。</p> <div data-bbox="123 391 672 587" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="291 630 504 654">復水ピットの現場状況</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料 41-4 重大事故等対処施設が設置される火災区域又は火災区画の火災感知設備について）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(5)海水管トンネルエリア（設計基準対象施設と共通）</p> <p>海水管トンネルエリアには、約700mのトンネルに安全系のケーブルが設置されており、消防法の設置基準に基づき設置するアナログ式の煙感知器及び長距離の火災感知に適し、熱感知器と同等の性能を有する光ファイバークーブルをケーブルトレイの各トレンに設置する設計とする。熱を感知できる光ファイバークーブルは、海水管トンネル内の温度を有意に変動させる加熱源を設置しないことで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>ケーブルから火災が発生した場合は、煙とともに熱が生じることから、煙感知器と温度上昇を感知する光ファイバークーブルを設置し、早期感知が図れるようにする。</p> <p>光ファイバークーブルを利用した感知器は、光ファイバークーブルにパルス波を入射したときに発生するラマン散乱光の強度が、散乱を起こした位置の光ファイバークーブルの温度により変化することを利用した検出原理を採用していることから、光ファイバークーブルを広域に布設することにより、スポットではなく広域の温度感知と火源の位置を特定することが可能である。また、光ファイバークーブルは、海水管トンネル内での主たる火源はケーブルであることから、ケーブルが火災となった場合にケーブル付近の温度上昇に伴う火災の感知と位置を特定することができる。（添付資料5）</p> 			<p>【大飯】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊の海水管ダクトは大飯と異なり他号炉と共有していないため、ケーブル敷設部に隔壁を設置しておらず、海水管設置エリアと同一空間となっており、アナログ式の煙感知器及びアナログ式の熱感知器を設置する設計としている。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料 41-4 重大事故等対処施設が設置される火災区域又は火災区画の火災感知設備について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="159 153 629 485" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="159 491 624 517" data-label="Caption"> <p>図2 海水管トンネルエリアの火災感知器設置概要図</p> </div> <p>4. 火災受信機盤                      中央制御室に設置する火災受信機盤等で、アナログ式の火災感知器、アナログ式でない火災感知器、アナログ式でない防爆型の火災感知器の作動状況を常時監視する設計とする。                      また、火災受信機盤は、火災感知設備を構成する火災感知器に応じて、以下の機能を有するよう設計する。</p> <div data-bbox="91 791 712 1027" data-label="Text" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>中央制御室に設置する火災受信機盤等で、火災感知器の作動状況を常時監視する設計とする。                      火災受信機盤等は、作動した火災感知器を1つずつ特定することで、火災の発生場所を特定する機能を有するよう設計する。</p> <p>大飯の設置許可申請書（添付書類八）適正化版より参考掲載</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 作動したアナログ式の火災感知器を1つずつ特定することで、火災の発生場所を特定する機能</li> </ul> <p>なお、重大事故等に対処する場合を考慮して、緊急時対策所で監視できる設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 作動した防爆型の火災感知器を1つずつ特定することで、火災の発生場所を特定する機能</li> </ul>	<p>3.2. 火災感知設備の受信機について                      火災感知設備の受信機は、以下のとおり、火災発生場所を特定できる設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①アナログ式の火災感知器が接続可能であり、作動した火災感知器を1つずつ特定できる設計とする。</li> <li>②水素の漏えいの可能性が否定できない蓄電池室及び可燃性ガスの発生が想定される軽油タンク及びガスタービン発電設備軽油タンクに設置する非アナログ式の防爆型の火災感知器を1つずつ特定できる設計とする。</li> </ul>	<p>3.2. 火災感知設備の受信機について                      火災感知設備の受信機は、以下のとおり、火災発生場所を特定できる設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①アナログ式の火災感知器が接続可能であり、作動した火災感知器を1つずつ特定できる設計とする。</li> <li>②ディーゼル発電機燃料油貯油槽及び燃料タンク（SA）に設置する非アナログ式の防爆型の火災感知器を1つずつ特定できる設計とする。</li> </ul>	<p>【大飯】                      ■設計の相違                      泊の海水管ダクトは大飯と異なり他号炉と共有していないため、ケーブル敷設部に隔壁を設置しておらず、海水管設置エリアと同一空間となっており、アナログ式の煙感知器及びアナログ式の熱感知器を設置する設計としている。</p> <p>【大飯】                      ■記載方針の相違                      （女川実績の反映）</p> <p>【女川】                      ■設計の相違                      防爆型の火災感知器を設置する場所の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料 41-4 重大事故等対処施設が設置される火災区域又は火災区画の火災感知設備について）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>・作動したアナログ式でない火災感知器を1つずつ特定することで、火災の発生場所を特定する機能。</p>	<p>③原子炉格納容器内の火災感知設備の火災受信機盤は、中央制御室に設置し常時監視できる設計とする。また、受信機盤は、アナログ式の煙感知器及び熱感知器、非アナログ式の熱感知器を1つずつ特定できる設計とする。ただし、誤作動防止として起動時の窒素封入後に作動信号を除外する運用とする。</p> <p>④屋外の海水ポンプ室（補機ポンプエリア）及びガスタービン発電設備燃料移送ポンプエリアを監視する非アナログ式の屋外仕様の炎感知器、アナログ式の熱感知カメラの感知器を1つずつ特定できる設計とする。なお、屋外設備火災監視盤においては、火災発生場所の詳細はカメラ機能により映像監視が可能な設計とする。</p> <p>⑤燃料取替床を監視する非アナログ式の炎感知器を1つずつ特定できる設計とする。</p>	<p>③原子炉格納容器内のアナログ式の煙感知器及び熱感知器、非アナログ式の防爆型の熱感知器並びに非アナログ式の炎感知器を1つずつ特定できる設計とする。</p> <p>④屋外の代替非常用発電機エリアを監視する非アナログ式の屋外仕様の炎検出装置、アナログ式の熱感知カメラの感知器を1つずつ特定できる設計とする。なお、屋外エリア熱感知カメラ火災受信機盤においては、火災発生場所の詳細はカメラ機能により映像監視が可能な設計とする。</p> <p>⑤使用済燃料ピット及び新燃料貯蔵庫エリア等の天井が高い区画を監視する非アナログ式の炎感知器を1つずつ特定できる設計とする。</p>	<p>【女川】  <b>■設計の相違</b>          ・泊は原子炉格納容器用の火災受信機盤は設置していない。          ・組み合わせる感知器の相違          ・PWRの原子炉格納容器内はBWRとは異なり、窒素置換していないことから、作動信号を除外する運用としない。</p> <p>【大阪】  <b>■記載方針の相違</b>          (女川実績の反映)</p> <p>【女川】  <b>■設計の相違</b>          屋外に設置している設備の相違</p> <p>【女川】  <b>■記載表現の相違</b>          使用している機器を明確化したことによる相違、及び設備名称の相違</p> <p>【女川】  <b>■設計の相違</b>          炎感知器を設置するエリアの相違</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料 41-4 重大事故等対処施設が設置される火災区域又は火災区画の火災感知設備について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>4.1 火災感知設備の電源確保</p> <p>火災区域又は火災区画に設置する火災感知設備は、全交流動力電源喪失時においても火災の感知が可能となるように、消防法を満足する蓄電池を内蔵し60分間*電源供給が可能な設計とする。この蓄電池は、代替電源から電力が供給開始されるまでの容量を有し、また、重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備については、非常用電源からの受電も可能とし、蓄電池の容量は、全交流動力電源喪失時に代替電源から給電されるまでの容量を満足するものとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>この蓄電池は、ディーゼル発電機から電力が供給開始されるまでの容量を有し、また、火災防護上重要な機器等を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備については、非常用電源からの受電も可能とし、蓄電池の容量は、全交流動力電源喪失時に代替電源から給電されるまでの容量も満足するものとする。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>大飯の設置許可申請書（添付書類八）適正化版より参考掲載</p> </div> <p>※消防法施行規則第二十四条で要求している蓄電池容量</p> <p>4.2 火災感知設備の中央制御室での監視</p>	<p>3.3. 火災感知設備の電源について</p> <p>重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備は、全交流動力電源喪失時に常設代替交流電源から電力が供給されるまでの約70分間*1 電力を供給できる容量を有した蓄電池を設け、電源を確保する設計とする。</p> <p>また、重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備に供給する電源は、非常用ディーゼル発電機が接続されている非常用電源より供給する設計とする。</p> <p>※1 消防法施行規則第二十四条で要求している蓄電池容量</p> <p>3.4. 火災感知設備の中央制御室等での監視について</p> <p>重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備の火災受信機盤には、以下のものがある。</p>	<p>3.3. 火災感知設備の電源について</p> <p>重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備は、全交流動力電源喪失時に常設代替交流電源から電力が供給されるまでの約70分間*1 電力を供給できる容量を有した蓄電池を設け、電源を確保する設計とする。</p> <p>また、重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備に供給する電源は、ディーゼル発電機が接続されている非常用電源より供給する設計とする。</p> <p>※1 消防法施行規則第二十四条で要求している蓄電池容量</p> <p>3.4. 火災感知設備の中央制御室での監視について</p> <p>重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備の火災受信機盤には、以下のものがある。</p>	<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違        （女川実績の反映：着色せず）</p> <p>【女川】</p> <p>■設備名称の相違</p> <p>【女川】</p> <p>■記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>火災受信機</th> <th>配置場所</th> <th>電源供給</th> <th>監視エリア</th> <th>作動した火災感知器を1つずつ特定できる機能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防災監視操作盤・受信機</td> <td>中央制御室</td> <td>非常用電源から受電する。さらに、全交流電源喪失時にも常設代替交流電源から電力が供給されるまでの約70分間電力を供給できる容量を有した蓄電池を設ける。</td> <td>○建屋内 (原子炉建屋、制御建屋、緊急時対策建屋、緊急用電気品建屋) ○ケーブル連絡トレンチ ○軽油タンク、ガスタービン発電設備軽油タンク</td> <td>有り</td> </tr> <tr> <td>屋外設備火災監視盤</td> <td>中央制御室</td> <td>非常用電源から受電する。さらに、全交流電源喪失時にも常設代替交流電源から電力が供給されるまでの約70分間電力を供給できる容量を有した蓄電池を設ける。</td> <td>○海水ポンプ室 (補機ポンプエリア) ○ガスタービン発電設備燃料移送ポンプエリア</td> <td>有り</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器火災受信機</td> <td>中央制御室</td> <td>非常用電源から受電する。さらに、全交流電源喪失時にも常設代替交流電源から電力が供給されるまでの約70分間電力を供給できる容量を有した蓄電池を設ける。</td> <td>○原子炉格納容器</td> <td>有り</td> </tr> </tbody> </table>	火災受信機	配置場所	電源供給	監視エリア	作動した火災感知器を1つずつ特定できる機能	防災監視操作盤・受信機	中央制御室	非常用電源から受電する。さらに、全交流電源喪失時にも常設代替交流電源から電力が供給されるまでの約70分間電力を供給できる容量を有した蓄電池を設ける。	○建屋内 (原子炉建屋、制御建屋、緊急時対策建屋、緊急用電気品建屋) ○ケーブル連絡トレンチ ○軽油タンク、ガスタービン発電設備軽油タンク	有り	屋外設備火災監視盤	中央制御室	非常用電源から受電する。さらに、全交流電源喪失時にも常設代替交流電源から電力が供給されるまでの約70分間電力を供給できる容量を有した蓄電池を設ける。	○海水ポンプ室 (補機ポンプエリア) ○ガスタービン発電設備燃料移送ポンプエリア	有り	原子炉格納容器火災受信機	中央制御室	非常用電源から受電する。さらに、全交流電源喪失時にも常設代替交流電源から電力が供給されるまでの約70分間電力を供給できる容量を有した蓄電池を設ける。	○原子炉格納容器	有り	<table border="1"> <thead> <tr> <th>火災受信機</th> <th>配置場所</th> <th>電源供給</th> <th>監視区域</th> <th>作動した感知器を1つずつ特定できる機能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>火災受信機盤 (総合操作盤)</td> <td>中央制御室</td> <td>非常用電源から受電する。さらに、全交流電源喪失時にも常設代替交流電源から電力が供給されるまでの約70分間電力を供給できる容量を有した蓄電池を設ける。</td> <td>○建屋内 ○燃料油貯油槽 ○燃料タンク (SA)</td> <td>有り</td> </tr> <tr> <td>火災受信機盤 (光ファイバ温度監視端末)</td> <td>中央制御室</td> <td>非常用電源から受電する。さらに、全交流電源喪失時にも常設代替交流電源から電力が供給されるまでの約70分間電力を供給できる容量を有した蓄電池を設ける。</td> <td>○フロアケーブルダクト</td> <td>有り</td> </tr> <tr> <td>屋外エリア熱感知カメラ火災受信機盤 (屋外SA設備火災感知装置監視端末)</td> <td>中央制御室</td> <td>非常用電源から受電する。さらに、全交流電源喪失時にも常設代替交流電源から電力が供給されるまでの約70分間電力を供給できる容量を有した蓄電池を設ける。</td> <td>○屋外 (代替非常用発電機エリア)</td> <td>有り</td> </tr> </tbody> </table>	火災受信機	配置場所	電源供給	監視区域	作動した感知器を1つずつ特定できる機能	火災受信機盤 (総合操作盤)	中央制御室	非常用電源から受電する。さらに、全交流電源喪失時にも常設代替交流電源から電力が供給されるまでの約70分間電力を供給できる容量を有した蓄電池を設ける。	○建屋内 ○燃料油貯油槽 ○燃料タンク (SA)	有り	火災受信機盤 (光ファイバ温度監視端末)	中央制御室	非常用電源から受電する。さらに、全交流電源喪失時にも常設代替交流電源から電力が供給されるまでの約70分間電力を供給できる容量を有した蓄電池を設ける。	○フロアケーブルダクト	有り	屋外エリア熱感知カメラ火災受信機盤 (屋外SA設備火災感知装置監視端末)	中央制御室	非常用電源から受電する。さらに、全交流電源喪失時にも常設代替交流電源から電力が供給されるまでの約70分間電力を供給できる容量を有した蓄電池を設ける。	○屋外 (代替非常用発電機エリア)	有り	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■記載方針の相違 (女川実績の反映)</li> </ul>
火災受信機	配置場所	電源供給	監視エリア	作動した火災感知器を1つずつ特定できる機能																																							
防災監視操作盤・受信機	中央制御室	非常用電源から受電する。さらに、全交流電源喪失時にも常設代替交流電源から電力が供給されるまでの約70分間電力を供給できる容量を有した蓄電池を設ける。	○建屋内 (原子炉建屋、制御建屋、緊急時対策建屋、緊急用電気品建屋) ○ケーブル連絡トレンチ ○軽油タンク、ガスタービン発電設備軽油タンク	有り																																							
屋外設備火災監視盤	中央制御室	非常用電源から受電する。さらに、全交流電源喪失時にも常設代替交流電源から電力が供給されるまでの約70分間電力を供給できる容量を有した蓄電池を設ける。	○海水ポンプ室 (補機ポンプエリア) ○ガスタービン発電設備燃料移送ポンプエリア	有り																																							
原子炉格納容器火災受信機	中央制御室	非常用電源から受電する。さらに、全交流電源喪失時にも常設代替交流電源から電力が供給されるまでの約70分間電力を供給できる容量を有した蓄電池を設ける。	○原子炉格納容器	有り																																							
火災受信機	配置場所	電源供給	監視区域	作動した感知器を1つずつ特定できる機能																																							
火災受信機盤 (総合操作盤)	中央制御室	非常用電源から受電する。さらに、全交流電源喪失時にも常設代替交流電源から電力が供給されるまでの約70分間電力を供給できる容量を有した蓄電池を設ける。	○建屋内 ○燃料油貯油槽 ○燃料タンク (SA)	有り																																							
火災受信機盤 (光ファイバ温度監視端末)	中央制御室	非常用電源から受電する。さらに、全交流電源喪失時にも常設代替交流電源から電力が供給されるまでの約70分間電力を供給できる容量を有した蓄電池を設ける。	○フロアケーブルダクト	有り																																							
屋外エリア熱感知カメラ火災受信機盤 (屋外SA設備火災感知装置監視端末)	中央制御室	非常用電源から受電する。さらに、全交流電源喪失時にも常設代替交流電源から電力が供給されるまでの約70分間電力を供給できる容量を有した蓄電池を設ける。	○屋外 (代替非常用発電機エリア)	有り																																							
<p>重大事故等対処施設が設置される火災区域又は火災区画に発生した火災は、中央制御室に設置されている火災受信機盤等で監視する設計とする。</p> <p>火災が発生していない平常時においても、火災が発生していないこと及び火災感知設備に異常がないことを火災受信機盤等で常時監視する。</p> <p>なお、重大事故等に対処する場合を考慮して、緊急時対策所に警報を発信することが可能な設計とする。</p>	<p>ただし、緊急時対策建屋で発生した火災は、緊急時対策建屋内及び2号炉の中央制御室に設置した受信機で監視可能な設計とする。</p>	<p>ただし、緊急時対策所で発生した火災は、緊急時対策所内及び3号炉の中央制御室に設置した受信機で監視可能な設計とする。</p>	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■施設名称の相違</li> <li>【大飯】</li> <li>■記載方針の相違 (女川実績の反映:着色せず)</li> </ul>																																								

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料 41-4 重大事故等対処施設が設置される火災区域又は火災区画の火災感知設備について）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																							
<p>5. 火災感知設備の地震時の機能維持</p> <p>重大事故等対処施設が設置される火災区域又は火災区画に設置する火災感知設備は、重大事故等対処施設の区分に応じて、機能を維持できる設計とする。具体例を表1に示す。</p> <p>表1 重大事故等対処施設に対する火災感知設備の地震時の機能維持</p> <table border="1" data-bbox="152 427 609 587"> <thead> <tr> <th>主な重大事故等に対処するための機能を有する機器</th> <th>火災感知設備の機能維持方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>余熱除去ポンプ、 充てんポンプ、 高圧注入ポンプ、 電動補助給水ポンプ。</td> <td>Ss 機能維持。</td> </tr> </tbody> </table> <p>5.1 火災感知設備の地震時の機能維持方針</p> <p>重大事故等対処施設が設置される火災区域又は火災区画に設置する火災感知設備は、加振試験又は解析・評価により、機器に要求される機能が維持されることを確認する設計とする。</p> <p>加振試験は、機器の設置場所、設置方法を踏まえ、設置レベルでの応答加速度又は各設置レベルを包絡する応答加速度で、鉛直方向及び水平方向について実施するものとする。また、解析・評価は「原子力発電所耐震設計技術指針許容応力・重要度分類編」(JEAG4601-1984)、「原子力発電所耐震設計技術指針」(JEAG4601-1987)、「原子力発電所耐震設計技術指針追補版」(JEAG4601-1991)を参考に実施するものとする。</p> <p>火災感知設備の Ss 機能維持評価対象部位を表2に示す。表2に示す評価対象部位毎に、設置状態を考慮して、加振試験又は解析・評価による以下の(1)及び(2)の評価を実施することにより、火災感知設備が地震時においても機能を維持できることを確認する。</p> <p>表2 火災感知設備の Ss 機能維持評価対象部位</p> <table border="1" data-bbox="183 1343 609 1433"> <thead> <tr> <th>設備名</th> <th>Ss 機能維持評価対象部位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">火災感知設備</td> <td>受信機盤</td> </tr> <tr> <td>火災感知器</td> </tr> </tbody> </table>	主な重大事故等に対処するための機能を有する機器	火災感知設備の機能維持方針	余熱除去ポンプ、 充てんポンプ、 高圧注入ポンプ、 電動補助給水ポンプ。	Ss 機能維持。	設備名	Ss 機能維持評価対象部位	火災感知設備	受信機盤	火災感知器	<p>3.5. 火災感知設備の耐震設計について</p> <p>重大事故等対処施設を防護するために設置する火災感知設備は、第41-4-1 表及び第41-4-2 表に示すとおり、重大事故等対処施設の耐震クラスに応じて機能を維持できる設計とする。</p> <p>第41-4-1表 火災感知設備の耐震設計</p> <table border="1" data-bbox="734 418 1169 523"> <thead> <tr> <th>主な重大事故等対処施設</th> <th>火災感知設備の耐震設計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>低圧代替注水系</td> <td>Ss 機能維持</td> </tr> <tr> <td>耐圧強化ベント系</td> <td>Ss 機能維持</td> </tr> <tr> <td>常設代替交流電源設備</td> <td>Ss 機能維持</td> </tr> </tbody> </table> <p>第41-4-2表 Ss 機能維持を確認するための対応</p> <table border="1" data-bbox="734 561 1169 641"> <thead> <tr> <th>確認対象</th> <th>火災感知設備の耐震設計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受信機</td> <td>加振試験</td> </tr> <tr> <td>感知器</td> <td>加振試験</td> </tr> </tbody> </table>	主な重大事故等対処施設	火災感知設備の耐震設計	低圧代替注水系	Ss 機能維持	耐圧強化ベント系	Ss 機能維持	常設代替交流電源設備	Ss 機能維持	確認対象	火災感知設備の耐震設計	受信機	加振試験	感知器	加振試験	<p>3.5. 火災感知設備の耐震設計について</p> <p>重大事故等対処施設を防護するために設置する火災感知設備は、第41-4-1 表及び第41-4-2 表に示すとおり、重大事故等対処施設の耐震クラスに応じて機能を維持できる設計とする。</p> <p>第41-4-1表 火災感知設備の耐震設計</p> <table border="1" data-bbox="1361 427 1966 609"> <thead> <tr> <th>主な重大事故等対処施設</th> <th>火災感知設備の耐震設計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>余熱除去ポンプ</td> <td>Ss 機能維持</td> </tr> <tr> <td>充てんポンプ</td> <td>Ss 機能維持</td> </tr> <tr> <td>高圧注入ポンプ</td> <td>Ss 機能維持</td> </tr> <tr> <td>電動補助給水ポンプ</td> <td>Ss 機能維持</td> </tr> </tbody> </table> <p>第41-4-2表 Ss 機能維持を確認するための対応</p> <table border="1" data-bbox="1361 657 1966 746"> <thead> <tr> <th>感知設備の機器</th> <th>Ss 機能維持を確保するための対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受信機</td> <td>加振試験</td> </tr> <tr> <td>感知器</td> <td>加振試験</td> </tr> </tbody> </table>	主な重大事故等対処施設	火災感知設備の耐震設計	余熱除去ポンプ	Ss 機能維持	充てんポンプ	Ss 機能維持	高圧注入ポンプ	Ss 機能維持	電動補助給水ポンプ	Ss 機能維持	感知設備の機器	Ss 機能維持を確保するための対応	受信機	加振試験	感知器	加振試験	<p>【大阪】</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【女川】</p> <p>■施設名称の相違 【大阪】</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映)</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映:着色せず)</p>
主な重大事故等に対処するための機能を有する機器	火災感知設備の機能維持方針																																									
余熱除去ポンプ、 充てんポンプ、 高圧注入ポンプ、 電動補助給水ポンプ。	Ss 機能維持。																																									
設備名	Ss 機能維持評価対象部位																																									
火災感知設備	受信機盤																																									
	火災感知器																																									
主な重大事故等対処施設	火災感知設備の耐震設計																																									
低圧代替注水系	Ss 機能維持																																									
耐圧強化ベント系	Ss 機能維持																																									
常設代替交流電源設備	Ss 機能維持																																									
確認対象	火災感知設備の耐震設計																																									
受信機	加振試験																																									
感知器	加振試験																																									
主な重大事故等対処施設	火災感知設備の耐震設計																																									
余熱除去ポンプ	Ss 機能維持																																									
充てんポンプ	Ss 機能維持																																									
高圧注入ポンプ	Ss 機能維持																																									
電動補助給水ポンプ	Ss 機能維持																																									
感知設備の機器	Ss 機能維持を確保するための対応																																									
受信機	加振試験																																									
感知器	加振試験																																									

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料 41-4 重大事故等対処施設が設置される火災区域又は火災区画の火災感知設備について）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(1) 応力評価            火災感知設備（基礎ボルト等）の応力評価は、設備に発生する種々の荷重を組合せた荷重に対して、地震応答解析により求める荷重から算出する発生応力、又は評価対象設備の応答加速度から算出する発生応力が許容応力以下となることを確認する。</p> <p>(2) 機能維持評価            火災感知設備の機能維持評価は、重大事故等対処施設の区分に応じた地震動による応答加速度が、加振試験等により機能維持を確認した加速度（機能確認済加速度）以下となることを確認する。            火災感知設備の電路についても、地震時において機能を維持できることを確認する。</p> <p>6. 火災感知設備の試験検査            アナログ型の火災感知器を含めた火災感知設備は、機能に異常がないことを確認するため、定期的に自動試験を実施する。</p> <p>ただし、自動試験機能のない火災感知器は、機能に異常がないことを確認するために、煙等の火災を模擬した試験を消防法令に定める頻度で実施する。</p>	<p>3.6. 火災感知設備に対する試験検査について            火災感知器を含めた火災感知設備は、機能に異常が無いことを確認するために、自動試験を実施する。</p> <p>ただし、試験機能のない火災感知器は、機能に異常がないことを確認するために、消防法施行規則第三十一の六に基づき、半年に一度の機器点検時及び1年に一度の総合点検時に、煙等の火災を模擬した試験を実施する。</p> <p>以上より、重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画に設置する火災感知器については、火災防護に係る審査基準に則り、環境条件等を考慮した火災感知器の設置、異なる種類を組み合わせた火災感知器の設置、非常用電源からの受電、火災受信機盤の中央制御室への設置を行う設計とする。一部非アナログ式の感知器を設置するが、それぞれ誤作動防止対策を実施する。これにより、火災感知設備については十分な保安水準が確保されているものとする。</p>	<p>3.6. 火災感知設備に対する試験検査について            火災感知器を含めた火災感知設備は、機能に異常がないことを確認するために、自動試験を実施する。</p> <p>ただし、試験機能のない火災感知器は、機能に異常がないことを確認するために、消防法施行規則第三十一条の六に基づき、半年に一度の機器点検時及び1年に一度の総合点検時に、煙等の火災を模擬した試験を実施する。</p> <p>以上より、重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画に設置する火災感知器については、火災防護に係る審査基準に則り、環境条件等を考慮した火災感知器の設置、異なる感知方式を組み合わせた火災感知器の設置、非常用電源からの受電、火災受信機盤の中央制御室への設置を行う設計とする。一部非アナログ式の感知器を設置するが、それぞれ誤作動防止対策を実施する。これにより、火災感知設備については十分な保安水準が確保されているものとする。</p>	<p>■記載方針の相違            (女川実績の反映:着色せず)</p> <p>【大飯】            ■記載方針の相違            (女川実績の反映)</p> <p>【大飯】            ■記載方針の相違            (女川実績の反映)            【女川】            ■記載表現の相違</p> <p>【女川】            ■記載表現の相違            火災防護審査基準改正による相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">添付資料1</p> <p>「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」(抜粋)</p> <p>2.2 火災の感知、消火</p> <p>2.2.1 火災感知設備及び消火設備は、以下の各号に掲げるように、安全機能を有する構築物、系統及び機器に対する火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行える設計であること。</p> <p>(1) 火災感知設備</p> <p>①各火災区域における放射線、取付面高さ、温度、湿度、空気流等の環境条件や予想される火災の性質を考慮して型式を選定し、<b>早期に火災を感知できる場所に設置すること。</b></p> <p>②火災を早期に感知できるよう固有の信号を発する異なる種類の感知器又は同等の機能を有する機器を組合せて設置すること。また、その設置にあたっては、感知器等の誤作動を防止するための方策を講じること。</p> <p>③外部電源喪失時に機能を失わないように、電源を確保する設計であること。</p> <p>④中央制御室<b>等</b>で適切に監視できる設計であること。</p>	<p style="text-align: right;">添付資料1</p> <p>「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」(抜粋)</p> <p>2.2 火災の感知、消火</p> <p>2.2.1 火災感知設備及び消火設備は、以下の各号に掲げるように、安全機能を有する構築物、系統及び機器に対する火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行える設計であること。</p> <p>(1) 火災感知設備</p> <p>①各火災区域における放射線、取付面高さ、温度、湿度、空気流等の環境条件や予想される火災の性質を考慮して型式を選定し、<b>早期に火災を感知できる場所に設置すること。</b></p> <p>②火災を早期に感知できるよう固有の信号を発する異なる種類の感知器又は同等の機能を有する機器を組合せて設置すること。また、その設置にあたっては、感知器等の誤作動を防止するための方策を講じること。</p> <p>③外部電源喪失時に機能を失わないように、電源を確保する設計であること。</p> <p>④中央制御室<b>等</b>で適切に監視できる設計であること。</p>	<p style="text-align: right;">添付資料1</p> <p>「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」(抜粋)</p> <p>2.2 火災の感知、消火</p> <p>2.2.1 火災感知設備及び消火設備は、以下の各号に掲げるように、安全機能を有する構築物、系統及び機器に対する火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行える設計であること。</p> <p>(1) 火災感知設備</p> <p>①各火災区域における放射線、取付面高さ、温度、湿度、空気流等の環境条件や予想される火災の性質を考慮して型式を選定し、<b>早期に火災を感知できるよう固有の信号を発する異なる感知方式の感知器等(感知器及びこれと同等の機能を有する機器をいう。以下同じ。)</b>をそれぞれ設置すること。また、その設置に当たっては、感知器等の誤作動を防止するための方策を講ずること。</p> <p>②感知器については消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第23条第4項に従い、感知器と同等の機能を有する機器については同項において求める火災区域内の感知器の網羅性及び火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令(昭和56年自治省令第17号)第12条から第18条までに定める感知性能と同等以上の方法により設置すること。</p> <p>③外部電源喪失時に機能を失わないように、電源を確保する設計であること。</p> <p>④中央制御室<b>等</b>で適切に監視できる設計であること。</p>	<p>【女川・大飯】</p> <p>■記載方針の相違                      実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準改正に伴う相違</p> <p>【女川・大飯】</p> <p>■記載方針の相違                      実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準改正に伴う相違</p> <p>【女川・大飯】</p> <p>■記載方針の相違                      実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準改正に伴う相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(参考)</p> <p>(1) 火災感知設備について</p> <p>早期に火災を感知し、かつ、誤作動 (火災でないにもかかわらず火災信号を発すること) を防止するための方策がとられていること。</p> <p>(早期に火災を感知するための方策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>固有の信号を発する異なる種類の感知器としては、例えば、煙感知器と炎感知器のような組み合わせとなっていること。</li> <li>感知器の設置場所を1つずつ特定することにより火災の発生場所を特定することができる受信機を用いられていること。 (誤作動を防止するための方策)</li> <li>平常時の状況 (温度、煙の濃度) を監視し、かつ、火災現象 (急激な温度や煙の濃度の上昇) を把握することができるアナログ式の感知器を用いられていること。</li> </ul> <p>感知器取付面の位置が高いこと等から点検が困難になるおそれがある場合は、自動試験機能又は遠隔試験機能により点検を行うことができる感知器が用いられていること。</p> <p>炎感知器又は熱感知器に代えて、赤外線感知機能等を備えた監視カメラシステムを用いても差し支えない。この場合、死角となる場所がないように当該システムが適切に設置されていること。</p>	<p>(参考)</p> <p>(1) 火災感知設備について</p> <p>早期に火災を感知し、かつ、誤作動 (火災でないにもかかわらず火災信号を発すること) を防止するための方策がとられていること。</p> <p>(早期に火災を感知するための方策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>固有の信号を発する異なる種類の感知器としては、例えば、煙感知器と炎感知器のような組み合わせとなっていること。</li> <li>感知器の設置場所を1つずつ特定することにより火災の発生場所を特定することができる受信機を用いられていること。 (誤作動を防止するための方策)</li> <li>平常時の状況 (温度、煙の濃度) を監視し、かつ、火災現象 (急激な温度や煙の濃度の上昇) を把握することができるアナログ式の感知器を用いられていること。</li> </ul> <p>感知器取付面の位置が高いこと等から点検が困難になるおそれがある場合は、自動試験機能又は遠隔試験機能により点検を行うことができる感知器が用いられていること。</p> <p>炎感知器又は熱感知器に代えて、赤外線感知機能等を備えた監視カメラシステムを用いても差し支えない。この場合、死角となる場所がないように当該システムが適切に設置されていること。</p>	<p>(参考)</p> <p>(1) 火災感知設備について</p> <p>早期に火災を感知し、かつ、誤作動 (火災でないにもかかわらず火災信号を発すること) を防止するための方策がとられていること。</p> <p>なお、感知の対象となる火災は、火炎を形成できない状態で燃焼が進行する無炎火災を含む。</p> <p>(早期に火災を感知するための方策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>固有の信号を発する異なる感知方式の感知器等をそれぞれ設置することとは、例えば、熱感知器と煙感知器のような感知方式が異なる感知器の組合せや熱感知器と同等の機能を有する赤外線カメラと煙感知器のような組合せとなっていること。</li> <li>感知器の設置場所を1つずつ特定することにより火災の発生場所を特定することができる受信機を用いられていること。 (誤作動を防止するための方策)</li> <li>平常時の状況 (温度、煙の濃度) を監視し、かつ、火災現象 (急激な温度や煙の濃度の上昇) を把握することができるアナログ式の感知器を用いられていること。</li> </ul> <p>感知器取付面の位置が高いこと等から点検が困難になるおそれがある場合は、自動試験機能又は遠隔試験機能により点検を行うことができる感知器が用いられていること。</p> <p>炎感知器又は熱感知器に代えて、赤外線感知機能等を備えた監視カメラシステムを用いても差し支えない。この場合、死角となる場所がないように当該システムが適切に設置されていること。</p>	<p>【女川・大阪】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■記載方針の相違</li> </ul> <p>実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準改正に伴う相違【女川・大阪】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■記載方針の相違</li> </ul> <p>実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準改正に伴う相違</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料41-4 添付資料1 実用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準 (抜粋))

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>2.2.2 火災感知設備及び消火設備は、以下の各号に示すように、地震等の自然現象によっても、火災感知及び消火の機能、性能が維持される設計であること。</p> <p>(1) 凍結するおそれがある消火設備は、凍結防止対策を講じた設計であること。</p> <p>(2) 風水害に対して消火設備の性能が著しく阻害されない設計であること。</p> <p>(3) 消火配管は、地震時における地盤変位対策を考慮した設計であること。</p> <p>(参考)</p> <p>火災防護対象機器等が設置される火災区画には、耐震B・Cクラスの機器が設置されている場合が考えられる。これらの機器が基準地震動により損傷しSクラス機器である原子炉の火災防護対象機器の機能を失わせることが要求される場所であるが、その際、耐震B・Cクラス機器に基準地震動による損傷に伴う火災が発生した場合においても、火災防護対象機器等の機能が維持されることについて確認されていなければならない。</p> <p>(2) 消火設備を構成するポンプ等の機器が水没等で機能しなくなることはないよう、設計に当たっては配置が考慮されていること。</p>	<p>2.2.2 火災感知設備及び消火設備は、以下の各号に示すように、地震等の自然現象によっても、火災感知及び消火の機能、性能が維持される設計であること。</p> <p>(1) 凍結するおそれがある消火設備は、凍結防止対策を講じた設計であること。</p> <p>(2) 風水害に対して消火設備の性能が著しく阻害されない設計であること。</p> <p>(3) 消火配管は、地震時における地盤変位対策を考慮した設計であること。</p> <p>(参考)</p> <p>火災防護対象機器等が設置される火災区画には、耐震B・Cクラスの機器が設置されている場合が考えられる。これらの機器が基準地震動により損傷しSクラス機器である原子炉の火災防護対象機器の機能を失わせることが要求される場所であるが、その際、耐震B・Cクラス機器に基準地震動による損傷に伴う火災が発生した場合においても、火災防護対象機器等の機能が維持されることについて確認されていなければならない。</p> <p>(2) 消火設備を構成するポンプ等の機器が水没等で機能しなくなることはないよう、設計に当たっては配置が考慮されていること。</p>	<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違                      (女川実績の反映)</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料41-4 添付資料2 泊発電所3号炉 重大事故等対処施設における火災感知器の基本設計方針について)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【対応資料なし】</p>	<p style="text-align: right;">添付資料2</p> <p style="text-align: center;">女川原子力発電所 2号炉</p> <p>重大事故等対処施設における火災感知器の基本設置方針について</p> <p>1. はじめに</p> <p>女川原子力発電所2号炉において、重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備は、放射線、取付面高さ、温度、湿度、空気流等の環境条件や予想される火災の性質を考慮して型式を選定している。各設置対象区域又は区画における火災感知器の基本設置方針及び火災感知器の型式毎の原理と特徴を示す。</p> <p>2. 要求事項</p> <p>火災感知設備は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」の「2.2 火災の感知、消火」の2.2.1に基づき実施することが要求されている。</p> <p>「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」の記載を以下に示す。</p>	<p style="text-align: right;">添付資料2</p> <p style="text-align: center;">泊発電所 3号炉</p> <p>重大事故等対処施設における火災感知器の基本設置方針について</p> <p>1. はじめに</p> <p>泊発電所3号炉において、重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備は、放射線、取付面高さ、温度、湿度、空気流等の環境条件や予想される火災の性質を考慮して型式を選定している。各設置対象区域又は区画における火災感知器の基本設置方針及び火災感知器の型式毎の原理と特徴を示す。</p> <p>2. 要求事項</p> <p>火災感知設備は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」の「2.2 火災の感知、消火」の2.2.1に基づき実施することが要求されている。</p> <p>「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」の記載を以下に示す。</p>	<p>【大飯】</p> <p>■記載内容の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【女川】</p> <p>■設備名称の相違</p> <p>【大飯】</p> <p>■記載内容の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【女川】</p> <p>■設備名称の相違</p> <p>【大飯】</p> <p>■記載内容の相違 (女川実績の反映)</p>



泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料41-4 添付資料2 泊発電所3号炉 重大事故等対処施設における火災感知器の基本設計方針について)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>2.2 火災の感知、消火</p> <p>2.2.1 火災感知設備及び消火設備は、以下の各号に掲げるように、安全機能を有する構造物、系統及び機器に対する火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行える設計であること。</p> <p>(1) 火災感知設備</p> <p>① 各火災区域における放射線、取付面高さ、温度、湿度、空気流等の環境条件や予想される火災の性質を考慮して型式を選定し、<b>早期に火災を感知できる場所に設置すること。</b></p> <p>② 火災を早期に感知できるよう固有の信号を発する異なる種類の感知器又は同等の機能を有する機器を組合せて設置すること。また、その設置にあたっては、感知器等の誤作動を防止するための方策を講じること。</p> <p>③ 外部電源喪失時に機能を失わないように、電源を確保する設計であること。</p> <p>④ 中央制御室等で適切に監視できる設計であること。</p>	<p>2.2 火災の感知、消火</p> <p>2.2.1 火災感知設備及び消火設備は、以下の各号に掲げるように、安全機能を有する構造物、系統及び機器に対する火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行える設計であること。</p> <p>(1) 火災感知設備</p> <p>① 各火災区域における放射線、取付面高さ、温度、湿度、空気流等の環境条件や予想される火災の性質を考慮して型式を選定し、<b>早期に火災を感知できるよう固有の信号を発する異なる感知方式の感知器等 (感知器及びこれと同等の機能を有する機器をいう。以下同じ。)</b>をそれぞれ設置すること。また、その設置に当たっては、感知器等の誤作動を防止するための方策を講ずること。</p> <p>② 感知器については消防法施行規則 (昭和36年自治省令第6号) 第23条第4項に従い、感知器と同等の機能を有する機器については同項において求める火災区域内の感知器の網羅性及び火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令 (昭和56年自治省令第17号) 第12条から第18条までに定める感知性能と同等以上の方法により設置すること。</p> <p>③ 外部電源喪失時に機能を失わないように、電源を確保する設計であること。</p> <p>④ 中央制御室で適切に監視できる設計であること。</p>	<p>【大飯】</p> <p>■記載内容の相違                      (女川実績の反映)</p> <p>【女川】</p> <p>■記載方針の相違                      実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準改正に伴う相違</p> <p>【女川】</p> <p>■記載方針の相違                      実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準改正に伴う相違</p> <p>【女川】</p> <p>■記載方針の相違                      実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準改正に伴う相違</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料41-4 添付資料2 泊発電所3号炉 重大事故等対処施設における火災感知器の基本設計方針について)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(参考)</p> <p>(1) 火災感知設備について</p> <p>早期に火災を感知し、かつ、誤作動 (火災でないにもかかわらず火災信号を発すること) を防止するための方策がとられていること。</p> <p>(早期に火災を感知するための方策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>固有の信号を発する異なる種類の感知器としては、例えば、煙感知器と炎感知器のような組み合わせとなっていること。</li> <li>感知器の設置場所を1つずつ特定することにより火災の発生場所を特定することができる受信機を用いられていること。 (誤作動を防止するための方策)</li> <li>平常時の状況 (温度、煙の濃度) を監視し、かつ、火災現象 (急激な温度や煙の濃度の上昇) を把握することができるアナログ式の感知器を用いられていること。</li> </ul> <p>感知器取付面の位置が高いこと等から点検が困難になるおそれがある場合は、自動試験能又は遠隔試験機能により点検を行うことができる感知器が用いられていること。</p> <p>炎感知器又は熱感知器に代えて、赤外線感知機能等を備えた監視カメラシステムを用いても差し支えない。この場合、死角となる場所がないように当該システムが適切に設置されていること。</p>	<p>(参考)</p> <p>(1) 火災感知設備について</p> <p>早期に火災を感知し、かつ、誤作動 (火災でないにもかかわらず火災信号を発すること) を防止するための方策がとられていること。</p> <p>なお、感知の対象となる火災は、火炎を形成できない状態で燃焼が進行する無炎火災を含む。</p> <p>(早期に火災を感知するための方策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>固有の信号を発する異なる感知方式の感知器等をそれぞれ設置することとは、例えば、熱感知器と煙感知器のような感知方式が異なる感知器の組合せや熱感知器と同等の機能を有する赤外線カメラと煙感知器のような組合せとなっていること。</li> <li>感知器の設置場所を1つずつ特定することにより火災の発生場所を特定することができる受信機を用いられていること。 (誤作動を防止するための方策)</li> <li>平常時の状況 (温度、煙の濃度) を監視し、かつ、火災現象 (急激な温度や煙の濃度の上昇) を把握することができるアナログ式の感知器を用いられていること。</li> </ul> <p>感知器取付面の位置が高いこと等から点検が困難になるおそれがある場合は、自動試験能又は遠隔試験機能により点検を行うことができる感知器が用いられていること。</p> <p>炎感知器又は熱感知器に代えて、赤外線感知機能等を備えた監視カメラシステムを用いても差し支えない。この場合、死角となる場所がないように当該システムが適切に設置されていること。</p>	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■記載方針の相違</li> </ul> <p>実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準改正に伴う相違</p> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■記載方針の相違</li> </ul> <p>実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準改正に伴う相違</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																		
	<p style="text-align: center;">女川原子力発電所2号炉における火災感知設備の基本設計方針</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>設置対象区域又は区域</th> <th>具体的区域</th> <th>周囲の環境条件と感知器の選定方針</th> <th>種類</th> <th>アナログ式/非アナログ式</th> <th>非アナログ式火災感知器の種類及び設置位置</th> <th>設置環境を踏まえた火災感知器の動作動防止対策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">放射線量が高い場所</td> <td style="text-align: center;">原子炉格納容器</td> <td>                     ・プラント運転中は高放射線環境となることからアナログ式の煙感知器を設置すると故障する可能性がある。ただし、プラント運転中の原子炉格納容器は作業員により不慣習化しており火災の発生の可能性が低い。このため、プラント運転中の作業員入場を受信機にて作動信号を除外する。                      ・プラント停止後、高放射線環境に残留する放射線量を監視する。また、火災警報となる音内伝動器に対して、高放射線環境及び高湿度環境に耐えられる非アナログ式の熱感知器を設置する。                      ・消防設備用範囲に限りアナログ式の煙感知器と熱感知器を設置する。また、想定火災源の近傍上層に非アナログ式の熱感知器を設置する。                 </td> <td style="text-align: center;">① 煙感知器</td> <td style="text-align: center;">非アナログ式 (放射線の影響を受けられない)</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">タービンホール</td> <td>                     ・消防設備用範囲に限り煙感知器と熱感知器を設置する。また、想定火災源の近傍上層に非アナログ式の熱感知器を設置する。                 </td> <td style="text-align: center;">① 煙感知器  ④ 熱感知器</td> <td style="text-align: center;">非アナログ式 (放射線の影響を受けられない)  アナログ式</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td>                     ・熱感知器は作動温度が周囲環境より高い温度のものを選定。                       ・熱感知器として熱感知器及び煙感知器等があるが、熱感知器の設置位置に不向きなものは非アナログ式の熱感知器にしない。                 </td> </tr> </tbody> </table>	設置対象区域又は区域	具体的区域	周囲の環境条件と感知器の選定方針	種類	アナログ式/非アナログ式	非アナログ式火災感知器の種類及び設置位置	設置環境を踏まえた火災感知器の動作動防止対策	放射線量が高い場所	原子炉格納容器	・プラント運転中は高放射線環境となることからアナログ式の煙感知器を設置すると故障する可能性がある。ただし、プラント運転中の原子炉格納容器は作業員により不慣習化しており火災の発生の可能性が低い。このため、プラント運転中の作業員入場を受信機にて作動信号を除外する。 ・プラント停止後、高放射線環境に残留する放射線量を監視する。また、火災警報となる音内伝動器に対して、高放射線環境及び高湿度環境に耐えられる非アナログ式の熱感知器を設置する。 ・消防設備用範囲に限りアナログ式の煙感知器と熱感知器を設置する。また、想定火災源の近傍上層に非アナログ式の熱感知器を設置する。	① 煙感知器	非アナログ式 (放射線の影響を受けられない)	-	-	タービンホール	・消防設備用範囲に限り煙感知器と熱感知器を設置する。また、想定火災源の近傍上層に非アナログ式の熱感知器を設置する。	① 煙感知器  ④ 熱感知器	非アナログ式 (放射線の影響を受けられない)  アナログ式	-	・熱感知器は作動温度が周囲環境より高い温度のものを選定。  ・熱感知器として熱感知器及び煙感知器等があるが、熱感知器の設置位置に不向きなものは非アナログ式の熱感知器にしない。	<p style="text-align: center;">泊発電所3号炉における火災感知設備の基本設計方針</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>設置対象区域又は区域</th> <th>具体的区域</th> <th>周囲の環境条件と感知器の選定方針</th> <th>種類</th> <th>アナログ式/非アナログ式</th> <th>非アナログ式火災感知器の種類及び設置位置</th> <th>設置環境を踏まえた火災感知器の動作動防止対策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">放射線量が高い場所</td> <td style="text-align: center;">原子炉格納容器</td> <td>                     ・原子炉格納容器には、アナログ式の煙感知器、アナログ式の熱感知器及び非アナログ式の熱感知器を設置する。ただし、比較的低放射線環境の煙感知器は、放射線による故障を防止するため、非アナログ式とする。                      ・非アナログ式の煙感知器及び非アナログ式の熱感知器は本署が発生するような事故を考慮して念のため防煙型とする。                      ・熱感知器は非アナログ式であるが、炎が発生する赤外線を検知するため、炎が生じた時点で火災の早期感知に優位性がある。                 </td> <td style="text-align: center;">① 防煙型熱感知器  ⑤ 熱感知器 (赤外線)</td> <td style="text-align: center;">非アナログ式 (放射線の影響を受けられない)  非アナログ式 (アナログ式炎感知器が存在しないため)</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td>                     ・熱感知器は作動温度が周囲の温度より高い温度のものを選定。                       ・炎検知器は炎から放出される熱エネルギーの持つ長成分とららつきを赤外線により検出する。                      ・非アナログ式の火災感知器であるが、火災の感知に時間差がなく、火災の早期感知が可能。                 </td> </tr> </tbody> </table>	設置対象区域又は区域	具体的区域	周囲の環境条件と感知器の選定方針	種類	アナログ式/非アナログ式	非アナログ式火災感知器の種類及び設置位置	設置環境を踏まえた火災感知器の動作動防止対策	放射線量が高い場所	原子炉格納容器	・原子炉格納容器には、アナログ式の煙感知器、アナログ式の熱感知器及び非アナログ式の熱感知器を設置する。ただし、比較的低放射線環境の煙感知器は、放射線による故障を防止するため、非アナログ式とする。 ・非アナログ式の煙感知器及び非アナログ式の熱感知器は本署が発生するような事故を考慮して念のため防煙型とする。 ・熱感知器は非アナログ式であるが、炎が発生する赤外線を検知するため、炎が生じた時点で火災の早期感知に優位性がある。	① 防煙型熱感知器  ⑤ 熱感知器 (赤外線)	非アナログ式 (放射線の影響を受けられない)  非アナログ式 (アナログ式炎感知器が存在しないため)	-	・熱感知器は作動温度が周囲の温度より高い温度のものを選定。  ・炎検知器は炎から放出される熱エネルギーの持つ長成分とららつきを赤外線により検出する。 ・非アナログ式の火災感知器であるが、火災の感知に時間差がなく、火災の早期感知が可能。	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 設計の相違</li> <li>設置する感知器の組合せ、及び設置対象区域・区画の相違</li> </ul> <p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 記載内容の相違 (女川実績の反映)</li> </ul>
設置対象区域又は区域	具体的区域	周囲の環境条件と感知器の選定方針	種類	アナログ式/非アナログ式	非アナログ式火災感知器の種類及び設置位置	設置環境を踏まえた火災感知器の動作動防止対策																															
放射線量が高い場所	原子炉格納容器	・プラント運転中は高放射線環境となることからアナログ式の煙感知器を設置すると故障する可能性がある。ただし、プラント運転中の原子炉格納容器は作業員により不慣習化しており火災の発生の可能性が低い。このため、プラント運転中の作業員入場を受信機にて作動信号を除外する。 ・プラント停止後、高放射線環境に残留する放射線量を監視する。また、火災警報となる音内伝動器に対して、高放射線環境及び高湿度環境に耐えられる非アナログ式の熱感知器を設置する。 ・消防設備用範囲に限りアナログ式の煙感知器と熱感知器を設置する。また、想定火災源の近傍上層に非アナログ式の熱感知器を設置する。	① 煙感知器	非アナログ式 (放射線の影響を受けられない)	-	-																															
	タービンホール	・消防設備用範囲に限り煙感知器と熱感知器を設置する。また、想定火災源の近傍上層に非アナログ式の熱感知器を設置する。	① 煙感知器  ④ 熱感知器	非アナログ式 (放射線の影響を受けられない)  アナログ式	-	・熱感知器は作動温度が周囲環境より高い温度のものを選定。  ・熱感知器として熱感知器及び煙感知器等があるが、熱感知器の設置位置に不向きなものは非アナログ式の熱感知器にしない。																															
設置対象区域又は区域	具体的区域	周囲の環境条件と感知器の選定方針	種類	アナログ式/非アナログ式	非アナログ式火災感知器の種類及び設置位置	設置環境を踏まえた火災感知器の動作動防止対策																															
放射線量が高い場所	原子炉格納容器	・原子炉格納容器には、アナログ式の煙感知器、アナログ式の熱感知器及び非アナログ式の熱感知器を設置する。ただし、比較的低放射線環境の煙感知器は、放射線による故障を防止するため、非アナログ式とする。 ・非アナログ式の煙感知器及び非アナログ式の熱感知器は本署が発生するような事故を考慮して念のため防煙型とする。 ・熱感知器は非アナログ式であるが、炎が発生する赤外線を検知するため、炎が生じた時点で火災の早期感知に優位性がある。	① 防煙型熱感知器  ⑤ 熱感知器 (赤外線)	非アナログ式 (放射線の影響を受けられない)  非アナログ式 (アナログ式炎感知器が存在しないため)	-	・熱感知器は作動温度が周囲の温度より高い温度のものを選定。  ・炎検知器は炎から放出される熱エネルギーの持つ長成分とららつきを赤外線により検出する。 ・非アナログ式の火災感知器であるが、火災の感知に時間差がなく、火災の早期感知が可能。																															

赤字：設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																											
	<table border="1"> <caption>女川原子力発電所2号炉における火災感知器の基本設計方針</caption> <thead> <tr> <th>設置対象区域 又は区画</th> <th>具体的 区域</th> <th>周囲の環境条件と 感知器の選定方針</th> <th>種類</th> <th>アナログ式/ 非アナログ式</th> <th>非アナログ式/ アナログ式 火災感知器の特徴 及び検出点</th> <th>設置環境を踏まえた 火災感知器の 動作抑制対策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">引火性又は発火性の警 報を形成するおそれ がある場所</td> <td>DC125V バック リヤ(A)00室 区分Ⅱバック リヤ</td> <td rowspan="2">・充電時に水素発生のおそれがある蓄 電池室は、引火性又は発火性の警報 を形成するおそれがあるため、防 爆型の煙感知器及び熱感知器を設 置</td> <td>① 防煙型 煙感知器</td> <td>非アナログ式 (アナログ式 防煙型熱感知 器が存在しな いため)</td> <td rowspan="2">・引火性又は発火性の警報を形成 するおそれがあるため、感知動作 動時の爆発を考慮した防煙型火 災感知器を選定</td> <td rowspan="2">・設置環境は水素発生を誘発する警報 発生を抑制しない ・爆発型設備により定した室内 環境を維持していることから、誤 作動する可能性が低い</td> </tr> <tr> <td>DC250V バック リヤ 緊急時対策建 物バックリヤ 緊急用電気品 建屋蓄電池室</td> <td>② 防煙型 熱感知器</td> <td>非アナログ式 (アナログ式 防煙型熱感知 器が存在しな いため)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">高湿度環境の ケーブル/コネクタ</td> <td>区分Ⅰケーブ ル連絡コネク タ</td> <td rowspan="2">・ケーブル内の湿度環境を考慮し、防 爆型煙感知器と防水型熱感知器を 設置</td> <td>③ 煙感知器 (防煙型)</td> <td>アナログ式<sup>①</sup></td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>区分Ⅱケーブ ル連絡コネク タ</td> <td>④ 熱感知器 (防水型)</td> <td>アナログ式<sup>②</sup></td> </tr> </tbody> </table>	設置対象区域 又は区画	具体的 区域	周囲の環境条件と 感知器の選定方針	種類	アナログ式/ 非アナログ式	非アナログ式/ アナログ式 火災感知器の特徴 及び検出点	設置環境を踏まえた 火災感知器の 動作抑制対策	引火性又は発火性の警 報を形成するおそれ がある場所	DC125V バック リヤ(A)00室 区分Ⅱバック リヤ	・充電時に水素発生のおそれがある蓄 電池室は、引火性又は発火性の警報 を形成するおそれがあるため、防 爆型の煙感知器及び熱感知器を設 置	① 防煙型 煙感知器	非アナログ式 (アナログ式 防煙型熱感知 器が存在しな いため)	・引火性又は発火性の警報を形成 するおそれがあるため、感知動作 動時の爆発を考慮した防煙型火 災感知器を選定	・設置環境は水素発生を誘発する警報 発生を抑制しない ・爆発型設備により定した室内 環境を維持していることから、誤 作動する可能性が低い	DC250V バック リヤ 緊急時対策建 物バックリヤ 緊急用電気品 建屋蓄電池室	② 防煙型 熱感知器	非アナログ式 (アナログ式 防煙型熱感知 器が存在しな いため)	高湿度環境の ケーブル/コネクタ	区分Ⅰケーブ ル連絡コネク タ	・ケーブル内の湿度環境を考慮し、防 爆型煙感知器と防水型熱感知器を 設置	③ 煙感知器 (防煙型)	アナログ式 <sup>①</sup>			区分Ⅱケーブ ル連絡コネク タ	④ 熱感知器 (防水型)	アナログ式 <sup>②</sup>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>設置する感知器の組合 せ、及び設置対象区域・ 区画の相違。</p> <p>泊は、蓄電池室は多重化 し非常用電源から受電 している換気空調設備 による換気により、「電 気設備に関する技術 基準を定める省令」 第六十九条及び「工 場電気設備防爆指 針」で要求される爆 発性雰囲気とはなら ないため、当該の火 災区域又は火災区画 に設置する電気・計 装品は防煙型としない 設計である。この ため、蓄電池室にはア ナログ式の煙とアナ ログ式の熱感知器を 設置する設計として いる。</p> <p>また、泊は高湿度環 境になりやすく一般 的なアナログ式の煙 感知器及び熱感知 器による火災感知 器が適さない場所 は無い。</p> <p>【大飯】</p> <p>■記載内容の相違 (女川実績の反映)</p>
設置対象区域 又は区画	具体的 区域	周囲の環境条件と 感知器の選定方針	種類	アナログ式/ 非アナログ式	非アナログ式/ アナログ式 火災感知器の特徴 及び検出点	設置環境を踏まえた 火災感知器の 動作抑制対策																								
引火性又は発火性の警 報を形成するおそれ がある場所	DC125V バック リヤ(A)00室 区分Ⅱバック リヤ	・充電時に水素発生のおそれがある蓄 電池室は、引火性又は発火性の警報 を形成するおそれがあるため、防 爆型の煙感知器及び熱感知器を設 置	① 防煙型 煙感知器	非アナログ式 (アナログ式 防煙型熱感知 器が存在しな いため)	・引火性又は発火性の警報を形成 するおそれがあるため、感知動作 動時の爆発を考慮した防煙型火 災感知器を選定	・設置環境は水素発生を誘発する警報 発生を抑制しない ・爆発型設備により定した室内 環境を維持していることから、誤 作動する可能性が低い																								
	DC250V バック リヤ 緊急時対策建 物バックリヤ 緊急用電気品 建屋蓄電池室		② 防煙型 熱感知器	非アナログ式 (アナログ式 防煙型熱感知 器が存在しな いため)																										
高湿度環境の ケーブル/コネクタ	区分Ⅰケーブ ル連絡コネク タ	・ケーブル内の湿度環境を考慮し、防 爆型煙感知器と防水型熱感知器を 設置	③ 煙感知器 (防煙型)	アナログ式 <sup>①</sup>																										
	区分Ⅱケーブ ル連絡コネク タ		④ 熱感知器 (防水型)	アナログ式 <sup>②</sup>																										

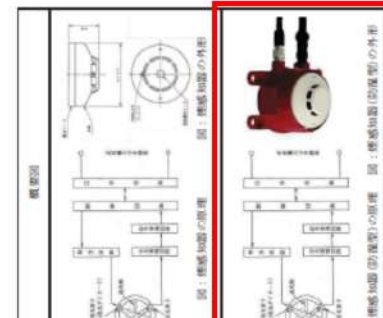
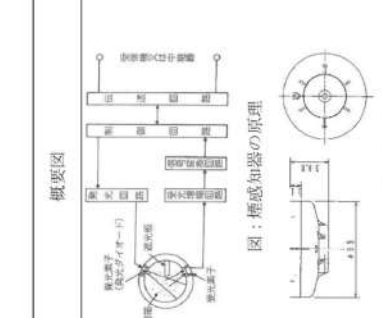
赤字: 設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																		
	<p>女川原子力発電所2号炉における火災感知設備の基本設計方針</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設置対象区域又は区画</th> <th>具体的区域</th> <th>周囲の環境条件と感知器の選定方針</th> <th>種類</th> <th>アナログ式/非アナログ式</th> <th>設置環境を踏まえた火災感知器の動作動防止対策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">海水ポンプ室(構内ポンプエリア) ガスタービン発電設備燃料移送ポンプエリア</td> <td>海水ポンプ室(0)(C)重 燃料ポンプ室(0)(D)重 伊勢ガスタービン発電設備燃料移送ポンプエリア</td> <td>海水ポンプ室及びガスタービン発電設備燃料移送ポンプエリアは閉鎖的であるため、エリア全体の火災を感知する必要があるが、火災による煙が周囲に拡散し煙感知器による火災感知は困難 ・エリア全体の火災を感知するため、アナログ式の熱感知カメラ及び非アナログ式の熱感知器を設置</td> <td>① 屋外仕様熱感知カメラ(部外機) ② 屋外仕様熱感知器(部外機)</td> <td>アナログ式 非アナログ式</td> <td>— ・隣接室の侵入を考慮して、屋外仕様等の火災感知器を選定すること ・火災感知器の設置を適宜停止 ・火災感知器の誤作動を防止 ・火災感知器の動作動防止対策を講じて動作動防止</td> </tr> <tr> <td>屋外</td> <td>・軽油タンク及びガスタービン発電設備燃料タンクは屋外地下に設置されており、タンク内部の燃料が気化するのを考慮して、万一漏えいした場合には引火性又は発火性の燃焼気を取り除く必要があり、感熱型熱感知器を選定 ・ガスタービン発電設備燃料タンクは、燃焼気を取り除く必要があり、感熱型熱感知器を選定</td> <td>③ 感熱型熱感知器 ④ 感熱型熱感知器</td> <td>非アナログ式 非アナログ式</td> <td>・地下環境タンクは動作動を誘発する蒸気等が発生する設備がない ・熱感知器は作動温度が周囲温度より高い温度のものを選定</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 ここにおいてアナログ式は、平常時の状況(煙濃、煙の濃度)を監視し、かつ火災現象(急激な煙濃度の急増)を把握することができる機能を持つものと定義する。</p>	設置対象区域又は区画	具体的区域	周囲の環境条件と感知器の選定方針	種類	アナログ式/非アナログ式	設置環境を踏まえた火災感知器の動作動防止対策	海水ポンプ室(構内ポンプエリア) ガスタービン発電設備燃料移送ポンプエリア	海水ポンプ室(0)(C)重 燃料ポンプ室(0)(D)重 伊勢ガスタービン発電設備燃料移送ポンプエリア	海水ポンプ室及びガスタービン発電設備燃料移送ポンプエリアは閉鎖的であるため、エリア全体の火災を感知する必要があるが、火災による煙が周囲に拡散し煙感知器による火災感知は困難 ・エリア全体の火災を感知するため、アナログ式の熱感知カメラ及び非アナログ式の熱感知器を設置	① 屋外仕様熱感知カメラ(部外機) ② 屋外仕様熱感知器(部外機)	アナログ式 非アナログ式	— ・隣接室の侵入を考慮して、屋外仕様等の火災感知器を選定すること ・火災感知器の設置を適宜停止 ・火災感知器の誤作動を防止 ・火災感知器の動作動防止対策を講じて動作動防止	屋外	・軽油タンク及びガスタービン発電設備燃料タンクは屋外地下に設置されており、タンク内部の燃料が気化するのを考慮して、万一漏えいした場合には引火性又は発火性の燃焼気を取り除く必要があり、感熱型熱感知器を選定 ・ガスタービン発電設備燃料タンクは、燃焼気を取り除く必要があり、感熱型熱感知器を選定	③ 感熱型熱感知器 ④ 感熱型熱感知器	非アナログ式 非アナログ式	・地下環境タンクは動作動を誘発する蒸気等が発生する設備がない ・熱感知器は作動温度が周囲温度より高い温度のものを選定	<p>泊発電所3号炉における火災感知設備の基本設計方針</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設置対象区域又は区画</th> <th>具体的区域</th> <th>周囲の環境条件と感知器の選定方針</th> <th>種類</th> <th>アナログ式/非アナログ式</th> <th>設備環境を踏まえた火災感知器の動作動防止対策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ディーゼル発電機燃料油貯油槽燃料タンク(SA)</td> <td>A1, A2-燃料油貯油槽 B1, B2-燃料油貯油槽 燃料タンク(SA)</td> <td>・機器破損による漏えいで引火性又は発火性の雰囲気形成する可能性があるため、非アナログ式の防煙型で煙感知器及び防熱型で熱感知器を設置する</td> <td>② 防煙型煙感知器 ④ 防熱型熱感知器</td> <td>非アナログ式 非アナログ式</td> <td>・通常時に誤作動を誘発する蒸気等が発生する設備がない ・熱感知器は作動温度が周囲温度より高い温度のものを選定</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設置対象区域又は区画	具体的区域	周囲の環境条件と感知器の選定方針	種類	アナログ式/非アナログ式	設備環境を踏まえた火災感知器の動作動防止対策	ディーゼル発電機燃料油貯油槽燃料タンク(SA)	A1, A2-燃料油貯油槽 B1, B2-燃料油貯油槽 燃料タンク(SA)	・機器破損による漏えいで引火性又は発火性の雰囲気形成する可能性があるため、非アナログ式の防煙型で煙感知器及び防熱型で熱感知器を設置する	② 防煙型煙感知器 ④ 防熱型熱感知器	非アナログ式 非アナログ式	・通常時に誤作動を誘発する蒸気等が発生する設備がない ・熱感知器は作動温度が周囲温度より高い温度のものを選定						<p>【女川】      ■設計の相違      設置する感知器の組合せ、及び設置対象区域・区画の相違。      ディーゼル発電機燃料油貯油槽は屋外の地下に埋設されており、地下のマンホール部周辺に火災感知器を設置しているため、屋外仕様とはしていない。      【大飯】      ■記載内容の相違      (女川実績の反映)</p>
設置対象区域又は区画	具体的区域	周囲の環境条件と感知器の選定方針	種類	アナログ式/非アナログ式	設置環境を踏まえた火災感知器の動作動防止対策																																
海水ポンプ室(構内ポンプエリア) ガスタービン発電設備燃料移送ポンプエリア	海水ポンプ室(0)(C)重 燃料ポンプ室(0)(D)重 伊勢ガスタービン発電設備燃料移送ポンプエリア	海水ポンプ室及びガスタービン発電設備燃料移送ポンプエリアは閉鎖的であるため、エリア全体の火災を感知する必要があるが、火災による煙が周囲に拡散し煙感知器による火災感知は困難 ・エリア全体の火災を感知するため、アナログ式の熱感知カメラ及び非アナログ式の熱感知器を設置	① 屋外仕様熱感知カメラ(部外機) ② 屋外仕様熱感知器(部外機)	アナログ式 非アナログ式	— ・隣接室の侵入を考慮して、屋外仕様等の火災感知器を選定すること ・火災感知器の設置を適宜停止 ・火災感知器の誤作動を防止 ・火災感知器の動作動防止対策を講じて動作動防止																																
	屋外	・軽油タンク及びガスタービン発電設備燃料タンクは屋外地下に設置されており、タンク内部の燃料が気化するのを考慮して、万一漏えいした場合には引火性又は発火性の燃焼気を取り除く必要があり、感熱型熱感知器を選定 ・ガスタービン発電設備燃料タンクは、燃焼気を取り除く必要があり、感熱型熱感知器を選定	③ 感熱型熱感知器 ④ 感熱型熱感知器	非アナログ式 非アナログ式	・地下環境タンクは動作動を誘発する蒸気等が発生する設備がない ・熱感知器は作動温度が周囲温度より高い温度のものを選定																																
設置対象区域又は区画	具体的区域	周囲の環境条件と感知器の選定方針	種類	アナログ式/非アナログ式	設備環境を踏まえた火災感知器の動作動防止対策																																
ディーゼル発電機燃料油貯油槽燃料タンク(SA)	A1, A2-燃料油貯油槽 B1, B2-燃料油貯油槽 燃料タンク(SA)	・機器破損による漏えいで引火性又は発火性の雰囲気形成する可能性があるため、非アナログ式の防煙型で煙感知器及び防熱型で熱感知器を設置する	② 防煙型煙感知器 ④ 防熱型熱感知器	非アナログ式 非アナログ式	・通常時に誤作動を誘発する蒸気等が発生する設備がない ・熱感知器は作動温度が周囲温度より高い温度のものを選定																																

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉						相違理由
		泊発電所3号炉における火災感知設備の基本設計方針						
		設置対象区域 又は区画	具体的区域	周囲の環境条件と 感知器の選定方針	種類	アナログ式/ 非アナログ式	非アナログ式 火災感知器の特徴 及び優位点	設備環境を踏まえた 火災感知器の 動作動防止対策
	代替非常用 発電機エリア	代替非常用 発電機エリア	代替非常用 発電機エリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>代替非常用発電機エリアは屋外であるため、エリア全体の火災を感知する必要はあるが、火災による煙感知器による火災感知は困難であることと及び降水等の侵入により火災感知器の故障が想定される。</li> <li>アナログ式の屋外仕様の赤外線感知機能を備えた熱感知カメラ (赤外線方式) 及び非アナログ式の屋外仕様の炎検出装置 (赤外線方式) を設置する</li> </ul>	⑦ 炎検出装置 (赤外線方式)	非アナログ式 (非アナログ式の炎検出装置が存在しないため)	<ul style="list-style-type: none"> <li>炎検出装置は、物質の燃焼時に発生する「特有な赤外線放射」の3つの波長帯を監視し、CO<sub>2</sub>共鳴放射線「家のちらつき」をとらえることで検知することから早期の火災感知が可能である</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>降水等の侵入を考慮して、屋外仕様の炎検出装置を選定することで、炎検出装置の信頼性を向上させる</li> <li>遮光版を視野角に影響がないように設置し、太陽光の影響を防ぐ</li> </ul>
		※1 ここである「アナログ式」は、平常時の (温度、煙の濃度) を監視し、かつ火災現象 (急激な温度や煙の濃度を上昇を) 把握することのできる機能を持つものと定義する。						
								<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> </ul> <p>設置する感知器の組合せ、及び設置対象区域・区画の相違</p> <p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■記載内容の相違</li> </ul> <p>(女川実績の反映)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

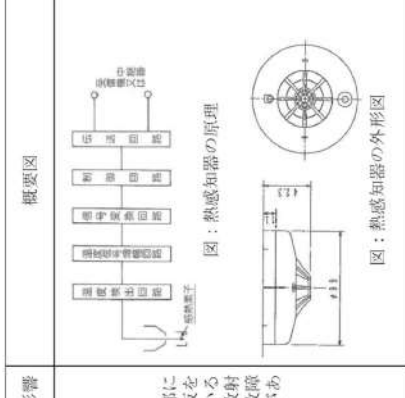
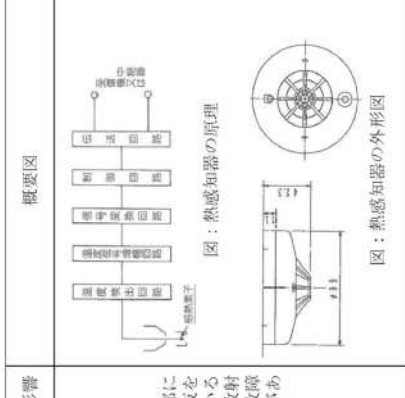
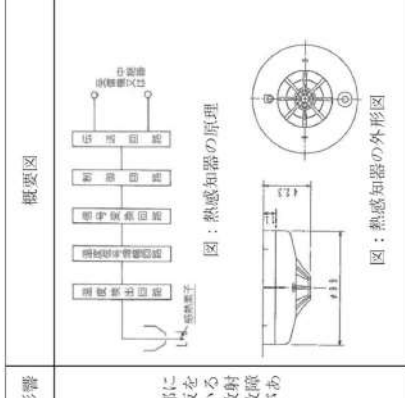
大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
○火災感知器の型式毎の原理と特徴			
<p>型式</p> <p>① 煙感知器</p>	<p>型式</p> <p>① 煙感知器(防湿型)</p>	<p>型式</p> <p>① 煙感知器</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>設置する感知器の種類及び構造の相違。</p> <p>泊は防湿型の煙感知器を使用する必要のあるエリアは無く、防湿型でないアナログ式又は防湿型でない非アナログ式の煙感知器を設置する設計としている。</p> <p>【大阪】</p> <p>■記載内容の相違(女川実績の反映)</p>
○火災感知器の型式毎の原理と特徴			
<p>型式</p> <p>① 煙感知器</p>	<p>型式</p> <p>① 煙感知器(防湿型)</p>	<p>型式</p> <p>① 煙感知器</p>	<p>相違理由</p>
<p>原理と特徴</p> <p>・感知器内に煙が取込まれると、発光素子の光が乱れ、受光素子の光が煙によって散乱し、受光素子に光が当たることによって煙を感知する。</p> <p>・多量に発生する煙の早期感知が可能である。</p> <p>【感知高さの例】※1 20m未満</p> <p>【設置範囲の例】※1 75㎡又は150㎡あたり1個</p>	<p>原理と特徴</p> <p>・感知器内に煙が取込まれると、発光素子の光が乱れ、受光素子の光が煙によって散乱し、受光素子に光が当たることによって煙を感知する。</p> <p>・多量に発生する煙の早期感知が可能である。</p> <p>・ヒーター付で設置に強い。</p> <p>【感知高さの例】※1 15㎡又は100㎡あたり1個</p>	<p>原理と特徴</p> <p>・感知器内に煙が取込まれると、発光素子の光が乱れ、受光素子の光が煙によって散乱し、受光素子に光が当たることによって煙を感知する。</p> <p>・多量に発生する煙の早期感知が可能である。</p> <p>・全閉構造であり可燃性ガス又は引火性の蒸気の感知に優れている。</p> <p>・感知器が感知した可燃性ガス又は引火性の蒸気は感知器の構造から感知器の外に逃げない。</p>	<p>概要図</p>  <p>図：煙感知器の原理</p> <p>図：煙感知器の外形</p>
<p>適用箇所</p> <p>適切な場所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小空間(室内)</li> <li>・大空間(通路等)</li> </ul> <p>不適切な場所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ガス・蒸気等が日常的に発生する場所</li> </ul>	<p>適用箇所</p> <p>適切な場所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小空間(室内)</li> <li>・大空間(通路等)</li> </ul> <p>不適切な場所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ガス・蒸気等が日常的に発生する場所</li> </ul>	<p>適用箇所</p> <p>適切な場所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小空間(室内)</li> <li>・大空間(通路等)</li> </ul> <p>不適切な場所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ガス・蒸気等が日常的に発生する場所</li> </ul>	<p>放射線の影響</p> <p>感知器内部に半導体基板を使用していることから放射線により故障の可能性がある。</p>
<p>アナログ式</p> <p>・感知器から出力される信号は連続的であり、この信号を連続的に処理することが可能である。</p> <p>・緊急時には警報レベルの検出が可能である。</p>	<p>アナログ式</p> <p>・感知器から出力される信号は連続的であり、この信号を連続的に処理することが可能である。</p> <p>・緊急時には警報レベルの検出が可能である。</p>	<p>アナログ式</p> <p>・感知器から出力される信号は連続的であり、この信号を連続的に処理することが可能である。</p> <p>・緊急時には警報レベルの検出が可能である。</p>	<p>概要図</p>  <p>図：煙感知器の原理</p> <p>図：煙感知器の外形</p>
<p>放射線の影響</p> <p>感知器内部に半導体基板を使用していることから放射線により故障の可能性がある。</p>	<p>放射線の影響</p> <p>感知器内部に半導体基板を使用していることから放射線により故障の可能性がある。</p>	<p>放射線の影響</p> <p>感知器内部に半導体基板を使用していることから放射線により故障の可能性がある。</p>	<p>放射線の影響</p> <p>感知器内部に半導体基板を使用していることから放射線により故障の可能性がある。</p>



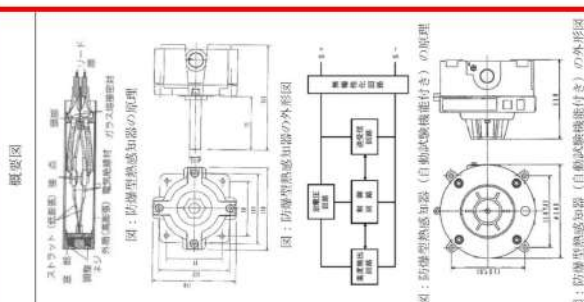
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p><b>概要図</b></p> <p>図1:イオン化式スモーク型煙感知器の原理</p> <p>図2:イオン化式スモーク型煙感知器の外観図</p> <p>図3:光電式スモーク型煙感知器の原理</p> <p>図4:光電式スモーク型煙感知器の外観図</p> <p><b>型式</b></p> <p>② 形煙型 煙感知器</p> <p><b>原理と特徴</b></p> <p>【イオン化式スモーク型煙感知器 (本質安全形煙型)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>煙を検出するときに感知器にイオン化電流が流れる。</li> <li>イオン化電流が流れるとき、イオン化電流の変化を火災の発生に感知する。</li> <li>火災が発生する前の発煙段階から感知できる。</li> <li>正常時及び正常時に発生する電圧が正常範囲上昇しない。</li> <li>【光電式スモーク型煙感知器 (本質安全形煙型)】</li> <li>感知器内に煙が侵入すると、光が散乱し、受光素子に光が当たることで煙を感知する。</li> <li>火災が発生する前の発煙段階から感知できる。</li> <li>全閉構造であり可燃性ガスを感知する。</li> <li>感知器内部に侵入して発煙を生じない場合に、煙検出による水害が当り得る煙感知器の外部のガス又は蒸気が点検しない。</li> </ul> <p><b>着火箇所</b></p> <p>適切な箇所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>可燃性又は引火性の可燃性ガスが形成する恐れがある場所</li> </ul> <p>不適切な箇所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>蒸気が多い場所</li> </ul> <p><b>アラーム/非アラーム</b></p> <p>非アラーム式</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>検知素子から出力される信号は連続的である。</li> <li>この信号を連続的に監視することによって異常な状態が検出される。</li> <li>受信機では水災発生信号のみ表示可能である。</li> </ul> <p><b>放射線の影響</b></p> <p>感知器内部に半導体物理化学を利用していることから放射線により故障の可能性が認められる。 </p></div>	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> </ul> <p>設置する感知器の種類及び構造の相違</p> <p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■記載内容の相違</li> </ul> <p>(女川実績の反映)</p>

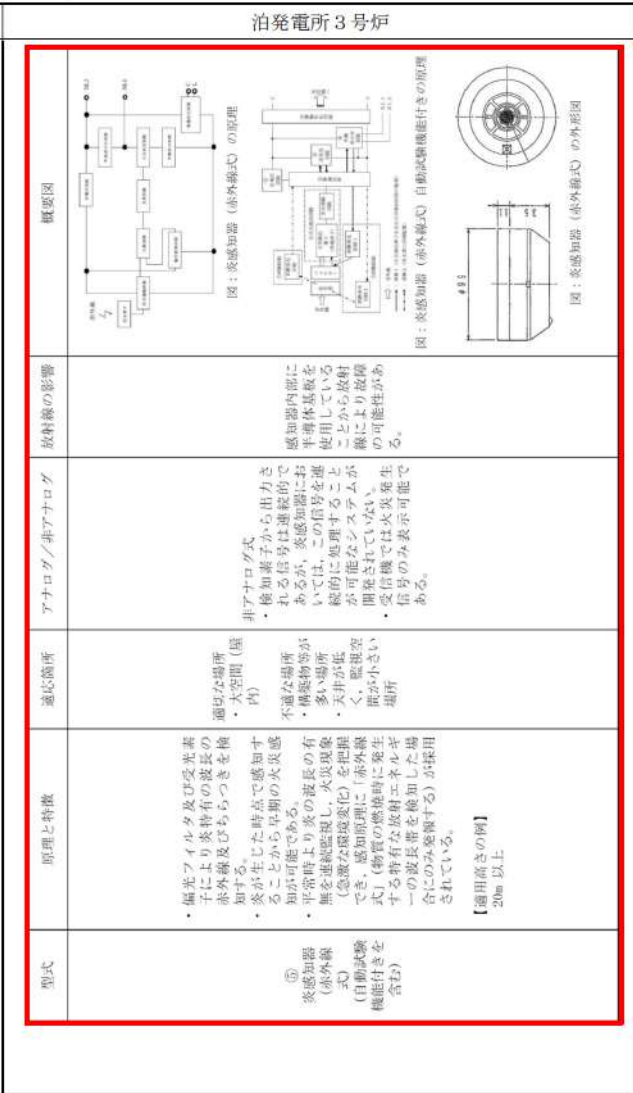
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>大阪発電所3 / 4号炉</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p>	<p>泊発電所3号炉</p>	<p>相違理由</p>
<p>型式</p> <p>③ 熱感知器</p>	<p>型式</p> <p>③ 熱感知器 (室内用)</p>	<p>型式</p> <p>③ 熱感知器</p>	<p>【女川】                  ■設計の相違                  設置する感知器の種類及び構造の相違。                  泊は防水型の熱感知器を使用する必要のあるエリアは無く、防水型でないアナログ式又は非アナログ式の熱感知器を設置する設計としている。                  【大阪】                  ■記載内容の相違                  (女川実績の反映)</p>
<p>原理と特徴</p> <p>・温度検知素子により感知器周囲の雰囲気温度を検知する。                  ・炎が生じ、温度上昇した場合には火災として感知する。                  【設置高さの例】※1                  8m未満                  15 m<sup>2</sup>以下、0.5あたり1個</p>	<p>原理と特徴</p> <p>・温度検知素子により感知器周囲の雰囲気温度を検知する。                  ・炎が生じ、温度上昇した場合には火災として感知する。                  【設置高さの例】※1                  8m未満                  15 m<sup>2</sup>以下、0.5あたり1個</p> <p>・本機の熱感度を利用して検知し、5m以上、温度上昇した場合は火災として感知する。                  ・炎が生じ、温度上昇した場合には火災として感知する。                  【設置高さの例】※1                  8m未満                  15 m<sup>2</sup>以下、0.5あたり1個</p>	<p>原理と特徴</p> <p>・温度検知素子により感知器周囲の雰囲気温度を検知する。                  ・炎が生じ、温度上昇した場合には火災として感知する。                  【設置高さの例】※1                  8m未満                  15 m<sup>2</sup>以下、0.5あたり1個</p>	<p>相違理由</p>
<p>適用箇所</p> <p>適切な場所                  ・小空間 (室内)                  不適な場所                  ・火災源から離れた場所から</p>	<p>適用箇所</p> <p>適切な場所                  ・小空間 (室内)                  不適な場所                  ・火災源から離れた場所から</p>	<p>適用箇所</p> <p>適切な場所                  ・小空間 (室内)                  不適な場所                  ・火災源から離れた場所から</p>	<p>相違理由</p>
<p>アナログ/非アナログ</p> <p>アナログ式                  ・検知素子から出力される信号は連続的であり、この信号を連続的に処理することによって、急激な温度上昇の検知が可能である。</p>	<p>アナログ/非アナログ</p> <p>アナログ式                  ・検知素子から出力される信号は連続的であり、この信号を連続的に処理することによって、急激な温度上昇の検知が可能である。</p>	<p>アナログ/非アナログ</p> <p>アナログ式                  ・検知素子から出力される信号は連続的であり、この信号を連続的に処理することによって、急激な温度上昇の検知が可能である。</p>	<p>相違理由</p>
<p>放射線の影響</p> <p>感知器内部に半導体基板を使用している線により放射線の可能性がある。</p>	<p>放射線の影響</p> <p>感知器内部に半導体基板を使用している線により放射線の可能性がある。</p>	<p>放射線の影響</p> <p>感知器内部に半導体基板を使用している線により放射線の可能性がある。</p>	<p>相違理由</p>
<p>概要図</p>  <p>図：熱感知器の原理                  図：熱感知器の外形図</p>	<p>概要図</p>  <p>図：熱感知器の原理                  図：熱感知器の外形図</p>	<p>概要図</p>  <p>図：熱感知器の原理                  図：熱感知器の外形図</p>	<p>相違理由</p>

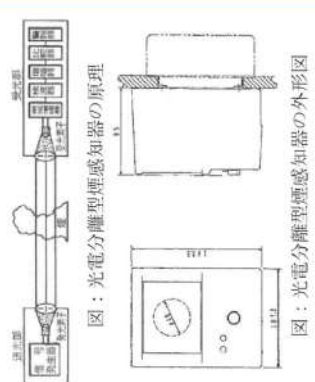
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p style="text-align: center;">概要図</p>  <p>図：防煙型熱感知器の原理                  図：防煙型熱感知器(自動試験機添付)の外形図                  図：防煙型熱感知器(自動試験機添付)の原理</p> <p>放射線の影響</p> <p>【防煙型熱感知器】                  ・感知器内部に半導体を使用していないため、放射線により故障する可能性はない。                  【防煙型熱感知器(自動試験機添付)】                  ・感知器内部に半導体を使用していることから故障の可能性はある。</p> <p>アナログ/非アナログ</p> <p>非アナログ式                  ・感知器から出力される信号は接点のオンオフのみである。                  ・受信機では水災発生信号のみ表示可能である。                  ・なお、温度検知素子により感知する防煙型の感知器は開発されていない。</p> <p>適応箇所</p> <p>適応な場所は                  ・引火性の発火性の発生を形成するおそれがある場所がある場所                  不適な場所は                  ・水災源からの距離が離れたおり、温度上昇が遅いと考えられる場合</p> <p>原理と特徴</p> <p>【防煙型熱感知器】                  ・膨張係数の小さい金属のストロークと膨張係数の大きいストロークを組合せ、その膨張係数の差によって接点を閉じて火災として感知する。                  ・炎が生じ、温度上昇した場                  ・全閉構造であり可燃性ガスが内部に進入して燃焼を生じた場合に、当該感知器が爆発圧力に耐え、かつ、爆発による火災が当該火災感知器の外部のガス又は蒸気に点火しない。                  【防煙型熱感知器(自動試験機添付)】                  ・温度検知素子により感知器周辺の雰囲気温度を検知する。                  ・炎が生じ、温度上昇した場                  合に水災として感知する。                  ・全閉構造であり可燃性ガスが内部に進入して燃焼を生じた場合に、当該感知器が爆発圧力に耐え、かつ、爆発による火災が当該火災感知器の外部のガス又は蒸気に点火しない。</p> <p>型式</p> <p>① 防煙型熱感知器</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 設計の相違</li> <li>■ 設置する感知器の種類及び構造の相違</li> </ul> <p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 記載内容の相違 (女川実績の反映)</li> </ul>

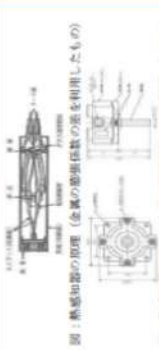

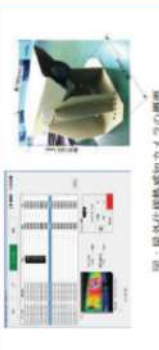
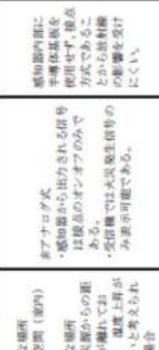
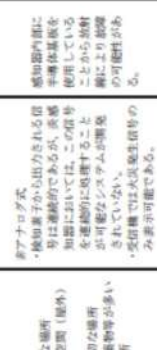

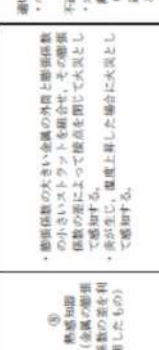


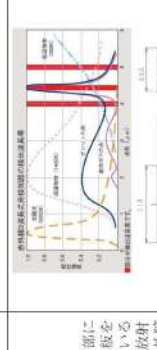

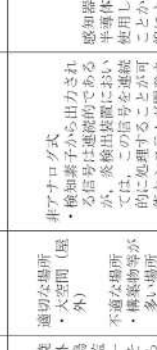
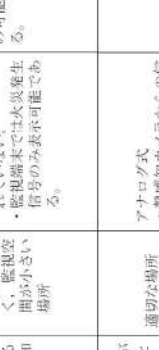
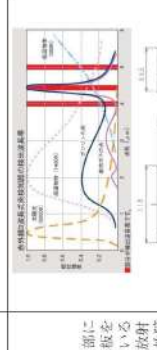

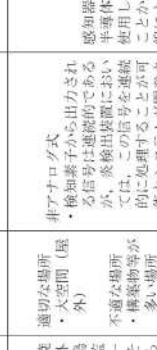
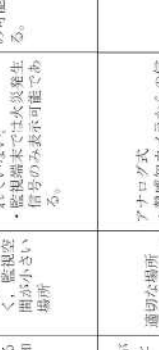

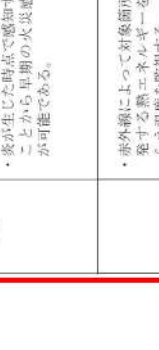
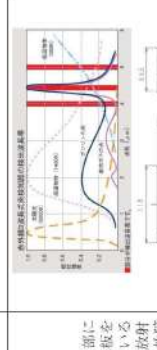

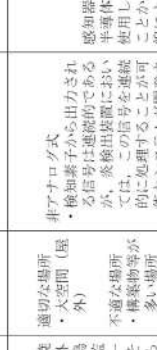
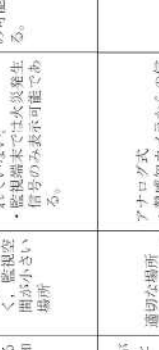
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>概要図 図：炎感知器 (赤外線式) の原理</p> <p>放熱線の影響 感知器内部に半導体基盤を使用していることから放射線により故障の可能性が有る。</p> <p>アアナログ/非アナログ 非アナログ式 ・検知素子から出力される信号は連続的であるが、炎感知器においては、この信号を断続的に処理することが可能ないない、関係されていはいない。 ・受信機では火災発生信号のみ表示可能である。</p> <p>適応箇所 適応な場所 (屋内) ・大空間 不適な場所 ・爆発物等が多い場所 ・天井が低く、監視距離が小さい場所</p> <p>原理と特徴 ・偏光フィルタ及び受光素子により炎特有の波長の赤外線及びびつきを検知する。 ・炎が生じた時点で感知することが可能である。 ・非常時より炎の波長の有無を連続監視し、火災現象 (急激な環境変化) を把握でき、感知原理に「赤外線式」(物質の燃焼時に発生する特有な放射エネルギーの波長帯を検知した場合作りにのみ発報する) が採用されている。 【適用高さの例】 20m 以上</p> <p>型式 ⑤ 炎感知器 (赤外線式) (自動試験機能付きを含む)</p>	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> </ul> <p>設置する感知器の種類及び構造の相違</p> <p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■記載内容の相違</li> </ul> <p>(女川実績の反映)</p>


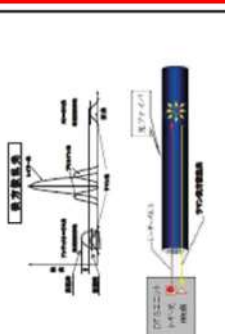

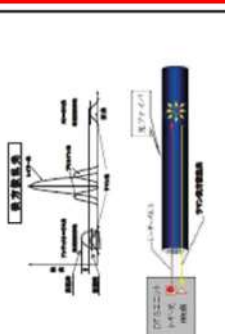

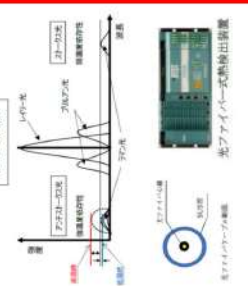

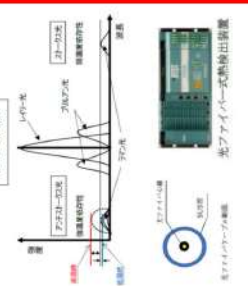

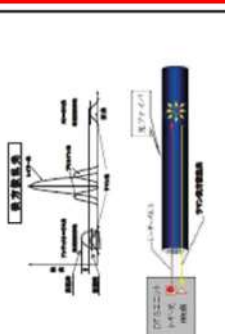

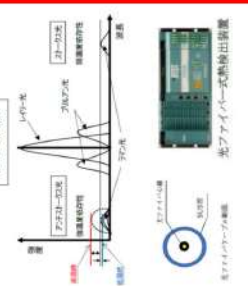
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>概要図</p>  <p>図：光電分離型煙感知器の原理                  図：光電分離型煙感知器の外形図</p>	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> </ul> <p>設置する感知器の種類及び構造の相違</p> <p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■記載内容の相違</li> </ul> <p>(女川実績の反映)</p>
		<p>放射線の影響</p> <p>感知器内部に半導体基板を使用していることから放射線により故障の可能性がある。</p>	
		<p>アナログ式</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・検知素子から出力される信号は連続的であり、この信号を連続的に処理することから可能な制御機では平常時の状態を監視し、急激な温度上昇の把握が可能である。</li> </ul>	
		<p>適応箇所</p> <p>適切な場所                  ・大空間（屋内）</p> <p>不適な場所                  ・ガス・蒸気等が日常的に発生する場所</p>	
		<p>原理と特徴</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・光を発する送光部から発せられた光を受け、火災の際の煙による受光部の受光量の変化を検出して感知する。</li> <li>・炎が生じる前の発煙段階から感知が可能である。</li> </ul> <p>【適用高さの例】 20m未満</p>	
		<p>型式</p> <p>⑥ 光電分離型煙感知器</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大阪発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
型式	④ 熱感知器 (金属の膨張係数を利用したものです)	④ 屋外仕様 熱感知器 (赤外線)	④ 屋外仕様 熱感知器 (赤外線)	⑦ 炎検出装置 (赤外線方式)	⑧ 熱感知 カメラ (赤外線方 式)	【女川】 ■設計の相違 設置する感知器の種類及び構造の相違 【大阪】 ■記載内容の相違 (女川実績の反映)
原理と特徴	・熱膨張係数の大きい金属の外形と膨張係数の小さいセラミックを組合せ、その膨張係数の差によって接点を閉じて火災と感知する。 ・赤外線は、温度上昇し、膨張係数の差を利用して感知する。	・油圧駆動にある物質から放射される赤外線エネルギーから成るエネルギーを感知する。 ・赤外線は、火災と感知可能である。 ・防塵、防水構造のハウジングを有しており、屋外でも使用可能である。	・赤外線によって対象物が発する熱エネルギーをとらえる温度を感知する。 ・熱感知カメラからの信号が設定温度(80℃)に設定値は変更可能)を越えると、受信機は火災と感知してアラームを吹鳴する。 ・熱サーモグラフィ機能等により、屋外でも使用可能である。	・炎検出装置は、物質の燃焼時に発生する「特有な赤外線放射」の3つの波長帯を監視し、CO共鳴放射帯のピークを検出した場合、それらを検知する。 ・炎が生じた時点で感知することから早期に感知可能である。	・赤外線によって対象物が発する熱エネルギーをとらえる温度を監視する。 ・熱感知カメラから信号が設定温度(80℃)に設定値は変更可能)を越えると、受信機は火災と感知してアラームを吹鳴する。 ・熱サーモグラフィ機能等により、屋外でも使用可能である。	
適応箇所	適切な場所 ・小空間 (室内) 不適切な場所 ・大空間 (屋外) ・天井上部が覆われており、温度上昇が度いと考えられる場合	適切な場所 ・大空間 (屋外) 不適切な場所 ・小空間 (室内) ・天井上部が覆われており、温度上昇が度いと考えられる場合	適切な場所 ・大空間 (屋外) 不適切な場所 ・小空間 (室内) ・天井上部が覆われており、温度上昇が度いと考えられる場合	適切な場所 ・大空間 (屋外) 不適切な場所 ・小空間 (室内) ・天井上部が覆われており、温度上昇が度いと考えられる場合	適切な場所 ・大空間 (屋外) 不適切な場所 ・小空間 (室内) ・天井上部が覆われており、温度上昇が度いと考えられる場合	
アラログ/非アラログ	非アラログ式 ・感知器から出力される信号は感知ユニットのみである。 ・受信機では火災発生信号のみ表示可能である。	非アラログ式 ・検知素子から出力される信号は連続的であり、赤外線感知器は連続的に検知することから、アラームを吹鳴する。 ・受信機では火災発生信号のみ表示可能である。	非アラログ式 ・検知素子から出力される信号は連続的であり、赤外線感知器は連続的に検知することから、アラームを吹鳴する。 ・受信機では火災発生信号のみ表示可能である。	非アラログ式 ・検知素子から出力される信号は連続的であり、赤外線感知器は連続的に検知することから、アラームを吹鳴する。 ・受信機では火災発生信号のみ表示可能である。	非アラログ式 ・検知素子から出力される信号は連続的であり、赤外線感知器は連続的に検知することから、アラームを吹鳴する。 ・受信機では火災発生信号のみ表示可能である。	
放射線の影響	感知器内部に半導体基板を使用せず、接点方式であることから放射線の影響を受けにくい。	感知器内部に半導体基板を使用していることから放射線の影響を受けにくい。	感知器内部に半導体基板を使用していることから放射線の影響を受けにくい。	感知器内部に半導体基板を使用していることから放射線の影響を受けにくい。	感知器内部に半導体基板を使用していることから放射線の影響を受けにくい。	
概要図	 図：熱感知器の原理 (金属の膨張係数の差を利用したものです)  図：熱感知器の構造 (金属の膨張係数の差を利用したものです)  図：屋外仕様熱感知器の概要	 図：熱感知器の原理 (金属の膨張係数の差を利用したものです)  図：熱感知器の構造 (金属の膨張係数の差を利用したものです)  図：屋外仕様熱感知器の概要	 図：熱感知器の原理 (金属の膨張係数の差を利用したものです)  図：熱感知器の構造 (金属の膨張係数の差を利用したものです)  図：屋外仕様熱感知器の概要	 図：赤外線装置の概要  図：熱感知カメラの概要	 図：赤外線装置の概要  図：熱感知カメラの概要	
放射線の影響	感知器内部に半導体基板を使用せず、接点方式であることから放射線の影響を受けにくい。	感知器内部に半導体基板を使用していることから放射線の影響を受けにくい。	感知器内部に半導体基板を使用していることから放射線の影響を受けにくい。	感知器内部に半導体基板を使用していることから放射線の影響を受けにくい。	感知器内部に半導体基板を使用していることから放射線の影響を受けにくい。	
概要図	 図：赤外線装置の概要  図：熱感知カメラの概要	 図：赤外線装置の概要  図：熱感知カメラの概要	 図：赤外線装置の概要  図：熱感知カメラの概要	 図：赤外線装置の概要  図：熱感知カメラの概要	 図：赤外線装置の概要  図：熱感知カメラの概要	

赤字：設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>型式</th> <th>原理と特徴</th> <th>適応箇所</th> <th>アナログ/非アナログ</th> <th>放射線の影響</th> <th>概要図</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 高感度煙検出装置</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>感知室内に煙が取り込まれると、発光素子の光が煙によって散乱し、受光素子に光が当たることによって煙を検知する。</li> <li>多量に発生する前の発煙段階からの煙の早期感知が可能である。</li> <li>一般の煙感知器よりも高感度であり、小型であることから制御室内への設置に適する。</li> <li>下記感度仕様の製品があり、設置環境に応じた適切なものを選定可能である。</li> <li>・0.1~10%</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>適切な場所</li> <li>・小空間(制御室内)</li> <li>不適な場所</li> <li>・大空間</li> <li>・塵埃が多いところ</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>アナログ式</li> <li>・検出素子から出力される信号は連続的であり、この信号を連続的に処理することから、検出の可能性がある。</li> <li>・受信機では異常時の状態を監視し、急激な温度上昇の把握が可能である。</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>感知室内に半導体素子を使用していることから、放射線の影響を受ける可能性がある。</li> </ul> </td> <td>  <p>図：高感度煙感知器の概要</p> </td> </tr> <tr> <td>② 光ファイバケーブル式熱感知器</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>光ファイバセンサーにバルブ光を入射すると、その光は光ファイバセンサー中で散乱し、その散乱光の一つであるラマン散乱光には温度依存性があり、これを検知することにより温度を監視する。</li> <li>光ファイバセンサーにバルブ光を入射してから、発生した後方ラマン散乱光が入射端に戻ってくるまでの往復時間を測定することで、散乱光が発生した位置(火災源)を検知可能である。</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>適切な場所</li> <li>・大空間(制御室内)</li> <li>・大気(制御室内)</li> <li>不適な場所</li> <li>・本装置からの距離が近い場所</li> <li>・温度上昇が速い場所</li> <li>・温度上昇が速い場所</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>アナログ式</li> <li>・光ファイバセンサーからの信号は連続的であり、この信号を連続的に処理することから、検出の可能性がある。</li> <li>・受信機では異常時の状態を監視し、急激な温度上昇の把握が可能である。</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>感知機(光ファイバセンサー)は放射線の影響を受けにくい。</li> </ul> </td> <td>  <p>図：光ファイバケーブル式熱感知器の概要</p> </td> </tr> </tbody> </table>	型式	原理と特徴	適応箇所	アナログ/非アナログ	放射線の影響	概要図	① 高感度煙検出装置	<ul style="list-style-type: none"> <li>感知室内に煙が取り込まれると、発光素子の光が煙によって散乱し、受光素子に光が当たることによって煙を検知する。</li> <li>多量に発生する前の発煙段階からの煙の早期感知が可能である。</li> <li>一般の煙感知器よりも高感度であり、小型であることから制御室内への設置に適する。</li> <li>下記感度仕様の製品があり、設置環境に応じた適切なものを選定可能である。</li> <li>・0.1~10%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>適切な場所</li> <li>・小空間(制御室内)</li> <li>不適な場所</li> <li>・大空間</li> <li>・塵埃が多いところ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>アナログ式</li> <li>・検出素子から出力される信号は連続的であり、この信号を連続的に処理することから、検出の可能性がある。</li> <li>・受信機では異常時の状態を監視し、急激な温度上昇の把握が可能である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>感知室内に半導体素子を使用していることから、放射線の影響を受ける可能性がある。</li> </ul>	 <p>図：高感度煙感知器の概要</p>	② 光ファイバケーブル式熱感知器	<ul style="list-style-type: none"> <li>光ファイバセンサーにバルブ光を入射すると、その光は光ファイバセンサー中で散乱し、その散乱光の一つであるラマン散乱光には温度依存性があり、これを検知することにより温度を監視する。</li> <li>光ファイバセンサーにバルブ光を入射してから、発生した後方ラマン散乱光が入射端に戻ってくるまでの往復時間を測定することで、散乱光が発生した位置(火災源)を検知可能である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>適切な場所</li> <li>・大空間(制御室内)</li> <li>・大気(制御室内)</li> <li>不適な場所</li> <li>・本装置からの距離が近い場所</li> <li>・温度上昇が速い場所</li> <li>・温度上昇が速い場所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>アナログ式</li> <li>・光ファイバセンサーからの信号は連続的であり、この信号を連続的に処理することから、検出の可能性がある。</li> <li>・受信機では異常時の状態を監視し、急激な温度上昇の把握が可能である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>感知機(光ファイバセンサー)は放射線の影響を受けにくい。</li> </ul>	 <p>図：光ファイバケーブル式熱感知器の概要</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>型式</th> <th>原理と特徴</th> <th>適応箇所</th> <th>アナログ/非アナログ</th> <th>放射線の影響</th> <th>概要図</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 煙検出装置</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>検出装置内に煙が取込まれると、発光素子の光が煙によって散乱し、受光素子に光が当たることによって煙を検知する。</li> <li>多量に発生する前の発煙段階からの煙の早期感知が可能である。</li> <li>一般の煙感知器よりも高感度であり、小型であることから制御室内への設置に適する。</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>適切な場所</li> <li>・小空間(室内)</li> <li>不適な場所</li> <li>・ガス・蒸気等が異常的に発生する場所</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>非アナログ式</li> <li>・検出素子での検知は連続的であり、監視しているが検出検知器ではないため、信号の処理はできない。</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>検出装置内部に半導体素子を使用することから放射線の影響を受ける可能性がある。</li> </ul> </td> <td>  <p>図：煙検出装置の外形図</p> </td> </tr> <tr> <td>② 光ファイバケーブル式熱検出装置</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>光ファイバケーブルに入射したバルブ光は、その光は光ファイバケーブル中で散乱し、その散乱光の一つであるラマン散乱光には温度依存性があり、これを検知することにより温度を監視する。</li> <li>光ファイバケーブルにバルブ光を入射してから、発生した後方ラマン散乱光が入射端に戻ってくるまでの往復時間を測定することで、散乱光が発生した位置(火災源)を検知可能である。</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>適切な場所</li> <li>・火災源の近傍(火災源直上)</li> <li>不適な場所</li> <li>・本装置からの距離が近い場所</li> <li>・温度上昇が速い場所</li> <li>・温度上昇が速い場所</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>アナログ式</li> <li>・光ファイバケーブルからの信号は連続的であり、この信号を連続的に処理することから、検出の可能性がある。</li> <li>・監視機では異常時の状態を監視し、急激な温度上昇の把握が可能である。</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>感知機(光ファイバケーブル)は放射線の影響を受けにくい。</li> </ul> </td> <td>  <p>図：光ファイバケーブル式熱検出装置の概要</p> </td> </tr> </tbody> </table>	型式	原理と特徴	適応箇所	アナログ/非アナログ	放射線の影響	概要図	① 煙検出装置	<ul style="list-style-type: none"> <li>検出装置内に煙が取込まれると、発光素子の光が煙によって散乱し、受光素子に光が当たることによって煙を検知する。</li> <li>多量に発生する前の発煙段階からの煙の早期感知が可能である。</li> <li>一般の煙感知器よりも高感度であり、小型であることから制御室内への設置に適する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>適切な場所</li> <li>・小空間(室内)</li> <li>不適な場所</li> <li>・ガス・蒸気等が異常的に発生する場所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>非アナログ式</li> <li>・検出素子での検知は連続的であり、監視しているが検出検知器ではないため、信号の処理はできない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>検出装置内部に半導体素子を使用することから放射線の影響を受ける可能性がある。</li> </ul>	 <p>図：煙検出装置の外形図</p>	② 光ファイバケーブル式熱検出装置	<ul style="list-style-type: none"> <li>光ファイバケーブルに入射したバルブ光は、その光は光ファイバケーブル中で散乱し、その散乱光の一つであるラマン散乱光には温度依存性があり、これを検知することにより温度を監視する。</li> <li>光ファイバケーブルにバルブ光を入射してから、発生した後方ラマン散乱光が入射端に戻ってくるまでの往復時間を測定することで、散乱光が発生した位置(火災源)を検知可能である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>適切な場所</li> <li>・火災源の近傍(火災源直上)</li> <li>不適な場所</li> <li>・本装置からの距離が近い場所</li> <li>・温度上昇が速い場所</li> <li>・温度上昇が速い場所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>アナログ式</li> <li>・光ファイバケーブルからの信号は連続的であり、この信号を連続的に処理することから、検出の可能性がある。</li> <li>・監視機では異常時の状態を監視し、急激な温度上昇の把握が可能である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>感知機(光ファイバケーブル)は放射線の影響を受けにくい。</li> </ul>	 <p>図：光ファイバケーブル式熱検出装置の概要</p>	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> <li>設置する感知器の種類及び構造の相違。</li> <li>女川は中央制御盤内に高感度煙検出装置を設置しているのに対し、泊の中央制御盤は小型であるため盤内に煙検出装置を設置する設計としている。</li> </ul> <p>【大阪】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■記載内容の相違(女川実績の反映)</li> </ul>
型式	原理と特徴	適応箇所	アナログ/非アナログ	放射線の影響	概要図																																		
① 高感度煙検出装置	<ul style="list-style-type: none"> <li>感知室内に煙が取り込まれると、発光素子の光が煙によって散乱し、受光素子に光が当たることによって煙を検知する。</li> <li>多量に発生する前の発煙段階からの煙の早期感知が可能である。</li> <li>一般の煙感知器よりも高感度であり、小型であることから制御室内への設置に適する。</li> <li>下記感度仕様の製品があり、設置環境に応じた適切なものを選定可能である。</li> <li>・0.1~10%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>適切な場所</li> <li>・小空間(制御室内)</li> <li>不適な場所</li> <li>・大空間</li> <li>・塵埃が多いところ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>アナログ式</li> <li>・検出素子から出力される信号は連続的であり、この信号を連続的に処理することから、検出の可能性がある。</li> <li>・受信機では異常時の状態を監視し、急激な温度上昇の把握が可能である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>感知室内に半導体素子を使用していることから、放射線の影響を受ける可能性がある。</li> </ul>	 <p>図：高感度煙感知器の概要</p>																																		
② 光ファイバケーブル式熱感知器	<ul style="list-style-type: none"> <li>光ファイバセンサーにバルブ光を入射すると、その光は光ファイバセンサー中で散乱し、その散乱光の一つであるラマン散乱光には温度依存性があり、これを検知することにより温度を監視する。</li> <li>光ファイバセンサーにバルブ光を入射してから、発生した後方ラマン散乱光が入射端に戻ってくるまでの往復時間を測定することで、散乱光が発生した位置(火災源)を検知可能である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>適切な場所</li> <li>・大空間(制御室内)</li> <li>・大気(制御室内)</li> <li>不適な場所</li> <li>・本装置からの距離が近い場所</li> <li>・温度上昇が速い場所</li> <li>・温度上昇が速い場所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>アナログ式</li> <li>・光ファイバセンサーからの信号は連続的であり、この信号を連続的に処理することから、検出の可能性がある。</li> <li>・受信機では異常時の状態を監視し、急激な温度上昇の把握が可能である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>感知機(光ファイバセンサー)は放射線の影響を受けにくい。</li> </ul>	 <p>図：光ファイバケーブル式熱感知器の概要</p>																																		
型式	原理と特徴	適応箇所	アナログ/非アナログ	放射線の影響	概要図																																		
① 煙検出装置	<ul style="list-style-type: none"> <li>検出装置内に煙が取込まれると、発光素子の光が煙によって散乱し、受光素子に光が当たることによって煙を検知する。</li> <li>多量に発生する前の発煙段階からの煙の早期感知が可能である。</li> <li>一般の煙感知器よりも高感度であり、小型であることから制御室内への設置に適する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>適切な場所</li> <li>・小空間(室内)</li> <li>不適な場所</li> <li>・ガス・蒸気等が異常的に発生する場所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>非アナログ式</li> <li>・検出素子での検知は連続的であり、監視しているが検出検知器ではないため、信号の処理はできない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>検出装置内部に半導体素子を使用することから放射線の影響を受ける可能性がある。</li> </ul>	 <p>図：煙検出装置の外形図</p>																																		
② 光ファイバケーブル式熱検出装置	<ul style="list-style-type: none"> <li>光ファイバケーブルに入射したバルブ光は、その光は光ファイバケーブル中で散乱し、その散乱光の一つであるラマン散乱光には温度依存性があり、これを検知することにより温度を監視する。</li> <li>光ファイバケーブルにバルブ光を入射してから、発生した後方ラマン散乱光が入射端に戻ってくるまでの往復時間を測定することで、散乱光が発生した位置(火災源)を検知可能である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>適切な場所</li> <li>・火災源の近傍(火災源直上)</li> <li>不適な場所</li> <li>・本装置からの距離が近い場所</li> <li>・温度上昇が速い場所</li> <li>・温度上昇が速い場所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>アナログ式</li> <li>・光ファイバケーブルからの信号は連続的であり、この信号を連続的に処理することから、検出の可能性がある。</li> <li>・監視機では異常時の状態を監視し、急激な温度上昇の把握が可能である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>感知機(光ファイバケーブル)は放射線の影響を受けにくい。</li> </ul>	 <p>図：光ファイバケーブル式熱検出装置の概要</p>																																		

※1：消防法施行規則第二十三条で定める設置範囲による。

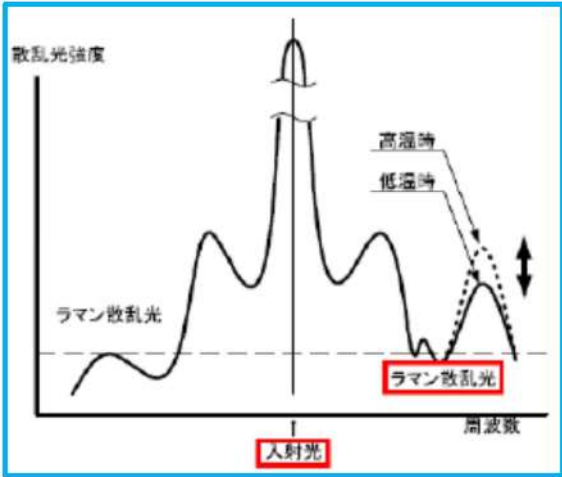
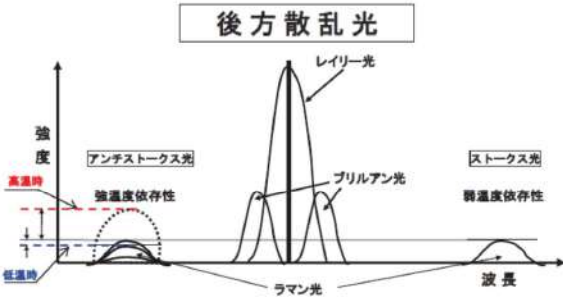
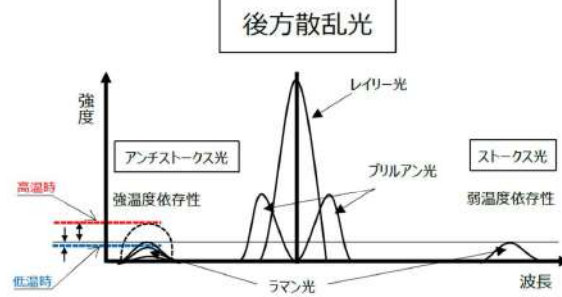
※1：消防法施行規則第二十三条で定める設置範囲による。

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

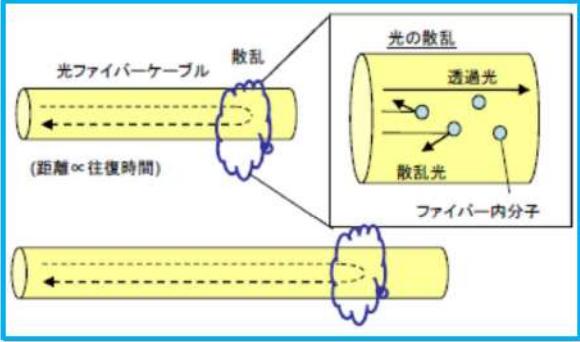
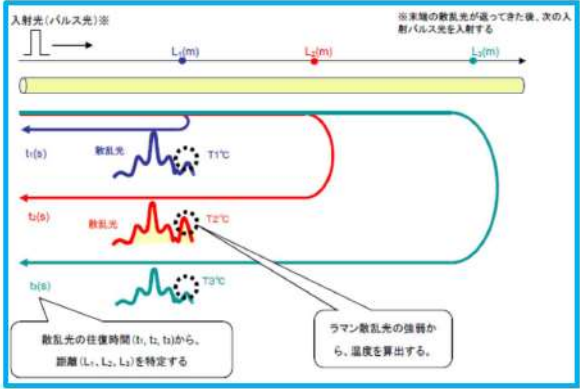
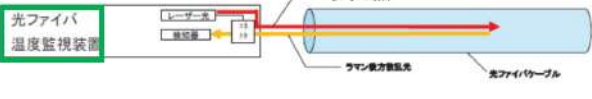
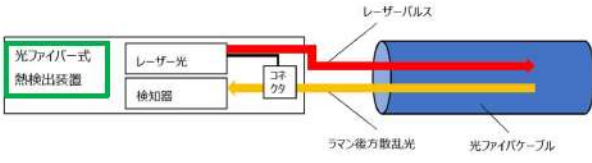
大阪発電所3/4号炉 添付資料5 光ファイバケーブルを利用した感知器の設備仕様について	女川原子力発電所2号炉 別紙1 光ファイバケーブル式熱感知器の仕様及び動作原理について	泊発電所3号炉 別紙1 光ファイバ式熱検出装置の仕様及び動作原理について	相違理由																												
1. 設備仕様	2. 仕様	2. 仕様																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>仕 様</th> <th>概要図</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>                     光ファイバケーブル                     <ul style="list-style-type: none"> <li>測定範囲 -20.0~150.0℃</li> <li>SUS管被覆付き光ファイバ</li> <li>SUS管 外径 2.0mm 内径 1.6mm</li> <li>光ファイバ 外径 0.7mm</li> </ul> </td> <td>                      光ファイバケーブル断面                 </td> </tr> <tr> <td>                     光ファイバ式温度計測装置                     <ul style="list-style-type: none"> <li>感知 1m毎の分解能</li> <li>温度表示範囲 -200.0℃~320.0℃</li> <li>表示サンプリング周期 0~60秒で設定可能</li> <li>無停電電源装置を設置</li> </ul> </td> <td>                      光ファイバ式温度分布計測装置                 </td> </tr> <tr> <td>                     監視                     <ul style="list-style-type: none"> <li>ケーブル布設エリア毎に、0.1℃刻みで温度を表示</li> <li>以下に示す、2種類の警報を発信                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○上方しきい値警報                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>温度測定値が、上方しきい値(例 60.0℃)を超えた場合警報を発信(警報値は、測定エリア毎に0.1℃刻みで任意に設定可能)</li> </ul> </li> <li>○差分上方しきい値警報                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>過去の温度測定値と現在の温度測定値とを比較し、温度上昇が差分上方しきい値(例 14.0℃)を超えた場合警報を発信</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </td> <td>  </td> </tr> </tbody> </table>	仕 様	概要図	光ファイバケーブル <ul style="list-style-type: none"> <li>測定範囲 -20.0~150.0℃</li> <li>SUS管被覆付き光ファイバ</li> <li>SUS管 外径 2.0mm 内径 1.6mm</li> <li>光ファイバ 外径 0.7mm</li> </ul>	 光ファイバケーブル断面	光ファイバ式温度計測装置 <ul style="list-style-type: none"> <li>感知 1m毎の分解能</li> <li>温度表示範囲 -200.0℃~320.0℃</li> <li>表示サンプリング周期 0~60秒で設定可能</li> <li>無停電電源装置を設置</li> </ul>	 光ファイバ式温度分布計測装置	監視 <ul style="list-style-type: none"> <li>ケーブル布設エリア毎に、0.1℃刻みで温度を表示</li> <li>以下に示す、2種類の警報を発信                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○上方しきい値警報                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>温度測定値が、上方しきい値(例 60.0℃)を超えた場合警報を発信(警報値は、測定エリア毎に0.1℃刻みで任意に設定可能)</li> </ul> </li> <li>○差分上方しきい値警報                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>過去の温度測定値と現在の温度測定値とを比較し、温度上昇が差分上方しきい値(例 14.0℃)を超えた場合警報を発信</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>		<table border="1"> <thead> <tr> <th>仕 様</th> <th>概要図</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>                     光ファイバケーブル                     <ul style="list-style-type: none"> <li>外被材料: SUS304</li> <li>外径: 1.4mm</li> <li>光ファイバ芯数: 1芯</li> <li>光ファイバ材質: 石英系</li> <li>温度測定範囲: -20℃~80℃</li> </ul> </td> <td>  </td> </tr> <tr> <td>                     光ファイバ温度監視装置(DTS)                     <ul style="list-style-type: none"> <li>光ファイバ敷設方向に対して1mの分解能</li> <li>温度測定範囲: -200.0℃~350.0℃</li> <li>非常用電源から給電し、無停電電源装置も設置</li> </ul> </td> <td>  </td> </tr> <tr> <td>                     監視状況                     <ul style="list-style-type: none"> <li>ケーブル敷設箇所ごとに、0.1℃刻みで温度を表示</li> <li>温度測定値が設定値を超えた場合に警報を発信</li> <li>選択した複数箇所の経時温度表示</li> </ul> </td> <td>  </td> </tr> <tr> <td>                     光ファイバケーブル設置方法                     <ul style="list-style-type: none"> <li>監視対象物近傍の上部等にセンサ用光ファイバケーブルを敷設し、火災の早期感知を図る。</li> </ul> </td> <td>  </td> </tr> </tbody> </table>	仕 様	概要図	光ファイバケーブル <ul style="list-style-type: none"> <li>外被材料: SUS304</li> <li>外径: 1.4mm</li> <li>光ファイバ芯数: 1芯</li> <li>光ファイバ材質: 石英系</li> <li>温度測定範囲: -20℃~80℃</li> </ul>		光ファイバ温度監視装置(DTS) <ul style="list-style-type: none"> <li>光ファイバ敷設方向に対して1mの分解能</li> <li>温度測定範囲: -200.0℃~350.0℃</li> <li>非常用電源から給電し、無停電電源装置も設置</li> </ul>		監視状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>ケーブル敷設箇所ごとに、0.1℃刻みで温度を表示</li> <li>温度測定値が設定値を超えた場合に警報を発信</li> <li>選択した複数箇所の経時温度表示</li> </ul>		光ファイバケーブル設置方法 <ul style="list-style-type: none"> <li>監視対象物近傍の上部等にセンサ用光ファイバケーブルを敷設し、火災の早期感知を図る。</li> </ul>		<table border="1"> <thead> <tr> <th>仕 様</th> <th>概要図</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>                     光ファイバケーブル                     <ul style="list-style-type: none"> <li>測定範囲 -20.0℃~150.0℃</li> <li>SUS管被覆付き光ファイバ</li> <li>SUS管 外径 2.0mm 内径 1.6mm</li> <li>光ファイバ 外径 0.7mm</li> </ul> </td> <td>                      光ファイバケーブル断面                 </td> </tr> <tr> <td>                     光ファイバ式熱検出装置                     <ul style="list-style-type: none"> <li>光ファイバケーブル敷設方向に対して1m毎の分解能</li> <li>測定可能範囲: -200.0℃~800.0℃</li> <li>表示サンプリング周期 1分以内</li> <li>非常用内電源から給電可能</li> <li>無停電電源装置を設置</li> </ul> </td> <td>                      光ファイバ式熱検出装置                 </td> </tr> <tr> <td>                     監視状況                     <ul style="list-style-type: none"> <li>ケーブル布設エリア毎に、0.1℃刻みで温度を表示</li> <li>以下に示す、2種類の警報を発信                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○上限警報                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>温度測定値が上限警報設定値(例: 60.0℃)を超えた場合警報を発信</li> <li>測定エリア毎に、0.1℃刻みで任意に設定可能</li> </ul> </li> <li>○温度上昇変化率警報                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>過去の温度測定値と現在の温度測定値とを比較し、温度上昇の変化率が一定温度(例 7.0℃)を超えた場合警報を発信</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>選択した複数箇所の経時温度表示</li> </ul> </td> <td>  </td> </tr> <tr> <td>                     光ファイバケーブル設置方法                     <ul style="list-style-type: none"> <li>監視対象物近傍の上部等にセンサ用光ファイバケーブルを敷設し、火災の早期感知を図る。</li> </ul> </td> <td>  </td> </tr> </tbody> </table>	仕 様	概要図	光ファイバケーブル <ul style="list-style-type: none"> <li>測定範囲 -20.0℃~150.0℃</li> <li>SUS管被覆付き光ファイバ</li> <li>SUS管 外径 2.0mm 内径 1.6mm</li> <li>光ファイバ 外径 0.7mm</li> </ul>	 光ファイバケーブル断面	光ファイバ式熱検出装置 <ul style="list-style-type: none"> <li>光ファイバケーブル敷設方向に対して1m毎の分解能</li> <li>測定可能範囲: -200.0℃~800.0℃</li> <li>表示サンプリング周期 1分以内</li> <li>非常用内電源から給電可能</li> <li>無停電電源装置を設置</li> </ul>	 光ファイバ式熱検出装置	監視状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>ケーブル布設エリア毎に、0.1℃刻みで温度を表示</li> <li>以下に示す、2種類の警報を発信                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○上限警報                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>温度測定値が上限警報設定値(例: 60.0℃)を超えた場合警報を発信</li> <li>測定エリア毎に、0.1℃刻みで任意に設定可能</li> </ul> </li> <li>○温度上昇変化率警報                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>過去の温度測定値と現在の温度測定値とを比較し、温度上昇の変化率が一定温度(例 7.0℃)を超えた場合警報を発信</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>選択した複数箇所の経時温度表示</li> </ul>		光ファイバケーブル設置方法 <ul style="list-style-type: none"> <li>監視対象物近傍の上部等にセンサ用光ファイバケーブルを敷設し、火災の早期感知を図る。</li> </ul>		<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設備名称の相違</li> </ul> <p>【大阪】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■記載方針の相違 (女川実績の反映)</li> </ul> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設備名称の相違</li> <li>【女川】</li> <li>■設計の相違</li> </ul> <p>泊は安全系計装室床下のフロアケーブルダクトについても光ファイバ式熱検出装置を設置</p> <p>【女川・大阪】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> <li>■設備仕様の相違</li> </ul>
仕 様	概要図																														
光ファイバケーブル <ul style="list-style-type: none"> <li>測定範囲 -20.0~150.0℃</li> <li>SUS管被覆付き光ファイバ</li> <li>SUS管 外径 2.0mm 内径 1.6mm</li> <li>光ファイバ 外径 0.7mm</li> </ul>	 光ファイバケーブル断面																														
光ファイバ式温度計測装置 <ul style="list-style-type: none"> <li>感知 1m毎の分解能</li> <li>温度表示範囲 -200.0℃~320.0℃</li> <li>表示サンプリング周期 0~60秒で設定可能</li> <li>無停電電源装置を設置</li> </ul>	 光ファイバ式温度分布計測装置																														
監視 <ul style="list-style-type: none"> <li>ケーブル布設エリア毎に、0.1℃刻みで温度を表示</li> <li>以下に示す、2種類の警報を発信                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○上方しきい値警報                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>温度測定値が、上方しきい値(例 60.0℃)を超えた場合警報を発信(警報値は、測定エリア毎に0.1℃刻みで任意に設定可能)</li> </ul> </li> <li>○差分上方しきい値警報                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>過去の温度測定値と現在の温度測定値とを比較し、温度上昇が差分上方しきい値(例 14.0℃)を超えた場合警報を発信</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>																															
仕 様	概要図																														
光ファイバケーブル <ul style="list-style-type: none"> <li>外被材料: SUS304</li> <li>外径: 1.4mm</li> <li>光ファイバ芯数: 1芯</li> <li>光ファイバ材質: 石英系</li> <li>温度測定範囲: -20℃~80℃</li> </ul>																															
光ファイバ温度監視装置(DTS) <ul style="list-style-type: none"> <li>光ファイバ敷設方向に対して1mの分解能</li> <li>温度測定範囲: -200.0℃~350.0℃</li> <li>非常用電源から給電し、無停電電源装置も設置</li> </ul>																															
監視状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>ケーブル敷設箇所ごとに、0.1℃刻みで温度を表示</li> <li>温度測定値が設定値を超えた場合に警報を発信</li> <li>選択した複数箇所の経時温度表示</li> </ul>																															
光ファイバケーブル設置方法 <ul style="list-style-type: none"> <li>監視対象物近傍の上部等にセンサ用光ファイバケーブルを敷設し、火災の早期感知を図る。</li> </ul>																															
仕 様	概要図																														
光ファイバケーブル <ul style="list-style-type: none"> <li>測定範囲 -20.0℃~150.0℃</li> <li>SUS管被覆付き光ファイバ</li> <li>SUS管 外径 2.0mm 内径 1.6mm</li> <li>光ファイバ 外径 0.7mm</li> </ul>	 光ファイバケーブル断面																														
光ファイバ式熱検出装置 <ul style="list-style-type: none"> <li>光ファイバケーブル敷設方向に対して1m毎の分解能</li> <li>測定可能範囲: -200.0℃~800.0℃</li> <li>表示サンプリング周期 1分以内</li> <li>非常用内電源から給電可能</li> <li>無停電電源装置を設置</li> </ul>	 光ファイバ式熱検出装置																														
監視状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>ケーブル布設エリア毎に、0.1℃刻みで温度を表示</li> <li>以下に示す、2種類の警報を発信                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○上限警報                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>温度測定値が上限警報設定値(例: 60.0℃)を超えた場合警報を発信</li> <li>測定エリア毎に、0.1℃刻みで任意に設定可能</li> </ul> </li> <li>○温度上昇変化率警報                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>過去の温度測定値と現在の温度測定値とを比較し、温度上昇の変化率が一定温度(例 7.0℃)を超えた場合警報を発信</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>選択した複数箇所の経時温度表示</li> </ul>																															
光ファイバケーブル設置方法 <ul style="list-style-type: none"> <li>監視対象物近傍の上部等にセンサ用光ファイバケーブルを敷設し、火災の早期感知を図る。</li> </ul>																															



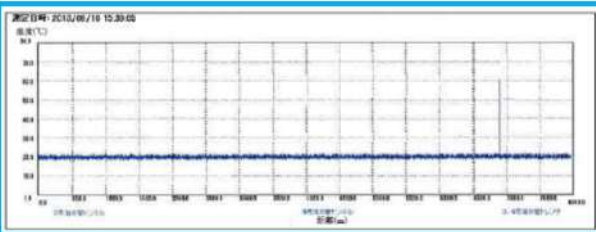
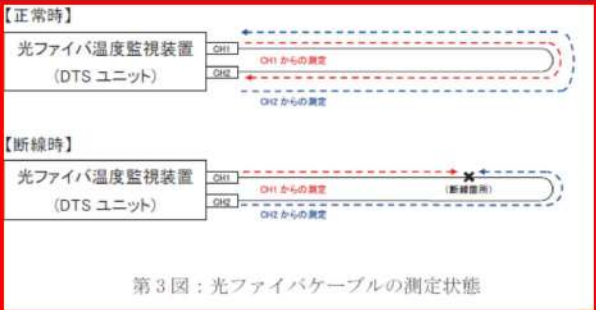
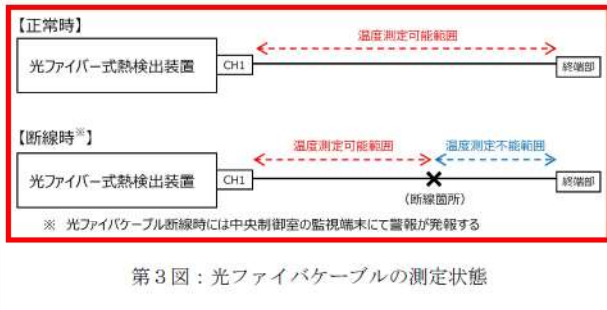
赤字：設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2. 温度測定及び位置特定の原理</p> <p>(1) 温度測定の原理</p> <p>入射光は、光ファイバケーブル内の分子によって散乱され、一部の散乱光は波長(周波数)がシフトする。このうちラマン散乱光と呼ばれる散乱光は温度依存性を有している。したがって、光ファイバケーブルのラマン散乱光の強度を測定することにより、温度を測定することができる。</p> <p style="text-align: center;">温度測定の原理</p>  <p>(2) 位置特定の原理</p> <p>光ファイバケーブル内にパルス光を入射してから、ラマン散乱光が入射端に戻ってくるまでの往復時間を測定することで、散乱光が発生した地点を特定することができる。(図3)</p>	<p>3. 温度測定及び位置特定の原理</p> <p>(1) 温度測定の原理</p> <p>入射光は、光ファイバケーブル内の分子によって散乱され、一部の散乱光は波長(周波数)がシフトする。このうちラマン散乱光と呼ばれる散乱光は温度依存性を有している。ラマン散乱光にはストークス光とアンチストークス光があり、温度依存性の強いアンチストークス光と温度依存性の弱いストークス光の後方散乱光強度の比を測定し温度を測定することができる。(第1図)</p> <p style="text-align: center;">後方散乱光</p>  <p>第1図：温度測定の原理</p> <p>(2) 位置特定の原理</p> <p>位置情報は第2図のようにDTSユニット内の光源より出射した光パルスの後方散乱光が検知器に到達するまでの遅延時間を測定することにより、その後方散乱光の発生位置を特定することができる。</p>	<p>3. 温度測定及び位置特定の原理</p> <p>(1) 温度測定の原理</p> <p>入射光は、光ファイバケーブル内の分子によって散乱され、一部の散乱光は波長(周波数)がシフトする。このうちラマン散乱光と呼ばれる散乱光は温度依存性を有している。ラマン散乱光にはストークス光とアンチストークス光があり、温度依存性の強いアンチストークス光と温度依存性の弱いストークス光の後方散乱光強度の比を測定し温度を測定することができる。(第1図)</p> <p style="text-align: center;">後方散乱光</p>  <p>第1図：温度測定の原理</p> <p>(2) 位置特定の原理</p> <p>位置情報は第2図のように光ファイバ式熱検出装置内の光源より出射した光パルスの後方散乱光が検知器に到達するまでの遅延時間を測定することにより、その後方散乱光の発生位置を特定することができる。</p>	<p>【大阪】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■記載方針の相違(女川実績の反映)</li> </ul> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■記載方針の相違(原理説明図の相違)</li> </ul> <p>【大阪】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■記載方針の相違(女川実績の反映)</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

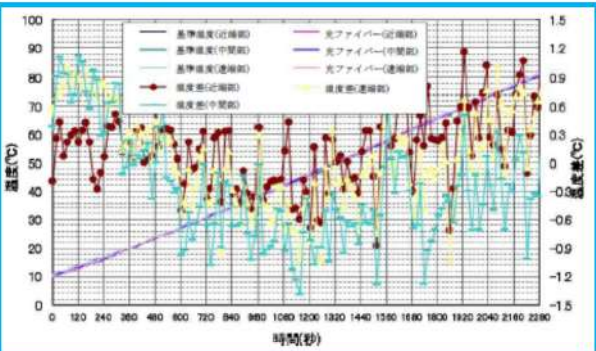
大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>図3 位置特定の原理 (1)</p> <p>入射光 (パルス光) の往復時間 (入射～受光) を測定することにより、入射点からの距離を特定できる。(図4)</p>  <p>図4 位置特定の原理 (2)</p>	 <p>第2図：位置特定の原理</p> <p>(3) ケーブル断線時の影響                  正常時は2つのチャンネルからそれぞれ光ファイバケーブル敷設箇所の温度を測定しており、断線が発生した場合は2つのチャンネルにおいて、断線地点までの測定が可能である。断線地点では光の異常反射が生じる場合があることから、断線箇所は温度測定ができないが、それ以外の箇所では温度を測定することが可能である。(第3図)</p>	 <p>第2図：位置特定の原理</p> <p>(3) ケーブル断線時の影響                  正常時は1つのチャンネルから光ファイバケーブル敷設箇所の温度を測定しており、断線が発生した場合は、断線地点までの測定が可能である。断線時には早急に断線箇所を特定し、光ファイバケーブルの繋ぎ直し又は引き直しによる復旧を行う。</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】                  ■設備名称の相違</p> <p>【大阪】                  ■記載方針の相違                  原理説明図の相違</p> <p>【大阪】                  ■記載方針の相違                  (女川実績の反映)</p> <p>【女川】                  ■設計の相違                  泊は光ファイバケーブル断線時には早急に断線部の融着による繋ぎ直し、あるいは光ファイバケーブルの引き直しによる復旧を行う方針としている。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3. 光ファイバー温度監視装置における火災発生箇所の表示</p> <p>光ファイバー温度監視装置は光ファイバケーブルを用いて温度を計測・監視しており、予め設定したしきい値を超えた場合は、警報発信するとともに、その位置を画面に表示する。</p> <p>以下に光ファイバー温度監視装置の表示画面を示す。光ファイバー温度監視画面では、設定したしきい値を超えた温度測定箇所が表示され、火災の発生場所を特定することが可能である。また、光ファイバケーブルで測定される温度分布を表示画面で確認できる。</p>  <p>光ファイバー温度監視装置表示画面</p>	 <p>第3図：光ファイバケーブルの測定状態</p>	 <p>第3図：光ファイバケーブルの測定状態</p> <p>※ 光ファイバケーブル断線時には中央制御室の監視端末にて警報が発報する</p>	<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊は光ファイバケーブル断線時には早急に断線部の融着による繋ぎ直し、あるいは光ファイバケーブルの引き直しによる復旧を行う方針としている。</p> <p>【大飯】</p> <p>■記載内容の相違 (女川実績の反映)</p>

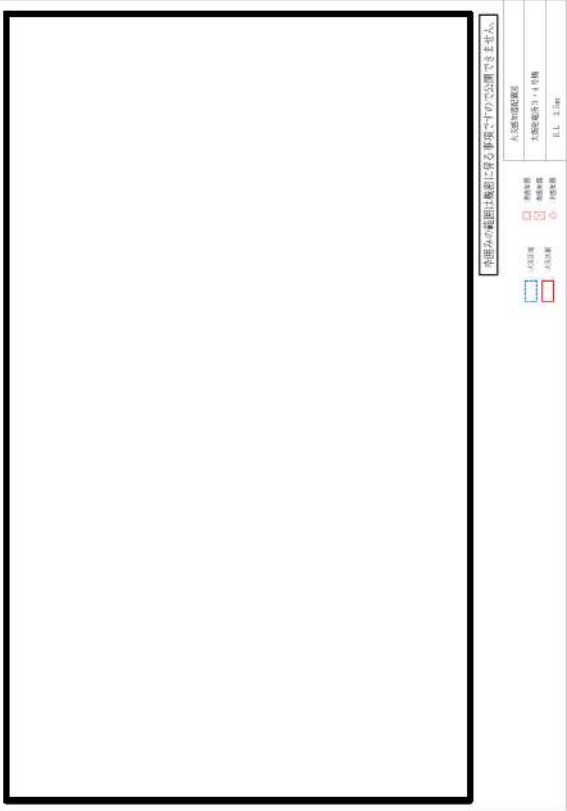
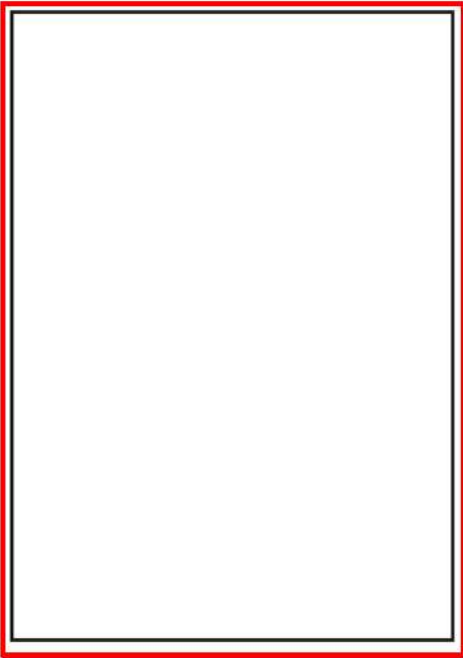
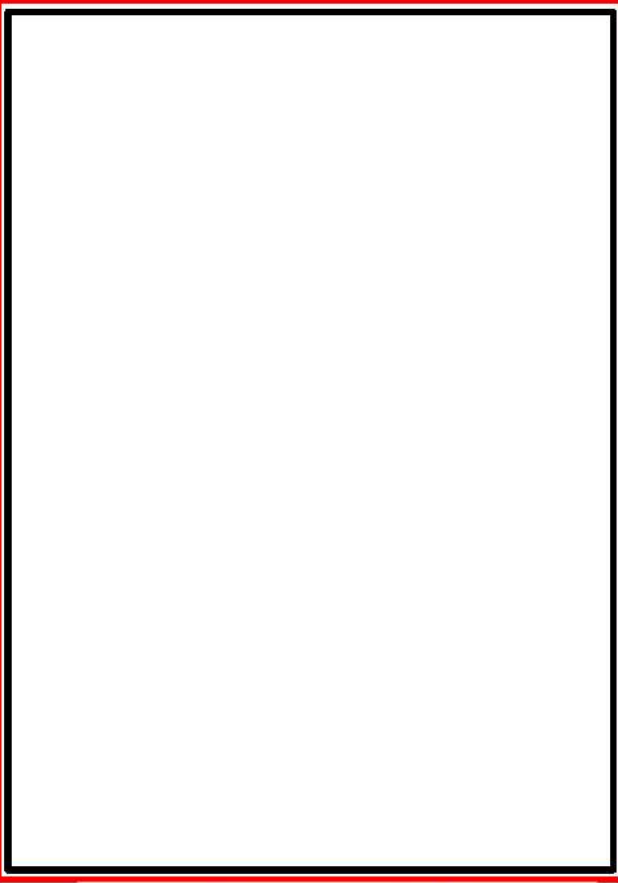


赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p><b>【省令要求 (省令15条3)】</b></p> <p>公称感知温度範囲の下限値から上限値に達するまでその温度が2℃/min以下の一定の割合で直線的に上昇する水平気流を加えたとき、そのときの気流の温度に対応した火災情報信号を発信するものでなければならない。</p> <p>・公称感知温度範囲：</p> <p>    上限：60℃～165℃</p> <p>    下限：10℃～(上限値-10)℃</p> <p><b>【試験方法】</b></p> <p>試験ファイバーを恒温槽(10℃)に入れ、恒温槽を10℃から2℃/minの一定の上昇率で80℃まで上昇させ、その温度変化を確認する。光ファイバーケーブルでの測定温度が、基準温度と比較して±2℃以内にて追随していることを確認する。</p> <p><b>【試験結果】</b></p> <p>すべての試験で、基準温度との温度差が±2℃以内であることを確認した。</p> <p>光ファイバー長2kmでの試験結果</p> 			<p><b>【大阪】</b></p> <p>■記載内容の相違 (女川実績の反映)</p>



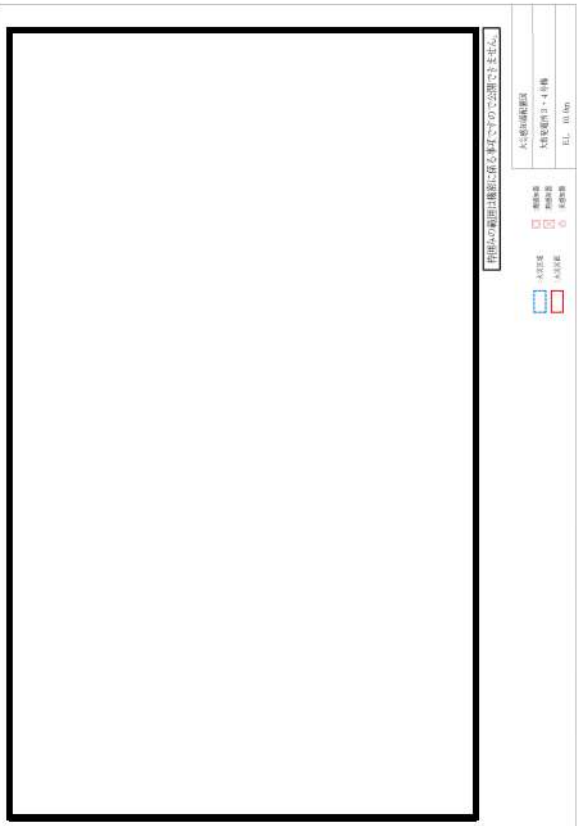
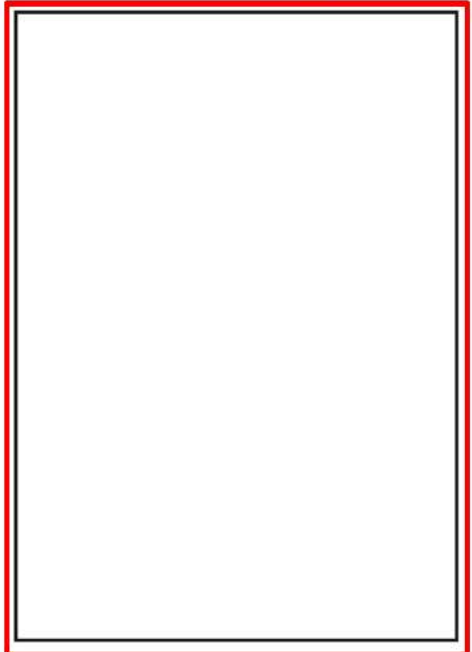

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>添付資料2</p> <p>火災感知器配置図</p> 	<p>添付資料3</p> <p>女川原子力発電所 2号炉 重大事故等対処施設における火災感知器の配置を明示した図面</p> 	<p>添付資料3</p> <p>泊発電所3号炉 重大事故等対処施設における火災感知器の配置を明示した図面</p>  <p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■記載内容の相違 (女川実績の反映 (着色せず))</li> <li>【女川】</li> <li>■設備名称の相違</li> </ul> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> <li>■プラント配置設計の相違による感知器配置の相違</li> </ul>

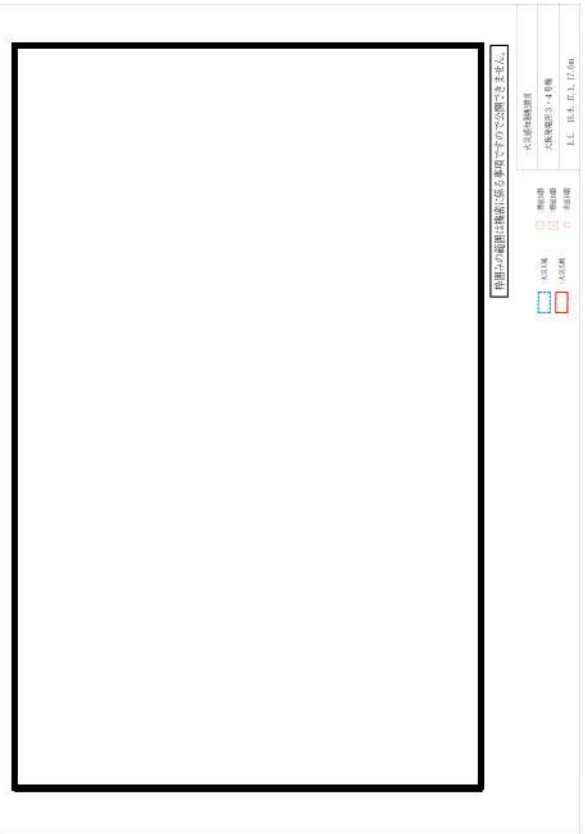
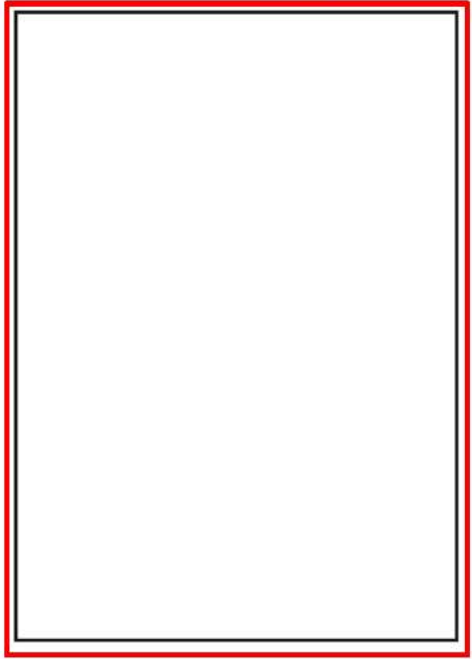
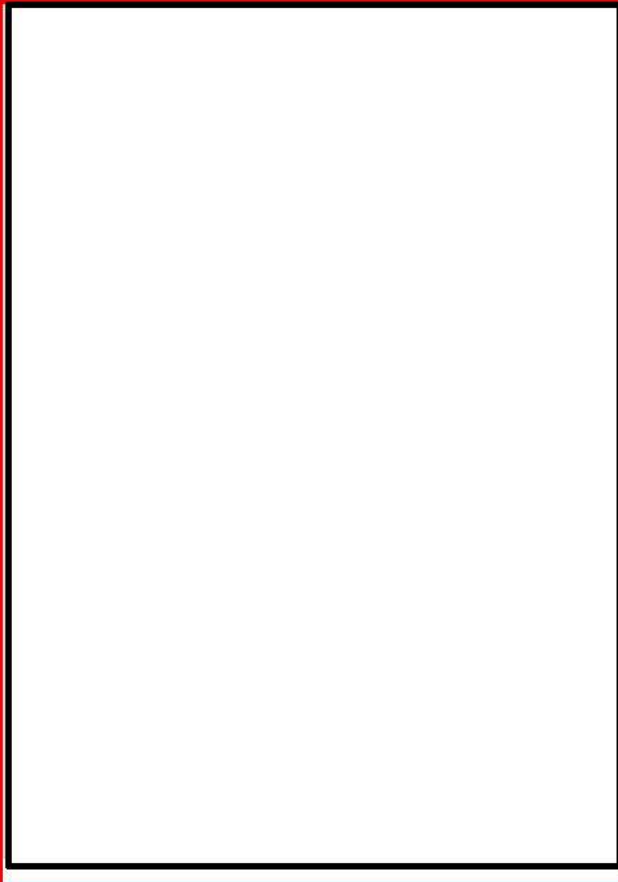




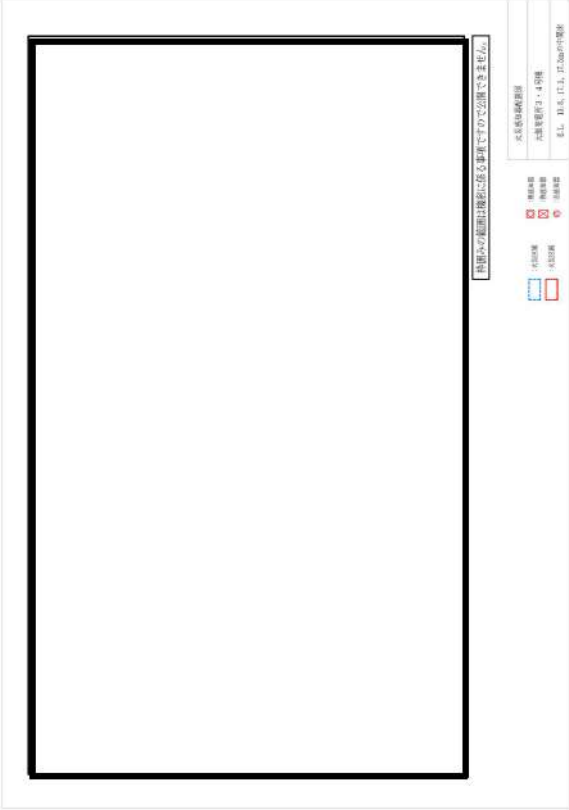
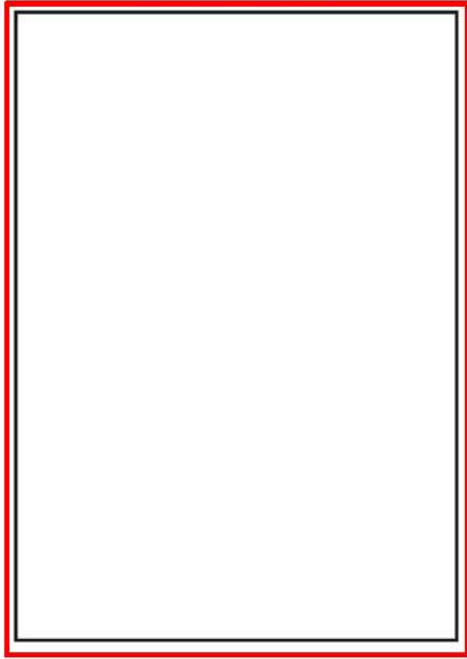
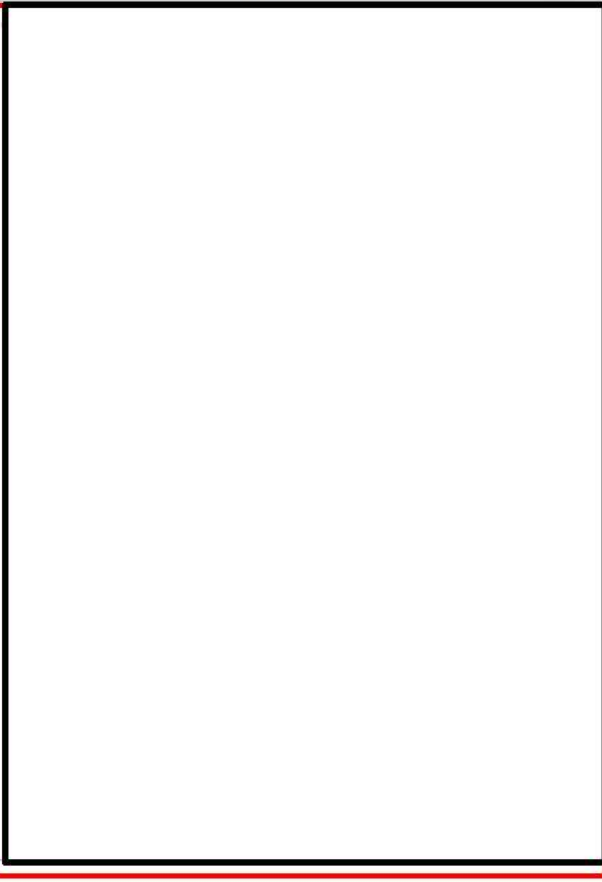
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; top: 130px; left: 255px; font-size: small;">利用中の機組は機密に属する事ですので公開できません。</p> <p style="font-size: x-small; margin-top: 10px;">                 大飯原子力発電所                  火災感知器3-4号機                  E.L. 00.0m                  機組番号                  機組名                  火災感知器                  火災感知器                  火災感知器             </p>		 <p style="margin-top: 10px;"> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。             </p>	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■記載内容の相違 (女川実績の反映)</li> <li>【女川】</li> <li>■設計の相違</li> </ul> <p>プラント配置設計の相違による感知器配置の相違</p>

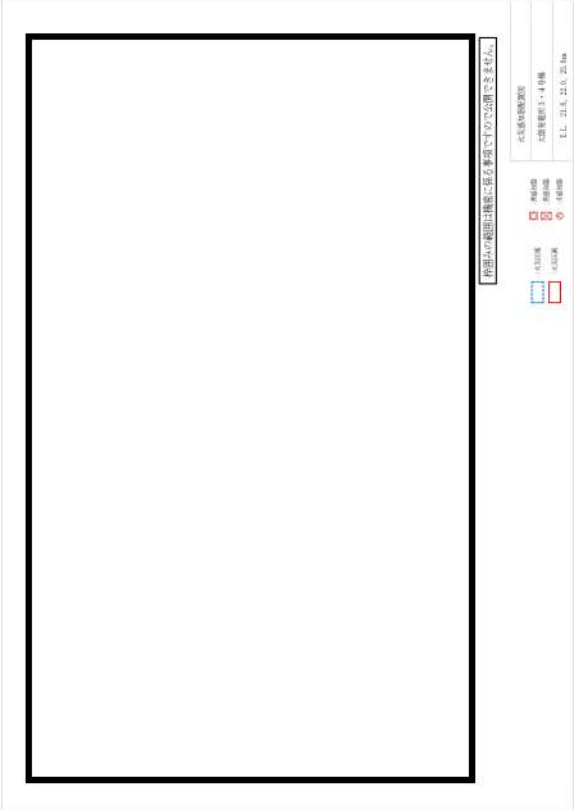
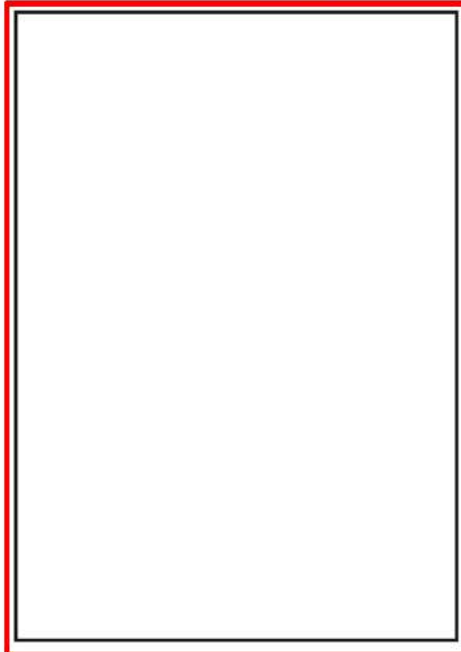

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p data-bbox="1344 1173 1915 1204"> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。                 </p>	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■記載内容の相違 (女川実績の反映)</li> <li>【女川】</li> <li>■設計の相違</li> </ul> <p>プラント配置設計の相違による感知器配置の相違</p>

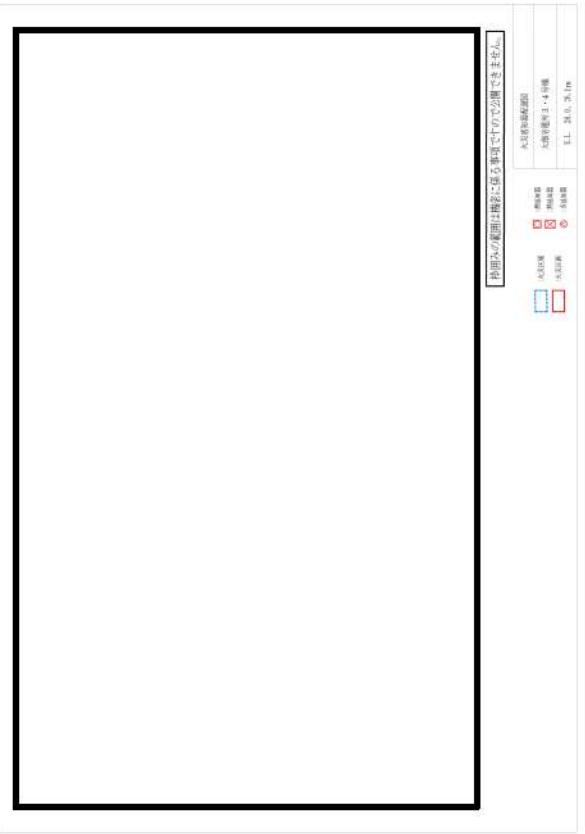
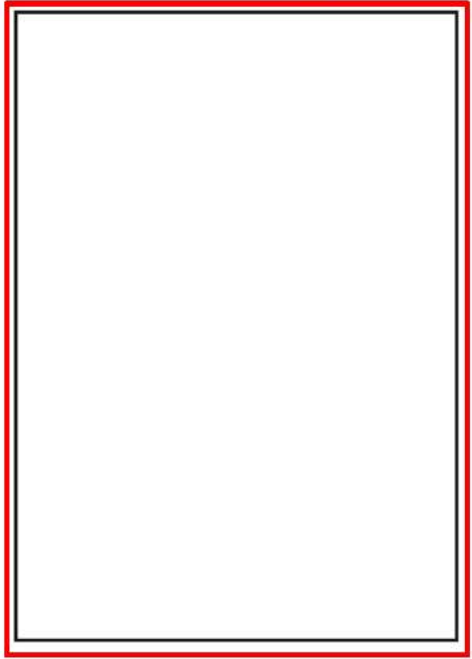
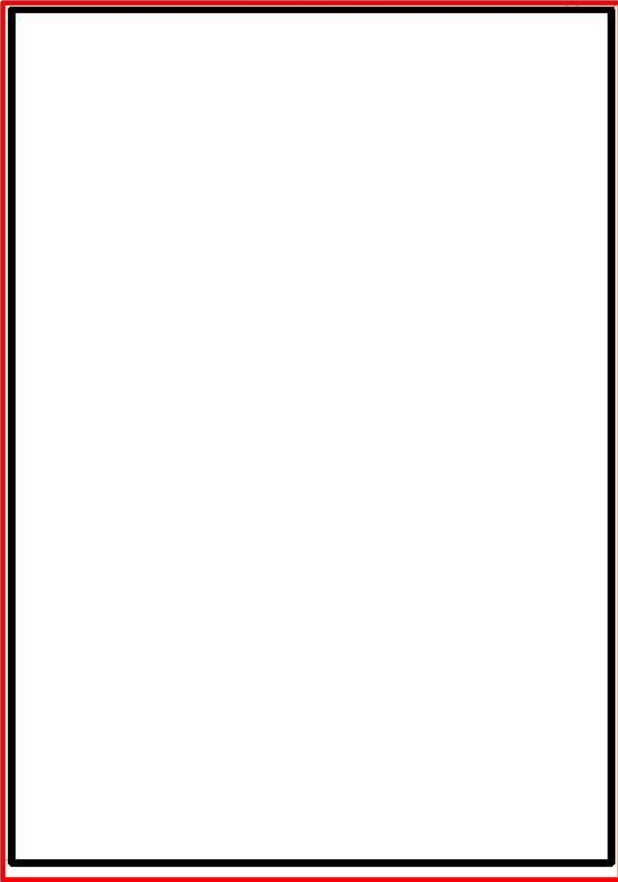
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>右図面の範囲は機密情報に属しますので公開できません。</p>		 <p>機密情報の内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■記載内容の相違 (女川実績の反映)</li> </ul> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> </ul> <p>プラント配置設計の相違による感知器配置の相違</p>

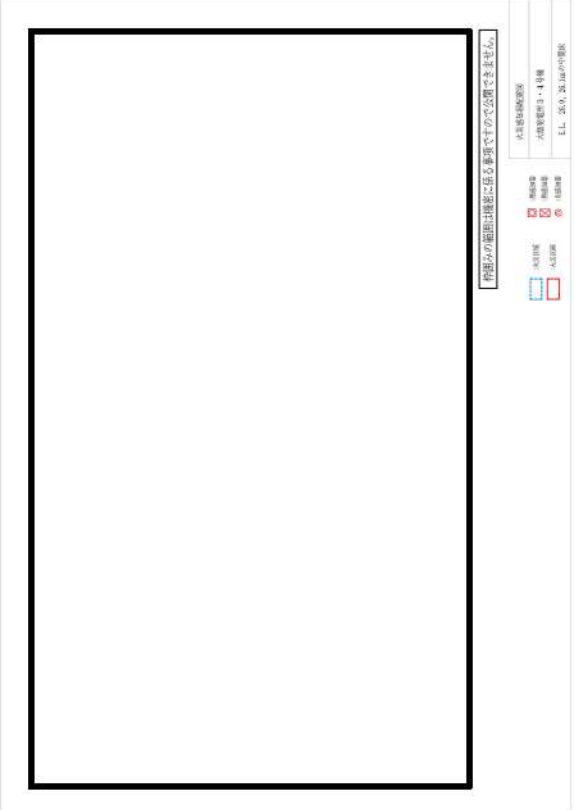
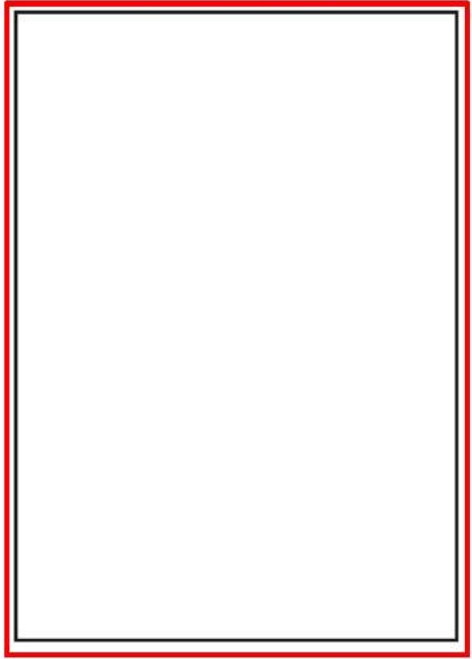
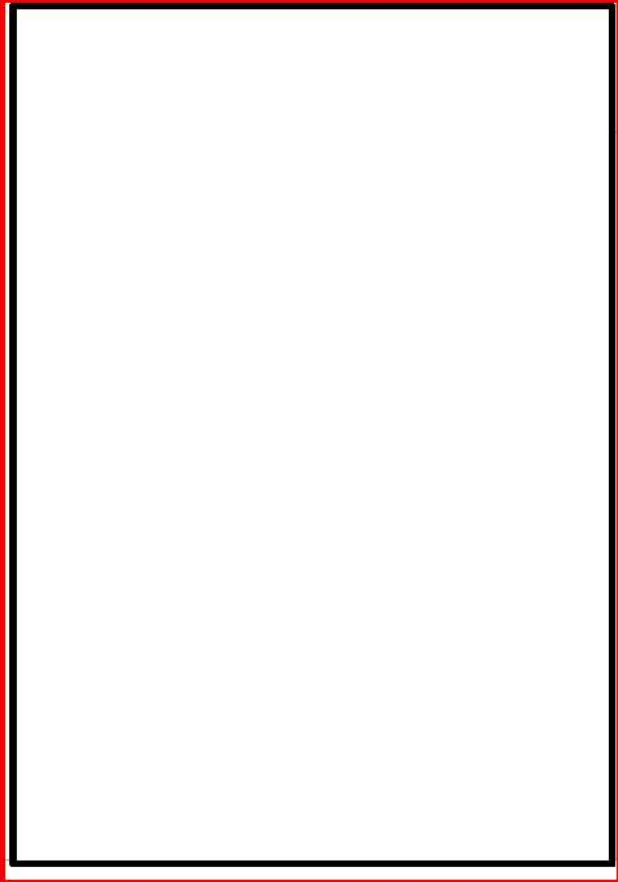
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p data-bbox="1344 1117 1915 1141"> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。                 </p>	<p data-bbox="1982 167 2038 191">【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1982 199 2116 247">■記載内容の相違 (女川実績の反映)</li> <li data-bbox="1982 255 2038 279">【女川】</li> <li data-bbox="1982 287 2083 311">■設計の相違</li> </ul> <p data-bbox="1982 319 2150 391">プラント配置設計の相違による感知器配置の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p data-bbox="1344 1085 1915 1117"> <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 20px; height: 10px; vertical-align: middle;"></span> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。                 </p>	<p data-bbox="1982 167 2049 191">【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1982 199 2116 247">■記載内容の相違 (女川実績の反映)</li> <li data-bbox="1982 255 2049 279">【女川】</li> <li data-bbox="1982 287 2083 311">■設計の相違</li> <li data-bbox="1982 319 2150 391">プラント配置設計の相違による感知器配置の相違</li> </ul>

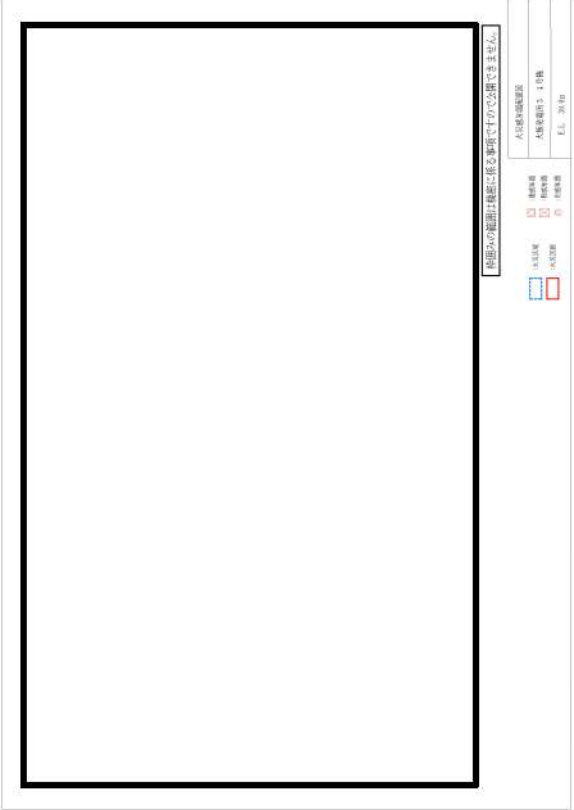
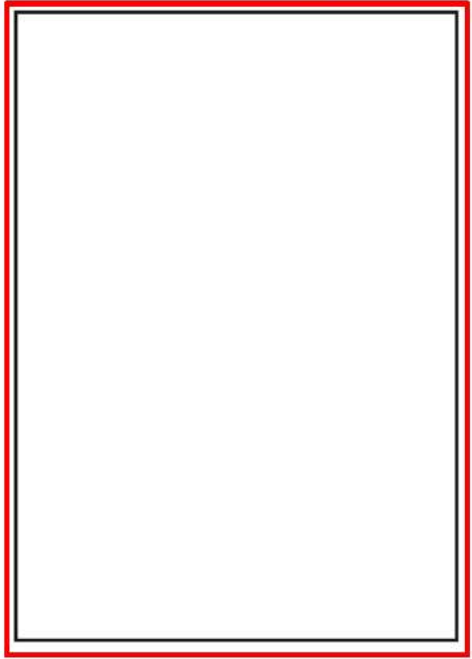
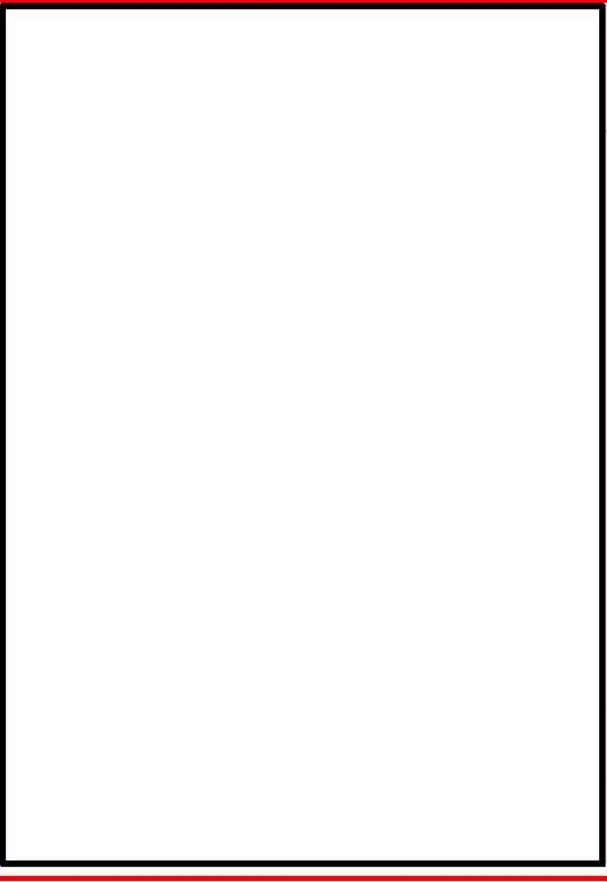
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p data-bbox="1344 1085 1915 1117"> <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 20px; height: 10px; vertical-align: middle;"></span> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。                 </p>	<p data-bbox="1982 167 2049 199">【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1982 199 2116 247">■記載内容の相違 (女川実績の反映)</li> <li data-bbox="1982 255 2049 287">【女川】</li> <li data-bbox="1982 287 2150 399">■設計の相違 プラント配置設計の相違による感知器配置の相違</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

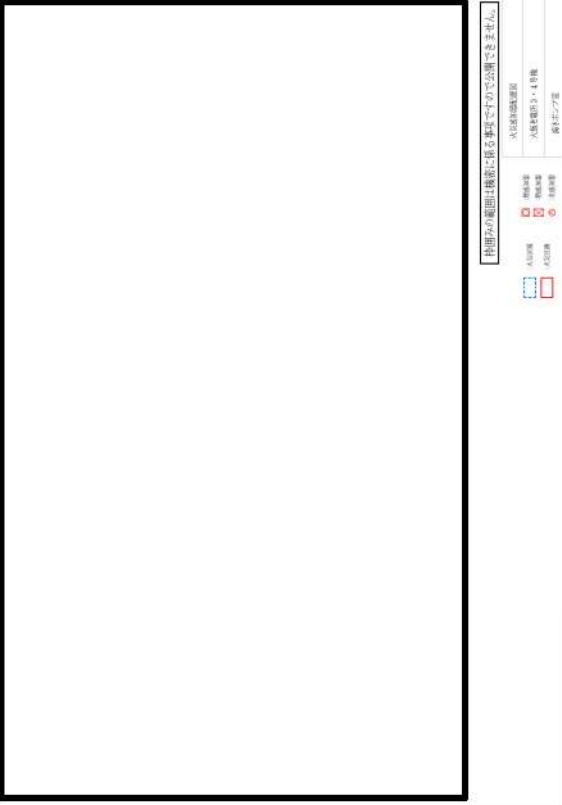
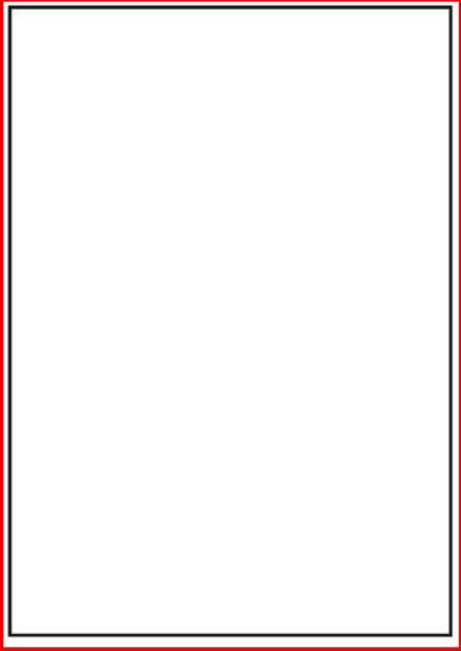
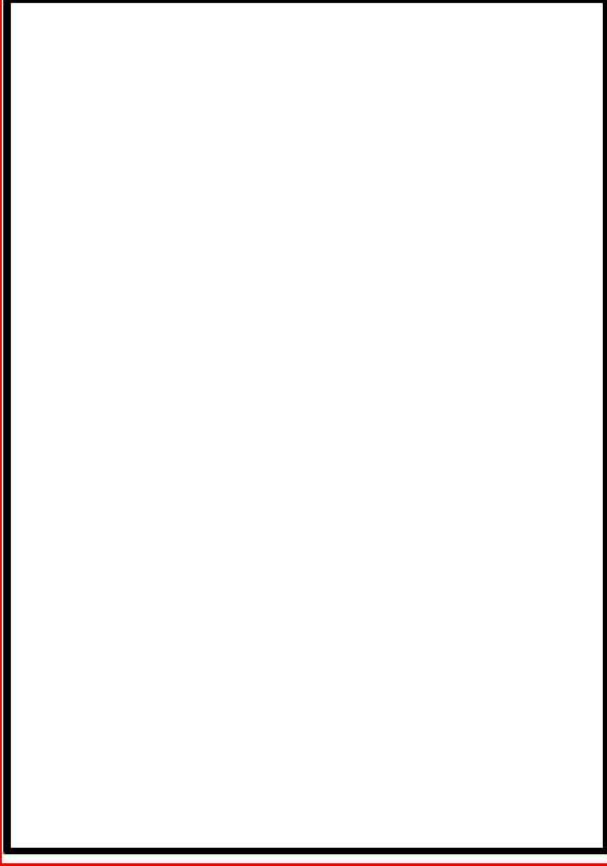
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p data-bbox="1344 1141 1915 1173"> <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 10px; vertical-align: middle;"></span> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。                 </p>	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■記載内容の相違 (女川実績の反映)</li> </ul> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> </ul> <p>プラント配置設計の相違による感知器配置の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

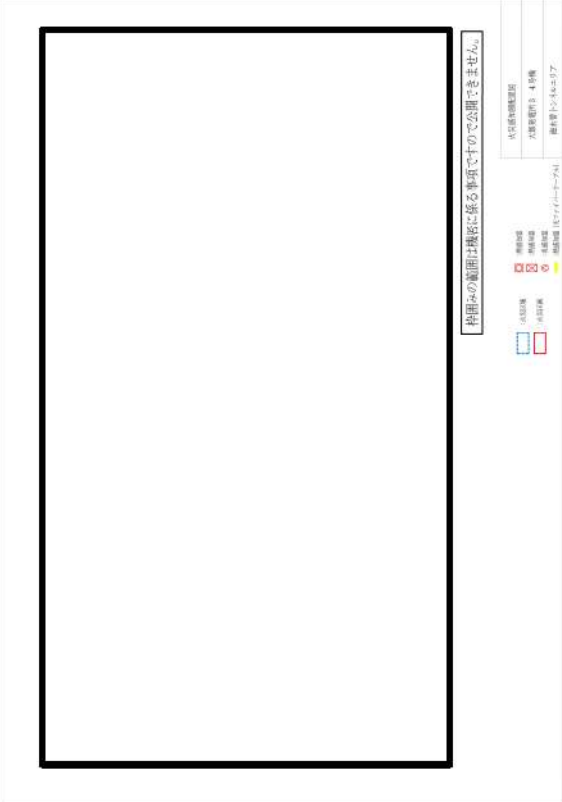
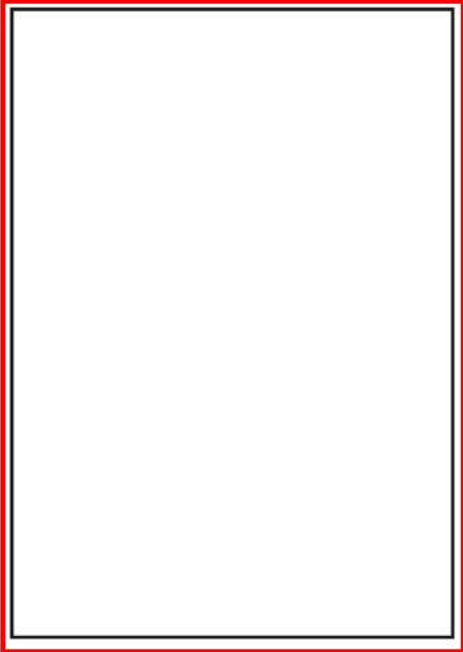
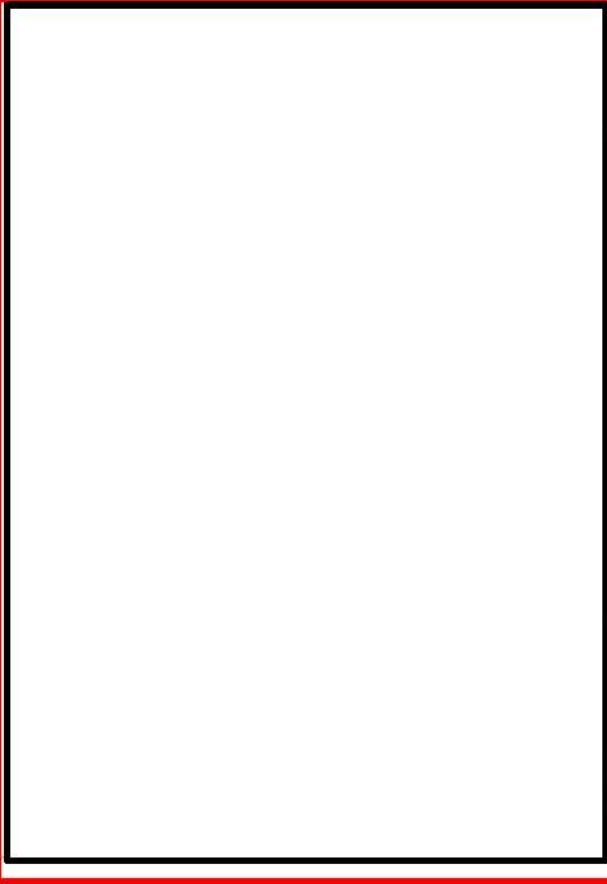
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p data-bbox="1344 1141 1915 1173"> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。                 </p>	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■記載内容の相違 (女川実績の反映)</li> <li>【女川】</li> <li>■設計の相違 プラント配置設計の相違による感知器配置の相違</li> </ul>



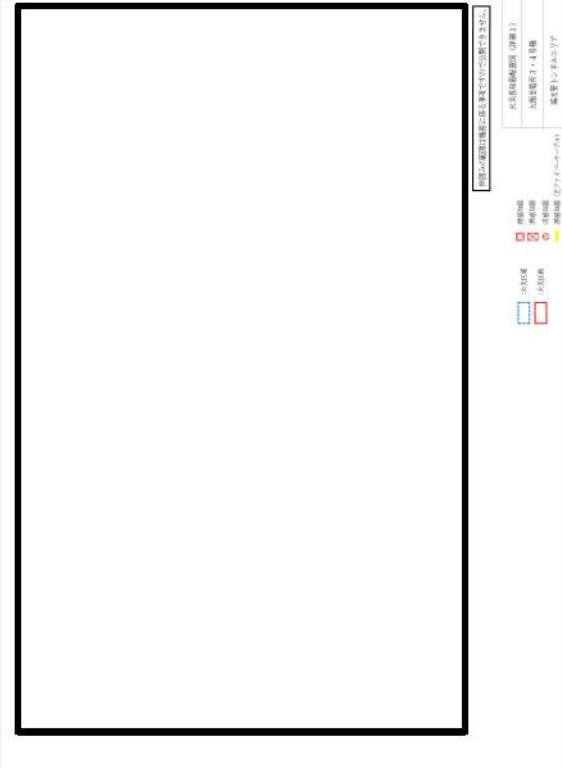
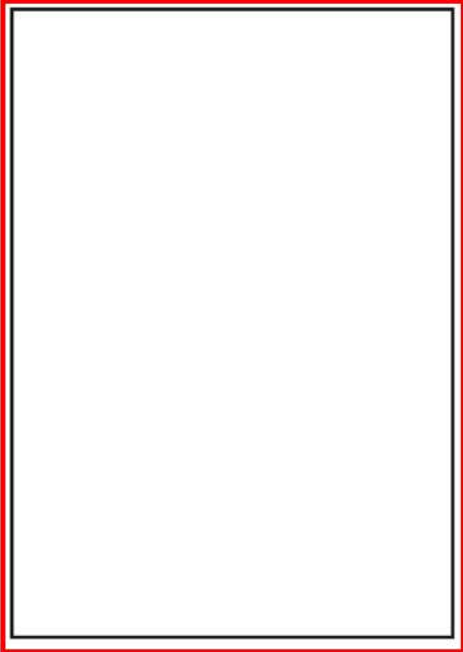
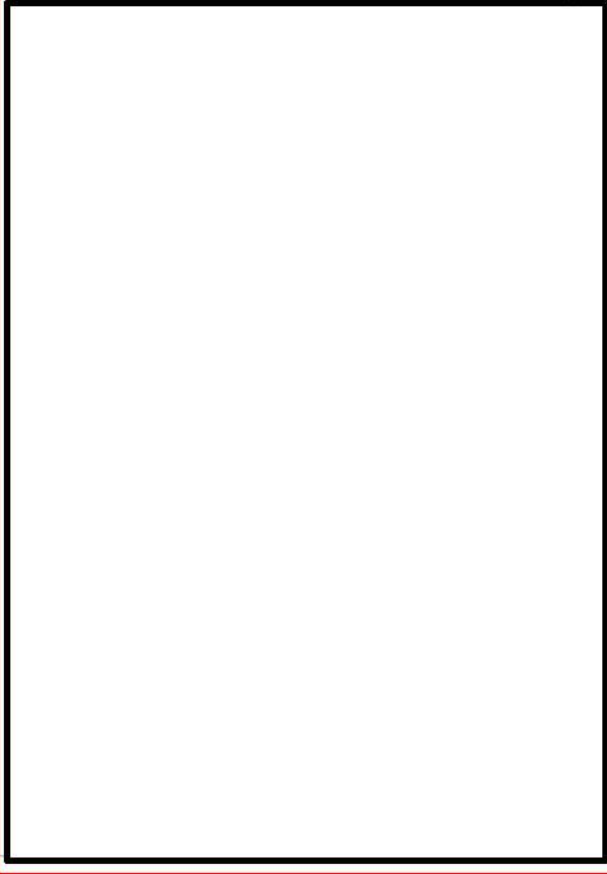
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■記載内容の相違 (女川実績の反映)</li> </ul> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> </ul> <p>プラント配置設計の相違による感知器配置の相違</p>

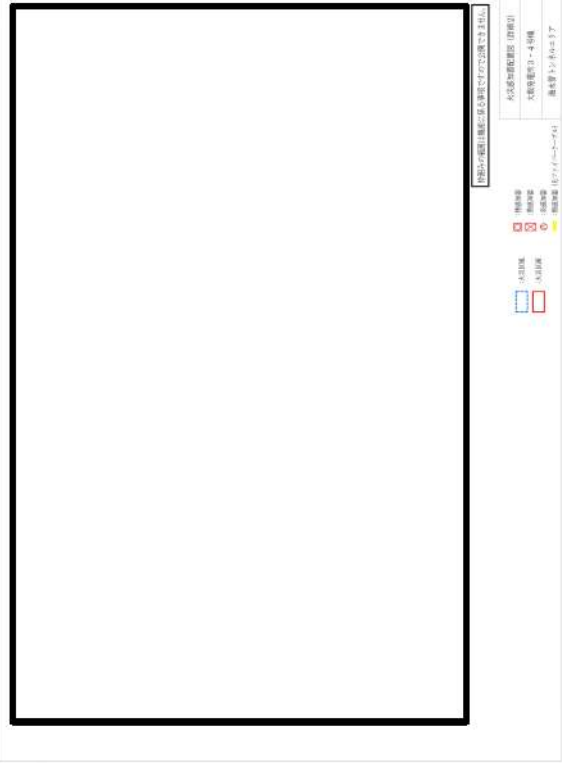
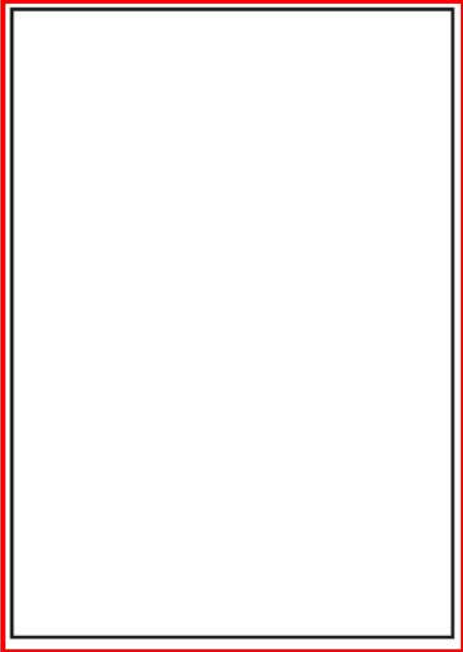

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p data-bbox="1348 1088 1915 1114"> <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 20px; height: 10px;"></span> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。                 </p>	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■記載内容の相違 (女川実績の反映)</li> </ul> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> </ul> <p>プラント配置設計の相違による感知器配置の相違</p>

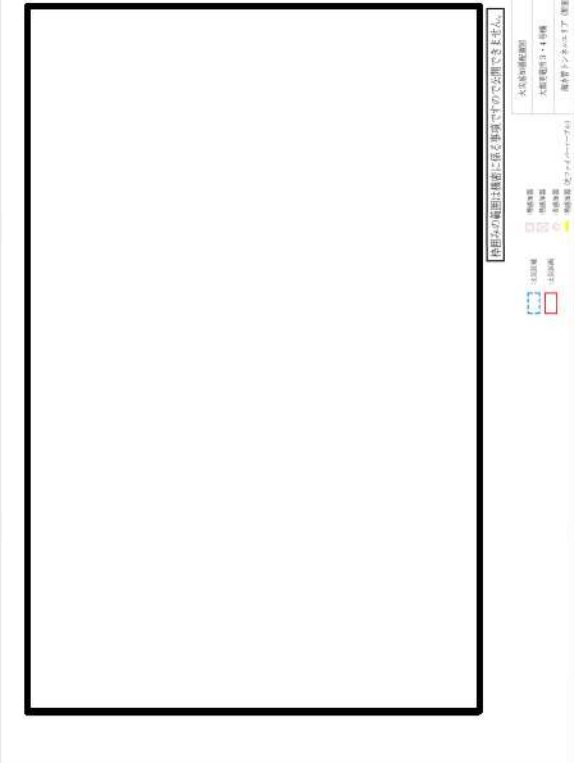
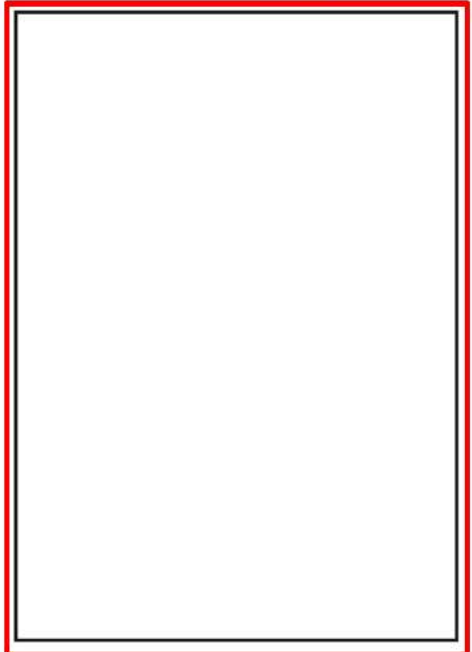
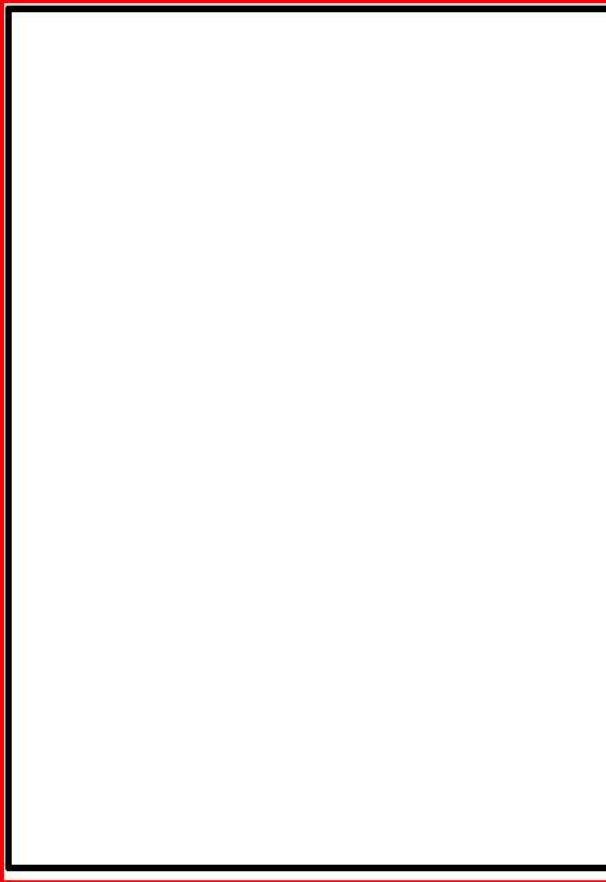
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p data-bbox="1348 1120 1915 1145"> <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 20px; height: 10px; vertical-align: middle;"></span> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。                 </p>	<p data-bbox="1975 172 2042 194">【大飯】</p> <p data-bbox="1975 199 2116 252">■記載内容の相違 (女川実績の反映)</p> <p data-bbox="1975 258 2042 280">【女川】</p> <p data-bbox="1975 285 2150 395">■設計の相違 プラント配置設計の相違による感知器配置の相違</p>

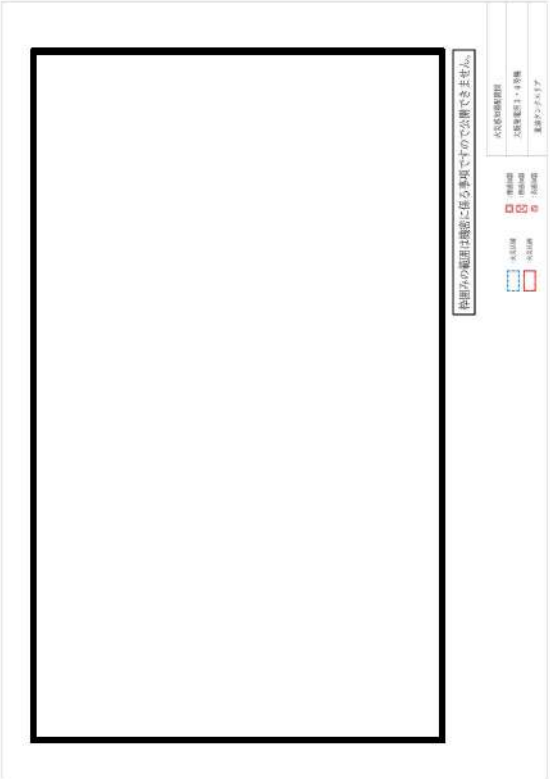
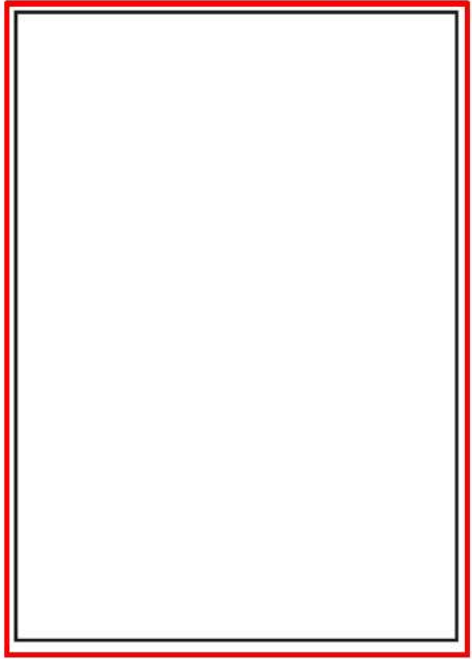
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p data-bbox="1348 1204 1915 1228"> <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 20px; height: 10px; vertical-align: middle;"></span> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。                 </p>	<p data-bbox="1982 167 2049 191">【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1982 199 2116 247">■記載内容の相違 (女川実績の反映)</li> <li data-bbox="1982 255 2049 279">【女川】</li> <li data-bbox="1982 287 2083 311">■設計の相違</li> <li data-bbox="1982 319 2150 391">プラント配置設計の相違による感知器配置の相違</li> </ul>

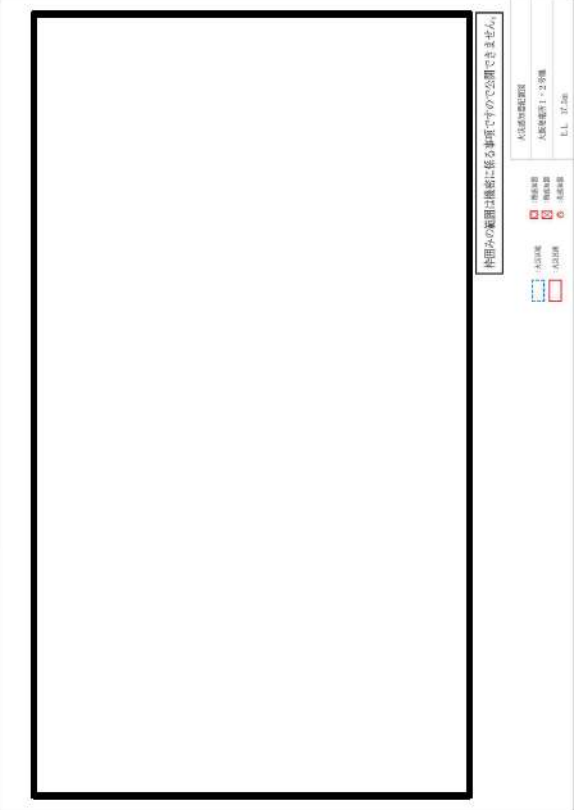
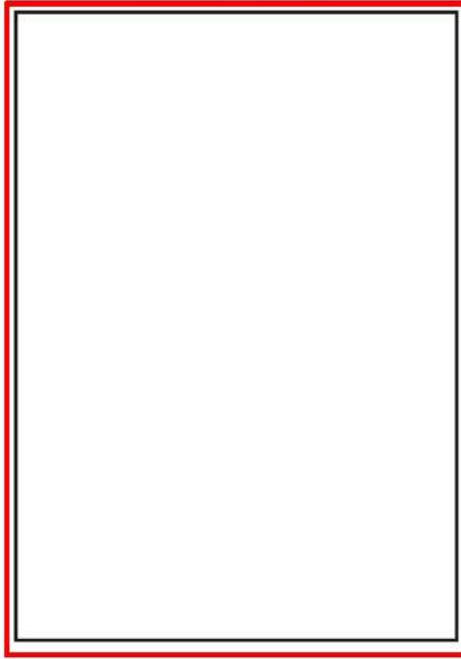
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p data-bbox="1344 1228 1915 1260"> <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 20px; height: 10px; vertical-align: middle;"></span> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。                 </p>	<p data-bbox="1971 167 2139 399">                     【大飯】                      ■記載内容の相違                      (女川実績の反映)                      【女川】                      ■設計の相違                      プラント配置設計の相違による感知器配置の相違                 </p>

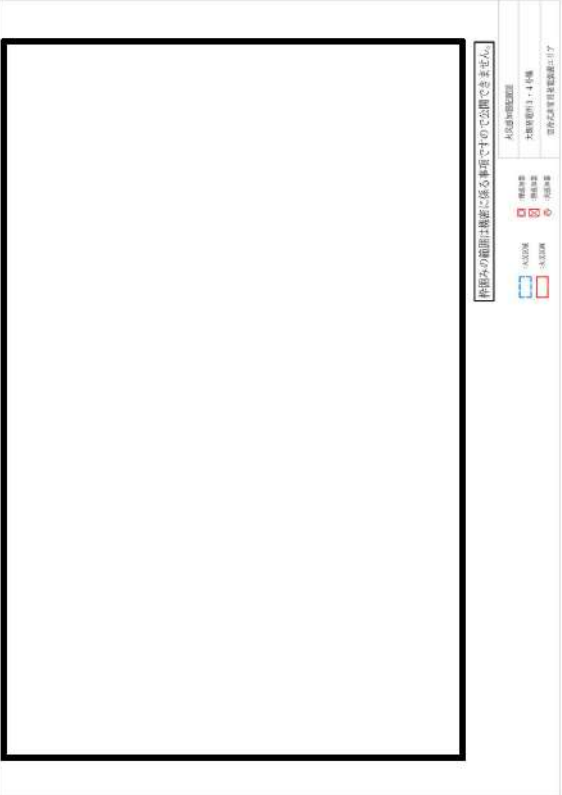
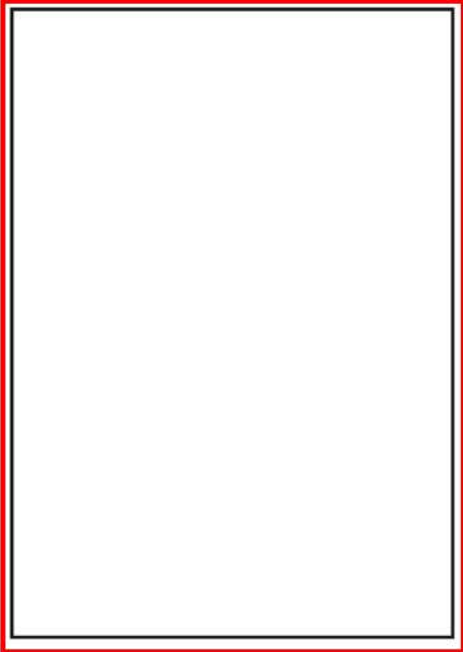
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【女川】                  ■設計の相違                  プラント配置設計の相違による感知器配置の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>プラント配置設計の相違による感知器配置の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

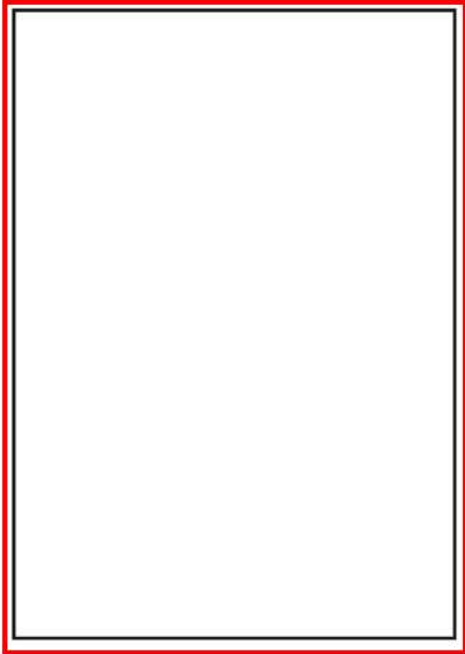
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>図面は掲載に保る事項までの公開となります</p> <p>火災感知器配置図          大飯発電所3/4号炉          図面作成年度：2018年12月</p> <p>■ 検出器          □ 検出器          ○ 検出器</p> <p>■ 検出器          □ 検出器</p>			<p>【女川】</p> <p>■ 設計の相違</p> <p>プラント配置設計の相違による感知器配置の相違</p>



泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料 41-4 添付資料 3 重大事故等対処施設における火災感知器の配置を明示した図面)

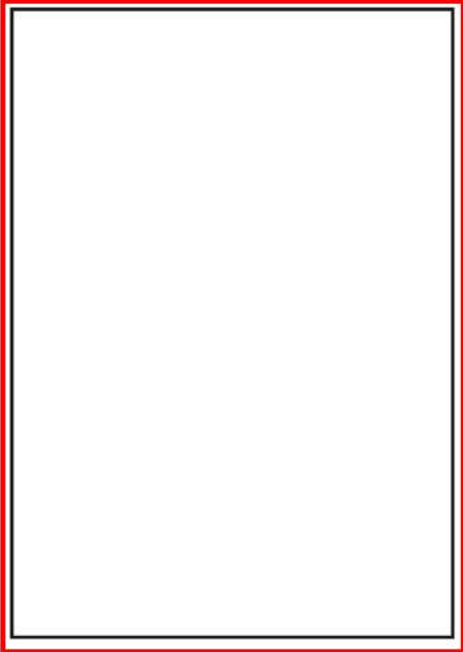
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> <li>プラント配置設計の相違による感知器配置の相違</li> </ul>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料 41-4 添付資料 3 重大事故等対処施設における火災感知器の配置を明示した図面)

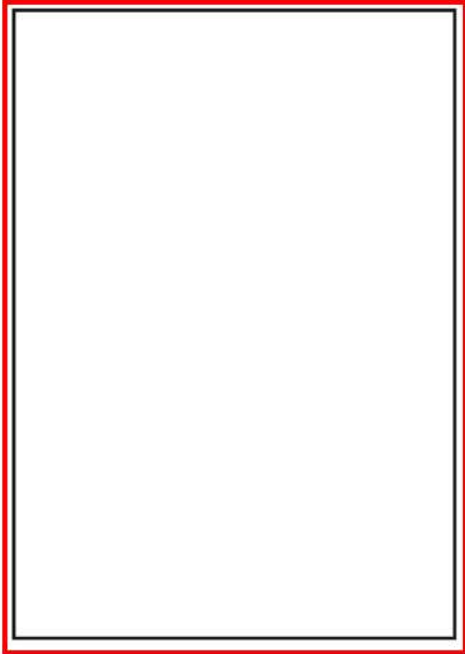
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>プラント配置設計の相違による感知器配置の相違</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料 41-4 添付資料 3 重大事故等対処施設における火災感知器の配置を明示した図面)

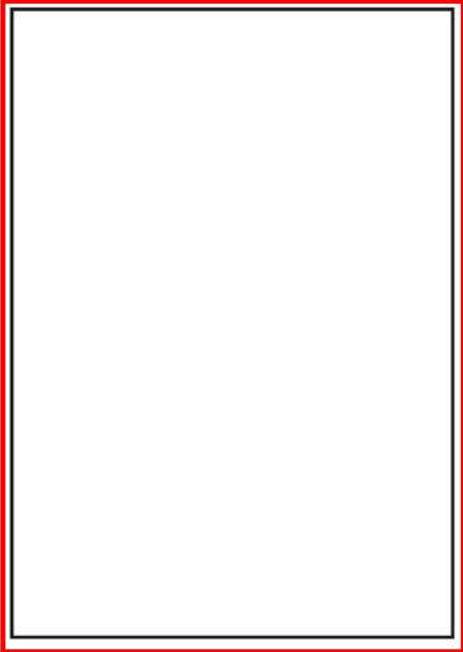
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>プラント配置設計の相違による感知器配置の相違</p>

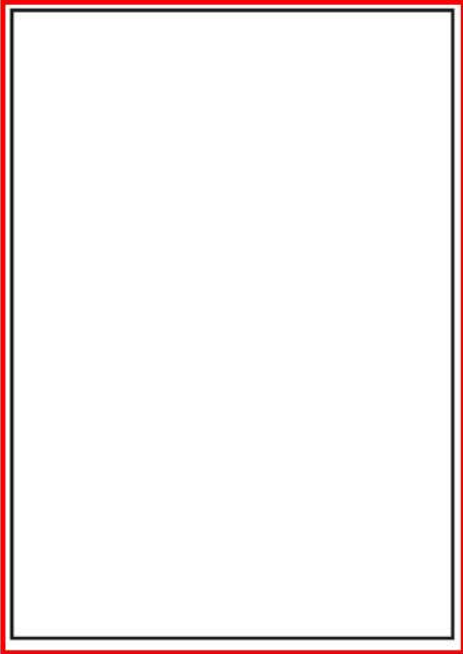
泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料 41-4 添付資料 3 重大事故等対処施設における火災感知器の配置を明示した図面)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【女川】</p> <p>■設計の相違                      プラント配置設計の相違による感知器配置の相違</p>

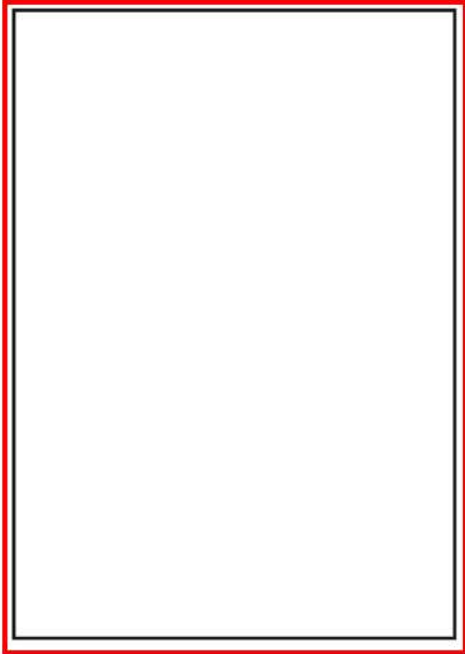
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> <li>プラント配置設計の相違による感知器配置の相違</li> </ul>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料 41-4 添付資料 3 重大事故等対処施設における火災感知器の配置を明示した図面)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 設計の相違</li> <li>プラント配置設計の相違による感知器配置の相違</li> </ul>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料 41-4 添付資料 3 重大事故等対処施設における火災感知器の配置を明示した図面)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4号炉

女川原子力発電所 2号炉

別紙 1

女川原子力発電所 2号炉における火災感知器及び消火設備の部屋別設置状況について

部屋番号	部屋名称	火災感知器の種類 (感知器の種類)	火災感知器の設置場所 (感知器の設置場所)	火災感知器の検出方式	消火設備	消火方法	火災警報の検出方式	備考
R-1-1	トラス室	青	煙感知器	C (C1a) 検出 (維持)	粉末及び二酸化炭素消火器	手動	図録 (消火器)	
R-1-2	RHRポンプ室	青	煙感知器	C (C1a) 検出 (維持)	窒素ガス消火設備	自動	C (C1a) 検出 (維持)	
R-1-3	RHRポンプ(A)室	青	煙感知器	C (C1a) 検出 (維持)	窒素ガス消火設備	自動	C (C1a) 検出 (維持)	
R-1-4	LPCSポンプ室	青	煙感知器	C (C1a) 検出 (維持)	窒素ガス消火設備	自動	C (C1a) 検出 (維持)	
R-1-5	HPCSポンプ室	青	煙感知器	C (C1a) 検出 (維持)	窒素ガス消火設備	自動	C (C1a) 検出 (維持)	
R-1-6	HPCS 駆動機-ポンプ室	青	煙感知器	C (C1a) 検出 (維持)	窒素ガス消火設備	自動	C (C1a) 検出 (維持)	
R-1-7	RCW 駆動機-ポンプ室	青	煙感知器	C (C1a) 検出 (維持)	窒素ガス消火設備	自動	C (C1a) 検出 (維持)	
R-1-8	RCWポンプ室(B)	青	煙感知器	C (C1a) 検出 (維持)	窒素ガス消火設備	自動	C (C1a) 検出 (維持)	
R-1-9	RHRポンプ(C)室	青	煙感知器	C (C1a) 検出 (維持)	窒素ガス消火設備	自動	C (C1a) 検出 (維持)	
R-1-10	B2F 昇降通路	青	煙感知器	C (C1a) 検出 (維持)	窒素ガス消火設備	自動	C (C1a) 検出 (維持)	
R-1-11	PPM/RVポンプ室	無	煙感知器	C	粉末消火器	手動	図録 (消火器)	
R-1-14	RGCタービンポンプ室	青	煙感知器	C (C1a) 検出 (維持)	窒素ガス消火設備	自動	C (C1a) 検出 (維持)	
R-1-15	B2F 昇降通路	無	煙感知器 又は 煙感知器 又は 煙感知器	C	粉末消火器	手動	図録 (消火器)	室内の天井高さ8m未満の範囲については煙感知器及び消火設備が設置され、天井高さ8m以上の範囲については煙感知器及び消火設備が設置されていない。
R-1-16	検査室	無	煙感知器	C	粉末消火器	手動	図録 (消火器)	
R-1-17	サンプリングラック室	無	煙感知器	C	粉末消火器	手動	図録 (消火器)	
R-1-18	LOW 検査ポンプ室	無	煙感知器	C	粉末消火器	手動	図録 (消火器)	
R-1-20	LOW 検査ポンプ(A)室	青	煙感知器	C (C1a) 検出 (維持)	粉末消火器	手動	図録 (消火器)	手動時、自動時で構成されており火災警報を感知する際により火災警報が異なる。
R-1-21	作業管理用ポンプ室	青	煙感知器	C (C1a) 検出 (維持)	粉末消火器	手動	図録 (消火器)	手動時、自動時で構成されており火災警報を感知する際により火災警報が異なる。
R-1-22	ゾナポンプ室	無	煙感知器	C	粉末消火器	手動	図録 (消火器)	
R-1-23	スラッジ集積ポンプ室	無	煙感知器	C	粉末消火器	手動	図録 (消火器)	

泊発電所 3号炉

別紙 1

泊発電所 3号炉における火災感知器及び消火設備の部屋別設置状況について

区画番号	名称	火災警報が感知可能な機器の有無	火災感知器の種類 (感知器の種類)	火災感知器の検出方式	消火設備	消火方法	火災警報の検出方式	備考
A/B 1-01	電子中継器用室-1.7a区画	有	煙感知器	熱感知器	窒素ガス消火設備	自動	C (C1a) 検出 (維持)	
A/B 1-02	海水ポンプ用室-1.7a区画	無	煙感知器	熱感知器	窒素ガス消火設備	手動	C (C1a) 検出 (維持)	
A/B 1-03	1号機用室-1.7a区画	有	煙感知器	熱感知器	窒素ガス消火設備	自動	C (C1a) 検出 (維持)	
A/B 1-04	2号機用室-1.7a区画	有	煙感知器	熱感知器	窒素ガス消火設備	自動	C (C1a) 検出 (維持)	
A/B 2-01-1	セメント調製装置エリア	無	煙感知器	熱感知器	窒素ガス消火設備	自動	C (C1a) 検出 (維持)	
A/B 2-01-2	電子中継器用室-2a区画	有	煙感知器	熱感知器	窒素ガス消火設備	自動	C (C1a) 検出 (維持)	
A/B 2-01-3	高圧材料室-2a区画	無	煙感知器	熱感知器	窒素ガス消火設備	手動	C (C1a) 検出 (維持)	室内の天井高さ8m未満の範囲については煙感知器及び消火設備が設置され、天井高さ8m以上の範囲については煙感知器及び消火設備が設置されていない。
A/B 2-01-4	工作室	無	煙感知器	熱感知器	窒素ガス消火設備	自動	C (C1a) 検出 (維持)	
A/B 2-01-5	電子中継器用室-2b区画	無	煙感知器	熱感知器	窒素ガス消火設備	自動	C (C1a) 検出 (維持)	
A/B 2-01-6	電子中継器用室-2c区画	無	煙感知器	熱感知器	窒素ガス消火設備	自動	C (C1a) 検出 (維持)	
A/B 2-01-7	備置的機用室	無	-	-	粉末消火器	手動	C (C1a) 検出 (維持)	内部が未で満たされ、必要に応じて消火設備が設置されないことにより火災警報を感知しない。
A/B 2-02	安全系ポンプ用室-2b区画	有	煙感知器	熱感知器	窒素ガス消火設備	自動	C (C1a) 検出 (維持)	
A/B 2-04	設備管理エリア	無	煙感知器	熱感知器	窒素ガス消火設備	自動	C (C1a) 検出 (維持)	
A/B 2-05-1	高圧材料室-2b区画	無	煙感知器	熱感知器	窒素ガス消火設備	自動	C (C1a) 検出 (維持)	
A/B 2-05-2	燃料貯蔵室	無	煙感知器	熱感知器	窒素ガス消火設備	手動	C (C1a) 検出 (維持)	

【大飯】  
 ■記載内容の相違 (女川実績の反映)  
 【女川】  
 ■設備名称の相違  
 【女川】  
 ■設計の相違  
 プラント配置設計の相違による各火災区画の感知器及び消火設備の設置状況の相違















泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料41-4 添付資料3 重大事故等対処施設における火災感知器の配置を明示した図面)

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

図面番号	設置名称	火災感知器の設置位置(検知範囲)	火災感知器の種類	火災感知器の検出方式	検出対象	検出範囲	検出装置の設置場所	備考
9-0-1	配電室	無	煙感知器	C	煙	中	設備(火災)	
9-0-2	変圧機室	無	煙感知器	C	煙	中	設備(火災)	
9-0-3	変圧機室	無	煙感知器	C	煙	中	設備(火災)	
9-0-4	変圧機室	無	煙感知器	C	煙	中	設備(火災)	
9-0-5	変圧機室	無	煙感知器	C	煙	中	設備(火災)	
9-0-6	変圧機室	無	煙感知器	C	煙	中	設備(火災)	
9-0-7	変圧機室	無	煙感知器	C	煙	中	設備(火災)	
9-0-8	変圧機室	無	煙感知器	C	煙	中	設備(火災)	
9-0-9	変圧機室	無	煙感知器	C	煙	中	設備(火災)	
9-0-10	変圧機室	無	煙感知器	C	煙	中	設備(火災)	
9-0-11	変圧機室	無	煙感知器	C	煙	中	設備(火災)	
9-0-12	変圧機室	無	煙感知器	C	煙	中	設備(火災)	
9-0-13	変圧機室	無	煙感知器	C	煙	中	設備(火災)	
9-0-14	変圧機室	無	煙感知器	C	煙	中	設備(火災)	
9-0-15	変圧機室	無	煙感知器	C	煙	中	設備(火災)	
9-0-16	変圧機室	無	煙感知器	C	煙	中	設備(火災)	
9-0-17	変圧機室	無	煙感知器	C	煙	中	設備(火災)	
9-0-18	変圧機室	無	煙感知器	C	煙	中	設備(火災)	
9-0-19	変圧機室	無	煙感知器	C	煙	中	設備(火災)	
9-0-20	変圧機室	無	煙感知器	C	煙	中	設備(火災)	
9-0-21	変圧機室	無	煙感知器	C	煙	中	設備(火災)	
9-0-22	変圧機室	無	煙感知器	C	煙	中	設備(火災)	
9-0-23	変圧機室	無	煙感知器	C	煙	中	設備(火災)	
9-0-24	変圧機室	無	煙感知器	C	煙	中	設備(火災)	
9-0-25	変圧機室	無	煙感知器	C	煙	中	設備(火災)	

図面番号	設置名称	火災感知器の設置位置(検知範囲)	火災感知器の種類	火災感知器の検出方式	検出対象	検出範囲	検出装置の設置場所	備考
9-0-26	変圧機室	無	煙感知器	C	煙	中	設備(火災)	
9-0-27	変圧機室	無	煙感知器	C	煙	中	設備(火災)	
9-0-28	変圧機室	無	煙感知器	C	煙	中	設備(火災)	
9-0-29	変圧機室	無	煙感知器	C	煙	中	設備(火災)	
9-0-30	変圧機室	無	煙感知器	C	煙	中	設備(火災)	
9-0-31	変圧機室	無	煙感知器	C	煙	中	設備(火災)	
9-0-32	変圧機室	無	煙感知器	C	煙	中	設備(火災)	
9-0-33	変圧機室	無	煙感知器	C	煙	中	設備(火災)	
9-0-34	変圧機室	無	煙感知器	C	煙	中	設備(火災)	
9-0-35	変圧機室	無	煙感知器	C	煙	中	設備(火災)	
9-0-36	変圧機室	無	煙感知器	C	煙	中	設備(火災)	
9-0-37	変圧機室	無	煙感知器	C	煙	中	設備(火災)	
9-0-38	変圧機室	無	煙感知器	C	煙	中	設備(火災)	
9-0-39	変圧機室	無	煙感知器	C	煙	中	設備(火災)	
9-0-40	変圧機室	無	煙感知器	C	煙	中	設備(火災)	

図面番号	名称	火災感知器の種類(消防法改正後の感知器は除く)	火災感知器の検出方式	火災感知器の設置場所	検出範囲	備考
9-0-41	変圧機室	煙感知器	C	設備(火災)	中	
9-0-42	変圧機室	煙感知器	C	設備(火災)	中	
9-0-43	変圧機室	煙感知器	C	設備(火災)	中	
9-0-44	変圧機室	煙感知器	C	設備(火災)	中	
9-0-45	変圧機室	煙感知器	C	設備(火災)	中	
9-0-46	変圧機室	煙感知器	C	設備(火災)	中	
9-0-47	変圧機室	煙感知器	C	設備(火災)	中	
9-0-48	変圧機室	煙感知器	C	設備(火災)	中	
9-0-49	変圧機室	煙感知器	C	設備(火災)	中	
9-0-50	変圧機室	煙感知器	C	設備(火災)	中	
9-0-51	変圧機室	煙感知器	C	設備(火災)	中	
9-0-52	変圧機室	煙感知器	C	設備(火災)	中	
9-0-53	変圧機室	煙感知器	C	設備(火災)	中	
9-0-54	変圧機室	煙感知器	C	設備(火災)	中	
9-0-55	変圧機室	煙感知器	C	設備(火災)	中	
9-0-56	変圧機室	煙感知器	C	設備(火災)	中	

- 設計箇所により変更がある事
1. 図中の表面積及び検出方式を記載し、適用するために必要な機器・装置物質量等の補正を行う機器・重大事故等対処施設のうち、火災防護対策に必要な機器であり、火災防護対象機器の検出クラスに定じた機能設計とする。
  2. 非アラーム式感知器を指す。
  3. 防煙感知器を指す。
  4. 煙の検出にビーム、線形給電ビーム、線形給電用電圧ビームは全面的に適用はしており、ビーム内は未で満たされていること、可燃物を備え、燃焼がないと想定することから、火災が発生するおそれがないため、感知器を設けない設計とする。
  5. 煙消滅設備の感知器。各アルミ屋及び各種機器等は、火災時に発生する煙・熱の増幅の抑制とともに消滅設備の感知器にアラームを発生させることから、同一防火区画の線形ビームに設置する感知器を併用することで火災をもしなく確実に感知する設計とする。
  6. 燃料タンク(SAT)については、今後の検討により変更となる可能性がある。

【大飯】  
 ■記載内容の相違  
 (女川実績の反映)  
 【女川】  
 ■設計の相違  
 プラント配置設計の相違による各火災区画の感知器及び消火設備の設置状況の相違

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料41-4 添付資料3 重大事故等対処施設における火災感知器の配置を明示した図面)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設置箇所</th> <th>設置名称</th> <th>火災感知器の検出対象となる部位</th> <th>火災感知器の検出方式</th> <th>検出範囲</th> <th>検出方式</th> <th>検出範囲</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9-1-01</td> <td>煙検知器</td> <td>煙検知器 検出対象</td> <td>C10a-線検 線検</td> <td>検出範囲</td> <td>検出範囲</td> <td>C10a-線検 線検</td> <td>警報発生直後の火災発生を速やかに検知し、火災発生時の初期消火活動に資する。また、火災発生時の初期消火活動に資する。</td> </tr> <tr> <td>9-1-02</td> <td>CO2検出器</td> <td>煙検知器 検出対象</td> <td>C</td> <td>検出範囲</td> <td>検出範囲</td> <td>線検(検出範囲)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9-1-03</td> <td>CO2検出器</td> <td>煙検知器 検出対象</td> <td>C</td> <td>検出範囲</td> <td>検出範囲</td> <td>線検(検出範囲)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9-1-04</td> <td>CO2検出器</td> <td>煙検知器 検出対象</td> <td>C</td> <td>検出範囲</td> <td>検出範囲</td> <td>線検(検出範囲)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9-1-05</td> <td>CO2検出器</td> <td>煙検知器 検出対象</td> <td>C</td> <td>検出範囲</td> <td>検出範囲</td> <td>線検(検出範囲)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9-1-06</td> <td>CO2検出器</td> <td>煙検知器 検出対象</td> <td>C</td> <td>検出範囲</td> <td>検出範囲</td> <td>線検(検出範囲)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9-1-07</td> <td>CO2検出器</td> <td>煙検知器 検出対象</td> <td>C</td> <td>検出範囲</td> <td>検出範囲</td> <td>線検(検出範囲)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9-1-08</td> <td>CO2検出器</td> <td>煙検知器 検出対象</td> <td>C</td> <td>検出範囲</td> <td>検出範囲</td> <td>線検(検出範囲)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9-1-09</td> <td>CO2検出器</td> <td>煙検知器 検出対象</td> <td>C</td> <td>検出範囲</td> <td>検出範囲</td> <td>線検(検出範囲)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9-1-10</td> <td>CO2検出器</td> <td>煙検知器 検出対象</td> <td>C</td> <td>検出範囲</td> <td>検出範囲</td> <td>線検(検出範囲)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9-1-11</td> <td>CO2検出器</td> <td>煙検知器 検出対象</td> <td>C</td> <td>検出範囲</td> <td>検出範囲</td> <td>線検(検出範囲)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9-1-12</td> <td>CO2検出器</td> <td>煙検知器 検出対象</td> <td>C</td> <td>検出範囲</td> <td>検出範囲</td> <td>線検(検出範囲)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9-1-13</td> <td>CO2検出器</td> <td>煙検知器 検出対象</td> <td>C</td> <td>検出範囲</td> <td>検出範囲</td> <td>線検(検出範囲)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9-1-14</td> <td>CO2検出器</td> <td>煙検知器 検出対象</td> <td>C</td> <td>検出範囲</td> <td>検出範囲</td> <td>線検(検出範囲)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9-1-15</td> <td>CO2検出器</td> <td>煙検知器 検出対象</td> <td>C</td> <td>検出範囲</td> <td>検出範囲</td> <td>線検(検出範囲)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9-1-16</td> <td>CO2検出器</td> <td>煙検知器 検出対象</td> <td>C</td> <td>検出範囲</td> <td>検出範囲</td> <td>線検(検出範囲)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9-1-17</td> <td>CO2検出器</td> <td>煙検知器 検出対象</td> <td>C</td> <td>検出範囲</td> <td>検出範囲</td> <td>線検(検出範囲)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9-1-18</td> <td>CO2検出器</td> <td>煙検知器 検出対象</td> <td>C</td> <td>検出範囲</td> <td>検出範囲</td> <td>線検(検出範囲)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9-1-19</td> <td>CO2検出器</td> <td>煙検知器 検出対象</td> <td>C</td> <td>検出範囲</td> <td>検出範囲</td> <td>線検(検出範囲)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9-1-20</td> <td>CO2検出器</td> <td>煙検知器 検出対象</td> <td>C</td> <td>検出範囲</td> <td>検出範囲</td> <td>線検(検出範囲)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9-1-21</td> <td>CO2検出器</td> <td>煙検知器 検出対象</td> <td>C</td> <td>検出範囲</td> <td>検出範囲</td> <td>線検(検出範囲)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9-1-22</td> <td>CO2検出器</td> <td>煙検知器 検出対象</td> <td>C</td> <td>検出範囲</td> <td>検出範囲</td> <td>線検(検出範囲)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9-1-23</td> <td>CO2検出器</td> <td>煙検知器 検出対象</td> <td>C</td> <td>検出範囲</td> <td>検出範囲</td> <td>線検(検出範囲)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9-1-24</td> <td>CO2検出器</td> <td>煙検知器 検出対象</td> <td>C</td> <td>検出範囲</td> <td>検出範囲</td> <td>線検(検出範囲)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9-1-25</td> <td>CO2検出器</td> <td>煙検知器 検出対象</td> <td>C</td> <td>検出範囲</td> <td>検出範囲</td> <td>線検(検出範囲)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9-1-26</td> <td>CO2検出器</td> <td>煙検知器 検出対象</td> <td>C</td> <td>検出範囲</td> <td>検出範囲</td> <td>線検(検出範囲)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9-1-27</td> <td>CO2検出器</td> <td>煙検知器 検出対象</td> <td>C</td> <td>検出範囲</td> <td>検出範囲</td> <td>線検(検出範囲)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9-1-28</td> <td>CO2検出器</td> <td>煙検知器 検出対象</td> <td>C</td> <td>検出範囲</td> <td>検出範囲</td> <td>線検(検出範囲)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9-1-29</td> <td>CO2検出器</td> <td>煙検知器 検出対象</td> <td>C</td> <td>検出範囲</td> <td>検出範囲</td> <td>線検(検出範囲)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9-1-30</td> <td>CO2検出器</td> <td>煙検知器 検出対象</td> <td>C</td> <td>検出範囲</td> <td>検出範囲</td> <td>線検(検出範囲)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9-1-31</td> <td>CO2検出器</td> <td>煙検知器 検出対象</td> <td>C</td> <td>検出範囲</td> <td>検出範囲</td> <td>線検(検出範囲)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9-1-32</td> <td>CO2検出器</td> <td>煙検知器 検出対象</td> <td>C</td> <td>検出範囲</td> <td>検出範囲</td> <td>線検(検出範囲)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9-1-33</td> <td>CO2検出器</td> <td>煙検知器 検出対象</td> <td>C</td> <td>検出範囲</td> <td>検出範囲</td> <td>線検(検出範囲)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9-1-34</td> <td>CO2検出器</td> <td>煙検知器 検出対象</td> <td>C</td> <td>検出範囲</td> <td>検出範囲</td> <td>線検(検出範囲)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9-1-35</td> <td>CO2検出器</td> <td>煙検知器 検出対象</td> <td>C</td> <td>検出範囲</td> <td>検出範囲</td> <td>線検(検出範囲)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9-1-36</td> <td>CO2検出器</td> <td>煙検知器 検出対象</td> <td>C</td> <td>検出範囲</td> <td>検出範囲</td> <td>線検(検出範囲)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9-1-37</td> <td>CO2検出器</td> <td>煙検知器 検出対象</td> <td>C</td> <td>検出範囲</td> <td>検出範囲</td> <td>線検(検出範囲)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9-1-38</td> <td>CO2検出器</td> <td>煙検知器 検出対象</td> <td>C</td> <td>検出範囲</td> <td>検出範囲</td> <td>線検(検出範囲)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9-1-39</td> <td>CO2検出器</td> <td>煙検知器 検出対象</td> <td>C</td> <td>検出範囲</td> <td>検出範囲</td> <td>線検(検出範囲)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9-1-40</td> <td>CO2検出器</td> <td>煙検知器 検出対象</td> <td>C</td> <td>検出範囲</td> <td>検出範囲</td> <td>線検(検出範囲)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9-1-41</td> <td>CO2検出器</td> <td>煙検知器 検出対象</td> <td>C</td> <td>検出範囲</td> <td>検出範囲</td> <td>線検(検出範囲)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設置箇所	設置名称	火災感知器の検出対象となる部位	火災感知器の検出方式	検出範囲	検出方式	検出範囲	備考	9-1-01	煙検知器	煙検知器 検出対象	C10a-線検 線検	検出範囲	検出範囲	C10a-線検 線検	警報発生直後の火災発生を速やかに検知し、火災発生時の初期消火活動に資する。また、火災発生時の初期消火活動に資する。	9-1-02	CO2検出器	煙検知器 検出対象	C	検出範囲	検出範囲	線検(検出範囲)		9-1-03	CO2検出器	煙検知器 検出対象	C	検出範囲	検出範囲	線検(検出範囲)		9-1-04	CO2検出器	煙検知器 検出対象	C	検出範囲	検出範囲	線検(検出範囲)		9-1-05	CO2検出器	煙検知器 検出対象	C	検出範囲	検出範囲	線検(検出範囲)		9-1-06	CO2検出器	煙検知器 検出対象	C	検出範囲	検出範囲	線検(検出範囲)		9-1-07	CO2検出器	煙検知器 検出対象	C	検出範囲	検出範囲	線検(検出範囲)		9-1-08	CO2検出器	煙検知器 検出対象	C	検出範囲	検出範囲	線検(検出範囲)		9-1-09	CO2検出器	煙検知器 検出対象	C	検出範囲	検出範囲	線検(検出範囲)		9-1-10	CO2検出器	煙検知器 検出対象	C	検出範囲	検出範囲	線検(検出範囲)		9-1-11	CO2検出器	煙検知器 検出対象	C	検出範囲	検出範囲	線検(検出範囲)		9-1-12	CO2検出器	煙検知器 検出対象	C	検出範囲	検出範囲	線検(検出範囲)		9-1-13	CO2検出器	煙検知器 検出対象	C	検出範囲	検出範囲	線検(検出範囲)		9-1-14	CO2検出器	煙検知器 検出対象	C	検出範囲	検出範囲	線検(検出範囲)		9-1-15	CO2検出器	煙検知器 検出対象	C	検出範囲	検出範囲	線検(検出範囲)		9-1-16	CO2検出器	煙検知器 検出対象	C	検出範囲	検出範囲	線検(検出範囲)		9-1-17	CO2検出器	煙検知器 検出対象	C	検出範囲	検出範囲	線検(検出範囲)		9-1-18	CO2検出器	煙検知器 検出対象	C	検出範囲	検出範囲	線検(検出範囲)		9-1-19	CO2検出器	煙検知器 検出対象	C	検出範囲	検出範囲	線検(検出範囲)		9-1-20	CO2検出器	煙検知器 検出対象	C	検出範囲	検出範囲	線検(検出範囲)		9-1-21	CO2検出器	煙検知器 検出対象	C	検出範囲	検出範囲	線検(検出範囲)		9-1-22	CO2検出器	煙検知器 検出対象	C	検出範囲	検出範囲	線検(検出範囲)		9-1-23	CO2検出器	煙検知器 検出対象	C	検出範囲	検出範囲	線検(検出範囲)		9-1-24	CO2検出器	煙検知器 検出対象	C	検出範囲	検出範囲	線検(検出範囲)		9-1-25	CO2検出器	煙検知器 検出対象	C	検出範囲	検出範囲	線検(検出範囲)		9-1-26	CO2検出器	煙検知器 検出対象	C	検出範囲	検出範囲	線検(検出範囲)		9-1-27	CO2検出器	煙検知器 検出対象	C	検出範囲	検出範囲	線検(検出範囲)		9-1-28	CO2検出器	煙検知器 検出対象	C	検出範囲	検出範囲	線検(検出範囲)		9-1-29	CO2検出器	煙検知器 検出対象	C	検出範囲	検出範囲	線検(検出範囲)		9-1-30	CO2検出器	煙検知器 検出対象	C	検出範囲	検出範囲	線検(検出範囲)		9-1-31	CO2検出器	煙検知器 検出対象	C	検出範囲	検出範囲	線検(検出範囲)		9-1-32	CO2検出器	煙検知器 検出対象	C	検出範囲	検出範囲	線検(検出範囲)		9-1-33	CO2検出器	煙検知器 検出対象	C	検出範囲	検出範囲	線検(検出範囲)		9-1-34	CO2検出器	煙検知器 検出対象	C	検出範囲	検出範囲	線検(検出範囲)		9-1-35	CO2検出器	煙検知器 検出対象	C	検出範囲	検出範囲	線検(検出範囲)		9-1-36	CO2検出器	煙検知器 検出対象	C	検出範囲	検出範囲	線検(検出範囲)		9-1-37	CO2検出器	煙検知器 検出対象	C	検出範囲	検出範囲	線検(検出範囲)		9-1-38	CO2検出器	煙検知器 検出対象	C	検出範囲	検出範囲	線検(検出範囲)		9-1-39	CO2検出器	煙検知器 検出対象	C	検出範囲	検出範囲	線検(検出範囲)		9-1-40	CO2検出器	煙検知器 検出対象	C	検出範囲	検出範囲	線検(検出範囲)		9-1-41	CO2検出器	煙検知器 検出対象	C	検出範囲	検出範囲	線検(検出範囲)			
設置箇所	設置名称	火災感知器の検出対象となる部位	火災感知器の検出方式	検出範囲	検出方式	検出範囲	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
9-1-01	煙検知器	煙検知器 検出対象	C10a-線検 線検	検出範囲	検出範囲	C10a-線検 線検	警報発生直後の火災発生を速やかに検知し、火災発生時の初期消火活動に資する。また、火災発生時の初期消火活動に資する。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
9-1-02	CO2検出器	煙検知器 検出対象	C	検出範囲	検出範囲	線検(検出範囲)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
9-1-03	CO2検出器	煙検知器 検出対象	C	検出範囲	検出範囲	線検(検出範囲)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
9-1-04	CO2検出器	煙検知器 検出対象	C	検出範囲	検出範囲	線検(検出範囲)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
9-1-05	CO2検出器	煙検知器 検出対象	C	検出範囲	検出範囲	線検(検出範囲)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
9-1-06	CO2検出器	煙検知器 検出対象	C	検出範囲	検出範囲	線検(検出範囲)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
9-1-07	CO2検出器	煙検知器 検出対象	C	検出範囲	検出範囲	線検(検出範囲)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
9-1-08	CO2検出器	煙検知器 検出対象	C	検出範囲	検出範囲	線検(検出範囲)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
9-1-09	CO2検出器	煙検知器 検出対象	C	検出範囲	検出範囲	線検(検出範囲)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
9-1-10	CO2検出器	煙検知器 検出対象	C	検出範囲	検出範囲	線検(検出範囲)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
9-1-11	CO2検出器	煙検知器 検出対象	C	検出範囲	検出範囲	線検(検出範囲)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
9-1-12	CO2検出器	煙検知器 検出対象	C	検出範囲	検出範囲	線検(検出範囲)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
9-1-13	CO2検出器	煙検知器 検出対象	C	検出範囲	検出範囲	線検(検出範囲)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
9-1-14	CO2検出器	煙検知器 検出対象	C	検出範囲	検出範囲	線検(検出範囲)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
9-1-15	CO2検出器	煙検知器 検出対象	C	検出範囲	検出範囲	線検(検出範囲)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
9-1-16	CO2検出器	煙検知器 検出対象	C	検出範囲	検出範囲	線検(検出範囲)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
9-1-17	CO2検出器	煙検知器 検出対象	C	検出範囲	検出範囲	線検(検出範囲)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
9-1-18	CO2検出器	煙検知器 検出対象	C	検出範囲	検出範囲	線検(検出範囲)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
9-1-19	CO2検出器	煙検知器 検出対象	C	検出範囲	検出範囲	線検(検出範囲)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
9-1-20	CO2検出器	煙検知器 検出対象	C	検出範囲	検出範囲	線検(検出範囲)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
9-1-21	CO2検出器	煙検知器 検出対象	C	検出範囲	検出範囲	線検(検出範囲)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
9-1-22	CO2検出器	煙検知器 検出対象	C	検出範囲	検出範囲	線検(検出範囲)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
9-1-23	CO2検出器	煙検知器 検出対象	C	検出範囲	検出範囲	線検(検出範囲)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
9-1-24	CO2検出器	煙検知器 検出対象	C	検出範囲	検出範囲	線検(検出範囲)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
9-1-25	CO2検出器	煙検知器 検出対象	C	検出範囲	検出範囲	線検(検出範囲)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
9-1-26	CO2検出器	煙検知器 検出対象	C	検出範囲	検出範囲	線検(検出範囲)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
9-1-27	CO2検出器	煙検知器 検出対象	C	検出範囲	検出範囲	線検(検出範囲)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
9-1-28	CO2検出器	煙検知器 検出対象	C	検出範囲	検出範囲	線検(検出範囲)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
9-1-29	CO2検出器	煙検知器 検出対象	C	検出範囲	検出範囲	線検(検出範囲)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
9-1-30	CO2検出器	煙検知器 検出対象	C	検出範囲	検出範囲	線検(検出範囲)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
9-1-31	CO2検出器	煙検知器 検出対象	C	検出範囲	検出範囲	線検(検出範囲)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
9-1-32	CO2検出器	煙検知器 検出対象	C	検出範囲	検出範囲	線検(検出範囲)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
9-1-33	CO2検出器	煙検知器 検出対象	C	検出範囲	検出範囲	線検(検出範囲)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
9-1-34	CO2検出器	煙検知器 検出対象	C	検出範囲	検出範囲	線検(検出範囲)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
9-1-35	CO2検出器	煙検知器 検出対象	C	検出範囲	検出範囲	線検(検出範囲)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
9-1-36	CO2検出器	煙検知器 検出対象	C	検出範囲	検出範囲	線検(検出範囲)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
9-1-37	CO2検出器	煙検知器 検出対象	C	検出範囲	検出範囲	線検(検出範囲)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
9-1-38	CO2検出器	煙検知器 検出対象	C	検出範囲	検出範囲	線検(検出範囲)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
9-1-39	CO2検出器	煙検知器 検出対象	C	検出範囲	検出範囲	線検(検出範囲)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
9-1-40	CO2検出器	煙検知器 検出対象	C	検出範囲	検出範囲	線検(検出範囲)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
9-1-41	CO2検出器	煙検知器 検出対象	C	検出範囲	検出範囲	線検(検出範囲)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設置箇所</th> <th>設置名称</th> <th>火災感知器の検出対象となる部位</th> <th>火災感知器の検出方式</th> <th>検出範囲</th> <th>検出方式</th> <th>検出範囲</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9-1-42</td> <td>煙検知器</td> <td>煙検知器 検出対象</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>検出範囲</td> <td>線検(検出範囲)</td> <td>警報発生直後の火災発生を速やかに検知し、火災発生時の初期消火活動に資する。また、火災発生時の初期消火活動に資する。</td> </tr> <tr> <td>9-1-43</td> <td>煙検知器</td> <td>煙検知器 検出対象</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>検出範囲</td> <td>線検(検出範囲)</td> <td>警報発生直後の火災発生を速やかに検知し、火災発生時の初期消火活動に資する。また、火災発生時の初期消火活動に資する。</td> </tr> <tr> <td>9-1-44</td> <td>煙検知器</td> <td>煙検知器 検出対象</td> <td>C10a-線検 線検</td> <td>検出範囲</td> <td>検出範囲</td> <td>線検(検出範囲)</td> <td>警報発生直後の火災発生を速やかに検知し、火災発生時の初期消火活動に資する。また、火災発生時の初期消火活動に資する。</td> </tr> <tr> <td>9-1-45</td> <td>煙検知器</td> <td>煙検知器 検出対象</td> <td>C10a-線検 線検</td> <td>検出範囲</td> <td>検出範囲</td> <td>線検(検出範囲)</td> <td>警報発生直後の火災発生を速やかに検知し、火災発生時の初期消火活動に資する。また、火災発生時の初期消火活動に資する。</td> </tr> <tr> <td>9-1-46</td> <td>煙検知器</td> <td>煙検知器 検出対象</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>検出範囲</td> <td>線検(検出範囲)</td> <td>警報発生直後の火災発生を速やかに検知し、火災発生時の初期消火活動に資する。また、火災発生時の初期消火活動に資する。</td> </tr> <tr> <td>9-1-47</td> <td>煙検知器</td> <td>煙検知器 検出対象</td> <td>C10a-線検 線検</td> <td>検出範囲</td> <td>検出範囲</td> <td>線検(検出範囲)</td> <td>警報発生直後の火災発生を速やかに検知し、火災発生時の初期消火活動に資する。また、火災発生時の初期消火活動に資する。</td> </tr> <tr> <td>9-1-48</td> <td>煙検知器</td> <td>煙検知器 検出対象</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>検出範囲</td> <td>線検(検出範囲)</td> <td>警報発生直後の火災発生を速やかに検知し、火災発生時の初期消火活動に資する。また、火災発生時の初期消火活動に資する。</td> </tr> <tr> <td>9-1-49</td> <td>煙検知器</td> <td>煙検知器 検出対象</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>検出範囲</td> <td>線検(検出範囲)</td> <td>警報発生直後の火災発生を速やかに検知し、火災発生時の初期消火活動に資する。また、火災発生時の初期消火活動に資する。</td> </tr> </tbody> </table>	設置箇所	設置名称	火災感知器の検出対象となる部位	火災感知器の検出方式	検出範囲	検出方式	検出範囲	備考	9-1-42	煙検知器	煙検知器 検出対象	—	—	検出範囲	線検(検出範囲)	警報発生直後の火災発生を速やかに検知し、火災発生時の初期消火活動に資する。また、火災発生時の初期消火活動に資する。	9-1-43	煙検知器	煙検知器 検出対象	—	—	検出範囲	線検(検出範囲)	警報発生直後の火災発生を速やかに検知し、火災発生時の初期消火活動に資する。また、火災発生時の初期消火活動に資する。	9-1-44	煙検知器	煙検知器 検出対象	C10a-線検 線検	検出範囲	検出範囲	線検(検出範囲)	警報発生直後の火災発生を速やかに検知し、火災発生時の初期消火活動に資する。また、火災発生時の初期消火活動に資する。	9-1-45	煙検知器	煙検知器 検出対象	C10a-線検 線検	検出範囲	検出範囲	線検(検出範囲)	警報発生直後の火災発生を速やかに検知し、火災発生時の初期消火活動に資する。また、火災発生時の初期消火活動に資する。	9-1-46	煙検知器	煙検知器 検出対象	—	—	検出範囲	線検(検出範囲)	警報発生直後の火災発生を速やかに検知し、火災発生時の初期消火活動に資する。また、火災発生時の初期消火活動に資する。	9-1-47	煙検知器	煙検知器 検出対象	C10a-線検 線検	検出範囲	検出範囲	線検(検出範囲)	警報発生直後の火災発生を速やかに検知し、火災発生時の初期消火活動に資する。また、火災発生時の初期消火活動に資する。	9-1-48	煙検知器	煙検知器 検出対象	—	—	検出範囲	線検(検出範囲)	警報発生直後の火災発生を速やかに検知し、火災発生時の初期消火活動に資する。また、火災発生時の初期消火活動に資する。	9-1-49	煙検知器	煙検知器 検出対象	—	—	検出範囲	線検(検出範囲)	警報発生直後の火災発生を速やかに検知し、火災発生時の初期消火活動に資する。また、火災発生時の初期消火活動に資する。																																																																																																																																																																																																																																																																										
設置箇所	設置名称	火災感知器の検出対象となる部位	火災感知器の検出方式	検出範囲	検出方式	検出範囲	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
9-1-42	煙検知器	煙検知器 検出対象	—	—	検出範囲	線検(検出範囲)	警報発生直後の火災発生を速やかに検知し、火災発生時の初期消火活動に資する。また、火災発生時の初期消火活動に資する。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
9-1-43	煙検知器	煙検知器 検出対象	—	—	検出範囲	線検(検出範囲)	警報発生直後の火災発生を速やかに検知し、火災発生時の初期消火活動に資する。また、火災発生時の初期消火活動に資する。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
9-1-44	煙検知器	煙検知器 検出対象	C10a-線検 線検	検出範囲	検出範囲	線検(検出範囲)	警報発生直後の火災発生を速やかに検知し、火災発生時の初期消火活動に資する。また、火災発生時の初期消火活動に資する。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
9-1-45	煙検知器	煙検知器 検出対象	C10a-線検 線検	検出範囲	検出範囲	線検(検出範囲)	警報発生直後の火災発生を速やかに検知し、火災発生時の初期消火活動に資する。また、火災発生時の初期消火活動に資する。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
9-1-46	煙検知器	煙検知器 検出対象	—	—	検出範囲	線検(検出範囲)	警報発生直後の火災発生を速やかに検知し、火災発生時の初期消火活動に資する。また、火災発生時の初期消火活動に資する。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
9-1-47	煙検知器	煙検知器 検出対象	C10a-線検 線検	検出範囲	検出範囲	線検(検出範囲)	警報発生直後の火災発生を速やかに検知し、火災発生時の初期消火活動に資する。また、火災発生時の初期消火活動に資する。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
9-1-48	煙検知器	煙検知器 検出対象	—	—	検出範囲	線検(検出範囲)	警報発生直後の火災発生を速やかに検知し、火災発生時の初期消火活動に資する。また、火災発生時の初期消火活動に資する。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
9-1-49	煙検知器	煙検知器 検出対象	—	—	検出範囲	線検(検出範囲)	警報発生直後の火災発生を速やかに検知し、火災発生時の初期消火活動に資する。また、火災発生時の初期消火活動に資する。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												

【女川】  
 ■設計の相違  
 プラント配置設計の相違による各火災区画の感知器及び消火設備の設置状況の相違

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

第41条 火災による損傷の防止 (補足説明資料 41-4 添付資料 3 重大事故等対処施設における火災感知器の配置を明示した図面)

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設置箇所</th> <th>設置名称</th> <th>火災感知器の検出対象物</th> <th>火災感知器の検出方式</th> <th>火災感知器の設置場所</th> <th>検出方式</th> <th>火災感知器の設置状況</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R-0-01</td> <td>HVAC 観音ヶ丘1号機</td> <td>■</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>熱気感知器</td> <td>■</td> <td>■</td> </tr> <tr> <td>R-0-01</td> <td>HVAC 観音ヶ丘2号機</td> <td>■</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>熱気感知器</td> <td>■</td> <td>■</td> </tr> <tr> <td>R-0-02</td> <td>1号機燃料油タンク</td> <td>■</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>熱気感知器</td> <td>■</td> <td>■</td> </tr> <tr> <td>R-0-03</td> <td>HVAC 観音ヶ丘3号機</td> <td>■</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>熱気感知器</td> <td>■</td> <td>■</td> </tr> <tr> <td>R-0-04</td> <td>ポンプルーム1号機</td> <td>■</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>熱気感知器</td> <td>■</td> <td>■</td> </tr> <tr> <td>R-0-05</td> <td>原子炉建屋内機器室</td> <td>■</td> <td>■</td> <td>○</td> <td>熱気感知器</td> <td>■</td> <td>■</td> </tr> <tr> <td>R-0-06</td> <td>原子炉建屋内機器室</td> <td>■</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>熱気感知器</td> <td>■</td> <td>■</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設置箇所</th> <th>設置名称</th> <th>火災感知器の検出対象物</th> <th>火災感知器の検出方式</th> <th>火災感知器の設置場所</th> <th>検出方式</th> <th>火災感知器の設置状況</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R-0-07</td> <td>原子炉建屋内機器室</td> <td>■</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>熱気感知器</td> <td>■</td> <td>■</td> </tr> <tr> <td>R-0-08</td> <td>原子炉建屋内機器室</td> <td>■</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>熱気感知器</td> <td>■</td> <td>■</td> </tr> <tr> <td>R-0-09</td> <td>原子炉建屋内機器室</td> <td>■</td> <td>■</td> <td>○</td> <td>熱気感知器</td> <td>■</td> <td>■</td> </tr> <tr> <td>R-0-10</td> <td>HVAC 観音ヶ丘1号機</td> <td>■</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>熱気感知器</td> <td>■</td> <td>■</td> </tr> <tr> <td>R-0-11</td> <td>HVAC 観音ヶ丘2号機</td> <td>■</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>熱気感知器</td> <td>■</td> <td>■</td> </tr> <tr> <td>R-0-12</td> <td>HVAC 観音ヶ丘3号機</td> <td>■</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>熱気感知器</td> <td>■</td> <td>■</td> </tr> <tr> <td>R-0-13</td> <td>原子炉建屋内機器室</td> <td>■</td> <td>■</td> <td>○</td> <td>熱気感知器</td> <td>■</td> <td>■</td> </tr> <tr> <td>R-0-14</td> <td>原子炉建屋内機器室</td> <td>■</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>熱気感知器</td> <td>■</td> <td>■</td> </tr> <tr> <td>R-0-15</td> <td>原子炉建屋内機器室</td> <td>■</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>熱気感知器</td> <td>■</td> <td>■</td> </tr> <tr> <td>R-0-16</td> <td>原子炉建屋内機器室</td> <td>■</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>熱気感知器</td> <td>■</td> <td>■</td> </tr> <tr> <td>R-0-17</td> <td>原子炉建屋内機器室</td> <td>■</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>熱気感知器</td> <td>■</td> <td>■</td> </tr> </tbody> </table>	設置箇所	設置名称	火災感知器の検出対象物	火災感知器の検出方式	火災感知器の設置場所	検出方式	火災感知器の設置状況	備考	R-0-01	HVAC 観音ヶ丘1号機	■	—	—	熱気感知器	■	■	R-0-01	HVAC 観音ヶ丘2号機	■	—	—	熱気感知器	■	■	R-0-02	1号機燃料油タンク	■	—	—	熱気感知器	■	■	R-0-03	HVAC 観音ヶ丘3号機	■	—	—	熱気感知器	■	■	R-0-04	ポンプルーム1号機	■	—	—	熱気感知器	■	■	R-0-05	原子炉建屋内機器室	■	■	○	熱気感知器	■	■	R-0-06	原子炉建屋内機器室	■	—	—	熱気感知器	■	■	設置箇所	設置名称	火災感知器の検出対象物	火災感知器の検出方式	火災感知器の設置場所	検出方式	火災感知器の設置状況	備考	R-0-07	原子炉建屋内機器室	■	—	—	熱気感知器	■	■	R-0-08	原子炉建屋内機器室	■	—	—	熱気感知器	■	■	R-0-09	原子炉建屋内機器室	■	■	○	熱気感知器	■	■	R-0-10	HVAC 観音ヶ丘1号機	■	—	—	熱気感知器	■	■	R-0-11	HVAC 観音ヶ丘2号機	■	—	—	熱気感知器	■	■	R-0-12	HVAC 観音ヶ丘3号機	■	—	—	熱気感知器	■	■	R-0-13	原子炉建屋内機器室	■	■	○	熱気感知器	■	■	R-0-14	原子炉建屋内機器室	■	—	—	熱気感知器	■	■	R-0-15	原子炉建屋内機器室	■	—	—	熱気感知器	■	■	R-0-16	原子炉建屋内機器室	■	—	—	熱気感知器	■	■	R-0-17	原子炉建屋内機器室	■	—	—	熱気感知器	■	■		<p>【女川】  <b>■</b>設計の相違                  プラント配置設計の相違による各火災区画の感知器及び消火設備の設置状況の相違</p>
設置箇所	設置名称	火災感知器の検出対象物	火災感知器の検出方式	火災感知器の設置場所	検出方式	火災感知器の設置状況	備考																																																																																																																																																												
R-0-01	HVAC 観音ヶ丘1号機	■	—	—	熱気感知器	■	■																																																																																																																																																												
R-0-01	HVAC 観音ヶ丘2号機	■	—	—	熱気感知器	■	■																																																																																																																																																												
R-0-02	1号機燃料油タンク	■	—	—	熱気感知器	■	■																																																																																																																																																												
R-0-03	HVAC 観音ヶ丘3号機	■	—	—	熱気感知器	■	■																																																																																																																																																												
R-0-04	ポンプルーム1号機	■	—	—	熱気感知器	■	■																																																																																																																																																												
R-0-05	原子炉建屋内機器室	■	■	○	熱気感知器	■	■																																																																																																																																																												
R-0-06	原子炉建屋内機器室	■	—	—	熱気感知器	■	■																																																																																																																																																												
設置箇所	設置名称	火災感知器の検出対象物	火災感知器の検出方式	火災感知器の設置場所	検出方式	火災感知器の設置状況	備考																																																																																																																																																												
R-0-07	原子炉建屋内機器室	■	—	—	熱気感知器	■	■																																																																																																																																																												
R-0-08	原子炉建屋内機器室	■	—	—	熱気感知器	■	■																																																																																																																																																												
R-0-09	原子炉建屋内機器室	■	■	○	熱気感知器	■	■																																																																																																																																																												
R-0-10	HVAC 観音ヶ丘1号機	■	—	—	熱気感知器	■	■																																																																																																																																																												
R-0-11	HVAC 観音ヶ丘2号機	■	—	—	熱気感知器	■	■																																																																																																																																																												
R-0-12	HVAC 観音ヶ丘3号機	■	—	—	熱気感知器	■	■																																																																																																																																																												
R-0-13	原子炉建屋内機器室	■	■	○	熱気感知器	■	■																																																																																																																																																												
R-0-14	原子炉建屋内機器室	■	—	—	熱気感知器	■	■																																																																																																																																																												
R-0-15	原子炉建屋内機器室	■	—	—	熱気感知器	■	■																																																																																																																																																												
R-0-16	原子炉建屋内機器室	■	—	—	熱気感知器	■	■																																																																																																																																																												
R-0-17	原子炉建屋内機器室	■	—	—	熱気感知器	■	■																																																																																																																																																												



